

第 68 回 監査・保証基準委員会有識者懇談会 次第

2024 年 1 月 29 日（月） 9 時 00 分～10 時 50 分

於：日本公認会計士協会 401 会議室（同行者控室：404A 会議室）

I 開 会

II 議 事

1. 意見聴取

- (1) 四半期レビュー基準改訂に伴う報告書の改正等
- (2) 監基報 260、監基報 700 及び監基報 700 実 1 の改正
- (3) IAASB の活動状況
 - ① IAASB 2023 年 12 月ボード以降の活動状況
 - ② 上場企業と PIE（トラック 2）公開草案の概要

2. 報告事項

- (1) 公開草案「ISSA 5000「サステナビリティ保証業務の一般的要求事項」」に対するコメント
- (2) 日本公認会計士協会における周知活動（資料配付）

III 閉 会

以 上

配 付 資 料

No.	資 料
895	四半期レビュー基準報告書第1号「四半期レビュー」の改正（公開草案）
896	期中レビュー基準報告書「独立監査人が実施する期中財務諸表に対するレビュー」（公開草案）
897	改正四半期レビュー基準報告書第1号（公開草案）及び期中レビュー基準報告書（公開草案）の概要
898	監基報260、監基報700及び監基報700実1の改正概要
899	監基報260、監基報700及び監基報700実1の改正案
900	IAASBの活動状況－2023年12月ボード会議の活動状況－
901	IAASBの活動状況－上場企業とPIE（トラック2）－（公開草案の概要）
902	IAASB 公開草案「国際サステナビリティ保証基準（ISSA）5000「サステナビリティ保証業務の一般的要求事項」」に対するコメント
903	日本公認会計士協会における周知活動

監査・保証基準委員会有識者懇談会 委員名簿

(2024年1月29日現在)

(敬称略)

	氏名	現職
議長	堀江正之	日本大学 商学部 教授
委員 (議長代行)	松本祥尚	関西大学 会計専門職大学院 教授
委員	青克美	株式会社東京証券取引所 常務執行役員
委員	井上隆	一般社団法人日本経済団体連合会 専務理事
委員	今給黎真一	株式会社日立製作所 財務統括本部担当本部長
委員	片山一夫	公益社団法人日本証券アナリスト協会 常務理事
委員	川西安喜	企業会計基準委員会 委員長
委員	丸山誠司	公益社団法人日本監査役協会 常任理事
委員	弥永真生	明治大学 専門職大学院会計専門職研究科 専任教授
オブザーバー	齊藤貴文	金融庁 企画市場局企業開示課 開示業務室長

以上

独立監査人が実施する中間財務諸表に対するレビュー

2007年10月30日
改正 2009年7月8日
改正 2011年7月8日
改正 2012年6月22日
改正 2016年2月26日
改正 2020年3月17日
改正 2021年4月7日
改正 2021年9月16日
改正 2021年12月7日
改正 2022年10月13日
改正 2023年3月16日
最終改正 2023年 月 日
日本公認会計士協会
監査・保証基準委員会
(報告書：第44号)

項番号

I	はじめに	
II	本報告書の範囲及び目的	
1.	本報告書の範囲	1
2.	期中レビューの目的	3
III	要求事項	
1.	職業倫理及び独立性並びに品質管理	6
2.	職業的専門家としての懐疑心	7
3.	期中レビュー契約の締結	8
4.	期中レビュー手続	11
(1)	期中レビュー計画	11
(2)	重要性の基準値	13
(3)	内部統制を含む、企業及び企業環境の理解	14
(4)	質問、分析的手続その他の期中レビュー手続	16
(5)	虚偽表示の評価	34
(6)	経営者からの書面による確認	36
(7)	構成単位に対する期中レビュー手続	39
(8)	構成単位の監査人の利用	41

5. 経営者への伝達と対応及び監査役等とのコミュニケーション	43
6. 期中レビュー報告書	50
(1) 全般的事項	50
(2) 結論に関する除外	63
(3) 否定的結論	64
(4) 期中レビュー範囲の制約及び結論の不表明	65
(5) 継続企業の前提	73
(6) 追記情報	78
(7) その他の記載内容に関連する監査人の責任	79
(8) 比較情報	85
7. 期中レビュー調書	89
8. 期中レビューに際してのその他の留意事項	90
(1) 監査人の責任及び期中レビュー手続	90
(2) 監査人の交代	91
(3) 審査	92
IV 適用指針	
1. 職業的専門家としての懐疑心	A1
2. 期中レビュー契約の締結	A3
3. 期中レビュー手続	A4
(1) 期中レビュー計画	A4
(2) 重要性の基準値	A7
(3) 内部統制を含む、企業及び企業環境の理解	A8
(4) 質問、分析的手続その他の期中レビュー手続	A11
(5) 虚偽表示の評価	A21
(6) 経営者からの書面による確認	A23
(7) 構成単位に対する期中レビュー手続	A24
(8) 構成単位の監査人の利用	A25
4. 期中レビュー報告書	A26
(1) 全般的事項	A26
(2) 結論に関する除外	A28
(3) 否定的結論	A29
(4) 継続企業の前提	A30
(5) その他の記載内容に関連する監査人の責任	A34
(6) 比較情報	A35
5. 期中レビュー調書	A36
6. 期中レビューに際してのその他の留意事項	A38
(1) 審査	A38
V 適用	
付録 1 中間財務諸表に対する期中レビュー報告書の文例	

付録 2 経営者確認書の記載例

《I はじめに》

2006年6月に成立した金融商品取引法において、2008年4月1日以後開始する事業年度から、上場会社等に対して四半期報告書の提出が義務付けられ、当該報告書に掲載される四半期財務諸表については公認会計士又は監査法人の監査証明を受けることとされた。

これを受けて、企業会計基準委員会は四半期財務諸表の作成基準である企業会計基準第12号「四半期財務諸表に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第14号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」を2007年3月14日に公表するとともに、企業会計審議会は2007年3月27日に、四半期レビュー基準を公表した。なお、四半期レビュー基準は、2005年7月に国際監査・保証基準審議会（IAASB）が年度の監査人が行う期中財務情報に係るレビューについて公表した国際レビュー業務基準（ISRE）第2410号を参考として作成されている。

このような経緯を踏まえ、当協会は、2007年10月30日付けで本報告を公表した。

企業会計審議会から2009年6月30日付けで継続企業の前提に関する規定の見直しを含む「中間監査基準及び四半期レビュー基準の改訂に関する意見書」が公表されたため、本報告についても必要な見直しを行い、2009年7月8日付けで改正した。

企業会計審議会から2010年3月26日付けで監査報告書における意見表明の内容等を規定している報告基準における国際監査基準（ISA）との差異を調整等するため、「監査基準の改訂に関する意見書」が公表された。四半期レビュー基準についても、2011年6月30日付けで、同様の観点から「中間監査基準及び四半期レビュー基準の改訂に関する意見書」が公表された。

また、企業会計基準委員会は、公益財団法人財務会計基準機構内に設けられている基準諮問会議からの提言を受け、四半期財務報告の大幅な簡素化に伴う会計基準等の見直しを行い、2011年3月25日付けで企業会計基準第12号「四半期財務諸表に関する会計基準」（以下「四半期会計基準」という。）及び企業会計基準適用指針第14号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」等の改正を行った。それに伴い、金融庁から2011年3月31日に関係する府令等の改正が公表された。

このような経緯を踏まえ、本報告についても必要な見直しを行い、2011年7月8日付けで改正した。

当協会は、2011年12月22日付けで明瞭性プロジェクトにより改訂された国際監査基準を参考に新起草方針に基づく監査基準報告書を公表し、これに伴い本報告についても必要な見直しを行い、2012年6月22日付けで改正した。

2016年2月改正の本指針は、2015年9月4日付けで企業内容等開示府令及び監査証明府令が改正され、「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）」（以下「修正国際基準」という。）に従って作成された四半期連結財務諸表に係る四半期レビュー報告書の取扱いの対応が必要になったことから、所要の見直しを行ったものである。

企業会計審議会から2018年7月5日付けで監査報告書における意見表明の内容等を規定している報告基準における国際監査基準（ISA）との差異を調整等するため、「監査基準の改訂に関する意見書」が公表された。四半期レビュー基準についても、2019年9月6日付けで、同様の観点から「四半期レビュー基準の改訂に関する意見書」が公表されたため、本報告についても必要な見直しを行い、2020年3月17日付けで改正した。

企業会計審議会から2024年 月 日付けで四半期開示制度の見直しを受けた「四半期レビュー

基準の改訂に関する意見書」が公表されたため、本報告書についても必要な見直しを行い、2024年 月 日付けで改正した。

《Ⅱ 本報告書の範囲及び目的》

《1. 本報告書の範囲》

1. 本報告書は、金融商品取引法上の期中レビューに関する実務上の指針を提供するものである。
2. 本報告書では、「監査人」という用語を用いているが、これは、監査人が監査機能を発揮するという意味ではなく、中間財務諸表に対して行う期中レビューは年度の財務諸表の監査人により実施されることが求められているためである。

《2. 期中レビューの目的》

3. 本報告書における期中レビューの目的は、経営者の作成した中間財務諸表について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかったかどうかに関し、監査人が自ら入手した証拠に基づいて判断した結果を結論として表明することにある。当該結論は、中間財務諸表に重要な虚偽表示があるときに不適切な結論を表明するリスクを適度な水準に抑えるために必要な手続を実施して表明されるものであるが、期中レビューは、財務諸表には全体として重要な虚偽表示がないということについて合理的な保証を得るために実施される年度の財務諸表の監査と同様の保証を得ることを目的とするものでない（「期中レビュー基準」第一 期中レビューの目的参照）。
4. 期中レビューの目的と年度の財務諸表の監査の目的とは異なるものであり、期中レビューは、中間財務諸表が一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについて意見を表明するものではなく、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかったかどうかについての結論を表明するものである。したがって、期中レビュー手続は、質問、分析的手続その他の期中レビュー手続に限定されており、年度の財務諸表の監査で要求される証拠の全てを入手する手続は求められていない。
5. 期中レビューにおいては、通常、内部統制の運用評価手続や実査、立会、確認、証憑突合、質問に対する回答についての証拠の入手及びその他の実証手続に基づく証拠の入手は要求されていない。したがって、期中レビューは、重要な事項があれば、監査人に気付かせるものであるが、年度の財務諸表の監査であれば可能であったであろう全ての重要な事項を発見することを保証するものではない。

《Ⅲ 要求事項》

《1. 職業倫理及び独立性並びに品質管理》

6. 監査人は、期中レビューの実施に当たって、独立性を含む職業倫理に関する規定及び品質管理の基準を遵守しなければならない。独立性を含む職業倫理に関する規定は、公認会計士法・同施

行令・同施行規則、日本公認会計士協会が公表する会則、倫理規則及びその他の倫理に関する規定をいう。品質管理の基準は、企業会計審議会により公表された「監査に関する品質管理基準」並びに日本公認会計士協会が公表した品質管理基準報告書第1号「監査事務所における品質管理」、品質管理基準報告書第2号「監査業務に係る審査」及び監査基準報告書220「監査業務における品質管理」をいう。

《2. 職業的専門家としての懐疑心》(A1 項及び A2 項参照)

7. 監査人は、期中レビューにおいても、年度の財務諸表の監査と同様に職業的専門家としての正当な注意を払い、職業的懐疑心を保持しなければならない（「四半期レビュー基準の設定に関する意見書」二 1、A1 項及び A2 項参照）。

《3. 期中レビュー契約の締結》

8. 期中レビューを行う監査人は、契約を締結し、業務の内容について合意しなければならない（A3 項参照）。

9. 期中レビュー契約に関して、期中会計期間に係る期中レビュー手続開始前にその契約内容について合意しておかなければならない。

10. 期中レビュー契約書の作成に当たって、少なくとも以下の期中レビューに特有の事項を記載しなければならない。

- ・ 期中レビューの目的
- ・ 期中レビューの対象とする中間財務諸表の範囲（第53 項参照）
- ・ 中間財務諸表の作成責任が経営者にあること。
- ・ 中間財務諸表を作成するための内部統制を整備及び運用する責任が経営者にあること。
- ・ 期中レビューの実施に必要な会計記録及び資料を全て提示する責任が経営者にあること。
- ・ 監査人が期中レビューの実施に当たり口頭で説明を受けた事項及び会計記録等に内在するアサーションを確認するために、経営者確認書を提供することに合意すること。

《4. 期中レビュー手続》

《(1) 期中レビュー計画》(A4 項から A6 項参照)

11. 期中レビュー計画の策定は、前事業年度の財務諸表の監査結果を踏まえ、新たな事象や状況の変化等を考慮する。年度の財務諸表の監査計画と同様、期中レビュー計画も連続的、反復的なプロセスであるので、期中レビュー終了まで必要に応じて、見直し、修正しなければならない。

12. 期中レビュー計画の策定に当たり、重要性の基準値、重要な虚偽表示リスクの識別と評価、期中レビュー手続、構成単位に対する期中レビュー手続、構成単位の監査人の利用、継続企業の前提等について考慮しなければならない。

《(2) 重要性の基準値》(A7 項参照)

13. 期中レビューは年度の財務諸表の監査を前提として実施されるものであることから、年度の財務諸表の監査に係る重要性の基準値を期中レビューにおいても適用することが合理的である。ま

た、期中会計期間の実績数値が通年のものよりも小さいことなどにより、期中レビューに係る重要性の基準値を年度の財務諸表の監査に係る重要性の基準値よりも小さくする場合もあり得るが、少なくとも、年度の財務諸表の監査に係る重要性の基準値を上限としなければならない。

《(3) 内部統制を含む、企業及び企業環境の理解》(A8 項から A10 項参照)

14. 監査人は、年度の財務諸表の監査において行われる、重要な虚偽表示リスクの評価を考慮するとともに、質問や分析を行うべき事象、取引及びアサーション等を特定し、期中レビュー計画を十分に策定し、結論の表明のための基礎を得るために実施する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を選択し、選択した期中レビュー手続を実施するためには、年度の財務諸表のみならず中間財務諸表の作成に係る内部統制を含む、企業及び企業環境について十分な理解を得なければならない(「期中レビュー基準」第二 実施基準 1 参照)。
15. 中間財務諸表の作成に係る内部統制が、例えば、中間財務諸表特有の会計処理に係る内部統制等、年度財務諸表の作成に係る内部統制とは異なる可能性があるため、監査人は中間財務諸表に係る内部統制を十分に把握し理解しなければならない。

《(4) 質問、分析的手続その他の期中レビュー手続》

16. 期中レビューの手続は、質問及び分析的手続等を基本とし、質問及び分析的手続の実施に当たっては、経営者等に対して、中間財務諸表の重要な項目に関する的確な質問を実施するとともに、業種の特性等を踏まえたきめ細かな分析的手続を実施しなければならない(「四半期レビュー基準の設定に関する意見書」二 2 参照)。このように期中レビューは、質問(経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者その他適切な者に対して実施)、分析的手続その他の期中レビュー手続に限定されている。当該期中レビュー手続の範囲及び種類等は、内部統制を含む、企業及び企業環境の理解に基づき、選択されることとなる。
17. 監査人は、中間財務諸表が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかったかどうかについて検討しなければならない。具体的な期中レビュー手続を第 18 項から第 33 項に示す(A11 項参照)。

《① 過去に発生した修正済又は未修正の虚偽表示の検討》

18. 過去の年度の財務諸表の監査又は期中レビューにおける修正済又は未修正の虚偽表示が当期中会計期間における期中レビューに与える影響を検討し、期中レビュー手続に反映させなければならない。

《② 議事録の閲覧等》

19. 株主総会議事録、取締役会議事録及びその他の重要な会議の議事録又は重要な決裁文書を閲覧し、重要な意思決定及び中間財務諸表に重要な影響を与える事象の発生の有無を確かめ、また、議事録等に記載されていない重要な事実の有無について質問しなければならない。

《③ 経営者とのディスカッション》

20. 少なくとも、以下のような事象がある場合には、監査人は、経営者とのディスカッションの実施を検討しなければならない。

- ・ 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合
- ・ 重要な未修正の虚偽表示が存在する場合
- ・ 重要な後発事象が存在する場合
- ・ 中間財務諸表に重要な影響を与える不正等がある場合

《④ 質問及び分析的手続》 (A12 項及び A13 項参照)

21. 監査人は、議事録の閲覧や分析的手続の結果を踏まえて、的確な質問を実施しなければならない。期中レビューにおいては、通常、質問に対する回答について、分析的手続・証票突合等の追加的な手続以外の手続を実施することにより、質問に対する回答を裏付ける証拠を入手することは要求されていない。したがって、質問に対する回答が合理的であり、かつ、整合的であるかについて十分注意を払わなければならない。

《⑤ 会計記録に基づく作成》 (A14 項参照)

22. 監査人は、中間財務諸表が、年度の財務諸表の作成の基礎となる会計記録に基づいて作成されているか確認しなければならない（「期中レビュー基準」第二 実施基準 7 参照）。

《⑥ 追加的な手続》 (A15 項及び A16 項参照)

23. 監査人は、中間財務諸表に企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を重要な点において適正に表示していない事項が存在する可能性が高いと認められる場合には、追加的な質問や関係書類の閲覧等の追加的な手続を実施して当該事項の有無を確かめ、その事項の結論への影響を検討しなければならない（「期中レビュー基準」第二 実施基準 8 参照）。

《⑦ 後発事象等に係る期中レビュー手続》 (A17 項参照)

24. 監査人は、中間財務諸表において修正又は開示すべき後発事象があるかどうかについて、経営者に質問しなければならない（「期中レビュー基準」第二 実施基準 9 及び A17 項参照）。

25. 監査人は、期中レビュー報告書日後に、中間財務諸表に関していかなる期中レビュー手続を実施する義務を負わない。

なお、監査人は、期中レビュー報告書日後に、もし期中レビュー報告書日現在に気付いていたとしたら、期中レビュー報告書を修正する原因となった可能性のある事実（事後判明事実）を知るところとなった場合には、必要な手続等を実施しなければならない（監査基準報告書560「後発事象」参照）。

《⑧ 継続企業の前提に係る期中レビュー手続》 (A18 項から A20 項参照)

26. 監査人は、前事業年度の決算日において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在し、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められた場合と、前事業年度

の決算日において、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められなかったものの、当期中会計期間において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を認めた場合に、適切な期中レビュー手続を実施しなければならない（「期中レビュー基準」第二 実施基準 10 参照）。

(1) 前事業年度の決算日において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在し、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められた場合、監査人は、当中間会計期間における事象又は状況の変化並びにこれらに係る経営者の評価及び対応策の変更について質問等を行わなければならない。その結果、前事業年度の決算日において識別された継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況並びにこれらに係る経営者の評価及び対応策のいずれにおいても大きな変化がない場合には、前事業年度の開示を踏まえた開示が行われているかどうかを検討しなければならない。これに対して、前事業年度の決算日において識別された継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況並びにこれらに係る経営者の評価又は対応策のいずれかに大きな変化がある場合には、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかについて慎重に検討しなければならない。

(2) 前事業年度の決算日において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在したものの、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められなかった場合、監査人は、当中間会計期間における事象又は状況の変化並びにこれらに係る経営者の評価及び対応策の変更について質問等を行わなければならない。その結果、前事業年度の決算日において識別された継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況並びにこれらに係る経営者の評価及び対応策のいずれにおいても大きな変化がない場合には、前事業年度と同様に、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められないものとして取り扱うこととなる。これに対して、前事業年度の決算日において識別された継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況並びにこれらに係る経営者の評価又は対応策のいずれかに大きな変化がある場合には、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるかどうかについて慎重に検討しなければならない。特に、経営者が継続企業の前提に関する注記を行っていない場合は、対応策が当該事象又は状況を解消し、又は改善するものであるかどうか、及びその実行可能性について、なお一層慎重に検討しなければならない。

(3) 前事業年度の決算日において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しなかったものの、当中間会計期間において実施した質問、議事録等の閲覧及び分析的な手続等の期中レビュー手続の結果、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を認めた場合は、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるかどうかについて慎重に検討しなければならない。

27. 監査人は、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関し、合理的な期間について経営者が行った評価及び対応策について検討しなければならない。

28. 合理的な期間については、第 26 項(1)で大きな変化がない場合には、監査人は経営者に、当期中会計期間の決算日の翌日から、前事業年度における評価の対象となった期間の末日までの評価を求め、かつ、少なくとも当期中会計期間の事業年度の末日までの対応策を求めなければならない。ただし、前事業年度末に重要な不確実性が認められた場合で、当期中会計期間において大き

な変化がないときには、前事業年度において1年間の評価及び対応策が求められていることから、期中会計期間においてこれらを引き継ぎ、当期中会計期間が属する事業年度の末日までの評価及び対応策を求めなければならない。

29. 第26項(1)で大きな変化がある場合、同(2)では大きな変化の有無にかかわらずこれに該当する場合、又は同(3)に該当する場合には、監査人は経営者に対し、当該期中会計期間末から1年間の経営計画の提出までは必ずしも求める必要はないが、当期中会計期間の決算日の翌日から少なくとも1年間の期間における評価を求め、かつ、少なくとも当期中会計期間の事業年度の末日までの対応策を求めなければならない。このため、経営者により示された対応策の対象期間と経営者による評価期間との間には差異が生じることがあるが、経営者により示された対応策の期間が経営者による評価期間より短い場合には、継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在すると判断することもあり、対応策が提示されていない期間が長ければ長いほど事業活動の継続性に関する判断が難しくなることに留意しなければならない（A18項参照）。
30. 監査人は、経営者による対応策が、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を解消し、又は改善するものであるかどうか、及びその実行可能性について検討し、また、経営者から具体的に対応策が提示されていない期間について、経営者はどのように対応する意向があるかについて質問等を行わなければならない。これらの手続の結果として、継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在するか否かを総合的に判断しなければならない（A19項参照）。

《⑨ 比較情報に係る期中レビュー手続》

31. 監査人は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準で要求されている比較情報が中間財務諸表に含まれているかどうか、並びに当該情報が適切に表示及び分類されているかどうかを判断しなければならない。

監査人は、この判断に当たって、以下の事項を検討しなければならない。

- (1) 比較情報が、前事業年度の期中会計期間及び前事業年度に表示された金額並びにその他の開示（訂正報告書が提出されている場合には、訂正後の金額及びその他の開示）と一致しているかどうか、又は、修正再表示された場合、修正再表示された金額及びその他の開示が妥当かどうか。
- (2) 比較情報に適用した会計方針又は表示方法が当期中会計期間に適用した会計方針又は表示方法と一致しているかどうか、また、会計方針又は表示方法の変更があった場合には、当該変更が適切に処理され、その表示及び開示が妥当かどうか。
32. 前事業年度の期中会計期間において期中会計期間に係る期中損益計算書等又は期中キャッシュ・フロー計算書の開示が行われず、当事業年度の期中会計期間より開示される場合、前事業年度における期中会計期間に係る開示は要しないとされている（中間財務諸表に関する会計基準第7-4項参照）。ただし、前事業年度の期中会計期間において開示されていない期中損益計算書等及び期中キャッシュ・フロー計算書（以下「前事業年度に開示されていない財務情報」という。）については、監査人によるレビュー手続を経た上で、任意に開示することが許容されている（同第37-3項参照）。

会社が前事業年度に開示されていない財務情報を当事業年度の期中会計期間より比較情報として開示する場合には、監査人は当該財務情報に対して当事業年度の期中損益計算書等及び期中キ

キャッシュ・フロー計算書に対する期中レビュー手続と同様の手続を実施しなければならない。したがって、期中レビュー契約の締結に当たっては、事前に上記の期中レビュー手続を実施することが可能であるかどうかを検討しなければならない。なお、監査人が交代した場合には、通常、監査人が前事業年度に開示されていない財務情報に対して期中レビュー手続を実施することが困難であると考えられるため、監査人は、より慎重に検討しなければならない。

33. 監査人は、期中レビューの実施の過程において比較情報に重要な虚偽表示が存在する可能性があることに気付いた場合、追加的な質問等の期中レビュー手続を実施しなければならない。

《(5) 虚偽表示の評価》

34. 監査人は、気が付いた未修正の虚偽表示について、中間財務諸表全体に対し、個別に又は集計して重要であるかどうかについて評価しなければならない (A21 項参照)。

35. 監査人は、虚偽表示に気が付いたが修正されない場合は、職業的専門家として当該未修正の虚偽表示について評価を行わなければならない。この評価に際して、金額的影響のみならず、質的影響についても考慮しなければならない。したがって、虚偽表示の原因、過去に発生した事象に基づくものか、期中レビューの対象となっている中間会計期間に発生したものか、また期中レビューの対象となっている中間会計期間より前の中間会計期間及び年度の財務諸表、並びに期中レビューの対象となっている中間会計期間を含む年度の財務諸表に影響を及ぼす事項かどうか等、当該虚偽表示の意味するところを検討しなければならない。監査人は、当該虚偽表示の意味するところを十分に考慮した上で、その金額的影響について、期中レビューに係る重要性の基準値 (改訂されているときは改訂後の基準値) を基礎として決定した重要性の基準値又は中間財務諸表の実績数値に照らして検討しなければならない。この場合、虚偽表示を評価するに当たっての判断基準は、年度の財務諸表の監査における重要性の基準値を基礎とするが、期中会計期間の実績数値が通年のものよりも小さいことなども考慮して判断しなければならない (A22 項参照)。

《(6) 経営者からの書面による確認》

36. 監査人は、経営者に対して、期中レビュー契約書に記載されたとおり、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示する責任を果たした旨の経営者確認書を提出するように要請しなければならない。

37. 監査人は、経営者に、以下の事項について記載した経営者確認書を提出するように要請しなければならない。

(1) 期中レビュー契約書において合意したとおり、経営者が中間財務諸表の作成に関連すると認識している又は期中レビューに関連して監査人が依頼した全ての情報及び情報を入手する機会を監査人に提供した旨

(2) 全ての取引が記録され、中間財務諸表に反映されている旨

(3) 不正を防止し発見する内部統制を整備及び運用する責任は、経営者にあることを承知している旨

(4) 不正による中間財務諸表の重要な虚偽表示の可能性に対する経営者の評価を監査人に示した旨

(5) 以下の企業に影響を与える不正又は不正の疑いがある事項に関する情報が存在する場合、当

該情報を監査人に示した旨

- ① 経営者による不正又は不正の疑い
 - ② 内部統制において重要な役割を担っている従業員による不正又は不正の疑い
 - ③ 上記以外の者による中間財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性がある不正又は不正の疑い
- (6) 従業員、元従業員、投資家、規制当局又はその他の者から入手した中間財務諸表に影響する不正の申立て又は不正の疑いがある事項に関する情報を監査人に示した旨
- (7) 中間財務諸表を作成する場合にその影響を考慮すべき、既に認識されている違法行為又はその疑いを全て監査人に示した旨
- (8) 未修正の虚偽表示の与える影響が個別にも集計しても全体としての中間財務諸表に対して重要性がないと判断している旨（当該未修正の虚偽表示の要約は経営者確認書に記載するか又は添付することを求めなければならない。）
- (9) 中間財務諸表を作成する場合にその影響を考慮すべき、既に認識されている又は潜在的な訴訟事件等を、全て監査人に示した旨及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して適正に処理し開示した旨
- (10) 会計上の見積りを行う際に使用した重要な仮定が合理的であると判断している旨
- (11) 関連当事者の名称、認識している全ての関連当事者との関係及び関連当事者との取引を監査人に示した旨並びに当該関係及び取引を一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して適切に処理している旨
- (12) 期中決算日後に発生し、かつ、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準により中間財務諸表の修正又は中間財務諸表における開示が要求される全ての事象を、適切に修正又は開示した旨
38. 前項に掲げた事項に加えて、その他の事項について経営者確認書を入手する必要があると判断した場合、当該確認事項についての経営者確認書を提出するように要請しなければならない（A23項参照）。

《(7) 構成単位に対する期中レビュー手続》（A24 項参照）

39. 監査人は、期中レビューの特質及び重要性並びに重要な虚偽表示リスクを考慮した上で、年度のグループ監査における監査の作業を実施する構成単位から、期中レビュー手続を実施すべき構成単位を決定しなければならない。監査人は、当該構成単位に往査するか又は構成単位の監査人に依頼して、質問、分析的手続その他期中レビュー手続を実施しなければならない。この場合、当該構成単位の内部統制を含む、企業及び企業環境を理解するためには相応の手続を要すると考えられるため、構成単位の監査人に依頼せず往査することのみで期中レビュー手続を実施するかどうかについて、特に、重要な海外子会社等について留意しつつ慎重に検討しなければならない。
40. 監査人は、期中レビュー手続を実施すべき構成単位に該当しない構成単位については、グループの内部統制システムを理解し、グループ・レベルで分析的手続及び質問を中心とする期中レビュー手続を実施しなければならない。更に追加で期中レビュー手続を行うことが必要と判断した場合、当該構成単位に往査するか又は構成単位の監査人に依頼して追加の期中レビュー手続を実施しなければならない。

《(8) 構成単位の監査人の利用》

41. 監査人は、構成単位の財務情報に関する作業の実施を構成単位の監査人に依頼する場合には、グループ監査人及び構成単位の監査人それぞれの責任並びにグループ監査人の期待について、構成単位の監査人とコミュニケーションを行うことが求められている（監査基準報告書 600「グループ監査における特別な考慮事項」第 29 項参照）ため、以下の事項を理解しなければならない（A25 項参照）。

- (1) 構成単位の監査人が、中間財務諸表の期中レビューに関連する職業倫理に関する規定を理解し遵守しているか。特に独立性に問題がないか。
- (2) 構成単位の監査人が、職業的専門家としての能力を有しているか。
- (3) 監査人が、中間財務諸表の期中レビュー手続を実施するに当たり必要な程度まで構成単位の監査人の作業に関与することができるか。
- (4) 構成単位の監査人が、適切に監督される規制環境の下で業務を行っているか。

42. 監査人は、構成単位の監査人に、中間財務諸表の期中レビューにおいて要求する事項として、実施すべき作業、その作業結果の利用目的並びに構成単位の監査人の報告の様式及び内容を適時に伝達しなければならない。また、監査人は、構成単位の監査人に対して、中間財務諸表の期中レビューについての監査人の結論に関連する事項を報告するように依頼しなければならない。

《5. 経営者への伝達と対応及び監査役等とのコミュニケーション》

43. 期中レビューの結果、中間財務諸表について一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を重要な点において適正に表示していないと信じさせる事項が認められる場合には、監査人は、適切な階層の経営者に速やかに報告し、改善を求めなければならない。経営者が合理的な期間内に適切に対処しない場合は、監査人は監査役等に報告しなければならない。また、合理的な期間内に適切に対処しない場合は、監査人は、限定付結論とするかどうかの検討に加え、年度の財務諸表の監査及び期中レビュー契約の継続の可否等についても検討しなければならない。

44. 第 43 項の報告は、適時に、口頭若しくは書面又は電磁的記録で行わなければならない。いずれの方法によるかは、内容、影響度や重要性等、又は報告の時期によっても異なる。口頭で報告が行われた場合にも、監査人はその内容を期中レビュー調書に記録しなければならない。

45. 期中レビューの結果、不正や違法行為等の存在に気が付いた場合にも、監査人は、適切な階層の経営者及び監査役等に速やかに報告し、改善を求めなければならない。どの階層の経営者に報告するかは、共謀の可能性や経営者の関与等にも留意して決定しなければならない。

46. 監査人は、期中レビューに関連する監査人の責任、計画した期中レビューの範囲とその実施時期の概要、期中レビュー上の重要な発見事項及び監査人の独立性について、監査役等とコミュニケーションを行わなければならない。

47. 監査人は、想定されるコミュニケーションの手段、実施時期及び内容について、監査役等とコミュニケーションを行わなければならない。

- (1) 監査人は、職業的専門家としての判断により、口頭によるコミュニケーションが適切ではないと考える場合には、監査役等と書面又は電磁的記録によりコミュニケーションを行わなけれ

ばならない。

(2) 監査人は、監査役等とのコミュニケーションを適時に行わなければならない。

(3) 監査人は、口頭でコミュニケーションを行った場合には、いつ、誰と、どのような内容についてコミュニケーションを行ったかを期中レビュー調書に記載しなければならない。また、書面又は電磁的記録でコミュニケーションを行った場合、その写しを期中レビュー調書として保存しなければならない。

48. 期中レビューの過程において、財務報告プロセスに対する監査役等による監視にとって重要と判断した事項に監査人が気付いた場合には、監査役等に報告しなければならない。

49. 監査人は、期中レビュー報告書において除外事項付結論の表明若しくは強調事項区分又はその他の事項区分を設けることが見込まれる場合、当該文言の草案等について、監査役等に報告しなければならない。

《6. 期中レビュー報告書》

《(1) 全般的事項》(A26 項参照)

50. 期中レビュー報告書は、書面又は電磁的記録によらなければならない、基本的に「監査人の結論」、「結論の根拠」、「経営者及び監査役等の責任」、「監査人の責任」という四つの区分に分けて記載し（「期中レビュー基準」第三 報告基準「3 期中レビュー報告書の記載」参照）、それぞれ見出しを付けなければならない。これらの区分に分けて記載される事項以外に表題、日付、宛先、監査事務所の所在地及び署名等も期中レビュー報告書に記載しなければならない（監査基準報告書 700 「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」第 43 項参照）。

51. 期中レビュー報告書の日付は、関連する審査を完了した日以降としなければならない（監基報 220 第 36 項参照）。

《① 監査人の結論》

52. 監査人は、期中レビューの対象とした中間財務諸表の範囲、及び経営者の作成した中間財務諸表が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかったことを記載しなければならない（「期中レビュー基準」第三 報告基準 5 無限定の結論 (1) 参照）。

53. 「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」については、年度の財務諸表の監査と同様の考え方で、「我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」という表現を用いなければならない。

《② 結論の根拠》

54. 監査人は、期中レビュー報告書に、一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行ったこと、期中レビューの結果として入手した証拠が結論の表明の基礎を与えるものであることを記載しなければならない（「期中レビュー基準」第三 報告基準 5 無限定の結論 (2) 参照）。また、これらに加えて、監査人の責任に関し、期中レビュー報告書の「中間

財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」の区分に記載がある旨、及び監査人は我が国における職業倫理に関する規定に従って会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている旨を記載しなければならない。

「一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準」の表現については、前項で述べたことと同様の趣旨により、「我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準」という表現を用いる。

《③ 経営者及び監査役等の責任》

55. 経営者には、中間財務諸表の作成責任があること、中間財務諸表に重要な虚偽表示がないように内部統制を整備及び運用する責任があること、継続企業の前提に関する評価を行い必要な開示を行う責任があること、監査役等には、財務報告プロセスを監視する責任があることを記載しなければならない（「期中レビュー基準」第三 報告基準 5 無限定の結論 (3)参照）。
56. 継続企業の前提に関する評価を行い必要な開示を行う責任としては、経営者は、継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、財務報告の枠組みに基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合は当該事項を開示する責任を有する旨を記載しなければならない（監基報 700 第 31 項(2)参照）。
57. 監査役等には財務報告プロセスを監視する責任があることについては、監査役等の責任として、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役（監査委員会の場合は執行役及び取締役）の職務の執行を監視する旨を記載しなければならない（監基報 700 第 32 項参照）。

《④ 監査人の責任》

58. 監査人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにあること、期中レビューは質問、分析的手続その他の期中レビュー手続からなり、年度の財務諸表の監査に比べて限定的な手続となること、継続企業の前提に関する経営者の評価を検討すること、監査役等と適切な連携を図ることを記載しなければならない（「期中レビュー基準」第三 報告基準 5 無限定の結論 (4)参照）。
59. 継続企業の前提の評価に関する監査人の責任としては、以下を記載しなければならない（監基報 700 第 36 項(2)④参照）。
- (1) 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付けること。
 - (2) 継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項を付した限定付結論又は否定的結論を表明すること。
 - (3) 監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性があること。

60. 監査役等と適切な連携を図ることに関する監査人の責任については、以下を記載しなければならない。

(1) 監査人は、監査役等に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行うこと（監基報700第37項(1)参照）。

(2) 上場企業の期中レビューの場合、監査人は、監査役等に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行うこと（A27項参照。監基報700第37項(2)参照）。

61. 監査人の責任としては、更に以下を記載しなければならない。

(1) 監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して実施する期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持すること（監基報700第36項(1)参照）。

(2) 表示及び注記事項の検討

中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価すること（監基報700第36項(2)⑤参照）。

(3) 第39項から第42項に記載されている構成単位に対する期中レビュー手続を実施する場合の監査人の責任（監基報700第36項(3)参照）

① グループ中間財務諸表に対する結論を表明するための、グループ内の構成単位の財務情報に関する証拠を入手すること。

② グループ中間財務諸表の期中レビューの指揮、監督及び査閲をすること。

③ グループ監査責任者として単独で結論の表明を行うこと。

《⑤ 利害関係》

62. 公認会計士法の規定（第25条第2項及び第34条の12第3項参照）により期中レビュー報告書に利害関係の有無を記載することが求められているため、期中レビュー報告書の末尾に「利害関係」という見出しを付した上で利害関係の有無について記載しなければならない。

なお、中間連結財務諸表の期中レビューの場合には、当該利害関係の記載に連結子会社を含めなければならない。

《(2) 結論に関する除外》（A28項参照）

63. 監査人は、経営者の作成した中間財務諸表について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を重要な点において適正に表示していないと信じさせる事項が認められ、その影響が無限定の結論を表明することができない程度に重要ではあるものの、中間財務諸表全体に対して否定的結論を表明するほどでは

ないと判断したときには「限定付結論」の区分において除外事項を付した限定付結論を表明し、「限定付結論の根拠」の区分において、修正すべき事項、可能であれば当該事項が中間財務諸表に与える影響及びこれらを踏まえて除外事項を付した限定付結論とした理由を記載しなければならない（「期中レビュー基準」第三 報告基準 6 参照）。

上記、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を重要な点において適正に表示していないと信じさせる事項が認められるかどうかの判断に当たっては、年度の財務諸表の監査と同様、①経営者が採用した会計方針が、企業会計の基準に準拠して継続的に適用されているかどうか、②経営者の採用した会計方針の選択及び適用方法が会計事象や取引を適切に反映するものであるかどうか、③中間財務諸表の表示方法が適切であるかどうか、について検討しなければならない。

修正すべき事項が中間財務諸表に与える影響額の記載を行う場合は、年度の財務諸表の監査における影響額の記載に準じて記載しなければならない。

また、除外した不適切な事項及び財務諸表に与えている影響を踏まえて除外事項を付した限定付結論とした理由も併せて記載しなければならない。

《(3) 否定的結論》(A29 項参照)

64. 監査人は、経営者の作成した中間財務諸表について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を重要な点において適正に表示していないと信じさせる事項が認められる場合において、その影響が中間財務諸表全体として虚偽表示に当たるとするほどに重要であると判断したときには、否定的結論を表明し、「結論の根拠」の区分に、その理由を記載しなければならない（「期中レビュー基準」第三 報告基準 7 参照）。

《(4) 期中レビュー範囲の制約及び結論の不表明》

65. 監査人は、中間財務諸表に対して行う期中レビューの結論の表明に当たり、当該結論を表明するための基礎を得るために期中レビュー計画を策定し、期中レビュー手続を実施するが、期中レビューの状況によっては、重要な期中レビュー手続を実施できない場合がある。この場合、監査人は期中レビュー範囲の制約を受けたことになる。

監査人は、重要な期中レビュー手続を実施できなかったことにより、無限定の結論を表明できない場合において、その影響が中間財務諸表全体に対する結論の表明ができないほどではないと判断したときは、除外事項を付した限定付結論を表明し、「結論の根拠」の区分に、実施できなかった期中レビュー手続、当該事実が影響する事項及びこれらを踏まえて除外事項を付した限定付結論とした理由を記載しなければならない（「期中レビュー基準」第三 報告基準 8 参照）。

66. 監査人は、重要な期中レビュー手続を実施できなかったことにより、無限定の結論の表明ができない場合において、その影響が中間財務諸表全体に対する結論の表明ができないほどに重要であると判断したときは、結論を表明してはならず、別に区分を設けて、中間財務諸表に対する結論を表明しない旨及びその理由を記載しなければならない（「期中レビュー基準」第三 報告基準 9 参照）。

67. 期中レビュー範囲の制約を受け、重要な期中レビュー手続を実施できない場合には、無限定の結論を表明することはできないが、その影響が中間財務諸表全体に対する結論の表明ができないほどではないと判断したときには、「限定付結論」の区分に除外事項を付した限定付結論を表明し、期中レビュー範囲の制約に係る除外事項として、次の事項を「限定付結論の根拠」の区分に記載しなければならない。

- ・ 実施できなかった期中レビュー手続
- ・ 中間財務諸表に対する結論において当該事実が影響する事項
- ・ 上記を踏まえて除外事項を付した限定付結論とした理由

ここでいう当該事実が影響する事項については、除外事項に係る中間財務諸表に計上されている項目の金額又は注記事項の金額は分かるが、期中レビュー範囲の制約によりその適正性を判断する基礎が入手できないことから、最終的な金額的影響額を算定することは通常困難である。したがって、期中レビュー範囲の制約の事実が影響する事項の金額的影響額の記載は、中間財務諸表に計上されている項目の金額又は注記事項の金額を記載しなければならない。

また、実施できなかった期中レビュー手続及び中間財務諸表に与えている影響を踏まえて除外事項を付した限定付結論とした理由も併せて記載しなければならない。

68. 中間財務諸表に計上されていない事項又は注記されていない事項で、何らかの会計処理又は開示が必要と判断されるものについて期中レビュー範囲の制約があるため、当該取扱いの判断ができない場合は、その旨を記載しなければならない。

69. 重要な期中レビュー手続を実施できないことにより期中レビュー範囲の制約を受けた場合に、その影響が中間財務諸表全体に対する結論の表明ができないほどに重要と判断したときは、結論を表明しない旨を「結論の不表明」の区分に記載し、結論を表明しない理由を「結論の不表明の根拠」の区分に記載しなければならない。この場合であっても、「結論の不表明」の区分において、中間財務諸表について期中レビューを行った旨を記載しなければならない。

また、「監査人の責任」の区分において、以下の事項を記載しなければならない。

「監査人の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

しかしながら、本報告書の「結論の不表明の根拠」に記載されているとおり、当監査法人は、中間財務諸表に対する結論の表明の基礎となる証拠を入手することができなかった。」

70. 監査人は、構成単位の監査人によって行われた期中レビュー等の結果を利用する場合には、当該構成単位の監査人が関与した中間財務諸表等の重要性及び構成単位の監査人の品質管理の状況等に基づく信頼性の程度を勘案して、構成単位の監査人の実施した期中レビュー等の結果を利用する程度及び方法を決定しなければならない（「期中レビュー基準」第二 実施基準 13 参照）。期中レビューの計画策定段階、期中レビューの実施過程において構成単位の監査人の期中レビュー等の結果を利用しようとする場合でも、当該構成単位の監査人が実施した期中レビュー手続を実施すべき構成単位についての期中レビュー等の結果が、期中レビュー日程の変更などにより利用できない場合など、構成単位の監査人の実施した期中レビュー等の重要な事項について、その結果を利用できないケースがある。この場合において、更に当該事項について、重要な期中レビ

ュー手続を追加して実施できなかった場合には、重要な期中レビュー手続が実施できなかった場合に準じて、結論の表明の適否を判断しなければならない（「期中レビュー基準」第三 報告基準 10 参照）。

71. 前項のほか、①経営者から、期中レビューの範囲について制約を課された場合、②質問事項について十分な知識を有し、責任をもって回答できる適切な役職者が不在等により、十分な質問が実施できなかった場合、③火災等による焼失又は司法当局による証拠資料の押収等によって、重要な会計帳簿や会計記録を閲覧できなかった場合、又は十分な分析的手続を実施できなかった場合においても、前項と同様に結論の表明の適否を判断しなければならない。
72. 重要な偶発事象等の将来の帰結が予測し得ない事象又は状況について、中間財務諸表に与える当該事象又は状況の影響が複合的かつ多岐にわたる場合には、重要な期中レビュー手続を実施できなかった場合に準じて、結論の表明ができるか否かを慎重に判断しなければならない（「期中レビュー基準」第三 報告基準 11 参照）。

《(5) 継続企業の前提》（A30 項から A33 項参照）

73. 監査人は、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合には、次のとおり結論の表明及び期中レビュー報告書の記載を行わなければならない（「期中レビュー基準」第三 報告基準 12 参照）。
- (1) 継続企業の前提に関する事項が中間財務諸表に適切に記載されていると判断して、無限定の結論を表明する場合には、当該継続企業の前提に関する事項について期中レビュー報告書に記載しなければならない。
- (2) 継続企業の前提に関する事項が中間財務諸表に適切に記載されていないと判断した場合は、当該不適切な記載についての除外事項を付した限定付結論又は否定的結論を表明し、その理由を記載しなければならない。
74. 前項の継続企業の前提に関する手続の記載の前提となる注記において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策が記載されることとなっているが、対応策の期間が経営者の評価期間より短い場合、具体的に対応策が提示されていない期間において、なぜ事業活動を継続することができるかと評価したのかについての具体的な評価内容等が記載されているかどうか検討しなければならない。
75. 極めてまれな状況ではあるが、重要な不確実性が複数存在し、それが中間財務諸表に及ぼす可能性のある影響が複合的かつ多岐にわたる場合には、監査人は、結論を表明しないことが適切と考えることがある。この場合、監査人は、結論の表明ができるか否かを慎重に判断しなければならない。また、経営者の対応策及び具体的に対応策が提示されていない期間についての経営者の評価内容等が、注記の内容として不十分と考えられる場合、監査人は、限定付結論又は否定的結論を表明することについて慎重に検討しなければならない。
76. 重要な不確実性について財務諸表に適切な注記がなされている場合、監査人は無限定の結論を表明し、中間財務諸表における注記事項について注意を喚起するために、期中レビュー報告書に「継続企業の前提に関する重要な不確実性」という見出しを付した区分を設け、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる旨及び当該事項は監査人の結論に影響を及ぼすものではな

い旨を記載しなければならない。

77. 監査人は、継続企業の前提が成立していないことが一定の事実をもって明らかな場合で、中間財務諸表が継続企業の前提に基づいて作成されているときは、否定的結論を表明しなければならない。

《(6) 追記情報》

78. 監査人は、監査人が中間財務諸表の記載を前提に当該記載を強調することが適当であると判断して追記する強調事項と、監査人が投資者等に対して説明することが適当であると判断して追記する説明事項とを区分して記載しなければならない（「四半期レビュー基準の改訂に関する意見書 四半期レビュー基準の改訂について」（2011年6月30日 企業会計審議会）参照）。

《(7) その他の記載内容に関連する監査人の責任》

79. 監査人は、期中レビューを行った中間財務諸表との重要な相違を識別するため、その他の記載内容を通読しなければならない。

80. 監査人は、その他の記載内容を通読することにより重要な相違を識別した場合、期中レビューを行った中間財務諸表又はその他の記載内容を修正する必要があるかどうかを判断しなければならない。

81. 期中レビューを行った中間財務諸表に修正が必要であるが、経営者が修正することに同意しない場合、監査人は、除外事項付結論を表明しなければならない。

82. その他の記載内容に修正が必要であるが、経営者が修正することに同意しない場合、監査人は、監査役等に当該事項を報告するとともに、以下のいずれかを行わなければならない。

- (1) 期中レビュー報告書にその他の事項区分を設け、重要な相違について記載する。
- (2) 期中レビュー報告書を発行しない。
- (3) 可能な場合、期中レビュー契約を解除する。

83. 監査人は、重要な相違を識別するためにその他の記載内容を通読する際に、明らかな事実の重要な虚偽記載に気付いた場合、経営者と当該事項について協議しなければならない。

84. 監査人は、その他の記載内容に事実の重要な虚偽記載が存在すると判断したが経営者がそれを修正又は訂正することに同意しない場合、監査役等にその他の記載内容に関する監査人の懸念を知らせるとともに、適切な措置を講じなければならない（A34項参照）。

《(8) 比較情報》

85. 比較情報が対応数値として表示される場合、監査基準報告書710「過年度の比較情報—対応数値と比較財務諸表」に準じて中間財務諸表に対する結論を記載することとなるが、第86項及び第87項に記載されている場合を除き、中間財務諸表に対する結論において対応数値に言及してはならない（A35項参照）。

86. 以前に発行した前事業年度の期中会計期間の期中レビュー報告書において除外事項付結論（すなわち、限定付結論、否定的結論又は結論の不表明）が表明されている場合又は以前に発行した前事業年度の監査報告書において貸借対照表関連の項目を原因とする除外事項付意見が表明され

ている場合で、かつ当該期中レビュー報告書における除外事項付結論又は当該監査報告書における除外事項付意見の原因となった事項が未解消のとき、監査人は、当期中に係る中間財務諸表に対して除外事項付結論を表明しなければならない。

この場合、監査人は、期中レビュー報告書の除外事項付結論の根拠区分において、以下のいずれかを記載しなければならない。

- ① 当該事項が当期中の数値に及ぼす影響又は及ぼす可能性のある影響が重要である場合、除外事項付結論の原因となった事項の説明において、当期中の数値と比較情報の両方に及ぼす影響について記載する（〈文例 2-2〉参照）。
- ② 上記以外の場合には、当期中の数値と比較情報との比較可能性の観点から、未解消事項が及ぼす影響又は及ぼす可能性のある影響を勘案した結果、除外事項付結論が表明されている旨を記載する（〈文例 2-3〉参照）。

87. 監査人は、以前に無限定の結論が表明されている中間財務諸表や無限定適正意見が表明されている前事業年度の貸借対照表に重要な虚偽表示が存在するという証拠を期中レビュー手続により入手したが、比較情報が適切に修正再表示されていない又は開示が妥当ではない場合、中間財務諸表に対する結論において、当該中間財務諸表に含まれる比較情報について限定付結論又は否定的結論を表明しなければならない。

88. 前事業年度の期中会計期間に係る中間財務諸表について前任監査人が期中レビューをしており、又は前事業年度の財務諸表について前任監査人が監査をしている場合に、監査人が期中レビュー報告書において、前任監査人により比較情報の期中レビュー又は監査が行われている旨及びその結論又は意見を記載することとしたときは、監査人は、追記情報（その他の事項区分）として以下の事項を記載しなければならない（〈文例 7-2〉参照）。

- ① 前事業年度の期中会計期間に係る中間財務諸表が前任監査人により期中レビューされた旨又は前事業年度の財務諸表が前任監査人により監査された旨。ただし、比較情報について、期中会計基準第 37-3 項なお書きに基づき前事業年度における期中会計期間の期中損益計算書及び期中包括利益計算書等又は期中キャッシュ・フロー計算書の開示が行われている場合には、当該前期中損益計算書及び前期中包括利益計算書等又は前期中キャッシュ・フロー計算書が前任監査人により期中レビューされていない旨を併せて記載する（〈文例 7-3〉参照）。
- ② 前任監査人が表明した中間財務諸表に対する結論の類型及び除外事項付結論が表明された場合にはその理由、又は前任監査人が表明した監査意見の類型及び除外事項付意見が表明された場合にはその理由
- ③ 前任監査人の期中レビュー報告書又は監査報告書の日付

《7. 期中レビュー調書》（A36 項及び A37 項参照）

89. 監査人は、期中レビューに当たり、一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを実施したこと及び結論を表明するための基礎に基づいて中間財務諸表に対する結論を表明したことを明らかにするための資料として、十分かつ適切に期中レビュー調書を作成しなければならない。

《8. 期中レビューに際してのその他の留意事項》

《(1) 監査人の責任及び期中レビュー手続》

90. 期中レビューは、公認会計士又は監査法人が中間財務諸表に対して行う監査証明（金融商品取引法第193条の2第1項参照）であるので、監査人は、期中レビューに当たり、年度の財務諸表の監査と同様にその手続の実施において職業的専門家としての正当な注意を払わなければならない。

《(2) 監査人の交代》

91. 「期中レビュー基準の設定に関する意見書」二 2なお書きにおいて、監査人が交代した場合には、後任の監査人は、前任の監査人から適切な引継ぎを行うとともに、年度の財務諸表の監査計画を踏まえ、期中レビューが的確に行われるように計画しなければならない。監査人の交代に当たっては監査基準報告書900「監査人の交代」に従わなければならない。特に、期中レビューにおいては交代の適時性が要求されるので、適切に引き継ぐよう注意が必要である。なお、期中レビューにおいて留意が必要な点は以下のとおりである。

- ・ 前任監査人と後任監査人は適時に引継ぎを行うとともに、特に前任監査人は当該趣旨に鑑み、十分な協力を行わなければならない。
- ・ 後任監査人は、適時に引継ぎを受けなければならない。引継ぎに当たっては、期中レビューにおいては内部統制を含む企業及び企業環境の理解が不可欠であるので、期中及び年度の財務諸表に係る内部統制を含む企業及び企業環境の十分な理解に努める必要がある。
- ・ 引継ぎにおいては、質問を行うとともに、監査調書の閲覧を行うこととされているが、当該監査調書には、期中レビュー調書も含まれることに留意する。
- ・ 監査人が期中で交代する場合、後任監査人は、前任監査人の期中レビュー手続の実施結果を利用できるか否かを慎重に検討しなければならない。その結果を利用した場合においても、期中レビューの結論の表明についての責任は後任監査人が負うものであり、後任監査人は、自らの判断によって期中レビューの結論を表明しなければならない。

《(3) 審査》(A38項参照)

92. 監査人は、年度の財務諸表の監査における意見表明に係る審査と同様、期中レビューに係る結論の表明に先立ち、監査に関する品質管理の基準に基づいて定められた方針と手続に従い、自己の結論が期中レビューの基準に準拠して適切に形成されているかどうかの審査を受けなければならない（「四半期レビュー基準の設定に関する意見書」二 3(1)参照）。

93. 審査は、年度の財務諸表の監査と期中レビューの目的や内容等の違いを踏まえて、監査事務所の品質管理システムに準拠して、実施されなければならない。

《IV 適用指針》

《1. 職業的専門家としての懐疑心》(第7項参照)

A1. 監査人は、期中レビュー計画の策定から、その実施、結論を表明するための基礎の入手及び評価、結論の表明に至るまで、中間財務諸表が一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成されていないと信じさせる事項が存在するおそれに常に注意を払う。

A2. 監査人は、中間財務諸表に関する重要な虚偽表示の可能性に常に注意し、質問、分析的手続その他の期中レビュー手続の結果や経営者の陳述が相互に矛盾していないかどうかについて批判的に評価し、更にそれらの信憑性に疑念を抱かせることになる期中レビュー手続の結果にも注意を払う。

《2. 期中レビュー契約の締結》(第8項参照)

A3. 期中レビュー契約は、文書をもって行うこととなるが、期中レビューは、年度の財務諸表の監査人と同一の監査人が行うこととなり、また金融商品取引法上監査証明として規定されていることから、監査契約と同時に一体として締結することも可能である。

《3. 期中レビュー手続》

《(1) 期中レビュー計画》(第11項及び第12項参照)

A4. 監査人は、中間財務諸表に係る投資家の判断を損なうような重要な虚偽表示を看過することなく、期中レビューを効果的かつ効率的に実施するため、期中レビューと年度の財務諸表の監査の関係を考慮し、年度の財務諸表の監査計画の一環として期中レビュー計画を策定できる。

A5. 期中レビュー手続は、中間財務諸表作成後だけでなく、中間財務諸表の作成時又は作成前に多くの期中レビュー手続を行うことができると考えられる。例えば、内部統制を含む、企業及び企業環境についての理解についての手続や、株主総会や取締役会等の議事録の閲覧については、期中会計期間の末日以前から期中レビュー手続を実施することが考えられる。このように期中レビュー手続を早期に実施することにより、中間財務諸表に影響を与える重要な会計上の問題を含む重要な着眼点等を認識し、検討を開始することができる。

A6. 期中レビューは、年度の財務諸表の監査を前提として実施されるものであるため、年度の財務諸表の監査の実効性の向上のため、監査人は期中レビュー手続と同時に一部の監査手続を行い、年度の財務諸表の監査と適切に組み合わせて期中レビューを効果的かつ効率的に実施することとなる。例えば、期中レビュー手続として実施した取締役会議事録の閲覧の結果及び閲覧の結果実施した追加的な手続があればその結果についても、年度の財務諸表の監査で利用することができる。また、期中会計期間に発生した重要な取引又は非経常的な取引、例えば、企業結合、組織変更、事業セグメント等の売却や巨額の収益計上に係る監査手続を期中レビューの対象となる期中会計期間における期中レビュー手続の実施と同時期に実施することも年度の財務諸表の監査の実効性の向上のため適切であると考えられる。

《(2) 重要性の基準値》(第13項参照)

A7. 期中レビューに係る重要性の基準値が年度の財務諸表の監査に係る重要性の基準値を超えると、年度の財務諸表の監査において期中会計期間の取引や勘定について行うべき監査手続を適時にかつ効果的に実施することを計画できない、又は、年度の財務諸表の監査において検討すべき重要な着眼点等を十分に検討できないことを考慮している。

《(3) 内部統制を含む、企業及び企業環境の理解》(第14項及び第15項参照)

A8. 年度の財務諸表の監査における内部統制を含む、企業及び企業環境についての理解は、監査基

準報告書 315「重要な虚偽表示リスクの識別と評価」に従い、年度の監査計画を作成する上で求められている。期中レビューにおいて、期中会計期間における内部統制の変更の有無、企業の属する業界及び企業の事業の現状と今後の動向に関する事項を、質問等によって理解する。

A9. 前事業年度に財務諸表の監査を行っている場合における期中レビューにおいては、前事業年度の財務諸表の監査における理解を更新することにより、企業及び企業環境を理解する。監査基準報告書 315 III 3には、企業及び企業環境を理解するに当たって監査人が検討する事項が列挙されており、期中レビューにおいても参考となる。

A10. 内部統制を含む、企業及び企業環境についての理解に係る手続を以下に例示する。

- ・ 前事業年度の監査調書及び当該期中会計期間以前の期中レビュー調書を閲覧し、内部統制及び企業環境についての理解を更新する。
- ・ 前事業年度の財務諸表、前年同期の中間財務諸表から、企業の現状及び今後の動向、並びに季節的変動を理解する。
- ・ 前事業年度における修正済の虚偽表示及び未修正の虚偽表示の内容を吟味し、重要な虚偽表示リスクがあるかどうかを検討する。
- ・ 内部統制の重要な不備（監査人が職業的専門家として、監査役若しくは監査役会、監査等委員会又は監査委員会（以下「監査役等」という。）の注意を促すに値するほど重要と判断した内部統制の不備又は不備の組合せをいう。）の存在など、継続的に重要な虚偽表示が生じる可能性のある重要な会計及び開示上考慮・判断すべき事項について検討する。
- ・ 当事業年度中に実施した監査手続の結果が期中レビューに与える影響を検討する。
- ・ 企業の事業活動の重要な変化の有無、その影響について、経営者に質問する。
- ・ 内部監査の結果及びそれに対する経営者の対応について、内部監査の担当者に質問する。
- ・ 内部統制の重要な変更、及びその変更が中間財務諸表の作成に与える影響に関して経営者に質問する。
- ・ 不正により重要な虚偽表示が発生する可能性に対する経営者の評価結果について経営者に質問する。
- ・ 中間財務諸表の作成プロセス及び中間財務諸表の基礎となった会計記録の信頼性について経営者に質問する。
- ・ 特別な検討を必要とするリスクについて検討する（過去に経営者が内部統制を無視したことによるリスクを含む。）。

《(4) 質問、分析的手続その他の期中レビュー手続》（第 17 項参照）

A11. 中間財務諸表に重要な虚偽表示が存在する可能性が高いと認められる場合には、第 18 項から第 33 項に掲げている手続以外の追加的な手続が必要となることも考えられる。

《① 質問及び分析的手続》（第 21 項参照）

A12. 「期中レビュー基準」第二 実施基準 5において、監査人は、中間財務諸表の重要な項目に関して、それらの項目が一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成されているかどうか、及び、会計方針の変更や新たな会計方針の適用があるかどうか等について、経営者、財務

及び会計に関する事項に責任を有する者その他適切な者に質問を実施することが求められている。この質問に際しては、質問事項について十分な知識を有し、責任をもって回答できる適切な経営者又は役職者等に対して実施する必要があることに留意する。

質問の例示は、次のとおりである。

- (1) 期中レビュー対象となる中間財務諸表について、以下の事項を質問する。
 - ・ 中間財務諸表が一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して適正に作成されているか。
 - ・ 重要な会計方針又は表示方法の変更（会計基準等の改正に伴う会計方針又は表示方法の変更を含む。）があるか（変更がある場合には、その内容、理由及び適切に遡及適用されているか等）。
 - ・ 新たに会計方針を採用又は適用すべき重要な新規事象、取引等はあるか。
 - ・ 中間財務諸表における会計方針の適用に当たって経営者が設けた仮定や見積り計算方法などに変更があるか。
 - ・ 簡便的な会計処理又は期中特有の会計処理を採用しているか（簡便的な会計処理又は期中特有の会計処理を採用している場合には、その内容及び簡便的な会計処理又は期中特有の会計処理を採用することの合理性）。
 - ・ 偶発債務等の重要な会計事象又は状況が発生したか（重要な偶発債務又は偶発損失が存在した場合には、その内容並びに会計処理及び開示の方針）。
 - ・ その他、中間財務諸表の作成に係る重要な事項があるか。
 - － 未修正の虚偽表示があるか（未修正の虚偽表示がある場合には、その内容）。
 - － 企業結合や事業セグメントの売却などの中間財務諸表に重要な影響を与える可能性のある非定型的又は複雑な事象や取引があるか。
 - － 関連当事者との取引が適切に計上されているか。
 - － 重要な契約が締結されているか。重要な契約又はそれに伴う契約債務に重大な変更がないか。
- (2) 不正による中間財務諸表の重要な虚偽表示の可能性に対する経営者の評価について質問する。
- (3) 次の者が関与する企業に影響を及ぼす不正又は不正の疑いがある事項に関する情報の有無について質問する。
 - ・ 経営者
 - ・ 内部統制において重要な役割を担っている従業員
 - ・ 中間財務諸表に重要な影響を及ぼすような不正に関与している者
- (4) 従業員、元従業員、投資家、規制当局又はその他の者から入手した中間財務諸表に影響を及ぼす不正の申立て又は不正の疑いに関する情報の有無について質問する。
- (5) 中間財務諸表に重要な影響を与える違法行為の有無について質問する。
- (6) 中間財務諸表に重要な影響を及ぼすと認められる事項に気が付いた場合には、当該事項の内容が中間財務諸表において適切に会計処理及び開示されているかについて質問する。
- (7) 社債、借入金等に係る契約条項を遵守しているかについて質問する。
- (8) 期中会計期間末日近くに重要な取引が発生したか否かについて質問する。

(9) 簿外資産・負債の有無について質問する。

(10) 訴訟事件等の有無について質問する。

- ・ 偶発債務、後発事象等の検討において訴訟事件の有無（今後の発生可能性の有無を含む。）及びその会計処理、開示の適正性について質問を行うこととなるが、通常期中レビューにおいては、弁護士への確認等の実証手続の実施を要しない。しかしながら、中間財務諸表に係る会計処理や開示に疑義があり、顧問弁護士が関連する情報を有していると考えられる場合は、顧問弁護士と協議を行うことを検討する。

A13. 分析的手続は、中間財務諸表について企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項の有無を検討することを目的として、重要な項目間の関連性の矛盾、異常変動の有無及び異常性のある特定の事項等を識別するため、期中レビュー計画において策定され実施されるものである。分析的手続の実施に当たっては、単純な比較から統計的手法まで多様な手法が用いられるが、趨勢分析、比率分析、回帰分析等が含まれる。

「期中レビュー基準」第二 実施基準 6において、監査人は、中間財務諸表と過去の年度の財務諸表や中間財務諸表の比較、及び、重要な項目の趨勢分析等、財務数値の間や財務数値と非財務数値等の間の関係を確認するために設計された分析的手続を、業種の特性等を踏まえて実施することが求められている。分析的手続の実施に際しては、監査人は、当該企業が属する業種の特性等の企業及び企業環境を理解した上で、適切に実施する。また、分析的手続を実施した結果、矛盾又は異常な変動等がある場合には追加的な質問を実施し、その原因を確認する必要があることに留意する。

なお、期中レビュー手続において分析的手続は重要な手続であるが、年度の財務諸表の監査における分析的手続と特段異なる手法を用いるものではない。ただし、期中レビューにおいて、実証手続は求められていないので、実証手続として分析的手続を行うわけではないこと、対象とするデータは監査済データであることを要しないこと、年度の財務諸表の監査に比し精度の高い推定値は必ずしも必要ないこと、及び、矛盾又は異常な変動の調査において質問を行った結果に対して回答の合理性を確認するために証憑突合を行う必要がないこと等において監査手続とは異なる点に留意する。

分析的手続には、「期中レビュー基準」第二 実施基準 6に示されている例示に加え、監査人が実施する手続として次のようなものが考えられる。

- ・ 中間財務諸表と経営者が予測した中間財務諸表（例えば、計画、予算、見込等）との比較
- ・ 監査人による推定値（金額・比率、傾向等）との比較（なお、監査人は企業及びその企業が属する業種についての理解に基づき合理的に推定を行うことに留意する。）

分析的手続においては、総括的な分析に加え、事業セグメント（又は、更に細かい事業区分）ごとの期間比較（期中、月次、週次等）、所在地別期間比較、取引の属性別期間比較等きめ細やかな分析的手続を行うことに留意する。

また、分析的手続には、比率分析、趨勢分析の他回帰分析などの統計的手法が用いられる場合もあり、これらは手作業又はコンピュータを利用して実施されるものと考えられる。

《② 会計記録に基づく作成》（第 22 項参照）

A14. 第 22 項は、監査人が、中間財務諸表について証憑や関連資料等の原始資料との突合等の実証手続を行うことを意図しているものではないことに留意する。すなわち、監査人は、中間財務諸表と総勘定元帳、連結精算表等との突合を行い両者が一致又は調整後一致することにより、中間財務諸表が、年度の財務諸表の作成の基礎となる会計記録に基づいて作成されているか否かを確認する必要があるが、当該会計記録の適切性について証拠を入手することは求められていない。

《③ 追加的な手続》（第 23 項参照）

A15. 第 23 項の追加的な手続は、質問及び分析的手続等の期中レビュー手続を行った結果、監査人が中間財務諸表について、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を重要な点において適正に表示していない事項が存在する可能性が高いと認められる場合、又は疑義が生じた場合に行う。

A16. 中間財務諸表について、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を重要な点において適正に表示していない事項が存在する可能性が高いと認められる場合又は疑義が生じた場合とは、例えば、重大な売上取引に関して一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかについて疑義が認められた場合が該当し、この場合監査人は、財務及び会計に関する事項に責任を有する者、営業、売上、会計担当者等の適切な者に取引内容や取引条件等について質問、売買契約書の閲覧等の追加的な手続を実施し、重要な虚偽表示の有無、及び結論への影響を検討する。

《④ 後発事象等に係る期中レビュー手続》（第 24 項参照）

A17. 後発事象等について、経営者、財務及び会計に関する責任を有する者その他適切な者に質問するとともに、株主総会、取締役会等の議事録の閲覧を行うこと等が考えられるが、A12 項（10）に記載したように弁護士に対する確認等の実証手続を行う必要はない。

《⑤ 継続企業の前提に係る期中レビュー手続》（第 26 項から第 30 項参照）

A18. 対応策の対象とならない期間に返済期限が到来する債務の返済に関して継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在している場合、経営者は期中レビュー時において対応策を策定していないことがある。このような場合に、監査人は経営者に対して具体的な資金的手当に関する対応策の提示を求めることまでは実施する必要はないが、具体的な資金の手当に関する対応策が未定であれば、経営者から具体的に対応策が提示されていない期間においてどのように対応する意向であるかを確認できたとしても、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められないとまでは判断できないこともある（第 29 項参照）。

A19. 前事業年度の決算日において識別された事象又は状況並びに経営者の評価又は対応策のいずれかに大きな変化がある場合には、前事業年度の決算日において識別された事象又は状況に関する大きな変化だけではなく、それらに対する対応策が計画どおり実施されなかった場合や、追加対応策が必要となった場合も含まれる点に留意する。これは、対応策が計画どおりに実施されなかったときや想定した効果が得られずに追加対応策が必要となったときは、継続企業の前提に重要

な疑義を生じさせるような事象並びに状況の新たな発生又は変化を示唆していることがあり、それらの更なる変化が識別された事象又は状況並びにこれらに係る経営者の評価及び対応策を含めて継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるか否かを判断する必要があるためである（第 30 項参照）。

A20. 期中レビューは、質問と分析的手続を基本とした限定された手続であることから、積極的に継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるか否かを確かめることまでは求められていない（「四半期レビュー基準の改訂に関する意見書 四半期レビュー基準の改訂について」（2009 年 6 月 30 日 企業会計審議会）二 1 参照）。これは、監査人はあくまで、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められると判断した場合に、質問や関係書類の閲覧等の追加的な手続により、継続企業の前提に関する開示の要否として、注記が一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうかについて検討することとされており、実証手続を行うことまでは求められていないことを明記したものである。したがって、通常、継続企業の前提に関する開示の要否や注記の根拠となる証拠資料及び対応策の合理性等に関する証拠資料を入手する必要はない。

《(5) 虚偽表示の評価》（第 34 項及び第 35 項参照）

A21. 第 34 項に記載のとおり虚偽表示の評価を行うのは、期中レビューは、財務諸表には全体として重要な虚偽表示がないということについて合理的な保証を得るために実施される年度の財務諸表の監査と同様の保証を得ることを目的とするものでないものの、虚偽表示に気が付いたが修正されない場合に、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を全ての重要な点において適正に表示していないと信じさせる事項と認められるかどうかについて判断するためである。

A22. 第 35 項において、ごく少額の虚偽表示でそれが集計しても中間財務諸表全体に重要な影響を及ぼさないことが明らかな場合には、当該虚偽表示を気が付いた未修正の虚偽表示の集計から除外することができる。

《(6) 経営者からの書面による確認》（第 38 項参照）

A23. 第 38 項におけるその他の確認事項には、例えば、以下に関する陳述が含まれる。

- ・ 会計方針の選択及び適用が適切であるかどうか。
- ・ 以下の事項が一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して認識、測定、表示又は開示されているかどうか。
 - － 資産及び負債の帳簿価額又は分類に影響を及ぼす可能性のある経営計画又は経営者の意思
 - － 負債（偶発債務を含む。）
 - － 資産の所有権又は支配、資産に対する制約及び担保に供されている資産
 - － 中間財務諸表に影響を及ぼす可能性のある法令及び契約上の合意事項（違法行為、契約不履行を含む。）
- ・ 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を識別した場合、経営者の対応策及び当該対応策の実行可能性

- ・ 財務諸表（中間財務諸表を含む。）の作成に係る内部統制の不備に関して、経営者が気付いた全ての事項を監査人に伝達した旨

《(7) 構成単位に対する期中レビュー手続》（第 39 項及び第 40 項参照）

A24. 期中レビュー手続を実施すべき構成単位を決定するに当たっては、期中レビューの目的に照らして監査基準報告書 600 を参考にすることが適当である。

《(8) 構成単位の監査人の利用》（第 41 項参照）

A25. 第 41 項に掲げる事項を理解するに当たり、年度の財務諸表の監査において理解した事項に変更があるかどうかについて質問等により確かめることができると考えられる。

《4. 期中レビュー報告書》

《(1) 全般的事項》（第 50 項参照）

A26. 監査事務所の所在地については、我が国の場合、監査事務所の所在地として、例えば、監査責任者が執務する事業所の都市名又は登記されている事業所名を記載する（監基報 700 の A56 項参照）。

《① 監査人の責任》

A27. 上場企業の場合に適用される監査人の独立性に関するコミュニケーションについての要求事項は、その他の企業、特に、事業内容、事業規模又は事業体の属性により利害関係者が広範囲に及ぶため、社会的影響度が高い事業体にも適用される場合がある。上場企業ではないが、監査人の独立性に関するコミュニケーションが適切となることがある企業の例示としては、金融機関及び保険会社等を挙げるができる（第 60 項参照。監基報 260 の A28 項参照）。

《(2) 結論に関する除外》（第 63 項参照）

A28. 第 63 項の影響の記載について、「可能であれば記載しなければならない」とされているのは、期中レビュー手続が質問、分析的手続その他の期中レビュー手続に限定されていること、及び半期報告書について期中会計期間終了後 45 日以内に提出することが義務付けられており、適時性が求められていることに鑑み、場合によっては、影響の算出が困難な場合があることが想定されるための配慮であるものと考えられる。

《(3) 否定的結論》（第 64 項参照）

A29. 第 64 項で規定する否定的結論を表明する場合には、「否定的結論」の区分において、当該不適切な事項の中間財務諸表に与える影響の重要性に鑑み、中間財務諸表は適正に表示していないと信じさせる事項が認められた旨を記載し、また、「否定的結論の根拠」の区分において、否定的結論の理由を記載する。当該理由には、除外した不適切な事項に加え、もし影響額の算定が可能である場合においては、当該事項が中間財務諸表に与えている影響の記載が含まれることに留意する。当該事項が中間財務諸表に与えている影響の記載については、期中レビューの性格、適時性の要請による時間的制約を考慮し、算定が可能である場合のみ記載を求めることとした。

《(4) 継続企業の前提》(第 73 項及び第 77 項参照)

A30. 第 74 項の記載は、具体的に対処策が提示されていない期間が生じている場合に重要な不確実性が認められる場合もあることから、重要な不確実性が認められる理由において記載されることになると考えられる。

A31. 「期中レビュー基準」には、監査基準及び期中監査基準の報告基準における継続企業の前提の項に規定されている「意見の不表明」に相当する規定は置かれていない。これについては、「四半期レビュー基準の改訂に関する意見書 四半期レビュー基準の改訂について」(2009 年 6 月 30 日企業会計審議会) 二 2 に記載されているとおり、理論的には、経営者が評価及び対応策を示さないときには、監査人は、重要な期中レビュー手続を実施できなかったとして結論の表明ができない場合があり得るが、質問及び分析的手続等を基本とする限定されたレビュー手続に基づく消極的形式による結論の表明であること、及び開示の要否や注記の根拠となる証拠資料及び対応策の合理性等に関する証拠資料を入手する必要がないこと等を踏まえ、結論の不表明となる場合が非常に限定されることになるということを示していると考えられる。したがって、通常は、中間財務諸表に経営者の対応策及び具体的に対処策が提示されていない期間についての経営者の評価内容等が、重要な不確実性を反映し適切に注記される場合には、期中レビュー報告書に継続企業の前提に関する事項を記載し、無限定の結論が表明されることとなる。

A32. 期中会計基準 第 19 項(15)においては、事業の性質上営業収益又は営業費用に著しい季節的変動がある場合には、その状況についての注記が求められている。これは同第 39 項に記載されているように、企業会計の基準が実績主義を採用していることにより、各期中における実績数値が事業の性質によっては一事業年度内において大きく変動することがあることから、業績予測に資する情報の提供の観点から季節変動性についての十分な定性的情報を開示することにより、中間財務諸表利用者を誤った判断に導く可能性を回避するために求められている注記である。このように半期毎に大きく業績が変動するような事業の性格等を有する企業においては、一時的に業績が大きく悪化することにより、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が発生する可能性がある。特に一時的に業績が大きく悪化したことにより債務超過になった場合には、著しい季節的変動等による一時的な悪化であったとしても、継続企業の前提に関する事項の注記が原則として求められているので、監査人は適切な注記がなされているかどうかについて検討する。

A33. 注記が適切に行われているか否かの監査人の判断は、いわゆる二重責任の原則に基づくとともに、中間財務諸表に記載されているものを対象に行うことになる。また、中間財務諸表に重要な後発事象として記載された事項が継続企業の前提に関する事項である場合、監査人は、当該後発事象としての開示の適正性に加え、継続企業の前提についての開示が適正に行われているか否かの判断も行わなければならないことに留意する。

《(5) その他の記載内容に関連する監査人の責任》(第 84 項参照)

A34. 第 84 項の適切な措置には、監査人の顧問弁護士に助言を求めることが含まれる。

《(6) 比較情報》(第 85 項参照)

A35. 中間財務諸表の比較情報には、前事業年度に対応する期中会計期間に係る期中損益計算書並びに前事業年度に対応する期中会計期間に係る期中キャッシュ・フロー計算書（以下「前年同期中に係る中間財務諸表」という。）及び前事業年度に係る貸借対照表が含まれる。

《5. 期中レビュー調書》(第 89 項参照)

A36. 監査人が期中レビュー調書に記録する内容の範囲と詳細の程度を決定するに際しては、当該期中レビューに関与していない別の監査人に対して当該期中レビュー業務を説明するために必要な情報、すなわち、どのような期中レビュー手続を、いつ、どの程度実施し、それによりどのような情報からどのような結果が得られたのか、また検討した重要な事項は何であったか、その経過及び結果等、当該情報について理解させるためにはどの程度の文書化が必要かを考慮することが有益である。

A37. 期中レビューに関する調書のファイルは、年度監査の監査ファイルとは別のファイルにして整理することとなるが、期中レビュー調書作成においては、期中レビュー調書間の関連性に留意するとともに、期中レビューが年度の財務諸表の監査と適切に組み合わせて実施されることを踏まえ、それぞれの期中レビューと年度の財務諸表の監査の調書との関連性にも留意する。

《6. 期中レビューに際してのその他の留意事項》

《(1) 審査》(第 92 項及び第 93 項参照)

A38. 期中レビュー業務の品質が合理的に確保される範囲において、期中レビュー業務に係る審査の方法、内容等を柔軟に定めることができる。

《V 適用》

- ・ 本報告は、2008 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度又は事業年度に係る四半期連結財務諸表又は四半期財務諸表の四半期レビューから適用する。
- ・ 「監査・保証実務委員会報告第 83 号「四半期レビューに関する実務指針」の改正について」（2009 年 7 月 8 日）は、2009 年 6 月 30 日以後終了する四半期会計期間に係る四半期財務諸表の四半期レビューから適用する。
- ・ 「監査・保証実務委員会報告第 83 号「四半期レビューに関する実務指針」の改正について」（2011 年 7 月 8 日）は、2011 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度又は事業年度に係る四半期連結財務諸表又は四半期財務諸表の四半期レビューから適用する。
- ・ 「監査・保証実務委員会報告第 83 号「四半期レビューに関する実務指針」の改正について」（2012 年 6 月 22 日）は、2012 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度又は事業年度に係る四半期連結財務諸表又は四半期財務諸表の四半期レビューから適用する。
- ・ 「監査・保証実務委員会報告第 83 号「四半期レビューに関する実務指針」の改正について」（2016 年 2 月 26 日）は、2016 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表の四半期レビューから適用する。
- ・ 「監査・保証実務委員会報告第 83 号「四半期レビューに関する実務指針」の改正について」

(2020年3月17日)は、2020年4月1日以後開始する連結会計年度又は事業年度に係る四半期連結財務諸表又は四半期財務諸表の四半期レビューから適用する。

なお、米国証券取引委員会に登録している会社においては、2020年1月1日以後開始する連結会計年度又は事業年度に係る四半期連結財務諸表又は四半期財務諸表の四半期レビューから適用することができる。

- ・ 「監査・保証実務委員会報告第83号「四半期レビューに関する実務指針」の改正について」(2021年4月7日)は、2021年4月1日以後開始する連結会計年度又は事業年度に係る四半期連結財務諸表又は四半期財務諸表の四半期レビューから適用する。
- ・ 「監査・保証実務委員会報告第83号「四半期レビューに関する実務指針」の改正について」(2021年9月16日)は、2021年9月1日以後に提出する四半期レビュー報告書から適用する。
- ・ 「監査・保証実務委員会報告第83号「四半期レビューに関する実務指針」の改正について」(2021年12月7日)は、2021年12月31日以後終了する四半期連結会計期間又は四半期会計期間に係る四半期連結財務諸表又は四半期財務諸表の四半期レビューから適用する。なお、《付録2》の会計上の見積りの監査に関連する事項は、2023年3月に終了する連結会計年度又は事業年度に係る四半期連結財務諸表又は四半期財務諸表の四半期レビューから適用する。ただし、それ以前の連結会計年度又は事業年度に係る四半期連結財務諸表又は四半期財務諸表の四半期レビューから適用することを妨げない。
- ・ 本報告書(2022年10月13日)のうち、倫理規則に関する事項は、2023年4月1日以後開始する四半期連結会計期間又は四半期会計期間に係る四半期連結財務諸表又は四半期財務諸表の四半期レビューから適用する。ただし、本報告書を、倫理規則(2022年7月25日変更)と併せて2023年4月1日以後終了する連結会計年度又は事業年度の四半期連結会計期間又は四半期会計期間に係る四半期連結財務諸表又は四半期財務諸表の四半期レビューから早期適用することを妨げない。
- ・ 本報告書(2023年3月16日)は、2023年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の四半期連結会計期間又は四半期会計期間に係る四半期連結財務諸表又は四半期財務諸表の四半期レビューから適用する。ただし、本報告書を、2023年4月1日以後終了する連結会計年度及び事業年度の四半期連結会計期間又は四半期会計期間に係る四半期連結財務諸表又は四半期財務諸表の四半期レビューにおいて、倫理規則(2022年7月25日変更)と併せて早期適用することを妨げない。また、品質管理に関する事項は、2023年7月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の四半期連結会計期間又は四半期会計期間に係る四半期連結財務諸表又は四半期財務諸表の四半期レビューから適用する。なお、公認会計士法上の大規模監査法人以外の監査事務所においては、2024年7月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の四半期連結会計期間又は四半期会計期間に係る四半期連結財務諸表又は四半期財務諸表の四半期レビューから適用する。ただし、全ての監査事務所において、品質管理基準報告書第1号「監査事務所における品質管理」(2023年1月12日)及び品質管理基準報告書第2号「監査業務に係る審査」(2023年1月12日)と併せて、2024年6月30日以前に開始する連結会計年度及び事業年度の四半期連結会計期間又は四半期会計期間に係る四半期連結財務諸表又は四半期財務諸表の四半期レビューから早期適用することを妨げない。

- ・ 本報告書（2023年 月 日）は、2024年4月1日以後開始する会計期間に係る中間財務諸表の期中レビューから適用する。また、2023年11月に成立した金融商品取引法の一部を改正する法律附則第3条第2項に規定する、改正後の金融商品取引法第24条の5第1項に表の第1号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書に含まれる中間財務諸表の期中レビューについては、本報告書を適用する。ただし、改正後の金融商品取引法第24条の5第1項の表の第2号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書又は同表の第3号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書に含まれる中間財務諸表については、本報告書は適用しない。

以 上

- ・ 本報告書（2022年10月13日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。
 - － 倫理規則（2022年7月25日変更）
（修正箇所：第12項）
 - － 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」（2022年7月21日改正）
（上記以外の修正箇所）
- ・ 本報告書（2023年3月16日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。
 - － 倫理規則（2022年7月25日変更）
（修正箇所：第63-3項及び付録1）
 - － 品質管理基準報告書第1号「監査事務所における品質管理」（2023年1月12日改正）
 - － 品質管理基準報告書第2号「監査業務に係る審査」（2023年1月12日改正）
（上記以外の修正箇所）

《付録 1 中間財務諸表に対する期中レビュー報告書の文例》

《1. 中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書》

(1) 中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書（無限定の結論）の文例（無限責任監査法人の場合で、指定証明の場合）は、以下のとおりである。

<文例 1 >

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

×年×月×日

〇〇株式会社

取締役会 御中

〇〇監査法人

〇〇事務所（注1）

指 定 社 員 公認会計士 〇〇〇〇
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 〇〇〇〇
業 務 執 行 社 員

（注2）

監査人の結論

当監査法人（注3）は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている〇〇株式会社の×年×月×日から×年×月×日までの連結会計年度の中間連結会計期間（×年×月×日から×年×月×日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書（注4）、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人（注3）が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、〇〇株式会社及び連結子会社の×年×月×日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人（注3）は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人（注3）の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人（注3）は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人（注3）は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会（注5）の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会（注5）の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある（注6）。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監

査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会（注5）に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会（注5）に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。（注7）

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員（注3）との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1）事業所の都市名を記載する場合は、「〇〇県〇〇市」のように記載する（第50項参照）。

（注2）① 監査人が無限責任監査法人の場合で、指定証明でないときには、以下とする。

〇〇監査法人

〇〇県〇〇市（注1）

代 表 社 員 公認会計士 〇〇〇〇
業 務 執 行 社 員

業 務 執 行 社 員 公認会計士 〇〇〇〇

② 監査人が有限責任監査法人の場合は、以下とする。

〇〇有限責任監査法人

〇〇事務所（注1）

指 定 有 限 責 任 社 員 公認会計士 〇〇〇〇
業 務 執 行 社 員

指 定 有 限 責 任 社 員 公認会計士 〇〇〇〇
業 務 執 行 社 員

③ 監査人が公認会計士の場合には、以下とする。

〇〇〇〇 公認会計士事務所

〇〇県〇〇市（注1）

公認会計士 〇〇〇〇

〇〇〇〇 公認会計士事務所

〇〇県〇〇市（注1）

公認会計士 〇〇〇〇

（注3）監査人が公認会計士の場合には、「私」又は「私たち」とする。

（注4）中間連結損益及び包括利益計算書を作成する場合は、「中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書」を「中間連結損益及び包括利益計算書」とする。

（注5）「監査役及び監査役会」は、会社の機関設計に応じて修正する（第50項参照）。

指名委員会等設置会社の場合は「監査委員会」、監査等委員会設置会社の場合は「監査等委員会」とする。

(注6) 「監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。」の下線部分は、会社の機関設計に応じて下記のように修正する。

- ・ 指名委員会等設置会社の場合

「監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。」

- ・ 監査等委員会設置会社の場合

「監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。」

(注7) 上場企業又は上場企業ではないが上場企業の場合に適用される監査人の独立性に関するコミュニケーションについての要求事項が適用される企業の間接連結財務諸表の期中レビューの場合のみ記載する事項であるため、それ以外の企業の場合は削除する（第60項参照）。ただし、新規上場のための有価証券届出書等の場合には記載を行う。

(注8) 期中レビュー報告書の作成に当たっては、以下の監査基準報告書及び監査基準報告書実務指針の取扱いを参考にすることとする。

- ・ 監査基準報告書560「後発事象」
- ・ 監査基準報告書700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」
- ・ 監査基準報告書705「独立監査人の監査報告書における除外事項付意見」
- ・ 監査基準報告書706「独立監査人の監査報告書における強調事項区分とその他の事項区分」
- ・ 監査基準報告書710「過年度の比較情報—対応数値と比較財務諸表」
- ・ 監査基準報告書700実務指針第1号「監査報告書の文例」

(2) 結論に関する除外

<文例2-1>

限定付結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている〇〇株式会社の×年×月×日から×年×月×日までの連結会計年度の中間連結会計期間（×年×月×日から×年×月×日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、「限定付結論の根拠」に記載した事項の中間連結財務諸表に及ぼす影響を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、〇〇株式会社及び連結子会社の×年×月×日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

限定付結論の根拠

会社は、・・・・・・・・・・について、・・・・・・・・・・の計上を行っていない。我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していれば・・・・・・・・・・を計上することが必要である。当該事項は、中間連結財務諸表における・・・・・・・・・・の影響を与えており、結果として、営業利益、経常利益及び税金等調整前中間純利益はそれぞれ〇〇百万円過大に、中間純利益は〇〇百万円過大に表示されている（注1）。この影響は・・・・・・・・・・である（注2）。したがって、中間連結財務諸表に及ぼす影響は重要であるが広範ではない。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

（注1）中間連結財務諸表に及ぼしている影響額の記載は、当該影響を記載することができる場合に記載する。

（注2）「・・・・・・・・」には、重要ではあるが広範ではないと判断し、否定的結論ではなく限定付結論とした理由を、財務諸表利用者の視点に立って分かりやすく具体的に記載する。広範性の判断の記載に当たっては、監査基準報告書700実務ガイダンス第1号「監査報告書に係るQ&A（実務ガイダンス）」Q1-6「除外事項の重要性と広範性及び除外事項の記載上の留意点」を参照する。

（第86項①に基づく限定付結論を表明する場合）

<文例2-2>

本文例の前提となる状況は、次のとおりである。

- ・ 前事業年度の期中会計期間において、減価償却に関する重要な虚偽表示により中間連結財務諸表に対して限定付結論を表明しており、かつ、前連結会計年度においても、連結財務諸表に対して限定付適正意見を表明している。
- ・ 当期中会計期間においても、除外事項の原因となった事項は未解消であり、当該事項が当中間連結財務諸表に及ぼす影響は重要であるが広範ではないため、当中間連結財務諸表に対して限定付結論を表明することとした。

限定付結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている〇〇株式会社の×年×月×日から×年×月×日までの連結会計年度の中間連結会計期間（×年×月×日から×年×月×日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、「限定付結論の根

拠」に記載した事項の中間連結財務諸表に及ぼす影響を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、〇〇株式会社及び連結子会社の×年×月×日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

限定付結論の根拠

中間連結財務諸表には減価償却費が計上されておらず、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していない。これは、前連結会計年度における経営者の意思決定の結果であり、当監査法人が前連結会計年度の中間連結会計期間の中間連結財務諸表に対して限定付結論を表明する原因となっており、また、前連結会計年度の連結財務諸表に対して限定付適正意見を表明する原因となっている。当該事項は、中間連結財務諸表における・・・・・・に影響を与えており、結果として、建物については年5%、設備については年20%の償却率を用いた定額法による減価償却費を計上した場合に比べ、前連結会計年度の中間連結会計期間について、営業利益、経常利益及び税金等調整前中間純利益はそれぞれ〇〇百万円過大に、期中純利益は〇〇百万円過大に表示され、当連結会計年度の中間会計期間について、営業利益、経常利益及び税金等調整前中間純利益はそれぞれ〇〇百万円過大に、中間純利益は〇〇百万円過大に表示されている。また、前連結会計年度の連結貸借対照表について、有形固定資産及び利益剰余金は〇〇百万円過大に表示され、当連結会計年度の中間連結会計期間の中間連結貸借対照表について、有形固定資産及び利益剰余金は〇〇百万円過大に表示されている（注1）。この影響は・・・・・・である（注2）。したがって、中間連結財務諸表に及ぼす影響は重要であるが広範ではない。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

（注1）（注2）＜文例2－1＞に同じ

（第86項②に基づく限定付結論を表明する場合）

＜文例2－3＞

本文例の前提となる状況は、次のとおりである。

- ・ 前連結会計年度において、期首の棚卸資産について十分かつ適切な監査証拠を入手することができず、かつ、未発見の虚偽表示の中間連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響が重要であるが広範ではないため、前事業年度の期中会計期間の中間連結財務諸表に対して限定付結論を表明している。
- ・ 当中間会計期間においても、除外事項の原因となった事項は遡及的に解消されていない。当該事項は当中間会計期間の中間連結財務諸表に影響を与えていないが、未解消事項が当中間

会計期間の中間連結財務諸表の数値と対応数値の比較可能性に及ぼす可能性のある影響によって、当中間連結財務諸表に対して限定付結論を表明することとした。

限定付結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている〇〇株式会社の×年×月×日から×年×月×日までの連結会計年度の中間連結会計期間（×年×月×日から×年×月×日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、「限定付結論の根拠」に記載した事項の比較情報に及ぼす可能性のある影響を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、〇〇株式会社及び連結子会社の×年×月×日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

限定付結論の根拠

当監査法人は、×年×月×日に監査契約を締結したため、前連結会計年度の期首の棚卸資産の実地棚卸に立ち会うことができず、また、代替手続によって当該棚卸資産の数量を検証することができなかった。期首の棚卸資産は経営成績に影響を及ぼすため、当監査法人は、前連結会計年度の中間連結会計期間の経営成績と利益剰余金期首残高に修正が必要かどうか判断することができず、前連結会計年度の中間連結会計期間の中間連結財務諸表に対して限定付結論を表明している。当該事項が当連結会計年度の中間連結会計期間の数値と対応数値の比較可能性に影響を及ぼす可能性があるため、当連結会計年度の中間連結会計期間の中間連結財務諸表に対して限定付結論を表明している。この影響は・・・・・・・・・・である（注）。したがって、中間連結財務諸表に及ぼす影響は重要であるが広範ではない。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

（注）「・・・・・・・・」には、重要ではあるが広範ではないと判断し、結論の不表明ではなく限定付結論とした理由を、財務諸表利用者の視点に立って分かりやすく具体的に記載する。広範性の判断の記載に当たっては、監査基準報告書700実務ガイダンス第1号「監査報告書に係るQ&A（実務ガイダンス）」Q1-6「除外事項の重要性と広範性及び除外事項の記載上の留意点」を参照する。

(3) 否定的結論

<文例 3>

否定的結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている〇〇株式会社の×年×月×日から×年×月×日までの連結会計年度の中間連結会計期間（×年×月×日から×年×月×日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、「否定的結論の根拠」に記載した事項の中間連結財務諸表に及ぼす影響の重要性に鑑み、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、〇〇株式会社及び連結子会社の×年×月×日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を重要な点において適正に表示していないと信じさせる事項が認められた。

否定的結論の根拠

会社は、・・・・・・・・・・について、・・・・・・・・・・の計上を行っていない。我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していれば・・・・・・・・・・を計上する必要がある。この結果、営業利益、経常利益及び税金等調整前中間純利益はそれぞれ〇〇百万円過大に、中間純利益は〇〇百万円過大に表示されている（注）。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、否定的結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

（注）中間連結財務諸表に及ぼしている影響の記載は、当該影響額を記載することができる場合に記載する。

(4) 期中レビュー範囲の制約

<文例 4>

限定付結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている〇〇株式会社の×年×月×日から×年×月×日までの連結会計年度の中間連結会計期間（×年×月×日から×年×月×日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、「限定付結論の根

拠」に記載した事項の中間連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、〇〇株式会社及び連結子会社の×年×月×日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

限定付結論の根拠

当監査法人は、(実施できなかった重要な期中レビュー手続及び当該事実が影響する事項を具体的に記載する)・・・・・・・・・・ことができなかった。この影響は・・・・・・・・・・である(注)。したがって、中間連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

(注) <文例 2 - 3>に同じ

(5) 結論の不表明

<文例 5>

結論の不表明

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている〇〇株式会社の×年×月×日から×年×月×日までの連結会計年度の中間連結会計期間(×年×月×日から×年×月×日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、「結論の不表明の根拠」に記載した事項の中間連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響の重要性に鑑み、〇〇株式会社及び連結子会社の×年×月×日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかったかどうかについての結論を表明しない。

結論の不表明の根拠

当監査法人は、(実施できなかった重要な期中レビュー手続及び結論の表明を行えない理由を具体的に記載する)・・・・・・・・・・ことができなかった。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

(文例 1 と同じ)

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。しかしながら、本報告書の「結論の不表明の根拠」に記載されているとおり、当監査法人は中間連結財務諸表に対する結論の表明の基礎となる証拠を入手することができなかった。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。

(6) 継続企業の前提

① 無限定の結論の表明

監査人は、入手した監査証拠に基づいて、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められると結論付けている。中間連結財務諸表において重要な不確実性の注記が適切になされていることから、無限定の結論を表明する。その場合には、期中レビュー報告書に「継続企業の前提に関する重要な不確実性」という見出しを付した区分を設け、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる旨及び当該事項は監査人の結論に影響を及ぼすものではない旨を記載する。

(継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められ、中間連結財務諸表における注記が適切な場合の無限定の結論を表明する場合)

<文例 6 - 1 >

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、×年×月×日から×年×月×日までの中間連結会計期間に中間純損失〇〇百万円を計上しており、×年×月×日現在において中間連結貸借対照表上〇〇百万円の債務超過の状況にあることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。中間連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は中間連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

② 結論に関する除外と否定的結論

継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象又は状況が識別されているが、重要な不確実性に係る注記事項が適切でない場合、監査人は、状況に応じて限定付結論又は否定的結論を

表明し、期中レビュー報告書の「限定付結論の根拠」区分又は「否定的結論の根拠」区分において、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる旨、及び中間連結財務諸表に当該事項が適切に注記されていない旨を記載する。

監査人は、継続企業を前提として中間連結財務諸表が作成されている場合に、継続企業を前提として経営者が中間連結財務諸表を作成することが適切でないと判断したときには、否定的結論を表明しなければならない。この場合、期中レビュー報告書の「否定的結論の根拠」区分において、継続企業を前提として経営者が中間連結財務諸表を作成することが適切でないと判断した理由を記載する。

(継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるにもかかわらず、継続企業の前提に関する事項の開示が不足しており、その内容の中間連結財務諸表に及ぼす影響を勘案し限定付結論を表明する場合)

< 文例 6-2 >

限定付結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている〇〇株式会社の×年×月×日から×年×月×日までの連結会計年度の中間連結会計期間（×年×月×日から×年×月×日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、「限定付結論の根拠」に記載した事項の中間連結財務諸表に及ぼす影響を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、〇〇株式会社及び連結子会社の×年×月×日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

限定付結論の根拠

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、×年×月×日から×年×月×日までの中間連結会計期間に中間純損失〇〇百万円を計上しており、×年×月×日現在において中間連結貸借対照表上〇〇百万円の債務超過の状況にあることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されているが、・・・・・・・・・・という状況が存在しており、中間連結財務諸表には当該事実が十分に注記されていない。この影響は・・・・・・・・・・である（注）。したがって、中間連結財務諸表に及ぼす影響は重要であるが広範ではない。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他

の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

(注) <文例 2-1> (注 2) に同じ

(継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるにもかかわらず、会社は何らの開示を行っておらず、かつ、その事象又は状況が中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼしており、否定的結論を表明する場合)

<文例 6-3>

否定的結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている〇〇株式会社の×年×月×日から×年×月×日までの連結会計年度の中間連結会計期間(×年×月×日から×年×月×日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、「否定的結論の根拠」に記載した事項の中間連結財務諸表に及ぼす影響の重要性に鑑み、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、〇〇株式会社及び連結子会社の×年×月×日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、重要な点において適正に表示していないと信じさせる事項が認められた。

否定的結論の根拠

×年×月×日現在において会社は債務超過の状況であり、また、一年以内償還予定の社債が〇〇百万円あり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、当該社債を償還するための資金調達の目途が立っていないため、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるが、中間連結財務諸表には、当該事実が何ら注記されていない。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、否定的結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

(自己破産の申立てという継続企業の前提が成立していない場合において、継続企業の前提に基づいて中間連結財務諸表を作成しているときに、否定的結論を表明する場合)

<文例 6-4>

否定的結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている〇〇株式会社の×年×月×日から×年×月×日までの連結会計年度の中間連結会計期間（×年×月×日から×年×月×日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、「否定的結論の根拠」に記載した事項の中間連結財務諸表に及ぼす影響の重要性に鑑み、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、〇〇株式会社及び連結子会社の×年×月×日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を重要な点において適正に表示していないと信じさせる事項が認められた。

否定的結論の根拠

会社は返済期日が×年×月×日に到来する借入金について返済不能となり、×年×月×日に自己破産の申立てを〇〇裁判所に行った。このような状況にもかかわらず上記の中間連結財務諸表は、継続企業を前提として作成されている。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、否定的結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

(7) 追記情報

監査人は、期中レビュー報告書に「強調事項」区分を設ける場合は「強調事項」という用語を含めた適切な見出しを付し、「その他の事項」区分を設ける場合は「その他の事項」又は他の適切な見出しを付さなければならない（監査基準報告書706「独立監査人の監査報告書における強調事項区分とその他の事項区分」第8項(1)及び第10項参照）。

また、期中レビュー報告書における「強調事項」区分又は「その他の事項」区分の記載箇所は、当該事項の内容、及び想定利用者にとっての相対的重要性に関する監査人の判断によって決まる。相対的重要性は、本報告書に従って報告することが求められる他の要素と比較して判断される（監基報706のA16項参照）。

以下の文例は、追記情報の文例である。

（追記情報（強調事項）を記載する場合）

< 文例 7-1 >

強調事項

注記事項××に記載されているとおり、・・・・・・・・・・・・・・・・。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

(第88項に基づく追記情報(その他の事項)を記載する場合)

<文例7-2>

本文例の前提となる状況は、次のとおりである。

- ・ 監査人は、×1年4月1日以後開始する連結会計年度から監査及び期中レビュー契約を会社と締結した。なお、前連結会計年度までは、前任監査人によって期中レビュー及び監査が実施されていた。
- ・ 監査人は、期中レビュー報告書において、前任監査人によって比較情報の期中レビュー及び監査が行われている旨を記載することとした。
- ・ 前任監査人の期中レビュー報告書及び監査報告書に係る情報は、以下のとおりである。
 - ① 前連結会計年度の間連結財務諸表に係る前任監査人の期中レビュー報告書
無限定の結論(×0年11月×日付け)
 - ② 前連結会計年度の連結財務諸表に係る前任監査人の監査報告書
無限定適正意見(×1年6月×日付け)

その他の事項

会社の×1年3月31日をもって終了した前連結会計年度の間連結会計期間に係る中間連結財務諸表及び前連結会計年度の連結財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって期中レビュー及び監査が実施されている。前任監査人は、当該中間連結財務諸表に対して×0年11月×日付けで無限定の結論を表明しており、また、当該連結財務諸表に対して×1年6月×日付けで無限定適正意見を表明している。

(第88項①ただし書きに基づく追記情報(その他の事項)を記載する場合)

<文例7-3>

本文例の前提となる状況は、次のとおりである。

- ・ 監査人は、×1年4月1日以後開始する連結会計年度から監査及び期中レビュー契約を会社と締結した。なお、前連結会計年度までは、前任監査人によって期中レビュー及び監査が実施されていた。
- ・ 会社は、前中間連結会計期間の間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書並びに中間連結キャッシュ・フロー計算書を作成していなかったが、当中間連結会計期間から作成及び開示を行うこととし、比較情報についても開示することとした。なお、監査人は、これらの比較情報に係る期中レビュー手続を実施することが可能であると判断した。
- ・ 監査人は、期中レビュー報告書において、前任監査人により比較情報の期中レビュー及び監査が行われている旨を記載することとした。
- ・ 前任監査人の期中レビュー報告書及び監査報告書に係る情報は、以下のとおりである。

- ① 前連結会計年度の中間連結財務諸表に係る前任監査人の期中レビュー報告書
無限定の結論（×0年11月×日付け）
- ② 前連結会計年度の連結財務諸表に係る前任監査人の監査報告書
無限定適正意見（×1年6月×日付け）

（期中レビュー報告書の文例）

その他の事項

会社の×1年3月31日をもって終了した前連結会計年度の中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表及び前連結会計年度の連結財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって期中レビュー及び監査が実施されている。ただし、比較情報のうち、前中間連結会計期間に係る中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書については、前任監査人による期中レビューの対象となっていない。前任監査人は、当該中間連結財務諸表に対して×0年11月×日付けで無限定の結論を表明しており、また、当該連結財務諸表に対して×1年6月×日付けで無限定適正意見を表明している。

《2. 中間財務諸表に対する期中レビュー報告書》

中間財務諸表に対する期中レビュー報告書（無限定の結論）の文例（無限責任監査法人の場合で、指定証明の場合）は、以下のとおりである。なお、無限定の結論以外の文例については、「1. 中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書」に準じて取り扱うものとする。

<文例8>

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

×年×月×日

〇〇株式会社
取締役会 御中

〇〇監査法人
〇〇事務所（注1）
指 定 社 員 公認会計士 〇〇〇〇
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 〇〇〇〇
業 務 執 行 社 員

（注2）

監査人の結論

当監査法人（注3）は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている〇〇株式会社の×年×月×日から×年×月×日までの第×期事業年度の中間会計期間（×年×月×日から×年×月×日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、

中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について中間レビューを行った。

当監査法人（注3）が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、〇〇株式会社の×年×月×日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人（注3）は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人（注3）の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人（注3）は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人（注3）は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会（注4）の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会（注4）の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある（注5）。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する（注6）。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業的前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表に

において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会（注4）に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会（注4）に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。（注7）

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員（注3）の間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1）（注2）（注3）＜文例1＞に同じ

（注4）＜文例1＞（注5）に同じ

（注5）＜文例1＞（注6）に同じ

（注6）中間財務諸表に対する期中レビューで第39項から第42項に記載されている構成単位に対する期中レビュー手続を実施する場合には、以下の分を実施項目に追加する。

- ・ 中間財務諸表に対する結論表明の基礎となる、中間財務諸表に含まれる構成単位の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、構成単位の財務情報に関する期中レビューの式、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

（注7）上場企業又は上場企業ではないが上場企業の場合に適用される監査人の独立性に関するコミュニケーションについての要求事項が適用される企業の場合の中間財務諸表の期中レビューの場合にのみ記載する事項であるため、それ以外の企業の場合は削除する（第60項参照）。ただし、新規上場のための有価証券届出書等の場合には記載を行う。

（注8）＜文例1＞に同じ

《3. 中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書（IFRS 任意適用会社）》

(1) 要約中間連結財務諸表（※）に対する期中レビュー報告書（無限定の結論）の文例（無限責任監査法人の場合で、指定証明の場合）は、以下のとおりである。なお、無限定の結論以外の文例については、「1. 中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書」に準じて取り扱うものとする。

<文例9>

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

×年×月×日

〇〇株式会社

取締役会 御中

〇〇監査法人

〇〇事務所（注1）

指 定 社 員 公認会計士 〇〇〇〇

業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 〇〇〇〇

業務執行社員

（注2）

監査人の結論

当監査法人（注3）は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている〇〇株式会社の×年×月×日から×年×月×日までの連結会計年度の中間連結会計期間（×年×月×日から×年×月×日まで）に係る要約中間連結財務諸表、すなわち、要約中間連結財政状態計算書、要約中間連結損益計算書、要約期中連結包括利益計算書（注4）、要約中間連結持分変動計算書、要約中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人（注3）が実施した期中レビューにおいて、上記の要約中間連結財務諸表が、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条により規定された国際会計基準第34号「期中財務報告」（注5）に準拠して、〇〇株式会社及び連結子会社の×年×月×日現在の財政状態、同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績並びに中間連結会計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人（注3）は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人（注3）の責任は、「要約中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人（注3）は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、ま

た、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人（注3）は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

要約中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会（注6）の責任

経営者の責任は、国際会計基準第34号「期中財務報告」（注5）に準拠して要約中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない要約中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

要約中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき要約中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準第1号「財務諸表の表示」第4項に基づき、継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある（注7）。

監査役及び監査役会（注6）の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある（注8）。

要約中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から要約中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、要約中間連結財務諸表において、国際会計基準第1号「財務諸表の表示」第4項に基づき、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において要約中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する要約中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、要約中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 要約中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、国際会計基準第34号「期中財務報告」（注5）に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた要約中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに要約中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価す

る。

- ・ 要約中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、要約中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会（注6）に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会（注6）に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。（注9）

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員（注3）の間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 要約中間連結財務諸表とは、国際会計基準第34号「期中財務報告」第8項で規定されている財務諸表のことを意味している。

（注1）（注2）（注3）＜文例1＞に同じ

（注4）（要約）中間連結損益計算書及び（要約）中間連結包括利益計算書を1計算書方式で作成する場合には、「（要約）中間連結損益計算書、（要約）中間連結包括利益計算書」を「（要約）中間連結包括利益計算書」とする。

（注5）指定国際会計基準が国際会計基準と異なる場合には、「国際会計基準第34号「期中財務報告」」を「指定国際会計基準が定める国際会計基準第34号「期中財務報告」」とする。

（注6）＜文例1＞（注5）に同じ

（注7）国際会計基準等に基づく（要約）中間連結財務諸表を日本の期中レビュー基準に基づき期中レビューを行う場合、適用される財務報告の枠組みに基づき適切な記述を行うことができる。国際会計基準に基づく（要約）中間連結財務諸表の期中レビューの場合には、「経営者は、継続企業の前提に基づき（要約）中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、」を「経営者は、経営者が清算若しくは事業停止の意図があるか、又はそれ以外に現実的な代替案がない場合を除いて、継続企業の前提に基づき（要約）中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、」と記載することが考えられる。

（注8）＜文例1＞（注6）に同じ

（注9）＜文例1＞（注7）に同じ

（注10）＜文例1＞（注8）に同じ

(2) 中間連結財務諸表（※）に対する期中レビュー報告書（無限定の結論）の文例（無限責任監査法人の場合で、指定証明の場合）は、以下のとおりである。なお、無限定の結論以外の文例については、「1. 中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書」に準じて取り扱うものとする。

<文例10>

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

×年×月×日

〇〇株式会社

取締役会 御中

〇〇監査法人

〇〇事務所（注1）

指 定 社 員 公認会計士 〇〇〇〇
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 〇〇〇〇
業務執行社員

（注2）

監査人の結論

当監査法人（注3）は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている〇〇株式会社の×年×月×日から×年×月×日までの連結会計年度の中間連結会計期間（×年×月×日から×年×月×日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結財政状態計算書、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書（注4）、中間連結持分変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について期中レビューを行った。

当監査法人（注3）が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条により規定された国際会計基準第34号「期中財務報告」（注5）に準拠して、〇〇株式会社及び連結子会社の×年×月×日現在の財政状態、同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績並びに中間連結会計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人（注3）は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人（注3）の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人（注3）は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人（注3）は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会（注6）の責任

経営者の責任は、国際会計基準第34号「期中財務報告」（注5）に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準第1号「財務諸表の表示」第4項に基づき、継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある（注7）。

監査役及び監査役会（注6）の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある（注8）。

期中連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、国際会計基準第1号「財務諸表の表示」第4項に基づき、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、国際会計基準第34号「期中財務報告」（注5）に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指示、監督及び実施に

関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会（注6）に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会（注6）に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。（注9）

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員（注3）の間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 中間連結財務諸表とは、国際会計基準第34号「期中財務報告」第5項で規定されている完全な一組の財務諸表のことを意味している。

（注1）（注2）（注3）＜文例1＞に同じ

（注4）（注5）＜文例9＞に同じ

（注6）＜文例1＞（注5）に同じ

（注7）＜文例9＞に同じ

（注8）＜文例1＞（注6）に同じ

（注9）＜文例1＞（注7）に同じ

（注10）＜文例1＞（注8）に同じ

《4. 中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書（修正国際基準適用会社）》

(1) 要約中間連結財務諸表（※）に対する期中レビュー報告書（無限定の結論）の文例（無限責任監査法人の場合で、指定証明の場合）は、以下のとおりである。なお、無限定の結論以外の文例については、「1. 中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書」に準じて取り扱うものとする。

＜文例11＞

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

×年×月×日

〇〇株式会社

取締役会 御中

〇〇監査法人

〇〇事務所（注1）

指 定 社 員 公 認 会 計 士 〇〇〇〇

業務執行社員
 指 定 社 員 公認会計士 ○○○○
 業務執行社員

(注 2)

監査人の結論

当監査法人（注 3）は、金融商品取引法第193条の 2 第 1 項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている〇〇株式会社の×年×月×日から×年×月×日までの連結会計年度の中間連結会計期間（×年×月×日から×年×月×日まで）に係る要約中間連結財務諸表、すなわち、要約中間連結財政状態計算書、要約中間連結損益計算書、要約中間連結包括利益計算書（注 4）、要約中間連結持分変動計算書、要約中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人（注 3）が実施した期中レビューにおいて、上記の要約中間連結財務諸表が、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第94条により規定された修正国際基準に定める国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して、〇〇株式会社及び連結子会社の×年×月×日現在の財政状態、同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績並びに中間連結会計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人（注 3）は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人（注 3）の責任は、「要約中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人（注 3）は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人（注 3）は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

要約中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会（注 5）の責任

経営者の責任は、修正国際基準に定める国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して要約中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない要約中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

要約中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき要約中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準第 1 号「財務諸表の表示」第 4 項に基づき、継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある（注 6）。

監査役及び監査役会（注 5）の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある（注 7）。

要約中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から要約中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、要約中間連結財務諸表において、国際会計基準第1号「財務諸表の表示」第4項に基づき、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において要約中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する要約中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、要約中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 要約中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、修正国際基準に定める国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた要約中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに要約中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 要約中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、要約中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会（注5）に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会（注5）に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。（注8）

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員（注3）の間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 要約中間連結財務諸表とは、修正国際基準に定める国際会計基準第34号「期中財務報告」第8項で規定されている財務諸表のことを意味している。

(注1) (注2) (注3) <文例1>に同じ

(注4) <文例9>に同じ

(注5) <文例1>に同じ

(注6) 国際会計基準等に基づく(要約)中間連結財務諸表を日本の期中レビュー基準に基づき期中レビューを行う場合、適用される財務報告の枠組みに基づき適切な記述を行うことができる。修正国際基準に基づく(要約)中間連結財務諸表の期中レビューの場合には、「経営者は、継続企業の前提に基づき(要約)中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、」を「経営者は、経営者が清算若しくは事業停止の意図があるか、又はそれ以外に現実的な代替案がない場合を除いて、継続企業の前提に基づき(要約)中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、」と記載することが考えられる。

(注7) <文例1> (注6) に同じ

(注8) <文例1> (注7) に同じ

(注9) <文例1> (注8) に同じ

(2) 中間連結財務諸表(※)に対する期中レビュー報告書(無限定の結論)の文例(無限責任監査法人の場合で、指定証明の場合)は、以下のとおりである。なお、無限定の結論以外の文例については、「1. 中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書」に準じて取り扱うものとする。

<文例12>

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

×年×月×日

〇〇株式会社

取締役会 御中

〇〇監査法人

〇〇事務所 (注1)

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 〇〇〇〇

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 〇〇〇〇

(注2)

監査人の結論

当監査法人(注3)は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に

掲げられている〇〇株式会社の×年×月×日から×年×月×日までの連結会計年度の中間連結会計期間（×年×月×日から×年×月×日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結財政状態計算書、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書（注4）、中間連結持分変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について期中レビューを行った。

当監査法人（注3）が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第94条により規定された修正国際基準に定める国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して、〇〇株式会社及び連結子会社の×年×月×日現在の財政状態、同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績並びに中間連結会計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人（注3）は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人（注3）の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人（注3）は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人（注3）は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会（注5）の責任

経営者の責任は、修正国際基準に定める国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準第1号「財務諸表の表示」第4項に基づき、継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある（注6）。

監査役及び監査役会（注5）の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある（注7）。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、国際会計基準第1号「財務諸表の表示」第4項に基づき、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、修正国際基準に定める国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。
監査人は、監査役及び監査役会（注5）に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会（注5）に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。（注8）

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員（注3）の間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 中間連結財務諸表とは、修正国際基準に定める国際会計基準第34号「期中財務報告」第5項で規定されている完全な一組の財務諸表のことを意味している。

（注1）（注2）（注3）＜文例1＞に同じ

（注4）＜文例9＞に同じ

（注5）＜文例1＞に同じ

(注6) <文例11>に同じ

(注7) <文例1> (注6) に同じ

(注8) <文例1> (注7) に同じ

(注9) <文例1> (注8) に同じ

《付録 2 経営者確認書の記載例》

×年×月×日

〇〇監査法人

指定社員

業務執行社員 公認会計士 〇〇〇〇殿（注1）

〇〇株式会社

代表取締役 （署名）

（若しくは記名押印又は電子署名）

財務・経理担当取締役 （署名）

（若しくは記名押印又は電子署名）

本確認書は、当社の半期報告書に含まれる×年×月×日から×年×月×日までの連結会計年度の中間連結会計期間（×年×月×日から×年×月×日まで）の中間連結財務諸表（注2）が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められないかどうかについて貴監査法人が結論を表明するに際して提出するものです。私たちは、下記のとおりであることを確認します（注3）。なお、貴監査法人によって実施された期中レビューが、年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続によって行われていることについても承知しております。

記

期中連結財務諸表

1. 私たちは、×年×月×日付けの（×年×月期に係る）期中レビュー契約書（注4）に記載されたとおり、中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「中間連結財務諸表規則」という。）及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成する責任（継続企業に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、継続企業に関する必要な開示を行う責任を含む。）を果たしました。中間連結財務諸表は、中間連結財務諸表規則及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示しております。
2. 不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成するために、経営者が必要と判断する内部統制を整備及び運用する責任は経営者にあることを承知しております。
3. 会計上の見積りについて適用される財務報告の枠組みに照らして合理的な認識、測定及び注記を達成するために、使用した見積手法、データ及び重要な仮定並びに関連する注記事項は適切であると判断しております。
4. 関連当事者との関係及び取引は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して適切に処理しております（注5）。
5. 中間連結決算日後本確認書の日付までに発生した中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼす事象は、全て計上又は注記されております（注5）。

6. 中間連結財務諸表を作成する場合にその影響を考慮すべき、既に認識されている又は潜在的な訴訟事件等は全て、中間連結財務諸表規則及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して適切に処理又は注記されております(注5)。
7. 未修正の虚偽表示が及ぼす影響は、個別にも集計しても中間連結財務諸表全体に対して重要ではないものと判断しております。未修正の虚偽表示の一覧は、本確認書に添付されております(注5)(注6)。
8. 監査人が記載することが適切であると判断したその他の確認事項(注7)

提供する情報

9. 貴監査法人に以下を提供いたしました。
 - (1) 記録、文書及びその他の事項等、中間連結財務諸表の作成に関連すると認識している全ての情報を入手する機会
 - (2) 本日までに開催された株主総会及び取締役会の議事録並びに重要な稟議書
 - (3) 貴監査法人から要請のあった期中レビューのための追加的な情報
 - (4) 証拠を入手するために必要であると貴監査法人が判断した、当社グループの役員及び従業員への制限のない質問や面談の機会
10. 全ての取引は会計記録に適切に記録され、中間連結財務諸表に反映されております。
11. 不正による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示の可能性に対する経営者の評価を貴監査法人に示しております。
12. 当社及び連結子会社に影響を及ぼす不正又は不正の疑いがある事項に関して、以下の全ての情報を貴監査法人に提供いたしました。
 - － 経営者による不正又は不正の疑い
 - － 内部統制において重要な役割を担っている従業員による不正又は不正の疑い
 - － 上記以外の者による中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性がある不正又は不正の疑い
13. 従業員、元従業員、投資家、規制当局又はその他の者から入手した中間連結財務諸表に影響を及ぼす不正の申立て又は不正の疑いがある事項に関する全ての情報を貴監査法人に提供いたしました。
14. 中間連結財務諸表を作成する場合にその影響を考慮すべき違法行為又は違法行為の疑いに関して認識している全ての事実を貴監査法人に提示いたしました。
15. 中間連結財務諸表を作成する場合にその影響を考慮すべき訴訟事件等(注8)又はそれらの可能性に関して認識している全ての事実を貴監査法人に提示いたしました。
16. 関連当事者の名称、並びに認識された全ての関連当事者との関係及び関連当事者との取引を貴監査法人に提示いたしました。
17. 監査人が記載することが適切であると判断したその他の確認事項(注7)
18. ……………
19. ……………

以 上

- (注1) ① 監査人が無限責任監査法人の場合で指定証明であるときには、上記の記載例とする。
 ② 監査人が無限責任監査法人の場合で指定証明でないときには、以下とする。

〇〇監査法人

業務執行社員 公認会計士 〇〇〇〇殿

- ③ 監査人が有限責任監査法人の場合は、以下とする。

〇〇有限責任監査法人

指定有限責任社員

業務執行社員 公認会計士 〇〇〇〇殿

- ④ 監査人が公認会計士の場合には以下とし、確認書本文中の「貴監査法人」を「貴殿」とする。

〇〇〇〇 公認会計士事務所

公認会計士 〇〇〇〇 殿

- (注2) 期中レビュー対象会社が中間財務諸表を作成している場合は、確認書本文中の「中間連結財務諸表」を「中間財務諸表」、「当社及び連結子会社」を「当社」、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」を「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」とする。

- (注3) 監査基準報告書580「経営者確認書」のA4項からA6項に該当する場合には、以下のいずれかの文言への修正を考慮する。

- ・ 私たちが知り得る限りにおいて、下記のとおりであることを確認します。
- ・ 私たちは、適切な情報を入手するために必要であると考えた質問を行った上で、下記のとおりであることを確認します。
- ・ 私たちは、適切な情報を入手するために必要であると考えた質問を行った上で、私たちが知り得る限りにおいて、下記のとおりであることを確認します。

- (注4) 期中レビュー契約において、監査契約と同時に一体として締結している場合は、「期中レビュー契約書」を「監査及び期中レビュー契約書」とする。

- (注5) 該当する事項がない場合には、その旨を記載する等適宜修正する。

- (注6) 経営者が重要性がないものと判断し経営者確認書に記載又は添付する未修正の虚偽表示には、以下を含める必要がある。

- ① 当中間連結財務諸表の数値に含まれる未修正の虚偽表示
- ② 比較情報に含まれる未修正の虚偽表示
- ③ 前期末の未修正の虚偽表示が当中間連結財務諸表の数値において修正（又は解消）されたことを原因として比較可能性が損なわれていることによる影響

なお、継続監査の場合で、当期の期中レビューにおいて、比較情報に新たに発見した虚偽表示が無かったときは、②の比較情報に含まれる未修正の虚偽表示については、一覧の添付に代えて、前期の経営者確認書を参照することにより重要性がないことを確認する方法や過去の年度の連結財務諸表及び中間連結財務諸表の訂正が必要となるような重要な事実はない旨を確認する方法もある。

これらの記載に当たっては、監査基準報告書580を参考とすることが有用である。

(注7) その他追加項目の確認事項(期中レビュー全般に共通する事項)の記載に当たっては、監査基準報告書580を参照することが有用である。

(注8) 訴訟事件等とは、訴訟、賠償請求、更正、査定及び賦課並びにこれらに準ずる事象をいう。

以 上

改正案

現行

期中レビュー基準報告書第1号

四半期レビュー基準報告書第1号

独立監査人が実施する中間財務諸表に対するレビュー

四半期レビュー

2007年10月30日
 改正 2009年7月8日
 改正 2011年7月8日
 改正 2012年6月22日
 改正 2016年2月26日
 改正 2020年3月17日
 改正 2021年4月7日
 改正 2021年9月16日
 改正 2021年12月7日
 改正 2022年10月13日
 改正 2023年3月16日
 最終改正 2023年 月 日
 日本公認会計士協会
 監査・保証基準委員会
 (報告書: 第44号)

2007年10月30日
 改正 2009年7月8日
 改正 2011年7月8日
 改正 2012年6月22日
 改正 2016年2月26日
 改正 2020年3月17日
 改正 2021年4月7日
 改正 2021年9月16日
 改正 2021年12月7日
 改正 2022年10月13日
 最終改正 2023年3月16日
 日本公認会計士協会
 監査・保証基準委員会
 (報告書: 第44号)

項番号

項番号

I はじめに

II 本報告書の範囲及び目的

1. 本報告書の範囲 1

2. 期中レビューの目的 3

III 要求事項

1. 職業倫理及び独立性並びに品質管理 6

2. 職業的専門家としての懐疑心 7

3. 期中レビュー契約の締結 8

4. 期中レビュー手続 11

(1) 期中レビュー計画 11

(2) 重要性の基準値 13

(3) 内部統制を含む、企業及び企業環境の理解 14

(4) 質問、分析的手続その他の期中レビュー手続 16

(5) 虚偽表示の評価 34

(6) 経営者からの書面による確認 36

(7) 構成単位に対する期中レビュー手続 39

(8) 構成単位の監査人の利用 41

5. 経営者への伝達と対応及び監査役等とのコミュニケーション 43

I はじめに..... 1

II 四半期レビューの目的..... 9

III 四半期レビューにおける一般基準..... 12

IV 四半期レビュー契約の締結..... 13

V 四半期レビュー手続..... 17

1. 四半期レビュー計画..... 17

2. 重要性の基準値..... 20

3. 内部統制を含む、企業及び企業環境の理解..... 21

4. 質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続..... 26

(1) 過去に発生した修正済又は未修正の虚偽表示の検討..... 28

(2) 議事録の閲覧等..... 29

(3) 経営者とのディスカッション..... 30

(4) 質問及び分析的手続..... 31

(5) 会計記録に基づく作成..... 32

(6) 追加的な手続..... 33

(7) 後発事象等に係る四半期レビュー手続..... 35

(8) 継続企業の前提に係る四半期レビュー手続..... 36

(9) 比較情報に係る四半期レビュー手続..... 44

改正案	現 行
6. 期中レビュー報告書 50	5. 四半期レビュー手続の実施時期及び四半期レビューと年度の財務諸表の監査の関係 47
(1) 全般的事項 50	6. 虚偽表示の評価 49
(2) 結論に関する除外 63	7. 経営者からの書面による確認 50
(3) 否定的結論 64	8. 構成単位に対する四半期レビュー手続 52
(4) 期中レビュー範囲の制約及び結論の不表明 65	9. 構成単位の監査人の利用 55
(5) 継続企業の前提 73	VI 経営者への伝達と対応及び監査役等とのコミュニケーション 56
(6) 追記情報 78	VII 四半期レビュー報告書 60
(7) その他の記載内容に関連する監査人の責任 79	1. 全般的事項 60
(8) 比較情報 85	(1) 監査人の結論 61
7. 期中レビュー調書 89	(2) 結論の根拠 61-2
8. 期中レビューに際してのその他の留意事項 90	(3) 経営者及び監査役等の責任 62
(1) 監査人の責任及び期中レビュー手続 90	(4) 監査人の責任 63
(2) 監査人の交代 91	(5) 利害関係 64
(3) 審査 92	2. 結論に関する除外 65
IV 適用指針	3. 否定的結論 66
1. 職業的専門家としての懐疑心 A1	4. 四半期レビュー範囲の制約及び結論の不表明 67
2. 期中レビュー契約の締結 A3	5. 継続企業の前提 74
3. 期中レビュー手続 A4	6. 追記情報 82
(1) 期中レビュー計画 A4	7. その他の記載内容に関連する監査人の責任 83
(2) 重要性の基準値 A7	8. 比較情報 89
(3) 内部統制を含む、企業及び企業環境の理解 A8	VIII 四半期レビュー調書 93
(4) 質問、分析的手続その他の期中レビュー手続 A11	IX 四半期レビューに際してのその他の留意事項 94
(5) 虚偽表示の評価 A21	1. 監査人の責任及び四半期レビュー手続 94
(6) 経営者からの書面による確認 A23	2. 監査人の交代 95
(7) 構成単位に対する期中レビュー手続 A24	3. 審査 96
(8) 構成単位の監査人の利用 A25	X 適用 97
4. 期中レビュー報告書 A26	付録 1 四半期レビュー報告書の文例
(1) 全般的事項 A26	付録 2 経営者確認書の記載例
(2) 結論に関する除外 A28	
(3) 否定的結論 A29	
(4) 継続企業の前提 A30	
(5) その他の記載内容に関連する監査人の責任 A34	
(6) 比較情報 A35	
5. 期中レビュー調書 A36	
6. 期中レビューに際してのその他の留意事項 A38	
(1) 審査 A38	
V 適用	
付録 1 中間財務諸表に対する期中レビュー報告書の文例	
付録 2 経営者確認書の記載例	
《 I はじめに》	《 I はじめに》

改正案

2006年6月に成立した金融商品取引法において、2008年4月1日以後開始する事業年度から、上場会社等に対して四半期報告書の提出が義務付けられ、当該報告書に掲載される四半期財務諸表については公認会計士又は監査法人の監査証明を受けることとされた。

これを受けて、企業会計基準委員会は四半期財務諸表の作成基準である企業会計基準第12号「四半期財務諸表に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第14号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」を2007年3月14日に公表するとともに、企業会計審議会は2007年3月27日に、四半期レビュー基準を公表した。なお、四半期レビュー基準は、2005年7月に国際監査・保証基準審議会（IAASB）が年度の監査人が行う期中財務情報に係るレビューについて公表した国際レビュー業務基準（ISRE）第2410号を参考として作成されている。

このような経緯を踏まえ、当協会は、2007年10月30日付けで本報告を公表した。

企業会計審議会から2009年6月30日付けで継続企業の前提に関する規定の見直しを含む「中間監査基準及び四半期レビュー基準の改訂に関する意見書」が公表されたため、本報告についても必要な見直しを行い、2009年7月8日付けで改正した。

企業会計審議会から2010年3月26日付けで監査報告書における意見表明の内容等を規定している報告基準における国際監査基準（ISA）との差異を調整等するため、「監査基準の改訂に関する意見書」が公表された。四半期レビュー基準についても、2011年6月30日付けで、同様の観点から「中間監査基準及び四半期レビュー基準の改訂に関する意見書」が公表された。

また、企業会計基準委員会は、公益財団法人財務会計基準機構内に設けられている基準諮問会議からの提言を受け、四半期財務報告の大幅な簡素化に伴う会計基準等の見直しを行い、2011年3月25日付けで企業会計基準第12号「四半期財務諸表に関する会計基準」（以下「四半期会計基準」という。）及び企業会計基準適用指針第14号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」等の改正を行った。それに伴い、金融庁から2011年3月31日に関係する府令等の改正が公表された。

このような経緯を踏まえ、本報告についても必要な見直しを行い、2011年7月8日付けで改正した。

当協会は、2011年12月22日付けで明瞭性プロジェクトにより改訂された国際監査基準を参考に新起草方針に基づく監査基準報告書を公表し、これに伴い本報告についても必要な見直しを行い、2012年6月22日付けで改正した。

2016年2月改正の本指針は、2015年9月4日付けで企業内容等開示府令及び監査証明府令が改正され、「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）」（以下「修正国際基準」という。）に従って作成された四半期連結財務諸表に係る四半期レビュー報告書の取扱いの対応が必要になったことから、所要の見直しを行ったものである。

企業会計審議会から2018年7月5日付けで監査報告書における意見表明の内容等を規定している報告基準における国際監査基準（ISA）との差異を調整等するため、「監査基準の改訂に関する意見書」が公表された。四半期レビュー基準についても、2019年9月6日付けで、同様の観点から「四半期レビュー基準の改訂に関する意見書」が公表されたため、本報告についても必要な見直しを行い、2020年3月17日付けで改正した。

企業会計審議会から2024年 月 日付けで四半期開示制度の見直しを受けた「四半期レビュー基準の改訂に関する意見書」が公表されたため、本報告書についても必要な見直しを行い、2024年 月 日付けで改正した。

現行

1. 2006年6月に成立した金融商品取引法において、2008年4月1日以後開始する事業年度から、上場会社等に対して四半期報告書の提出が義務付けられ、当該報告書に掲載される四半期財務諸表については公認会計士又は監査法人の監査証明を受けることとされた。

これを受けて、企業会計基準委員会は四半期財務諸表の作成基準である企業会計基準第12号「四半期財務諸表に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第14号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」を2007年3月14日に公表するとともに、企業会計審議会は2007年3月27日に、四半期レビュー基準を公表した。なお、四半期レビュー基準は、2005年7月に国際監査・保証基準審議会（IAASB）が年度の監査人が行う期中財務情報に係るレビューについて公表した国際レビュー業務基準（ISRE）第2410号を参考として作成されている。

このような経緯を踏まえ、当協会は、2007年10月30日付けで本報告を公表した。

1-2. 企業会計審議会から2009年6月30日付けで継続企業の前提に関する規定の見直しを含む「中間監査基準及び四半期レビュー基準の改訂に関する意見書」が公表されたため、本報告についても必要な見直しを行い、2009年7月8日付けで改正した。

1-3. 企業会計審議会から2010年3月26日付けで監査報告書における意見表明の内容等を規定している報告基準における国際監査基準（ISA）との差異を調整等するため、「監査基準の改訂に関する意見書」が公表された。四半期レビュー基準についても、2011年6月30日付けで、同様の観点から「中間監査基準及び四半期レビュー基準の改訂に関する意見書」が公表された。

また、企業会計基準委員会は、公益財団法人財務会計基準機構内に設けられている基準諮問会議からの提言を受け、四半期財務報告の大幅な簡素化に伴う会計基準等の見直しを行い、2011年3月25日付けで企業会計基準第12号「四半期財務諸表に関する会計基準」（以下「四半期会計基準」という。）及び企業会計基準適用指針第14号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」等の改正を行った。それに伴い、金融庁から2011年3月31日に関係する府令等の改正が公表された。

このような経緯を踏まえ、本報告についても必要な見直しを行い、2011年7月8日付けで改正した。

1-4. 当協会は、2011年12月22日付けで明瞭性プロジェクトにより改訂された国際監査基準を参考に新起草方針に基づく監査基準報告書を公表し、これに伴い本報告についても必要な見直しを行い、2012年6月22日付けで改正した。

1-5. 2016年2月改正の本指針は、2015年9月4日付けで企業内容等開示府令及び監査証明府令が改正され、「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）」（以下「修正国際基準」という。）に従って作成された四半期連結財務諸表に係る四半期レビュー報告書の取扱いの対応が必要になったことから、所要の見直しを行ったものである。

1-6. 企業会計審議会から2018年7月5日付けで監査報告書における意見表明の内容等を規定している報告基準における国際監査基準（ISA）との差異を調整等するため、「監査基準の改訂に関する意見書」が公表された。四半期レビュー基準についても、2019年9月6日付けで、同様の観点から「四半期レビュー基準の改訂に関する意見書」が公表されたため、本報告についても必要な見直しを行い、2020年3月17日付けで改正した。

2. 削除

3. 削除

4. 削除

5. 削除

改正案

《Ⅱ 本報告書の範囲及び目的》

《1. 本報告書の範囲》

1. 本報告書は、金融商品取引法上の期中レビューに関する実務上の指針を提供するものである。
2. 本報告書では、「監査人」という用語を用いているが、これは、監査人が監査機能を発揮するという意味ではなく、中間財務諸表に対して行う期中レビューは年度の財務諸表の監査人により実施されることが求められているためである。

《2. 期中レビューの目的》

3. 本報告書における期中レビューの目的は、経営者の作成した中間財務諸表について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかったかどうかに関し、監査人が自ら入手した証拠に基づいて判断した結果を結論として表明することにある。当該結論は、中間財務諸表に重要な虚偽表示があるときに不適切な結論を表明するリスクを適度な水準に抑えるために必要な手続を実施して表明されるものであるが、期中レビューは、財務諸表には全体として重要な虚偽表示がないということについて合理的な保証を得るために実施される年度の財務諸表の監査と同様の保証を得ることを目的とするものでない（「期中レビュー基準」第一 期中レビューの目的参照）。
4. 期中レビューの目的と年度の財務諸表の監査の目的とは異なるものであり、期中レビューは、中間財務諸表が一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについて意見を表明するものではなく、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかったかどうかについての結論を表明するものである。したがって、期中レビュー手続は、質問、分析的手続その他の期中レビュー手続に限定されており、年度の財務諸表の監査で要求される証拠の全てを入手する手続は求められていない。
5. 期中レビューにおいては、通常、内部統制の運用評価手続や実査、立会、確認、証憑突合、質問に対する回答についての証拠の入手及びその他の実証手続に基づく証拠の入手は要求されていない。したがって、期中レビューは、重要な事項があれば、監査人に気付かせるものであるが、年度の財務諸表の監査であれば可能であったであろう全ての重要な事項を発見することを保証するものではない。

《Ⅱ 要求事項》

《1. 職業倫理及び独立性並びに品質管理》

6. 監査人は、期中レビューの実施に当たって、独立性を含む職業倫理に関する規定及び品質管理の基準を遵守しなければならない。独立性を含む職業倫理に関する規定は、公認会計士法・同施行令・同施行規則、日本公認会計士協会が公表する会則、倫理規則及びその他の倫理に関する規定をいう。品質管理の基準は、企業会計審議会により公表された「監査に関する品質管理基準」並びに日本公認会計士協会が公表した品質管理基準報告書第1号「監査事務所における品質管理」、品質管理基準報告書第2号「監査業務に係る審査」及び監査基準報告書220「監査業務における品質管理」をいう。

現行

6. 削除

7. 本報告は、上記金融商品取引法において求められる四半期財務諸表に対して行われる四半期レビューを実施する際に適用されるものである。なお、四半期財務諸表に対して任意で実施するレビューについて、金融商品取引法に基づく四半期報告制度と同様の状況の下で実施される場合には、本報告を適用することができる（保証業務実務指針2400「財務諸表のレビュー業務」のA2項参照）。
8. 本報告では、「監査人」という用語を用いているが、これは、監査人が監査機能を発揮するという意味ではなく、四半期財務諸表に対して行う四半期レビューは年度の財務諸表の監査人により実施されることが求められているためである。

《Ⅱ 四半期レビューの目的》

9. 四半期レビューの目的は、経営者の作成した四半期財務諸表について、一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかったかどうかに関し、監査人が自ら入手した証拠に基づいて判断した結果を結論として表明することにある。当該結論は、四半期財務諸表に重要な虚偽表示があるときに不適切な結論を表明するリスクを適度な水準に抑えるために必要な手続を実施して表明されるものであるが、四半期レビューは、財務諸表には全体として重要な虚偽表示がないということについて合理的な保証を得るために実施される年度の財務諸表の監査と同様の保証を得ることを目的とするものでない（「四半期レビュー基準」第一 四半期レビューの目的参照）。
10. このように当該四半期レビューの目的と年度の財務諸表の監査の目的とは異なるものであり、四半期レビューは、四半期財務諸表が一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについて意見を表明するものではなく、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかったかどうかについての結論を表明するものである。したがって、四半期レビュー手続は、質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続に限定されており、年度の財務諸表の監査で要求される証拠の全てを入手する手続は求められていない。
11. すなわち、四半期レビューにおいては、通常、内部統制の運用評価手続や実査、立会、確認、証憑突合、質問に対する回答についての証拠の入手及びその他の実証手続に基づく証拠の入手は要求されていない。したがって、四半期レビューは、重要な事項がもしあれば、監査人に気付かせるものであるが、年度の財務諸表の監査であれば可能であったであろう全ての重要な事項を発見することを保証するものではない。

《Ⅲ 四半期レビューにおける一般基準》

12. 監査人は、四半期レビューの実施に当たって、職業倫理に関する規定及び品質管理の基準を遵守しなければならない。職業倫理に関する規定は、公認会計士法・同施行令・同施行規則、日本公認会計士協会が公表する会則、倫理規則及びその他の倫理に関する規定をいう。品質管理の基準は、企業会計審議会により公表された「監査に関する品質管理基準」並びに日本公認会計士協会により公表された品質管理基準報告書第1号「監査事務所における品質管理」、品質管理基準報告書第2号「監査業務に係る審査」及び監査基準報告書220「監査業務における品質管理」をいう。

改正案

《2. 職業的専門家としての懐疑心》(A1 項及び A2 項参照)

7. 監査人は、期中レビューにおいても、年度の財務諸表の監査と同様に職業的専門家としての正当な注意を払い、職業的懐疑心を保持しなければならない（「四半期レビュー基準の設定に関する意見書」二 1、A1 項及び A2 項参照）。

A1. 監査人は、期中レビュー計画の策定から、その実施、結論を表明するための基礎の入手及び評価、結論の表明に至るまで、中間財務諸表が一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成されていないと信じさせる事項が存在するおそれに常に注意を払う。

A2. 監査人は、中間財務諸表に関する重要な虚偽表示の可能性に常に注意し、質問、分析的手続その他の期中レビュー手続の結果や経営者の陳述が相互に矛盾していないかどうかについて批判的に評価し、更にそれらの信憑性に疑念を抱かせることになる期中レビュー手続の結果にも注意を払う。

《3. 期中レビュー契約の締結》

8. 期中レビューを行う監査人は、契約を締結し、業務の内容について合意しなければならない（A3 項参照）。

A3. 期中レビュー契約は、文書をもって行うこととなるが、期中レビューは、年度の財務諸表の監査人と同一の監査人が行うこととなり、また金融商品取引法上監査証明として規定されていることから、監査契約と同時に一体として締結することも可能である。

9. 期中レビュー契約に関して、期中会計期間に係る期中レビュー手続開始前にその契約内容について合意しておかなければならない。

10. 期中レビュー契約書の作成に当たって、少なくとも以下の期中レビューに特有の事項を記載しなければならない。

- ・ 期中レビューの目的
- ・ 期中レビューの対象とする中間財務諸表の範囲（第 53 項参照）
- ・ 中間財務諸表の作成責任が経営者にあること。
- ・ 中間財務諸表を作成するための内部統制を整備及び運用する責任が経営者にあること。
- ・ 期中レビューの実施に必要な会計記録及び資料を全て提示する責任が経営者にあること。
- ・ 監査人が期中レビューの実施に当たり口頭で説明を受けた事項及び会計記録等に内在するアサーションを確認するために、経営者確認書を提供することに合意すること。

《4. 期中レビュー手続》

《(1) 期中レビュー計画》(A4 項から A6 項参照)

A4. 監査人は、中間財務諸表に係る投資家の判断を損なうような重要な虚偽表示を看過することなく、期中レビューを効果的かつ効率的に実施するため、期中レビューと年度の財務諸表の監査の関係を考慮し、年度の財務諸表の監査計画の一環として期中レビュー計画を策定できる。

11. 期中レビュー計画の策定は、前事業年度の財務諸表の監査結果を踏まえ、新たな事象や状況の変化等を考慮する。年度の財務諸表の監査計画と同様、期中レビュー計画も連続的、反復的なプロセスであるので、期中レビュー終了まで必要に応じて、見直し、修正しなければならない。

現行

また、「四半期レビュー基準の設定に関する意見書」二 1において、監査人は、四半期レビューにおいても、年度の財務諸表の監査と同様に職業的専門家としての正当な注意を払い、職業的懐疑心を保持することが求められている。具体的には、監査人は、四半期レビュー計画の策定から、その実施、結論を表明するための基礎の入手及び評価、結論の表明に至るまで、四半期財務諸表が一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して作成されていないと信じさせる事項が存在するおそれに常に注意を払う必要がある。また、監査人は、四半期財務諸表に関する重要な虚偽表示の可能性に常に注意し、質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続の結果や経営者の陳述が相互に矛盾していないかどうかについて批判的に評価し、さらにそれらの信憑性に疑念を抱かせることになる四半期レビュー手続の結果にも注意を払うなど、職業的懐疑心を保持して四半期レビューを遂行しなければならない。

《IV 四半期レビュー契約の締結》

13. 四半期レビューを行う監査人は、契約を締結し、業務の内容について合意しなければならない。

14. 当該契約は、文書をもって行うこととなるが、四半期レビューは、年度の財務諸表の監査人と同一の監査人が行うこととなり、また金融商品取引法上監査証明として規定されていることから、監査契約と同時に一体として締結することも可能である。

15. 特に第 1 四半期会計期間末日は、前年度の財務諸表の監査終了後すぐに到来することから、四半期レビュー契約に関して、第 1 四半期会計期間に係る四半期レビュー手続開始前にその契約内容について合意しておく必要がある。

16. 四半期レビュー契約書の作成に当たって、少なくとも以下の四半期レビューに特有の事項が記載されることとなる。

- ・ 四半期レビューの目的
- ・ 四半期レビューの対象とする四半期財務諸表の範囲（第 45 項参照）
- ・ 四半期財務諸表の作成責任が経営者にあること。
- ・ 四半期財務諸表を作成するための内部統制を整備及び運用する責任が経営者にあること。
- ・ 四半期レビューの実施に必要な会計記録及び資料を全て提示する責任が経営者にあること。
- ・ 監査人が四半期レビューの実施に当たり口頭で説明を受けた事項及び会計記録等に内在するアサーションを確認するために、経営者確認書を提供することに合意すること。

《V 四半期レビュー手続》

《1. 四半期レビュー計画》

17. 監査人は、四半期財務諸表に係る投資家の判断を損なうような重要な虚偽表示を看過することなく、四半期レビューを効果的かつ効率的に実施するため、四半期レビューと年度の財務諸表の監査の関係を考慮し、年度の財務諸表の監査計画の一環として四半期レビュー計画を策定できる。

18. 特に第 1 四半期会計期間末日は、前年度の財務諸表の監査終了後すぐに到来することから、第 1 四半期の四半期レビュー計画の策定は、前年度の財務諸表の監査の終了直後又はその最終段階から始まり、当該監査結果を踏まえ、第 1 四半期における新たな事象や状況の変化等を考慮することとなる。年度の財務諸表の監査計画と同様、四半期レビュー計画も連続的、反復的なプロセスであるので、各四半期会計期間のみならず、第 3 四

改正案

12. 期中レビュー計画の策定に当たり、重要性の基準値、重要な虚偽表示リスクの識別と評価、期中レビュー手続、構成単位に対する期中レビュー手続、構成単位の監査人の利用、継続企業の前提等について考慮しなければならない。

A5. 期中レビュー手続は、中間財務諸表作成後だけでなく、中間財務諸表の作成時又は作成前に多くの期中レビュー手続を行うことができると考えられる。例えば、内部統制を含む、企業及び企業環境の理解についての手続や、株主総会や取締役会等の議事録の閲覧については、期中会計期間の末日以前から期中レビュー手続を実施することが考えられる。このように期中レビュー手続を早期に実施することにより、中間財務諸表に影響を与える重要な会計上の問題を含む重要な着眼点等を認識し、検討を開始することができる。

A6. 期中レビューは、年度の財務諸表の監査を前提として実施されるものであることから、年度の財務諸表の監査の実効性の向上のため、監査人は期中レビュー手続と同時に一部の監査手続を行い、年度の財務諸表の監査と適切に組み合わせて期中レビューを効果的かつ効率的に実施することとなる。例えば、期中レビュー手続として実施した取締役会議事録の閲覧の結果及び閲覧の結果実施した追加的な手続があればその結果についても、年度の財務諸表の監査で利用することができる。また、期中会計期間に発生した重要な取引又は非経常的な取引、例えば、企業結合、組織変更、事業セグメント等の売却や巨額の収益計上に係る監査手続を期中レビューの対象となる期中会計期間における期中レビュー手続の実施と同時期に実施することも年度の財務諸表の監査の実効性の向上のため適切であると考えられる。

《(2) 重要性の基準値》(A7 項参照)

13. 期中レビューは年度の財務諸表の監査を前提として実施されるものであることから、年度の財務諸表の監査に係る重要性の基準値を期中レビューにおいても適用することが合理的である。また、期中会計期間の実績数値が通年のものよりも小さいことなどにより、期中レビューに係る重要性の基準値を年度の財務諸表の監査に係る重要性の基準値よりも小さくする場合もあり得るが、少なくとも、年度の財務諸表の監査に係る重要性の基準値を上限としなければならない。

A7. 期中レビューに係る重要性の基準値が年度の財務諸表の監査に係る重要性の基準値を超えると、年度の財務諸表の監査において期中会計期間の取引や勘定について行うべき監査手続を適時にかつ効果的に実施することを計画できない、又は、年度の財務諸表の監査において検討すべき重要な着眼点等を十分に検討できないことを考慮している。

《(3) 内部統制を含む、企業及び企業環境適理解》(A8 項から A10 項参照)

14. 監査人は、年度の財務諸表の監査において行われる、重要な虚偽表示リスクの評価を考慮するとともに、質問や分析を行うべき事象、取引及びアサーション等を特定し、期中レビュー計画を十分に策定し、結論の表明のための基礎を得るために実施する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を選択し、選択した期中レビュー手続を実施するためには、年度の財務諸表のみならず中間財務諸表の作成に係る内部統制を含む、企業及び企業環境について十分な理解を得なければならない(「期中レビュー基準」第二 実施基準 1 参照)。

A8. 年度の財務諸表の監査における内部統制を含む、企業及び企業環境についての理解は、監査基準報告書 315 「重要な虚偽表示リスクの識別と評価」に従い、年度の監査計画を作成する上で求められている。期中レビューにおいて、期中会計期間における内部統制の変更の有無、企業の属する業界及び企業の事業の現状と今後の動向に関する事項を、質問等によって理解する。

現 行

半期レビュー終了まで必要に応じて、見直し、修正されることとなる。

19. 四半期レビューに係る計画の策定に当たり、監査人は、重要性の基準値、重要な虚偽表示リスクの識別と評価、四半期レビュー手続、構成単位に対する四半期レビュー手続、構成単位の監査人の利用、継続企業の前提等について考慮する。

《2. 重要性の基準値》

20. 実務上、四半期レビューは年度の財務諸表の監査を前提として実施されるものであることから、年度の財務諸表の監査に係る重要性の基準値を四半期レビューにおいても適用することが合理的である。また、四半期の実績数値が通年のものよりも小さいことなどにより、四半期レビューに係る重要性の基準値を年度の財務諸表の監査に係る重要性の基準値よりも小さくする場合もあり得るが、少なくとも、年度の財務諸表の監査に係る重要性の基準値を上限とすべきである。これは四半期レビューに係る重要性の基準値が年度の財務諸表の監査に係る重要性の基準値を超えると、年度の財務諸表の監査において各四半期の取引や勘定について行うべき監査手続を適時にかつ効果的に実施することを計画できない、又は、年度の財務諸表の監査において検討すべき重要な着眼点等を十分に検討できないことを考慮したことによる。

《3. 内部統制を含む、企業及び企業環境の理解》

21. 「四半期レビュー基準」第二 実施基準 1 において、監査人は、年度の財務諸表の監査において行われる、重要な虚偽表示のリスクの評価を考慮するとともに、質問や分析を行うべき事象、取引及びアサーション等を特定し、四半期レビュー計画を十分に策定し、結論の表明のための基礎を得るために実施する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を選択し、選択した四半期レビュー手続を実施するためには、年度の財務諸表のみならず四半期財務諸表の作成に係る内部統制を含む、企業及び企業環境について十分な理解を得ることが求められている。

22. 年度の財務諸表の監査における内部統制を含む、企業及び企業環境についての理解は、監査基準報告書 315 「重要な虚偽表示リスクの識別と評価」に従い、年度の監査計画を作成する上で求められている。四半期レビューにおいて、四半期における内部統制の変更の有無、企業の属する業界及び企業の事業の現状と今後の動向に関する事項を、質問等によって理解する。

改正案

- A9. 前事業年度に財務諸表の監査を行っている場合における期中レビューにおいては、前事業年度の財務諸表の監査における理解を更新することにより、企業及び企業環境を理解する。監査基準報告書 315 III 3には、企業及び企業環境を理解するに当たって監査人が検討する事項が列挙されており、期中レビューにおいても参考となる。
- A10. 内部統制を含む、企業及び企業環境についての理解に係る手続を以下に例示する。
- 前事業年度の監査調書及び当該期中会計期間以前の期中レビュー調書を閲覧し、内部統制及び企業環境についての理解を更新する。
 - 前事業年度の財務諸表、前年同期の中間財務諸表から、企業の現状及び今後の動向、並びに季節的変動を理解する。
 - 前事業年度における修正済の虚偽表示及び未修正の虚偽表示の内容を吟味し、重要な虚偽表示リスクがあるかどうか検討する。
 - 内部統制の重要な不備（監査人が職業的専門家として、監査役若しくは監査役会、監査等委員会又は監査委員会（以下「監査役等」という。）の注意を促すに値するほど重要と判断した内部統制の不備又は不備の組合せをいう。）の存在など、継続的に重要な虚偽表示が生じる可能性のある重要な会計及び開示上考慮・判断すべき事項について検討する。
 - 当事業年度中に実施した監査手続の結果が期中レビューに与える影響を検討する。
 - 企業の事業活動の重要な変化の有無、その影響について、経営者に質問する。
 - 内部監査の結果及びそれに対する経営者の対応について、内部監査の担当者に質問する。
 - 内部統制の重要な変更、及びその変更が中間財務諸表の作成に与える影響に関して経営者に質問する。
 - 不正により重要な虚偽表示が発生する可能性に対する経営者の評価結果について経営者に質問する。
 - 中間財務諸表の作成プロセス及び中間財務諸表の基礎となった会計記録の信頼性について経営者に質問する。
 - 特別な検討を必要とするリスクについて検討する（過去に経営者が内部統制を無視したことによるリスクを含む。）。
15. 中間財務諸表の作成に係る内部統制が、例えば、中間財務諸表特有の会計処理に係る内部統制等、年度財務諸表の作成に係る内部統制とは異なる可能性があるため、監査人は中間財務諸表に係る内部統制を十分に把握し理解しなければならない。

《(4) 質問、分析的手続その他の期中レビュー手続》

16. 期中レビューの手続は、質問及び分析的手続等を基本とし、質問及び分析的手続の実施に当たっては、経営者等に対して、中間財務諸表の重要な項目に関する的確な質問を実施するとともに、業種の特性等を踏まえたきめ細かな分析的手続を実施しなければならない（「四半期レビュー基準の設定に関する意見書」二 2参照）。このように期中レビューは、質問（経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者その他適切な者に対して実施）、分析的手続その他の期中レビュー手続に限定されている。当該期中レビュー手続の範囲及び種類等は、内部統制を含む、企業及び企業環境の理解に基づき、選択されることとなる。
17. 監査人は、中間財務諸表が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかったかどうかについて検討しなければならない。具体的な期中レビュー手続を第 18 項から第 33 項

現行

23. 前年度に財務諸表の監査を行っている場合における四半期レビューにおいては、前年度の財務諸表の監査における理解を更新することにより、企業及び企業環境を理解することとなる。
- なお、監査基準報告書 315 III 3には、企業及び企業環境を理解するに当たって監査人が検討する事項が列挙されており、四半期レビューにおいても参考となる。
24. 内部統制を含む、企業及び企業環境についての理解に係る手続を以下に例示する。
- 前年度の監査調書及び当該四半期会計期間以前の四半期レビュー調書を閲覧し、内部統制及び企業環境についての理解を更新する。
 - 前年度の財務諸表、前年同期の四半期財務諸表から、企業の現状及び今後の動向、並びに季節的変動を理解する。
 - 前年度における修正済の虚偽表示及び未修正の虚偽表示の内容を吟味し、重要な虚偽表示リスクがあるかどうか検討する。
 - 内部統制の重要な不備（監査人が職業的専門家として、監査役若しくは監査役会、監査等委員会又は監査委員会（以下「監査役等」という。）の注意を促すに値するほど重要と判断した内部統制の不備又は不備の組合せをいう。）の存在など、継続的に重要な虚偽表示が生じる可能性のある重要な会計及び開示上考慮・判断すべき事項について検討する。
 - 当事業年度中に実施した監査手続の結果が四半期レビューに与える影響を検討する。
 - 企業の事業活動の重要な変化の有無、その影響について、経営者に質問する。
 - 内部監査の結果及びそれに対する経営者の対応について、内部監査の担当者に質問する。
 - 内部統制の重要な変更、及びその変更が四半期財務諸表の作成に与える影響に関して経営者に質問する。
 - 不正により重要な虚偽表示が発生する可能性に対する経営者の評価結果について経営者に質問する。
 - 四半期財務諸表の作成プロセス及び四半期財務諸表の基礎となった会計記録の信頼性について経営者に質問する。
 - 特別な検討を必要とするリスクについて検討する（過去に経営者が内部統制を無視したことによるリスクを含む。）。
25. 四半期財務諸表の作成に係る内部統制が、例えば、四半期特有の会計処理に係る内部統制等、年度財務諸表の作成に係る内部統制とは異なる可能性があるため、監査人は四半期財務諸表に係る内部統制を十分に把握し理解する必要がある。

《4. 質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続》

26. 「四半期レビュー基準の設定に関する意見書」二 2において、四半期レビューの手続は、質問及び分析的手続等を基本とすること、質問及び分析的手続の実施に当たっては、経営者等に対して、四半期財務諸表の重要な項目に関する的確な質問を実施するとともに、業種の特性等を踏まえたきめ細かな分析的手続を実施することとされている。このように四半期レビューは、質問（経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者その他適切な者に対して実施）、分析的手続その他の四半期レビュー手続に限定されている。当該四半期レビュー手続の範囲及び種類等は、内部統制を含む、企業及び企業環境の理解に基づき、選択されることとなるが、一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかったかどうかについての監査人の結論の基礎が得られるように実施しなければならない。
27. 四半期財務諸表が、一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかったかどうかについて検討する必要があるが、具体的な四半期レビュー手続を以下の第 28 項か

改正案

に示す (A11 項参照)。

A11. 中間財務諸表に重要な虚偽表示が存在する可能性が高いと認められる場合には、第 18 項から第 33 項に掲げている手続以外の追加的な手続が必要となることも考えられる。

《① 過去に発生した修正済又は未修正の虚偽表示の検討》

18. 過去の年度の財務諸表の監査又は期中レビューにおける修正済又は未修正の虚偽表示が当期中会計期間における期中レビューに与える影響を検討し、期中レビュー手続に反映させなければならない。

《② 議事録の閲覧等》

19. 株主総会議事録、取締役会議事録及びその他の重要な会議の議事録又は重要な決裁文書を閲覧し、重要な意思決定及び中間財務諸表に重要な影響を与える事象の発生の有無を確かめ、また、議事録等に記載されていない重要な事実の有無について質問しなければならない。

《③ 経営者とのディスカッション》

20. 少なくとも、以下のような事象がある場合には、監査人は、経営者とのディスカッションの実施を検討しなければならない。

- ・ 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合
- ・ 重要な未修正の虚偽表示が存在する場合
- ・ 重要な後発事象が存在する場合
- ・ 中間財務諸表に重要な影響を与える不正等がある場合

《④ 質問及び分析的手続》 (A12 項及び A13 項参照)

21. 監査人は、議事録の閲覧や分析的手続の結果を踏まえて、的確な質問を実施しなければならない。期中レビューにおいては、通常、質問に対する回答について、分析的手続・証票突合等の追加的な手続以外の手続を実施することにより、質問に対する回答を裏付ける証拠を入手することは要求されていない。したがって、質問に対する回答が合理的であり、かつ、整合的であるかについて十分注意を払わなければならない。

A12. 「期中レビュー基準」第二 実施基準 5において、監査人は、中間財務諸表の重要な項目に関して、それらの項目が一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成されているかどうか、及び、会計方針の変更や新たな会計方針の適用があるかどうか等について、経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者その他適切な者に質問を実施することが求められている。この質問に際しては、質問事項について十分な知識を有し、責任をもって回答できる適切な経営者又は役職者等に対して実施する必要があることに留意する。

質問の例示は、次のとおりである。

(1) 期中レビュー対象となる中間財務諸表について、以下の事項を質問する。

- ・ 中間財務諸表が一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して適正に作成されているか。
- ・ 重要な会計方針又は表示方法の変更 (会計基準等の改正に伴う会計方針又は表示方法の変更を含む。) があるか (変更がある場合には、その内容、理由及び適切に遡及適用されているか等)。
- ・ 新たに会計方針を採用又は適用すべき重要な新規事象、取引等はあるか。

現 行

ら第 46 項に例示する。ただし、例示した全ての手続が実施されることを意図するものではなく、また、四半期財務諸表に重要な虚偽表示が存在する可能性が高いと認められる場合には、ここに掲げている手続以外の追加的な手続が必要となることも考えられる。

《(1) 過去に発生した修正済又は未修正の虚偽表示の検討》

28. 過去の年度の財務諸表の監査又は四半期レビューにおける修正済又は未修正の虚偽表示が当四半期会計期間における四半期レビューに与える影響を検討し、四半期レビュー手続に反映させる。

《(2) 議事録の閲覧等》

29. 株主総会議事録、取締役会議事録及びその他の重要な会議の議事録又は重要な決裁文書を閲覧し、重要な意思決定及び四半期財務諸表に重要な影響を与える事象の発生の有無を確かめる。また、議事録等に記載されていない重要な事実の有無について質問する。

《(3) 経営者とのディスカッション》

30. 少なくとも、以下のような事象がある場合には、監査人は、経営者とのディスカッションの実施を検討する。

- ・ 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合
- ・ 重要な未修正の虚偽表示が存在する場合
- ・ 重要な後発事象が存在する場合
- ・ 四半期財務諸表に重要な影響を与える不正等がある場合

《(4) 質問及び分析的手続》

31. 監査人は、議事録の閲覧や分析的手続の結果を踏まえて、的確な質問を実施する必要がある。四半期レビューにおいては、通常、質問に対する回答について、証憑突合等の分析的手続・追加的な手続以外の手続を実施することにより、質問に対する回答を裏付ける証拠を入手することは要求されていない。したがって、質問に対する回答が合理的であり、かつ、整合的であるかについて十分注意を払う必要がある。

① 質問

「四半期レビュー基準」第二 実施基準 4において、監査人は、四半期財務諸表の重要な項目に関して、それらの項目が一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して作成されているかどうか、及び、会計方針の変更や新たな会計方針の適用があるかどうか等について、経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者その他適切な者に質問を実施することが求められている。この質問に際しては、質問事項について十分な知識を有し、責任をもって回答できる適切な経営者又は役職者等に対して実施する必要があることに留意する。

質問の例示は、次のとおりである。

ア. 四半期レビュー対象となる四半期財務諸表について、以下の事項を質問する。

- ・ 四半期財務諸表が一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して適正に作成されているか。
- ・ 重要な会計方針又は表示方法の変更 (会計基準等の改正に伴う会計方針又は表示方法の変更を含む。) があるか (変更がある場合には、その内容、理由及び適切に遡及適用されているか等)。
- ・ 新たに会計方針を採用又は適用すべき重要な新規事象、取引等はあるか。

改正案

- ・ **中間**財務諸表における会計方針の適用に当たって経営者が設けた仮定や見積り計算方法などに変更があるか。
 - ・ 簡便的な会計処理又は**期中**特有の会計処理を採用しているか（簡便的な会計処理又は**期中**特有の会計処理を採用している場合には、その内容及び簡便的な会計処理又は**期中**特有の会計処理を採用することの合理性）。
 - ・ 偶発債務等の重要な会計事象又は状況が発生したか（重要な偶発債務又は偶発損失が存在した場合には、その内容並びに会計処理及び開示の方針）。
 - ・ その他、**中間**財務諸表の作成に係る重要な事項があるか。
 - － 未修正の虚偽表示があるか（未修正の虚偽表示がある場合には、その内容）。
 - － 企業結合や事業セグメントの売却などの**中間**財務諸表に重要な影響を与える可能性のある非定型的又は複雑な事象や取引があるか。
 - － 関連当事者との取引が適切に計上されているか。
 - － 重要な契約が締結されているか。重要な契約又はそれに伴う契約債務に重大な変更がないか。
- (2) 不正による**中間**財務諸表の重要な虚偽表示の可能性に対する経営者の評価について質問する。
- (3) 次の者が関与する企業に影響を及ぼす不正又は不正の疑いがある事項に関する情報の有無について質問する。
- ・ 経営者
 - ・ 内部統制において重要な役割を担っている従業員
 - ・ **中間**財務諸表に重要な影響を及ぼすような不正に関与している者
- (4) 従業員、元従業員、投資家、規制当局又はその他の者から入手した**中間**財務諸表に影響を及ぼす不正の申立て又は不正の疑いに関する情報の有無について質問する。
- (5) **中間**財務諸表に重要な影響を与える違法行為の有無について質問する。
- (6) **中間**財務諸表に重要な影響を及ぼすと認められる事項に気が付いた場合には、当該事項の内容が**中間**財務諸表において適切に会計処理及び開示されているかについて質問する。
- (7) 社債、借入金等に係る契約条項を遵守しているかについて質問する。
- (8) **期中**会計期間末日近くに重要な取引が発生したか否かについて質問する。
- (9) 簿外資産・負債の有無について質問する。
- (10) 訴訟事件等の有無について質問する。
- ・ 偶発債務、後発事象等の検討において訴訟事件の有無（今後の発生可能性の有無を含む。）及びその会計処理、開示の適正性について質問を行うこととなるが、通常**期中**レビューにおいては、弁護士への確認等の実証手続の実施を要しない。しかしながら、**中間**財務諸表に係る会計処理や開示に疑義があり、顧問弁護士が関連する情報を有していると考えられる場合は、顧問弁護士と協議を行うことを検討する。

A13. 分析的手続は、**中間**財務諸表について企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項の有無を検討することを目的として、重要な項目間の関連性の矛盾、異常変動の有無及び異常性のある特定の事項等を識別するため、**期中**レビュー計画において策定され実施されるものである。分析的手続の実施に当たっては、単純な比較から統計的手法まで多様な手法が用いられるが、趨勢分析、比率分析、回帰分析等が含まれる。

「**期中**レビュー基準」第二 実施基準 6において、監査人は、**中間**財務諸表と過去の年度の財務諸表や**中間**財務諸表の比較、及び、重要な項目の趨勢分析等、財務数値の間や財務数値と非財務数値等の間の関係を確

現 行

- ・ **四半期**財務諸表における会計方針の適用に当たって経営者が設けた仮定や見積り計算方法などに変更があるか。
 - ・ 簡便的な会計処理又は**四半期**特有の会計処理を採用しているか（簡便的な会計処理又は**四半期**特有の会計処理を採用している場合には、その内容及び簡便的な会計処理又は**四半期**特有の会計処理を採用することの合理性）。
 - ・ 偶発債務等の重要な会計事象又は状況が発生したか（重要な偶発債務又は偶発損失が存在した場合には、その内容並びに会計処理及び開示の方針）。
 - ・ その他、**四半期**財務諸表の作成に係る重要な事項があるか。
 - － 未修正の虚偽表示があるか（未修正の虚偽表示がある場合には、その内容）。
 - － 企業結合や事業セグメントの売却などの**四半期**財務諸表に重要な影響を与える可能性のある非定型的又は複雑な事象や取引があるか。
 - － 関連当事者との取引が適切に計上されているか。
 - － 重要な契約が締結されているか。重要な契約又はそれに伴う契約債務に重大な変更がないか。
- イ. 不正による**四半期**財務諸表の重要な虚偽表示の可能性に対する経営者の評価について質問する。
- ウ. 次の者が関与する企業に影響を及ぼす不正又は不正の疑いがある事項に関する情報の有無について質問する。
- ・ 経営者
 - ・ 内部統制において重要な役割を担っている従業員
 - ・ **四半期**財務諸表に重要な影響を及ぼすような不正に関与している者
- エ. 従業員、元従業員、投資家、規制当局又はその他の者から入手した**四半期**財務諸表に影響を及ぼす不正の申立て又は不正の疑いに関する情報の有無について質問する。
- オ. **四半期**財務諸表に重要な影響を与える違法行為の有無について質問する。
- カ. **四半期**財務諸表に重要な影響を及ぼすと認められる事項に気が付いた場合には、当該事項の内容が**四半期**財務諸表において適切に会計処理及び開示されているかについて質問する。
- キ. 社債・借入金等に係る契約条項を遵守しているかについて質問する。
- ク. **四半期**会計期間末日近くに重要な取引が発生したか否かについて質問する。
- ケ. 簿外資産・負債の有無について質問する。
- コ. 訴訟事件等の有無について質問する。
- ・ 偶発債務、後発事象等の検討において訴訟事件の有無（今後の発生可能性の有無を含む。）及びその会計処理、開示の適正性について質問を行うこととなるが、通常**四半期**レビューにおいては、弁護士への確認等の実証手続の実施を要しない。しかしながら、**四半期**財務諸表に係る会計処理や開示に疑義があり、顧問弁護士が関連する情報を有していると考えられる場合は、顧問弁護士と協議を行うことを検討する必要がある。

② 分析的手続

分析的手続は、**四半期**財務諸表について企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項の有無を検討することを目的として、重要な項目間の関連性の矛盾、異常変動の有無及び異常性のある特定の事項等を識別するため、**四半期**レビュー計画において策定され実施されるものである。分析的手続の実施に当たっては、単純な比較から統計的手法まで多様な手法が用いられるが、趨勢分析、比率分析、回帰分析等が含まれる。

「**四半期**レビュー基準」第二 実施基準 5において、監査人は、**四半期**財務諸表と過去の年度の財務諸表や**四半期**財務諸表の比較、及び、重要な項目の趨勢分析等、財務数値の間や財務数値と非財務数値等の間

改正案

かめるために設計された分析的手続を、業種の特性等を踏まえて実施することが求められている。分析的手続の実施に際しては、監査人は、当該企業が属する業種の特性等の企業及び企業環境を理解した上で、適切に実施する。また、分析的手続を実施した結果、矛盾又は異常な変動等がある場合には追加的な質問を実施し、その原因を確かめる必要があることに留意する。

なお、**期中**レビュー手続において分析的手続は重要な手続であるが、年度の財務諸表の監査における分析的手続と特段異なる手法を用いるものではない。ただし、**期中**レビューにおいて、実証手続は求められていないので、実証手続として分析的手続を行うわけではないこと、対象とするデータは監査済データであることを要しないこと、年度の財務諸表の監査に比し精度の高い推定値は必ずしも必要ないこと、及び、矛盾又は異常な変動の調査において質問を行った結果に対して回答の合理性を確かめるために証憑突合を行う必要がないこと等において監査手続とは異なる点に留意する。

分析的手続には、「**期中**レビュー基準」第二 実施基準 6 に示されている例示に加え、監査人が実施する手続として次のようなものが考えられる。

- ・ **中間**財務諸表と経営者が予測した**中間**財務諸表（例えば、計画、予算、見込等）との比較
- ・ 監査人による推定値（金額・比率、傾向等）との比較（なお、監査人は企業及びその企業が属する業種についての理解に基づき合理的に推定を行うことに留意する。）

分析的手続においては、総括的な分析に加え、事業セグメント（又は、**更**に細かい事業区分）ごとの期間比較（**期中**、月次、週次等）、所在地別期間比較、取引の属性別期間比較等きめ細やかな分析的手続を行うことに留意する。

また、分析的手続には、比率分析、趨勢分析の他回帰分析などの統計的手法が用いられる場合もあり、これらは手作業又はコンピュータを利用して実施されるものと考えられる。

《⑤ 会計記録に基づく作成》（A14 項参照）

22. 監査人は、**中間**財務諸表が、年度の財務諸表の作成の基礎となる会計記録に基づいて作成されているか確認しなければならない（「**期中**レビュー基準」第二 実施基準 7 参照）。

A14. 第 22 項は、監査人が、**中間**財務諸表について証憑や関連資料等の原始資料との突合等の実証手続を行うことを意図しているものではないことに留意する。すなわち、監査人は、**中間**財務諸表と総勘定元帳、連結精算表等との突合を行い両者が一致又は調整後一致することにより、**中間**財務諸表が、年度の財務諸表の作成の基礎となる会計記録に基づいて作成されているか否かを確かめる必要はあるが、当該会計記録の適切性について証拠を入手することは求められていない。

《⑥ 追加的な手続》（A15 項及び A16 項参照）

23. 監査人は、**中間**財務諸表に企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を重要な点において適正に表示していない事項が存在する可能性が高いと認められる場合には、追加的な質問や関係書類の閲覧等の追加的な手続を実施して当該事項の有無を確かめ、その事項の結論への影響を検討しなければならない（「**期中**レビュー基準」第二 実施基準 8 参照）。

A15. 第 23 項の追加的な手続は、質問及び分析的手続等の**期中**レビュー手続を行った結果、監査人が**中間**財務諸表について、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を重要な点において適正に表示していない事項が存在する可能性が高いと認められる場合、又は疑義が生じた場合に行う。

A16. **中間**財務諸表について、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を重要な点において適正に表示していない事項が存在する可能性が高いと認められる場合又は疑義が生じた場合とは、例えば、重大な売上取引に関して一般に公正妥当と認められる**企業会計の基準**に準拠しているかどうかについて疑義が認め

現 行

の関係を確かめるために設計された分析的手続を、業種の特性等を踏まえて実施することが求められている。分析的手続の実施に際しては、監査人は、当該企業が属する業種の特性等の企業及び企業環境を理解した上で、適切に実施しなければならない。また、分析的手続を実施した結果、矛盾又は異常な変動等がある場合には追加的な質問を実施し、その原因を確かめる必要があることに留意する。

なお、**四半期**レビュー手続において分析的手続は重要な手続であるが、年度の財務諸表の監査における分析的手続と特段異なる手法を用いるものではない。ただし、**四半期**レビューにおいて、実証手続は求められていないので、実証手続として分析的手続を行うわけではないこと、対象とするデータは監査済データであることを要しないこと、年度の財務諸表の監査に比し精度の高い推定値は必ずしも必要ないこと、及び、矛盾又は異常な変動の調査において質問を行った結果に対して回答の合理性を確かめるために証憑突合を行う必要がないこと等において監査手続とは異なる点に留意する必要がある。

分析的手続には、「**四半期**レビュー基準」第二 実施基準 5 に示されている例示に加え、監査人が実施する手続として次のようなものが考えられる。

- ・ **四半期**財務諸表と経営者が予測した**四半期**財務諸表（例えば、計画、予算、見込等）との比較
- ・ 監査人による推定値（金額・比率、傾向等）との比較（なお、監査人は企業及びその企業が属する業種についての理解に基づき合理的に推定を行うことに留意する。）

分析的手続においては、総括的な分析に加え、事業セグメント（又は、**さら**に細かい事業区分）ごとの期間比較（**四半期**、月次、週次等）、所在地別期間比較、取引の属性別期間比較等きめ細やかな分析的手続を行うことに留意する。

また、分析的手続には、比率分析、趨勢分析の他回帰分析などの統計的手法が用いられる場合もあり、これらは手作業又はコンピュータを利用して実施されるものと考えられる。

《(5) 会計記録に基づく作成》

32. 「**四半期**レビュー基準」第二 実施基準 6 において、監査人は、**四半期**財務諸表が、年度の財務諸表の作成の基礎となる会計記録に基づいて作成されているか確認することが求められている。しかし、このことは監査人が、**四半期**財務諸表について証憑や関連資料等の原始資料との突合等の実証手続を行うことを意図しているものではないことに留意する。すなわち、監査人は、**四半期**財務諸表と総勘定元帳、連結精算表等との突合を行い両者が一致又は調整後一致することにより、**四半期**財務諸表が、年度の財務諸表の作成の基礎となる会計記録に基づいて作成されているか否かを確かめる必要はあるが、当該会計記録の適正性について証拠を入手することは求められていない。

《(6) 追加的な手続》

33. 「**四半期**レビュー基準」第二 実施基準 7 において、監査人は、**四半期**財務諸表に企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を重要な点において適正に表示していない事項が存在する可能性が高いと認められる場合には、追加的な質問や関係書類の閲覧等の追加的な手続を実施して当該事項の有無を確かめ、その事項の結論への影響を検討することが求められている。この追加的な手続は、質問及び分析的手続等の**四半期**レビュー手続を行った結果、監査人が**四半期**財務諸表について、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を重要な点において適正に表示していない事項が存在する可能性が高いと認められる場合、又は疑義が生じた場合に行う。

34. **四半期**財務諸表について、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を重要な点において適正に表示していない事項が存在する可能性が高いと認められる場合又は疑義が生じた場合とは、例えば、重大な売上取引に関して一般に公正妥当と認められる**四半期財務諸表の作成基準**に準拠しているかどうかについ

改正案

られた場合が該当し、この場合監査人は、財務及び会計に関する事項に責任を有する者、営業、売上、会計担当者等の適切な者に取り引内容や取引条件等について質問、売買契約書の閲覧等の追加的な手続を実施し、重要な虚偽表示の有無、及び結論への影響を検討する。

《⑦ 後発事象等に係る期中レビュー手続》(A17項参照)

24. 監査人は、中間財務諸表において修正又は開示すべき後発事象があるかどうかについて、経営者に質問しなければならない(「期中レビュー基準」第二 実施基準 9及びA17項参照)。

A17. 後発事象等について、経営者、財務及び会計に関する責任を有する者その他適切な者に質問するとともに、株主総会、取締役会等の議事録の閲覧を行うこと等が考えられるが、A12項(10)に記載したように弁護士に対する確認等の実証手続を行う必要はない。

25. 監査人は、期中レビュー報告書日後に、中間財務諸表に関していかなる期中レビュー手続を実施する義務を負わない。

なお、監査人は、期中レビュー報告書日後に、もし期中レビュー報告書日現在に気付いていたとしたら、期中レビュー報告書を修正する原因となった可能性のある事実(事後判明事実)を知るところとなった場合には、必要な手続等を実施しなければならない(監査基準報告書560「後発事象」参照)。

《⑧ 継続企業の前提に係る期中レビュー手続》(A18項からA20項参照)

26. 監査人は、前事業年度の決算日において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在し、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められた場合と、前事業年度の決算日において、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められなかったものの、当期中会計期間において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を認めた場合に、適切な期中レビュー手続を実施しなければならない(「期中レビュー基準」第二 実施基準 10参照)。

(1) 前事業年度の決算日において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在し、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められた場合、監査人は、当中間会計期間における事象又は状況の変化並びにこれらに係る経営者の評価及び対応策の変更について質問等を行わなければならない。その結果、前事業年度の決算日において識別された継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況並びにこれらに係る経営者の評価及び対応策のいずれにおいても大きな変化がない場合には、前事業年度の開示を踏まえた開示が行われているかどうかを検討しなければならない。これに対して、前事業年度の決算日において識別された継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況並びにこれらに係る経営者の評価又は対応策のいずれかに大きな変化がある場合には、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかについて慎重に検討しなければならない。

(2) 前事業年度の決算日において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在したものの、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められなかった場合、監査人は、当中間会計期間における事象又は状況の変化並びにこれらに係る経営者の評価及び対応策の変更について質問等を行わなければならない。その結果、前事業年度の決算日において識別された継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況並びにこれらに係る経営者の評価及び対応策のいずれにおいても大きな変化がない場合には、前事業年度と同様に、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められないものとして取り扱うこととなる。これに対して、前事業年度の決算日において識別された継続企業の前提に重要な疑義を生じさ

現行

て疑義が認められた場合が該当し、この場合監査人は、財務及び会計に関する事項に責任を有する者、営業、売上、会計担当者等の適切な者に取り引内容や取引条件等について質問、売買契約書の閲覧等の追加的な手続を実施し、重要な虚偽表示の有無、及び結論への影響を検討しなければならない。

《(7) 後発事象等に係る四半期レビュー手続》

35. 「四半期レビュー基準」第二 実施基準 8において、監査人は、四半期財務諸表において修正又は開示すべき後発事象があるかどうかについて、経営者に質問することが求められている。具体的には、経営者、財務及び会計に関する責任を有する者その他適切な者に質問するとともに、株主総会、取締役会等の議事録の閲覧を行うこと等が考えられるが、第31項①コに記載したように弁護士に対する確認等の実証手続を行う必要はない。

35-2. 監査人は、四半期レビュー報告書日後に、四半期財務諸表に関していかなる四半期レビュー手続を実施する義務を負わない。

なお、監査人は、四半期レビュー報告書日後に、もし四半期レビュー報告書日現在に気付いていたとしたら、四半期レビュー報告書を修正する原因となった可能性のある事実(事後判明事実)を知るところとなった場合には、必要な手続等を実施する(監査基準報告書560「後発事象」参照)。

《(8) 継続企業の前提に係る四半期レビュー手続》

36. 「四半期レビュー基準」第二 実施基準 9は、前会計期間(直前の四半期会計期間をいう。ただし、第1四半期の場合には、直前の事業年度をいう。なお、提出会社が特定事業会社であって第2四半期会計期間が中間会計期間となる場合の第3四半期については、直前の中間会計期間をいう。)の決算日において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在し、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められた場合と、前会計期間の決算日において、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められなかったものの、当四半期会計期間において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を認めた場合に分けて、監査人が実施すべき四半期レビュー手続を定めている。

具体的には以下のような場合に応じ、監査人が適切な四半期レビュー手続を実施することを求めている。

① 前会計期間の決算日において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在し、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められた場合、監査人は、当四半期会計期間における事象又は状況の変化並びにこれらに係る経営者の評価及び対応策の変更について質問等を行うこととなる。その結果、前会計期間の決算日において識別された継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況並びにこれらに係る経営者の評価及び対応策のいずれにおいても大きな変化がない場合には、前会計期間の開示を踏まえた開示が行われているかどうかを検討しなければならない。これに対して、前会計期間の決算日において識別された継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況並びにこれらに係る経営者の評価又は対応策のいずれかに大きな変化がある場合には、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかについて慎重な検討が必要となる。

② 前会計期間の決算日において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在したものの、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められなかった場合、監査人は、当四半期会計期間における事象又は状況の変化並びにこれらに係る経営者の評価及び対応策の変更について質問等を行うこととなる。その結果、前会計期間の決算日において識別された継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況並びにこれらに係る経営者の評価及び対応策のいずれにおいても大きな変化がない場合には、前会計期間と同様に、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められないものとして取り扱うこととなる。これに対して、前会計期間の決算日において識別された継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる

改正案

せるような事象又は状況並びにこれらに係る経営者の評価又は対応策のいずれかに大きな変化がある場合には、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるかどうかについて慎重に検討しなければならない。特に、経営者が継続企業の前提に関する注記を行っていない場合は、対応策が当該事象又は状況を解消し、又は改善するものであるかどうか、及びその実行可能性について、なお一層慎重に検討しなければならない。

(3) 前事業年度の決算日において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しなかったものの、当中間会計期間において実施した質問、議事録等の閲覧及び分析的手続等の期中レビュー手続の結果、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を認めた場合は、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるかどうかについて慎重に検討しなければならない。

27. 監査人は、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関し、合理的な期間について経営者が行った評価及び対応策について検討しなければならない。

28. 合理的な期間については、第 26 項(1)で大きな変化がない場合には、監査人は経営者に、当期中会計期間の決算日の翌日から、前事業年度における評価の対象となった期間の末日までの評価を求め、かつ、少なくとも当期中会計期間の事業年度の末日までの対応策を求めなければならない。ただし、前事業年度末に重要な不確実性が認められた場合で、当期中会計期間において大きな変化がないときには、前事業年度において1年間の評価及び対応策が求められていることから、期中会計期間においてこれらを引き継ぎ、当期中会計期間が属する事業年度の末日までの評価及び対応策を求めなければならない。

29. 第 26 項(1)で大きな変化がある場合、同(2)では大きな変化の有無にかかわらずこれに該当する場合、又は同(3)に該当する場合には、監査人は経営者に対し、当該期中会計期間末から1年間の経営計画の提出までは必ずしも求める必要はないが、当期中会計期間の決算日の翌日から少なくとも1年間の期間における評価を求め、かつ、少なくとも当期中会計期間の事業年度の末日までの対応策を求めなければならない。このため、経営者により示された対応策の対象期間と経営者による評価期間との間には差異が生じることがあるが、経営者により示された対応策の期間が経営者による評価期間より短い場合には、継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在すると判断することもあり、対応策が提示されていない期間が長ければ長いほど事業活動の継続性に関する判断が難しくなることに留意しなければならない (A18 項参照)。

A18. 対応策の対象とならない期間に返済期限が到来する債務の返済に関して継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在している場合、経営者は期中レビュー時においては対応策を策定していないことがある。このような場合に、監査人は経営者に対して具体的な資金的手当に関する対応策の提示を求め、ことまでは実施する必要はないが、具体的な資金的手当に関する対応策が未定であれば、経営者から具体的に対応策が提示されていない期間においてどのように対応する意向であるかを確認できたとしても、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められないとまでは判断できないこともある (第 29 項参照)。

30. 監査人は、経営者による対応策が、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を解消し、又は改善するものであるかどうか、及びその実行可能性について検討し、また、経営者から具体的に対応策が提示されていない期間について、経営者はどのように対応する意向があるかについて質問等を行わなければならない。これらの手続の結果として、継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在するか否かを総合的に判断しなければならない (A19 項参照)。

A19. 前事業年度の決算日において識別された事象又は状況並びに経営者の評価又は対応策のいずれかに大きな

現行

ような事象又は状況並びにこれらに係る経営者の評価又は対応策のいずれかに大きな変化がある場合には、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるかどうかについて慎重な検討が必要である。特に、経営者が継続企業の前提に関する注記を行っていない場合は、対応策が当該事象又は状況を解消し、又は改善するものであるかどうか、及びその実行可能性について、なお一層の慎重な検討が必要にことに留意する。

③ 前会計期間の決算日において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しなかったものの、当四半期会計期間において実施した質問、議事録等の閲覧及び分析的手続等の四半期レビュー手続の結果、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を認めた場合は、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるかどうかについて慎重な検討が必要である。

37. 監査人は、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関し、合理的な期間について経営者が行った評価及び対応策について検討する必要がある。

38. 合理的な期間については、第 36 項①で大きな変化がない場合には、監査人は経営者に、当四半期会計期間の決算日の翌日から、前会計期間における評価の対象となった期間の末日までの評価を求め、かつ、少なくとも当四半期会計期間の翌四半期会計期間の末日までの対応策を求めなければならない。したがって、前事業年度末には重要な不確実性が認められなかったものの、その後の四半期会計期間末に新たに重要な不確実性が認められた場合で、翌四半期会計期間以降において大きな変化がないときには、当該翌四半期会計期間以降において、評価期間は当初の 12 か月から経過した期間だけ漸減していくことになるが、対応策は常に少なくとも翌四半期会計期間末までのものが必要とされていることに留意する。ただし、前事業年度末に重要な不確実性が認められた場合で、当四半期会計期間において大きな変化がないときには、前事業年度において1年間の評価及び対応策が求められていることから、各四半期会計期間においてこれらを引き継ぎ、当四半期会計期間が属する事業年度の末日までの評価及び対応策を求めることになる。

39. 一方、第 36 項①で大きな変化がある場合、第 36 項②では大きな変化の有無にかかわらずこれに該当する場合、又は第 36 項③に該当する場合には、監査人は経営者に対し、当該四半期会計期間末から1年間の経営計画の提出までは必ずしも求める必要はないが、当四半期会計期間の決算日の翌日から少なくとも1年間の期間における評価を求め、かつ、少なくとも当四半期会計期間の翌四半期会計期間の末日までの対応策を求めるとされている。このため、経営者により示された対応策の対象期間と経営者による評価期間との間には差異が生じることがあるが、経営者により示された対応策の期間が経営者による評価期間より短い場合には、継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在すると判断することもあり、対応策が提示されていない期間が長ければ長いほど事業活動の継続性に関する判断が難しくなることに留意しなければならない。

40. 例えば、対応策の対象とならない期間に返済期限が到来する債務の返済に関して継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在している場合、経営者は四半期レビュー時においては対応策を策定していないことがある。このような場合に、監査人は経営者に対して具体的な資金的手当に関する対応策の提示を求め、ことまでは実施する必要はないが、具体的な資金的手当に関する対応策が未定であれば、経営者から具体的に対応策が提示されていない期間においてどのように対応する意向であるかを確認できたとしても、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められないとまでは判断できないこともある。

41. 監査人は、経営者による対応策が、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を解消し、又は改善するものであるかどうか、及びその実行可能性について検討し、また、経営者から具体的に対応策が提示されていない期間について、経営者はどのように対応する意向があるかについて質問等を行う。これらの手続の結果として、継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在するか否かを総合的に判断する必要がある。

42. 前会計期間の決算日において識別された事象又は状況並びに経営者の評価又は対応策のいずれかに大きな変

改正案

変化がある場合には、前**事業年度**の決算日において識別された事象又は状況に関する大きな変化だけでなく、それらに対する対応策が計画どおり実施されなかった場合や、追加対応策が必要となった場合も含まれる点に留意する。これは、対応策が計画どおりに実施されなかったときや想定した効果が得られずに追加対応策が必要となったときは、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象並びに状況の新たな発生又は変化を示唆していることがあり、それらの**更**なる変化が識別された事象又は状況並びにこれらに係る経営者の評価及び対応策を含めて継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるか否かを判断する必要があるためである（第30項参照）。

A20. 期中レビューは、質問と分析的手続を基本とした限定された手続であることから、積極的に継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるか否かを確かめることまでは求められていない（「**四半期レビュー基準の改訂に関する意見書 四半期レビュー基準の改訂について**」（2009年6月30日 企業会計審議会）二 1 参照）。これは、監査人はあくまで、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められると判断した場合に、質問や関係書類の閲覧等の追加的な手続により、継続企業の前提に関する開示の要否として、注記が一般に公正妥当と認められる**企業会計の基準**に準拠して適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうかについて検討することとされており、実証手続を行うことまでは求められていないことを明記したものである。したがって、通常、継続企業の前提に関する開示の要否や注記の根拠となる証拠資料及び対応策の合理性等に関する証拠資料を入手する必要はない。

《⑨ 比較情報に係る期中レビュー手続》

31. 監査人は、一般に公正妥当と認められる**企業会計の基準**で要求されている比較情報が**中間**財務諸表に含まれているかどうか、並びに当該情報が適切に表示及び分類されているかどうかを判断しなければならない。

監査人は、この判断に当たって、以下の事項を検討しなければならない。

- (1) 比較情報が、前**事業年度**の**期中会計期間**及び前**事業年度**に表示された金額並びにその他の開示（訂正報告書が提出されている場合には、訂正後の金額及びその他の開示）と一致しているかどうか、又は、修正再表示された場合、修正再表示された金額及びその他の開示が妥当かどうか。
- (2) 比較情報に適用した会計方針又は表示方法が当**期中会計期間**に適用した会計方針又は表示方法と一致しているかどうか、また、会計方針又は表示方法の変更があった場合には、当該変更が適切に処理され、その表示及び開示が妥当かどうか。

32. 前**事業年度**の**期中会計期間**において**期中**会計期間に係る**期中**損益計算書等又は**期中**キャッシュ・フロー計算書の開示が行われず、当**事業年度**の**期中会計期間**より開示される場合、前**事業年度**における**期中**会計期間に係る開示は要しないとされている（中間財務諸表に関する会計基準第7-4項参照）。ただし、前**事業年度**の**期中**会計期間において開示されていない**期中**損益計算書等及び**期中**キャッシュ・フロー計算書（以下「前**事業年度**に開示されていない財務情報」という。）については、監査人によるレビュー手続を経た上で、任意に開示することが許容されている（同第37-3項参照）。

会社が前**事業年度**に開示されていない財務情報を当**事業年度**の**期中会計期間**より比較情報として開示する場合には、監査人は当該財務情報に対して当**事業年度**の**期中**損益計算書等及び**期中**キャッシュ・フロー計算書に対する**期中**レビュー手続と同様の手続を実施しなければならない。したがって、**期中**レビュー契約の締結に当たっては、事前に上記の**期中**レビュー手続を実施することが可能であるかどうかを検討しなければならない。なお、監査人が交代した場合には、通常、監査人が前**事業年度**に開示されていない財務情報に対して**期中**

現 行

変化がある場合には、前**会計期間**の決算日において識別された事象又は状況に関する大きな変化だけでなく、それらに対する対応策が計画どおり実施されなかった場合や、追加対応策が必要となった場合も含まれる点に留意する。これは、対応策が計画どおりに実施されなかったときや想定した効果が得られずに追加対応策が必要となったときは、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象並びに状況の新たな発生又は変化を示唆していることがあり、それらの**さら**なる変化が識別された事象又は状況並びにこれらに係る経営者の評価及び対応策を含めて継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるか否かを判断する必要があるためである。また、第3**四半期末**のように、**期間の経過**により過去に**経営者が行った継続企業の前提の評価の見直しが行われることも多いと想定され**、このような場合も**経営者の評価及び対応策の大きな変化に該当することもある**。

43. 「**四半期レビュー基準の改訂に関する意見書 四半期レビュー基準の改訂について**」（2009年6月30日 企業会計審議会）二 1 では、**四半期**レビューは、質問と分析的手続を基本とした限定された手続であることから、積極的に継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるか否かを確かめることまでは求められていない。これは、監査人はあくまで、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められると判断した場合に、質問や関係書類の閲覧等の追加的な手続により、継続企業の前提に関する開示の要否として、注記が一般に公正妥当と認められる**四半期財務諸表の作成基準**に準拠して適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうかについて検討することとされており、実証手続を行うことまでは求められていないことを明記したものである。したがって、通常、継続企業の前提に関する開示の要否や注記の根拠となる証拠資料及び対応策の合理性等に関する証拠資料を入手する必要はない。

《(9) 比較情報に係る四半期レビュー手続》

44. 監査人は、一般に公正妥当と認められる**四半期財務諸表の作成基準**で要求されている比較情報が**四半期**財務諸表に含まれているかどうか、並びに当該情報が適切に表示及び分類されているかどうかを判断しなければならない。

監査人は、この判断に当たって、以下の事項を検討しなければならない。

- ① 比較情報が、前年**同四半期**及び前年度に表示された金額並びにその他の開示（訂正報告書が提出されている場合には、訂正後の金額及びその他の開示）と一致しているかどうか、又は、修正再表示された場合、修正再表示された金額及びその他の開示が妥当かどうか。
- ② 比較情報に適用した会計方針又は表示方法が当**四半期累計期間**に適用した会計方針又は表示方法と一致しているかどうか、また、会計方針又は表示方法の変更があった場合には、当該変更が適切に処理され、その表示及び開示が妥当かどうか。

45. 前年度における**対応する四半期**において**四半期**会計期間に係る**四半期**損益計算書等又は**四半期累計期間**に係る**四半期**キャッシュ・フロー計算書の開示が行われず、当年度の**四半期**より開示される場合、前年度における**対応する期間**に係る開示は要しないとされている（**四半期**会計基準第7-4項参照）。ただし、前年度における**対応する期間**において開示されていない**四半期**損益計算書等及び**四半期**キャッシュ・フロー計算書（以下「前年度に開示されていない財務情報」という。）については、監査人によるレビュー手続を経た上で、任意に開示することが許容されている（同第37-3項参照）。

会社が前年度に開示されていない財務情報を当年度の**四半期**より比較情報として開示する場合には、監査人は当該財務情報に対して当年度の**四半期**損益計算書等及び**四半期**キャッシュ・フロー計算書に対する**四半期**レビュー手続と同様の手続を実施しなければならない。したがって、**四半期**レビュー契約の締結又は**第1四半期の四半期レビュー手続を実施するに当たっては**、事前に上記の**四半期**レビュー手続を実施することが可能であるかどうかを検討しなければならない。なお、監査人が交代した場合には、通常、監査人が前年度に開示され

改正案

レビュー手続を実施することが困難であると考えられるため、監査人は、より慎重に検討しなければならない。

33. 監査人は、期中レビューの実施の過程において比較情報に重要な虚偽表示が存在する可能性があることに気付いた場合、追加的な質問等の期中レビュー手続を実施しなければならない。

《5. 虚偽表示の評価》

34. 監査人は、気が付いた未修正の虚偽表示について、中間財務諸表全体に対し、個別に又は集計して重要であるかどうかについて評価しなければならない（A21 項参照）。

A21. 第34項に記載のとおり虚偽表示の評価を行うのは、期中レビューは、財務諸表には全体として重要な虚偽表示がないということについて合理的な保証を得るために実施される年度の財務諸表の監査と同様の保証を得ることを目的とするものでないものの、虚偽表示に気が付いたが修正されない場合に、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を全ての重要な点において適正に表示していないと信じさせる事項と認められるかどうかについて判断するためである。

35. 監査人は、虚偽表示に気が付いたが修正されない場合は、職業的専門家として当該未修正の虚偽表示について評価を行わなければならない。この評価に際して、金額的影響のみならず、質的影響についても考慮しなければならない。したがって、虚偽表示の原因、過去に発生した事象に基づくものか、期中レビューの対象となっている中間会計期間に発生したものか、また期中レビューの対象となっている中間会計期間より前の中間会計期間及び年度の財務諸表、並びに期中レビューの対象となっている中間会計期間を含む年度の財務諸表に影響を及ぼす事項かどうか等、当該虚偽表示の意味するところを検討しなければならない。監査人は、当該虚偽表示の意味するところを十分に考慮した上で、その金額的影響について、期中レビューに係る重要性の基準値（改訂されているときは改訂後の基準値）を基礎として決定した重要性の基準値又は中間財務諸表の実績数値に照らして検討しなければならない。この場合、虚偽表示を評価するに当たっての判断基準は、年度の財務諸表の監査における重要性の基準値を基礎とするが、期中会計期間の実績数値が通年のものよりも小さいことなども考慮して判断しなければならない（A22 項参照）。

- A22. 第35項において、ごく少額の虚偽表示でそれが集計しても中間財務諸表全体に重要な影響を及ぼさないことが明らかな場合には、当該虚偽表示を気が付いた未修正の虚偽表示の集計から除外することができる。

現行

ていない財務情報に対して四半期レビュー手続を実施することが困難であると考えられるため、監査人は、より慎重に検討しなければならない。

46. 監査人は、四半期レビューの実施の過程において比較情報に重要な虚偽表示が存在する可能性があることに気付いた場合、追加的な質問等の四半期レビュー手続を実施しなければならない。

《5. 四半期レビュー手続の実施時期及び四半期レビューと年度の財務諸表の監査の関係》

47. 四半期レビュー手続は、四半期財務諸表作成後だけでなく、四半期財務諸表の作成時又は作成前に多くの四半期レビュー手続を行うことができると考えられる。例えば、内部統制を含む、企業及び企業環境の理解についての手続や、株主総会や取締役会等の議事録の閲覧については、四半期会計期間の末日以前から四半期レビュー手続を実施することが考えられる。このように四半期レビュー手続を早期に実施することにより、四半期財務諸表に影響を与える重要な会計上の問題を含む重要な着眼点等を認識し、検討を開始することができる。
48. 四半期レビューは、年度の財務諸表の監査を前提として実施されるものであるため、年度の財務諸表の監査の実効性の向上のため、監査人は四半期レビュー手続と同時に一部の監査手続を行い、年度の財務諸表の監査と適切に組み合わせて四半期レビューを効果的かつ効率的に実施することとなる。例えば、四半期レビュー手続として実施した取締役会議事録の閲覧の結果及び閲覧の結果実施した追加的な手続がもしあればその結果についても、年度の財務諸表の監査で利用することができる。また、四半期会計期間に発生した重要な取引又は非経常的な取引、例えば、企業結合、組織変更、事業セグメント等の売却や巨額の収益計上に係る監査手続を四半期レビューの対象となる四半期会計期間における四半期レビュー手続の実施と同時期に実施することも年度の財務諸表の監査の実効性の向上のため適切であると考えられる。

《6. 虚偽表示の評価》

49. 監査人は、気が付いた未修正の虚偽表示について、四半期財務諸表全体に対し、個別に又は集計して重要であるかどうかについて評価しなければならない。

これは、四半期レビューは、財務諸表には全体として重要な虚偽表示がないということについて合理的な保証を得るために実施される年度の財務諸表の監査と同様の保証を得ることを目的とするものでないものの、虚偽表示に気が付いたが修正されない場合に、一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を重要な点において適正に表示していないと信じさせる事項と認められるかどうかについて判断するためである。

また、虚偽表示に気が付いたが修正されない場合は、職業的専門家として当該未修正の虚偽表示について評価を行わなければならない。この評価に際して、金額的影響のみならず、質的影響についても考慮しなければならない。したがって、虚偽表示の原因、過去に発生した事象に基づくものか、四半期レビューの対象となっている四半期会計期間に発生したものか、また四半期レビューの対象となっている四半期会計期間より前の、あるいは、その後の四半期会計期間や年度財務諸表に影響を及ぼす事項かどうか等、当該虚偽表示の意味するところを検討する必要がある。監査人は、当該虚偽表示の意味するところを十分に考慮した上で、その金額的影響について、四半期レビューに係る重要性の基準値（改訂されているときは改訂後の基準値）を基礎として決定した重要性の基準値又は四半期財務諸表の実績数値に照らして検討する。この場合、虚偽表示を評価するに当たっての判断基準は、年度の財務諸表の監査における重要性の基準値を基礎とするが、四半期の実績数値が通年のものよりも小さいことなども考慮して判断する。なお、ごく少額の虚偽表示でそれが集計しても四半期財務諸表全体に重要な影響を及ぼさないことが明らかな場合には、当該虚偽表示を気が付いた未修正の虚偽表示の集計から除外することができる。

改正案

《(6) 経営者からの書面による確認》

36. 監査人は、経営者に対して、期中レビュー契約書に記載されたとおり、一般に公正妥当と認められる**企業会計の基準**に準拠して**中間財務諸表**を作成し適正に表示する責任を果たした旨の経営者確認書を提出するように要請しなければならない。

37. 監査人は、経営者に、以下の事項について記載した経営者確認書を提出するように要請しなければならない。

(1) 期中レビュー契約書において合意したとおり、経営者が**中間財務諸表**の作成に関連すると認識している又は**期中**レビューに関連して監査人が依頼した全ての情報及び情報を入手する機会を監査人に提供した旨

(2) 全ての取引が記録され、**中間財務諸表**に反映されている旨

(3) 不正を防止し発見する内部統制を整備及び運用する責任は、経営者にあることを承知している旨

(4) 不正による**中間財務諸表**の重要な虚偽表示の可能性に対する経営者の評価を監査人に示した旨

(5) 以下の企業に影響を与える不正又は不正の疑いがある事項に関する情報が存在する場合、当該情報を監査人に示した旨

① 経営者による不正又は不正の疑い

② 内部統制において重要な役割を担っている従業員による不正又は不正の疑い

③ 上記以外の者による**中間財務諸表**に重要な影響を及ぼす可能性がある不正又は不正の疑い

(6) 従業員、元従業員、投資家、規制当局又はその他の者から入手した**中間財務諸表**に影響する不正の申立て又は不正の疑いがある事項に関する情報を監査人に示した旨

(7) **中間財務諸表**を作成する場合にその影響を考慮すべき、既に認識されている違法行為又はその疑いを全て監査人に示した旨

(8) 未修正の虚偽表示の与える影響が個別にも集計しても全体としての**中間財務諸表**に対して重要性がないと判断している旨（当該未修正の虚偽表示の要約は経営者確認書に記載するか又は添付することを求めなければならない。）

(9) **中間財務諸表**を作成する場合にその影響を考慮すべき、既に認識されている又は潜在的な訴訟事件等を、全て監査人に示した旨及び一般に公正妥当と認められる**企業会計の基準**に準拠して適正に処理し開示した旨

(10) 会計上の見積りを行う際に使用した重要な仮定が合理的であると判断している旨

(11) 関連当事者の名称、認識している全ての関連当事者との関係及び関連当事者との取引を監査人に示した旨並びに当該関係及び取引を一般に公正妥当と認められる**企業会計の基準**に準拠して適切に処理している旨

(12) **期中**決算日後に発生し、かつ、一般に公正妥当と認められる**企業会計の基準**により**中間財務諸表**の修正又は**中間財務諸表**における開示が要求される全ての事象を、適切に修正又は開示した旨

38. 前項に掲げた事項に加えて、その他の事項について経営者確認書を入手する必要があると判断した場合、当該確認事項についての経営者確認書を提出するように要請しなければならない（A23 項参照）。

A23. 第 38 項におけるその他の確認事項には、例えば、以下に関する陳述が含まれる。

・ 会計方針の選択及び適用が適切であるかどうか。

・ 以下の事項が一般に公正妥当と認められる**企業会計の基準**に準拠して認識、測定、表示又は開示されているかどうか。

－ 資産及び負債の帳簿価額又は分類に影響を及ぼす可能性のある経営計画又は経営者の意思

現行

《7. 経営者からの書面による確認》

50. 監査人は、経営者に対して、**四半期**レビュー契約書に記載されたとおり、一般に公正妥当と認められる**四半期財務諸表の作成基準**に準拠して**四半期財務諸表**を作成し適正に表示する責任を果たした旨の経営者確認書を提出するように要請しなければならない。

50-2. 監査人は、経営者に、以下の事項について記載した経営者確認書を提出するように要請しなければならない。

(1) **四半期**レビュー契約書において合意したとおり、経営者が**四半期財務諸表**の作成に関連すると認識している又は**四半期**レビューに関連して監査人が依頼した全ての情報及び情報を入手する機会を監査人に提供した旨

(2) 全ての取引が記録され、**四半期財務諸表**に反映されている旨

(3) 不正を防止し発見する内部統制を整備及び運用する責任は、経営者にあることを承知している旨

(4) 不正による**四半期財務諸表**の重要な虚偽表示の可能性に対する経営者の評価を監査人に示した旨

(5) 以下の企業に影響を与える不正又は不正の疑いがある事項に関する情報が存在する場合、当該情報を監査人に示した旨

① 経営者による不正又は不正の疑い

② 内部統制において重要な役割を担っている従業員による不正又は不正の疑い

③ 上記以外の者による**四半期財務諸表**に重要な影響を及ぼす可能性がある不正又は不正の疑い

(6) 従業員、元従業員、投資家、規制当局又はその他の者から入手した**四半期財務諸表**に影響する不正の申立て又は不正の疑いがある事項に関する情報を監査人に示した旨

(7) **四半期財務諸表**を作成する場合にその影響を考慮すべき、既に認識されている違法行為又はその疑いを全て監査人に示した旨

(8) 未修正の虚偽表示の与える影響が個別にも集計しても全体としての**四半期財務諸表**に対して重要性がないと判断している旨（当該未修正の虚偽表示の要約は経営者確認書に記載するか又は添付することを求めなければならない。）

(9) **四半期財務諸表**を作成する場合にその影響を考慮すべき、既に認識されている又は潜在的な訴訟事件等を、全て監査人に示した旨及び一般に公正妥当と認められる**四半期財務諸表の作成基準**に準拠して適正に処理し開示した旨

(10) 会計上の見積りを行う際に使用した重要な仮定が合理的であると判断している旨

(11) 関連当事者の名称、認識している全ての関連当事者との関係及び関連当事者との取引を監査人に示した旨並びに当該関係及び取引を一般に公正妥当と認められる**四半期財務諸表の作成基準**に準拠して適切に処理している旨

(12) **四半期**決算日後に発生し、かつ一般に公正妥当と認められる**四半期財務諸表の作成基準**により**四半期財務諸表**の修正又は**四半期財務諸表**における開示が要求される全ての事象を、適切に修正又は開示した旨

51. 前項に掲げた事項に加えて、その他の事項について経営者確認書を入手する必要があると判断した場合、当該確認事項についての経営者確認書を提出するように要請しなければならない。その他の確認事項には、例えば、以下に関する陳述が含まれる。

・ 会計方針の選択及び適用が適切であるかどうか。

・ 以下の事項が一般に公正妥当と認められる**四半期財務諸表の作成基準**に準拠して認識、測定、表示又は開示されているかどうか。

－ 資産及び負債の帳簿価額又は分類に影響を及ぼす可能性のある経営計画又は経営者の意思

改正案

- － 負債（偶発債務を含む。）
 - － 資産の所有権又は支配、資産に対する制約及び担保に供されている資産
 - － 中間財務諸表に影響を及ぼす可能性のある法令及び契約上の合意事項（違法行為、契約不履行を含む。）
- ・ 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を識別した場合、経営者の対応策及び当該対応策の実行可能性
 - ・ 財務諸表（中間財務諸表を含む。）の作成に係る内部統制の不備に関して、経営者が気付いた全ての事項を監査人に伝達した旨

《(7) 構成単位に対する期中レビュー手続》(A24 項参照)

39. 監査人は、期中レビューの特質及び重要性並びに重要な虚偽表示リスクを考慮した上で、年度のグループ監査における監査の作業を実施する構成単位から、期中レビュー手続を実施すべき構成単位を決定しなければならない。監査人は、当該構成単位に往査するか又は構成単位の監査人に依頼して、質問、分析的手続その他期中レビュー手続を実施しなければならない。この場合、当該構成単位の内部統制を含む、企業及び企業環境を理解するためには相応の手続を要すると考えられるため、構成単位の監査人に依頼せず往査することのみで期中レビュー手続を実施するかどうかについて、特に、重要な海外子会社等について留意しつつ慎重に検討しなければならない。
40. 監査人は、期中レビュー手続を実施すべき構成単位に該当しない構成単位については、グループの内部統制システムを理解し、グループ・レベルで分析的手続及び質問を中心とする期中レビュー手続を実施しなければならない。更に追加で期中レビュー手続を行うことが必要と判断した場合、当該構成単位に往査するか又は構成単位の監査人に依頼して追加の期中レビュー手続を実施しなければならない。
- A24. 期中レビュー手続を実施すべき構成単位を決定するに当たっては、期中レビューの目的に照らして監査基準報告書 600 を参考にすることが適当である。

《(8) 構成単位の監査人の利用》

41. 監査人は、構成単位の財務情報に関する作業の実施を構成単位の監査人に依頼する場合には、グループ監査人及び構成単位の監査人それぞれの責任並びにグループ監査人の期待について、構成単位の監査人とコミュニケーションを行うことが求められている（監査基準報告書 600「グループ監査における特別な考慮事項」第 29 項参照）ため、以下の事項を理解しなければならない（A25 項参照）。
- (1) 構成単位の監査人が、中間財務諸表の期中レビューに関連する職業倫理に関する規定を理解し遵守しているか。特に独立性に問題がないか。
 - (2) 構成単位の監査人が、職業的専門家としての能力を有しているか。

現行

- － 負債（偶発債務を含む。）
 - － 資産の所有権又は支配、資産に対する制約及び担保に供されている資産
 - － 四半期財務諸表に影響を及ぼす可能性のある法令及び契約上の合意事項（違法行為、契約不履行を含む。）
- ・ 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を識別した場合、経営者の対応策及び当該対応策の実行可能性
 - ・ 財務諸表（四半期財務諸表を含む。）の作成に係る内部統制の不備に関して、経営者が気付いた全ての事項を監査人に伝達した旨

《(8) 構成単位に対する四半期レビュー手続》

52. 監査人は、四半期レビューの特質及び重要性並びに重要な虚偽表示リスクを考慮した上で、年度のグループ監査における重要な構成単位から、四半期レビュー手続を実施すべき重要な構成単位を決定する。監査人は、当該重要な構成単位に往査するか又は構成単位の監査人に依頼して、質問、分析的手続その他四半期レビュー手続を実施する。この場合、当該重要な構成単位の内部統制を含む、企業及び企業環境を理解するためには相応の手続を要すると考えられるため、構成単位の監査人に依頼せず往査することのみで四半期レビュー手続を実施するかどうかについて、特に、重要な海外子会社等について留意しつつ慎重な検討が必要である。
53. 監査人は、四半期レビュー手続を実施すべき重要な構成単位に該当しない構成単位については、グループ全体統制を理解し、グループ・レベルで分析的手続及び質問を中心とする四半期レビュー手続を実施する。さらに追加で四半期レビュー手続を行うことが必要と判断した場合、当該構成単位に往査するか又は構成単位の監査人に依頼して追加の四半期レビュー手続を実施する。
54. 四半期レビュー手続を実施すべき重要な構成単位を決定するに当たっては、四半期レビューの目的に照らして、例えば、以下のような構成単位を参考にすることが適当である。
- ・ 売上高構成率、利益構成率、資産構成率、連結剰余金構成率等からみて相当規模と認められる連結子会社又は持分法適用会社
 - ・ 投機的なデリバティブ取引を行っている連結子会社又は持分法適用会社
 - ・ 前年度又は前四半期に重要な虚偽表示が発見された連結子会社又は持分法適用会社
 - ・ 重要な偶発事象等がある連結子会社又は持分法適用会社
 - ・ 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する連結子会社又は持分法適用会社
なお、純粋持株会社の事業子会社は、四半期レビュー手続を実施すべき重要な構成単位に該当する可能性が高いので、慎重な検討が必要である。

《(9) 構成単位の監査人の利用》

55. 監査人は、構成単位の財務情報に関する作業の実施を構成単位の監査人に依頼する場合には、構成単位の財務情報に対する作業の範囲及び時期並びに発見事項について明確なコミュニケーションを行うこととされているため、以下の事項を理解しなければならない。以下の事項を理解するに当たり、年度の財務諸表の監査において理解した事項に変更があるかどうかについて質問等により確かめることができると考えられる。
- (1) 構成単位の監査人が、四半期財務諸表の四半期レビューに関連する職業倫理に関する規定を理解し遵守しているか。特に独立性に問題がないか。
 - (2) 構成単位の監査人が、職業的専門家としての能力を有しているか。

改正案

(3) 監査人が、**中間財務諸表の期中**レビュー手続を実施するに当たり必要な程度まで構成単位の監査人の作業に
関与することができるか。

(4) 構成単位の監査人が、適切に監督される規制環境の下で業務を行っているか。

A25. 第 41 項に掲げる事項を理解するに当たり、年度の財務諸表の監査において理解した事項に変更があるかどうかについて質問等により確かめることができると考えられる。

42. 監査人は、構成単位の監査人に、**中間財務諸表の期中**レビューにおいて要求する事項として、実施すべき作業、その作業結果の利用目的並びに構成単位の監査人の報告の様式及び内容を適時に伝達しなければならない。また、監査人は、構成単位の監査人に対して、**中間財務諸表の期中**レビューについての監査人の結論に関連する事項を報告するように依頼しなければならない。

《5. 経営者への伝達と対応及び監査役等とのコミュニケーション》

43. **期中**レビューの結果、**中間財務諸表**について一般に公正妥当と認められる**企業会計の基準**に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を重要な点において適正に表示していないと信じさせる事項が認められる場合には、監査人は、適切な階層の経営者に速やかに報告し、改善を求めなければならない。経営者が合理的な期間内に適切に対処しない場合は、監査人は監査役等に報告しなければならない。また、合理的な期間内に適切に対処しない場合は、監査人は、限定付結論とするかどうかの検討に加え、年度の財務諸表の監査及び**期中**レビュー契約の継続の可否等についても検討**しなければならない**。

44. 第 43 項の報告は、適時に、口頭若しくは書面又は電磁的記録で行わなければならない。いずれの方法によるかは、内容、影響度や重要性等、又は報告の時期によっても異なる。口頭で報告が行われた場合にも、監査人はその内容を**期中**レビュー調書に記録**しなければならない**。

45. **期中**レビューの結果、不正や違法行為等の存在に気が付いた場合にも、監査人は、適切な階層の経営者及び監査役等に速やかに報告し、改善を求めなければならない。どの階層の経営者に報告するかは、共謀の可能性や経営者の関与等にも留意して決定**しなければならない**。

46. 監査人は、**期中**レビューに関連する監査人の責任、計画した**期中**レビューの範囲とその実施時期の概要、**期中**レビュー上の重要な発見事項及び監査人の独立性について、監査役等とコミュニケーションを行わなければならない。

47. 監査人は、想定されるコミュニケーションの手段、実施時期及び内容について、監査役等とコミュニケーションを行わなければならない。

(1) 監査人は、職業的専門家としての判断により、口頭によるコミュニケーションが適切ではないと考える場合には、監査役等と書面又は電磁的記録によりコミュニケーションを行わなければならない。

(2) 監査人は、監査役等とのコミュニケーションを適時に行わなければならない。

(3) 監査人は、口頭でコミュニケーションを行った場合には、いつ、誰と、どのような内容についてコミュニケーションを行ったかを**期中**レビュー調書に記載しなければならない。また、書面又は電磁的記録でコミュニケーションを行った場合、その写しを**期中**レビュー調書として保存しなければならない。

48. **期中**レビューの過程において、財務報告プロセスに対する監査役等による監視にとって重要と判断した事項に監査人が気付いた場合には、監査役等に報告**しなければならない**。

49. 監査人は、**期中**レビュー報告書において除外事項付結論の表明若しくは強調事項区分又はその他の事項区分を設けることが見込まれる場合、当該文言の草案等について、監査役等に報告しなければならない。

現行

(3) 監査人が、**四半期財務諸表の四半期**レビュー手続を実施するに当たり必要な程度まで構成単位の監査人の作業に
関与することができるか。

(4) 構成単位の監査人が、適切に監督される規制環境の下で業務を行っているか。

55-2. 監査人は、構成単位の監査人に、**四半期財務諸表の四半期**レビューにおいて要求する事項として、実施すべき作業、その作業結果の利用目的並びに構成単位の監査人の報告の様式及び内容を適時に伝達しなければならない。また、監査人は、構成単位の監査人に対して、**四半期財務諸表の四半期**レビューについての監査人の結論に関連する事項を報告するように依頼しなければならない。

《VI 経営者への伝達と対応及び監査役等とのコミュニケーション》

56. **四半期**レビューの結果、**四半期財務諸表**について一般に公正妥当と認められる**四半期財務諸表の作成基準**に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を重要な点において適正に表示していないと信じさせる事項が認められる場合には、監査人は、適切な階層の経営者に速やかに報告し、改善を求めなければならない。経営者が合理的な期間内に適切に対処しない場合は、監査人は監査役等に報告しなければならない。また、合理的な期間内に適切に対処しない場合は、監査人は、限定付結論とするかどうかの検討に加え、年度の財務諸表の監査及び**四半期**レビュー契約の継続の可否等についても検討**する必要がある**。

56-2. 当該報告は、適時に**行われる必要がある**、口頭若しくは書面又は電磁的記録で行われる。いずれの方法によるかは、内容、影響度や重要性等、又は報告の時期によっても異なる。口頭で報告が行われた場合にも、監査人はその内容を**四半期**レビュー調書に記録**する**。

56-3. **特に、四半期**レビューの結果、不正や違法行為等の存在に気が付いた場合にも、監査人は、適切な階層の経営者及び監査役等に速やかに報告し、改善を求めなければならない。どの階層の経営者に報告するかは、共謀の可能性や経営者の関与等にも留意して決定**する必要がある**。

57. 監査人は、**四半期**レビューに関連する監査人の責任、計画した**四半期**レビューの範囲とその実施時期の概要、**四半期**レビュー上の重要な発見事項及び監査人の独立性について、監査役等とコミュニケーションを行わなければならない。

57-2. 監査人は、想定されるコミュニケーションの手段、実施時期及び内容について、監査役等とコミュニケーションを行わなければならない。

(1) 監査人は、職業的専門家としての判断により、口頭によるコミュニケーションが適切ではないと考える場合には、監査役等と書面又は電磁的記録によりコミュニケーションを行わなければならない。

(2) 監査人は、監査役等とのコミュニケーションを適時に行わなければならない。

(3) 監査人は、口頭でコミュニケーションを行った場合には、いつ、誰と、どのような内容についてコミュニケーションを行ったかを**四半期**レビュー調書に記載しなければならない。また、書面又は電磁的記録でコミュニケーションを行った場合、その写しを**四半期**レビュー調書として保存しなければならない。

58. **四半期**レビューの過程において、財務報告プロセスに対する監査役等による監視にとって重要と判断した事項に監査人が気付いた場合には、監査役等に報告**する必要がある**。

59. 監査人は、**四半期**レビュー報告書において除外事項付結論の表明若しくは強調事項区分又はその他の事項区分を設けることが見込まれる場合、当該文言の草案等について、監査役等に報告しなければならない。

改正案

《6. 期中レビュー報告書》

《(1) 全般的事項》(A26 項参照)

50. 期中レビュー報告書は、**書面又は電磁的記録によらなければならない**、基本的に「監査人の結論」、「結論の根拠」、「経営者及び監査役等の責任」、「監査人の責任」という四つの区分に分けて記載し（「期中レビュー基準」第三 報告基準「3 期中レビュー報告書の記載」参照）、それぞれ見出しを付けなければならない。これらの区分に分けて記載される事項以外に表題、日付、宛先、監査事務所の所在地及び署名等も**期中レビュー報告書に記載しなければならない**（監査基準報告書 700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」第 43 項参照）。

A26. 監査事務所の所在地については、我が国の場合、監査事務所の所在地として、例えば、監査責任者が執務する事業所の都市名又は登記されている事業所名を記載する（監基報 700 の A56 項参照）。

51. 期中レビュー報告書の日付は、関連する審査を完了した日以降と**しなければならない**（監基報 220 第 36 項参照）。

《① 監査人の結論》

52. 監査人は、期中レビューの対象とした**中間財務諸表の範囲**、及び経営者の作成した**中間財務諸表**が、一般に公正妥当と認められる**企業会計の基準**に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかったことを記載**しなければならない**（「期中レビュー基準」第三 報告基準 5 無限定の結論 (1)参照）。

53. 「一般に公正妥当と認められる**企業会計の基準**」については、年度の財務諸表の監査と同様の考え方で、「我が国において一般に公正妥当と認められる**企業会計の基準**」という表現を用い**なければならない**。

《② 結論の根拠》

54. 監査人は、**期中レビュー報告書に**、一般に公正妥当と認められる**期中レビューの基準**に準拠して**期中レビューを行ったこと**、**期中レビューの結果として入手した証拠が結論の表明の基礎を与えるものであることを記載しなければならない**（「期中レビュー基準」第三 報告基準 5 無限定の結論 (2)参照）。また、これらに加えて、監査人の責任に関し、**期中レビュー報告書の「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」**の区分に記載がある旨、及び監査人は我が国における職業倫理に関する規定に従って会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている旨を記載しなければならない。

「一般に公正妥当と認められる**期中レビューの基準**」の表現については、前項で述べたことと同様の趣旨により、「我が国において一般に公正妥当と認められる**期中レビューの基準**」という表現を用いる。

《③ 経営者及び監査役等の責任》

55. 経営者には、**中間財務諸表の作成責任があること**、**中間財務諸表に重要な虚偽表示がないように内部統制を整備及び運用する責任があること**、**継続企業の前提に関する評価を行い必要な開示を行う責任があること**、監査役等には、**財務報告プロセスを監視する責任があること**を記載**しなければならない**（「期中レビュー基準」第三 報告基準 5 無限定の結論 (3)参照）。

56. 継続企業の前提に関する評価を行い必要な開示を行う責任としては、経営者は、継続企業を前提として**中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し**、財務報告の枠組みに基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合は当該事項を開示する責任を有する旨を記載しなければならない（監基報 700 第 31

現 行

《VII 四半期レビュー報告書》

《1. 全般的事項》

60. 四半期レビュー報告書は、基本的に「監査人の結論」、「結論の根拠」、「経営者及び監査役等の責任」、「監査人の責任」という四つの区分に分けて記載し（「四半期レビュー基準」第三 報告基準「3 四半期レビュー報告書の記載」参照）、それぞれ見出しを付けることとなる。これらの区分に分けて記載される事項以外に表題、日付、宛先、監査事務所の所在地及び署名等も**四半期レビュー報告書に記載される**。

監査事務所の所在地については、我が国の場合、監査事務所の所在地として、例えば、監査責任者が執務する事業所の都市名又は登記されている事業所名を記載する（監査基準報告書 700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」第 43 項及び A56 項参照）。

なお、**四半期レビュー報告書の日付は、関連する審査を完了した日以降とする**（監基報 700 の A57 項参照）。

《(1) 監査人の結論》

61. 「**四半期レビュー基準**」第三 報告基準 5 無限定の結論 (1)では、**四半期レビューの対象とした四半期財務諸表の範囲**、及び経営者の作成した**四半期財務諸表**が、一般に公正妥当と認められる**四半期財務諸表の作成基準**に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかったことを記載**することが求められている**。

ここで、「一般に公正妥当と認められる**四半期財務諸表の作成基準**」については、年度の財務諸表の監査と同様の考え方で、「我が国において一般に公正妥当と認められる**四半期財務諸表の作成基準**」という表現を用いる。

《(2) 結論の根拠》

61-2. 「**四半期レビュー基準**」第三 報告基準 5 無限定の結論 (2)では、一般に公正妥当と認められる**四半期レビューの基準**に準拠して**四半期レビューを行ったこと**、**四半期レビューの結果として入手した証拠が結論の表明の基礎を与えるものであることを記載することが求められている**。また、これらに加えて、監査人の責任に関し、**四半期レビュー報告書の「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」**の区分に記載がある旨、及び監査人は我が国における職業倫理に関する規定に従って会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている旨を記載しなければならない。

ここで、「一般に公正妥当と認められる**四半期レビューの基準**」の表現については、前項で述べたことと同様の趣旨により、「我が国において一般に公正妥当と認められる**四半期レビューの基準**」という表現を用いる。

《(3) 経営者及び監査役等の責任》

62. 「**四半期レビュー基準**」第三 報告基準 5 無限定の結論 (3)では、経営者には、**四半期財務諸表の作成責任があること**、**四半期財務諸表に重要な虚偽表示がないように内部統制を整備及び運用する責任があること**、**継続企業の前提に関する評価を行い必要な開示を行う責任があること**、監査役等には、**財務報告プロセスを監視する責任があること**を記載**ことが求められている**。

継続企業の前提に関する評価を行い必要な開示を行う責任としては、経営者は、継続企業を前提として**四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し**、財務報告の枠組みに基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合は当該事項を開示する責任を有する旨を記載しなければならない（監基報

改正案

項(2)参照)。

57. 監査役等には財務報告プロセスを監視する責任があることについては、監査役等の責任として、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役（監査委員会の場合は執行役及び取締役）の職務の執行を監視する旨を記載しなければならない（監基報700第32項参照）。

《④ 監査人の責任》

58. 監査人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにあること、期中レビューは質問、分析的手続その他の期中レビュー手続からなり、年度の財務諸表の監査に比べて限定的な手続となること、継続企業の前提に関する経営者の評価を検討すること、監査役等と適切な連携を図ることを記載しなければならない（「期中レビュー基準」第三 報告基準 5 無限定の結論 (4)参照）。

59. 継続企業の前提の評価に関する監査人の責任としては、以下を記載しなければならない（監基報700第36項(2)④参照）。

- (1) 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付けること。
- (2) 継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項を付した限定付結論又は否定的結論を表明すること。
- (3) 監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性があること。

60. 監査役等と適切な連携を図ることに係る監査人の責任については、以下を記載しなければならない。

- (1) 監査人は、監査役等に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行うこと（監基報700第37項(1)参照）。
- (2) 上場企業の期中レビューの場合、監査人は、監査役等に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行うこと（A27項参照。監基報700第37項(2)参照）。

- A27. 上場企業の場合に適用される監査人の独立性に関するコミュニケーションについての要求事項は、その他の企業、特に、事業内容、事業規模又は事業体の属性により利害関係者が広範囲に及ぶため、社会的影響度が高い事業体にも適用される場合がある。上場企業ではないが、監査人の独立性に関するコミュニケーションが適切となることのある企業の例示としては、金融機関及び保険会社等を挙げることができる（第60項参照。監基報260のA28項参照）。

61. 監査人の責任としては、更に以下を記載しなければならない。

- (1) 監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して実施する期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持すること（監基報700第36項(1)参照）。
- (2) 表示及び注記事項の検討

中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間

現行

700第31項(2)参照)。

また、監査役等には財務報告プロセスを監視する責任があることについては、監査役等の責任として、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役（監査委員会の場合は執行役及び取締役）の職務の執行を監視する旨を記載しなければならない（監基報700第32項参照）。

《(4) 監査人の責任》

63. 「四半期レビュー基準」第三 報告基準 5 無限定の結論 (4)では、監査人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにあること、四半期レビューは質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続からなり、年度の財務諸表の監査に比べて限定的な手続となること、継続企業の前提に関する経営者の評価を検討すること、監査役等と適切な連携を図ることを記載することが求められている。

- 63-2. 継続企業の前提の評価に関する監査人の責任としては、以下を記載しなければならない（監基報700第36項(2)④参照）。

- ① 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付けること。
- ② 継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して除外事項を付した限定付結論又は否定的結論を表明すること。
- ③ 監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性があること。

- 63-3. また、監査役等と適切な連携を図ることに係る監査人の責任については、以下を記載しなければならない。

- ① 監査人は、監査役等に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行うこと（監基報700第37項(1)参照）。
- ② 上場企業の四半期レビューの場合、監査人は、監査役等に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行うこと（監基報700第37項(2)参照）。なお、上場企業の場合に適用される監査人の独立性に関するコミュニケーションについての要求事項は、その他の企業、特に、事業内容、事業規模又は事業体の属性により利害関係者が広範囲に及ぶため、社会的影響度が高い事業体にも適用される場合がある。上場企業ではないが、監査人の独立性に関するコミュニケーションが適切となることのある企業の例示としては、金融機関及び保険会社等を挙げることができる（監基報260のA28項参照）。

- 63-4. 監査人の責任としては、更に以下を記載しなければならない。

- ① 監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して実施する四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持すること（監基報700第36項(1)参照）。
- ② 表示及び注記事項の検討

四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含

改正案

財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価すること（監基報700第36項(2)⑤参照）。

(3) 第40項から第43項に記載されている構成単位に対する期中レビュー手続を実施する場合の監査人の責任（監基報700第36項(3)参照）

- ① グループ中間財務諸表に対する結論を表明するための、グループ内の構成単位の財務情報に関する証拠を入手すること。
- ② グループ中間財務諸表の期中レビューの指揮、監督及び査閲をすること。
- ③ グループ監査責任者として単独で結論の表明を行うこと。

《5 利害関係》

62. 公認会計士法の規定（第25条第2項及び第34条の12第3項参照）により期中レビュー報告書に利害関係の有無を記載することが求められているため、期中レビュー報告書の末尾に「利害関係」という見出しを付した上で利害関係の有無について記載しなければならない。

なお、中間連結財務諸表の期中レビューの場合には、当該利害関係の記載に連結子会社を含めなければならない。

《2 結論に関する除外》（A28項参照）

63. 監査人は、経営者の作成した中間財務諸表について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を重要な点において適正に表示していないと信じさせる事項が認められ、その影響が無限定の結論を表明することができない程度に重要ではあるものの、中間財務諸表全体に対して否定的結論を表明するほどではないと判断したときには「限定付結論」の区分において除外事項を付した限定付結論を表明し、「限定付結論の根拠」の区分において、修正すべき事項、可能であれば当該事項が中間財務諸表に与える影響及びこれらを踏まえて除外事項を付した限定付結論とした理由を記載しなければならない（「期中レビュー基準」第三 報告基準 6参照）。

上記、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を重要な点において適正に表示していないと信じさせる事項が認められるかどうかの判断に当たっては、年度の財務諸表の監査と同様、①経営者が採用した会計方針が、企業会計の基準に準拠して継続的に適用されているかどうか、②経営者の採用した会計方針の選択及び適用方法が会計事象や取引を適切に反映するものであるかどうか、③中間財務諸表の表示方法が適切であるかどうか、について検討しなければならない。

修正すべき事項が中間財務諸表に与える影響額の記載を行う場合は、年度の財務諸表の監査における影響額の記載に準じて記載しなければならない。

また、除外した不適切な事項及び財務諸表に与えている影響を踏まえて除外事項を付した限定付結論とした理由も併せて記載しなければならない。

A28. 第63項の影響の記載について、「可能であれば記載しなければならない」とされているのは、期中レビュー手続が質問、分析的手続その他の期中レビュー手続に限定されていること、及び半期報告書について期中

現行

めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価すること（監基報700第36項(2)⑤参照）。

③ 第52項から第55-2項に記載されている構成単位に対する四半期レビュー手続を実施する場合の監査人の責任（監基報700第36項(3)参照）

- ア. グループ四半期財務諸表に対する結論を表明するための、グループ内の構成単位の財務情報に関する証拠を入手すること。
- イ. グループ四半期財務諸表の四半期レビューの指示、監督及び実施をすること。
- ウ. グループ監査責任者として単独で結論の表明を行うこと。

《(5) 利害関係》

64. 公認会計士法の規定（第25条第2項及び第34条の12第3項参照）により四半期レビュー報告書に利害関係の有無を記載することが求められているため、四半期レビュー報告書の末尾に「利害関係」という見出しを付した上で利害関係の有無について記載する（監基報700のA35項参照）。

なお、四半期連結財務諸表の四半期レビューの場合には、当該利害関係の記載に連結子会社を含めることに留意する。

《2. 結論に関する除外》

65. 「四半期レビュー基準」第三 報告基準 6において、監査人は、経営者の作成した四半期財務諸表について、一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を重要な点において適正に表示していないと信じさせる事項が認められ、その影響が無限定の結論を表明することができない程度に重要ではあるものの、四半期財務諸表全体に対して否定的結論を表明するほどではないと判断したときには「限定付結論」の区分において除外事項を付した限定付結論を表明し、「限定付結論の根拠」の区分において、修正すべき事項、可能であれば当該事項が四半期財務諸表に与える影響及びこれらを踏まえて除外事項を付した限定付結論とした理由を記載することが求められている。

上記、一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を重要な点において適正に表示していないと信じさせる事項が認められるかどうかの判断に当たっては、年度の財務諸表の監査と同様、①経営者が採用した会計方針が、四半期財務諸表の作成基準に準拠して継続的に適用されているかどうか、②経営者の採用した会計方針の選択及び適用方法が会計事象や取引を適切に反映するものであるかどうか、③四半期財務諸表の表示方法が適切であるかどうか、について検討しなければならない。

ここで上記影響の記載について、「可能であれば記載しなければならない」とされているのは、四半期レビュー手続が質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続に限定されていること、及び四半期報告書について四半期会計期間終了後45日以内に提出することが義務付けられており、適時性が求められていることに鑑み、場合によっては、影響の算出が困難な場合があることが想定されるための配慮であるものと考えられる。

なお、当該影響額の記載を行う場合は、年度の財務諸表の監査における影響額の記載に準じて記載することとなる。

また、除外した不適切な事項及び財務諸表に与えている影響を踏まえて除外事項を付した限定付結論とした理由も併せて記載しなければならない。

改正案

会計期間終了後 45 日以内に提出することが義務付けられており、適時性が求められていることに鑑み、場合によっては、影響の算出が困難な場合があることが想定されるための配慮であるものと考えられる。

《(3) 否定的結論》(A29 項参照)

64. 監査人は、経営者の作成した中間財務諸表について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を重要な点において適正に表示していないと信じさせる事項が認められる場合において、その影響が中間財務諸表全体として虚偽表示に当たるとするほどに重要であると判断したときには、否定的結論を表明し、「結論の根拠」の区分に、その理由を記載しなければならない（「期中レビュー基準」第三 報告基準 7 参照）。

A29. 第 64 項で規定する否定的結論を表明する場合には、「否定的結論」の区分において、当該不適切な事項の中間財務諸表に与える影響の重要性に鑑み、中間財務諸表は適正に表示していないと信じさせる事項が認められた旨を記載し、また、「否定的結論の根拠」の区分において、否定的結論の理由を記載する。当該理由には、除外した不適切な事項に加え、もし影響額の算定が可能である場合においては、当該事項が中間財務諸表に与えている影響の記載が含まれることに留意する。当該事項が中間財務諸表に与えている影響の記載については、期中レビューの性格、適時性の要請による時間的制約を考慮し、算定が可能である場合のみ記載を求めることとした。

《(4) 期中レビュー範囲の制約及び結論の不表明》

65. 監査人は、中間財務諸表に対して行う期中レビューの結論の表明に当たり、当該結論を表明するための基礎を得るために期中レビュー計画を策定し、期中レビュー手続を実施するが、期中レビューの状況によっては、重要な期中レビュー手続を実施できない場合がある。この場合、監査人は期中レビュー範囲の制約を受けたことになる。

監査人は、重要な期中レビュー手続を実施できなかったことにより、無限定の結論を表明できない場合において、その影響が中間財務諸表全体に対する結論の表明ができないほどではないと判断したときは、除外事項を付した限定付結論を表明し、「結論の根拠」の区分に、実施できなかった期中レビュー手続、当該事実が影響する事項及びこれらを踏まえて除外事項を付した限定付結論とした理由を記載しなければならない（「期中レビュー基準」第三 報告基準 8 参照）。

66. 監査人は、重要な期中レビュー手続を実施できなかったことにより、無限定の結論の表明ができない場合において、その影響が中間財務諸表全体に対する結論の表明ができないほどに重要であると判断したときは、結論を表明してはならず、別に区分を設けて、中間財務諸表に対する結論を表明しない旨及びその理由を記載しなければならない（「期中レビュー基準」第三 報告基準 9 参照）。

67. 期中レビュー範囲の制約を受け、重要な期中レビュー手続を実施できない場合には、無限定の結論を表明することはできないが、その影響が中間財務諸表全体に対する結論の表明ができないほどではないと判断したときには、「限定付結論」の区分に除外事項を付した限定付結論を表明し、期中レビュー範囲の制約に係る除外事項として、次の事項を「限定付結論の根拠」の区分に記載しなければならない。

- ・ 実施できなかった期中レビュー手続
- ・ 中間財務諸表に対する結論において当該事実が影響する事項
- ・ 上記を踏まえて除外事項を付した限定付結論とした理由

ここでいう当該事実が影響する事項については、除外事項に係る中間財務諸表に計上されている項目の金額又は注記事項の金額は分かるが、期中レビュー範囲の制約によりその適正性を判断する基礎が入手できないことから、最終的な金額的影響額を算定することは通常困難である。したがって、期中レビュー範囲の制約の事

現行

《3. 否定的結論》

66. 「四半期レビュー基準」第三 報告基準 7 において、監査人は、経営者の作成した四半期財務諸表について、一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を重要な点において適正に表示していないと信じさせる事項が認められる場合において、その影響が四半期財務諸表全体として虚偽表示に当たるとするほどに重要であると判断したときには、否定的結論を表明し、「結論の根拠」の区分に、その理由を記載することが求められている。

当該否定的結論を表明する場合には、「否定的結論」の区分において、当該不適切な事項の四半期財務諸表に与える影響の重要性に鑑み、四半期財務諸表は適正に表示していないと信じさせる事項が認められた旨を記載し、また、「否定的結論の根拠」の区分において、否定的結論の理由を記載する。当該理由には、除外した不適切な事項に加え、もし影響額の算定が可能である場合においては、当該事項が四半期財務諸表に与えている影響の記載が含まれることに留意する。当該事項が四半期財務諸表に与えている影響の記載については、四半期レビューの性格、適時性の要請による時間的制約及び国際レビュー業務基準（ISRE）第 2410 号において求められていない点に考慮し、算定が可能である場合のみ記載を求めることとした。

《4. 四半期レビュー範囲の制約及び結論の不表明》

67. 監査人は、四半期財務諸表に対して行う四半期レビューの結論の表明に当たり、当該結論を表明するための基礎を得るために四半期レビュー計画を策定し、四半期レビュー手続を実施するが、四半期レビューの状況によっては、重要な四半期レビュー手続を実施できない場合がある。この場合、監査人は四半期レビュー範囲の制約を受けたことになる。「四半期レビュー基準」第三 報告基準 8 において、監査人は、重要な四半期レビュー手続を実施できなかったことにより、無限定の結論を表明できない場合において、その影響が四半期財務諸表全体に対する結論の表明ができないほどではないと判断したときは、除外事項を付した限定付結論を表明し、「結論の根拠」の区分に、実施できなかった四半期レビュー手続、当該事実が影響する事項及びこれらを踏まえて除外事項を付した限定付結論とした理由を記載することが求められている。

また、同 9 において、監査人は、重要な四半期レビュー手続を実施できなかったことにより、無限定の結論の表明ができない場合において、その影響が四半期財務諸表全体に対する結論の表明ができないほどに重要であると判断したときは、結論を表明してはならないとされ、別に区分を設けて、四半期財務諸表に対する結論を表明しない旨及びその理由を記載することが求められている。

68. 四半期レビュー範囲の制約を受け、重要な四半期レビュー手続を実施できない場合には、無限定の結論を表明することはできないが、その影響が四半期財務諸表全体に対する結論の表明ができないほどではないと判断したときには、「限定付結論」の区分に除外事項を付した限定付結論を表明し、四半期レビュー範囲の制約に係る除外事項として、次の事項を「限定付結論の根拠」の区分に記載する。

- ・ 実施できなかった四半期レビュー手続
- ・ 四半期財務諸表に対する結論において当該事実が影響する事項
- ・ 上記を踏まえて除外事項を付した限定付結論とした理由

ここでいう当該事実が影響する事項については、除外事項に係る四半期財務諸表に計上されている項目の金額又は注記事項の金額は分かるが、四半期レビュー範囲の制約によりその適正性を判断する基礎が入手できないことから、最終的な金額的影響額を算定することは通常困難である。したがって、四半期レビュー範囲の制

改正案

実が影響する事項の金額的影響額の記載は、**中間**財務諸表に計上されている項目の金額又は注記事項の金額を記載しなければならない。

また、実施できなかった**期中**レビュー手続及び**中間**財務諸表に与えている影響を踏まえて除外事項を付した限定付結論とした理由も併せて記載しなければならない。

68. **中間**財務諸表に計上されていない事項又は注記されていない事項で、何らかの会計処理又は開示が必要と判断されるものについて**期中**レビュー範囲の制約があるため、当該取扱いの判断ができない場合は、その旨を記載しなければならない。

69. 重要な**期中**レビュー手続を実施できないことにより**期中**レビュー範囲の制約を受けた場合に、その影響が**中間**財務諸表全体に対する結論の表明ができないほどに重要と判断したときは、結論を表明しない旨を「結論の不表明」の区分に記載し、結論を表明しない理由を「結論の不表明の根拠」の区分に記載しなければならない。この場合であっても、「結論の不表明」の区分において、**中間**財務諸表について**期中**レビューを行った旨を記載しなければならない。

また、「監査人の責任」の区分において、以下の事項を記載しなければならない。

「監査人の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる**期中**レビューの基準に準拠して実施した**期中**レビューに基づいて、**期中**レビュー報告書において独立の立場から**中間**財務諸表に対する結論を表明することにある。

しかしながら、本報告書の「結論の不表明の根拠」に記載されているとおり、当監査法人は、**中間**財務諸表に対する結論の表明の基礎となる証拠を入手することができなかった。」

70. 監査人は、**構成単位**の監査人によって行われた**期中**レビュー等の結果を利用する場合には、当該**構成単位**の監査人が関与した**中間**財務諸表等の重要性及び**構成単位**の監査人の品質管理の状況等に基づく信頼性の程度を勘案して、**構成単位**の監査人の実施した**期中**レビュー等の結果を利用する程度及び方法を決定しなければならない（「**期中**レビュー基準」第二 実施基準 13 参照）。**期中**レビューの計画策定段階、**期中**レビューの実施過程において**構成単位**の監査人の**期中**レビュー等の結果を利用しようとする場合でも、当該**構成単位**の監査人が実施した**期中**レビュー手続を実施すべき**構成単位**についての**期中**レビュー等の結果が、**期中**レビュー日程の変更などにより利用できない場合など、**構成単位**の監査人の実施した**期中**レビュー等の重要な事項について、その結果を利用できないケースがある。この場合において、更に当該事項について、重要な**期中**レビュー手続を追加して実施できなかった場合には、重要な**期中**レビュー手続が実施できなかった場合に準じて、結論の表明の適否を判断しなければならない（「**期中**レビュー基準」第三 報告基準 10 参照）。

71. 前項のほか、①経営者から、**期中**レビューの範囲について制約を課された場合、②質問事項について十分な知識を有し、責任をもって回答できる適切な役職者が不在等により、十分な質問が実施できなかった場合、③火災等による焼失又は司法当局による証拠資料の押収等によって、重要な会計帳簿や会計記録を閲覧できなかった場合、又は十分な分析的手続を実施できなかった場合においても、前項と同様に結論の表明の適否を判断しなければならない。

72. 重要な偶発事象等の将来の帰結が予測し得ない事象又は状況について、**中間**財務諸表に与える当該事象又は状況の影響が複合的かつ多岐にわたる場合には、重要な**期中**レビュー手続を実施できなかった場合に準じて、結論の表明ができるか否かを慎重に判断しなければならない（「**期中**レビュー基準」第三 報告基準 11 参照）。

現行

約の事実が影響する事項の金額的影響額の記載は、**四半期**財務諸表に計上されている項目の金額又は注記事項の金額を記載することになる。

また、実施できなかった**四半期**レビュー手続及び**四半期**財務諸表に与えている影響を踏まえて除外事項を付した限定付結論とした理由も併せて記載しなければならない。

69. **四半期**財務諸表に計上されていない事項又は注記されていない事項で、何らかの会計処理又は開示が必要と判断されるものについて**四半期**レビュー範囲の制約があるため、当該取扱いの判断ができない場合は、その旨を記載する。

70. 重要な**四半期**レビュー手続を実施できないことにより**四半期**レビュー範囲の制約を受けた場合に、その影響が**四半期**財務諸表全体に対する結論の表明ができないほどに重要と判断したときは、結論を表明しない旨を「結論の不表明」の区分に記載し、結論を表明しない理由を「結論の不表明の根拠」の区分に記載する。

なお、この場合であっても、「結論の不表明」の区分において、**四半期**財務諸表について**四半期**レビューを行った旨を記載しなければならない。

また、「監査人の責任」の区分において、以下の事項を記載しなければならない。

「監査人の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる**四半期**レビューの基準に準拠して実施した**四半期**レビューに基づいて、**四半期**レビュー報告書において独立の立場から**四半期**財務諸表に対する結論を表明することにある。

しかしながら、本報告書の「結論の不表明の根拠」に記載されているとおり、当監査法人は、**四半期**財務諸表に対する結論の表明の基礎となる証拠を入手することができなかった。」

71. 「**四半期**レビュー基準」第二 実施基準 12 において、監査人は、他の監査人によって行われた**四半期**レビュー等の結果を利用する場合には、当該他の監査人が関与した**四半期**財務諸表等の重要性及び他の監査人の品質管理の状況等に基づく信頼性の程度を勘案して、他の監査人の実施した**四半期**レビュー等の結果を利用する程度及び方法を決定することが求められている。**四半期**レビューの計画策定段階、**四半期**レビューの実施過程において他の監査人の**四半期**レビュー等の結果を利用しようとする場合でも、当該他の監査人が実施した**四半期**レビュー手続を実施すべき**重要な**構成単位についての**四半期**レビュー等の結果が、**四半期**レビュー日程の変更などにより利用できない場合など、他の監査人の実施した**四半期**レビュー等の重要な事項について、その結果を利用できないケースがある。この場合において、さらに当該事項について、重要な**四半期**レビュー手続を追加して実施できなかった場合には、重要な**四半期**レビュー手続が実施できなかった場合に準じて、結論の表明の適否を判断しなければならない（「**四半期**レビュー基準」第三 報告基準 10 参照）。

72. 前項のほか、①経営者から、**四半期**レビューの範囲について制約を課された場合、②質問事項について十分な知識を有し、責任をもって回答できる適切な役職者が不在等により、十分な質問が実施できなかった場合、③火災等による焼失又は司法当局による証拠資料の押収等によって、重要な会計帳簿や会計記録を閲覧できなかった場合、又は十分な分析的手続を実施できなかった場合においても、前項と同様に結論の表明の適否を判断しなければならない。

73. 重要な偶発事象等の将来の帰結が予測し得ない事象又は状況について、**四半期**財務諸表に与える当該事象又は状況の影響が複合的かつ多岐にわたる場合には、重要な**四半期**レビュー手続を実施できなかった場合に準じて、結論の表明ができるか否かを慎重に判断しなければならない（「**四半期**レビュー基準」第三 報告基準 11 参照）。

改正案

《5》継続企業の前提》(A30 項から A33 項参照)

73. 監査人は、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合には、次のとおり結論の表明及び**期中**レビュー報告書の記載を行わなければならない(「**期中レビュー基準**」第三 報告基準 12 参照)。

(1) 継続企業の前提に関する事項が**中間**財務諸表に適切に記載されていると判断して、無限定の結論を表明する場合には、当該継続企業の前提に関する事項について**期中**レビュー報告書に記載しなければならない。

(2) 継続企業の前提に関する事項が**中間**財務諸表に適切に記載されていないと判断した場合は、当該不適切な記載についての除外事項を付した限定付結論又は否定的結論を表明し、その理由を記載しなければならない。

74. **前項**の継続企業の前提に関する手続の記載の前提となる注記において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策が記載されることとなっているが、対応策の期間が経営者の評価期間より短い場合、具体的に対応策が提示されていない期間において、なぜ事業活動を継続することができるかと評価したのかについての具体的な評価内容等が記載されているかどうか検討**しなければ**ならない。

A30. **第 74 項**の記載は、具体的に対応策が提示されていない期間が生じている場合に重要な不確実性が認められる場合もあることから、重要な不確実性が認められる理由において記載されることになると考えられる。

A31. 「**期中**レビュー基準」には、監査基準及び**期中**監査基準の報告基準における継続企業の前提の項に規定されている「意見の不表明」に相当する規定は置かれていない。これについては、「四半期レビュー基準の改訂に関する意見書 四半期レビュー基準の改訂について」(2009年6月30日 企業会計審議会)二 2に記載されているとおり、理論的には、経営者が評価及び対応策を示さないときには、監査人は、重要な**期中**レビュー手続を実施できなかったとして結論の表明ができない場合があり得るが、質問及び分析的手続等を基本とする限定されたレビュー手続に基づく消極的形式による結論の表明であること、及び開示の要否や注記の根拠となる証拠資料及び対応策の合理性等に関する証拠資料を入手する必要がないこと等を踏まえ、結論の不表明となる場合が非常に限定されることになるということを示していると考えられる。したがって、通常は、**中間**財務諸表に経営者の対応策及び具体的に対応策が提示されていない期間についての経営者の評価内容等が、重要な不確実性を反映し適切に注記される場合には、**期中**レビュー報告書に継続企業の前提に関する事項を記載し、無限定の結論が表明されることとなる。

75. 極めてまれな状況ではあるが、重要な不確実性が複数存在し、それが**中間**財務諸表に及ぼす可能性のある影響が複合的かつ多岐にわたる場合には、監査人は、結論を表明しないことが適切と考えることがある。この場合、監査人は、結論の表明ができるか否かを慎重に判断しなければならない。また、経営者の対応策及び具体的に対応策が提示されていない期間についての経営者の評価内容等が、注記の内容として不十分と考えられる場合、監査人は、限定付結論又は否定的結論を表明することについて慎重に検討**しなければならない**。

76. 重要な不確実性について財務諸表に適切な注記がなされている場合、監査人は無限定の結論を表明し、**中間**財務諸表における注記事項について注意を喚起するために、**期中**レビュー報告書に「継続企業の前提に関する重要な不確実性」という見出しを付した区分を設け、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる旨及び当該事項は監査人の結論に影響を及ぼすものではない旨を記載しなければならない。

77. 監査人は、継続企業の前提が成立していないことが一定の事実をもって明らかな場合で、**中間**財務諸表が継続企業の前提に基づいて作成されているときは、否定的結論を表明**しなければならない**。

A32. **期中**会計基準第 19 項(15)においては、事業の性質上営業収益又は営業費用に著しい季節的変動がある場合

現 行

《5. 継続企業の前提》

74. 「**四半期レビュー基準**」第三 報告基準 12 において、監査人は、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合には、次のとおり結論の表明及び**四半期**レビュー報告書の記載を行うことが求められている。

① 継続企業の前提に関する事項が**四半期**財務諸表に適切に記載されていると判断して、無限定の結論を表明する場合には、当該継続企業の前提に関する事項について**四半期**レビュー報告書に記載しなければならない。

② 継続企業の前提に関する事項が**四半期**財務諸表に適切に記載されていないと判断した場合は、当該不適切な記載についての除外事項を付した限定付結論又は否定的結論を表明し、その理由を記載しなければならない。

上記の継続企業の前提に関する手続の記載の前提となる注記において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策が記載されることとなっているが、対応策の期間が経営者の評価期間より短い場合、具体的に対応策が提示されていない期間において、なぜ事業活動を継続することができるかと評価したのかについての具体的な評価内容等が記載されているかどうか検討**する必要がある**。当該記載は、具体的に対応策が提示されていない期間が生じている場合に重要な不確実性が認められる場合もあることから、重要な不確実性が認められる理由において記載されることになると考えられる。

75. 「**四半期**レビュー基準」には、監査基準及び**中間**監査基準の報告基準における継続企業の前提の項に規定されている「意見の不表明」に相当する規定は置かれていない。これについては、「四半期レビュー基準の改訂に関する意見書 四半期レビュー基準の改訂について」(2009年6月30日 企業会計審議会)二 2に記載されているとおり、理論的には、経営者が評価及び対応策を示さないときには、監査人は、重要な**四半期**レビュー手続を実施できなかったとして結論の表明ができない場合があり得るが、質問及び分析的手続等を基本とする限定されたレビュー手続に基づく消極的形式による結論の表明であること、及び開示の要否や注記の根拠となる証拠資料及び対応策の合理性等に関する証拠資料を入手する必要がないこと等を踏まえ、結論の不表明となる場合が非常に限定されることになるということを示していると考えられる。したがって、通常は、**四半期**財務諸表に経営者の対応策及び具体的に対応策が提示されていない期間についての経営者の評価内容等が、重要な不確実性を反映し適切に注記される場合には、**四半期**レビュー報告書に継続企業の前提に関する事項を記載し、無限定の結論が表明されることとなる。

76. 極めてまれな状況ではあるが、重要な不確実性が複数存在し、それが**四半期**財務諸表に及ぼす可能性のある影響が複合的かつ多岐にわたる場合には、監査人は、結論を表明しないことが適切と考えることがある。この場合、監査人は、結論の表明ができるか否かを慎重に判断しなければならない。また、経営者の対応策及び具体的に対応策が提示されていない期間についての経営者の評価内容等が、注記の内容として不十分と考えられる場合、監査人**には**、限定付結論又は否定的結論を表明することについての**慎重な**検討が求められる。

77. 重要な不確実性について財務諸表に適切な注記がなされている場合、監査人は無限定の結論を表明し、**四半期**財務諸表における注記事項について注意を喚起するために、**四半期**レビュー報告書に「継続企業の前提に関する重要な不確実性」という見出しを付した区分を設け、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる旨及び当該事項は監査人の結論に影響を及ぼすものではない旨を記載しなければならない。

78. 削 除

79. 監査人は、継続企業の前提が成立していないことが一定の事実をもって明らかな場合で、**四半期**財務諸表が継続企業の前提に基づいて作成されているときは、否定的結論を表明**する**。

80. **四半期**会計基準第 19 項(15)においては、事業の性質上営業収益又は営業費用に著しい季節的変動がある場

改正案

には、その状況についての注記が求められている。これは同第 39 項に記載されているように、**企業会計の基準**が実績主義を採用していることにより、各**期中**における実績数値が事業の性質によっては一事業年度内において大きく変動することがあることから、業績予測に資する情報の提供の観点から季節変動性についての十分な定性的情報を開示することにより、**中間**財務諸表利用者を誤った判断に導く可能性を回避するために求められている注記である。このように**半期**毎に大きく業績が変動するような事業の性格等を有する企業においては、一時的に業績が大きく悪化することにより、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が発生する可能性がある。特に一時的に業績が大きく悪化したことにより債務超過になった場合には、著しい季節的変動等による一時的な悪化であったとしても、継続企業の前提に関する事項の注記が原則として求められているので、監査人は適切な注記がなされているかどうかについて検討する。

A33. 注記が適切に行われているか否かの監査人の判断は、いわゆる二重責任の原則に基づくとともに、**中間**財務諸表に記載されているものを対象に行うことになる。また、**中間**財務諸表に重要な後発事象として記載された事項が継続企業の前提に関する事項である場合、監査人は、当該後発事象としての開示の適正性に加え、継続企業の前提についての開示が適正に行われているか否かの判断も行わなければならないことに留意する。

《(6) 追記情報》

78. 監査人は、監査人が**中間**財務諸表の記載を前提に当該記載を強調することが適当であると判断して追記する強調事項と、監査人が投資者等に対して説明することが適当であると判断して追記する説明事項とを区分して記載しなければならない（「**四半期レビュー基準の改訂に関する意見書 四半期レビュー基準の改訂について**」（2011年6月30日 企業会計審議会）参照）。

《(7) その他の記載内容に関連する監査人の責任》

79. 監査人は、**期中**レビューを行った**中間**財務諸表との重要な相違を識別するため、その他の記載内容を通読しなければならない。
80. 監査人は、その他の記載内容を通読することにより重要な相違を識別した場合、**期中**レビューを行った**中間**財務諸表又はその他の記載内容を修正する必要があるかどうかを判断しなければならない。
81. **期中**レビューを行った**中間**財務諸表に修正が必要であるが、経営者が修正することに同意しない場合、監査人は、除外事項付結論を表明しなければならない。
82. その他の記載内容に修正が必要であるが、経営者が修正することに同意しない場合、監査人は、監査役等に当該事項を報告するとともに、以下のいずれかを行わなければならない。
- (1) **期中**レビュー報告書にその他の事項区分を設け、重要な相違について記載する。
 - (2) **期中**レビュー報告書を発行しない。
 - (3) 可能な場合、**期中**レビュー契約を解除する。
83. 監査人は、重要な相違を識別するためにその他の記載内容を通読する際に、明らかな事実の重要な虚偽記載に気付いた場合、経営者と当該事項について協議しなければならない。
84. 監査人は、その他の記載内容に事実の重要な虚偽記載が存在すると判断したが経営者がそれを修正又は訂正することに同意しない場合、監査役等にその他の記載内容に関する監査人の懸念を知らせるとともに、適切な措置を講じなければならない（A34 項参照）。

A34. 第 84 項の適切な措置には、監査人の顧問弁護士に助言を求めることが含まれる。

現行

合には、その状況についての注記が求められている。これは同第 39 項に記載されているように、**四半期財務諸表の作成基準**が実績主義を採用していることにより、各**四半期**における実績数値が事業の性質によっては一事業年度内において大きく変動することがあることから、業績予測に資する情報の提供の観点から季節変動性についての十分な定性的情報を開示することにより、**四半期**財務諸表利用者を誤った判断に導く可能性を回避するために求められている注記である。このように**四半期**毎に大きく業績が変動するような事業の性格等を有する企業においては、一時的に業績が大きく悪化することにより、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が発生する可能性がある。特に一時的に業績が大きく悪化したことにより債務超過になった場合には、著しい季節的変動等による一時的な悪化であったとしても、継続企業の前提に関する事項の注記が原則として求められているので、監査人は適切な注記がなされているかどうかについて検討する**ことが必要**である。

81. 注記が適切に行われているか否かの監査人の判断は、いわゆる二重責任の原則に基づくとともに、**四半期**財務諸表に記載されているものを対象に行うことになる。また、**四半期**財務諸表に重要な後発事象として記載された事項が継続企業の前提に関する事項である場合、監査人は、当該後発事象としての開示の適正性に加え、継続企業の前提についての開示が適正に行われているか否かの判断も行わなければならないことに留意する。

《6. 追記情報》

82. 「**四半期レビュー基準の改訂に関する意見書 四半期レビュー基準の改訂について**」（2011年6月30日 企業会計審議会）では、監査人が**四半期**財務諸表の記載を前提に当該記載を強調することが適当であると判断して追記する強調事項と、監査人が投資者等に対して説明することが適当であると判断して追記する説明事項とを区分して記載**することが求められている**。

《7. その他の記載内容に関連する監査人の責任》

83. 監査人は、**四半期**レビューを行った**四半期**財務諸表との重要な相違を識別するため、その他の記載内容を通読しなければならない。
84. 監査人は、その他の記載内容を通読することにより重要な相違を識別した場合、**四半期**レビューを行った**四半期**財務諸表又はその他の記載内容を修正する必要があるかどうかを判断しなければならない。
85. **四半期**レビューを行った**四半期**財務諸表に修正が必要であるが、経営者が修正することに同意しない場合、監査人は、除外事項付結論を表明しなければならない。
86. その他の記載内容に修正が必要であるが、経営者が修正することに同意しない場合、監査人は、監査役等に当該事項を報告するとともに、以下のいずれかを行わなければならない。
- (1) **四半期**レビュー報告書にその他の事項区分を設け、重要な相違について記載する。
 - (2) **四半期**レビュー報告書を発行しない。
 - (3) 可能な場合、**四半期**レビュー契約を解除する。
87. 監査人は、重要な相違を識別するためにその他の記載内容を通読する際に、明らかな事実の重要な虚偽記載に気付いた場合、経営者と当該事項について協議しなければならない。
88. 監査人は、その他の記載内容に事実の重要な虚偽記載が存在すると判断したが経営者がそれを修正又は訂正することに同意しない場合、監査役等にその他の記載内容に関する監査人の懸念を知らせるとともに、適切な措置を講じなければならない。この適切な措置には、監査人の顧問弁護士に助言を求めることが含まれる。

改正案

《(8) 比較情報》

85. 比較情報が対応数値として表示される場合、監査基準報告書 710「過年度の比較情報—対応数値と比較財務諸表」に準じて**中間**財務諸表に対する結論を記載することとなるが、第 86 項及び第 87 項に記載されている場合を除き、**中間**財務諸表に対する結論において対応数値に言及してはならない (A35 項参照)。

A35. **中間**財務諸表の比較情報には、前事業年度に対応する**期中**会計期間に係る**期中**損益計算書並びに前事業年度に対応する**期中**会計期間に係る**期中**キャッシュ・フロー計算書 (以下「前年**期中**に係る**中間**財務諸表」という。) 及び前事業年度に係る貸借対照表が含まれる。

86. 以前に発行した前**事業年度**の**期中**会計期間の**期中**レビュー報告書において除外事項付結論 (すなわち、限定付結論、否定的結論又は結論の不表明) が表明されている場合又は以前に発行した前**事業**年度の監査報告書において貸借対照表関連の項目を原因とする除外事項付意見が表明されている場合で、かつ当該**期中**レビュー報告書における除外事項付結論又は当該監査報告書における除外事項付意見の原因となった事項が未解消のとき、監査人は、当**期中**に係る**中間**財務諸表に対して除外事項付結論を表明しなければならない。

この場合、監査人は、**期中**レビュー報告書の除外事項付結論の根拠区分において、以下のいずれかを記載しなければならない。

- ① 当該事項が当**期中**の数値に及ぼす影響又は及ぼす可能性のある影響が重要である場合、除外事項付結論の原因となった事項の説明において、当**期中**の数値と比較情報の両方に及ぼす影響について記載する (〈文例 2-2〉参照)。
- ② 上記以外の場合には、当**期中**の数値と比較情報との比較可能性の観点から、未解消事項が及ぼす影響又は及ぼす可能性のある影響を勘案した結果、除外事項付結論が表明されている旨を記載する (〈文例 2-3〉参照)。

87. 監査人は、以前に無限定の結論が表明されている**中間**財務諸表や無限定適正意見が表明されている前**事業**年度の貸借対照表に重要な虚偽表示が存在するという証拠を**期中**レビュー手続により入手したが、比較情報が適切に修正再表示されていない又は開示が妥当ではない場合、**中間**財務諸表に対する結論において、当該**中間**財務諸表に含まれる比較情報について限定付結論又は否定的結論を表明しなければならない。

88. 前**事業**年度の**期中**会計期間に係る**中間**財務諸表について前任監査人が**期中**レビューをしており、又は前**事業**年度の財務諸表について前任監査人が監査をしている場合に、監査人が**期中**レビュー報告書において、前任監査人により比較情報の**期中**レビュー又は監査が行われている旨及びその結論又は意見を記載することとしたときは、監査人は、追記情報 (その他の事項区分) として以下の事項を記載しなければならない (〈文例 7-2〉参照)。

- ① 前**事業**年度の**期中**会計期間に係る**中間**財務諸表が前任監査人により**期中**レビューされた旨又は前**事業**年度の財務諸表が前任監査人により監査された旨。ただし、比較情報について、**期中**会計基準第 37-3 項なお書きに基づき前**事業**年度における**期中**会計期間の**期中**損益計算書及び**期中**包括利益計算書等又は**期中**キャッシュ・フロー計算書の開示が行われている場合には、当該前**期中**損益計算書及び前**期中**包括利益計算書等又は前**期中**キャッシュ・フロー計算書が前任監査人により**期中**レビューされていない旨を併せて記載する (〈文例 7-3〉参照)。
- ② 前任監査人が表明した**中間**財務諸表に対する結論の類型及び除外事項付結論が表明された場合にはその理由、又は前任監査人が表明した監査意見の類型及び除外事項付意見が表明された場合にはその理由
- ③ 前任監査人の**期中**レビュー報告書又は監査報告書の日付

《7. 期中レビュー調書》 (A36 項及び A37 項参照)

89. 監査人は、**期中**レビューに当たり、一般に公正妥当と認められる**期中**レビューの基準に準拠して**期中**レビ

現 行

《8. 比較情報》

89. 比較情報が対応数値として表示される場合、監査基準報告書 710「過年度の比較情報—対応数値と比較財務諸表」に準じて**四半期**財務諸表に対する結論を記載することとなるが、第 90 項及び第 91 項に記載されている場合を除き、**四半期**財務諸表に対する結論において対応数値に言及してはならない。

なお、**四半期**財務諸表の比較情報には、前事業年度に対応する**四半期**会計期間及び**四半期**累計期間に係る**四半期**損益計算書並びに前事業年度に対応する**四半期**累計期間に係る**四半期**キャッシュ・フロー計算書 (以下「前年**同四半期**に係る**四半期**財務諸表」という。) 及び前事業年度に係る貸借対照表が含まれる。

90. 以前に発行した前年**同四半期**の**四半期**レビュー報告書において除外事項付結論 (すなわち、限定付結論、否定的結論又は結論の不表明) が表明されている場合又は以前に発行した前年度の監査報告書において貸借対照表関連の項目を原因とする除外事項付意見が表明されている場合で、かつ当該**四半期**レビュー報告書における除外事項付結論又は当該監査報告書における除外事項付意見の原因となった事項が未解消のとき、監査人は、当**四半期**に係る**四半期**財務諸表に対して除外事項付結論を表明しなければならない。

この場合、監査人は、**四半期**レビュー報告書の除外事項付結論の根拠区分において、以下のいずれかを記載しなければならない。

- ① 当該事項が当**四半期**の数値に及ぼす影響又は及ぼす可能性のある影響が重要である場合、除外事項付結論の原因となった事項の説明において、当**四半期**の数値と比較情報の両方に及ぼす影響について記載する (〈文例 3-2〉参照)。
- ② 上記以外の場合には、当**四半期**の数値と比較情報との比較可能性の観点から、未解消事項が及ぼす影響又は及ぼす可能性のある影響を勘案した結果、除外事項付結論が表明されている旨を記載する (〈文例 3-3〉参照)。

91. 監査人は、以前に無限定の結論が表明されている**四半期**財務諸表や無限定適正意見が表明されている前年度の貸借対照表に重要な虚偽表示が存在するという証拠を**四半期**レビュー手続により入手したが、比較情報が適切に修正再表示されていない又は開示が妥当ではない場合、**四半期**財務諸表に対する結論において、当該**四半期**財務諸表に含まれる比較情報について限定付結論又は否定的結論を表明しなければならない。

92. 前年**同四半期**に係る**四半期**財務諸表について前任監査人が**四半期**レビューをしており、又は前年度の財務諸表について前任監査人が監査をしている場合に、監査人が**四半期**レビュー報告書において、前任監査人により比較情報の**四半期**レビュー又は監査が行われている旨及びその結論又は意見を記載することとしたときは、監査人は、追記情報 (その他の事項区分) として以下の事項を記載しなければならない (〈文例 8-2〉参照)。

- ① 前年**同四半期**に係る**四半期**財務諸表が前任監査人により**四半期**レビューされた旨又は前年度の財務諸表が前任監査人により監査された旨。ただし、比較情報について、**四半期**会計基準第 37-3 項なお書きに基づき前年度における**対応する**期間の**四半期**損益計算書及び**四半期**包括利益計算書等又は**四半期**キャッシュ・フロー計算書の開示が行われている場合には、当該前**四半期**損益計算書及び前**四半期**包括利益計算書等又は前**四半期**キャッシュ・フロー計算書が前任監査人により**四半期**レビューされていない旨を併せて記載する (〈文例 8-3〉参照)。
- ② 前任監査人が表明した**四半期**財務諸表に対する結論の類型及び除外事項付結論が表明された場合にはその理由、又は前任監査人が表明した監査意見の類型及び除外事項付意見が表明された場合にはその理由
- ③ 前任監査人の**四半期**レビュー報告書又は監査報告書の日付

《Ⅷ 四半期レビュー調書》

93. 監査人は、**四半期**レビューに当たり、一般に公正妥当と認められる**四半期**レビューの基準に準拠して**四半期**

改正案

一を実施したこと及び結論を表明するための基礎に基づいて**中間**財務諸表に対する結論を表明したことを明らかにするための資料として、十分かつ適切に**期中**レビュー調書を作成しなければならない。

A36. 監査人が**期中**レビュー調書に記録する内容の範囲と詳細の程度を決定するに際しては、当該**期中**レビューに関与していない別の監査人に対して当該**期中**レビュー業務を説明するために必要な情報、すなわち、どのような**期中**レビュー手続を、いつ、どの程度実施し、それによりどのような情報からどのような結果が得られたのか、また検討した重要な事項は何であったか、その経過及び結果等、当該情報について理解させるためにはどの程度の文書化が必要かを考慮することが有益である。

A37. **期中**レビューに関する調書のファイルは、年度監査の監査ファイルとは別のファイルにして整理することとなるが、**期中**レビュー調書作成においては、**期中**レビュー調書間の関連性に留意するとともに、**期中**レビューが年度の財務諸表の監査と適切に組み合わせて実施されることを踏まえ、それぞれの**期中**レビューと年度の財務諸表の監査の調書との関連性にも留意する。

《8. 期中レビューに際してのその他の留意事項》

《(1) 監査人の責任及び期中レビュー手続》

90. **期中**レビューは、公認会計士又は監査法人が**中間**財務諸表に対して行う監査証明（金融商品取引法第193条の2第1項参照）であるので、監査人は、**期中**レビューに当たり、年度の財務諸表の監査と同様にその手続の実施において職業的専門家としての正当な注意を払**わなければならない**。

《(2) 監査人の交代》

91. 「**期中**レビュー基準の設定に関する意見書」二 2なお書きにおいて、監査人が交代した場合には、後任の監査人は、前任の監査人から適切な引継ぎを行うとともに、年度の財務諸表の監査計画を踏まえ、**期中**レビューが的確に行われるように計画**しなければならない**。監査人の交代に当たっては監査基準報告書900「監査人の交代」に従**なければならない**。特に、期中レビューにおいては交代の適時性が要求されるので、適切に引き継ぐよう注意が必要である。なお、期中レビューにおいて留意が必要な点は以下のとおりである。

- ・ 前任監査人と後任監査人は適時に引継ぎを行うとともに、特に前任監査人は当該趣旨に鑑み、十分な協力を行わなければならない。
- ・ 後任監査人は、適時に引継ぎを受けなければならない。引継ぎに当たっては、期中レビューにおいては内部統制を含む企業及び企業環境の理解が不可欠であるので、期中及び年度の財務諸表に係る内部統制を含む企業及び企業環境の十分な理解に努める必要がある。
- ・ 引継ぎにおいては、質問を行うとともに、監査調書の閲覧を行うこととされているが、当該監査調書には、期中レビュー調書も含まれることに留意する。
- ・ 監査人が期中で交代する場合、後任監査人は、前任監査人の期中レビュー手続の実施結果を利用できるか否かを慎重に検討しなければならない。その結果を利用した場合においても、期中レビューの結論の表明についての責任は後任監査人が負うものであり、後任監査人は、自らの判断によって期中レビューの結論を表明しなければならない。

《(3) 審査》(A38項参照)

92. 監査人は、年度の財務諸表の監査における意見表明に係る審査と同様、**期中**レビューに係る結論の表明に先立ち、監査に関する品質管理の基準に基づいて定められた方針と手続に従い、自己の結論が**期中**レビューの基準に準拠して適切に形成されているかどうかの審査を受け**なければならない**（「**四半期**レビュー基準の設定に

現行

レビューを実施したこと及び結論を表明するための基礎に基づいて**四半期**財務諸表に対する結論を表明したことを明らかにするための資料として、十分かつ適切に**四半期**レビュー調書を作成しなければならない。

また、監査人が**四半期**レビュー調書に記録する内容の範囲と詳細の程度を決定するに際しては、当該**四半期**レビューに関与していない別の監査人に対して当該**四半期**レビュー業務を説明するために必要な情報、すなわち、どのような**四半期**レビュー手続を、いつ、どの程度実施し、それによりどのような情報からどのような結果が得られたのか、また検討した重要な事項は何であったか、その経過及び結果等、当該情報について理解させるためにはどの程度の文書化が必要かを考慮することが有益である。

なお、**四半期**レビューに関する調書のファイルは、年度監査の監査ファイルとは別のファイルにして整理することとなるが、**四半期**レビュー調書作成においては、**四半期**レビュー調書間の関連性に留意するとともに、**四半期**レビューが年度の財務諸表の監査と適切に組み合わせて実施されることを踏まえ、それぞれの**四半期**レビューと年度の財務諸表の監査の調書との関連性にも留意する**必要がある**。

《Ⅷ 四半期レビューに際してのその他の留意事項》

《1. 監査人の責任及び四半期レビュー手続》

94. **四半期**レビューは、公認会計士又は監査法人が**四半期**財務諸表に対して行う監査証明（金融商品取引法第193条の2第1項参照）であるので、監査人は、**四半期**レビューに当たり、年度の財務諸表の監査と同様にその手続の実施において職業的専門家としての正当な注意を払**う必要があることに留意する**。

《2. 監査人の交代》

95. 「**四半期**レビュー基準の設定に関する意見書」二 2なお書きにおいて、監査人が交代した場合には、後任の監査人は、前任の監査人から適切な引継ぎを行うとともに、年度の財務諸表の監査計画を踏まえ、**四半期**レビューが的確に行われるように計画**することが求められている**。監査人の交代に当たっては監査基準報告書900「監査人の交代」に従**う**。特に、**会計監査人の選任手続と第1四半期の四半期レビュー手続等のタイミングを踏まえ、四半期**レビューにおいては交代の適時性及び**迅速性**が要求されるので、適切に引き継ぐよう注意が必要である。なお、四半期レビューにおいて留意が必要な点は以下のとおりである。

- ・ 前任監査人と後任監査人は適時に速やかに引継ぎを行うとともに、特に前任監査人は当該趣旨に鑑み、十分な協力を行わなければならない。
- ・ 後任監査人は、適時に迅速に引継ぎを受けなければならない。引継ぎに当たっては、四半期レビューにおいては内部統制を含む企業及び企業環境の理解が不可欠であるので、四半期及び年度の財務諸表に係る内部統制を含む企業及び企業環境の十分な理解に努める必要がある。
- ・ 引継ぎにおいては、質問を行うとともに、監査調書の閲覧を行うこととされているが、当該監査調書には、四半期レビュー調書も含まれることに留意する。
- ・ 監査人が期中で交代する場合、後任監査人は、前任監査人の四半期レビュー手続の実施結果を利用できるか否かを慎重に検討しなければならない。その結果を利用した場合においても、四半期レビューの結論の表明についての責任は後任監査人が負うものであり、後任監査人は、自らの判断によって四半期レビューの結論を表明しなければならない。

《3. 審査》

96. 「**四半期**レビュー基準の設定に関する意見書」二 3(1)において、監査人は、年度の財務諸表の監査における意見表明に係る審査と同様、**四半期**レビューに係る結論の表明に先立ち、監査に関する品質管理の基準に基づいて定められた方針と手続に従い、自己の結論が**四半期**レビューの基準に準拠して適切に形成されているか

改正案

関する意見書」二 3 (1)参照)。

93. 審査は、年度の財務諸表の監査と期中レビューの目的や内容等の違いを踏まえて、監査事務所の品質管理システムに準拠して、実施されなければならない。

A38. 期中レビュー業務の品質が合理的に確保される範囲において、期中レビュー業務に係る審査の方法、内容等を柔軟に定めることができる。

《IV 適用指針》

(上に記載のため省略)

《V 適用》

- ・ 本報告は、2008年4月1日以後開始する連結会計年度又は事業年度に係る四半期連結財務諸表又は四半期財務諸表の四半期レビューから適用する。
- ・ 「監査・保証実務委員会報告第83号「四半期レビューに関する実務指針」の改正について」(2009年7月8日)は、2009年6月30日以後終了する四半期会計期間に係る四半期財務諸表の四半期レビューから適用する。
- ・ 「監査・保証実務委員会報告第83号「四半期レビューに関する実務指針」の改正について」(2011年7月8日)は、2011年4月1日以後開始する連結会計年度又は事業年度に係る四半期連結財務諸表又は四半期財務諸表の四半期レビューから適用する。
- ・ 「監査・保証実務委員会報告第83号「四半期レビューに関する実務指針」の改正について」(2012年6月22日)は、2012年4月1日以後開始する連結会計年度又は事業年度に係る四半期連結財務諸表又は四半期財務諸表の四半期レビューから適用する。
- ・ 「監査・保証実務委員会報告第83号「四半期レビューに関する実務指針」の改正について」(2016年2月26日)は、2016年4月1日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表の四半期レビューから適用する。
- ・ 「監査・保証実務委員会報告第83号「四半期レビューに関する実務指針」の改正について」(2020年3月17日)は、2020年4月1日以後開始する連結会計年度又は事業年度に係る四半期連結財務諸表又は四半期財務諸表の四半期レビューから適用する。

なお、米国証券取引委員会に登録している会社においては、2020年1月1日以後開始する連結会計年度又は事業年度に係る四半期連結財務諸表又は四半期財務諸表の四半期レビューから適用することができる。

- ・ 「監査・保証実務委員会報告第83号「四半期レビューに関する実務指針」の改正について」(2021年4月7日)は、2021年4月1日以後開始する連結会計年度又は事業年度に係る四半期連結財務諸表又は四半期財務諸表の四半期レビューから適用する。
- ・ 「監査・保証実務委員会報告第83号「四半期レビューに関する実務指針」の改正について」(2021年9月16日)は、2021年9月1日以後に提出する四半期レビュー報告書から適用する。
- ・ 「監査・保証実務委員会報告第83号「四半期レビューに関する実務指針」の改正について」(2021年12月7日)は、2021年12月31日以後終了する四半期連結会計期間又は四半期会計期間に係る四半期連結財務諸表又は四半期財務諸表の四半期レビューから適用する。なお、《付録2》の会計上の見積りの監査に関連する事項は、2023年3月に終了する連結会計年度又は事業年度に係る四半期連結財務諸表又は四半期財務諸表の四半期レビューから適用する。ただし、それ以前の連結会計年度又は事業年度に係る四半期連結財務諸表又は四半期財務諸表の四半期レビューから適用することを妨げない。
- ・ 本報告書(2022年10月13日)のうち、倫理規則に関する事項は、2023年4月1日以後開始する四半期

現行

どうかの審査を受けることが求められている。

当該審査は、年度の財務諸表の監査と四半期レビューの目的や内容等の違いを踏まえて、監査事務所における品質管理に関する方針又は手続に従い、実施されることになる。なお、四半期レビュー業務の品質が合理的に確保される範囲において、四半期レビュー業務に係る審査の方法、内容等を柔軟に定めることができる。

《X 適用》

- ・ 本報告は、2008年4月1日以後開始する連結会計年度又は事業年度に係る四半期連結財務諸表又は四半期財務諸表の四半期レビューから適用する。
- ・ 「監査・保証実務委員会報告第83号「四半期レビューに関する実務指針」の改正について」(2009年7月8日)は、2009年6月30日以後終了する四半期会計期間に係る四半期財務諸表の四半期レビューから適用する。
- ・ 「監査・保証実務委員会報告第83号「四半期レビューに関する実務指針」の改正について」(2011年7月8日)は、2011年4月1日以後開始する連結会計年度又は事業年度に係る四半期連結財務諸表又は四半期財務諸表の四半期レビューから適用する。
- ・ 「監査・保証実務委員会報告第83号「四半期レビューに関する実務指針」の改正について」(2012年6月22日)は、2012年4月1日以後開始する連結会計年度又は事業年度に係る四半期連結財務諸表又は四半期財務諸表の四半期レビューから適用する。
- ・ 「監査・保証実務委員会報告第83号「四半期レビューに関する実務指針」の改正について」(2016年2月26日)は、2016年4月1日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表の四半期レビューから適用する。
- ・ 「監査・保証実務委員会報告第83号「四半期レビューに関する実務指針」の改正について」(2020年3月17日)は、2020年4月1日以後開始する連結会計年度又は事業年度に係る四半期連結財務諸表又は四半期財務諸表の四半期レビューから適用する。

なお、米国証券取引委員会に登録している会社においては、2020年1月1日以後開始する連結会計年度又は事業年度に係る四半期連結財務諸表又は四半期財務諸表の四半期レビューから適用することができる。

- ・ 「監査・保証実務委員会報告第83号「四半期レビューに関する実務指針」の改正について」(2021年4月7日)は、2021年4月1日以後開始する連結会計年度又は事業年度に係る四半期連結財務諸表又は四半期財務諸表の四半期レビューから適用する。
- ・ 「監査・保証実務委員会報告第83号「四半期レビューに関する実務指針」の改正について」(2021年9月16日)は、2021年9月1日以後に提出する四半期レビュー報告書から適用する。
- ・ 「監査・保証実務委員会報告第83号「四半期レビューに関する実務指針」の改正について」(2021年12月7日)は、2021年12月31日以後終了する四半期連結会計期間又は四半期会計期間に係る四半期連結財務諸表又は四半期財務諸表の四半期レビューから適用する。なお、《付録2》の会計上の見積りの監査に関連する事項は、2023年3月に終了する連結会計年度又は事業年度に係る四半期連結財務諸表又は四半期財務諸表の四半期レビューから適用する。ただし、それ以前の連結会計年度又は事業年度に係る四半期連結財務諸表又は四半期財務諸表の四半期レビューから適用することを妨げない。
- ・ 本報告書(2022年10月13日)のうち、倫理規則に関する事項は、2023年4月1日以後開始する四半期

改正案

連結会計期間又は四半期会計期間に係る四半期連結財務諸表又は四半期財務諸表の四半期レビューから適用する。ただし、本報告書を、倫理規則（2022年7月25日変更）と併せて2023年4月1日以後終了する連結会計年度又は事業年度の四半期連結会計期間又は四半期会計期間に係る四半期連結財務諸表又は四半期財務諸表の四半期レビューから早期適用することを妨げない。

- 本報告書（2023年3月16日）は、2023年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の四半期連結会計期間又は四半期会計期間に係る四半期連結財務諸表又は四半期財務諸表の四半期レビューから適用する。ただし、本報告書を、2023年4月1日以後終了する連結会計年度及び事業年度の四半期連結会計期間又は四半期会計期間に係る四半期連結財務諸表又は四半期財務諸表の四半期レビューにおいて、倫理規則（2022年7月25日変更）と併せて早期適用することを妨げない。また、品質管理に関する事項は、2023年7月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の四半期連結会計期間又は四半期会計期間に係る四半期連結財務諸表又は四半期財務諸表の四半期レビューから適用する。なお、公認会計士法上の大規模監査法人以外の監査事務所においては、2024年7月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の四半期連結会計期間又は四半期会計期間に係る四半期連結財務諸表又は四半期財務諸表の四半期レビューから適用する。ただし、全ての監査事務所において、品質管理基準報告書第1号「監査事務所における品質管理」（2023年1月12日）及び品質管理基準報告書第2号「監査業務に係る審査」（2023年1月12日）と併せて、2024年6月30日以前に開始する連結会計年度及び事業年度の四半期連結会計期間又は四半期会計期間に係る四半期連結財務諸表又は四半期財務諸表の四半期レビューから早期適用することを妨げない。
- 本報告書（2023年 月 日）は、2024年4月1日以後開始する会計期間に係る期中間務諸表の期中レビューから適用する。また、2023年11月に成立した金融商品取引法の一部を改正する法律附則第3条第2項に規定する、改正後の金融商品取引法第24条の5第1項に表の第1号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書に含まれる中間財務諸表の期中レビューについては、本報告書を適用する。ただし、改正後の金融商品取引法第24条の5第1項の表の第2号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書又は同表の第3号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書に含まれる中間財務諸表については、本報告書は適用しない。

以上

- 本報告書（2022年10月13日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。
 - 倫理規則（2022年7月25日変更）
（修正箇所：第12項）
 - 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」（2022年7月21日改正）
（上記以外の修正箇所）
- 本報告書（2023年3月16日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。
 - 倫理規則（2022年7月25日変更）
（修正箇所：第63-3項及び付録1）
 - 品質管理基準報告書第1号「監査事務所における品質管理」（2023年1月12日改正）
 - 品質管理基準報告書第2号「監査業務に係る審査」（2023年1月12日改正）
（上記以外の修正箇所）

現行

連結会計期間又は四半期会計期間に係る四半期連結財務諸表又は四半期財務諸表の四半期レビューから適用する。ただし、本報告書を、倫理規則（2022年7月25日変更）と併せて2023年4月1日以後終了する連結会計年度又は事業年度の四半期連結会計期間又は四半期会計期間に係る四半期連結財務諸表又は四半期財務諸表の四半期レビューから早期適用することを妨げない。

- 本報告書（2023年3月16日）は、2023年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の四半期連結会計期間又は四半期会計期間に係る四半期連結財務諸表又は四半期財務諸表の四半期レビューから適用する。ただし、本報告書を、2023年4月1日以後終了する連結会計年度及び事業年度の四半期連結会計期間又は四半期会計期間に係る四半期連結財務諸表又は四半期財務諸表の四半期レビューにおいて、倫理規則（2022年7月25日変更）と併せて早期適用することを妨げない。また、品質管理に関する事項は、2023年7月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の四半期連結会計期間又は四半期会計期間に係る四半期連結財務諸表又は四半期財務諸表の四半期レビューから適用する。なお、公認会計士法上の大規模監査法人以外の監査事務所においては、2024年7月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の四半期連結会計期間又は四半期会計期間に係る四半期連結財務諸表又は四半期財務諸表の四半期レビューから適用する。ただし、全ての監査事務所において、品質管理基準報告書第1号「監査事務所における品質管理」（2023年1月12日）及び品質管理基準報告書第2号「監査業務に係る審査」（2023年1月12日）と併せて、2024年6月30日以前に開始する連結会計年度及び事業年度の四半期連結会計期間又は四半期会計期間に係る四半期連結財務諸表又は四半期財務諸表の四半期レビューから早期適用することを妨げない。

以上

- 本報告書（2022年10月13日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。
 - 倫理規則（2022年7月25日変更）
（修正箇所：第12項）
 - 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」（2022年7月21日改正）
（上記以外の修正箇所）
- 本報告書（2023年3月16日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。
 - 倫理規則（2022年7月25日変更）
（修正箇所：第63-3項及び付録1）
 - 品質管理基準報告書第1号「監査事務所における品質管理」（2023年1月12日改正）
 - 品質管理基準報告書第2号「監査業務に係る審査」（2023年1月12日改正）
（上記以外の修正箇所）

改正案

《付録1 期中レビュー報告書の文例》
 《1. 中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書》
 (削除)

現行

《付録1 四半期レビュー報告書の文例》
 《1. 四半期連結財務諸表に関する四半期レビュー報告書》
 (1) 第1四半期連結財務諸表及び第3四半期連結財務諸表に関する四半期レビュー報告書(無限定の結論)の文例(無限責任監査法人の場合で、指定証明の場合)は、以下のとおりである。

<文例1>

独立監査人の四半期レビュー報告書

×年×月×日

〇〇株式会社
 取締役会 御中

〇〇監査法人
 〇〇事務所 (注1)

指 定 社 員	公認会計士	〇〇〇〇
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	〇〇〇〇
業 務 執 行 社 員		

(注2)

監査人の結論

当監査法人(注3)は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている〇〇株式会社の×年×月×日から×年×月×日までの連結会計年度の第×四半期連結会計期間(×年×月×日から×年×月×日まで)及び第×四半期連結累計期間(×年×月×日から×年×月×日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書(注4)(注5)(注6)及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人(注3)が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、〇〇株式会社及び連結子会社の×年×月×日現在の財政状態及び同日をもって終了する第×四半期連結累計期間の経営成績(注4)(注5)(注7)を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人(注3)は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人(注3)の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人(注3)は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人(注3)は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会(注8)の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成す

改正案

現 行

ることが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会（注8）の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある（注9）。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会（注8）に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。監査人は、監査役及び監査役会（注8）に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。（注10）

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員（注3）との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

改正案

現行

(注1) 事業所の都市名を記載する場合は、「〇〇県〇〇市」のように記載する(第60項)。

(注2) ① 監査人が無限責任監査法人の場合で、指定証明でないときには、以下とする。

〇〇監査法人

〇〇県〇〇市(注1)

代表社員

公認会計士

〇〇〇〇

業務執行社員

業務執行社員

公認会計士

〇〇〇〇

② 監査人が有限責任監査法人の場合は、以下とする。

〇〇有限責任監査法人

〇〇事務所(注1)

指定有限責任社員

公認会計士

〇〇〇〇

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士

〇〇〇〇

業務執行社員

③ 監査人が公認会計士の場合には、以下とする。

〇〇〇〇 公認会計士事務所

〇〇県〇〇市(注1)

公認会計士 〇〇〇〇

〇〇〇〇 公認会計士事務所

〇〇県〇〇市(注1)

公認会計士 〇〇〇〇

(注3) 監査人が公認会計士の場合には、「私」又は「私たち」とする。

(注4) 四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成する場合の「監査人の結論」区分の記載は、以下とする。

①四半期レビューの対象の記載

「四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書」を「四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書」とする。

②監査人の結論の記載

「×年×月×日現在の財政状態及び同日をもって終了する第×四半期連結累計期間の経営成績」を「×年×月×日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第×四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況」とする。

(注5) 四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書並びに四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成する場合の「監査人の結論」区分の記載は、以下とする。

①四半期レビューの対象の記載

「四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書」を「四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書」とする。

②監査人の結論の記載(第1四半期連結会計期間の場合)

「×年×月×日現在の財政状態及び同日をもって終了する第×四半期連結累計期間の経営成績」を

改正案

現行

「×年×月×日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況」とする。

③監査人の結論の記載（第3四半期連結会計期間の場合）

「×年×月×日現在の財政状態及び同日をもって終了する第×四半期連結累計期間の経営成績」を「×年×月×日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況」とする。

(注6) 四半期連結損益及び包括利益計算書を作成する場合は、「四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書」を「四半期連結損益及び包括利益計算書」とする。

(注7) 第3四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書を作成する場合は、「×年×月×日現在の財政状態及び同日をもって終了する第×四半期連結累計期間の経営成績」を「×年×月×日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績」とする。

(注8) 「監査役及び監査役会」は、会社の機関設計に応じて修正する（第60項）。
指名委員会等設置会社の場合は「監査委員会」、監査等委員会設置会社の場合は「監査等委員会」とする。

(注9) 「監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。」の下線部分は、会社の機関設計に応じて下記のように修正する。

- ・指名委員会等設置会社の場合
「監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。」
- ・監査等委員会設置会社の場合
「監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。」

(注10) 上場企業又は上場企業ではないが上場企業の場合に適用される監査人の独立性に関するコミュニケーションについての要求事項が適用される企業の四半期連結財務諸表の四半期レビューの場合のみ記載する事項であるため、それ以外の企業の場合は削除する（第63-3項）。ただし、新規上場のための有価証券届出書等の場合には記載を行う。

(注11) 四半期レビュー報告書の作成に当たっては、以下の監査基準報告書及び監査基準報告書実務指針の取扱いを参考にすることとする。

- ・ 監査基準報告書700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」
- ・ 監査基準報告書705「独立監査人の監査報告書における除外事項付意見」
- ・ 監査基準報告書706「独立監査人の監査報告書における強調事項区分とその他の事項区分」
- ・ 監査基準報告書710「過年度の比較情報 - 対応数値と比較財務諸表」
- ・ 監査基準報告書560「後発事象」
- ・ 監査基準報告書700実務指針第1号「監査報告書の文例」

(1) 中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書（無限定の結論）の文例（無限責任監査法人の場合で、指定証明の場合）は、以下のとおりである。

<文例1>

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

「×年×月×日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況」とする。

③監査人の結論の記載（第3四半期連結会計期間の場合）

「×年×月×日現在の財政状態及び同日をもって終了する第×四半期連結累計期間の経営成績」を「×年×月×日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況」とする。

(注6) 四半期連結損益及び包括利益計算書を作成する場合は、「四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書」を「四半期連結損益及び包括利益計算書」とする。

(注7) 第3四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書を作成する場合は、「×年×月×日現在の財政状態及び同日をもって終了する第×四半期連結累計期間の経営成績」を「×年×月×日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績」とする。

(注8) 「監査役及び監査役会」は、会社の機関設計に応じて修正する（第60項）。
指名委員会等設置会社の場合は「監査委員会」、監査等委員会設置会社の場合は「監査等委員会」とする。

(注9) 「監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。」の下線部分は、会社の機関設計に応じて下記のように修正する。

- ・指名委員会等設置会社の場合
「監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。」
- ・監査等委員会設置会社の場合
「監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。」

(注10) 上場企業又は上場企業ではないが上場企業の場合に適用される監査人の独立性に関するコミュニケーションについての要求事項が適用される企業の四半期連結財務諸表の四半期レビューの場合のみ記載する事項であるため、それ以外の企業の場合は削除する（第63-3項）。ただし、新規上場のための有価証券届出書等の場合には記載を行う。

(注11) 四半期レビュー報告書の作成に当たっては、以下の監査基準報告書及び監査基準報告書実務指針の取扱いを参考にすることとする。

- ・ 監査基準報告書700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」
- ・ 監査基準報告書705「独立監査人の監査報告書における除外事項付意見」
- ・ 監査基準報告書706「独立監査人の監査報告書における強調事項区分とその他の事項区分」
- ・ 監査基準報告書710「過年度の比較情報 - 対応数値と比較財務諸表」
- ・ 監査基準報告書560「後発事象」
- ・ 監査基準報告書700実務指針第1号「監査報告書の文例」

(2) 第2四半期連結財務諸表に関する四半期レビュー報告書（無限定の結論）の文例（無限責任監査法人の場合で、指定証明の場合）は、以下のとおりである。

<文例2>

独立監査人の四半期レビュー報告書

改正案

現行

×年×月×日

×年×月×日

〇〇株式会社
取締役会 御中

〇〇株式会社
取締役会 御中

〇〇監査法人
〇〇事務所 (注1)

〇〇監査法人
〇〇事務所 (注1)

指 定 社 員
業務執行社員
指 定 社 員
業務執行社員
公認会計士
〇〇〇〇
公認会計士
〇〇〇〇

指 定 社 員
業務執行社員
指 定 社 員
業務執行社員
公認会計士
〇〇〇〇
公認会計士
〇〇〇〇

(注2)

(注2)

監査人の結論

当監査法人(注3)は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている〇〇株式会社の×年×月×日から×年×月×日までの連結会計年度の**中間**連結会計期間(×年×月×日から×年×月×日まで)に係る**中間**連結財務諸表、すなわち、**中間**連結貸借対照表、**中間**連結損益計算書、**中間**連結包括利益計算書(注4)、**中間**連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について**期中**レビューを行った。

監査人の結論

当監査法人(注3)は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている〇〇株式会社の×年×月×日から×年×月×日までの連結会計年度の**第2四半期**連結会計期間(×年×月×日から×年×月×日まで)及び**第2四半期連結累計期間**(×年×月×日から×年×月×日まで)に係る**四半期**連結財務諸表、すなわち、**四半期**連結貸借対照表、**四半期**連結損益計算書、**四半期**連結包括利益計算書(注4)、**四半期**連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について**四半期**レビューを行った。

当監査法人(注3)が実施した**期中**レビューにおいて、上記の**中間**連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる**企業会計の基準**に準拠して、〇〇株式会社及び連結子会社の×年×月×日現在の財政状態並びに同日をもって終了する**中間**連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

当監査法人(注3)が実施した**四半期**レビューにおいて、上記の**四半期**連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる**四半期連結財務諸表の作成基準**に準拠して、〇〇株式会社及び連結子会社の×年×月×日現在の財政状態並びに同日をもって終了する**第2四半期**連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況(注5)を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人(注3)は、我が国において一般に公正妥当と認められる**期中**レビューの基準に準拠して**期中**レビューを行った。**期中**レビューの基準における当監査法人(注3)の責任は、「**中間**連結財務諸表の**期中**レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人(注3)は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人(注3)は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論の根拠

当監査法人(注3)は、我が国において一般に公正妥当と認められる**四半期**レビューの基準に準拠して**四半期**レビューを行った。**四半期**レビューの基準における当監査法人(注3)の責任は、「**四半期**連結財務諸表の**四半期**レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人(注3)は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人(注3)は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会(注5)の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる**企業会計の基準**に準拠して**中間**連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない**中間**連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会(注6)の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる**四半期連結財務諸表の作成基準**に準拠して**四半期**連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない**四半期**連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき**中間**連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる**企業会計の基準**に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会(注5)の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある(注6)。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき**四半期**連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる**四半期連結財務諸表の作成基準**に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間連結財務諸表の**期中**レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した**期中**レビューに基づいて、**期中**レビュー報告書において独立の立場から**中間**連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査役及び監査役会(注6)の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある(注7)。

改正案

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる**期中**レビューの基準に従って、**期中**レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の**期中**レビュー手続を実施する。**期中**レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、**中間**連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる**企業会計の基準**に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、**期中**レビュー報告書において**中間**連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する**中間**連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、**中間**連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、**期中**レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ **中間**連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる**企業会計の基準**に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた**中間**連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに**中間**連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ **中間**連結財務諸表に対する結論表明の**基礎**となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、**期中**レビューに関する**指揮**、監督及び**査閲**に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会（注5）に対して、計画した**期中**レビューの範囲とその実施時期、**期中**レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会（注5）に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。（注7）

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員（注3）の間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

現 行

四半期連結財務諸表の**四半期**レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した**四半期**レビューに基づいて、**四半期**レビュー報告書において独立の立場から**四半期**連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる**四半期**レビューの基準に従って、**四半期**レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の**四半期**レビュー手続を実施する。**四半期**レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、**四半期**連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる**四半期連結財務諸表の作成基準**に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、**四半期**レビュー報告書において**四半期**連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する**四半期**連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、**四半期**連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、**四半期**レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ **四半期**連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる**四半期連結財務諸表の作成基準**に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた**四半期**連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに**四半期**連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

・ **四半期**連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、**四半期**連結財務諸表の**四半期**レビューに関する**指示**、監督及び**実施**に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会（注6）に対して、計画した**四半期**レビューの範囲とその実施時期、**四半期**レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会（注6）に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。（注8）

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員（注3）の間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1）事業所の都市名を記載する場合は、「〇〇県〇〇市」のように記載する（第50項参照）。

（注1）（注2）（注3） <文例1>に同じ

改正案

現行

(注2) ① 監査人が無限責任監査法人の場合で、指定証明でないときには、以下とする。

〇〇監査法人

〇〇県〇〇市(注1)

代表社員 公認会計士 〇〇〇〇

業務執行社員 公認会計士 〇〇〇〇

② 監査人が有限責任監査法人の場合は、以下とする。

〇〇有限責任監査法人

〇〇事務所(注1)

指定有限責任社員 公認会計士 〇〇〇〇

業務執行社員 公認会計士 〇〇〇〇

指定有限責任社員 公認会計士 〇〇〇〇

業務執行社員

③ 監査人が公認会計士の場合には、以下とする。

〇〇〇〇 公認会計士事務所

〇〇県〇〇市(注1)

公認会計士 〇〇〇〇

〇〇〇〇 公認会計士事務所

〇〇県〇〇市(注1)

公認会計士 〇〇〇〇

(注3) 監査人が公認会計士の場合には、「私」又は「私たち」とする。

(注4) 中間連結損益及び包括利益計算書を作成する場合は、「中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書」を「中間連結損益及び包括利益計算書」とする。

(注5) 「監査役及び監査役会」は、会社の機関設計に応じて修正する(第50項参照)。
指名委員会等設置会社の場合は「監査委員会」、監査等委員会設置会社の場合は「監査等委員会」とする。

(注6) 「監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。」の下線部分は、会社の機関設計に応じて下記のように修正する。

- 指名委員会等設置会社の場合
「監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。」
- 監査等委員会設置会社の場合
「監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。」

(注7) 上場企業又は上場企業ではないが上場企業の場合に適用される監査人の独立性に関するコミュニケーションについての要求事項が適用される企業の間接連結財務諸表の期中レビューの場合のみ記載する事項であるため、それ以外の企業の場合は削除する(第60項参照)。ただし、新規上場のための有価証券届

(注4) <文例1> (注6) に同じ

(注5) 第2四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書を作成する場合は、「×年×月×日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況」を「×年×月×日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況」とする。

(注6) <文例1> (注8) に同じ

(注7) <文例1> (注9) に同じ

(注8) <文例1> (注10) に同じ

改正案

現行

出書等の場合には記載を行う。

(注8) 期中レビュー報告書の作成に当たっては、以下の監査基準報告書及び監査基準報告書実務指針の取扱いを参考にすることとする。

- ・ 監査基準報告書560「後発事象」
- ・ 監査基準報告書700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」
- ・ 監査基準報告書705「独立監査人の監査報告書における除外事項付意見」
- ・ 監査基準報告書706「独立監査人の監査報告書における強調事項区分とその他の事項区分」
- ・ 監査基準報告書710「過年度の比較情報－対応数値と比較財務諸表」
- ・ 監査基準報告書700実務指針第1号「監査報告書の文例」

(2) 結論に関する除外

<文例2-1>

限定付結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている〇〇株式会社の×年×月×日から×年×月×日までの連結会計年度の中間連結会計期間（×年×月×日から×年×月×日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、「限定付結論の根拠」に記載した事項の中間連結財務諸表に及ぼす影響を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、〇〇株式会社及び連結子会社の×年×月×日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

限定付結論の根拠

会社は、・・・・・・について、・・・・・・の計上を行っていない。我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していれば・・・・・・を計上することが必要である。当該事項は、中間連結財務諸表における・・・・・・の影響を与えており、結果として、営業利益、経常利益及び税金等調整前中間純利益はそれぞれ〇〇百万円過大に、中間純利益は〇〇百万円過大に表示されている（注1）。この影響は・・・・・・である（注2）。したがって、中間連結財務諸表に及ぼす影響は重要であるが広範ではない。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

(注1) 中間連結財務諸表に及ぼしている影響額の記載は、当該影響を記載することができる場合に記載する。

(注2) 「・・・・・・」には、重要ではあるが広範ではないと判断し、否定的結論ではなく限定付結論とした理由を、財務諸表利用者の視点に立って分かりやすく具体的に記載する。広範性の判断の記載に当たっ

(注9) <文例1> (注11) に同じ

(3) 結論に関する除外

以下の三つの文例は、第2四半期連結財務諸表に関する四半期レビュー報告書の文例である。

<文例3-1>

限定付結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている〇〇株式会社の×年×月×日から×年×月×日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（×年×月×日から×年×月×日まで）及び第2四半期連結累計期間（×年×月×日から×年×月×日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、「限定付結論の根拠」に記載した事項の四半期連結財務諸表に及ぼす影響を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、〇〇株式会社及び連結子会社の×年×月×日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

限定付結論の根拠

会社は、・・・・・・について、・・・・・・の計上を行っていない。我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していれば・・・・・・を計上することが必要である。当該事項は、四半期連結財務諸表における・・・・・・の影響を与えており、結果として、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益はそれぞれ〇〇百万円過大に、四半期純利益は〇〇百万円過大に表示されている（注1）。この影響は・・・・・・である（注2）。したがって、四半期連結財務諸表に及ぼす影響は重要であるが広範ではない。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

(注1) 四半期連結財務諸表に及ぼしている影響の記載は、当該影響を記載することができる場合に記載する。

(注2) 「・・・・・・」には、重要ではあるが広範ではないと判断し、否定的結論ではなく限定付結論とした理由を、財務諸表利用者の視点に立って分かりやすく具体的に記載する。広範性の判断の記載に当たっ

改正案

ては、監査基準報告書700実務ガイダンス第1号「監査報告書に係るQ&A（実務ガイダンス）」Q1-6「除外事項の重要性と広範性及び除外事項の記載上の留意点」を参照する。

（第86項①に基づく限定付結論を表明する場合）

<文例2-2>

本文例の前提となる状況は、次のとおりである。

- ・ 前事業年度の中間会計期間において、減価償却に関する重要な虚偽表示により中間連結財務諸表に対して限定付結論を表明しており、かつ、前連結会計年度においても、連結財務諸表に対して限定付適正意見を表明している。
- ・ 当中間会計期間においても、除外事項の原因となった事項は未解消であり、当該事項が当中間連結財務諸表に及ぼす影響は重要であるが広範ではないため、当中間連結財務諸表に対して限定付結論を表明することとした。

限定付結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている〇〇株式会社の×年×月×日から×年×月×日までの連結会計年度の中間連結会計期間（×年×月×日から×年×月×日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、「限定付結論の根拠」に記載した事項の中間連結財務諸表に及ぼす影響を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、〇〇株式会社及び連結子会社の×年×月×日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

限定付結論の根拠

中間連結財務諸表には減価償却費が計上されておらず、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していない。これは、前連結会計年度における経営者の意思決定の結果であり、当監査法人が前連結会計年度の中間連結会計期間の中間連結財務諸表に対して限定付結論を表明する原因となっており、また、前連結会計年度の連結財務諸表に対して限定付適正意見を表明する原因となっている。当該事項は、中間連結財務諸表における・・・の・・・に影響を与えており、結果として、建物については年5%、設備については年20%の償却率を用いた定額法による減価償却費を計上した場合に比べ、前連結会計年度の中間連結会計期間について、営業利益、経常利益及び税金等調整前中間純利益はそれぞれ〇〇百万円過大に、中間純利益は〇〇百万円過大に表示され、当連結会計年度の中間会計期間について、営業利益、経常利益及び税金等調整前中間純利益はそれぞれ〇〇百万円過大に、中間純利益は〇〇百万円過大に表示されている。また、前連結会計年度の連結貸借対照表について、有形固定資産及び利益剰余金は〇〇百万円過大に表示され、当連結会計年度の中間連結会計期間の中間連結貸借対照表について、有形固定資産及び利益剰余金は〇〇百万円過大に表示されている（注1）。この影響は・・・である（注2）。したがって、中間連結財務諸表に及ぼす影響は重要であるが広範ではない。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連

現 行

ては、監査基準報告書700実務ガイダンス第1号「監査報告書に係るQ&A（実務ガイダンス）」Q1-6「除外事項の重要性と広範性及び除外事項の記載上の留意点」を参照する。

（第90項①に基づく限定付結論を表明する場合）

<文例3-2>

本文例の前提となる状況は、次のとおりである。

- ・ 前年同四半期において、減価償却に関する重要な虚偽表示により四半期連結財務諸表に対して限定付結論を表明しており、かつ、前連結会計年度においても、連結財務諸表に対して限定付適正意見を表明している。
- ・ 当四半期においても、除外事項の原因となった事項は未解消であり、当該事項が当四半期の四半期連結財務諸表に及ぼす影響は重要であるが広範ではないため、当四半期の四半期連結財務諸表に対して限定付結論を表明することとした。

限定付結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている〇〇株式会社の×年×月×日から×年×月×日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（×年×月×日から×年×月×日まで）及び第2四半期連結累計期間（×年×月×日から×年×月×日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、「限定付結論の根拠」に記載した事項の四半期連結財務諸表に及ぼす影響を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、〇〇株式会社及び連結子会社の×年×月×日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

限定付結論の根拠

四半期連結財務諸表には減価償却費が計上されておらず、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していない。これは、前連結会計年度における経営者の意思決定の結果であり、当監査法人が前連結会計年度の第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の四半期連結財務諸表に対して限定付結論を表明する原因となっており、また、前連結会計年度の連結財務諸表に対して限定付適正意見を表明する原因となっている。当該事項は、四半期連結財務諸表における・・・の・・・に影響を与えており、結果として、建物については年5%、設備については年20%の償却率を用いた定額法による減価償却費を計上した場合に比べ、前連結会計年度の第2四半期連結累計期間について、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益はそれぞれ〇〇百万円過大に、四半期純利益は〇〇百万円過大に表示され、当連結会計年度の第2四半期連結累計期間について、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益はそれぞれ〇〇百万円過大に、四半期純利益は〇〇百万円過大に表示されている。また、前連結会計年度の連結貸借対照表について、有形固定資産及び利益剰余金は〇〇百万円過大に表示され、当連結会計年度の第2四半期連結会計期間の四半期連結貸借対照表について、有形固定資産及び利益剰余金は〇〇百万円過大に表示されている（注1）。この影響は・・・である（注2）。したがって、四半期連結財務諸表に及ぼす影響は重要であるが広範ではない。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビュ

改正案

結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

(注1)(注2) <文例 2-1>に同じ

(第86項②に基づく限定付結論を表明する場合)

<文例 2-3>

本文例の前提となる状況は、次のとおりである。

- 前連結会計年度において、期首の棚卸資産について十分かつ適切な監査証拠を入手することができず、かつ、未発見の虚偽表示の中間連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響が重要であるが広範ではないため、前事業年度の中間会計期間の中間連結財務諸表に対して限定付結論を表明している。
- 当中間会計期間においても、除外事項の原因となった事項は遡及的に解消されていない。当該事項は当中間会計期間の中間連結財務諸表に影響を与えていないが、未解消事項が当中間会計期間の中間連結財務諸表の数値と対応数値の比較可能性に及ぼす可能性のある影響によって、当中間連結財務諸表に対して限定付結論を表明することとした。

限定付結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている〇〇株式会社の×年×月×日から×年×月×日までの連結会計年度の中間連結会計期間（×年×月×日から×年×月×日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、「限定付結論の根拠」に記載した事項の比較情報に及ぼす可能性のある影響を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、〇〇株式会社及び連結子会社の×年×月×日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

限定付結論の根拠

当監査法人は、×年×月×日に監査契約を締結したため、前連結会計年度の期首の棚卸資産の实地棚卸に立ち会うことができず、また、代替手続によって当該棚卸資産の数量を検証することができなかった。期首の棚卸資産は経営成績に影響を及ぼすため、当監査法人は、前連結会計年度の中間連結会計期間の経営成績と利益剰余金期首残高に修正が必要かどうか判断することができず、前連結会計年度の中間連結会計期間の中間連結財務諸表に対して限定付結論を表明している。当該事項が当連結会計年度の中間連結会計期間の数値と対応数値の比較可能性に影響を及ぼす可能性があるため、当連結会計年度の中間連結会計期間の中間連結財務諸表に対して限定付結論を表明している。この影響は・・・・・・である（注）。したがって、中間連結財務諸表に及ぼす影響は重要であるが広範ではない。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限

現行

一における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

(注1)(注2) <文例 3-1>に同じ

(第90項②に基づく限定付結論を表明する場合)

<文例 3-3>

本文例の前提となる状況は、次のとおりである。

- 前連結会計年度において、期首の棚卸資産について十分かつ適切な監査証拠を入手することができず、かつ、未発見の虚偽表示の四半期連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響が重要であるが広範ではないため、前年同四半期の四半期連結財務諸表に対して限定付結論を表明している。
- 当四半期においても、除外事項の原因となった事項は遡及的に解消されていない。当該事項は当四半期の四半期連結財務諸表に影響を与えていないが、未解消事項が当四半期の四半期連結財務諸表の数値と対応数値の比較可能性に及ぼす可能性のある影響によって、当四半期の四半期連結財務諸表に対して限定付結論を表明することとした。

限定付結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている〇〇株式会社の×年×月×日から×年×月×日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（×年×月×日から×年×月×日まで）及び第2四半期連結累計期間（×年×月×日から×年×月×日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、「限定付結論の根拠」に記載した事項の比較情報に及ぼす可能性のある影響を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、〇〇株式会社及び連結子会社の×年×月×日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

限定付結論の根拠

当監査法人は、×年×月×日に監査契約を締結したため、前連結会計年度の期首の棚卸資産の实地棚卸に立ち会うことができず、また、代替手続によって当該棚卸資産の数量を検証することができなかった。期首の棚卸資産は経営成績に影響を及ぼすため、当監査法人は、前連結会計年度の第2四半期連結累計期間の経営成績と利益剰余金期首残高に修正が必要かどうか判断することができず、前連結会計年度の第2四半期連結累計期間の四半期連結財務諸表に対して限定付結論を表明している。当該事項が当連結会計年度の第2四半期連結累計期間の数値と対応数値の比較可能性に影響を及ぼす可能性があるため、当連結会計年度の第2四半期連結累計期間の四半期連結財務諸表に対して限定付結論を表明している。この影響は・・・・・・である（注）。したがって、四半期連結財務諸表に及ぼす影響は重要であるが広範ではない。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。

改正案

定付結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

(注)「・・・・」には、重要ではあるが広範ではないと判断し、結論の不表明ではなく限定付結論とした理由を、財務諸表利用者の視点に立って分かりやすく具体的に記載する。広範性の判断の記載に当たっては、監査基準報告書700実務ガイドンス第1号「監査報告書に係るQ&A（実務ガイドンス）」Q1-6「除外事項の重要性と広範性及び除外事項の記載上の留意点」を参照する。

(3) 否定的結論

<文例 3>

否定的結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている〇〇株式会社の×年×月×日から×年×月×日までの連結会計年度の**中間**連結会計期間（×年×月×日から×年×月×日まで）に係る**中間**連結財務諸表、すなわち、**中間**連結貸借対照表、**中間**連結損益計算書、**中間**連結包括利益計算書、**中間**連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について**期中**レビューを行った。

当監査法人が実施した**期中**レビューにおいて、上記の**中間**連結財務諸表が、「否定的結論の根拠」に記載した事項の**中間**連結財務諸表に及ぼす影響の重要性に鑑み、我が国において一般に公正妥当と認められる**企業会計の基準**に準拠して、〇〇株式会社及び連結子会社の×年×月×日現在の財政状態並びに同日をもって終了する**中間**連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を重要な点において適正に表示していないと信じさせる事項が認められた。

否定的結論の根拠

会社は、・・・・について、・・・・の計上を行っていない。我が国において一般に公正妥当と認められる**企業会計の基準**に準拠していれば・・・・を計上する必要がある。この結果、営業利益、経常利益及び税金等調整前**中間**純利益はそれぞれ〇〇百万円過大に、**中間**純利益は〇〇百万円過大に表示されている（注）。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる**期中**レビューの基準に準拠して**期中**レビューを行った。**期中**レビューの基準における当監査法人の責任は、「**中間**連結財務諸表の**期中**レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、否定的結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している

(注) **中間**連結財務諸表に及ぼしている影響の記載は、当該影響額を記載することができる場合に記載する。

(4) **期中**レビュー範囲の制約

現行

当監査法人は、限定付結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

(注)「・・・・」には、重要ではあるが広範ではないと判断し、結論の不表明ではなく限定付結論とした理由を、財務諸表利用者の視点に立って分かりやすく具体的に記載する。広範性の判断の記載に当たっては、監査基準報告書700実務ガイドンス第1号「監査報告書に係るQ&A（実務ガイドンス）」Q1-6「除外事項の重要性と広範性及び除外事項の記載上の留意点」を参照する。

(4) 否定的結論

以下の文例は、第2**四半期**連結財務諸表に関する**四半期**レビュー報告書の文例である。

<文例 4>

否定的結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている〇〇株式会社の×年×月×日から×年×月×日までの連結会計年度の**第2 四半期**連結会計期間（×年×月×日から×年×月×日まで）及び**第2 四半期**連結累計期間（×年×月×日から×年×月×日まで）に係る**四半期**連結財務諸表、すなわち、**四半期**連結貸借対照表、**四半期**連結損益計算書、**四半期**連結包括利益計算書、**四半期**連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について**四半期**レビューを行った。

当監査法人が実施した**四半期**レビューにおいて、上記の**四半期**連結財務諸表が、「否定的結論の根拠」に記載した事項の**四半期**連結財務諸表に及ぼす影響の重要性に鑑み、我が国において一般に公正妥当と認められる**四半期**連結財務諸表の**作成基準**に準拠して、〇〇株式会社及び連結子会社の×年×月×日現在の財政状態並びに同日をもって終了する**第2 四半期**連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、重要な点において適正に表示していないと信じさせる事項が認められた。

否定的結論の根拠

会社は、・・・・について、・・・・の計上を行っていない。我が国において一般に公正妥当と認められる**四半期**連結財務諸表の**作成基準**に準拠していれば・・・・を計上する必要がある。この結果、営業利益、経常利益及び税金等調整前**四半期**純利益はそれぞれ〇〇百万円過大に、**四半期**純利益は〇〇百万円過大に表示されている（注）。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる**四半期**レビューの基準に準拠して**四半期**レビューを行った。**四半期**レビューの基準における当監査法人の責任は、「**四半期**連結財務諸表の**四半期**レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、否定的結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

(注) **四半期**連結財務諸表に及ぼしている影響の記載は、当該影響額を記載することができる場合に記載する。

(5) **四半期**レビュー範囲の制約

以下の文例は、第2**四半期**連結財務諸表に関する**四半期**レビュー報告書の文例である。

改正案

現行

<文例4>

限定付結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている〇〇株式会社の×年×月×日から×年×月×日までの連結会計年度の**中間**連結会計期間（×年×月×日から×年×月×日まで）に係る**中間**連結財務諸表、すなわち、**中間**連結貸借対照表、**中間**連結損益計算書、**中間**連結包括利益計算書、**中間**連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について**期中**レビューを行った。

当監査法人が実施した**期中**レビューにおいて、上記の**中間**連結財務諸表が、「限定付結論の根拠」に記載した事項の**中間**連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる**企業会計の基準**に準拠して、〇〇株式会社及び連結子会社の×年×月×日現在の財政状態並びに同日をもって終了する**中間**連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

限定付結論の根拠

当監査法人は、（実施できなかった重要な**期中**レビュー手続及び当該事実が影響する事項を具体的に記載する）・・・・・・・・・・ことができなかった。この影響は・・・・・・・・・・である（注）。したがって、**中間**連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる**期中**レビューの基準に準拠して**期中**レビューを行った。**期中**レビューの基準における当監査法人の責任は、「**中間**連結財務諸表の**期中**レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

（注）<文例2-3>に同じ

(5) 結論の不表明

<文例5>

結論の不表明

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている〇〇株式会社の×年×月×日から×年×月×日までの連結会計年度の**中間**連結会計期間（×年×月×日から×年×月×日まで）に係る**中間**連結財務諸表、すなわち、**中間**連結貸借対照表、**中間**連結損益計算書、**中間**連結包括利益計算書、**中間**連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について**期中**レビューを行った。

当監査法人が実施した**期中**レビューにおいて、上記の**中間**連結財務諸表が、「結論の不表明の根拠」に記載した事項の**中間**連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響の重要性に鑑み、〇〇株式会社及び連結子会社の×年×月×日現在の財政状態並びに同日をもって終了する**中間**連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかったかどうかについての結論を表明しない。

<文例5>

限定付結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている〇〇株式会社の×年×月×日から×年×月×日までの連結会計年度の**第2四半期**連結会計期間（×年×月×日から×年×月×日まで）及び**第2四半期**連結累計期間（×年×月×日から×年×月×日まで）に係る**四半期**連結財務諸表、すなわち、**四半期**連結貸借対照表、**四半期**連結損益計算書、**四半期**連結包括利益計算書、**四半期**連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について**四半期**レビューを行った。

当監査法人が実施した**四半期**レビューにおいて、上記の**四半期**連結財務諸表が、「限定付結論の根拠」に記載した事項の**四半期**連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる**四半期連結財務諸表の作成基準**に準拠して、〇〇株式会社及び連結子会社の×年×月×日現在の財政状態並びに同日をもって終了する**第2四半期**連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

限定付結論の根拠

当監査法人は、（実施できなかった重要な**四半期**レビュー手続及び当該事実が影響する事項を具体的に記載する）・・・・・・・・・・ことができなかった。この影響は・・・・・・・・・・である（注）。したがって、**四半期**連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる**四半期**レビューの基準に準拠して**四半期**レビューを行った。**四半期**レビューの基準における当監査法人の責任は、「**四半期**連結財務諸表の**四半期**レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

（注）<文例3-3>に同じ

(6) 結論の不表明

以下の文例は、**第2四半期**連結財務諸表に関する**四半期**レビュー報告書の文例である。

<文例6>

結論の不表明

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている〇〇株式会社の×年×月×日から×年×月×日までの連結会計年度の**第2四半期**連結会計期間（×年×月×日から×年×月×日まで）及び**第2四半期**連結累計期間（×年×月×日から×年×月×日まで）に係る**四半期**連結財務諸表、すなわち、**四半期**連結貸借対照表、**四半期**連結損益計算書、**四半期**連結包括利益計算書、**四半期**連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について**四半期**レビューを行った。

当監査法人が実施した**四半期**レビューにおいて、上記の**四半期**連結財務諸表が、「結論の不表明の根拠」に記載した事項の**四半期**連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響の重要性に鑑み、〇〇株式会社及び連結子会社の×年×月×日現在の財政状態並びに同日をもって終了する**第2四半期**連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかったかどうかについての結論を表明しない。

改正案

現 行

結論の不表明の根拠

当監査法人は、(実施できなかった重要な**期中**レビュー手続及び結論の表明を行えない理由を具体的に記載する).....ことができなかった。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

(文例 1 と同じ)

中間連結財務諸表の**期中**レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる**期中**レビューの基準に準拠して実施した**期中**レビューに基づいて、**期中**レビュー報告書において独立の立場から**中間**連結財務諸表に対する結論を表明することにある。しかしながら、本報告書の「結論の不表明の根拠」に記載されているとおり、当監査法人は**中間**連結財務諸表に対する結論の表明の基礎となる証拠を入手することができなかった。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。

結論の不表明の根拠

当監査法人は、(実施できなかった重要な**四半期**レビュー手続及び結論の表明を行えない理由を具体的に記載する).....ことができなかった。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

(文例 2 と同じ)

四半期連結財務諸表の**四半期**レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる**四半期**レビューの基準に準拠して実施した**四半期**レビューに基づいて、**四半期**レビュー報告書において独立の立場から**四半期**連結財務諸表に対する結論を表明することにある。しかしながら、本報告書の「結論の不表明の根拠」に記載されているとおり、当監査法人は**四半期**連結財務諸表に対する結論の表明の基礎となる証拠を入手することができなかった。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。

(6) 継続企業の前提

① 無限定の結論の表明

監査人は、入手した監査証拠に基づいて、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められると結論付けている。**中間**連結財務諸表において重要な不確実性の注記が適切になされていることから、無限定の結論を表明する。その場合には、**期中**レビュー報告書に「継続企業の前提に関する重要な不確実性」という見出しを付した区分を設け、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる旨及び当該事項は監査人の結論に影響を及ぼすものではない旨を記載する。

(継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められ、**中間**連結財務諸表における注記が適切な場合の無限定の結論を表明する場合)

<文例 6-1>

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、×年×月×日から×年×月×日までの**中間**連結会計期間に**中間**純損失〇〇百万円を計上しており、×年×月×日現在において**中間**連結貸借対照表上〇〇百万円の債務超過の状況にあることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。**中間**連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は**中間**連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

(7) 継続企業の前提

① 無限定の結論の表明

監査人は、入手した監査証拠に基づいて、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められると結論付けている。**四半期**連結財務諸表において重要な不確実性の注記が適切になされていることから、無限定の結論を表明する。その場合には、**四半期**レビュー報告書に「継続企業の前提に関する重要な不確実性」という見出しを付した区分を設け、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる旨及び当該事項は監査人の結論に影響を及ぼすものではない旨を記載する。

(継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められ、**四半期**連結財務諸表における注記が適切な場合の無限定の結論を表明する場合)

以下の文例は、第 2 四半期連結財務諸表に関する**四半期**レビュー報告書の文例である。

<文例 7-1>

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、×年×月×日から×年×月×日までの**四半期**連結累計期間に**四半期**純損失〇〇百万円を計上しており、×年×月×日現在において**四半期**連結貸借対照表上〇〇百万円の債務超過の状況にあることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。**四半期**連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は**四半期**連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

改正案

現行

② 結論に関する除外と否定的結論

② 結論に関する除外と否定的結論

継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象又は状況が識別されているが、重要な不確実性に係る注記事項が適切でない場合、監査人は、状況に応じて限定付結論又は否定的結論を表明し、**期中**レビュー報告書の「限定付結論の根拠」区分又は「否定的結論の根拠」区分において、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる旨、及び**中間**連結財務諸表に当該事項が適切に注記されていない旨を記載する。

継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象又は状況が識別されているが、重要な不確実性に係る注記事項が適切でない場合、監査人は、状況に応じて限定付結論又は否定的結論を表明し、**四半期**レビュー報告書の「限定付結論の根拠」区分又は「否定的結論の根拠」区分において、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる旨、及び**四半期**連結財務諸表に当該事項が適切に注記されていない旨を記載する。

監査人は、継続企業を前提として**中間**連結財務諸表が作成されている場合に、継続企業を前提として経営者が**中間**連結財務諸表を作成することが適切でないと判断したときには、否定的結論を表明しなければならない。この場合、**期中**レビュー報告書の「否定的結論の根拠」区分において、継続企業を前提として経営者が**中間**連結財務諸表を作成することが適切でないと判断した理由を記載する。

監査人は、継続企業を前提として**四半期**連結財務諸表が作成されている場合に、継続企業を前提として経営者が**四半期**連結財務諸表を作成することが適切でないと判断したときには、否定的結論を表明しなければならない。この場合、**四半期**レビュー報告書の「否定的結論の根拠」区分において、継続企業を前提として経営者が**四半期**連結財務諸表を作成することが適切でないと判断した理由を記載する。

(継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるにもかかわらず、継続企業の前提に関する事項の開示が不足しており、その内容の**中間**連結財務諸表に及ぼす影響を勘案し限定付結論を表明する場合)

(継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるにもかかわらず、継続企業の前提に関する事項の開示が不足しており、その内容の**四半期**連結財務諸表に及ぼす影響を勘案し限定付結論を表明する場合)

以下の文例は、第2**四半期**連結財務諸表に関する**四半期**レビュー報告書の文例である。

<文例6-2>

<文例7-2>

限定付結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている〇〇株式会社の×年×月×日から×年×月×日までの連結会計年度の**中間**連結会計期間（×年×月×日から×年×月×日まで）に係る**中間**連結財務諸表、すなわち、**中間**連結貸借対照表、**中間**連結損益計算書、**中間**連結包括利益計算書、**中間**連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について**期中**レビューを行った。

当監査法人が実施した**期中**レビューにおいて、上記の**中間**連結財務諸表が、「限定付結論の根拠」に記載した事項の**中間**連結財務諸表に及ぼす影響を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる**企業会計の基準**に準拠して、〇〇株式会社及び連結子会社の×年×月×日現在の財政状態並びに同日をもって終了する**中間**連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

限定付結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている〇〇株式会社の×年×月×日から×年×月×日までの連結会計年度の**第2四半期**連結会計期間（×年×月×日から×年×月×日まで）及び**第2四半期**連結累計期間（×年×月×日から×年×月×日まで）に係る**四半期**連結財務諸表、すなわち、**四半期**連結貸借対照表、**四半期**連結損益計算書、**四半期**連結包括利益計算書、**四半期**連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について**四半期**レビューを行った。

当監査法人が実施した**四半期**レビューにおいて、上記の**四半期**連結財務諸表が、「限定付結論の根拠」に記載した事項の**四半期**連結財務諸表に及ぼす影響を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる**四半期連結財務諸表の作成基準**に準拠して、〇〇株式会社及び連結子会社の×年×月×日現在の財政状態並びに同日をもって終了する**第2四半期**連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

限定付結論の根拠

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、×年×月×日から×年×月×日までの**中間**連結会計期間に**中間**純損失〇〇百万円を計上しており、×年×月×日現在において**中間**連結貸借対照表上〇〇百万円の債務超過の状況にあることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されているが、・・・・・・・・・・という状況が存在しており、**中間**連結財務諸表には当該事実が十分に注記されていない。この影響は・・・・・・・・・・である（注）。したがって、**中間**連結財務諸表に及ぼす影響は重要であるが広範ではない。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる**期中**レビューの基準に準拠して**期中**レビューを行った。**期中**レビューの基準における当監査法人の責任は、「**中間**連結財務諸表の**期中**レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連

限定付結論の根拠

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、×年×月×日から×年×月×日までの**四半期**連結累計期間に純損失〇〇百万円を計上しており、×年×月×日現在において**四半期**連結貸借対照表上〇〇百万円の債務超過の状況にあることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されているが、・・・・・・・・・・という状況が存在しており、**四半期**連結財務諸表には当該事実が十分に注記されていない。この影響は・・・・・・・・・・である（注）。したがって、**四半期**連結財務諸表に及ぼす影響は重要であるが広範ではない。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる**四半期**レビューの基準に準拠して**四半期**レビューを行った。**四半期**レビューの基準における当監査法人の責任は、「**四半期**連結財務諸表の**四半期**レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、

改正案

結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

(注) <文例 2-1> (注2) に同じ

(継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるにもかかわらず、会社は何らの開示を行っておらず、かつ、その事象又は状況が中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼしており、否定的結論を表明する場合)

<文例 6-3>

否定的結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている〇〇株式会社の×年×月×日から×年×月×日までの連結会計年度の中間連結会計期間(×年×月×日から×年×月×日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、「否定的結論の根拠」に記載した事項の中間連結財務諸表に及ぼす影響の重要性に鑑み、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、〇〇株式会社及び連結子会社の×年×月×日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を重要な点において適正に表示していないと信じさせる事項が認められた。

否定的結論の根拠

×年×月×日現在において会社は債務超過の状況であり、また、一年以内償還予定の社債が〇〇百万円あり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、当該社債を償還するための資金調達の見込みが立っていないため、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるが、中間連結財務諸表には、当該事実が何ら注記されていない。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、否定的結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

(自己破産の申立てという継続企業の前提が成立していない場合において、継続企業の前提に基づいて中間連結財務諸表を作成しているときに、否定的結論を表明する場合)

<文例 6-4>

否定的結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている〇〇株

現 行

会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

(注) <文例 3-1> (注2) に同じ

(継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるにもかかわらず、会社は何らの開示を行っておらず、かつ、その事象又は状況が四半期連結財務諸表に重要な影響を及ぼしており、否定的結論を表明する場合)
以下の文例は、第2四半期連結財務諸表に関する四半期レビュー報告書の文例である。

<文例 7-3>

否定的結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている〇〇株式会社の×年×月×日から×年×月×日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(×年×月×日から×年×月×日まで)及び第2四半期連結累計期間(×年×月×日から×年×月×日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、「否定的結論の根拠」に記載した事項の四半期連結財務諸表に及ぼす影響の重要性に鑑み、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、〇〇株式会社及び連結子会社の×年×月×日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、重要な点において適正に表示していないと信じさせる事項が認められた。

否定的結論の根拠

×年×月×日現在において会社は債務超過の状況であり、また、一年以内償還予定の社債が〇〇百万円あり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、当該社債を償還するための資金調達の見込みが立っていないため、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるが、四半期連結財務諸表には、当該事実が何ら注記されていない。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、否定的結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

(自己破産の申立てという継続企業の前提が成立していない場合において、継続企業の前提に基づいて四半期連結財務諸表を作成しているときに、否定的結論を表明する場合)

以下の文例は、第2四半期連結財務諸表に関する四半期レビュー報告書の文例である。

<文例 7-4>

否定的結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている〇〇株

改正案

現 行

式会社の×年×月×日から×年×月×日までの連結会計年度の**中間**連結会計期間（×年×月×日から×年×月×日まで）に係る**中間**連結財務諸表、すなわち、**中間**連結貸借対照表、**中間**連結損益計算書、**中間**連結包括利益計算書、**中間**連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について**期中**レビューを行った。

当監査法人が実施した**期中**レビューにおいて、上記の**中間**連結財務諸表が、「否定的結論の根拠」に記載した事項の**中間**連結財務諸表に及ぼす影響の重要性に鑑み、我が国において一般に公正妥当と認められる**企業会計の基準**に準拠して、〇〇株式会社及び連結子会社の×年×月×日現在の財政状態並びに同日をもって終了する**中間**連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を重要な点において適正に表示していないと信じさせる事項が認められた。

否定的結論の根拠

会社は返済期日が×年×月×日に到来する借入金について返済不能となり、×年×月×日に自己破産の申立てを〇〇裁判所に行った。このような状況にもかかわらず上記の**中間**連結財務諸表は、継続企業を前提として作成されている。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる**期中**レビューの基準に準拠して**期中**レビューを行った。**期中**レビューの基準における当監査法人の責任は、「**中間**連結財務諸表の**期中**レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、否定的結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

式会社の×年×月×日から×年×月×日までの連結会計年度の**第2四半期**連結会計期間（×年×月×日から×年×月×日まで）及び**第2四半期**連結累計期間（×年×月×日から×年×月×日まで）に係る**四半期**連結財務諸表、すなわち、**四半期**連結貸借対照表、**四半期**連結損益計算書、**四半期**連結包括利益計算書、**四半期**連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について**四半期**レビューを行った。

当監査法人が実施した**四半期**レビューにおいて、上記の**四半期**連結財務諸表が、「否定的結論の根拠」に記載した事項の**四半期**連結財務諸表に及ぼす影響の重要性に鑑み、我が国において一般に公正妥当と認められる**四半期連結財務諸表の作成基準**に準拠して、〇〇株式会社及び連結子会社の×年×月×日現在の財政状態並びに同日をもって終了する**第2四半期**連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を重要な点において適正に表示していないと信じさせる事項が認められた。

否定的結論の根拠

会社は返済期日が×年×月×日に到来する借入金について返済不能となり、×年×月×日に自己破産の申立てを〇〇裁判所に行った。このような状況にもかかわらず上記の**四半期**連結財務諸表は、継続企業を前提として作成されている。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる**四半期**レビューの基準に準拠して**四半期**レビューを行った。**四半期**レビューの基準における当監査法人の責任は、「**四半期**連結財務諸表の**四半期**レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、否定的結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

(7) 追記情報

監査人は、**期中**レビュー報告書に「強調事項」区分を設ける場合は「強調事項」という用語を含めた適切な見出しを付し、「その他の事項」区分を設ける場合は「その他の事項」又は他の適切な見出しを付さなければならない（監査基準報告書706「独立監査人の監査報告書における強調事項区分とその他の事項区分」第8項(1)及び第10項参照）。

また、**期中**レビュー報告書における「強調事項」区分又は「その他の事項」区分の記載箇所は、当該事項の内容、及び想定利用者にとっての相対的重要性に関する監査人の判断によって決まる。相対的重要性は、本報告書に従って報告することが求められる他の要素と比較して判断される（監基報706のA16項参照）。

以下の文例は、追記情報の文例である。

（追記情報（強調事項）を記載する場合）

<文例 7-1 >

強調事項

注記事項××に記載されているとおり、・・・・・・・・・・。
当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

（第88項に基づく追記情報（その他の事項）を記載する場合）

<文例 7-2 >

本文例の前提となる状況は、次のとおりである。

- ・ 監査人は、×1年4月1日以後開始する連結会計年度から監査及び**期中**レビュー契約を会社と締結した。

(8) 追記情報

監査人は、**四半期**レビュー報告書に「強調事項」区分を設ける場合は「強調事項」という用語を含めた適切な見出しを付し、「その他の事項」区分を設ける場合は「その他の事項」又は他の適切な見出しを付さなければならない（監査基準報告書706「独立監査人の監査報告書における強調事項区分とその他の事項区分」第8項(1)及び第10項参照）。

また、**四半期**レビュー報告書における「強調事項」区分又は「その他の事項」区分の記載箇所は、当該事項の内容、及び想定利用者にとっての相対的重要性に関する監査人の判断によって決まる。相対的重要性は、本報告書に従って報告することが求められる他の要素と比較して判断される（監基報 706 の A16 項参照）。

以下の文例は、追記情報の文例である。

（追記情報（強調事項）を記載する場合）

<文例 8-1 >

強調事項

注記事項××に記載されているとおり、・・・・・・・・・・。
当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

（第92項に基づく追記情報（その他の事項）を記載する場合）

<文例 8-2 >

本文例の前提となる状況は、次のとおりである。

- ・ 監査人は、×1年4月1日以後開始する連結会計年度から監査及び**四半期**レビュー契約を会社と締結し

改正案

なお、前連結会計年度までは、前任監査人によって**期中**レビュー及び監査が実施されていた。

- ・ 監査人は、**期中**レビュー報告書において、前任監査人によって比較情報の**期中**レビュー及び監査が行われている旨を記載することとした。
- ・ 前任監査人の**期中**レビュー報告書及び監査報告書に係る情報は、以下のとおりである。
 - ① 前連結会計年度の**中間**連結財務諸表に係る前任監査人の**期中**レビュー報告書

無限定の結論（×0年11月×日付け）

- ② 前連結会計年度の連結財務諸表に係る前任監査人の監査報告書
無限定適正意見（×1年6月×日付け）

その他の事項

会社の×1年3月31日をもって終了した前連結会計年度の**中間**連結会計期間に係る**中間**連結財務諸表及び前連結会計年度の連結財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって**期中**レビュー及び監査が実施されている。前任監査人は、当該**中間**連結財務諸表に対して×0年11月×日付けで無限定の結論を表明しており、また、当該連結財務諸表に対して×1年6月×日付けで無限定適正意見を表明している。

（第88項①ただし書きに基づく追記情報(その他の事項)を記載する場合)

<文例7-3>

本文例の前提となる状況は、次のとおりである。

- ・ 監査人は、×1年4月1日以後開始する連結会計年度から監査及び**期中**レビュー契約を会社と締結した。なお、前**連結**会計年度までは、前任監査人によって**期中**レビュー及び監査が実施されていた。
- ・ 会社は、前**中間**連結会計期間の**中間**連結損益計算書及び**中間**連結包括利益計算書並びに**中間**連結キャッシュ・フロー計算書を作成していなかったが、当**中間**連結**会計**期間から作成及び開示を行うこととし、比較情報についても開示することとした。なお、監査人は、これらの比較情報に係る**期中**レビュー手続を実施することが可能であると判断した。

- ・ 監査人は、**期中**レビュー報告書において、前任監査人により比較情報の**期中**レビュー及び監査が行われている旨を記載することとした。

- ・ 前任監査人の**期中**レビュー報告書及び監査報告書に係る情報は、以下のとおりである。

- ① 前連結会計年度の**中間**連結財務諸表に係る前任監査人の**期中**レビュー報告書

無限定の結論（×0年11月×日付け）

- ② 前連結会計年度の連結財務諸表に係る前任監査人の監査報告書
無限定適正意見（×1年6月×日付け）

現 行

た。なお、前年度までは、前任監査人によって**四半期**レビュー及び監査が実施されていた。

- ・ 監査人は、**四半期**レビュー報告書において、前任監査人によって比較情報の**四半期**レビュー及び監査が行われている旨を記載することとした。
- ・ 前任監査人の**四半期**レビュー報告書及び監査報告書に係る情報は、以下のとおりである。

- ① 前連結会計年度の**第1 四半期**連結会計期間及び**第1 四半期**連結累計期間の**四半期**連結財務諸表に係る前任監査人の**四半期**レビュー報告書
無限定の結論（×0年8月×日付け）

- ② 前連結会計年度の連結財務諸表に係る前任監査人の監査報告書
無限定適正意見（×1年6月×日付け）

その他の事項

会社の×1年3月31日をもって終了した前連結会計年度の**第1 四半期**連結会計期間及び**第1 四半期**連結累計期間に係る**四半期**連結財務諸表並びに前連結会計年度の連結財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって**四半期**レビュー及び監査が実施されている。前任監査人は、当該**四半期**連結財務諸表に対して×0年8月×日付けで無限定の結論を表明しており、また、当該連結財務諸表に対して×1年6月×日付けで無限定適正意見を表明している。

（第92項①ただし書きに基づく追記情報(その他の事項)を記載する場合)

<文例8-3>

本文例の前提となる状況は、次のとおりである。

- ・ 監査人は、×1年4月1日以後開始する連結会計年度から監査及び**四半期**レビュー契約を会社と締結した。なお、前年度までは、前任監査人によって**四半期**レビュー及び監査が実施されていた。
- ・ 会社は、前**第2 四半期**連結会計期間及び前**第3 四半期**連結会計期間の**四半期**連結損益計算書及び**四半期**連結包括利益計算書並びに前**第1 四半期**連結累計期間及び前**第3 四半期**連結累計期間の**四半期**連結キャッシュ・フロー計算書を作成していなかったが、当**四半期**から作成及び開示を行うこととし、比較情報についても開示することとした。なお、監査人は、これらの比較情報に係る**四半期**レビュー手続を実施することが可能であると判断した。

- ・ 監査人は、**四半期**レビュー報告書において、前任監査人により比較情報の**四半期**レビュー及び監査が行われている旨を記載することとした。

- ・ 前任監査人の**四半期**レビュー報告書及び監査報告書に係る情報は、以下のとおりである。

- ① 前連結会計年度の**四半期**連結財務諸表に係る前任監査人の**四半期**レビュー報告書

イ **第1 四半期**

無限定の結論（×0年8月×日付け）

ロ **第2 四半期**

無限定の結論（×0年11月×日付け）

ハ **第3 四半期**

無限定の結論（×1年2月×日付け）

- ② 前連結会計年度の連結財務諸表に係る前任監査人の監査報告書
無限定適正意見（×1年6月×日付け）

改正案

現行

(削除)

(第1 四半期レビュー報告書の文例)

その他の事項

会社の×1年3月31日をもって終了した前連結会計年度の第1 四半期連結会計期間及び第1 四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表並びに前連結会計年度の連結財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって四半期レビュー及び監査が実施されている。ただし、比較情報のうち、前第1 四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書については、前任監査人による四半期レビューの対象となっていない。前任監査人は、当該四半期連結財務諸表に対して×0年8月×日付けで無限定の結論を表明しており、また、当該連結財務諸表に対して×1年6月×日付けで無限定適正意見を表明している。

(期中レビュー報告書の文例)

その他の事項

会社の×1年3月31日をもって終了した前連結会計年度の中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表及び前連結会計年度の連結財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって期中レビュー及び監査が実施されている。ただし、比較情報のうち、前中間連結会計期間に係る中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書については、前任監査人による期中レビューの対象となっていない。前任監査人は、当該中間連結財務諸表に対して×0年11月×日付けで無限定の結論を表明しており、また、当該連結財務諸表に対して×1年6月×日付けで無限定適正意見を表明している。

(第2 四半期レビュー報告書の文例)

その他の事項

会社の×1年3月31日をもって終了した前連結会計年度の第2 四半期連結会計期間及び第2 四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表並びに前連結会計年度の連結財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって四半期レビュー及び監査が実施されている。ただし、比較情報のうち、前第2 四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書については、前任監査人による四半期レビューの対象となっていない。前任監査人は、当該四半期連結財務諸表に対して×0年11月×日付けで無限定の結論を表明しており、また、当該連結財務諸表に対して×1年6月×日付けで無限定適正意見を表明している。

(削除)

(第3 四半期レビュー報告書の文例)

その他の事項

会社の×1年3月31日をもって終了した前連結会計年度の第3 四半期連結会計期間及び第3 四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表並びに前連結会計年度の連結財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって四半期レビュー及び監査が実施されている。ただし、比較情報のうち、前第3 四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書並びに前第3 四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書については、前任監査人による四半期レビューの対象となっていない。前任監査人は、当該四半期連結財務諸表に対して×1年2月×日付けで無限定の結論を表明しており、また、当該連結財務諸表に対して×1年6月×日付けで無限定適正意見を表明している。

《2. 中間財務諸表に対する期中レビュー報告書》

(削除)

《2. 四半期財務諸表に関する四半期レビュー報告書》

(1) 第1 四半期財務諸表及び第3 四半期財務諸表に関する四半期レビュー報告書（無限定の結論）の文例（無限責任監査法人の場合で、指定証明の場合）は、以下のとおりである。なお、無限定の結論以外の文例については、「1. 四半期連結財務諸表に関する四半期レビュー報告書」に準じて取り扱うものとする。

<文例9>

独立監査人の四半期レビュー報告書

×年×月×日

〇〇株式会社

取締役会 御中

〇〇監査法人

改正案

現行

	〇〇事務所 (注1)	
指 定 社 員	公認会計士	〇〇〇〇
業務執行社員		
指 定 社 員	公認会計士	〇〇〇〇
業務執行社員		

(注2)

監査人の結論

当監査法人(注3)は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている〇〇株式会社の×年×月×日から×年×月×日までの第×期事業年度の第×四半期会計期間(×年×月×日から×年×月×日まで)及び第×四半期累計期間(×年×月×日から×年×月×日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書(注4)(注5)及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人(注3)が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、〇〇株式会社の×年×月×日現在の財政状態及び同日をもって終了する第×四半期累計期間の経営成績(注4)(注5)(注6)を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人(注3)は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人(注3)の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人(注3)は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人(注3)は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会(注7)の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会(注7)の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある(注8)。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する(注9)。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基

改正案

現 行

準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会（注7）に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会（注7）に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。（注10）

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員（注3）の間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注1) (注2) (注3) <文例1>に同じ
- (注4) 四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書を作成する場合の「監査人の結論」の区分の記載は、それぞれ以下とする。
- ① 四半期レビュー対象の記載
「四半期貸借対照表、四半期損益計算書」を「四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書」とする。
 - ② 監査人の結論の記載
「×年×月×日現在の財政状態及び同日をもって終了する第×四半期累計期間の経営成績」を「×年×月×日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第×四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況」とする。
- (注5) 四半期会計期間に係る四半期損益計算書及び四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書を作成する場合の「監査人の結論」の区分の記載は、それぞれ以下とする。
- ① 四半期レビューの対象の記載
「四半期貸借対照表、四半期損益計算書」を「四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書」とする。
 - ② 監査人の結論の記載（第1四半期会計期間の場合）

改正案

現行

中間財務諸表に対する期中レビュー報告書（無限定の結論）の文例（無限責任監査法人の場合で、指定証明の場合）は、以下のとおりである。なお、無限定の結論以外の文例については、「1. 中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書」に準じて取り扱うものとする。

<文例8>

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

×年×月×日

〇〇株式会社
取締役会 御中

〇〇監査法人
〇〇事務所（注1）

指 定 社 員		
業務執行社員	公認会計士	〇〇〇〇
指 定 社 員		
業務執行社員	公認会計士	〇〇〇〇

（注2）

「×年×月×日現在の財政状態及び同日をもって終了する第×四半期累計期間の経営成績」を「×年×月×日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況」とする。

③ 監査人の結論の記載（第3四半期会計期間の場合）

「×年×月×日現在の財政状態及び同日をもって終了する第×四半期累計期間の経営成績」を「×年×月×日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況」とする。

（注6）第3四半期会計期間に係る四半期損益計算書を作成する場合は、「×年×月×日現在の財政状態及び同日をもって終了する第×四半期累計期間の経営成績」を「×年×月×日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績」とする。

（注7）<文例1>（注8）に同じ

（注8）<文例1>（注9）に同じ

（注9）四半期財務諸表に対する四半期レビューで第52項から第55-2項に記載されている構成単位に対する四半期レビュー手続を実施する場合には、以下の文を実施項目に追加する。

- ・ 四半期財務諸表に対する結論を表明するために、四半期財務諸表に含まれる構成単位の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、構成単位の財務情報に関する四半期レビューの指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

（注10）上場企業又は上場企業ではないが上場企業の場合に適用される監査人の独立性に関するコミュニケーションについての要求事項が適用される企業の四半期財務諸表の四半期レビューの場合のみ記載する事項であるため、それ以外の企業の場合は削除する（第63-3項）。ただし、新規上場のための有価証券届出書等の場合には記載を行う。

（注11）<文例1>に同じ

(2) 第2四半期財務諸表に関する四半期レビュー報告書（無限定の結論）の文例（無限責任監査法人の場合で、指定証明の場合）は、以下のとおりである。なお、無限定の結論以外の文例については、「1. 四半期連結財務諸表に関する四半期レビュー報告書」に準じて取り扱うものとする。

<文例10>

独立監査人の四半期レビュー報告書

×年×月×日

〇〇株式会社
取締役会 御中

〇〇監査法人
〇〇事務所（注1）

指 定 社 員		
業務執行社員	公認会計士	〇〇〇〇
指 定 社 員		
業務執行社員	公認会計士	〇〇〇〇

（注2）

改正案

監査人の結論

当監査法人（注3）は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている〇〇株式会社の×年×月×日から×年×月×日までの第×期事業年度の**中間**会計期間（×年×月×日から×年×月×日まで）に係る**中間**財務諸表、すなわち、**中間**貸借対照表、**中間**損益計算書、**中間**キャッシュ・フロー計算書及び注記について**期中**レビューを行った。

当監査法人（注3）が実施した**期中**レビューにおいて、上記の**中間**財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる**企業会計の基準**に準拠して、〇〇株式会社の×年×月×日現在の財政状態並びに同日をもって終了する**中間**会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人（注3）は、我が国において一般に公正妥当と認められる**期中**レビューの基準に準拠して**期中**レビューを行った。**期中**レビューの基準における当監査法人（注3）の責任は、「**中間**財務諸表の**期中**レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人（注3）は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人（注3）は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会（注4）の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる**企業会計の基準**に準拠して**中間**財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない**中間**財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき**中間**財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる**企業会計の基準**に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会（注4）の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある（注5）。

中間財務諸表の**期中**レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した**期中**レビューに基づいて、**期中**レビュー報告書において独立の立場から**中間**財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる**期中**レビューの基準に従って、**期中**レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する（注6）。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の**期中**レビュー手続を実施する。**期中**レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、**中間**財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる**企業会計の基準**に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、**期中**レビュー報告書におい**中間**財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する**中間**財務諸表の注記事項が適切でない場合は、**中間**財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明するこ

現行

監査人の結論

当監査法人（注3）は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている〇〇株式会社の×年×月×日から×年×月×日までの第×期事業年度の**第2四半期**会計期間（×年×月×日から×年×月×日まで）及び**第2四半期累計期間**（×年×月×日から×年×月×日まで）に係る**四半期**財務諸表、すなわち、**四半期**貸借対照表、**四半期**損益計算書、**四半期**キャッシュ・フロー計算書及び注記について**四半期**レビューを行った。

当監査法人（注3）が実施した**四半期**レビューにおいて、上記の**四半期**財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる**四半期財務諸表の作成基準**に準拠して、〇〇株式会社の×年×月×日現在の財政状態並びに同日をもって終了する**第2四半期累計期間**の経営成績及びキャッシュ・フローの状況（注4）を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人（注3）は、我が国において一般に公正妥当と認められる**四半期**レビューの基準に準拠して**四半期**レビューを行った。**四半期**レビューの基準における当監査法人（注3）の責任は、「**四半期**財務諸表の**四半期**レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人（注3）は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人（注3）は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会（注5）の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる**四半期財務諸表の作成基準**に準拠して**四半期**財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない**四半期**財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき**四半期**財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる**四半期財務諸表の作成基準**に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会（注5）の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある（注6）。

四半期財務諸表の**四半期**レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した**四半期**レビューに基づいて、**四半期**レビュー報告書において独立の立場から**四半期**財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる**四半期**レビューの基準に従って、**四半期**レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する（注7）。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の**四半期**レビュー手続を実施する。**四半期**レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、**四半期**財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる**四半期財務諸表の作成基準**に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる

改正案

とが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会（注4）に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会（注4）に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。（注7）

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員（注3）の間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注1）（注2）（注3）＜文例1＞に同じ

（削除）

（注4）＜文例1＞（注5）に同じ

（注5）＜文例1＞（注6）に同じ

（注6）中間財務諸表に対する期中レビューで第39項から第42項に記載されている構成単位に対する期中レビュー手続を実施する場合には、以下の分を実施項目に追加する。

- ・ 中間財務諸表に対する結論表明の基礎となる、中間財務諸表に含まれる構成単位の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、構成単位の財務情報に関する期中レビューの指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

（注7）上場企業又は上場企業ではないが上場企業の場合に適用される監査人の独立性に関するコミュニケーションについての要求事項が適用される企業の中間財務諸表の期中レビューの場合にのみ記載する事項であるため、それ以外の企業の場合は削除する（第60項参照）。ただし、新規上場のための有価証券届出書等の場合には記載を行う。

（注8）＜文例1＞に同じ

現行

事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会（注5）に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会（注5）に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。（注8）

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員（注3）の間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注1）（注2）（注3）＜文例1＞に同じ

（注4）第2四半期会計期間に係る四半期損益計算書を作成する場合は、「×年×月×日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況」を「×年×月×日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期会計期間及び第2四半期累計期間の経営成績並びに第2四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況」とする。

（注5）＜文例1＞（注8）に同じ

（注6）＜文例1＞（注9）に同じ

（注7）＜文例9＞（注9）に同じ

（注8）＜文例9＞（注10）に同じ

（注9）＜文例1＞（注11）に同じ

改正案

現行

《3. 中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書（IFRS 任意適用会社）》

《3. 四半期連結財務諸表に関する四半期レビュー報告書（IFRS 任意適用会社）》

(1) 要約中間連結財務諸表（※）に対する期中レビュー報告書（無限定の結論）の文例（無限責任監査法人の場合で、指定証明の場合）は、以下のとおりである。なお、無限定の結論以外の文例については、「1. 中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書」に準じて取り扱うものとする。

(1) 要約四半期連結財務諸表（※）に関する四半期レビュー報告書（無限定の結論）の文例（無限責任監査法人の場合で、指定証明の場合）は、以下のとおりである。なお、無限定の結論以外の文例については、「1. 四半期連結財務諸表に関する四半期レビュー報告書」に準じて取り扱うものとする。

<文例9>

<文例11>

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

独立監査人の四半期レビュー報告書

×年×月×日

×年×月×日

〇〇株式会社
取締役会 御中

〇〇株式会社
取締役会 御中

〇〇監査法人
〇〇事務所（注1）

〇〇監査法人
〇〇事務所（注1）

指定社員	公認会計士	〇〇〇〇
業務執行社員		
指定社員	公認会計士	〇〇〇〇
業務執行社員		

指定社員	公認会計士	〇〇〇〇
業務執行社員		
指定社員	公認会計士	〇〇〇〇
業務執行社員		

（注2）

（注2）

監査人の結論

監査人の結論

当監査法人（注3）は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている〇〇株式会社の×年×月×日から×年×月×日までの連結会計年度の中間連結会計期間（×年×月×日から×年×月×日まで）に係る要約中間連結財務諸表、すなわち、要約中間連結財政状態計算書、要約中間連結損益計算書、要約中間連結包括利益計算書（注4）、要約中間連結持分変動計算書、要約中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人（注3）は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている〇〇株式会社の×年×月×日から×年×月×日までの連結会計年度の第×四半期連結会計期間（×年×月×日から×年×月×日まで）及び第×四半期連結累計期間（×年×月×日から×年×月×日まで）に係る要約四半期連結財務諸表、すなわち、要約四半期連結財政状態計算書、要約四半期連結損益計算書、要約四半期連結包括利益計算書（注4）、要約四半期連結持分変動計算書、要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人（注3）が実施した期中レビューにおいて、上記の要約中間連結財務諸表が、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条により規定された国際会計基準第34号「期中財務報告」（注5）に準拠して、〇〇株式会社及び連結子会社の×年×月×日現在の財政状態、同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績並びに中間連結会計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

当監査法人（注3）が実施した四半期レビューにおいて、上記の要約四半期連結財務諸表が、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条により規定された国際会計基準第34号「期中財務報告」（注5）に準拠して、〇〇株式会社及び連結子会社の×年×月×日現在の財政状態、同日をもって終了する第×四半期連結会計期間及び第×四半期連結累計期間の経営成績並びに第×四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況（注6）を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

監査人の結論の根拠

当監査法人（注3）は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人（注3）の責任は、「要約中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人（注3）は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人（注3）は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

当監査法人（注3）は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人（注3）の責任は、「要約四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人（注3）は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人（注3）は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

要約中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会（注6）の責任

要約四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会（注7）の責任

経営者の責任は、国際会計基準第34号「期中財務報告」（注5）に準拠して要約中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない要約中間連結財務諸表を

経営者の責任は、国際会計基準第34号「期中財務報告」（注5）に準拠して要約四半期連結財務諸表を作成

改正案

作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

要約**中間**連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき要約**中間**連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準第1号「財務諸表の表示」第4項に基づき、継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある（注7）。

監査役及び監査役会（注6）の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある（注8）。

要約**中間**連結財務諸表の**期中**レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した**期中**レビューに基づいて、**期中**レビュー報告書において独立の立場から要約**中間**連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる**期中**レビューの基準に従って、**期中**レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の**期中**レビュー手続を実施する。**期中**レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、要約**中間**連結財務諸表において、国際会計基準第1号「財務諸表の表示」第4項に基づき、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、**期中**レビュー報告書において要約**中間**連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する要約**中間**連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、要約**中間**連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、**期中**レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 要約**中間**連結財務諸表の表示及び注記事項が、国際会計基準第34号「期中財務報告」（注5）に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた要約**中間**連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに要約**中間**連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- 要約**中間**連結財務諸表に対する結論表明の**基礎となる**、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、要約**中間**連結財務諸表の**期中**レビューに関する**指揮**、**監督**及び**査閲**に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会（注6）に対して、計画した**期中**レビューの範囲とその実施時期、**期中**レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会（注6）に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。（注9）

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員（注3）の間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

現行

し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない要約**四半期**連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

要約**四半期**連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき要約**四半期**連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準第1号「財務諸表の表示」第4項に基づき、継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある（注8）。

監査役及び監査役会（注7）の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある（注9）。

要約**四半期**連結財務諸表の**四半期**レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した**四半期**レビューに基づいて、**四半期**レビュー報告書において独立の立場から要約**四半期**連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる**四半期**レビューの基準に従って、**四半期**レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の**四半期**レビュー手続を実施する。**四半期**レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、要約**四半期**連結財務諸表において、国際会計基準第1号「財務諸表の表示」第4項に基づき、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、**四半期**レビュー報告書において要約**四半期**連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する要約**四半期**連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、要約**四半期**連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、**四半期**レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 要約**四半期**連結財務諸表の表示及び注記事項が、国際会計基準第34号「期中財務報告」（注5）に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた要約**四半期**連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに要約**四半期**連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- 要約**四半期**連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、要約**四半期**連結財務諸表の**四半期**レビューに関する**指示**、**監督**及び**実施**に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会（注7）に対して、計画した**四半期**レビューの範囲とその実施時期、**四半期**レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会（注7）に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。（注10）

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員（注3）の間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

改正案

以上

※ 要約**中間**連結財務諸表とは、国際会計基準第34号「期中財務報告」第8項で規定されている財務諸表のことを意味している。

(注1) (注2) (注3) <文例1>に同じ

(注4) (要約) **中間**連結損益計算書及び(要約) **中間**連結包括利益計算書を1計算書方式で作成する場合には、「(要約) **中間**連結損益計算書、(要約) **中間**連結包括利益計算書」を「(要約) **中間**連結包括利益計算書」とする。

(注5) 指定国際会計基準が国際会計基準と異なる場合には、「国際会計基準第34号「期中財務報告」」を「指定国際会計基準が定める国際会計基準第34号「期中財務報告」」とする。

(削除)

(注6) <文例1> (注5) に同じ

(注7) 国際会計基準等に基づく(要約) **中間**連結財務諸表を日本の**期中**レビュー基準に基づき**期中**レビューを行う場合、適用される財務報告の枠組みに基づき適切な記述を行うことができる。国際会計基準に基づく(要約) **中間**連結財務諸表の**期中**レビューの場合には、「経営者は、継続企業の前提に基づき(要約) **中間**連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、」を「経営者は、経営者が清算若しくは事業停止の意図があるか、又はそれ以外に現実的な代替案がない場合を除いて、継続企業の前提に基づき(要約) **中間**連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、」と記載することが考えられる。

(注8) <文例1> (注6) に同じ

(注9) <文例1> (注7) に同じ

(注10) <文例1> (注8) に同じ

(2) **中間**連結財務諸表(※)に対する**期中**レビュー報告書(無限定の結論)の文例(無限責任監査法人の場合で、指定証明の場合)は、以下のとおりである。なお、無限定の結論以外の文例については、「1. **中間**連結財務諸表に対する**期中**レビュー報告書」に準じて取り扱うものとする。

<文例10>

独立監査人の中間**連結財務諸表に対する**期中**レビュー報告書**

×年×月×日

〇〇株式会社
取締役会 御中

〇〇監査法人
〇〇事務所 (注1)

指 定 社 員
業務執行社員
指 定 社 員
公認会計士
〇〇〇〇
公認会計士
〇〇〇〇

現 行

以上

※ 要約**四半期**連結財務諸表とは、国際会計基準第34号「期中財務報告」第8項で規定されている財務諸表のことを意味している。

(注1) (注2) (注3) <文例1>に同じ

(注4) (要約) **四半期**連結損益計算書及び(要約) **四半期**連結包括利益計算書を1計算書方式で作成する場合には、「(要約) **四半期**連結損益計算書、(要約) **四半期**連結包括利益計算書」を「(要約) **四半期**連結包括利益計算書」とする。

(注5) 指定国際会計基準が国際会計基準と異なる場合には、「国際会計基準第34号「期中財務報告」」を「指定国際会計基準が定める国際会計基準第34号「期中財務報告」」とする。

(注6) 第1 **四半期**連結会計期間の場合、「×年×月×日現在の財政状態、同日をもって終了する第×**四半期**連結会計期間及び第×**四半期**連結累計期間の経営成績並びに第×**四半期**連結累計期間のキャッシュ・フローの状況」を「×年×月×日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1 **四半期**連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況」とする。

(注7) <文例1> (注8) に同じ

(注8) 国際会計基準等に基づく(要約) **四半期**連結財務諸表を日本の**四半期**レビュー基準に基づき**四半期**レビューを行う場合、適用される財務報告の枠組みに基づき適切な記述を行うことができる。国際会計基準に基づく(要約) **四半期**連結財務諸表の**四半期**レビューの場合には、「経営者は、継続企業の前提に基づき(要約) **四半期**連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、」を「経営者は、経営者が清算若しくは事業停止の意図があるか、又はそれ以外に現実的な代替案がない場合を除いて、継続企業の前提に基づき(要約) **四半期**連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、」と記載することが考えられる。

(注9) (注10) (注11) <文例1>に同じ

(2) **四半期**連結財務諸表(※)に関する**四半期**レビュー報告書(無限定の結論)の文例(無限責任監査法人の場合で、指定証明の場合)は、以下のとおりである。なお、無限定の結論以外の文例については、「1. **四半期**連結財務諸表に関する**四半期**レビュー報告書」に準じて取り扱うものとする。

<文例12>

独立監査人の四半期**レビュー報告書**

×年×月×日

〇〇株式会社
取締役会 御中

〇〇監査法人
〇〇事務所 (注1)

指 定 社 員
業務執行社員
指 定 社 員
公認会計士
〇〇〇〇
公認会計士
〇〇〇〇

改正案

業務執行社員

(注2)

監査人の結論

当監査法人(注3)は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている〇〇株式会社の×年×月×日から×年×月×日までの連結会計年度の**中間**連結会計期間(×年×月×日から×年×月×日まで)に係る**中間**連結財務諸表、すなわち、**中間**連結財政状態計算書、**中間**連結損益計算書、**中間**連結包括利益計算書(注4)、**中間**連結持分変動計算書、**中間**連結キャッシュ・フロー計算書、**中間**連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及び**その他の**注記について**期中**レビューを行った。

当監査法人(注3)が実施した**期中**レビューにおいて、上記の**中間**連結財務諸表が、「**中間**連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条により規定された国際会計基準第34号「期中財務報告」(注5)に準拠して、〇〇株式会社及び連結子会社の×年×月×日現在の財政状態、同日をもって終了する**中間**連結会計期間の経営成績並びに**中間**連結会計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人(注3)は、我が国において一般に公正妥当と認められる**期中**レビューの基準に準拠して**期中**レビューを行った。**期中**レビューの基準における当監査法人(注3)の責任は、「**中間**連結財務諸表の**期中**レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人(注3)は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人(注3)は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会(注6)の責任

経営者の責任は、国際会計基準第34号「期中財務報告」(注5)に準拠して**中間**連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない**中間**連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき**中間**連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準第1号「財務諸表の表示」第4項に基づき、継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある(注7)。

監査役及び監査役会(注6)の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある(注8)。

中間連結財務諸表の**期中**レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した**期中**レビューに基づいて、**期中**レビュー報告書において独立の立場から**中間**連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる**期中**レビューの基準に従って、**期中**レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の**期中**レビュー手続を実施する。**期中**レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業的前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不

現行

業務執行社員

(注2)

監査人の結論

当監査法人(注3)は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている〇〇株式会社の×年×月×日から×年×月×日までの連結会計年度の**第×四半期**連結会計期間(×年×月×日から×年×月×日まで)及び**第×四半期**連結累計期間(×年×月×日から×年×月×日まで)に係る**四半期**連結財務諸表、すなわち、**四半期**連結財政状態計算書、**四半期**連結損益計算書、**四半期**連結包括利益計算書(注4)、**四半期**連結持分変動計算書、**四半期**連結キャッシュ・フロー計算書、**四半期**連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について**四半期**レビューを行った。

当監査法人(注3)が実施した**四半期**レビューにおいて、上記の**四半期**連結財務諸表が、「**四半期**連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条により規定された国際会計基準第34号「期中財務報告」(注5)に準拠して、〇〇株式会社及び連結子会社の×年×月×日現在の財政状態、同日をもって終了する**第×四半期**連結会計期間及び**第×四半期**連結累計期間の経営成績並びに**第×四半期**連結累計期間のキャッシュ・フローの状況(注6)を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人(注3)は、我が国において一般に公正妥当と認められる**四半期**レビューの基準に準拠して**四半期**レビューを行った。**四半期**レビューの基準における当監査法人(注3)の責任は、「**四半期**連結財務諸表の**四半期**レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人(注3)は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人(注3)は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会(注7)の責任

経営者の責任は、国際会計基準第34号「期中財務報告」(注5)に準拠して**四半期**連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない**四半期**連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき**四半期**連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準第1号「財務諸表の表示」第4項に基づき、継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある(注8)。

監査役及び監査役会(注7)の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある(注9)。

四半期連結財務諸表の**四半期**レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した**四半期**レビューに基づいて、**四半期**レビュー報告書において独立の立場から**四半期**連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる**四半期**レビューの基準に従って、**四半期**レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の**四半期**レビュー手続を実施する。**四半期**レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

改正案

確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、**中間**連結財務諸表において、国際会計基準第1号「財務諸表の表示」第4項に基づき、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、**期中**レビュー報告書において**中間**連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する**中間**連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、**中間**連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、**期中**レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ **中間**連結財務諸表の表示及び注記事項が、国際会計基準第34号「期中財務報告」（注5）に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた**中間**連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに**中間**連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ **中間**連結財務諸表に対する結論表明の**基礎となる**、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、**中間**連結財務諸表の**期中**レビューに関する**指揮**、監督及び**査閲**に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会（注6）に対して、計画した**期中**レビューの範囲とその実施時期、**期中**レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会（注6）に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。（注9）

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員（注3）の間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ **中間**連結財務諸表とは、国際会計基準第34号「期中財務報告」第5項で規定されている完全な一組の財務諸表のことを意味している。

（注1）（注2）（注3）＜文例1＞に同じ

（注4）（注5）＜文例9＞に同じ

（注6）＜文例1＞（注5）に同じ

（注7）＜文例9＞に同じ

（注8）＜文例1＞（注6）に同じ

（注9）＜文例1＞（注7）に同じ

（注10）＜文例1＞（注8）に同じ

《4. **中間**連結財務諸表に対する**期中**レビュー報告書（修正国際基準適用会社）》

(1) 要約**中間**連結財務諸表（※）に対する**期中**レビュー報告書（無限定の結論）の文例（無限責任監査法人の場合で、指定証明の場合）は、以下のとおりである。なお、無限定の結論以外の文例については、「1. **中間**連結財務

現行

- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、**四半期**連結財務諸表において、国際会計基準第1号「財務諸表の表示」第4項に基づき、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、**四半期**レビュー報告書において**四半期**連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する**四半期**連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、**四半期**連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、**四半期**レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ **四半期**連結財務諸表の表示及び注記事項が、国際会計基準第34号「期中財務報告」（注5）に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた**四半期**連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに**四半期**連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

- ・ **四半期**連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、**四半期**連結財務諸表の**四半期**レビューに関する**指示**、監督及び**実施**に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会（注7）に対して、計画した**四半期**レビューの範囲とその実施時期、**四半期**レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会（注7）に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。（注10）

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員（注3）の間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ **四半期**連結財務諸表とは、国際会計基準第34号「期中財務報告」第5項で規定されている完全な1組の財務諸表のことを意味している。

（注1）（注2）（注3）＜文例1＞に同じ

（注4）（注5）（注6）＜文例11＞に同じ

（注7）＜文例1＞（注8）に同じ

（注8）＜文例11＞に同じ

（注9）（注10）（注11）＜文例1＞に同じ

《4. **四半期**連結財務諸表に対する**四半期**レビュー報告書（修正国際基準適用会社）》

(1) 要約**四半期**連結財務諸表（※）に対する**四半期**レビュー報告書（無限定の結論）の文例（無限責任監査法人の場合で、指定証明の場合）は、以下のとおりである。なお、無限定の結論以外の文例については、「1. **四半期**

改正案

諸表に対する**期中**レビュー報告書」に準じて取り扱うものとする。

<文例 11>

独立監査人の期中**連結財務諸表に対する**期中**レビュー報告書**

×年×月×日

〇〇株式会社
取締役会 御中

〇〇監査法人
〇〇事務所 (注1)

指 定 社 員		
業務執行社員	公認会計士	〇〇〇〇
指 定 社 員		
業務執行社員	公認会計士	〇〇〇〇

(注2)

監査人の結論

当監査法人(注3)は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている〇〇株式会社の×年×月×日から×年×月×日までの連結会計年度の**期中**連結会計期間(×年×月×日から×年×月×日まで)に係る要約**期中**連結財務諸表、すなわち、要約**期中**連結財政状態計算書、要約**期中**連結損益計算書、要約**期中**連結包括利益計算書(注4)、要約**期中**連結持分変動計算書、要約**期中**連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について**期中**レビューを行った。

当監査法人(注3)が実施した**期中**レビューにおいて、上記の要約**期中**連結財務諸表が、「**期中**連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第94条により規定された修正国際基準に定める国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して、〇〇株式会社及び連結子会社の×年×月×日現在の財政状態、同日をもって終了する**期中**連結会計期間の経営成績並びに**期中**連結会計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人(注3)は、我が国において一般に公正妥当と認められる**期中**レビューの基準に準拠して**期中**レビューを行った。**期中**レビューの基準における当監査法人(注3)の責任は、「要約**期中**連結財務諸表の**期中**レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人(注3)は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人(注3)は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

要約**期中**連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会(注5)の責任

経営者の責任は、修正国際基準に定める国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して要約**期中**連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない要約**期中**連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

現 行

連結財務諸表に対する**四半期**レビュー報告書」に準じて取り扱うものとする。

<文例13>

独立監査人の四半期**レビュー報告書**

×年×月×日

〇〇株式会社
取締役会 御中

〇〇監査法人
〇〇事務所 (注1)

指 定 社 員		
業務執行社員	公認会計士	〇〇〇〇
指 定 社 員		
業務執行社員	公認会計士	〇〇〇〇

(注2)

監査人の結論

当監査法人(注3)は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている〇〇株式会社の×年×月×日から×年×月×日までの連結会計年度の第×**四半期**連結会計期間(×年×月×日から×年×月×日まで)及び第×**四半期**連結累計期間(×年×月×日から×年×月×日まで)に係る要約**四半期**連結財務諸表、すなわち、要約**四半期**連結財政状態計算書、要約**四半期**連結損益計算書、要約**四半期**連結包括利益計算書(注4)、要約**四半期**連結持分変動計算書、要約**四半期**連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について**四半期**レビューを行った。

当監査法人(注3)が実施した**四半期**レビューにおいて、上記の要約**四半期**連結財務諸表が、「**四半期**連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第94条により規定された修正国際基準に定める国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して、〇〇株式会社及び連結子会社の×年×月×日現在の財政状態、同日をもって終了する**第×四半期**連結会計期間及び**第×四半期**連結累計期間の経営成績並びに**第×四半期**連結累計期間のキャッシュ・フローの状況(注5)を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人(注3)は、我が国において一般に公正妥当と認められる**四半期**レビューの基準に準拠して**四半期**レビューを行った。**四半期**レビューの基準における当監査法人(注3)の責任は、「要約**四半期**連結財務諸表の**四半期**レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人(注3)は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人(注3)は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

要約**四半期**連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会(注6)の責任

経営者の責任は、修正国際基準に定める国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して要約**四半期**連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない要約**四半期**連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含

改正案

要約**中間**連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき要約**中間**連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準第1号「財務諸表の表示」第4項に基づき、継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある（注6）。

監査役及び監査役会（注5）の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある（注7）。

要約**中間**連結財務諸表の**期中**レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した**期中**レビューに基づいて、**期中**レビュー報告書において独立の立場から要約**中間**連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる**期中**レビューの基準に従って、**期中**レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の**期中**レビュー手続を実施する。**期中**レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、要約**中間**連結財務諸表において、国際会計基準第1号「財務諸表の表示」第4項に基づき、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、**期中**レビュー報告書において要約**中間**連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する要約**中間**連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、要約**中間**連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、**期中**レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 要約**中間**連結財務諸表の表示及び注記事項が、修正国際基準に定める国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた要約**中間**連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに要約**中間**連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- 要約**中間**連結財務諸表に対する結論表明の**基礎となる**、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、要約**中間**連結財務諸表の**期中**レビューに関する**指揮**、監督及び**査閲**に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会（注5）に対して、計画した**期中**レビューの範囲とその実施時期、**期中**レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会（注5）に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。（注8）

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員（注3）の間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

現 行

まれる。

要約**四半期**連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき要約**四半期**連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準第1号「財務諸表の表示」第4項に基づき、継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある（注7）。

監査役及び監査役会（注6）の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある（注8）。

要約**四半期**連結財務諸表の**四半期**レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した**四半期**レビューに基づいて、**四半期**レビュー報告書において独立の立場から要約**四半期**連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる**四半期**レビューの基準に従って、**四半期**レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の**四半期**レビュー手続を実施する。**四半期**レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、要約**四半期**連結財務諸表において、国際会計基準第1号「財務諸表の表示」第4項に基づき、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、**四半期**レビュー報告書において要約**四半期**連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する要約**四半期**連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、要約**四半期**連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、**四半期**レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 要約**四半期**連結財務諸表の表示及び注記事項が、修正国際基準に定める国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた要約**四半期**連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに要約**四半期**連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- 要約**四半期**連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、要約**四半期**連結財務諸表の**四半期**レビューに関する**指示**、監督及び**実施**に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会（注6）に対して、計画した**四半期**レビューの範囲とその実施時期、**四半期**レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会（注6）に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。（注9）

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員（注3）の間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

改正案

現行

以上

※ 要約**中間**連結財務諸表とは、修正国際基準に定める国際会計基準第34号「期中財務報告」第8項で規定されている財務諸表のことを意味している。

(注1) (注2) (注3) <文例1>に同じ

(注4) <文例9>に同じ

(削除)

(注5) <文例1>に同じ

(注6) 国際会計基準等に基づく(要約) **中間**連結財務諸表を日本の**期中**レビュー基準に基づき**期中**レビューを行う場合、適用される財務報告の枠組みに基づき適切な記述を行うことができる。修正国際基準に基づく(要約) **中間**連結財務諸表の**期中**レビューの場合には、「経営者は、継続企業の前提に基づき(要約) **中間**連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、」を「経営者は、経営者が清算若しくは事業停止の意図があるか、又はそれ以外に現実的な代替案がない場合を除いて、継続企業の前提に基づき(要約) **中間**連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、」と記載することが考えられる。

(注7) <文例1> (注6) に同じ

(注8) <文例1> (注7) に同じ

(注9) <文例1> (注8) に同じ

(2) **中間**連結財務諸表(※)に**対する期中**レビュー報告書(無限定の結論)の文例(無限責任監査法人の場合で、指定証明の場合)は、以下のとおりである。なお、無限定の結論以外の文例については、「1. **中間**連結財務諸表に**対する期中**レビュー報告書」に準じて取り扱うものとする。

<文例12>

独立監査人の中間**連結財務諸表に対する**期中**レビュー報告書**

×年×月×日

〇〇株式会社
取締役会 御中

〇〇監査法人
〇〇事務所 (注1)

指 定 社 員	公認会計士	〇〇〇〇
業務執行社員		
指 定 社 員	公認会計士	〇〇〇〇
業務執行社員		

(注2)

監査人の結論

当監査法人(注3)は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている〇〇株式会社の×年×月×日から×年×月×日までの連結会計年度の**中間**連結会計期間(×年×月×日から×年×月×日まで)に係る**中間**連結財務諸表、すなわち、**中間**連結財政状態計算書、**中間**連結損益計算書、**中間**連結包括利益計算書(注4)、**中間**連結持分変動計算書、**中間**連結キャッシュ・フロー計算書、**中間**連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について**期中**レビューを行った。

※ 要約**四半期**連結財務諸表とは、修正国際基準に定める国際会計基準第34号「期中財務報告」第8項で規定されている財務諸表のことを意味している。

(注1) (注2) (注3) <文例1>に同じ

(注4) <文例11>に同じ

(注5) <文例11> (注6) に同じ

(注6) <文例1> (注8) に同じ

(注7) 国際会計基準等に基づく(要約) **四半期**連結財務諸表を日本の**四半期**レビュー基準に基づき**四半期**レビューを行う場合、適用される財務報告の枠組みに基づき適切な記述を行うことができる。修正国際基準に基づく(要約) **四半期**連結財務諸表の**四半期**レビューの場合には、「経営者は、継続企業の前提に基づき(要約) **四半期**連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、」を「経営者は、経営者が清算若しくは事業停止の意図があるか、又はそれ以外に現実的な代替案がない場合を除いて、継続企業の前提に基づき(要約) **四半期**連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、」と記載することが考えられる。

(注8) <文例1> (注9) に同じ

(注9) <文例1> (注10) に同じ

(注10) <文例1> (注11) に同じ

(2) **四半期**連結財務諸表(※)に**関する四半期**レビュー報告書(無限定の結論)の文例(無限責任監査法人の場合で、指定証明の場合)は、以下のとおりである。なお、無限定の結論以外の文例については、「1. **四半期**連結財務諸表に**関する四半期**レビュー報告書」に準じて取り扱うものとする。

<文例14>

独立監査人の四半期**レビュー報告書**

×年×月×日

〇〇株式会社
取締役会 御中

〇〇監査法人
〇〇事務所 (注1)

指 定 社 員	公認会計士	〇〇〇〇
業務執行社員		
指 定 社 員	公認会計士	〇〇〇〇
業務執行社員		

(注2)

監査人の結論

当監査法人(注3)は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている〇〇株式会社の×年×月×日から×年×月×日までの連結会計年度の**第×四半期**連結会計期間(×年×月×日から×年×月×日まで)及び**第×四半期**連結累計期間(×年×月×日から×年×月×日まで)に係る**四半期**連結財務諸表、すなわち、**四半期**連結財政状態計算書、**四半期**連結損益計算書、**四半期**連結包括利益計算書(注4)、**四半期**連結持分変動計算書、**四半期**連結キャッシュ・フロー計算書、**四半期**連結財務諸表作成のた

改正案

当監査法人（注3）が実施した**期中**レビューにおいて、上記の**中間**連結財務諸表が、「**中間**連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第94条により規定された修正国際基準に定める国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して、〇〇株式会社及び連結子会社の×年×月×日現在の財政状態、同日をもって終了する**中間**連結会計期間の経営成績並びに**中間**連結会計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人（注3）は、我が国において一般に公正妥当と認められる**期中**レビューの基準に準拠して**期中**レビューを行った。**期中**レビューの基準における当監査法人（注3）の責任は、「**中間**連結財務諸表の**期中**レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人（注3）は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人（注3）は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会（注5）の責任

経営者の責任は、修正国際基準に定める国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して**中間**連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない**中間**連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき**中間**連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準第1号「財務諸表の表示」第4項に基づき、継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある（注6）。

監査役及び監査役会（注5）の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある（注7）。

中間連結財務諸表の**期中**レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した**期中**レビューに基づいて、**期中**レビュー報告書において独立の立場から**中間**連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる**期中**レビューの基準に従って、**期中**レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の**期中**レビュー手続を実施する。**期中**レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、**中間**連結財務諸表において、国際会計基準第1号「財務諸表の表示」第4項に基づき、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、**期中**レビュー報告書において**中間**連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する**中間**連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、**中間**連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、**期中**レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ **中間**連結財務諸表の表示及び注記事項が、修正国際基準に定める国際会計基準第34号「期中財務報告」に

現行

めの基本となる重要な事項及びその他の注記について**四半期**レビューを行った。

当監査法人（注3）が実施した**四半期**レビューにおいて、上記の**四半期**連結財務諸表が、「**四半期**連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第94条により規定された修正国際基準に定める国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して、〇〇株式会社及び連結子会社の×年×月×日現在の財政状態、同日をもって終了する**第×四半期**連結会計期間及び**第×四半期**連結累計期間の経営成績並びに**第×四半期**連結累計期間のキャッシュ・フローの状況（注5）を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人（注3）は、我が国において一般に公正妥当と認められる**四半期**レビューの基準に準拠して**四半期**レビューを行った。**四半期**レビューの基準における当監査法人（注3）の責任は、「**四半期**連結財務諸表の**四半期**レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人（注3）は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人（注3）は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会（注6）の責任

経営者の責任は、修正国際基準に定める国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して**四半期**連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない**四半期**連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき**四半期**連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準第1号「財務諸表の表示」第4項に基づき、継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある（注7）。

監査役及び監査役会（注6）の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある（注8）。

四半期連結財務諸表の**四半期**レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した**四半期**レビューに基づいて、**四半期**レビュー報告書において独立の立場から**四半期**連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる**四半期**レビューの基準に従って、**四半期**レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の**四半期**レビュー手続を実施する。**四半期**レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、**四半期**連結財務諸表において、国際会計基準第1号「財務諸表の表示」第4項に基づき、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、**四半期**レビュー報告書において**四半期**連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する**四半期**連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、**四半期**連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、**四半期**レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいている

改正案

準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた**中間**連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに**中間**連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

- ・ **中間**連結財務諸表に対する結論表明の**基礎となる**、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、**中間**連結財務諸表の**期中**レビューに関する**指揮**、監督及び**査閲**に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会（注5）に対して、計画した**期中**レビューの範囲とその実施時期、**期中**レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会（注5）に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。（注8）

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員（注3）の間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

現 行

が、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ **四半期**連結財務諸表の表示及び注記事項が、修正国際基準に定める国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた**四半期**連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに**四半期**連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

- ・ **四半期**連結財務諸表に対する結論を**表明するために**、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、**四半期**連結財務諸表の**四半期**レビューに関する**指示**、監督及び**実施**に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会（注6）に対して、計画した**四半期**レビューの範囲とその実施時期、**四半期**レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会（注6）に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。（注9）

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員（注3）の間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ **中間**連結財務諸表とは、**修正国際基準に定める国際**会計基準第34号「期中財務報告」第5項で規定されている完全な1組の財務諸表のことを意味している。

（注1）（注2）（注3）＜文例1＞に同じ

（注4）＜文例9＞に同じ

（削除）

（注5）＜文例1＞に同じ

（注6）＜文例11＞に同じ

（注7）＜文例1＞（注6）に同じ

（注8）＜文例1＞（注7）に同じ

（注9）＜文例1＞（注8）に同じ

《付録2 経営者確認書の記載例》

×年×月×日

〇〇監査法人

指定社員

業務執行社員 公認会計士 〇〇〇〇殿（注1）

〇〇株式会社

代表取締役（署名）

（若しくは記名押印又は電子署名）

財務・経理担当取締役（署名）

（若しくは記名押印又は電子署名）

※ **四半期**連結財務諸表とは、修正国際基準に定める国際会計基準第34号「期中財務報告」第5項で規定されている完全な1組の財務諸表のことを意味している。

（注1）（注2）（注3）＜文例1＞に同じ

（注4）＜文例11＞に同じ

（注5）＜文例11＞（注6）に同じ

（注6）＜文例1＞（注8）に同じ

（注7）＜文例13＞に同じ

（注8）＜文例1＞（注9）に同じ

（注9）＜文例1＞（注10）に同じ

（注10）＜文例1＞（注11）に同じ

《付録2 経営者確認書の記載例》

×年×月×日

〇〇監査法人

指定社員

業務執行社員 公認会計士 〇〇〇〇殿（注1）

〇〇株式会社

代表取締役（署名）

（若しくは記名押印又は電子署名）

財務・経理担当取締役（署名）

（若しくは記名押印又は電子署名）

改正案

本確認書は、当社の**半期**報告書に含まれる×年×月×日から×年×月×日までの連結会計年度の**中間**連結会計期間（×年×月×日から×年×月×日まで）の**中間**連結財務諸表（注2）が、我が国において一般に公正妥当と認められる**企業会計の基準**に準拠して、適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められないかどうかについて貴監査法人が結論を表明するに際して提出するものです。私たちは、下記のとおりであることを確認します（注3）。なお、貴監査法人によって実施された**期中**レビューが、年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続によって行われていることについても承知しております。

記

中間連結財務諸表

1. 私たちは、×年×月×日付けの（×年×月期に係る）**期中**レビュー契約書（注4）に記載されたとおり、**中間**連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「**中間**連結財務諸表規則」という。）及び我が国において一般に公正妥当と認められる**企業会計の基準**に準拠して**中間**連結財務諸表を作成する責任（継続企業的前提に基づき**中間**連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、継続企業に関する必要な開示を行う責任を含む。）を果たしました。**中間**連結財務諸表は、**中間**連結財務諸表規則及び我が国において一般に公正妥当と認められる**企業会計の基準**に準拠して財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示しております。
2. 不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない**中間**連結財務諸表を作成するために、経営者が必要と判断する内部統制を整備及び運用する責任は経営者にあることを承知しております。
3. 会計上の見積りについて適用される財務報告の枠組みに照らして合理的な認識、測定及び注記を達成するために、使用した見積手法、データ及び重要な仮定並びに関連する注記事項は適切であると判断しております。
4. 関連当事者との関係及び取引は、我が国において一般に公正妥当と認められる**企業会計の基準**に準拠して適切に処理しております（注5）。
5. **中間**連結決算日後本確認書の日付までに発生した**中間**連結財務諸表に重要な影響を及ぼす事象は、全て計上又は注記されております（注5）。
6. **中間**連結財務諸表を作成する場合にその影響を考慮すべき、既に認識されている又は潜在的な訴訟事件等は全て、**中間**連結財務諸表規則及び我が国において一般に公正妥当と認められる**企業会計の基準**に準拠して適切に処理又は注記されております（注5）。
7. 未修正の虚偽表示が及ぼす影響は、個別にも集計しても**中間**連結財務諸表全体に対して重要ではないものと判断しております。未修正の虚偽表示の一覧は、本確認書に添付されております（注5）（注6）。
8. 監査人が記載することが適切であると判断したその他の確認事項（注7）

提供する情報

9. 貴監査法人に以下を提供いたしました。
 - (1) 記録、文書及びその他の事項等、**中間**連結財務諸表の作成に関連すると認識している全ての情報を入手する機会
 - (2) 本日までに開催された株主総会及び取締役会の議事録並びに重要な稟議書
 - (3) 貴監査法人から要請のあった**期中**レビューのための追加的な情報
 - (4) 証拠を入手するために必要であると貴監査法人が判断した、当社**グループ**の役員及び従業員への制限

現行

本確認書は、当社の**四半期**報告書に含まれる×年×月×日から×年×月×日までの連結会計年度の**第×四半期**連結会計期間（×年×月×日から×年×月×日まで）**及び第×四半期連結累計期間（×年×月×日から×年×月×日まで）**の**四半期**連結財務諸表（注2）が、我が国において一般に公正妥当と認められる**四半期連結財務諸表の作成基準**に準拠して、適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められないかどうかについて貴監査法人が結論を表明するに際して提出するものです。私たちは、下記のとおりであることを確認します（注3）。なお、貴監査法人によって実施された**四半期**レビューが、年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続によって行われていることについても承知しております。

記

四半期連結財務諸表

1. 私たちは、×年×月×日付けの（×年×月期に係る）**四半期**レビュー契約書（注4）に記載されたとおり、**四半期**連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「**四半期**連結財務諸表規則」という。）及び我が国において一般に公正妥当と認められる**四半期連結財務諸表の作成基準**に準拠して**四半期**連結財務諸表を作成する責任（継続企業的前提に基づき**四半期**連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、継続企業に関する必要な開示を行う責任を含む。）を果たしました。**四半期**連結財務諸表は、**四半期**連結財務諸表規則及び我が国において一般に公正妥当と認められる**四半期連結財務諸表の作成基準**に準拠して財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示しております。
2. 不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない**四半期**連結財務諸表を作成するために、経営者が必要と判断する内部統制を整備及び運用する責任は経営者にあることを承知しております。
3. 会計上の見積りについて適用される財務報告の枠組みに照らして合理的な認識、測定及び注記を達成するために、使用した見積手法、データ及び重要な仮定並びに関連する注記事項は適切であると判断しております。
4. 関連当事者との関係及び取引は、我が国において一般に公正妥当と認められる**四半期連結財務諸表の作成基準**に準拠して適切に処理しております（注5）。
5. **四半期**連結決算日後本確認書の日付までに発生した**四半期**連結財務諸表に重要な影響を及ぼす事象は、全て計上又は注記されております（注5）。
6. **四半期**連結財務諸表を作成する場合にその影響を考慮すべき、既に認識されている又は潜在的な訴訟事件等は全て、**四半期**連結財務諸表規則及び我が国において一般に公正妥当と認められる**四半期連結財務諸表の作成基準**に準拠して適切に処理又は注記されております（注5）。
7. 未修正の虚偽表示が及ぼす影響は、個別にも集計しても**四半期**連結財務諸表全体に対して重要ではないものと判断しております。未修正の虚偽表示の一覧は、本確認書に添付されております（注5）（注6）。
8. 監査人が記載することが適切であると判断したその他の確認事項（注7）

提供する情報

9. 貴監査法人に以下を提供いたしました。
 - (1) 記録、文書及びその他の事項等、**四半期**連結財務諸表の作成に関連すると認識している全ての情報を入手する機会
 - (2) 本日までに開催された株主総会及び取締役会の議事録並びに重要な稟議書
 - (3) 貴監査法人から要請のあった**四半期**レビューのための追加的な情報
 - (4) 証拠を入手するために必要であると貴監査法人が判断した、当社の役員及び従業員への制限のない

改正案

のない質問や面談の機会

10. 全ての取引は会計記録に適切に記録され、**中間**連結財務諸表に反映されております。
11. 不正による**中間**連結財務諸表の重要な虚偽表示の可能性に対する経営者の評価を貴監査法人に示しております。
12. 当社及び連結子会社に影響を及ぼす不正又は不正の疑いがある事項に関して、以下の全ての情報を貴監査法人に提供いたしました。
 - － 経営者による不正又は不正の疑い
 - － 内部統制において重要な役割を担っている従業員による不正又は不正の疑い
 - － 上記以外の者による**中間**連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性がある不正又は不正の疑い
13. 従業員、元従業員、投資家、規制当局又はその他の者から入手した**中間**連結財務諸表に影響を及ぼす不正の申立て又は不正の疑いがある事項に関する全ての情報を貴監査法人に提供いたしました。
14. **中間**連結財務諸表を作成する場合にその影響を考慮すべき違法行為又は違法行為の疑いに関して認識している全ての事実を貴監査法人に提示いたしました。
15. **中間**連結財務諸表を作成する場合にその影響を考慮すべき訴訟事件等（注8）又はそれらの可能性に関して認識している全ての事実を貴監査法人に提示いたしました。
16. 関連当事者の名称、並びに認識された全ての関連当事者との関係及び関連当事者との取引を貴監査法人に提示いたしました。
17. 監査人が記載することが適切であると判断したその他の確認事項（注7）
18. ……………
19. ……………

以 上

（注1）① 監査人が無限責任監査法人の場合で指定証明であるときには、上記の記載例とする。

② 監査人が無限責任監査法人の場合で指定証明でないときには、以下とする。

〇〇監査法人

業務執行社員 公認会計士 〇〇〇〇殿

③ 監査人が有限責任監査法人の場合は、以下とする。

〇〇有限責任監査法人

指定有限責任社員

業務執行社員 公認会計士 〇〇〇〇殿

④ 監査人が公認会計士の場合には以下とし、確認書本文中の「貴監査法人」を「貴殿」とする。

〇〇〇〇 公認会計士事務所

公認会計士 〇〇〇〇 殿

（注2）**期中**レビュー対象会社が**中間**財務諸表を作成している場合は、確認書本文中の「**中間**連結財務諸表」を「**中間**財務諸表」、「当社及び連結子会社」を「当社」、「**中間**連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」を「**中間**財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」とする。

（注3）監査基準報告書580「経営者確認書」のA4項からA6項に該当する場合には、以下のいずれかの文言への修正を考慮する。

- ・ 私たちが知り得る限りにおいて、下記のとおりであることを確認します。
- ・ 私たちは、適切な情報を入手するために必要であると考えた質問を行った上で、下記のとおりであることを確認します。

現 行

質問や面談の機会

10. 全ての取引は会計記録に適切に記録され、**四半期**連結財務諸表に反映されております。
11. 不正による**四半期**連結財務諸表の重要な虚偽表示の可能性に対する経営者の評価を貴監査法人に示しております。
12. 当社及び連結子会社に影響を及ぼす不正又は不正の疑いがある事項に関して、以下の全ての情報を貴監査法人に提供いたしました。
 - － 経営者による不正又は不正の疑い
 - － 内部統制において重要な役割を担っている従業員による不正又は不正の疑い
 - － 上記以外の者による**四半期**連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性がある不正又は不正の疑い
13. 従業員、元従業員、投資家、規制当局又はその他の者から入手した**四半期**連結財務諸表に影響を及ぼす不正の申立て又は不正の疑いがある事項に関する全ての情報を貴監査法人に提供いたしました。
14. **四半期**連結財務諸表を作成する場合にその影響を考慮すべき違法行為又は違法行為の疑いに関して認識している全ての事実を貴監査法人に提示いたしました。
15. **四半期**連結財務諸表を作成する場合にその影響を考慮すべき訴訟事件等（注8）又はそれらの可能性に関して認識している全ての事実を貴監査法人に提示いたしました。
16. 関連当事者の名称、並びに認識された全ての関連当事者との関係及び関連当事者との取引を貴監査法人に提示いたしました。
17. 監査人が記載することが適切であると判断したその他の確認事項（注7）
18. ……………
19. ……………

以 上

（注1）① 監査人が無限責任監査法人の場合で指定証明であるときには、上記の記載例とする。

② 監査人が無限責任監査法人の場合で指定証明でないときには、以下とする。

〇〇監査法人

業務執行社員 公認会計士 〇〇〇〇殿

③ 監査人が有限責任監査法人の場合は、以下とする。

〇〇有限責任監査法人

指定有限責任社員

業務執行社員 公認会計士 〇〇〇〇殿

④ 監査人が公認会計士の場合には以下とし、確認書本文中の「貴監査法人」を「貴殿」とする。

〇〇〇〇 公認会計士事務所

公認会計士 〇〇〇〇 殿

（注2）**四半期**レビュー対象会社が**四半期**財務諸表を作成している場合は、確認書本文中の「**四半期**連結財務諸表」を「**四半期**財務諸表」、「当社及び連結子会社」を「当社」、「**四半期**連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」を「**四半期**財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」とする。

（注3）監査基準報告書580「経営者確認書」のA4項からA6項に該当する場合には、以下のいずれかの文言への修正を考慮する。

- ・ 私たちが知り得る限りにおいて、下記のとおりであることを確認します。
- ・ 私たちは、適切な情報を入手するために必要であると考えた質問を行った上で、下記のとおりであることを確認します。

改正案

- ・ 私たちは、適切な情報を入手するために必要であると考えた質問を行った上で、私たちが知り得る限りにおいて、下記のとおりであることを確認します。

(注4) 期中レビュー契約において、監査契約と同時に一体として締結している場合は、「期中レビュー契約書」を「監査及び期中レビュー契約書」とする。

(注5) 該当する事項がない場合には、その旨を記載する等適宜修正する。

(注6) 経営者が重要性がないものと判断し経営者確認書に記載又は添付する未修正の虚偽表示には、以下を含める必要がある。

- ① 当中間連結財務諸表の数値に含まれる未修正の虚偽表示
- ② 比較情報に含まれる未修正の虚偽表示
- ③ 前期末の未修正の虚偽表示が当中間連結財務諸表の数値において修正（又は解消）されたことを原因として比較可能性が損なわれていることによる影響

なお、継続監査の場合で、当期の期中レビューにおいて、比較情報に新たに発見した虚偽表示が無かったときは、②の比較情報に含まれる未修正の虚偽表示については、一覧の添付に代えて、前期の経営者確認書を参照することにより重要性がないことを確認する方法や過去の年度の連結財務諸表及び中間連結財務諸表の訂正が必要となるような重要な事実はない旨を確認する方法もある。

これらの記載に当たっては、監査基準報告書580を参考とすることが有用である。

(注7) その他追加項目の確認事項（期中レビュー全般に共通する事項）の記載に当たっては、監査基準報告書580を参照することが有用である。

(注8) 訴訟事件等とは、訴訟、賠償請求、更正、査定及び賦課並びにこれらに準ずる事象をいう。

以上

現行

- ・ 私たちは、適切な情報を入手するために必要であると考えた質問を行った上で、私たちが知り得る限りにおいて、下記のとおりであることを確認します。

(注4) 四半期レビュー契約において、監査契約と同時に一体として締結している場合は、「四半期レビュー契約書」を「監査及び四半期レビュー契約書」とする。

(注5) 該当する事項がない場合には、その旨を記載する等適宜修正する。

(注6) 経営者が重要性がないものと判断し経営者確認書に記載又は添付する未修正の虚偽表示には、以下を含める必要がある。

- ① 当四半期数値に含まれる未修正の虚偽表示
- ② 比較情報に含まれる未修正の虚偽表示
- ③ 前期末の未修正の虚偽表示が当四半期数値において修正（又は解消）されたことを原因として比較可能性が損なわれていることによる影響

なお、継続監査の場合で、当期の四半期レビューにおいて、比較情報に新たに発見した虚偽表示が無かったときは、②の比較情報に含まれる未修正の虚偽表示については、一覧の添付に代えて、前期の経営者確認書を参照することにより重要性がないことを確認する方法や過去の年度の財務諸表及び四半期財務諸表の訂正が必要となるような重要な事実はない旨を確認する方法もある。

これらの記載に当たっては、監査基準報告書580を参考とすることが有用である。

(注7) その他追加項目の確認事項（四半期レビュー全般に共通する事項）の記載に当たっては、監査基準報告書580を参照することが有用である。

(注8) 訴訟事件等とは、訴訟、賠償請求、更正、査定及び賦課並びにこれらに準ずる事象をいう。

以上

期中レビュー基準報告書

独立監査人が実施する期中財務諸表に対するレビュー

2023年 月 日
日本公認会計士協会
監査・保証基準委員会
(報告書：第 号)

項番号

I	本報告書の範囲及び目的	
1.	本報告書の範囲	1
(1)	品質管理の基準との関係	5
(2)	期中レビュー業務	6
2.	本報告書の目的	10
3.	定義	14
II	要求事項	
1.	本報告書に準拠した期中レビュー業務の実施	16
(1)	関連する要求事項の遵守	17
2.	職業倫理に関する規定	19
3.	職業的専門家としての懐疑心及び判断	20
4.	業務レベルの品質管理	22
(1)	期中レビュー契約締結後の情報の入手	24
(2)	職業倫理に関する規定の遵守	25
(3)	審査	27
(4)	期中レビュー業務上の判断の相違	29
(5)	品質管理システムのモニタリング及び改善プロセス	30
5.	期中レビュー契約の新規の締結及び更新	31
(1)	期中レビュー契約の新規の締結及び更新に影響を及ぼす要因	31
(2)	期中レビュー契約の新規の締結及び更新の前提条件	32
(3)	法令等により期中レビュー報告書の用語が規定されている場合の追加的な考慮事項	35
(4)	期中レビュー業務の契約条件に関する合意	38
(5)	期中レビュー業務の契約条件の変更の受諾	40
6.	期中レビュー計画	43
7.	経営者及び監査役等とのコミュニケーション	44
8.	期中レビュー業務の実施	48
(1)	期中レビュー業務における重要性	48

(2) 内部統制を含む、企業及び企業環境の理解	50
(3) 手続の立案及び実施	53
(4) 期中財務諸表と基礎となる会計記録との調整	64
(5) 重要な虚偽表示が存在する可能性が高いと認められる事項に気付いた場合の追加的な 手続	65
(6) 虚偽表示の評価	66
(7) その他の記載内容に関連する監査人の責任	67
9. 後発事象	73
10. 経営者確認書	75
(1) 経営者確認書の日付及び経営者確認書が対象とする期間	79
11. 実施した手続から入手した証拠の評価	80
(1) 期中レビュー報告書に及ぼす影響の評価	82
12. 期中財務諸表に対する監査人の結論の形成と報告	83
(1) 期中財務諸表に適用される財務報告の枠組みの考慮	83
(2) 期中レビュー報告書	88
13. 期中レビュー調書	137
III 適用指針	
1. 本報告書の範囲	A1
(1) 期中レビュー業務	A4
2. 本報告書の目的	A8
3. 定義	A11
(1) 限定的保証—十分かつ適切な証拠という表現の利用	A11
4. 本報告書に準拠した期中レビュー業務の実施	A13
5. 経営者及び監査役等とのコミュニケーション	A14
(1) 期中レビュー業務に関してコミュニケーションを行う事項	A21
(2) 第三者への提示	A23
6. 期中レビュー業務の実施	A24
(1) 期中レビュー業務における重要性	A24
(2) 内部統制を含む、企業及び企業環境の理解	A30
(3) 手続の立案及び実施	A35
(4) 期中財務諸表と基礎となる会計記録との調整	A54
(5) 追加的な手続の実施	A55
(6) 虚偽表示の評価	A60
(7) その他の記載内容に関連する監査人の責任	A63
7. 経営者確認書	A66
8. 実施した手続から入手した証拠の評価	A71
(1) 期中レビュー範囲の制約	A72
9. 期中財務諸表に対する監査人の結論の形成と報告	A76

(1) 期中レビュー報告書	A76
10. 期中レビュー調書	A99
(1) 調書の適時性	A99

IV 適用

付録1 経営者確認書の記載例

付録2 期中財務諸表に対する期中レビュー報告書の文例

《I 本報告書の範囲及び目的》

《1. 本報告書の範囲》

1. 本報告書は、国際監査・保証基準審議会（IAASB）が年度の監査人が行う期中財務情報に係るレビューについて公表した国際レビュー基準業務（ISRE）2410「事業体の独立監査人が実施する期中財務情報のレビュー」（2008年2月改訂）を基礎とし、企業会計審議会が2023年XX月XX日に公表した期中レビュー基準に準拠するように作成されている。また、本報告書の基礎としているISRE 2410は明瞭性プロジェクトによる改訂が行われていないことから、既に明瞭性プロジェクトによる改訂が行われている保証業務実務指針2400「財務諸表のレビュー業務」を参考に明瞭化を行っている。なお、本報告書は、年度の監査人が行う期中レビューに関する実務の指針であり、年度の監査人であれば年度の財務諸表監査において品質管理基準を遵守していると考えられることから、品質管理等に関連する規定等については、原則として保証業務実務指針2400における要求事項のみを取り込んでいる。また、本報告書は、期中レビュー基準の実務の指針としての位置付けとなることから、期中レビュー基準に別途の定めがあるものについては、期中レビュー基準に従い、所要の修正を行っている。
2. 本報告書は、以下に関する実務上の指針を提供するものである（A1項参照）。
 - (1) 年度の財務諸表の監査人が期中レビュー業務を実施する場合の責任
 - (2) 期中レビュー報告書の様式及び記載内容
3. 本報告書は、期中レビューを実施する場合に適用される。ただし、金融商品取引法の規定に基づき、中間財務諸表に対して期中レビューを実施する場合には適用しない（A2項及びA3項参照）。
4. 本報告書は、完全な一組の財務諸表以外に個別の財務諸表及び財務諸表項目等を対象として期中レビュー業務を実施する場合にも適用される。その場合には、状況に応じて適宜読み替えて適用することが必要になる。また、過去財務情報以外の期中レビュー業務は本報告書の適用対象ではない。

《(1) 品質管理の基準との関係》

5. 本報告書は、監査人が、期中レビューの実施に当たって、独立性を含む職業倫理に関する規定及び品質管理の基準を遵守していることを前提としている。独立性を含む職業倫理に関する規定は、公認会計士法・同施行令・同施行規則、日本公認会計士協会が公表する会則、倫理規則及びその他の倫理に関する規定をいう。なお、「職業倫理に関する規定」と表記されることもある。品質管理の基準は、企業会計審議会により公表された「監査に関する品質管理基準」並びに日本公認会計士協会が公表した品質管理基準報告書第1号「監査事務所における品質管理」、品質管理基準報告書第2号「監査業務に係る審査」及び監査基準報告書220「監査業務における品質管理」をいう。

《(2) 期中レビュー業務》

6. 期中レビュー業務は、限定的保証業務である（A4項及びA5項参照）。
7. 期中レビュー業務では、想定利用者の期中財務情報に対する信頼性を高めるため、監査人は、期中財務諸表が、適用される財務報告の枠組みに準拠して適正に表示されていない（準拠性の枠

組みの場合は、準拠して作成されていない)と信じさせる事項が、全ての重要な点において認められなかったかどうかに関し、結論を表明する。監査人の結論は、監査人が得た限定的保証に基づいて表明されるものであり、財務諸表監査の場合に年度の財務諸表の監査人が得る合理的な保証とは異なる。このような監査人の結論を期中レビュー報告書の利用者が適切に理解できるように、期中レビュー報告書には、期中レビュー業務の性質が記載される。

8. 監査人は、本報告書の要求事項に準拠して表明される期中財務諸表全体に対する結論の基礎として十分かつ適切な証拠を入手するために、主として質問と分析的手続を実施する。
9. 監査人は、期中財務諸表に重要な虚偽表示が存在する可能性が高いと認められる事項に気付いた場合には、本報告書に準拠して期中財務諸表に対する結論を表明できるように、個々の状況において必要と考える追加的な手続を立案し実施する (A6 項及び A7 項参照)。

《2. 本報告書の目的》

10. 本報告書の目的は、監査人が被監査会社の期中レビュー業務を実施する場合における監査人の職業的専門家としての責任並びにその場合の期中レビューの報告書の様式及び内容に関する基準を定め、指針を提供することである。本報告書では一貫して「監査人」という用語を用いているが、これは、監査人が監査機能を発揮するという意味ではなく、期中レビューを年度の財務諸表の監査人が実施することを前提としていることを意味する。
11. 本報告書が適用される期中財務諸表とは、適用される財務報告の枠組みに準拠して、適正に表示される(準拠性の枠組みの場合は、準拠して作成される)、企業の会計年期間より短い期間の完全な一組の財務諸表である。
12. 本報告書に準拠して実施する期中レビュー業務における監査人の目的は、以下のとおりである。
 - (1) 全体としての期中財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて、主として質問と分析的手続を実施することにより限定的保証を得て、期中財務諸表が、適用される財務報告の枠組みに準拠して、適正に表示されていない(準拠性の枠組みの場合は、作成されていない)と監査人に信じさせる事項が全ての重要な点において認められないかどうかに関し、結論を表明できるようにすること。
 - (2) 本報告書の要求事項に従って、全体としての財務諸表について結論を表明するとともに、コミュニケーションを行うこと。
13. 本報告書は、監査人が限定的保証を得ることができず、かつ、期中レビュー報告書における限定付結論ではその状況において不十分な場合には、監査人に対して期中レビュー報告書の結論を不表明とするか、又は期中レビュー契約を解除することを求めている (A8 項から A10 項参照)。

《3. 定義》

14. 本報告書における用語の定義は、以下のとおりとする。
 - (1) 「一般目的の財務諸表」—一般目的の財務報告の枠組みに準拠して作成される財務諸表をいう。
 - (2) 「一般目的の財務報告の枠組み」—広範囲の利用者に共通する財務情報に対するニーズを満たすように策定された財務報告の枠組みをいう。監査基準報告書 200「財務諸表監査における総括的な目的」第 12 項(13)において、財務報告の枠組みには、適正表示の枠組みと準拠性の

枠組みがあることが示されている。

- (3) 「期中財務諸表」－会計期間において期中の一時点（通常は中間又は四半期）に作成される財務情報（年度の完全な一組の財務諸表より簡略化された要約財務諸表を含む。）をいう。
- (4) 「業務執行責任者」－監査事務所に選任された、専門業務（本報告書では期中レビュー業務）の実施の責任者、すなわち、専門要員のうち、専門業務とその実施及び発行する報告書に対する責任を負う社員等をいう。
- (5) 「監査人」－年度の財務諸表の監査を実施する監査人であり、業務執行責任者又は業務チームの他のメンバー、場合によっては監査事務所を含めて使用される。業務執行責任者に要求される事項又は業務執行責任者の責任を特に表す場合には、監査人ではなく、業務執行責任者が使用される。
- (6) 「業務チーム」－個々の期中レビュー業務を実施する全ての社員等及び専門職員並びに当該業務において期中レビュー手続を実施する他の全ての者から構成される。監査人の利用する外部の専門家は含まない。
- (7) 「業務ファイル」－紙媒体、電子媒体等に記録された特定の専門業務（本報告書では期中レビュー業務）に関する調書を取りまとめたファイルをいう。
- (8) 「限定的保証業務」－結論を表明する基礎として、監査人が保証業務リスクを個々の業務の状況において受入可能な水準に抑えるが、保証業務リスクの水準が、合理的保証業務に比べてより高く設定される保証業務をいう。

期中財務諸表の限定的保証業務の結論は、実施した手続及び入手した証拠に基づいて、期中財務諸表に重要な虚偽表示があると監査人に信じさせる事項が認められたかどうかを記載する形式で表明される。限定的保証業務で実施される手続の種類、時期及び範囲は、合理的保証業務で必要な手続と比較して限定的であるが、監査人の職業的専門家としての判断において、意味のある保証水準を得るように計画される。意味のある保証水準は、想定利用者にとって、期中財務諸表の信頼性を少なくともある程度高める保証水準である（A11 項及び A12 項参照）。

- (9) 「質問」－期中レビュー手続の手法の一つ。監査人が財務又は財務以外の分野に精通している企業内外の関係者に情報を求める手続をいう。
- (10) 「除外事項付結論」－限定付結論、否定的結論又は結論の不表明をいう。
- (11) 「職業的専門家としての判断」－個々の専門業務の状況に応じた適切な措置について十分な情報を得た上で判断を行う際に、監査、保証業務及び会計の基準並びに職業倫理に関する規定に照らして、関連する知識及び経験を適用することをいう。
- (12) 「初年度期中レビュー業務」－監査人が初めて締結する期中レビュー契約であり、以下のいずれかの場合がある。
 - ① 期中レビューの対象となる期中会計期間の直前の年度又は期中会計期間の財務諸表が監査又は期中レビューされていない場合
 - ② 期中レビューの対象となる期中会計期間の直前の年度又は期中会計期間の財務諸表が前任者によって監査又は期中レビューされている場合
- (13) 「前任者」－前任監査人又は前任の業務実施者をいう。
- (14) 「前任の業務実施者」－期中レビューの対象となる期中会計期間の直前の年度又は期中会

計期間の財務諸表の期中レビュー報告書を提出したか、又は期中レビューの対象となる期中会計期間の財務諸表の期中レビュー業務に着手したものの期中レビュー報告書を提出していない別の監査事務所に属する当該期中レビューを実施した者のことをいう。なお、前任の業務実施者は、複数存在する場合がある。

(15) 「調書」－実施した手続、入手した証拠及び監査人が到達した結論の記録をいう。

(16) 「特別目的の財務諸表」－特別目的の財務報告の枠組みに準拠して作成される財務諸表をいう。

(17) 「特別目的の財務報告の枠組み」－特定の利用者の財務情報に対するニーズを満たすように策定された財務報告の枠組みをいう。財務報告の枠組みには、適正表示の枠組みと準拠性の枠組みがある。

(18) 「分析的手続」－財務データ相互間又は財務データと非財務データとの間に存在すると推定される関係を分析・検討することによって、財務情報を評価することをいう。分析的手続には、他の関連情報と矛盾する、又は監査人の推定値と大きく乖離する変動や関係についての必要な調査も含まれる。

(19) 「保証業務の技能及び技法」－業務の計画、証拠の収集、証拠の評価、コミュニケーション及び結論の報告に当たって、監査人により発揮される技能及び技法をいい、特定の保証業務における主題又はその測定若しくは評価における専門性（本報告書では財務報告に関する専門性）とは区別される。

(20) 「保証業務リスク」－主題情報に重要な虚偽の表示がある場合に監査人が不適切な結論を報告する可能性をいう。本報告書では、監査人が、期中財務諸表の重要な虚偽表示を看過して誤った結論を表明する可能性をいう。

15. 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」の付録5「監査基準報告書及び関連する公表物の用語集」には、監査基準報告書等の業務に関連する報告書及び実務指針等の一貫した適用と解釈に役立つように、本報告書で定義された用語のほか、本報告書で使用されるその他の用語の説明が含まれている。例えば、「経営者」及び「ガバナンスに責任を有する者」という用語は、監査基準報告書（序）で定義されている。なお、本報告書では、会社法の機関を前提に、原則として監査人のコミュニケーションの対象は監査役若しくは監査役会、監査等委員会又は監査委員会を想定しており、「ガバナンスに責任を有する者」を「監査役等」と記載している。

《Ⅱ 要求事項》

《1. 本報告書に準拠した期中レビュー業務の実施》

16. 本報告書を適用するに当たり、監査人は、本報告書の目的を理解して、要求事項を適切に適用するため、適用指針を含め、本報告書を全体として理解しなければならない（A13項参照）。

《(1) 関連する要求事項の遵守》

17. 監査人は、本報告書の要求事項のうち個々の期中レビュー業務に関連するものは全て遵守しなければならない。個々の期中レビュー業務に関連しているとは、特定の期中レビュー業務につい

て、本報告書の取り扱う状況が存在している場合をいう。

18. 監査人は、個々の期中レビュー業務に関連する本報告書の全ての要求事項を遵守しない限り、監査人の期中レビュー報告書上で本報告書に準拠した旨を記載してはならない。

《2. 職業倫理に関する規定》

19. 監査人は、年度の財務諸表の監査に適用される職業倫理に関する規定（独立性に関連するものを含む。）を遵守しなければならない。

《3. 職業的専門家としての懐疑心及び判断》

20. 監査人は、期中財務諸表において重要な虚偽表示となる状況が存在する可能性のあることを認識し、職業的専門家としての懐疑心を保持して期中レビュー業務を計画し実施しなければならない。
21. 監査人は、期中レビュー業務の実施において職業的専門家としての判断を行わなければならない。

《4. 業務レベルの品質管理》

22. 業務執行責任者は、十分な時間が与えられていることを含め、個々の業務の状況において、保証業務の技能及び技法並びに財務報告に係る適性及び適切な能力を有しなければならない。
23. 業務執行責任者は、以下に関して全体的な責任を負わなければならない。
- (1) 業務執行責任者が担当する個々の期中レビュー業務の品質の管理及び達成、並びに期中レビュー業務の全過程を通じた十分かつ適切な関与
 - (2) 職業的専門家としての基準及び適用される法令等に準拠した期中レビュー業務の指揮、監督、計画及び実施
 - (3) 状況に応じた適切な期中レビュー報告書の発行
 - (4) 期中レビュー業務が、以下を含む監査事務所の品質管理の方針又は手続に準拠して実施されていること。
 - ① 契約の新規の締結及び更新に関する監査事務所の方針又は手続に準拠して実施されていること、及び、経営者の誠実性を検討することを含め、契約の新規の締結及び更新に関して到達した結論が適切であること。
 - ② 期中レビュー業務を実施するための十分かつ適切な業務運営に関する資源が、業務チームに適時に割り当てられているか、又は利用可能であるかについて、期中レビュー業務の内容及び状況、監査事務所の方針又は手続並びに業務中に発生する可能性のある変更を考慮して判断すること。
 - ③ 職業的専門家としての基準及び適用される法令等に準拠して期中レビュー業務を実施し、適切な期中レビュー報告書の発行が可能となるように、業務チームが全体として、期中レビュー業務を実施するための十分な時間を含む、保証業務の技能及び技法並びに財務報告上の専門知識を含む、適切な適性及び能力を有していること。
 - ④ 調書の作成及び査閲が適切に行われること。
 - ⑤ 監査事務所の品質管理の方針又は手続において審査が求められている場合は、審査を受け

ること。その場合、業務執行責任者は以下の事項を行わなければならない。

- ・ 審査担当者が選任されていることを確かめること。
- ・ 審査担当者に協力すること及び業務チームの他のメンバーにその責任を伝達すること。
- ・ 期中レビュー業務中に識別した重要な事項(審査中に識別された事項を含む。)について、審査担当者と討議すること。
- ・ 審査が完了した日以降を期中レビュー報告書日とすること。

《(1) 期中レビュー契約締結後の情報の入手》

24. 業務執行責任者は、期中レビュー契約の新規の締結又は更新の前に監査事務所が認識していれば契約の締結を辞退する原因となるような情報に業務チームが気付いた場合、監査事務所及び業務執行責任者が必要な対応をとることができるように、監査事務所に当該情報を速やかに報告しなければならない。

《(2) 職業倫理に関する規定の遵守》

25. 業務執行責任者は、業務の全ての局面において、必要に応じて質問等を行うことにより、業務チームのメンバーが監査事務所の定める職業倫理の遵守に関する方針及び手続を遵守していない形跡がないかについて留意しなければならない。

業務執行責任者は、監査事務所の品質管理システム等を通じて業務チームのメンバーが職業倫理に関する規定を遵守していないことに気付いたときには、適切な者へ専門的な見解の問合せを行うなどの適切な対応をとらなければならない。

26. 業務執行責任者は、監査事務所の定める独立性の保持のための方針及び手続を遵守するとともに、業務チームのメンバーがこれを遵守していることを確かめなければならない。そのために業務執行責任者は、以下を実施しなければならない。

- (1) 独立性を阻害する状況や関係を識別して評価するために、監査事務所又は適切な場合にはネットワーク・ファームから関連する情報を入手する。
- (2) 独立性の保持のための方針及び手続への違反に関する情報を入手した場合には、実施する期中レビュー業務にとって、当該違反が独立性を阻害する要因となっていないかどうかを判断するために、その情報を検討する。
- (3) 独立性を阻害する要因を識別した場合には、これを除去するための対応策を講じるか、又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用する。また、適切であると考えられる場合には、期中レビュー契約を解除する。なお、業務執行責任者は、適切な対応によっても問題を解決できないときには、監査事務所に速やかに報告する。

《(3) 審査》

27. 監査人は、結論の表明に先立ち、自らの結論が一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して適切に形成されていることを確かめるため、結論の表明に関する審査を受けなければならない。この審査は、品質管理の方針及び手続に従った適切なものでなければならない。

28. 審査を実施する際には、審査担当者は以下を実施しなければならない。

- (1) 以下の情報を通読し、理解する。
 - ① 監査人から提供される、期中レビュー業務と企業の性質及び状況
 - ② 監査事務所から提供される、監査事務所の品質管理システムのモニタリング及び改善プロセスにより識別された不備の情報、特に業務チームが行った重要な判断を含む領域に係する、又は影響を与える可能性のある不備
- (2) 監査人と、期中レビュー業務の計画、実施及び報告における、重要な事項及び重要な判断を討議する。
- (3) (1)及び(2)で得られた情報に基づき、監査人が行った重要な判断に関する選択された調書を査閲及び評価する。
 - ① 期中レビュー業務の種類に応じた重要な判断の根拠。なお、監査人による職業的専門家としての懐疑心が保持及び発揮されているかどうかを含む。
 - ② 調書は、到達した結論を裏付けるかどうか。
 - ③ 到達した結論が適切かどうか。
- (4) 我が国における独立性に係る職業倫理に関する規定を遵守していると監査人が判断した根拠を評価する。
- (5) 専門性が高く、判断に困難が伴う事項や見解が定まっていない事項又は期中レビュー業務上の判断の相違がある事項について必要に応じて適切な専門的な見解の問合せが行われたか、及び当該専門的な見解の問合せから生じた結論を評価する。
- (6) 業務執行責任者の重要な判断及び到達した結論が、期中レビュー業務の内容及び状況を踏まえて適切であるかを、業務執行責任者が判断する根拠が得られるよう、業務執行責任者の関与が期中レビュー業務の全過程を通じて十分かつ適切であると判断した根拠を評価する。
- (7) 期中財務諸表及び期中レビュー報告書を検討する。

《(4) 期中レビュー業務上の判断の相違》

29. 業務チームは、チーム内で、又はチームと審査担当者若しくは専門的な見解の問合せの助言者を含む監査事務所の品質管理システムにおいて活動を実施する者との間で、期中レビュー業務上の判断の相違が生じた場合、監査事務所の方針又は手続に従って期中レビュー業務上の判断の相違に対処し、これを解決しなければならない。

また、期中レビュー報告書は、期中レビュー業務上の判断の相違が解決しない限り、発行してはならない。

《(5) 品質管理システムのモニタリング及び改善プロセス》

30. 監査事務所の品質管理システムは、以下の事項に関するモニタリング及び改善プロセスを定めることを含む。

- (1) 品質管理システムの整備及び運用について、関連性及び信頼性が高くかつ適時性を有する情報を提供すること。
- (2) 不備が適時に改善されるように、識別された不備に対応する適切な措置を講じること。

業務執行責任者は、監査事務所又は他のネットワーク・ファームから伝達された品質管理シス

テムのモニタリング及び改善プロセスからの情報及び当該情報が担当する期中レビュー業務に影響を与えているかどうかを考慮しなければならない。

《5. 期中レビュー契約の新規の締結及び更新》

《(1) 期中レビュー契約の新規の締結及び更新に影響を及ぼす要因》

31. 監査人は、以下のいずれかに該当する場合には、期中レビュー契約を新規に締結又は更新してはならない。
- (1) 当該期中レビュー業務に合理的な目的があると判断できない。
 - (2) 期中レビュー業務が状況において適切であると判断できない。
 - (3) 監査人が、独立性を含む、関連する職業倫理に関する規定を遵守できないと考える理由がある。
 - (4) 個々の業務の状況に関する監査人の予備的な理解の結果、期中レビュー業務の実施に必要な情報が入手できない、又は信頼できない可能性が高い。
 - (5) 経営者の誠実性に疑念を抱かせる情報があり、期中レビュー業務の適切な実施に影響を及ぼす可能性がある。
 - (6) 経営者が期中レビュー業務の契約条件において監査人の作業の範囲に制約を課しており、その制約により、監査人が財務諸表に対する結論を表明しないことになるかと判断している。

《(2) 期中レビュー契約の新規の締結及び更新の前提条件》

32. 監査人は、期中レビュー契約を新規に締結又は更新する前に、以下の事項を実施しなければならない。
- (1) 期中財務諸表の作成に当たり適用される財務報告の枠組みが受入可能であるかどうかを判断すること。特別目的の期中財務情報の場合は、期中財務諸表の作成目的と想定利用者を理解することを含む。
 - (2) 以下の責任を有することを認識し理解していることについて経営者の合意を得ること。
 - ① 適用される財務報告の枠組みに準拠して期中財務諸表を適正に表示すること。準拠性の枠組みの場合は、期中財務諸表を作成すること。
 - ② 不正か誤謬かを問わず、重要な虚偽表示のない期中財務諸表を作成するために経営者が必要と判断する内部統制を整備及び運用すること。
 - ③ 以下を監査人に提供すること。
 - ア. 経営者が期中財務諸表の作成に関連すると認識している記録や証憑書類等の全ての情報
 - イ. 監査人が期中レビュー業務の目的に関連して経営者に追加的に依頼する情報
 - ウ. 監査人が証拠を入手するために必要と判断した、企業構成員への制限のない質問や面談の機会
33. 監査人は、期中レビュー契約の新規の締結及び更新の前提条件として、第 32 項のいずれかが満たされていない場合には、経営者と当該事項を協議しなければならない。監査人は、第 32 項の前提条件が満たされない場合には、期中レビュー業務を新規に締結又は更新してはならない。
34. 期中レビュー契約の締結後、第 32 項の前提条件のいずれかが満たされていない状況を監査人が識別した場合、監査人は、経営者及び必要に応じて監査役等と当該事項を協議し、以下を判断

しなければならない。

- (1) 当該事項を解決できるかどうか。
- (2) 期中レビュー業務の継続が適切かどうか。
- (3) 期中レビュー業務の継続が適切である場合、期中レビュー報告書において当該事項を記載するかどうか。また、記載する場合、どのように記載するか。

《(3) 法令等により期中レビュー報告書の用語が規定されている場合の追加的な考慮事項》

35. 期中レビュー報告書が第 88 項の要求事項を満たしている場合にのみ、期中レビュー報告書において本報告書に準拠している旨を記載することができる。
36. 法令等に従って期中レビュー業務が実施される場合、関連する法令等により、期中レビュー報告書について、本報告書の要求事項と著しく異なる様式や用語が規定されていることがある。この場合、監査人は、期中レビュー業務から得られる保証について誤解が生じる可能性があるかどうか、誤解が生じる可能性があるときには、期中レビュー報告書に追加的な説明を記載することによって、そのような可能性を軽減できるかどうかを評価しなければならない (A95 項参照)。
37. 監査人は、このような誤解が生じる可能性を、期中レビュー報告書に追加的な説明を記載することによっても軽減できないと判断した場合、法令等により要求されていない限り、期中レビュー契約を締結してはならない。このような法令等に準拠して実施される期中レビュー業務は、本報告書に準拠したものではない。したがって、監査人は、期中レビュー報告書に、本報告書に準拠して実施された期中レビュー業務であることを示すような記載を行ってはならない (A95 項参照)。

《(4) 期中レビュー業務の契約条件に関する合意》

38. 監査人は、期中レビュー業務の実施に先立ち、期中レビュー業務の契約条件について経営者と合意しなければならない。
39. 期中レビュー業務の契約条件の合意された内容として、以下の事項を期中レビュー契約書又は他の適切な形式による合意書に記載しなければならない。
 - (1) 期中財務諸表の想定される用途と配布先及び該当する場合には利用又は配布制限
 - (2) 期中財務諸表の作成において適用される財務報告の枠組み
 - (3) 期中レビュー業務の目的及び範囲
 - (4) 監査人の責任
 - (5) 第 32 項(2)に記載されている内容を含む、経営者の責任
 - (6) 期中レビュー業務は監査でない旨、及び監査人は期中財務諸表に対する監査意見を表明しない旨
 - (7) 期中レビュー報告書の想定される様式及び内容並びに状況により想定された様式及び内容と異なる場合がある旨
 - (8) 監査人が期中レビュー業務の実施に当たり口頭で説明を受けた事項及び会計記録等に内在するアサーションを確認するために、経営者確認書を提供することに合意すること。

《(5) 期中レビュー業務の契約条件の変更の受諾》

40. 監査人は、正当な理由がない限り、期中レビュー業務の契約条件の変更に合意してはならない。
41. 監査人は、期中レビュー業務の完了前に、業務を保証業務以外の業務に変更することを依頼された場合、正当な理由があるかどうかを判断しなければならない。
42. 期中レビュー業務の契約条件が期中レビュー業務の実施過程で変更された場合、監査人と経営者は、変更後の契約条件について合意し、それを期中レビュー契約書において記載しなければならない。

《6. 期中レビュー計画》

43. 監査人は、期中レビュー計画を、年度の財務諸表の監査の監査計画の中で策定することができる。年度の財務諸表の監査を実施する過程において、期中レビュー計画の前提とした重要な虚偽表示リスクの評価を変更した場合や特別な検討を必要とするリスクがあると判断した場合には、その変更等が期中レビュー計画に与える影響を検討し、必要であれば適切な修正をしなければならない。

《7. 経営者及び監査役等とのコミュニケーション》

44. 監査人は、期中レビューの過程において、職業的専門家として経営者及び監査役等の注意を喚起するのに値すると判断した全ての重要な事項について、経営者及び監査役等に適時にコミュニケーションを行わなければならない（A14 項から A18 項及び A21 項から A23 項参照）。
45. 期中レビューを実施した結果、期中財務諸表が、適用される財務報告の枠組みにおいて要求されている事項に照らして、全ての重要な点において、適正に表示していないと信じさせる事項が認められる場合（準拠性の枠組みの場合には、準拠して作成していないと認められる場合）には、監査人は、適切な階層の経営者等にその事項を速やかに伝達し、適切な対応を求めなければならない。また、経営者が合理的な期間内に適切に対処しないと監査人が判断した場合には、監査人は監査役等に報告しなければならない（A19 項参照）。
46. 経営者が合理的な期間内に適切に対処しないと監査人が判断した場合には、監査人は以下を検討しなければならない。
- (1) 除外事項付結論を表明するかどうか。
 - (2) 期中レビュー契約を解除する可能性
 - (3) 年度の財務諸表の監査業務を辞任する可能性
47. 期中レビューを実施した結果、不正又は違法行為等の存在に気が付いた場合には、監査人は、適切な階層の経営者に速やかに報告しなければならない（A20 項参照）。

《8. 期中レビュー業務の実施》

《(1) 期中レビュー業務における重要性》

48. 監査人は、重要性の基準値を決定し、この重要性の基準値を手続の立案及び当該手続から得た結果の評価に適用しなければならない（A24 項から A28 項及び A32 項参照）。
49. 監査人は、期中レビュー業務の実施過程において、当初決定した重要性の基準値を改訂すべき

情報を認識した場合には、重要性の基準値を改訂しなければならない（A29 項参照）。

《(2) 内部統制を含む、企業及び企業環境の理解》

50. 監査人は、重要な虚偽表示が生じる可能性の高い期中財務諸表の領域を識別し、当該領域に関する手続を立案する基礎を得るため、内部統制を含む、企業及び企業環境並びに適用される財務報告の枠組みを理解しなければならない（A30 項及び A31 項参照）。
51. 監査人は、以下の事項を理解しなければならない（A32 項、A33 項、A44 項及び A46 項参照）。
- (1) 企業に関連する産業、規制等の外部要因（適用される財務報告の枠組みを含む。）
 - (2) 企業の事業活動等
 - ① 事業運営
 - ② 所有とガバナンスの構造
 - ③ 既存又は計画中の投資
 - ④ 組織構造や資本関係と資金調達の方法
 - ⑤ 企業目的と戦略
 - (3) 企業の会計システム及び会計記録
 - (4) 企業の会計方針の選択と適用
52. 当期において初めて監査人に選任され、過去において年度財務諸表に関する監査を実施していない監査人は、期中レビューの計画と実施のために、内部統制を含む、企業及び企業環境を理解しなければならない（A34 項参照）。

《(3) 手続の立案及び実施》

53. 監査人は、期中財務諸表に対する結論の基礎として十分かつ適切な証拠を入手するに当たり、以下が可能となるように、主として財務及び会計に関する事項に責任を有する者への質問及び分析的手続を立案して実施しなければならない（A35 項から A40 項、A44 項、A46 項、A49 項及び A50 項参照）。
- (1) 開示を含む、期中財務諸表における全ての重要な項目に対応すること。
 - (2) 重要な虚偽表示が生じる可能性の高い期中財務諸表の領域に重点を置くこと。
54. 監査人による経営者、及び必要な場合にはその他の企業構成員への質問には、以下の事項を含めなければならない（A41 項から A45 項参照）。
- (1) 経営者が、適用される財務報告の枠組みにおいて要求される、重要な会計上の見積りを行う方法
 - (2) 関連当事者及び関連当事者取引（当該取引の目的を含む。）の識別
 - (3) 以下の事項を含む、期中財務諸表に影響を及ぼす、重要かつ通例でない取引若しくは事象、又は複雑な取引若しくは事象が存在するかどうか。
 - ① 企業の事業活動又は事業運営上の重要な変化
 - ② 財務及び借入の契約又は財務制限条項を含む、期中財務諸表に著しい影響を及ぼす契約条件の重要な変更
 - ③ 重要な仕訳入力又は期中財務諸表に対するその他の重要な修正

- ④ 期中会計期間末日近くで発生又は認識された重要な取引
 - ⑤ 当年度及び過年度の未修正の虚偽表示
 - ⑥ 関連当事者との取引又は関係が与える影響又は見込まれる影響
- (4) 以下の事実、疑い又は申立ての存在
- ① 企業に影響を及ぼす不正又は違法行為
 - ② 税金や年金に関する法令など、期中財務諸表の重要な金額及び開示の決定に直接影響を及ぼすものとして一般的に認識されている法令への違反
- (5) 期中会計期間末日の翌日から期中レビュー報告書日までの間に発生し、期中財務諸表の修正又は期中財務諸表における開示が要求される事象を、経営者が識別して対応したかどうか。
- (6) 継続企業の前提に関して経営者が行った評価
- (7) 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在するかどうか。
- (8) 期中財務諸表（開示を含む。）に影響を及ぼす、又は影響を及ぼす可能性のある重要な約定、契約上の義務又は偶発債務
- (9) 期中会計期間における金銭的対価を伴わない重要な取引又は重要な無償取引
- (10) 重要な会計方針又は表示方法の変更（会計基準等の改正に伴う会計方針又は表示方法の変更を含む。）があるか（変更がある場合には、その内容、理由及び適切に遡及適用されているか等）。
- (11) 期中財務諸表に重要な影響を及ぼすと認められる事項に気が付いた場合には、当該事項の内容が期中財務諸表において適切に会計処理及び開示されているか。
- (12) 訴訟事件等の有無
55. 監査人は、分析的手続を立案する際に、会計システムと会計記録からのデータが、分析的手続を実施する目的において適切かどうかを考慮しなければならない（A46 項から A48 項参照）。

《① 特定の状況に対する手続》

《ア. 関連当事者》

56. 監査人は、期中レビュー業務期間中、経営者が従来識別していない又は監査人に開示していない関連当事者との関係又は関連当事者との取引を示唆する可能性がある契約又はその他の情報に留意しなければならない。
57. 監査人は、期中レビュー業務の実施過程で企業の通常の取引過程から外れた重要な取引を識別した場合には、以下の事項について経営者に質問しなければならない。
- (1) 当該取引の内容
 - (2) 関連当事者が関与し得るかどうか。
 - (3) 当該取引の事業上の合理性（又はその欠如）

《イ. 継続企業》（A51 項及び A52 項参照）

58. 期中レビュー業務には、継続企業の前提の検討が含まれる。監査人は、継続企業の前提に関して経営者が行った評価の検討に当たって、経営者の評価期間と同じ期間を対象としなければならない。この場合、経営者の評価期間は、適用される財務報告の枠組みで要求される期間又は法令に規定される期間となる。

59. 監査人は、経営者が継続企業の前提についての評価を前会計期間（期中レビューの対象となる期中会計期間の直前の年度又は期中会計期間をいう。）から変更したかどうかを質問しなければならない。監査人は、期中レビュー業務の実施過程で、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に気付いた場合には、合理的な期間について経営者が行った評価及び対応策並びにその内容の検討に際し、以下を実施しなければならない。

なお、合理的な期間や評価方法については会計基準等によることが原則であり、適用される会計基準等の中でこれらが明示されていない場合については、例えば、期中レビュー基準報告書第1号第26項から第30項の考え方が参考になる。

(1) 継続企業の前提の評価に関連する経営者の対応策、その実行可能性、及びその対応策が当該事象又は状況を解消し、又は改善するものであるかどうかについて、経営者に質問する。

(2) 経営者の回答が、以下に対して十分な基礎を提供しているかを検討する。

① 継続企業の前提の評価が、適用される財務報告の枠組みにおいて要求されている場合は、継続企業を前提として期中財務諸表を作成することが適切であるかどうか。

② 継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるかどうか。認められる場合は、適用される財務報告の枠組みにおいて要求されている事項に照らして、期中財務諸表に重要な虚偽表示が存在するか、又は期中財務諸表利用者の判断を誤らせることになるかどうかについて結論付ける。

(3) 期中レビュー業務の結果として気付いた全ての関連する情報を踏まえて、経営者の回答を検討する。

60. 監査人は、前会計期間の決算日において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在し、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められた場合には、当該事象又は状況の変化並びにこれらに係る経営者の評価及び対応策の変更について質問しなければならない。

61. 監査人は、前会計期間の決算日において、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められなかったものの、当期中会計期間において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を認めた場合には、経営者に対し、経営者による評価及び対応策を含め継続企業の前提に関する開示の要否について質問しなければならない。

62. これらの質問の結果、監査人は、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められると判断した場合には、継続企業の前提に関する事項について、期中財務諸表において、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていない（準拠性の枠組みの場合は、作成されていない）と信じさせる事項が認められないかどうかに関し、追加的な質問や関係書類の閲覧等の追加的な手続を実施して、検討しなければならない。

《ウ. 構成単位の監査人の利用》（A53 項参照）

63. 監査人は、構成単位の監査人によって行われた期中レビュー等の結果を利用する場合には、当該構成単位の監査人が関与した期中財務諸表等の重要性及び構成単位の監査人の品質管理の状況等に基づく信頼性の程度を勘案して、構成単位の監査人の実施した期中レビュー等の結果を利用する程度及び方法を決定しなければならない（「期中レビュー基準」第二 実施基準 13 参照）。

構成単位の監査人の実施した期中レビュー等の重要な事項について、その結果を利用できない場合がある。この場合において、更に当該事項について、重要な期中レビュー手続を追加して実施できなかった場合には、重要な期中レビュー手続が実施できなかった場合に準じて、結論の表明の適否を判断しなければならない（「期中レビュー基準」第三 報告基準 10 参照）。

《(4) 期中財務諸表と基礎となる会計記録との調整》(A54 項参照)

64. 監査人は、期中財務諸表とその基礎となる会計記録との一致又は調整に関する証拠を入手しなければならない。

《(5) 重要な虚偽表示が存在する可能性が高いと認められる事項に気付いた場合の追加的な手続》

65. 監査人は、期中財務諸表に重要な虚偽表示が存在する可能性が高いと認められる事項に気付いた場合には、以下のいずれかの結論を導くために、追加的な手続を立案し実施しなければならない（A55 項から A59 項参照）。

- (1) 当該事項により期中財務諸表に重要な虚偽表示が存在する可能性は高くない。
- (2) 当該事項により期中財務諸表に重要な虚偽表示が存在する。

《(6) 虚偽表示の評価》(A60 項から A62 項参照)

66. 監査人は、気が付いた未修正の虚偽表示について、期中財務諸表に対し、個別に又は集計して重要であるかどうかを評価しなければならない。

《(7) その他の記載内容に関連する監査人の責任》(A63 項から A65 項参照)

67. 監査人は、期中レビューを行った期中財務諸表との重要な相違を識別するため、その他の記載内容を通読しなければならない。

68. 監査人は、その他の記載内容を通読することにより重要な相違を識別した場合、期中レビューを行った期中財務諸表又はその他の記載内容を修正する必要があるかどうかを判断しなければならない。

69. 期中レビューを行った期中財務諸表に修正が必要であるが、経営者が修正することに同意しない場合、監査人は除外事項付結論を表明しなければならない。

70. その他の記載内容に修正が必要であるが、経営者が修正することに同意しない場合、監査人は、監査役等に当該事項を報告するとともに、以下のいずれかを行わなければならない。

- (1) 期中レビュー報告書にその他の事項区分を設け、重要な相違について記載する。
- (2) 期中レビュー報告書を発行しない。
- (3) 可能な場合、期中レビュー契約を解除する。

71. 監査人は、重要な相違を識別するためにその他の記載内容を通読する際に、明らかな事実の重要な虚偽記載に気付いた場合、経営者と当該事項について協議しなければならない。

72. 監査人は、その他の記載内容に事実の重要な虚偽記載が存在すると判断したが、経営者がそれを修正又は訂正することに同意しない場合、監査役等にその他の記載内容に関する監査人の懸念を知らせるとともに、適切な措置を講じなければならない。

《9. 後発事象》

73. 監査人は、期中財務諸表において、修正又は開示すべき後発事象があるかどうかについて経営者に質問しなければならない。
74. 監査人は、期中レビュー報告書日後に、期中財務諸表に関していかなる期中レビュー手続を実施する義務も負わない。しかしながら、期中レビュー報告書日の翌日から期中財務諸表の発行日までの間に、もし期中レビュー報告書日現在に気付いていたとしたら、期中レビュー報告書を修正する原因となった可能性のある事実を知るところとなった場合には、監査人は以下の手続を実施しなければならない。
- (1) 経営者と当該事項について協議すること。
 - (2) 期中財務諸表の修正又は期中財務諸表における開示が必要かどうか判断すること。
 - (3) 期中財務諸表の修正又は期中財務諸表における開示が必要な場合、当該事項について期中財務諸表でどのように扱う予定であるか経営者に質問すること。

《10. 経営者確認書》

75. 監査人は、経営者に対して、期中レビュー契約書において記載されたとおり、その責任を果たした旨の経営者確認書を提出するように要請しなければならない。経営者確認書には、以下の事項を含めなければならない（A66 項から A68 項参照）。
- (1) 期中レビュー契約書において合意したとおり、経営者が、適用される財務報告の枠組みに準拠して期中財務諸表を作成し適正に表示する責任（準拠性の枠組みの場合、作成する責任）を果たした旨、及び期中財務諸表の作成に関連すると認識している又は期中レビュー業務に関連して監査人が依頼した全ての情報及び情報を入手する機会を監査人に提供した旨
 - (2) 全ての取引が記録され、期中財務諸表に反映されている旨
 - (3) 経営者が、未修正の虚偽表示の与える影響が個別にも集計しても全体としての期中財務諸表に対して重要性がないと判断している旨
経営者確認書には、未修正の虚偽表示の要約を記載するか又は添付することを求めなければならない。
76. 監査人は、経営者が以下の事項を監査人に開示した旨を経営者確認書に記載するように要請しなければならない（A67 項参照）。
- (1) 期中レビュー契約書において合意したとおり、経営者が期中財務諸表の作成に関連すると認識している又は期中レビューに関連して監査人が依頼した全ての情報及び情報を入手する機会を監査人に提供した旨
 - (2) 全ての取引が記録され、期中財務諸表に反映されている旨
 - (3) 不正を防止し発見する内部統制を整備及び運用する責任は、経営者にあることを承知している旨
 - (4) 不正による期中財務諸表の重要な虚偽表示の可能性に対する経営者の評価を監査人に示した旨
 - (5) 以下の企業に影響を与える不正又は不正の疑いがある事項に関する情報が存在する場合、当該情報を監査人に示した旨

- ① 経営者による不正又は不正の疑い
 - ② 内部統制において重要な役割を担っている従業員による不正又は不正の疑い
 - ③ 上記以外の者による期中財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性がある不正又は不正の疑い
- (6) 従業員、元従業員、投資家、規制当局又はその他の者から入手した期中財務諸表に影響する不正の申立て又は不正の疑いがある事項に関する情報を監査人に示した旨
- (7) 期中財務諸表を作成する場合にその影響を考慮すべき、既に認識されている違法行為又はその疑いを全て監査人に示した旨
- (8) 未修正の虚偽表示の与える影響が個別にも集計しても全体としての期中財務諸表に対して重要性がないと判断している旨（当該未修正の虚偽表示の要約は経営者確認書に記載するか又は添付することを求めなければならない。）
- (9) 期中財務諸表を作成する場合にその影響を考慮すべき、既に認識されている又は潜在的な訴訟事件等を、全て監査人に示した旨及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して適正に処理し開示した旨
- (10) 会計上の見積りを行う際に使用した重要な仮定が合理的であると判断している旨
- (11) 関連当事者の名称、認識している全ての関連当事者との関係及び関連当事者との取引を監査人に示した旨並びに当該関係及び取引を一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して適切に処理している旨
- (12) 期中会計期間末日後に発生し、かつ、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準により期中財務諸表の修正又は期中財務諸表における開示が要求される全ての事象を、適切に修正又は開示した旨
77. 監査人が確認を要請した事項の全部又は一部について経営者から確認を得られない場合、監査人は以下の事項を実施しなければならない（A66 項参照）。
- (1) 当該事項について経営者と協議すること。
 - (2) 経営者の誠実性を再評価し、口頭、書面又は電磁的記録による陳述の信頼性及び証拠全体の証明力に及ぼす影響を評価すること。
 - (3) 本報告書に従って、期中レビュー報告書の結論への影響を判断することを含め、適切な措置を講じること。
78. 監査人は、以下のいずれかに該当する場合には、期中財務諸表に対する結論を不表明とするか、又は現実的な対応として可能であれば、期中レビュー契約を解除するか、いずれかを選択しなければならない。
- (1) 監査人が、経営者の誠実性について深刻な疑義があり、経営者確認書に信頼性がないと判断した場合
 - (2) 第 76 項により要求される事項について経営者から確認が得られない場合

《(1) 経営者確認書の日付及び経営者確認書が対象とする期間》

79. 経営者確認書の日付は、期中レビュー報告書日より後であってはならない。経営者確認書は、期中レビュー報告書が対象とする全ての期間に対する全ての期中財務諸表を対象とするものでなければならない（A69 項参照）。

《11. 実施した手続から入手した証拠の評価》

80. 監査人は、実施した手続から十分かつ適切な証拠を入手したかどうかを評価しなければならない。十分かつ適切な証拠を入手していない場合には、監査人は期中財務諸表に対する結論を形成できるよう、個々の状況に照らして監査人が必要と判断するその他の手続を実施しなければならない（A71 項参照）。
81. 監査人が結論の形成のための十分かつ適切な証拠を入手できない場合には、監査人は、経営者及び必要な場合には監査役等と当該制約が期中レビュー業務の範囲に及ぼす影響について協議しなければならない（A72 項及び A73 項参照）。

《(1) 期中レビュー報告書に及ぼす影響の評価》

82. 監査人は、期中レビュー報告書に及ぼす影響を判断するために、実施した手続から入手した証拠を評価しなければならない（A71 項参照）。

《12. 期中財務諸表に対する監査人の結論の形成と報告》**《(1) 期中財務諸表に適用される財務報告の枠組みの考慮》**

83. 期中財務諸表に対する結論を形成する際に、監査人は以下を実施しなければならない。
- (1) 期中財務諸表において、適用される財務報告の枠組みについて適切に記述されているかどうかを評価する。
 - (2) 適用される財務報告の枠組みの要求事項及び実施した手続の結果と照らし、以下の事項を検討する。
 - ① 期中財務諸表の名称を含め、期中財務諸表で使用されている用語は適切であるかどうか。
 - ② 経営者が採用した重要な会計方針が、期中財務諸表において適切に開示されているかどうか。
 - ③ 経営者が採用した会計方針が、適用される財務報告の枠組みに準拠しており、かつ適切であるかどうか。
 - ④ 経営者の行った会計上の見積りが合理的であるかどうか。
 - ⑤ 期中財務諸表において表示された情報が目的適合性、信頼性及び比較可能性を有し、かつ理解可能なものであるかどうか。
 - ⑥ 重要な取引や会計事象が期中財務諸表に及ぼす影響について、期中財務諸表の利用者が理解するために適切な開示がなされているかどうか（A77 項参照）。
84. 監査人は、以下の影響を考慮しなければならない。
- (1) 期中レビュー業務の実施過程で識別された当年度及び過年度の未修正の虚偽表示の全体としての期中財務諸表に対する影響
 - (2) 経営者の判断に偏向が存在する兆候等、企業の会計実務の質的側面
85. 期中財務諸表が適正表示の枠組みに準拠して作成されている場合、監査人は以下の影響も考慮しなければならない。
- (1) 適用される枠組みに準拠した期中財務諸表の全体的な表示、構成及び内容
 - (2) 関連する注記を含む期中財務諸表が、全体として、基礎となる取引や会計事象を適正に表しているかどうか。

《(2) 期中レビュー報告書》

86. 期中財務諸表に対する監査人の結論は、無限定の結論か除外事項付結論であるかを問わず、期中財務諸表に適用される財務報告の枠組みに応じた適切な様式で表明されなければならない。

《① 全般的事項》(A74 項から A76 項及び A95 項から A97 項参照)

87. 期中レビュー報告書は、書面又は電磁的記録によらなければならない、基本的に「監査人の結論」、「結論の根拠」、「経営者及び監査役等の責任」、「監査人の責任」という四つの区分に分けて記載し（「期中レビュー基準」第三 報告基準「3 期中レビュー報告書の記載」参照）、それぞれ見出しを付けなければならない。これらの区分に分けて記載される事項以外に表題、日付、宛先、監査事務所の所在地及び署名等も期中レビュー報告書に記載しなければならない（監査基準報告書 700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」第 43 項参照）。

付録 2 には、期中レビュー報告書の文例を示している。

《ア. 監査人の結論》

88. 監査人は、適正性に関する結論を表明する場合には、経営者の作成した期中財務諸表について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかったかどうかに関する結論を表明しなければならない（「期中レビュー基準」第三 報告基準 5 無限定の結論 (1) 参照）。なお、特別の利用目的に適合した会計の基準により作成される期中財務諸表については、当該期中財務諸表が当該会計の基準に準拠して、上記と同様に適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかったかどうかに関する結論を表明しなければならない。

89. 監査人は、準拠性に関する結論を表明する場合には、作成された期中財務諸表が、当該期中財務諸表の作成に当たって適用された会計の基準に準拠して作成していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかったかどうかに関する結論を表明しなければならない。

監査人は、準拠性に関する結論を表明する場合には、適正性に関する結論の表明に準じて行うものとする。

《イ. 結論の根拠》

90. 監査人は、期中レビュー報告書に、一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行ったこと、期中レビューの結果として入手した証拠が結論の表明の基礎を与えるものであることを記載しなければならない（「期中レビュー基準」第三 報告基準 5 無限定の結論 (2) 参照）。また、これらに加えて、監査人の責任に関し、期中レビュー報告書の「期中財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」の区分に記載がある旨、及び監査人は我が国における職業倫理に関する規定に従って会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている旨を記載しなければならない。

「一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準」の表現については、前項で述べたことと同様の趣旨により、「我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準」という

表現を用いる。

《ウ. 経営者及び監査役等の責任》

91. 経営者には、期中財務諸表の作成責任があること、期中財務諸表に重要な虚偽表示がないように内部統制を整備及び運用する責任があること、継続企業の前提に関する評価を行い必要な開示を行う責任があること、監査役等には、財務報告プロセスを監視する責任があることを記載しなければならない（「期中レビュー基準」第三 報告基準 5 無限定の結論 (3)参照）。
92. 継続企業の前提に関する評価を行い必要な開示を行う責任としては、経営者は、継続企業を前提として期中財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、財務報告の枠組みに基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合は当該事項を開示する責任を有する旨を記載しなければならない（監基報 700 第 31 項(2)参照）。
93. 監査役等には財務報告プロセスを監視する責任があることについては、監査役等の責任として、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役（監査委員会の場合は執行役員及び取締役）の職務の執行を監視する旨を記載しなければならない（監基報 700 第 32 項参照）。

《エ. 監査人の責任》

94. 監査人の責任は独立の立場から期中財務諸表に対する結論を表明することにあること、期中レビューは質問、分析的手続その他の期中レビュー手続からなり、年度の財務諸表の監査に比べて限定的な手続となること、継続企業の前提に関する経営者の評価を検討すること、監査役等と適切な連携を図ることを記載しなければならない（「期中レビュー基準」第三 報告基準 5 無限定の結論 (4)参照）。
95. 継続企業の前提の評価に関する監査人の責任としては、以下を記載しなければならない（監基報 700 第 36 項(2)④参照）。
 - (1) 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、期中財務諸表において、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていない（準拠性の枠組みの場合は、作成されていない）と信じさせる事項が認められないかどうか結論付けること。
 - (2) 継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合、期中レビュー報告書において期中財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する期中財務諸表の注記事項が適切でない場合は、期中財務諸表に対して除外事項を付した限定付結論又は否定的結論を表明すること。
 - (3) 監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性があること。
96. 監査役等と適切な連携を図ることに関する監査人の責任については、以下を記載しなければならない。
 - (1) 監査人は、監査役等に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行うこと（監基報 700 第 37 項(1)参照）。

(2) 上場企業の期中レビューの場合、監査人は、監査役等に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行うこと（A84項参照。監基報 700 第 37 項(2)参照）。

97. 監査人の責任としては、更に以下を記載しなければならない。

(1) 監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して実施する期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持すること（監基報 700 第 36 項(1)参照）。

(2) 表示及び注記事項の検討

期中財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた期中財務諸表の表示、構成及び内容、並びに期中財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していない（準拠性の枠組みの場合は、作成していない）と信じさせる事項が認められないかどうかを評価すること（監基報 700 第 36 項(2)⑤参照）。

(3) 構成単位に対する期中レビュー手続を実施する場合の監査人の責任（監基報 700 第 36 項(3)参照）

① グループ期中財務諸表に対する結論を表明するための、グループ内の構成単位の財務情報に関する証拠を入手すること。

② グループ期中財務諸表の期中レビューの指揮、監督及び査閲をすること。

③ グループ監査責任者として単独で結論の表明を行うこと。

《オ. 利害関係》

98. 公認会計士法の規定（第 25 条第 2 項及び第 34 条の 12 第 3 項参照）により期中レビュー報告書に利害関係の有無を記載することが求められているため、期中レビュー報告書の末尾に「利害関係」という見出しを付した上で利害関係の有無について記載しなければならない。なお、当該利害関係の記載に連結子会社を含めなければならない。

《② 除外事項付結論》

99. 期中財務諸表が、全ての重要な点において、適用される財務報告の枠組みに準拠して、適正に表示される（準拠性の枠組みの場合は、作成される）ために、期中財務諸表に重要な修正を要請する事項を識別したが経営者が期中財務諸表を修正しない場合には、監査人は、限定付結論又は否定的結論を表明しなければならない。

《ア. 結論に関する除外》（A79 項参照）

100. 監査人は、経営者の作成した期中財務諸表について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を重要な点において適正に表示していない（準拠性の枠組みの場合は、作成していない）と信じさせる事項が認めら

れ、その影響が無限定の結論を表明することができない程度に重要ではあるものの、期中財務諸表全体に対して否定的結論を表明するほどではないと判断したときには「限定付結論」の区分において除外事項を付した限定付結論を表明し、「限定付結論の根拠」の区分において、修正すべき事項、可能であれば当該事項が期中財務諸表に与える影響及びこれらを踏まえて除外事項を付した限定付結論とした理由を記載しなければならない（「期中レビュー基準」第三 報告基準 6 参照）。

上記、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を重要な点において適正に表示していない（準拠性の枠組みの場合は、作成していない）と信じさせる事項が認められるかどうかの判断に当たっては、年度の財務諸表の監査と同様、①経営者が採用した会計方針が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して継続的に適用されているかどうか、②経営者の採用した会計方針の選択及び適用方法が会計事象や取引を適切に反映するものであるかどうか、③期中財務諸表の表示方法が適切であるかどうか、について検討しなければならない。

当該影響額の記載を行う場合は、年度の財務諸表の監査における影響額の記載に準じて記載しなければならない。

また、除外した不適切な事項及び財務諸表に与えている影響を踏まえて除外事項を付した限定付結論とした理由も併せて記載しなければならない。

限定付結論が表明された期中レビュー報告書の例は本報告書の付録 2 に示している。

《イ. 否定的結論》（A80 項参照）

101. 監査人は、経営者の作成した期中財務諸表について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を重要な点において適正に表示していない（準拠性の枠組みの場合は、作成していない）と信じさせる事項が認められる場合において、その影響が期中財務諸表全体として虚偽表示に当たるとするほどに重要であると判断したときには、否定的結論を表明し、「結論の根拠」の区分に、その理由を記載しなければならない（「期中レビュー基準」第三 報告基準 7 参照）。

否定的結論が表明された期中レビュー報告書の文例は本報告書の付録 2 に示している。

《③ 期中レビュー範囲の制約》

102. 監査人が重要な期中レビュー手続が実施できない場合には、監査人は、書面又は電磁的記録により、適切な階層の経営者及び監査役等に期中レビューが完了できない理由を伝えるとともに、結論の表明の適否を検討しなければならない（A81 項参照）。

《ア. 経営者による期中レビュー範囲の制約》

103. 経営者が、期中レビュー範囲の制約を課しており、その制約により監査人が期中レビューを完了できないことになる可能性について監査人に予備的知識がある場合には、監査人は期中レビュー契約を受け入れてはならない。

104. 期中レビュー契約を受け入れた後で、経営者が期中レビューの範囲に制約を課した場合には、

監査人はその制約を取り除くように要請しなければならない。それを経営者が拒否した場合には、監査人は期中レビューを完了できず、結論を表明することはできない。その場合には、監査人は、書面又は電磁的記録により、適切な階層の経営者及び監査役等に期中レビューを完了できない理由を報告しなければならない。その場合であっても、監査人は、期中財務諸表が、全ての重要な点において、適用される財務報告の枠組みに準拠して、適正に表示される（準拠性の枠組みの場合は、作成される）ために重要な修正を要請する事項を識別した場合には、監査人は第 45 項及び第 46 項の指針に従って、その事項を報告しなければならない。

105. 監査人は、監査人に期中レビュー報告書を発行する要請があるかどうかを含め、法律及び規則上の責任について考慮しなければならない。こうした要請がある場合には、監査人は結論を表明せず、期中レビューを完了できない理由を期中レビュー報告書に記載しなければならない。ただし、期中財務諸表が、全ての重要な点において、適用される財務報告の枠組みに準拠して、適正に表示される（準拠性の枠組みの場合は、作成される）ために重要な修正を要請する事項を識別した場合には、監査人はその事項についても期中レビュー報告書上で報告しなければならない。

《イ. その他の範囲の制約》

《期中レビュー範囲の制約》

106. 監査人は、期中財務諸表に対して行う期中レビューの結論の表明に当たり、当該結論を表明するための基礎を得るために期中レビュー計画を策定し、期中レビュー手続を実施するが、期中レビューの状況によっては、重要な期中レビュー手続を実施できない場合がある。この場合、監査人は期中レビュー範囲の制約を受けたことになる。

監査人は、重要な期中レビュー手続を実施できなかったことにより、無限定の結論を表明できない場合において、その影響が期中財務諸表全体に対する結論の表明ができないほどではないと判断したときは、除外事項を付した限定付結論を表明し、「結論の根拠」の区分に、実施できなかった期中レビュー手続、当該事実が影響する事項及びこれらを踏まえて除外事項を付した限定付結論とした理由を記載しなければならない（「期中レビュー基準」第三 報告基準 8 参照）。

107. 監査人は、重要な期中レビュー手続を実施できなかったことにより、無限定の結論の表明ができない場合において、その影響が期中財務諸表全体に対する結論の表明ができないほどに重要であると判断したときは、結論を表明してはならず、別に区分を設けて、期中財務諸表に対する結論を表明しない旨及びその理由を記載しなければならない（「期中レビュー基準」第三 報告基準 9 参照）。

108. 期中レビュー範囲の制約を受け、重要な期中レビュー手続を実施できない場合には、無限定の結論を表明することはできないが、その影響が期中財務諸表全体に対する結論の表明ができないほどではないと判断したときには、「限定付結論」の区分に除外事項を付した限定付結論を表明し、期中レビュー範囲の制約に係る除外事項として、次の事項を「限定付結論の根拠」の区分に記載しなければならない。

- ・ 実施できなかった期中レビュー手続
- ・ 期中財務諸表に対する結論において当該事実が影響する事項
- ・ 上記を踏まえて除外事項を付した限定付結論とした理由

ここでいう当該事実が影響する事項については、除外事項に係る期中財務諸表に計上されている項目の金額又は注記事項の金額は分かるが、期中レビュー範囲の制約によりその適正性又は準拠性を判断する基礎が入手できないことから、最終的な金額的影響額を算定することは通常困難である。したがって、期中レビュー範囲の制約の事実が影響する事項の金額的影響額の記載は、期中財務諸表に計上されている項目の金額又は注記事項の金額を記載しなければならない。

また、実施できなかった期中レビュー手続及び期中財務諸表に与えている影響を踏まえて除外事項を付した限定付結論とした理由も併せて記載しなければならない。

限定付結論が表明された期中レビュー報告書の文例は本報告書の付録2に示している。

109. 期中財務諸表に計上されていない事項又は注記されていない事項で、何らかの会計処理又は開示が必要と判断されるものについて期中レビュー範囲の制約があるため、当該取扱いの判断ができない場合は、その旨を記載しなければならない（A82 項参照）。

《④ 結論の不表明》

110. 重要な期中レビュー手続を実施できないことにより期中レビュー範囲の制約を受けた場合に、その影響が期中財務諸表全体に対する結論の表明ができないほどに重要と判断したときは、結論を表明しない旨を「結論の不表明」の区分に記載し、結論を表明しない理由を「結論の不表明の根拠」の区分に記載しなければならない。この場合であっても、「結論の不表明」の区分において、期中財務諸表について期中レビューを行った旨を記載しなければならない。

また、「監査人の責任」の区分において、以下の事項を記載しなければならない。

「監査人の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から期中財務諸表に対する結論を表明することにある。

しかしながら、本報告書の「結論の不表明の根拠」に記載されているとおり、当監査法人は、期中財務諸表に対する結論の表明の基礎となる証拠を入手することができなかった。」

結論の不表明の期中レビュー報告書の文例は本報告書の付録2に示している。

111. 期中レビュー業務の実施において、①経営者から、期中レビューの範囲について制約を課された場合、②質問事項について十分な知識を有し、責任をもって回答できる適切な役職者が不在等により、十分な質問が実施できなかった場合、③火災等による焼失又は司法当局による証拠資料の押収等によって、重要な会計帳簿や会計記録を閲覧できなかった場合、又は十分な分析的手続を実施できなかった場合は、結論の表明の適否を判断しなければならない。
112. 重要な偶発事象等の将来の帰結が予測し得ない事象又は状況について、期中財務諸表に与える当該事象又は状況の影響が複合的かつ多岐にわたる場合には、重要な期中レビュー手続を実施できなかった場合に準じて、結論の表明ができるか否かを慎重に判断しなければならない（「期中レビュー基準」第三 報告基準 11 参照）。

《⑤ 継続企業の前提》（A83 項から A85 項参照）

113. 監査人は、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合には、次のとおり結論の表明及び期中レビュー報告書の記載を行わなければならない（「期中レビュー基準」第三 報告

基準 12 参照)。

(1) 継続企業の前提に関する事項が期中財務諸表に適切に記載されていると判断して、無限定の結論を表明する場合には、当該継続企業の前提に関する事項について期中レビュー報告書に記載しなければならない。

(2) 継続企業の前提に関する事項が期中財務諸表に適切に記載されていないと判断した場合は、当該不適切な記載についての除外事項を付した限定付結論又は否定的結論を表明し、その理由を記載しなければならない。

114. 前項の継続企業の前提に関する手続の記載の前提となる注記において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策が記載されることとなっているが、対応策の期間が経営者の評価期間より短い場合、具体的に対応策が提示されていない期間において、なぜ事業活動を継続することができるかと評価したのかについての具体的な評価内容等が記載されているかどうか検討しなければならない。

115. 極めてまれな状況ではあるが、重要な不確実性が複数存在し、それが期中財務諸表に及ぼす可能性のある影響が複合的かつ多岐にわたる場合には、監査人は、結論を表明しないことが適切と考えることがある。この場合、監査人は、結論の表明ができるか否かを慎重に判断しなければならない。また、経営者の対応策及び具体的に対応策が提示されていない期間についての経営者の評価内容等が、注記の内容として不十分と考えられる場合、監査人は、限定付結論又は否定的結論を表明することについて慎重に検討しなければならない。

116. 重要な不確実性について期中財務諸表に適切な注記がなされている場合、監査人は無限定の結論を表明し、期中財務諸表における注記事項について注意を喚起するために、期中レビュー報告書に「継続企業の前提に関する重要な不確実性」という見出しを付した区分を設け、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる旨及び当該事項は監査人の結論に影響を及ぼすものではない旨を記載しなければならない。

117. 監査人は、継続企業の前提が成立していないことが一定の事実をもって明らかな場合で、期中財務諸表が継続企業の前提に基づいて作成されているときは、否定的結論を表明しなければならない。

《⑥ 追記情報》(A86 項及び A87 項参照)

118. 監査人は、次に掲げる強調すること又はその他説明することが適切と判断した事項は、期中レビュー報告書にそれらを区分した上で、情報として追記しなければならない。

(1) 会計方針の変更

(2) 重要な偶発事象

(3) 重要な後発事象

(4) 監査人が結論を表明した期中財務諸表を含む開示書類における当該期中財務諸表の表示とその他の記載内容との重要な相違

《ア. 強調事項区分》

119. 監査人は、結論の類型にかかわらず、期中財務諸表に表示又は開示されている事項について、利用者が期中財務諸表を理解する基礎として重要であるため、当該事項を強調し利用者の注意を

喚起する必要があると判断することがある。そのような場合、監査人が、当該事項について期中財務諸表の重要な虚偽表示が含まれる可能性が高くないという十分かつ適切な証拠を入手したときは、期中レビュー報告書に強調事項区分を設けなければならない。当該区分は、期中財務諸表に表示又は開示された情報のみを記載するものでなければならない。

120. 特別目的の期中財務諸表に対する期中レビュー報告書には、期中レビュー報告書の利用者の注意を喚起するため、「強調事項」区分を設け、期中財務諸表は特別目的の財務報告の枠組みに準拠して作成されており、したがって、他の目的には適合しないことがある旨を記載しなければならない。

121. 監査人は、監査人の結論区分の次に、「強調事項」又は他の適切な見出しを付して強調事項区分を設けなければならない。その場合には、以下に従って記載しなければならない。

- (1) 当該区分に、期中財務諸表における記載箇所と関連付けて、強調する事項を明瞭に記載する。
- (2) 強調事項は監査人の結論に影響を及ぼすものではないことを記載する。

《イ. その他の事項区分》

122. 監査人は、期中財務諸表に表示又は開示されていない事項について、期中レビュー業務、監査人の責任又は期中レビュー報告書についての利用者の理解に関連するため期中レビュー報告書において説明する必要があると判断した場合、「その他の事項」区分を設けなければならない。ただし、法令等によって期中レビュー報告書に記載することが禁止されていない事項でなければならない。

《ウ. 配布又は利用制限》

123. 特別目的の期中レビュー業務の場合、監査人は、第 122 項で要求されている注意喚起に加えて、期中レビュー報告書が特定の利用者のみによる利用を想定しており、当該期中レビュー報告書に配布又は利用の制限を付すことが適切であると判断する場合には、適切な見出しを付してその旨を記載しなければならない。

《エ. 特別目的の期中財務諸表に対する期中レビューの場合の追記情報》

124. 監査人は、特別の利用目的に適合した会計の基準により作成される期中財務諸表に対する期中レビュー報告書には、会計の基準、期中財務諸表の作成の目的及び想定される主な利用者の範囲を記載するとともに、当該期中財務諸表は特別の利用目的に適合した会計の基準に準拠して作成されており、他の目的には適合しないことがある旨を記載しなければならない。

また、期中レビュー報告書が特定の者のみによる利用を想定しており、当該期中レビュー報告書に配布又は利用の制限を付すことが適切であると考える場合には、その旨を記載しなければならない。

《⑦ その他の報告責任》

125. 監査人は、期中財務諸表に対する期中レビュー報告書において、本報告書に基づく監査人の責任に加えて、その他の報告責任についても記載することが求められることがある。そのような場

合には、その他の報告責任については、「法令等が要求するその他の事項に対する報告」又はその区分の内容から見て適切な他の見出しを付して、期中レビュー報告書上、「期中財務諸表の期中レビュー」の見出しを付した区分の次に別の区分を設けなければならない（A88 項から A90 項参照）。

《⑧ 期中レビュー報告書日》

126. 期中レビュー報告書には、監査人が、期中財務諸表に対する結論表明の基礎となる十分かつ適切な証拠を入手した日よりも前の日付を付してはならない。なお、以下の点について、期中財務諸表に対する結論表明の基礎となる十分かつ適切な証拠を入手しなければならない（A91 項から A94 項参照）。

- (1) 適用される財務報告の枠組みに準拠して、関連する注記を含む全ての期中財務諸表が作成されていること。
- (2) 認められた権限を持つ者が、当該期中財務諸表に対して責任を認めたこと。

《⑨ 比較情報》

《ア. 対応数値》

127. 比較情報が対応数値として表示される場合、監査基準報告書 710「過年度の比較情報—対応数値と比較財務諸表」に準じて期中財務諸表に対する結論を記載することとなるが、第 128 項、第 129 項及び第 131 項に記載されている場合を除き、期中財務諸表に対する結論において対応数値に言及してはならない（A98 項参照）。

128. 以前に発行した前事業年度の同期中会計期間の期中レビュー報告書において除外事項付結論（すなわち、限定付結論、否定的結論又は結論の不表明）が表明されている場合又は以前に発行した前事業年度の監査報告書において貸借対照表関連の項目を原因とする除外事項付意見が表明されている場合で、かつ当該期中レビュー報告書における除外事項付結論又は当該監査報告書における除外事項付意見の原因となった事項が未解消のとき、監査人は、当期中に係る期中財務諸表に対して除外事項付結論を表明しなければならない。

この場合、監査人は、期中レビュー報告書の除外事項付結論の根拠区分において、以下のいずれかを記載しなければならない。

- ① 当該事項が当期中の数値に及ぼす影響又は及ぼす可能性のある影響が重要である場合、除外事項付結論の原因となった事項の説明において、当期中の数値と比較情報の両方に及ぼす影響について記載する。
- ② 上記以外の場合には、当期中の数値と比較情報との比較可能性の観点から、未解消事項が及ぼす影響又は及ぼす可能性のある影響を勘案した結果、除外事項付結論が表明されている旨を記載する。

129. 監査人は、以前に無限定の結論が表明されている期中財務諸表や無限定適正意見が表明されている前事業年度の貸借対照表に重要な虚偽表示が存在するという証拠を期中レビュー手続により入手したが、比較情報が適切に修正再表示されていない又は開示が妥当ではない場合、期中財務諸表に対する結論において、当該期中財務諸表に含まれる比較情報について限定付結論又は否定的結論を表明しなければならない。

130. 前年同期中会計期間に係る期中財務諸表について前任者が期中レビューしている又は前事業年度の財務諸表について前任者が監査をしており、期中レビュー報告書において前任者により比較情報の期中レビュー又は監査が行われている旨及びその結論又は意見を記載することが法令等によって禁止されておらず、かつ監査人がそれを記載することにした場合、監査人は、期中レビュー報告書のその他の事項区分に、以下の事項を記載しなければならない。

- (1) 前年同期中会計期間に係る期中財務諸表が前任者により期中レビューされた旨又は前事業年度の財務諸表が前任者により監査された旨
- (2) 前任者が表明した期中財務諸表に対する結論の類型及び除外事項付結論が表明された場合にはその理由、又は前任者が表明した監査意見の類型及び除外事項付意見が表明された場合にはその理由
- (3) 前任者の期中レビュー報告書又は監査報告書の日付

《前事業年度の財務諸表が期中レビュー又は監査のいずれも実施されていない場合》

131. 前事業年度の財務諸表が期中レビュー又は監査のいずれも実施されていない場合、監査人は、期中レビュー報告書のその他の事項区分に、その旨を記載しなければならない。

《イ. 比較期中財務諸表》

132. 比較情報が比較期中財務諸表として表示される場合、監査人は、期中財務諸表の表示期間に含まれるそれぞれの年度に関して結論を表明しなければならない。

133. 当事業年度の期中レビュー業務に関連して前事業年度の財務諸表に対して結論を表明する場合において、前事業年度の財務諸表に対する結論が、以前に表明した結論と異なる場合には、監査人は、その他の事項区分で、結論が異なる理由を記載しなければならない。

《前事業年度の財務諸表を前任者が期中レビュー又は監査している場合》

134. 前事業年度の同期中会計期間に係る期中財務諸表について前任者が期中レビューしている又は前事業年度の財務諸表について前任者が監査をしている場合、前事業年度の財務諸表に対する前任者の期中レビュー報告書又は監査報告書が当事業年度の期中財務諸表とともに再発行される場合を除き、監査人は当事業年度の期中財務諸表に対する結論に加えて、その他の事項区分に、以下の事項を記載しなければならない。

- (1) 前事業年度の財務諸表は、前任者により期中レビュー又は監査された旨
- (2) 前任者が表明した結論又は監査意見の類型及び除外事項付結論又は意見が表明されていた場合にはその理由
- (3) 前任者の期中レビュー報告書又は監査報告書の日付

135. 監査人は、前任者が以前に無限定の結論又は無限定意見を表明した前事業年度の財務諸表に影響を及ぼす重要な虚偽表示が存在すると判断する場合、当該虚偽表示について適切な階層の経営者及び必要に応じて監査役等に報告するとともに、前任者を含め三者間で協議するよう求めなければならない。前事業年度の財務諸表が訂正され、前任者が、訂正された前事業年度の財務諸表に対して新しい期中レビュー報告書又は監査報告書を発行することに同意する場合、監査人は、

当事業年度の期中財務諸表のみに結論を表明しなければならない。

《前事業年度の財務諸表が期中レビュー又は監査のいずれも実施されていない場合》

136. 前事業年度の財務諸表が期中レビュー又は監査のいずれも実施されていない場合、監査人は、期中レビュー報告書のその他の事項区分に、その旨を記載しなければならない。

《13. 期中レビュー調書》

137. 期中レビュー調書は、本報告書及び関連する法令等の要求事項に準拠して期中レビューを実施した証拠を提供するとともに、期中レビュー報告書を発行するための基礎を得たことを示す十分かつ適切な記録となる。監査人は、経験豊富な監査人が、以前に当該期中レビュー業務に関与していなくとも以下の事項を理解できるように、適時に調書を作成しなければならない（A99 項参照）。

- (1) 本報告書及び適用される法令等に準拠して実施した手続の種類、時期及び範囲
- (2) 手続を実施した結果、及び当該結果に基づいて形成された監査人の結論
- (3) 期中レビュー業務の実施過程で生じた重要な事項、その結論及びその際になされた職業的専門家としての重要な判断
- (4) 職業倫理に関する規定の遵守に関して識別された問題及びその問題の解決方法
- (5) 期中レビュー業務に適用される独立性の遵守に関する結論及びそれらの結論を裏付ける監査事務所の適切な者との討議
- (6) 期中レビュー契約の新規の締結及び更新に関して到達した結論
- (7) 期中レビュー業務の期間中に行われた専門的な見解の問合せの内容及び範囲並びに得られた見解

138. 監査人は、本報告書に準拠して実施した手続の種類、時期及び範囲の文書化において、以下の事項を記録しなければならない。

- (1) 手続を実施した者及びその完了日
- (2) 査閲をした者、査閲日及び査閲の対象

139. 監査人は、期中レビュー業務の実施過程で生じた重要な事項の内容、当該事項に対する期中レビュー手続の実施に関して、経営者、監査役等及びその他の者と実施した協議についても文書化しなければならない。

140. 監査人は、期中レビュー業務の実施過程において、期中財務諸表に影響を及ぼす重要な事項に関する発見事項と矛盾した情報を識別した場合には、監査人がどのようにその矛盾した情報に対応したかについて、文書化しなければならない。

141. 審査担当者は、審査を実施した期中レビュー業務に関して、以下の事項を文書化しなければならない。

- (1) 審査に係る監査事務所の方針で求められる手続が実施されたこと。
- (2) 期中レビュー報告書日以前に審査が完了したこと。
- (3) 審査担当者が、業務チームが行った重要な判断とその結論が適切でないと判断した事項がなかったこと。

142. 監査人は、監査人の期中レビュー報告書日後、適切な期限内に、業務ファイルにおける調書を整理し、業務ファイルの最終的な整理についての事務的な作業を完了しなければならない（A99項参照）。
143. 監査人は、業務ファイルの最終的な整理が完了した後、その保存期間が終了するまで、いかなる調書であっても、削除又は廃棄してはならない。
144. 業務ファイルの最終的な整理が完了した後に、既存の調書の修正又は新たな調書の追加が必要となった場合には、その修正や追加の内容にかかわらず、監査人は、以下の事項を文書化しなければならない。
- (1) 修正又は追加が必要となった具体的理由
 - (2) 修正又は追加を実施した者及び実施日並びにそれらを査閲した者及び査閲日

《Ⅲ 適用指針》

《1. 本報告書の範囲》（第2項及び第3項参照）

- A1. 期中レビュー業務の実施に当たって、監査人は、法令等により、本報告書に規定された要求事項とは異なる事項を遵守するよう要求されることがある。そのような状況において、本報告書が有用であることもあるが、その場合でも、関連する法令上の義務又は職業的専門家としての義務のいずれも全て遵守する責任が監査人にはある。
- A2. 本報告書は、年度の財務諸表の監査人による期中レビューについて適用される。
ただし、本報告書は、監査人が、被監査会社の期中財務諸表以外の過去財務諸表を期中レビューする場合に、必要に応じて適宜読み替えて適用される。
- A3. 監査人は、年度の財務諸表の監査を実施することにより、内部統制を含む、企業及び企業環境を理解する。監査人が期中レビューを実施する場合には、この理解は期中レビューの過程で行われる質問により更新され、監査人が行うべき質問と適用すべき分析的手続及びその他の期中レビュー手続に重点をおくことが可能になる。監査人でない業務実施者が期中財務諸表のレビューを実施する場合には、保証業務実務指針 2400 に準拠してレビューを実施する。当該業務実施者は、通常、監査人と同様には内部統制を含む、企業及び企業環境を理解していないため、業務実施者は、レビューの目的達成のために、異なる質問と手続を行う場合がある。

《(1) 期中レビュー業務》（第6項から第9項参照）

- A4. 期中レビュー業務は、種類、規模又は財務報告の複雑性の程度が異なる様々な企業の期中財務諸表を対象に実施されることがある。
- A5. 期中レビュー業務は、様々な状況で実施される。例えば、契約の条件に基づいて行われる財務報告や資金調達のために行われる財務報告について、レビュー業務が任意で要請されることもある。
- A6. 期中レビュー業務の目的は監査基準に準拠して実施される年度の財務諸表監査の目的とは異なる。期中レビューは、監査意見を表明するための基礎を提供するものではない。
- A7. 期中レビューは、監査とは異なり、期中財務諸表には重要な虚偽表示がないという合理的な保証を得ることを目的とするものではない。期中レビューは主として財務及び会計に関する事項に責任を有する者への質問と分析的手続及びその他の期中レビュー手続から構成されている。期中

レビューにより期中財務諸表に影響する重要な事項を識別する可能性はあるが、監査において必要となる全ての証拠を提供するものではない。

《2. 本報告書の目的》(第13項参照)

A8. 監査人は、以下のいずれにも該当する場合には、期中レビュー報告書において期中財務諸表に対する結論を表明しないこととされている。

- (1) 現実的な対応として、期中レビュー契約を解除できない場合
- (2) 監査人が、十分かつ適切な証拠を入手できないために、期中財務諸表に対する結論を形成できず、かつ未発見の虚偽表示がもしあるとすれば、それが期中財務諸表に及ぼす可能性のある影響が、重要かつ広範であると監査人が判断する場合

A9. 期中レビュー業務においては、以下を原因として、十分かつ適切な証拠を入手できない場合がある(期中レビュー範囲の制約)。

- (1) 企業の管理の及ばない状況
- (2) 監査人の作業の種類又は実施時期に関する状況
- (3) 経営者による期中レビュー範囲の制約

A10. 本報告書は、監査人が、業務契約を締結する前又は業務の実施中に期中レビュー範囲の制約に気付いた場合の要求事項と指針を提供している。

《3. 定義》

《(1) 限定的保証—十分かつ適切な証拠という表現の利用》(第14項(8)参照)

A11. 限定的保証業務における保証水準は、想定利用者が必要とする情報等を含む業務の状況に基づいた職業的専門家としての判断による。

A12. 十分かつ適切な証拠は、監査人の結論を裏付ける限定的保証を得るために必要である。証拠の十分性とは、証拠の量的尺度をいい、必要とされる証拠の量は、重要な虚偽表示が生じる可能性及び証拠の質によって影響を受ける。証拠の適切性とは、証拠の質的尺度をいい、結論の表明の基礎となる証拠の適合性と証明力をいう。

証拠は、累積的な性質のものであり、主として期中レビュー業務の実施過程で実施した期中レビュー手続から入手する。

《4. 本報告書に準拠した期中レビュー業務の実施》(第16項参照)

A13. 本報告書は、期中レビュー業務に関係する法令等に優先するものではない。法令等の規定が本報告書と異なる場合において、法令等のみ準拠して実施された期中レビュー業務は、本報告書に準拠したものにはならないことがある。

《5. 経営者及び監査役等とのコミュニケーション》(第44項から第47項参照)

A14. 本報告書に基づいて行われる監査役等とのコミュニケーションは、監査役等と期中レビュー対象となる期中財務諸表との関係、特に、監査役等が当該期中財務諸表の作成を監視する責任を有するかどうかを勘案して行われる。

A15. 期中レビュー業務では、監査人は以下の方法により経営者及び監査役等とコミュニケーションを行う。

- (1) 監査人が期中レビュー手続を実施する過程で行う質問
- (2) 期中レビュー業務に関連した事項を理解し、効果的な連携をもたらすような関係を構築するための有効な双方向のコミュニケーション

A16. コミュニケーションの適切な時期は、個々の業務の状況によって様々であり、コミュニケーションを行う事項の重要性とその内容、並びに経営者及び監査役等が講じることが予想される措置により影響を受ける。例えば、期中レビュー期間中に直面した困難な状況に対処するために経営者及び監査役等が監査人を支援できる場合には、速やかにコミュニケーションを行うことが適切なことがある。

A17. 国によっては、法令等により、監査人が一定の事項をガバナンスに責任を有する者にコミュニケーションすることが制限されている場合がある。例えば、法令等により、違法行為又はその疑いのある行為について、適切な機関による調査を害するおそれのあるコミュニケーションやその他の行為の実施を明確に禁止していることがある。そのような監査人の守秘義務とコミュニケーションの義務の間に複雑な対立がある状況においては、監査人は法律専門家に助言を求めることを検討することがある。

A18. 一組の要約財務諸表から構成される期中財務諸表は、完全な一組の年度の財務諸表に含まれる全ての情報を含んでいるとは限らないが、年度の報告書日以後の財政状態と経営成績の変化を理解するための重要な事象や変化についての説明を提示する場合がある。これは、上場している企業の場合のように、期中財務諸表の利用者が直近の監査済財務諸表を入手できることを前提としている。そうでない状況では、監査人は、期中財務諸表は直近の監査済財務諸表とあわせて読むべきであるという記述を期中財務諸表にする必要性について経営者と協議する。こうした記述がない場合、監査人は、直近の監査済財務諸表への言及がないという状況において期中財務諸表の利用者の判断を誤らせるかどうか及び期中レビュー報告書に与える影響を検討する。

A19. 監査役等への報告は、適時に行われる必要があり、口頭若しくは書面又は電磁的記録で行われる。いずれの方法によるかは、内容、影響度や重要性等、又は報告の時期によっても異なる。口頭で報告が行われる場合にも、監査人はその内容を記録する。

A20. どの階層の経営者に報告するかは、共謀の可能性や経営者の関与等にも留意して決定する必要がある。監査人は監査役等に報告する必要性を検討するとともに、期中レビューに与える影響を検討する。

《(1) 期中レビュー業務に関してコミュニケーションを行う事項》

A21. 本報告書により経営者及び必要に応じて監査役等にコミュニケーションを行う事項には、以下が含まれることがある。

- ・ 期中レビュー契約書又はその他の適切な形式による合意書に記載されている期中レビュー業務における監査人の責任
- ・ 例えば以下のような期中レビュー業務上の重要な発見事項
 - － 会計方針、会計上の見積り及び財務諸表の開示を含む、企業の会計実務の質的側面のうち

重要なものについての監査人の見解

- － 実施した手続に基づく重要な発見事項。これには、監査人が本報告書に基づき追加的な手続の実施が必要と判断した状況が含まれる。

監査人は、特定の取引又は事象に関連する事実と状況について監査役等に質問し、監査役等の理解が監査人と同じであるという確認が必要になることがある。

- － 除外事項付結論につながる可能性のある事項
- － 期中レビュー業務期間中に直面した以下のような困難な状況

- ① 想定していた情報又は証拠が入手できないこと。
- ② 経営者が監査人に制約を課すこと。

これらの困難な状況は、経営者及び監査役等が対処しなかった場合には、期中レビュー範囲の制約となり、除外事項付結論の表明又は期中レビュー契約の解除につながる可能性がある。

A22. 経営者は、ガバナンスに関する事項について監査役等から報告を求められることがある。経営者による報告は、監査人が監査役等とのコミュニケーションを行うかどうかの判断には影響を与えないが、コミュニケーションの方法や時期に影響を与えることがある。

《(2) 第三者への提示》

A23. 監査役等は、監査人からのコミュニケーションのための文書の写しを、例えば、銀行や規制当局等の第三者に提示しようとする場合があるが、第三者への提示は、不適切となるか又は制限されていることがある。

監査役等とのコミュニケーションのために作成した文書が第三者に提示される場合、監査人は、例えば、当該文書に以下の事項を記載することにより、それが第三者を念頭に置いて作成されていないことを当該第三者に知らせることが重要である。

- (1) 書面又は電磁的記録によるコミュニケーションは、監査役等及び該当する場合にはグループ経営者とグループ監査チームによる利用のみのために作成されており、第三者が依拠すべきものではないこと。
- (2) 監査人は第三者に対して何ら責任を負わないこと。
- (3) 第三者への提示又は配布は制限されていること。

《6. 期中レビュー業務の実施》

《(1) 期中レビュー業務における重要性》(第48項参照)

A24. 期中財務諸表の作成と表示における重要性の概念については、一般的には、以下のよう考えられている。

- ・ 脱漏を含む虚偽表示は、個別に又は集計すると、当該期中財務諸表の利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
- ・ 重要性の判断は、それぞれの状況を考慮して行われ、虚偽表示の金額又は内容による影響を受ける。
- ・ ある事項に関する重要性の判断は、期中財務諸表の一般的な利用者が有する財務情報に対する共通のニーズを勘案して行われる。財務情報の利用者には様々なニーズがあるものの、ごく

限られた特定の利用者にしか影響を及ぼさないであろう事項に関する虚偽表示は考慮されない。

A25. 適用される財務報告の枠組みにおいて重要性の概念が説明されている場合には、監査人が期中レビュー業務の重要性の基準値を決定する際に参考となる。説明がされていない場合には、A68項に記載された一般的な説明が参考となる。

A26. 監査人の重要性の決定は、職業的専門家としての判断事項であり、想定される期中財務諸表の利用者が有する財務情報に対するニーズについての監査人の認識によって影響を受ける。

監査人は、通常、期中財務諸表の利用者として以下を想定している。

- ・ 事業活動、経済活動及び会計に関する合理的な知識を有し、真摯に期中財務諸表上の情報を検討する意思を有している。
- ・ 期中財務諸表が重要性を考慮して作成、表示及び期中レビューされることを理解している。
- ・ 見積り、判断及び将来事象の考慮に基づく金額の測定には、不確実性が伴うものであることを認識している。
- ・ 期中財務諸表上の情報に基づいて合理的な経済的意思決定を行う。

特別目的の期中財務諸表の期中レビュー業務の場合、このような重要性の判断は、想定される期中財務諸表の利用者の財務情報に対するニーズを勘案して行われることになる。

A27. 期中財務諸表全体において何が重要であるかに関する監査人の判断は、提供する保証水準が合理的保証であるか限定的保証であるかにかかわらず、同一である。

A28. 期中財務諸表が利用される状況には様々なケースがあることから、期中レビュー業務における重要性の決定は、年度の財務諸表のレビュー業務よりも複雑となる場合がある。期中財務諸表が単独で利用される場合は、期中レビュー業務における重要性の基準値は、対象とする期中財務諸表の数値を用いて決定する。一方、期中財務諸表が年度の財務諸表との関連で利用されている場合には、年度の財務諸表の数値を用いて期中レビュー業務における重要性を決定することが適切な場合がある。

《① 期中レビュー業務の進捗に伴う改訂》(第49項参照)

A29. 監査人が決定した重要性の基準値は、以下のような事項の結果として、期中レビュー業務の実施過程において改訂が必要になることがある。

- ・ 期中レビュー業務の実施過程において生じた状況の変化(例えば、企業の主要な事業を処分する決定など)
- ・ 新たな情報又は本報告書に準拠した期中レビュー手続を実施した結果更新された企業及び企業環境に関する監査人の理解(例えば、期中レビュー業務の実施過程において、企業の実績が、重要性の基準値を当初決定する際に利用した期末の業績予測と大幅に乖離する可能性が高まった場合など)

《(2) 内部統制を含む、企業及び企業環境の理解》(第50項から第52項参照)

A30. 監査基準報告書315「重要な虚偽表示リスクの識別と評価」で求められているように、財務諸表を1年又はそれ以上の年度にわたり監査している監査人は、年度財務諸表の作成に係る内部統制を含む、企業及び企業環境を監査の実施のために十分な程度に理解している。期中レビューの

計画に際し、監査人はこの理解を更新する。監査人はまた、期中財務諸表の作成に係る内部統制は、年度財務諸表に係る内部統制とは異なる可能性があるため、当該内部統制を十分に把握し理解する。

A31. 監査人は、内部統制を含む、企業及び企業環境の理解を活用して質問、分析的手続及びその他の期中レビュー手続を決定し、質問の対象又は分析的手続及びその他の期中レビュー手続の実施対象となる特定の事象、取引若しくはアサーションを識別する。

A32. 内部統制を含む、企業及び企業環境の理解を更新するために監査人が実施する手続には、通常以下が含まれる（第 48 項参照）。

- ・ 当期の期中財務諸表に影響する可能性のある事項を監査人が識別できるように、必要な範囲で、前年度の監査に関する監査調書並びに当年度の期中会計期間及びそれに対応する前年度の期中会計期間の期中レビューに関する期中レビュー調書を閲覧する。
- ・ 前年度の財務諸表監査において識別された、経営者による内部統制の無効化のリスクを含む特別な検討を必要とするリスクを考慮する。
- ・ 直近の年度の財務諸表及び比較可能な前期の期中財務諸表を通読する。
- ・ 実施すべき手続の内容と範囲を決定し、虚偽表示を評価するのに役立つように、期中財務諸表に適用される財務報告の枠組みを参照して、重要性の基準値を検討する。この重要性の基準値の決定に当たっては、期中レビューが年度の監査を前提として実施されるものであるため、年度の監査に係る重要性の基準値を上限とする。
- ・ 前年度の財務諸表について、修正された重要な虚偽表示及び識別されたが未修正の重要な虚偽表示の内容を検討する。
- ・ 内部統制の重要な不備など、継続的に重要となる可能性のある重要な会計及び開示上の事項を検討する。
- ・ 当年度の財務諸表に関して実施された監査手続の結果を検討する。
- ・ 内部監査の結果及びそれに対する経営者の対応を検討する。
- ・ 不正により期中財務諸表に重要な虚偽表示が発生する可能性に関し、経営者に評価結果を質問する。
- ・ 企業の事業活動の変化による影響に関して経営者に質問する。
- ・ 内部統制の重要な変更及びその変更が期中財務諸表に与える潜在的な影響に関して経営者に質問する。
- ・ 期中財務諸表の作成プロセス、及び期中財務諸表と一致又は調整後に一致し作成の基礎となる会計記録の信頼性について経営者に質問する。

A33. 監査人は、必要に応じて期中レビュー手続を構成単位ごとに立案し、期中レビューを依頼する構成単位の監査人に伝達する場合がある。検討すべき要因には、構成単位の期中財務諸表における重要性及び虚偽表示リスク並びに財務諸表の作成に係る内部統制が集中化又は分散化されている程度に関する監査人の理解が含まれる。

A34. 過去において年度財務諸表に関する監査を実施していない監査人は、本報告書に準拠して期中レビューを実施するに当たり、内部統制を含む、企業及び企業環境の理解をすることにより、質問と分析的手続及びその他の期中レビュー手続の実施に重点を置くことが可能になる。監査人

は、これらを理解する一環として、通常、前任者に質問を行い、実務的に可能である場合には、前年度の監査及び前任者が実施した当年度の期中レビューの調書を査閲する。その際、監査人は、修正された重要な虚偽表示及び前任者が集計した未修正の虚偽表示の内容、経営者による内部統制の無効化のリスクを含む特別な検討を必要とするリスク、内部統制の重要な不備などの継続的に重要となる可能性のある重要な会計及び開示上の事項を検討する。

《(3) 手続の立案及び実施》(第 53 項参照)

A35. 監査人が、全体としての期中財務諸表に対する結論の基礎として十分かつ適切な証拠を得るために必要であると考えて計画する手続の種類、時期及び範囲は、以下の事項によって影響を受ける。

- (1) 本報告書の要求事項
- (2) 適用される法令等が要求する追加の報告責任

A36. 期中レビューにおいては、通常、実査、観察又は確認による会計記録の検証は求められていない。期中レビューにおいて実施する手続は、通常、財務及び会計に関する事項に責任を有する者への質問と分析的手続及びその他の期中レビュー手続に限定されており、期中財務諸表に関連する重要な会計上の問題に関して入手した情報を裏付ける関連情報を入手することは要求されていない。内部統制を含む、企業及び企業環境に関する監査人の理解、前年度の監査に関するリスク評価、及び重要性に関する監査人の検討は、期中財務諸表にも関係するため、行うべき質問と適用すべき分析的手続及びその他の期中レビュー手続の内容及び範囲に影響する。

A37. 監査人がグループ期中財務諸表の期中レビューを行う場合は、実施する手続の種類、時期及び範囲は、グループ期中財務諸表レベルで本報告書に記載された期中レビューの目的が達成されるように計画される。

A38. 質問及び分析的な手続並びに特定の状況に対応する手続の立案と実施に関連する本報告書の要求事項は、監査人が本報告書に明記された目的を達成できるように設定されている。

期中レビュー業務は様々な状況で実施されるため、監査人が、その他の手続の立案と実施が効果的又は効率的であると判断することがある。例えば、監査人は、企業を理解する過程で重要な契約に気付いた場合には、当該契約書の通読を実施することがある。

A39. 監査人がその他の手続の実施が必要であると考えたとしても、全体としての期中財務諸表に関して限定的保証を得るという監査人の目的は変わるものではない。

《① 重要な又は通例でない取引》

A40. 監査人は、期中レビュー業務で特に留意を必要とする、重要な又は通例でない取引を識別するために、会計記録の閲覧の実施を検討することがある。

《② 質問》(第 51 項、第 53 項及び第 54 項参照)

A41. 期中レビュー業務において、質問は、監査人がその状況において適切と考える場合、経営者及びその他の企業構成員に情報を求める手続を含んでいる。監査人は、適切な場合には、質問を非財務データの入手にまで広げることがある。経営者の回答を評価することは、質問のプロセスに

において不可欠である。

A42. 質問は、個々の業務の状況に応じて、以下に関する質問を含むことがある。

- ・ 期中財務諸表に含まれる情報と開示に影響を及ぼす、株主総会、取締役会及び監査役会の決議と、該当する場合にはその他の会議の議事録
- ・ 既に実施した又は実施が予定されている規制当局とのコミュニケーション
- ・ その他の期中レビュー手続の実施過程で生じている事項

監査人は、識別した矛盾に関する追加の質問を実施する際に、その他の期中レビュー手続の結果と、企業及び企業が属する産業の知識と理解を踏まえ、経営者の回答の合理性と整合性を考慮する。

A43. 質問を通じて入手した証拠は、経営者の意思に関する証拠の主要な情報源となることが多い。

一方、経営者の意思を裏付ける利用可能な情報は限られていることがある。このような場合、経営者がその意思を実行に移した過去の実績、特定の行動方針の選択に関して経営者が説明した理由、及び特定の行動方針を遂行するための経営者の能力を理解することにより、質問により入手した証拠を裏付ける関連情報を入手できることがある。

経営者の回答の評価における職業的専門家としての懐疑心の保持は、監査人が期中財務諸表に重要な虚偽表示が存在する可能性が高いと認められる事項があるかどうかを評価する上で重要である。

A44. 質問の実施は、監査人が企業及び企業環境を理解し又はそれを更新する際に有用である。これにより、重要な虚偽表示が生じる可能性の高い期中財務諸表の領域を識別することができる。

A45. 監査人は、不正を含む、企業の違法行為について、法令や職業倫理に関する規定による追加の責任を有することがある。例えば、倫理規則では、以下の要求事項が定められている。

(1) 違法行為又はその疑いに対処すること。これには以下を含む。

- ・ 経営者や監査役等との当該事項についてのコミュニケーション
- ・ 追加的な対応が必要かどうかの検討

(2) 違法行為又はその疑いを監査人（例えば、グループ監査責任者）に伝達すること（倫理規則 R360.31 項から第 360.35 A1 項参照）。

(3) 違法行為又はその疑いについて文書化すること。

これらの追加の責任を遵守することによって、監査人は、本報告書に準拠した業務に関連する詳細な情報（例えば、経営者や監査役等の誠実性に関する情報）を入手することがある。

《③ 分析的手続》（第 51 項、第 53 項及び第 55 項参照）

A46. 期中レビュー業務においては、分析的手続の実施は、以下の事項に関して有用である。

- ・ 重要な虚偽表示が生じる可能性が高い期中財務諸表の領域を識別可能にすることを含む、監査人による企業及び企業環境の理解又はその更新
- ・ 期中財務諸表において、想定される傾向、推定値又は一般的な状況との不整合又は不一致の識別（例えば、期中財務諸表と主要な業績評価指標を含む主要データとの整合性の程度）
- ・ 既に実施したその他の質問又はその他の分析的手続を補強する証拠の提供
- ・ 監査人が期中財務諸表に重要な虚偽表示が存在する可能性が高いと認められる事項に気付い

た場合の追加的な手続。

これには、例えば、期中財務諸表の表示科目又は開示に含まれる財務情報に関する証拠を入手するために実施する、事業部、支店又は他の構成単位との間の、月次収益と月次原価の比較分析がある。

A47. 多様な手法が分析的手続を実施するために利用される。これらの手法は、単純な比較の実施から統計的手法を用いた複雑な分析の実施まで多岐にわたる。

監査人は、例えば、財務データ相互間又は財務データ以外のデータと財務データとの間に存在すると推定される関係を分析すること、並びに、異常な、又は想定される傾向や推定値と異なる関係及び個別項目を識別する観点から推定値との整合性を評価することによって、期中財務諸表の基礎となる財務情報を評価するために、分析的手続を適用することがある。

監査人は、計上された金額又は当該金額から算定された比率と、関連する情報源から入手した情報から監査人が算定した推定値とを比較する。個々の業務の状況に応じて、監査人が推定値を算定するため用いることが多い情報の情報源には、例えば以下が含まれる。

- ・ 既知の変化を考慮に入れた、比較可能な過年度の財務情報
- ・ 予測された営業及び財務成績に関する情報、例えば、予算や見込み（期中又は年次のデータに基づく推定を含む。）
- ・ 期中における財務情報の要素間の関係
- ・ 企業が属する業界の情報（例えば、売上総利益の情報、又は企業の売掛金回転率についての業界平均や同程度の規模の同業他社との比較）
- ・ 財務情報と、関連する非財務情報との関係（例えば、給与と従業員数）

A48. 監査人は、企業及び企業環境の理解に基づいて、分析的手続に利用されるデータが、当該手続の目的のために適切かどうかを考慮する。これは、データの性質及び情報源、並びにデータを入手する状況によって影響を受ける。以下の考慮事項が関連することがある。

- ・ 利用可能な情報の情報源
例えば、情報は、企業外部の独立した情報源から入手される場合、より信頼できることがある。
- ・ 利用可能な情報の比較可能性
例えば、市場に関する一般的なデータは、特定領域の製品を生産して販売する企業のデータと比較できるようにするため、調整が必要となることがある。
- ・ 利用可能な情報の性質及び目的適合性
例えば、予算が達成すべき目標ではなく予想される結果として策定されているかどうか。
- ・ 情報の作成に関する知識と経験、並びに、網羅性、正確性及び正当性を確保するように整備された関連する内部統制
例えば、予算情報の編成、実績との比較検討及び見直しについての内部統制

《④ 初年度期中レビュー業務の期首残高》（第 53 項参照）

A49. 初年度期中レビュー業務の場合、監査人は、期首残高に関して以下を目的として質問及び分析的手続を行うことになる。通常は、期中財務諸表に対する質問及び分析的手続の一環として行うことが多い。

- (1) 期首残高に当年度の期中財務諸表に重要な影響を及ぼす虚偽表示が含まれているかどうか。
- (2) 期首残高に適用した適切な会計方針が当年度の期中財務諸表に継続して適用されているかどうか、又は会計方針の変更が適用される財務報告の枠組みに準拠して適切に処理され、その表示及び開示が妥当かどうか。

A50. 前年度の財務諸表が前任者によって監査されており、前任者の監査意見が除外事項付意見の場合（又は前年度の期中財務諸表が前任者によって期中レビューされており、前任者の結論が除外事項付結論の場合）、監査人は、通常、本報告書の第 50 項及び第 51 項に従って当年度の重要な虚偽表示が生じる可能性の高い財務諸表（又は期中財務諸表）の領域を識別する際、除外事項付意見（又は除外事項付結論）の原因となった事項の及ぼす影響を考慮する。

《⑤ 特定の状況に対する手続》

《ア. 継続企業の前提に関する評価》（第 58 項参照）

A51. 継続企業の前提の下では、企業は予測し得る将来にわたって事業を継続することが想定されている。一般目的の期中財務諸表は、経営者に当該企業の清算若しくは事業停止の意図があるか、又はそれ以外に現実的な代替案がない場合を除いて、継続企業の前提に基づき作成される。特別目的の期中財務諸表は、継続企業の前提が関連する財務報告の枠組みに準拠して作成されることもあれば、そうでない場合もある（例えば、一部の国においては、税務目的で作成された期中財務諸表には継続企業の前提が必ずしも関係しないこともある。）。継続企業の前提に基づくことが適切な場合、企業の資産及び負債は、通常の事業活動において回収又は返済できるものとして計上されている。

A52. 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況は、前事業年度末において既に存在している場合や、経営者への質問若しくは他の期中レビュー手続の結果、識別される場合もある。これらの事象又は状況を識別した場合には、監査人は、資産の流動化、借入、債務の見直し、支出の削減又は延期、増資などの行動計画について経営者に質問する。また、監査人は経営者の対応策の実行可能性、及びこれらの対応策が状況を改善するものであるかどうかについて経営者に質問する。しかしながら、経営者の対応策の実行可能性やこれらの対応策が状況を改善するものであるかどうかの裏付けとなる情報を入手することは、通常、監査人には要求されない。

《イ. 構成単位の監査人の利用》（第 63 項参照）

A53. 監査人がグループ期中レビュー業務を行う場合は、期中レビュー業務において実施する手続の種類、時期及び範囲は、グループ期中財務諸表レベルで本報告書に記載された期中レビュー業務の目的が達成されるように計画される。

《(4) 期中財務諸表と基礎となる会計記録との調整》（第 64 項参照）

A54. 監査人は、期中財務諸表を以下の資料と照合することで、期中財務諸表がその基礎となる会計記録と一致するか又は当該記録との調整の証拠を入手する。

- (1) 総勘定元帳などの関連する会計記録
- (2) 基礎となる会計記録（例えば、試算表など）と期中財務諸表金額の一致又は調整の記録若し

くは明細表

《(5) 追加的な手続の実施》(第 65 項参照)

A55. 監査人が、期中財務諸表に重要な虚偽表示が存在する可能性が高いと認められる事項に気付いた場合には、本報告書に従って追加的な手続が要求される。

A56. 期中財務諸表に重要な虚偽表示が存在する可能性が高いと認められる事項に関して実施する追加的な手続は、状況に応じて様々であり、監査人の職業的専門家としての判断に係る事項である。

A57. 追加的な手続によって、重要な虚偽表示の可能性は高くないと結論付けるか、それとも重要な虚偽表示が存在すると判断するための証拠の入手が求められる。追加的な手続の種類、時期及び範囲に関する監査人の判断は、以下が指針となる。

- ・ 監査人が既に実施した手続の結果に関する評価から得られた情報
- ・ 期中レビュー業務の実施過程全体にわたって得られた企業及び企業環境に関する監査人の最新の理解
- ・ 期中財務諸表に重要な虚偽表示が存在する可能性が高いと認められる事項に対処するため必要となる、証拠により形成される心証の程度に関する監査人の見解

A58. 追加的な手続は、期中財務諸表に重要な虚偽表示が存在する可能性が高いと認められる事項に関して、監査人が結論を形成できるようにするための、十分かつ適切な証拠の入手に重点を置く。追加的な手続は、以下が含まれる。

- ・ 追加の質問又は分析的な手続
例えば、より詳細に実施したり、影響を受けた勘定や取引の金額又は開示に重点を置いて、質問又は分析的な手続を実施する。
- ・ その他の種類の手続

A59. 以下は、追加的な手続の必要性の評価及び追加的な手続が必要であると認められる場合の対応例を示している。

- ・ 期中レビュー業務における質問と分析的な手続の実施過程で、売掛金に関する分析の結果、重要な金額の滞留売掛金について、貸倒引当金が設定されていないことが判明した。
- ・ その結果、期中財務諸表上の売掛金残高に重要な虚偽表示が存在する可能性が高いと認められるため、監査人は、貸倒引当金の設定の必要がある回収不能の売掛金の有無について、経営者に質問を行う。
- ・ 経営者の回答に応じて、当該回答に関する監査人の評価は、以下となることがある。
 - (1) 売掛金残高に重要な虚偽表示が存在する可能性が高くないと監査人が結論付けることができる。この場合、これ以上の追加的な手続は必要ない。
 - (2) 当該事項により、期中財務諸表に重要な虚偽表示が存在すると監査人が判断できる。
これ以上の追加的な手続は必要なく、監査人は、全体としての期中財務諸表に重要な虚偽表示があるという結論を形成する。
 - (3) 売掛金残高に実際に虚偽表示が存在すると監査人が判断する十分かつ適切な証拠はないが、依然として監査人は売掛金残高に重要な虚偽表示が存在する可能性が高いと認めている。
この場合、追加的な手続の実施が必要である。例えば、回収不能の売掛金を識別するために、

貸借対照表日後に当該勘定に対して受領した金額の分析を経営者に要請する。追加的な手続の結果を評価することで、監査人は上記の(1)又は(2)の状態になり得ることがある。そうでない場合、監査人は、以下のいずれかが求められる。

- ① 監査人が上記の(1)か(2)に到達するまで、追加的な手続の実施を継続する。
- ② 監査人が、当該事項により全体としての期中財務諸表に重要な虚偽表示が存在する可能性が高くないと結論付けるか、それとも当該事項により全体としての期中財務諸表に重要な虚偽表示があると判断することができなかった場合は、期中レビュー範囲の制約が存在し、監査人は、期中財務諸表に対する無限定の結論を形成できない。

《(6) 虚偽表示の評価》(第66項参照)

A60. 第66項に記載のとおり虚偽表示の評価を行うのは、期中レビューは、監査業務とは異なり、期中財務諸表には重要な虚偽表示がないという合理的な保証を得ることを目的とするものでないものの、虚偽表示に気が付いたが修正されない場合に、期中財務諸表が、適用される財務報告の枠組みに準拠して、適正に表示されていない(準拠性の枠組みの場合は、作成されていない)と信じさせる事項が、全ての重要な点において認められなかったどうかについて判断するためである。

A61. 監査人は、虚偽表示が修正されない場合は、職業的専門家として当該未修正の虚偽表示の重要性について評価する。監査人は、虚偽表示の内容、原因及び金額、その虚偽表示が過年度又は当年度の期中のいずれの期間に発生したものか並びにその虚偽表示が将来の期中財務諸表又は年度の財務諸表に与える潜在的な影響などの事項を検討する。

A62. 監査人は、期中財務諸表情報に重要な影響を与えないことが明らかであると想定されるため集計する必要がないと判断する虚偽表示の金額を定める場合がある。その際、監査人は、重要性の基準値の決定には金額的及び質的な検討を伴うとともに、ごく少額の虚偽表示であっても期中財務諸表に重要な影響を与える場合があることを考慮する。

《(7) その他の記載内容に関連する監査人の責任》(第67項から第72項参照)

A63. 経営者が期中財務諸表よりも財務的な業績をよく見せる利益の業績評価指標に言及している場合があるが、こうした業績評価指標は、過度に強調されていたり、明確に定義されず期中財務諸表との間の調整内容が曖昧であることがあるため、利用者に誤解を生じさせる可能性がある。

A64. 監査人は、経営者と協議するに際し、その他の記載内容及び監査人の質問に対する経営者の回答の妥当性、判断又は意見の相違が合理的であるか、並びに明らかな事実の虚偽記載を解決するために、適切な資格のある第三者(例えば、経営者の利用する専門家又は顧問弁護士)と相談するように経営者に依頼するかどうかを検討する。

A65. 第72項の適切な措置には、法律専門家に助言を求めることが含まれる。

《7. 経営者確認書》(第75項から第79項参照)

A66. 経営者確認書は期中レビュー業務における証拠の重要な情報源となることから、監査人が要請した確認事項に経営者が変更を加える、又は経営者からの確認が得られない場合、一つ又は複

数の重要な問題が存在する可能性があることに対して監査人の注意を喚起することがある。また、口頭ではなく書面又は電磁的記録による陳述を要請することによって、多くの場合、当該事項をより厳密に検討することを経営者に促すことになり、結果として陳述の質が高まる。

A67. 監査人は、本報告書で要求される確認事項に加えて、期中財務諸表に関するその他の確認事項を要請することが必要と判断することがある。例えば、監査人が、期中財務諸表に対する結論（無限定か又は除外事項付かを問わない。）を形成する際に、期中財務諸表に含まれる一定の項目又は開示に関する十分な証拠を入手するために、経営者確認書において確認することが重要と考える場合である。

A68. 経営者は、経営者確認書に、経営者が知り得る限りにおいて確認したという旨の記述を含めることがある。監査人は、経営者確認書に含まれる事項についての適切な責任と知識を有する者によって陳述が行われているという心証を得ている場合、そのような文言を受け入れるのは合理的である。

A69. 経営者確認書は必要な証拠である。したがって、経営者確認書の日付より前に結論を表明することはできず、その結果、期中レビュー報告書日を経営者確認書の日付より前にすることはできない。さらに、監査人は、期中レビュー報告書日までに発生した期中財務諸表の修正又は期中財務諸表での開示を要する可能性のある事象を考慮するため、経営者確認書の日付は、通常、期中レビュー報告書の日付とする。

A70. 監査人は企業の事業又は産業に特有の事項に関連する、適切なその他の確認事項が含まれた経営者確認書を入手する。経営者確認書の記載例は本報告書の付録1に示している。

《8. 実施した手続から入手した証拠の評価》（第80項から第82項参照）

A71. 監査人は、主な手続である質問及び分析的手続と特定の状況に対応する手続から入手予定であった証拠を入手できないことがある。このような場合、監査人は、実施した手続から入手した証拠は期中財務諸表に対する結論を形成するには十分かつ適切ではないと考え、以下を行うことがある。

- ・ 実施する作業を拡大する。
- ・ 状況に照らして監査人が必要と判断する他の手続を実施する。

上記の方法がいずれも実務的でない場合、監査人は、結論を形成できる十分かつ適切な証拠を入手することができない。この場合、監査人は、本報告書に準拠して、結論への影響の検討を行うか、又は、期中レビュー業務の実施時に重要な事項に関する監査人の質問に対する経営者の回答が入手できないような場合には、期中レビュー業務の継続の検討を行う。

このような状況は、監査人が、期中財務諸表に重要な虚偽表示が存在する可能性が高いと認められる事項に気付いている場合（第65項参照）以外においても、生じることがある。

《(1) 期中レビュー範囲の制約》

A72. 監査人が特定の手続を実施できない場合においても、その他の手続の実施により十分かつ適切な証拠を入手できる場合には、期中レビュー範囲の制約とはならない。

A73. 経営者による期中レビュー範囲の制約により、例えば、重要な虚偽表示が生じる可能性の高い

期中財務諸表の領域や期中レビュー契約の更新についての検討など、ほかに検討すべき事項が生じる場合がある。

《9. 期中財務諸表に対する監査人の結論の形成と報告》

《(1) 期中レビュー報告書》

《① 全般的事項》(第87項参照)

A74. 適用される財務報告の枠組みが国際会計基準審議会が公表する国際会計基準ではないときには、財務報告の枠組みを設定している国を特定する。

A75. 国によっては、法令等により、監査人の結論に記載の要求事項とは異なる監査人の結論に関する記載方法を定めている場合がある。法令等により定められた記載をする場合であっても、本報告書に記載された監査人の結論に至る責任が変わるものではない。

A76. 監査事務所の所在地については、我が国の場合、監査事務所の所在地として、例えば、監査責任者が執務する事業所の都市名又は登記されている事業所名を記載する(監基報700のA56項参照)。

《ア. 準拠性の枠組みが利用される場合の考慮事項》(第83項参照)

A77. 本報告書に基づき、監査人が、期中レビュー業務の新規契約の締結時に準拠性の枠組みが受入可能であると判断した場合には、当該準拠性の枠組みに準拠して作成された財務諸表が利用者に誤解を与えると業務実施者が判断することは極めてまれである。

《イ. 監査人の責任》

A78. 上場企業の場合に適用される監査人の独立性に関するコミュニケーションについての要求事項は、その他の企業、特に、事業内容、事業規模又は事業体の属性により利害関係者が広範囲に及ぶため、社会的影響度が高い事業体にも適用される場合がある。上場企業ではないが、監査人の独立性に関するコミュニケーションが適切となることがある企業の例示としては、金融機関及び保険会社等を挙げることができる(第96項参照。監査基準報告書260「監査役等とのコミュニケーション」のA28項参照)。

《② 除外事項付結論》

《ア. 結論に関する除外》(第100項参照)

A79. 第100項の影響の記載について、「可能であれば記載しなければならない」とされているのは、期中レビュー手続が質問、分析的手続その他の期中レビュー手続に限定されていること、及び適時性の要請による時間的制約に鑑み、場合によっては、影響の算出が困難な場合があることが想定されるための配慮であるものと考えられる。

《イ. 否定的結論》(第101項参照)

A80. 第101項で規定する否定的結論を表明する場合には、「否定的結論」の区分において、当該不適切な事項の期中財務諸表に与える影響の重要性に鑑み、期中財務諸表は適正に表示していない(準拠性の枠組みの場合は、作成していない)と信じさせる事項が認められた旨を記載し、また、

「否定的結論の根拠」の区分において、否定的結論の理由を記載する。当該理由には、除外した不適切な事項に加え、もし影響額の算定が可能である場合においては、当該事項が期中財務諸表に与えている影響の記載が含まれることに留意する。当該事項が期中財務諸表に与えている影響の記載については、期中レビューの性格、適時性の要請による時間的制約を考慮し、算定が可能である場合のみ記載を求めることとした。

《③ 期中レビュー範囲の制約》

A81. 期中レビュー範囲の制約は、通常、監査人が期中レビューを完了する妨げとなる（第 102 項参照）。

A82. 監査人は、監査範囲の制約により、直近の年度の財務諸表監査に限定付適正意見を表明している場合がある。監査人は、範囲の制約が存在しているかどうか、存在している場合にはそれが期中レビュー報告書に与える影響を検討する（第 109 項参照）。

《④ 継続企業の前提》（第 113 項から第 117 項参照）

A83. 第 113 項の記載は、具体的に対処策が提示されていない期間が生じている場合に重要な不確実性が認められる場合もあることから、重要な不確実性が認められる理由において記載されることになると考えられる。

A84. 「期中レビュー基準」には、監査基準及び期中監査基準の報告基準における継続企業の前提の項に規定されている「意見の不表明」に相当する規定は置かれていない。これについては、「四半期レビュー基準の改訂に関する意見書 四半期レビュー基準の改訂について」（2009 年 6 月 30 日 企業会計審議会）二 2 に記載されているとおり、理論的には、経営者が評価及び対処策を示さないときには、監査人は、重要な期中レビュー手続を実施できなかったとして結論の表明ができない場合があり得るが、質問及び分析的手続等を基本とする限定された期中レビュー手続に基づく消極的形式による結論の表明であること、及び開示の要否や注記の根拠となる証拠資料及び対処策の合理性等に関する証拠資料を入手する必要がないこと等を踏まえ、結論の不表明となる場合が非常に限定されることになるということを示していると考えられる。したがって、通常は、期中財務諸表に経営者の対処策及び具体的に対処策が提示されていない期間についての経営者の評価内容等が、重要な不確実性を反映し適切に注記される場合には、期中レビュー報告書に継続企業の前提に関する事項を記載し、無限定の結論が表明されることとなる。

A85. 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関する重要な不確実性について、過去の監査又は期中レビュー報告書に「継続企業の前提に関する重要な不確実性」区分を設けて記載している場合がある。重要な不確実性が引き続き認められ、期中財務諸表における注記が適切な場合、監査人は引き続き「継続企業の前提に関する重要な不確実性」区分を設けて継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関する重要な不確実性について当期中財務諸表に係る期中レビュー報告書に記載する。

《⑤ 追記情報》（第 118 項から第 124 項参照）

A86. 特別目的の期中財務諸表は、想定されていない目的に利用されることがある。例えば、規制当

局は、特定の企業に対して、特別目的の期中財務諸表を公表することを要求することがある。監査人は、想定されていない利用者の誤解を避けるため、期中財務諸表が特別目的の財務報告の枠組みに準拠して作成されており、したがって、他の目的には適合しないことがある旨を期中レビュー報告書に記載し、その利用者に対する注意を喚起することが重要である。さらに、一般目的の財務報告の枠組み（例えば、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準）と異なる旨を記載する場合もある。

A87. 一般目的の期中財務諸表が、特定の利用者の財務情報に対するニーズを満たすと特定の利用者が判断する場合には、一般目的の財務報告の枠組みに準拠して作成された期中財務諸表が特定の目的に利用される場合がある。この場合の期中レビュー報告書は特定の利用者を想定しているため、監査人は、その他の事項区分を設け、期中レビュー報告書は特定の利用者のみを対象としており、当該期中レビュー報告書が特定の利用者以外に配布又は利用されてはならない旨を記載する必要があると判断することがある。

《⑥ その他の報告責任》（第 125 項参照）

A88. 国によっては、監査人は、本報告書における監査人の報告責任に加え、その他の事項について報告責任を有する場合がある。例えば、監査人は、期中レビュー業務の実施中に特定の事項に気付いた場合、当該事項を報告することが求められている場合がある。また、監査人は、特定の事項（会計帳簿と会計記録の適切性など）について追加的に特定の手続を実施し報告することが求められていたり、結論を表明することが求められていたりすることがある。特定の国における期中レビュー業務の基準は、その国における特定の追加的な報告責任に関する監査人の責任に関する指針を提供していることがある。

A89. 関連する法令等により、これらのその他の報告責任について、期中レビュー報告書の中で報告することを監査人に要求又は容認していることもあれば、別の報告書で報告することを要求又は容認していることもある。

A90. これらのその他の報告責任は、本報告書に基づく期中財務諸表に対する監査人の報告責任から明確に区分するため、期中レビュー報告書において別個の区分を設けて記載する。この区分には、その他の報告責任の区分の内容を示す見出しを付すことがある。国によっては、追加の報告責任は、期中レビュー業務における期中レビュー報告書とは別の報告書において記載されることがある。

《⑦ 期中レビュー報告書日》（第 126 項参照）

A91. 期中レビュー報告書日は、監査人がその日付までに気づき、かつその日付までに発生した事象や取引の影響を検討したことを、利用者に知らせるものである。

A92. 監査人の結論は期中財務諸表を対象としており、期中財務諸表に対する責任は経営者にある。監査人は、関連する注記を含む全ての期中財務諸表が作成され、認められた権限を持つ者が、当該期中財務諸表に対して責任を受け入れたという証拠を入手するまでは、十分かつ適切な証拠を入手したと判断することはできない。

A93. 国によっては、法令等によって、関連する注記を含む全ての期中財務諸表が作成されたと判断

する責任を有する個人又は機関（例えば、取締役）が定められ、必要な承認プロセスが規定されている場合がある。その場合、当該承認に関する証拠を、期中レビュー報告書日以前の日付において入手することになり、当該日付が期中財務諸表の承認日となる。

一方、承認プロセスが法令等によって規定されていない国もある。その場合、監査人は、関連する注記を含む全ての期中財務諸表が作成されたと判断する権限を有する特定の個人又は機関を識別するため、企業の経営と統治の構造を考慮して、企業が期中財務諸表の作成及び確定に当たって従う手続を検討することになる。

A94. 我が国では、株主総会又は取締役会による期中財務諸表の最終承認が要求されていることがあるが、そのような最終承認は、監査人が期中財務諸表に対する結論を表明するために必要なものではない。本報告書においては、期中財務諸表の承認日は、経営者確認書において、認められた権限を持つ者が、関連する注記を含む全ての期中財務諸表が作成されたと判断し、当該期中財務諸表に対して責任を認めた日付をいう。

《⑧ 法令等により期中レビュー報告書の様式又は用語が規定されている場合》（第 36 項、第 37 項及び第 87 項参照）

A95. 本報告書に準拠して期中レビュー業務が実施されている場合の期中レビュー報告書の様式や用語に一貫性が保たれていることにより、期中レビュー業務が本報告書に準拠して実施されていることを容易に認識でき、期中レビュー業務の信頼性を高める。

法令等により要求される事項と本報告書との間の差異が、期中レビュー報告書の様式又は文言のみに関連しており、本報告書第 87 項に記載の事項が期中レビュー報告書に含まれる場合には、期中レビュー報告書において、本報告書に準拠している旨を記載することができる。したがって、この場合、監査人は、期中レビュー報告書で使用する様式や文言が、法令等により期中レビュー報告書に関して要求される事項によって規定されている場合であっても、本報告書の要求事項を遵守したと判断される。

法令等により要求される事項と本報告書が整合している場合、本報告書において使用される期中レビュー報告書の様式と文言を採用することにより、期中レビュー報告書の利用者は、本報告書に準拠して実施されている期中レビュー業務の期中レビュー報告書であることを容易に認識することができる。

法令等が、本報告書の要求事項と著しく異なる期中レビュー報告書の様式又は文言を記載している場合の状況は、本報告書における関与先との期中レビュー契約の新規の締結及び更新に関する要求事項で扱われている。

《⑨ 本報告書と他のレビュー基準に準拠して実施される期中レビュー業務に対する期中レビュー報告書》（第 87 項参照）

A96. 監査人が、本報告書の要求事項に加えて、他のレビュー基準（国際レビュー業務基準や特定の国のレビュー基準。ただし、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準を除く。）を遵守する場合には、期中レビュー報告書において、本報告書と他のレビュー基準の両方に準拠して期中レビュー業務を実施した旨を記載することができる。

しかしながら、本報告書と他のレビュー基準の要求事項の間に不整合があり、それにより、監査人が異なる結論を形成する、又は、本報告書では強調事項区分として記載することが要求されている特定の状況において、他のレビュー基準では強調事項区分として記載しないことになる場合には、本報告書と他のレビュー基準の両方に言及するのは適切ではない。この場合、期中レビュー報告書は、準拠した関連する基準（本報告書又は他のレビュー基準のいずれかの基準）のみに準拠している旨を記載する。

A97. 本報告書の付録2は、本報告書に基づく期中レビュー報告書の文例を示している。

《⑩ 比較情報》（第127項参照）

A98. 期中財務諸表の比較情報には、前事業年度に対応する期中会計期間に係る期中損益計算書並びに前事業年度に対応する期中会計期間に係る期中キャッシュ・フロー計算書及び前事業年度に係る貸借対照表が含まれる。

《10. 期中レビュー調書》

《(1) 調書の適時性》（第137項及び第142項参照）

A99. 品質管理基準報告書第1号では、監査事務所に、調書を期中レビュー報告書提出日後に適時に整理するという品質目標を設定することを要求している。調書の最終的な整理を完了する期限は、通常、期中レビュー報告書の日付から、60日程度を超えないものとされている（品基報第1号のA83項参照）。

《IV 適用》

- ・ 本報告書（2023年 月 日）は、2024年4月1日以後開始する会計期間に係る期中財務諸表の期中レビューから適用する。

以 上

《付録1 経営者確認書の記載例》(A70 項参照)

以下の経営者確認書は標準様式とすることを意図するものではない。経営者確認書は企業ごと及び期中会計期間ごとに異なる。以下の記載例は、適正表示の財務報告の枠組みを前提に作成している。

《文例》

×年×月×日

〇〇監査法人

指定社員

業務執行社員 公認会計士 〇〇〇〇殿 (注1)

〇〇株式会社

代表取締役 (署名)

(若しくは記名押印又は電子署名)

財務・経理担当取締役 (署名)

(若しくは記名押印又は電子署名)

本確認書は、当社の×年×月×日から×年×月×日までの連結会計年度の期中連結会計期間(×年×月×日から×年×月×日まで)の期中連結財務諸表(注2)が、[適用される財務報告の枠組み(注3)]に準拠して、適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められないかどうかについて貴監査法人が結論を表明するに際して提出するものです。私たちは、下記のとおりであることを確認します(注4)。

なお、貴監査法人によって実施された期中レビューが、年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続によって行われていることについても承知しております。

記

期中連結財務諸表

1. 私たちは、×年×月×日付けの(×年×月期に係る)期中レビュー契約書(注5)に記載されたとおり、[適用される財務報告の枠組み(注3)]に準拠して期中連結財務諸表を作成する責任(継続企業的前提に基づき期中財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、継続企業に関する必要な開示を行う責任を含む。)を果たしました。期中連結財務諸表は、[適用される財務報告の枠組み(注3)]に準拠して財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示しております。
2. 不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない期中連結財務諸表を作成するために、経営者が必要と判断する内部統制を整備及び運用する責任は経営者にあることを承知しております。
3. 会計上の見積りについて適用される財務報告の枠組みに照らして合理的な認識、測定及び

注記を達成するために、使用した見積手法、データ及び重要な仮定並びに関連する注記事項は適切であると判断しております。

4. 関連当事者との関係及び取引は、[適用される財務報告の枠組み（注3）]に準拠して適切に処理しております（注6）。
5. 期中会計期間末日後本確認書の日付までに発生した期中連結財務諸表に重要な影響を及ぼす事象は、全て計上又は注記されております（注6）。
6. 期中連結財務諸表を作成する場合にその影響を考慮すべき、既に認識されている又は潜在的な訴訟事件等は全て、[適用される財務報告の枠組み（注3）]に準拠して適切に処理又は注記されております（注6）。
7. 未修正の虚偽表示が及ぼす影響は、個別にも集計しても期中連結財務諸表全体に対して重要ではないものと判断しております。未修正の虚偽表示の一覧は、本確認書に添付されております（注6）（注7）。
8. 監査人が記載することが適切であると判断したその他の確認事項（注8）

提供する情報

9. 貴監査法人に以下を提供いたしました。
 - (1) 記録、文書及びその他の事項等、期中連結財務諸表の作成に関連すると認識している全ての情報を入手する機会
 - (2) 本日までに開催された株主総会及び取締役会の議事録並びに重要な稟議書
 - (3) 貴監査法人から要請のあった期中レビューのための追加的な情報
 - (4) 証拠を入手するために必要であると貴監査法人が判断した、当社グループの役員及び従業員への制限のない質問や面談の機会
10. 全ての取引は会計記録に適切に記録され、期中連結財務諸表に反映されております。
11. 不正による期中連結財務諸表の重要な虚偽表示の可能性に対する経営者の評価を貴監査法人に示しております。
12. 当社及び連結子会社に影響を及ぼす不正又は不正の疑いがある事項に関して、以下の全ての情報を貴監査法人に提供いたしました。
 - － 経営者による不正又は不正の疑い
 - － 内部統制において重要な役割を担っている従業員による不正又は不正の疑い
 - － 上記以外の者による期中連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性がある不正又は不正の疑い
13. 従業員、元従業員、投資家、規制当局又はその他の者から入手した期中連結財務諸表に影響を及ぼす不正の申立て又は不正の疑いがある事項に関する全ての情報を貴監査法人に提供いたしました。
14. 期中連結財務諸表を作成する場合にその影響を考慮すべき違法行為又は違法行為の疑いに関して認識している全ての事実を貴監査法人に提示いたしました。
15. 期中連結財務諸表を作成する場合にその影響を考慮すべき訴訟事件等（注7）又はそれらの可能性に関して認識している全ての事実を貴監査法人に提示いたしました。

16. 関連当事者の名称、並びに認識された全ての関連当事者との関係及び関連当事者との取引を貴監査法人に提示いたしました。
17. 監査人が記載することが適切であると判断したその他の確認事項（注8）
18. ……………
19. ……………

以 上

(注1) ① 監査人が無限責任監査法人の場合で指定証明であるときには、上記の記載例とする。

② 監査人が無限責任監査法人の場合で指定証明でないときには、以下とする。

〇〇監査法人

業務執行社員 公認会計士 〇〇〇〇殿

③ 監査人が有限責任監査法人の場合は、以下とする。

〇〇有限責任監査法人

指定有限責任社員

業務執行社員 公認会計士 〇〇〇〇殿

④ 監査人が公認会計士の場合には以下とし、確認書本文中の「貴監査法人」を「貴殿」とする。

〇〇〇〇 公認会計士事務所

公認会計士 〇〇〇〇 殿

(注2) 期中レビュー対象会社が期中財務諸表を作成している場合は、確認書本文中の「期中連結財務諸表」を「期中財務諸表」、「当社及び連結子会社」を「当社」とする。

(注3) 適用される財務報告の枠組みの名称を具体的に記載する。

(注4) 監査基準報告書580「経営者確認書」のA4項からA6項に該当する場合には、以下のいずれかの文言への修正を考慮する。

- ・ 私たちが知り得る限りにおいて、下記のとおりであることを確認します。
- ・ 私たちは、適切な情報を入手するために必要であると考えた質問を行った上で、下記のとおりであることを確認します。
- ・ 私たちは、適切な情報を入手するために必要であると考えた質問を行った上で、私たちが知り得る限りにおいて、下記のとおりであることを確認します。

(注5) 期中レビュー契約において、監査契約と同時に一体として締結している場合は、「期中レビュー契約書」を「監査及び期中レビュー契約書」とする。

(注6) 該当する事項がない場合には、その旨を記載する等適宜修正する。

(注7) 経営者が重要性がないものと判断し経営者確認書に記載又は添付する未修正の虚偽表示には、以下を含める必要がある。

① 当期中連結財務諸表の数値に含まれる未修正の虚偽表示

② 比較情報に含まれる未修正の虚偽表示

③ 前期末の未修正の虚偽表示が当期中連結財務諸表の数値において修正（又は解消）されたことを原因として比較可能性が損なわれていることによる影響

なお、継続監査の場合で、当期の期中レビューにおいて、比較情報に新たに発見した虚偽表示が無かったときは、②の比較情報に含まれる未修正の虚偽表示については、一覧の添付に代えて、前期の経営者確認書を参照することにより重要性がないことを確認する方法や過去の年度の連結財務諸表及び期中連結財務諸表の訂正が必要となるような重要な事実はない旨を確認する方法もある。

これらの記載に当たっては、監査基準報告書 580 を参考とすることが有用である。

(注 8) その他追加項目の確認事項（期中レビュー全般に共通する事項）の記載に当たっては、監査基準報告書 580 を参照することが有用である。

(注 9) 訴訟事件等とは、訴訟、賠償請求、更正、査定及び賦課並びにこれらに準ずる事象をいう。

《付録2 期中財務諸表に対する期中レビュー報告書の文例》(第87項参照)

	レビュー対象	財務報告の枠組み	結論の類型
文例1	完全な一組の期中財務諸表	一般目的 適正表示	無限定の結論
文例2	完全な一組の期中財務諸表	一般目的 適正表示	除外事項付結論： 財務諸表の重要な虚偽表示による 限定付結論
文例3	完全な一組の期中財務諸表	一般目的 適正表示	除外事項付結論： 監査人が十分かつ適切な証拠を入手 できないことによる限定付結論
文例4	完全な一組の期中財務諸表	一般目的 適正表示	除外事項付結論： 財務諸表の重要な虚偽表示による 否定的結論
文例5	完全な一組の期中財務諸表	一般目的 適正表示	除外事項付結論： 監査人が財務諸表の複数の要素に ついて十分かつ適切な証拠を入手 できないことによる結論の不表明

《文例 1》

文例の前提となる状況

- ・ 一般目的の財務報告の枠組み及び適正表示の枠組みに準拠して作成された完全な一組の期中連結財務諸表の期中レビュー業務である。
- ・ 期中連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成されている。
- ・ 期中レビュー契約書において、本報告書第 32 項(2)の期中連結財務諸表に対する経営者の責任が記載されている。
- ・ 監査人は、期中連結財務諸表の期中レビュー業務に加えて、法令等が要求するその他の報告責任を有する。

独立監査人の期中財務諸表に対する期中レビュー報告書

×年×月×日

〇〇株式会社

取締役会 御中

〇〇監査法人

〇〇事務所(注1)

指 定 社 員 公認会計士 〇〇〇〇

業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 〇〇〇〇

業 務 執 行 社 員

(注2)

監査人の結論

当監査法人(注3)は、〇〇株式会社の×年×月×日から×年×月×日までの連結会計年度の期中連結会計期間(×年×月×日から×年×月×日まで)に係る期中連結財務諸表、すなわち、期中連結貸借対照表、期中連結損益計算書、期中連結包括利益計算書、期中連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人(注3)が実施した期中レビューにおいて、上記の期中連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、〇〇株式会社及び連結子会社の×年×月×日現在の財政状態並びに同日をもって終了する期中連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人(注3)は、我が国における一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準

拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人（注3）の責任は、「期中財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人（注3）は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人（注3）は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

期中連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会（注4）の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して期中連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない期中連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

期中連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき期中連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会（注4）の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある（注5）。

期中連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から期中連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、期中連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において期中連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する期中連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、期中連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 期中連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた期中連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに期中連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 期中連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務諸表に関する証拠を入手する。監査人は、期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会（注4）に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会（注4）に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。（注6）

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員（注3）の間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1）事業所の都市名を記載する場合は、「〇〇県〇〇市」のように記載する（第87項参照）。

（注2）① 監査人が無限責任監査法人の場合で、指定証明でないときには、以下とする。

〇〇監査法人

〇〇県〇〇市（注1）

代 表 社 員 公認会計士 〇〇〇〇
業 務 執 行 社 員

業 務 執 行 社 員 公認会計士 〇〇〇〇

② 監査人が有限責任監査法人の場合は、以下とする。

〇〇有限責任監査法人

〇〇事務所（注1）

指 定 有 限 責 任 社 員 公認会計士 〇〇〇〇
業 務 執 行 社 員

指 定 有 限 責 任 社 員 公認会計士 〇〇〇〇
業 務 執 行 社 員

③ 監査人が公認会計士の場合には、以下とする。

〇〇〇〇 公認会計士事務所

〇〇県〇〇市（注1）

公認会計士 〇〇〇〇

〇〇〇〇 公認会計士事務所

〇〇県〇〇市（注1）

公認会計士 〇〇〇〇

（注3）監査人が公認会計士の場合には、「私」又は「私たち」とする。

（注4）「監査役及び監査役会」は、会社の機関設計に応じて修正する（第87項参照）。

指名委員会等設置会社の場合は「監査委員会」、監査等委員会設置会社の場合は「監査等委員会」とする。

（注5）「監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。」の下線部分は、会社の機関設計に応じて下記のように修正する。

- ・ 指名委員会等設置会社の場合

「監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。」

- ・ 監査等委員会設置会社の場合

「監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。」

（注6）上場企業又は上場企業ではないが上場企業の場合に適用される監査人の独立性に関するコミュニケーションについての要求事項が適用される企業の期中財務諸表の期中レビューの場合のみ記載する事項であるため、それ以外の企業の場合は削除する（第99項参照）。ただし、新規上場のための有価証券届出書等の場合には記載を行う。

（注7）期中レビュー報告書の作成に当たっては、以下の監査基準報告書及び監査基準報告書実務指針の取扱いを参考にすることとする。

- ・ 監査基準報告書 560 「後発事象」
- ・ 監査基準報告書 700 「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」
- ・ 監査基準報告書 705 「独立監査人の監査報告書における除外事項付意見」
- ・ 監査基準報告書 706 「独立監査人の監査報告書における強調事項区分とその他の事項区分」
- ・ 監査基準報告書 710 「過年度の比較情報－対応数値と比較財務諸表」
- ・ 監査基準報告書 700 実務指針第1号 「監査報告書の文例」

《文例 1－2》

継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められ、期中連結財務諸表における注記が適切な場合の無限定の結論を表明する場合

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、×年×月×日から×年×月×日までの期中連結会計期間に期中純損失〇〇百万円を計上しており、×年×月×日現在において期中連結貸借対照表上〇〇百万円の債務超過の状況にあることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。期中連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は期中連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

《文例 1－3》

追記情報（強調事項）を記載する場合

強調事項

注記事項××に記載されているとおり、・・・・・・・・・・。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

《文例 1－4》

前連結会計年度の期中連結会計期間に係る期中連結財務諸表及び前連結会計年度の連結財務諸表について前任監査人がそれぞれ期中レビュー及び監査をしており、監査人が期中レビュー報告書において、前任監査人により比較情報の期中レビュー及び監査が行われている旨及びその結論を記載する場合

その他の事項

会社の×1年3月31日をもって終了した前連結会計年度の期中連結会計期間に係る期中連結財務諸表及び前連結会計年度の連結財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって期中レビュー及び監査が実施されている。前任監査人は、当該期中連結財務諸表に対して×0年8月×日付で無限定の結論を表明しており、また、当該連結財務諸表に対して×1年6月×日付で無限定適正意見を表明している。

《文例2》（第100項参照）

文例の前提となる状況

- ・ 一般目的の財務報告の枠組み及び適正表示の枠組みに準拠して作成された完全な一組の期中連結財務諸表の期中レビュー業務である。
- ・ 期中連結財務諸表に重要な虚偽表示があるが、その影響が広範ではないと認められ、期中連結財務諸表を全体として虚偽表示に当たるとするほどではないと判断した場合

限定付結論

当監査法人は、〇〇株式会社の×年×月×日から×年×月×日までの連結会計年度の期中連結会計期間（×年×月×日から×年×月×日まで）に係る期中連結財務諸表、すなわち、期中連結貸借対照表、期中連結損益計算書、期中連結包括利益計算書、期中連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の期中連結財務諸表が、「限定付結論の根拠」に記載した事項の期中連結財務諸表に及ぼす影響を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、〇〇株式会社及び連結子会社の×年×月×日現在の財政状態並びに同日をもって終了する期中連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

限定付結論の根拠

会社は、・・・・・・・・・・について、・・・・・・・・・・の計上を行っていない。我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していれば・・・・・・・・・・を計上することが必要である。当該事項は、期中連結財務諸表における・・・・・・・・・・の影響を与えており、結果として、営業利益、経常利益及び税金等調整前期中純利益は、それぞれ〇〇百万円過大に、期中純利益は〇〇百万円過大に計上されている（注1）。この影響は・・・・・・・・・・である（注2）。したがって、期中連結財務諸表に及ぼす影響は重要であるが広範ではない。

当監査法人は、我が国における一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「期中連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

（注1）期中連結財務諸表に及ぼしている影響の記載は、当該影響額を記載することができる場合に記載する。

（注2）「・・・・・・・・」には、重要ではあるが広範ではないと判断し、否定的結論ではなく限定的結論とした理由を、期中財務諸表利用者の視点に立って分かりやすく具体的に記載する。広範性の判断の記載に当たっては、監査基準報告書700実務指針ガイダンス第1号「監査報告書に係るQ&A（実務ガイダンス）Q1-6「除外事項の重要性と広範性及び除外事項の記載上の留意点」を参照する。

《文例3》（第108項参照）

文例の前提となる状況

- ・ 一般目的の財務報告の枠組み及び適正性の枠組みに準拠して作成された完全な一組の期中連結財務諸表の期中レビュー業務である。
- ・ 経営者による制約以外の範囲の制約（火災）があり、売掛金及び貸倒引当金について十分かつ適切な証拠を入手することができなかったが、期中連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響は、重要ではあるが広範ではないと認められ、期中連結財務諸表全体に対する結論の表明ができないほどではないと判断した場合

限定付結論

当監査法人は、〇〇株式会社の×年×月×日から×年×月×日までの連結会計年度の期中連結会計期間（×年×月×日から×年×月×日まで）に係る期中連結財務諸表、すなわち、期中連結貸借対照表、期中連結損益計算書、期中連結包括利益計算書、期中キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の期中連結財務諸表が、「限定付結論の根拠」に記載した事項の期中連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、〇〇株式会社及び連結子会社の×年×月×日現在の財政状態並びに同日をもって終了する期中連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

限定付結論の根拠

20XX年×月×日の△△支店の火災の結果、会社は、売掛金に関する記録を焼失させ、これらの記録は現在復元中である。このため、当監査法人は、期中連結財務諸表に含まれる売掛金〇〇百万円及び貸倒引当金〇〇百万円に関する記録を入手することができなかった。したがって、当監査法人は、これらの金額に修正が必要となるかどうかについて判断することができなかった。この影響は・・・・・・・・である（注）。したがって、期中連結財務諸表に及ぼす影響は重要であるが広範ではない。

当監査法人は、我が国における一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「期中連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

（注）「・・・・」には、重要ではあるが広範ではないと判断し、結論の不表明ではなく限定的結論とした理由を、期中財務諸表利用者の視点に立って分かりやすく具体的に記載する。広範性の判断の記載に当たっては、監査基準報告書700実務指針ガイダンス第1号「監査報告書に係るQ&A（実務ガイダンス）Q1-6「除外事項の重要性と広範性及び除外事項の記載上の留意点」を参照する。

《文例4》（第101項参照）

文例の前提となる状況

- ・ 一般目的の財務報告の枠組み及び適正性の枠組みに準拠して作成された完全な一組の期中連結財務諸表の期中レビュー業務である。
- ・ 期中連結財務諸表に重要な虚偽表示があり、その影響が広範であると認められ、期中連結財務諸表を全体として虚偽表示に当たると判断した場合

否定的結論

当監査法人は、〇〇株式会社の×年×月×日から×年×月×日までの連結会計年度の期中連結会計期間（×年×月×日から×年×月×日まで）に係る期中連結財務諸表、すなわち、期中連結貸借対照表、期中連結損益計算書、期中連結包括利益計算書、期中キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の期中連結財務諸表が、「否定的結論の根拠」に記載した事項の期中連結財務諸表に及ぼす影響の重要性に鑑み、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、〇〇株式会社及び連結子会社の×年×月×日現在の財政状態並びに同日をもって終了する期中連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を重要な点において適正に表示していないと信じさせる事項が認められた。

否定的結論の根拠

会社は・・・・・・・・・・について、・・・・・・・・・・の計上を行っていない。我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していれば、・・・・・・・・・・を計上する必要がある。この結果、営業利益、経常利益及び税金等調整前期中純利益はそれぞれ〇〇百万円過大に、期中純利益は〇〇百万円過大に表示されている（注）。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「期中連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、否定的結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

（注）期中連結財務諸表に及ぼしている影響の記載は、当該影響額を記載することができる場合に記載する。

《文例5》（第110項参照）

文例の前提となる状況

- ・ 一般目的の財務報告の枠組み及び適正性の枠組みに準拠して作成された完全な一組の期中連結財務諸表の期中レビュー業務である。
- ・ 監査人は、・・・に関して十分かつ適切な証拠を入手することができず、未発見の虚偽表示がもしあるとすれば、それが期中連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響は、重要かつ広範であると認められるため、期中連結財務諸表全体に対する結論の表明のための基礎を得ることができなかつたと判断した場合

結論の不表明

当監査法人は、〇〇株式会社の×年×月×日から×年×月×日までの連結会計年度の期中連結会計期間（×年×月×日から×年×月×日まで）に係る期中連結財務諸表、すなわち、期中連結貸借対照表、期中連結損益計算書、期中連結包括利益計算書、期中キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の期中連結財務諸表が、「結論の不表明の根拠」に記載した事項の期中連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響の重要性に鑑み、〇〇株式会社及び連結子会社の×年×月×日現在の財政状態並びに同日をもって終了する期中連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかつたかどうかについての結論を表明しない。

結論の不表明の根拠

当監査法人は、（実施できなかつた重要な期中レビュー手続及び結論の表明を行えない理由を具体的に記載する）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・できなかつた。

期中連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

（文例1と同じ）

期中連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から期中連結財務諸表に対する結論を表明することにある。しかしながら、本報告書の「結論の不表明の根拠」に記載されているとおり、当監査法人は期中連結財務諸表に対する結論の表明の基礎となる証拠を入手することができなかつた。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。

以 上

改正四基報第1号案	保証実 2400	レ基報第●号案
期中レビュー基準報告書第1号	保証業務実務指針 2400	期中レビュー基準報告書
<p>独立監査人が実施する中間財務諸表に対するレビュー</p> <p>2007年10月30日 改正 2009年7月8日 改正 2011年7月8日 改正 2012年6月22日 改正 2016年2月26日 改正 2020年3月17日 改正 2021年4月7日 改正 2021年9月16日 改正 2021年12月7日 改正 2022年10月13日 改正 2023年3月16日 最終改正 2023年 月 日 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書:第44号)</p> <p style="text-align: right;">項番号</p> <p>I はじめに</p> <p>II 本報告書の範囲及び目的</p> <p>1. 本報告書の範囲..... 1</p> <p>2. 期中レビューの目的..... 3</p> <p>III 要求事項</p> <p>1. 職業倫理及び独立性並びに品質管理..... 6</p> <p>2. 職業的専門家としての懐疑心..... 7</p> <p>3. 期中レビュー契約の締結..... 8</p> <p>4. 期中レビュー手続..... 11</p> <p>(1) 期中レビュー計画..... 11</p> <p>(2) 重要性の基準値..... 13</p> <p>(3) 内部統制を含む、企業及び企業環境の理解..... 14</p> <p>(4) 質問、分析的手続その他の期中レビュー手続..... 16</p> <p>(5) 虚偽表示の評価..... 34</p> <p>(6) 経営者からの書面による確認..... 36</p> <p>(7) 構成単位に対する期中レビュー手続..... 39</p> <p>(8) 構成単位の監査人の利用..... 41</p> <p>5. 経営者への伝達と対応及び監査役等とのコミュニケーション..... 43</p> <p>6. 期中レビュー報告書..... 50</p> <p>(1) 全般的事項..... 50</p> <p>(2) 結論に関する除外..... 63</p> <p>(3) 否定的結論..... 64</p> <p>(4) 期中レビュー範囲の制約及び結論の不表明..... 65</p> <p>(5) 継続企業の前提..... 73</p> <p>(6) 追記情報..... 78</p> <p>(7) その他の記載内容に関連する監査人の責任..... 79</p> <p>(8) 比較情報..... 85</p> <p>7. 期中レビュー調書..... 89</p> <p>8. 期中レビューに際してのその他の留意事項..... 90</p> <p>(1) 監査人の責任及び期中レビュー手続..... 90</p> <p>(2) 監査人の交代..... 91</p>	<p>財務諸表のレビュー業務</p> <p>2016年1月26日 改正 2018年10月19日 改正 2021年6月9日 改正 2021年9月16日 改正 2022年10月13日</p> <p style="text-align: right;">最終改正 2023年3月16日 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (実務指針:第2号)</p> <p style="text-align: right;">項番号</p> <p>I 本実務指針の範囲及び目的</p> <p>1. 本実務指針の範囲..... 1</p> <p>(1) 品質管理基準報告書第1号「監査事務所における品質管理」との関係..... 4</p> <p>(2) 財務諸表のレビュー業務..... 5</p> <p>(3) 本実務指針の構成..... 9</p> <p>2. 本実務指針の目的..... 12</p> <p>3. 定義..... 14</p> <p>II 要求事項</p> <p>1. 本実務指針に準拠したレビュー業務の実施..... 16</p> <p>関連する要求事項の遵守..... 17</p> <p>2. 職業倫理に関する規定..... 19</p> <p>3. 職業的専門家としての懐疑心及び判断..... 20</p> <p>4. 業務レベルの品質管理..... 22</p> <p>(1) レビュー契約締結後の情報の入手..... 24</p> <p>(2) 職業倫理に関する規定の遵守..... 25</p> <p>(3) 審査..... 27</p> <p>(4) レビュー業務上の判断の相違..... 28</p> <p>(5) 品質管理システムのモニタリング及び改善プロセス..... 29</p> <p>5. レビュー契約の新規の締結及び更新</p> <p>(1) レビュー契約の新規の締結及び更新に影響を及ぼす要因..... 30</p> <p>(2) レビュー契約の新規の締結及び更新の前提条件..... 31</p> <p>(3) 法令等によりレビュー報告書の用語が規定されている場合の追加的な考慮事項..... 34</p> <p>(4) レビュー業務の契約条件に関する合意..... 37</p> <p>(5) 継続的レビュー業務..... 39</p> <p>(6) レビュー業務の契約条件の変更の受諾..... 40</p> <p>6. 経営者及び監査役等とのコミュニケーション..... 43</p> <p>7. 業務の実施</p> <p>(1) 財務諸表のレビュー業務における重要性..... 44</p> <p>(2) 企業及び企業環境等の理解..... 46</p>	<p>独立監査人が実施する期中財務諸表に対するレビュー</p> <p>2023年 月 日 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書:第 号)</p> <p style="text-align: right;">項番号</p> <p>I 本報告書の範囲及び目的</p> <p>1. 本報告書の範囲..... 1</p> <p>(1) 品質管理の基準との関係..... 5</p> <p>(2) 期中レビュー業務..... 6</p> <p>2. 本報告書の目的..... 10</p> <p>3. 定義..... 14</p> <p>II 要求事項</p> <p>1. 本報告書に準拠した期中レビュー業務の実施..... 16</p> <p>(1) 関連する要求事項の遵守..... 17</p> <p>2. 職業倫理に関する規定..... 19</p> <p>3. 職業的専門家としての懐疑心及び判断..... 20</p> <p>4. 業務レベルの品質管理..... 22</p> <p>(1) 期中レビュー契約締結後の情報の入手..... 24</p> <p>(2) 職業倫理に関する規定の遵守..... 25</p> <p>(3) 審査..... 27</p> <p>(4) 期中レビュー業務上の判断の相違..... 29</p> <p>(5) 品質管理システムのモニタリング及び改善プロセス..... 30</p> <p>5. 期中レビュー契約の新規の締結及び更新..... 31</p> <p>(1) 期中レビュー契約の新規の締結及び更新に影響を及ぼす要因..... 31</p> <p>(2) 期中レビュー契約の新規の締結及び更新の前提条件..... 32</p> <p>(3) 法令等により期中レビュー報告書の用語が規定されている場合の追加的な考慮事項..... 35</p> <p>(4) 期中レビュー業務の契約条件に関する合意..... 38</p> <p>(5) 期中レビュー業務の契約条件の変更の受諾..... 40</p> <p>6. 期中レビュー計画..... 43</p> <p>7. 経営者及び監査役等とのコミュニケーション..... 44</p> <p>8. 期中レビュー業務の実施..... 48</p> <p>(1) 期中レビュー業務における重要性..... 48</p> <p>(2) 内部統制を含む、企業及び企業環境の理解..... 50</p> <p>(3) 手続の立案及び実施..... 53</p> <p>(4) 期中財務諸表と基礎となる会計記録との調整..... 64</p>

改正四基報第1号案	保証実 2400	レ基報第●号案
(3) 審査..... 92	(3) 手続の立案及び実施..... 48	(5) 重要な虚偽表示が存在する可能性が高いと認められる事項に気付いた場合の追加的な手続..... 65
IV 適用指針	(4) 財務諸表と基礎となる会計記録との調整..... 57	(6) 虚偽表示の評価..... 66
1. 職業的専門家としての懐疑心..... A1	(5) 重要な虚偽表示が存在する可能性が高いと認められる事項に気付いた場合の追加的な手続..... 58	(7) その他の記載内容に関連する監査人の責任..... 67
2. 期中レビュー契約の締結..... A3	8. 後発事象..... 59	9. 後発事象..... 73
3. 期中レビュー手続..... A4	9. 経営者確認書..... 62	10. 経営者確認書..... 75
(1) 期中レビュー計画..... A4	経営者確認書の日付及び経営者確認書が対象とする期間..... 66	(1) 経営者確認書の日付及び経営者確認書が対象とする期間..... 79
(2) 重要性の基準値..... A7	10. 実施した手続から入手した証拠の評価..... 67	11. 実施した手続から入手した証拠の評価..... 80
(3) 内部統制を含む、企業及び企業環境の理解..... A8	レビュー報告書に及ぼす影響の評価..... 69	(1) 期中レビュー報告書に及ぼす影響の評価..... 82
(4) 質問、分析的手続その他の期中レビュー手続..... A11	11. 財務諸表に対する業務実施者の結論の形成	12. 期中財務諸表に対する監査人の結論の形成と報告..... 83
(5) 虚偽表示の評価..... A21	(1) 財務諸表に適用される財務報告の枠組みの考慮..... 70	(1) 期中財務諸表に適用される財務報告の枠組みの考慮..... 83
(6) 経営者からの書面による確認..... A23	(2) 結論の様式..... 73	(2) 期中レビュー報告書..... 88
(7) 構成単位に対する期中レビュー手続..... A24	(3) 継続企業..... 87	13. 期中レビュー調書..... 137
(8) 構成単位の監査人の利用..... A25	12. レビュー報告書	III 適用指針
4. 期中レビュー報告書..... A26	(1) レビュー報告書の記載事項..... 91	1. 本報告書の範囲..... A1
(1) 全般的事項..... A26	(2) レビュー報告書における強調事項区分及びその他の事項区分..... 92	(1) 期中レビュー業務..... A4
(2) 結論に関する除外..... A28	(3) その他の報告責任..... 97	2. 本報告書の目的..... A8
(3) 否定的結論..... A29	(4) レビュー報告書日..... 98	3. 定義..... A11
(4) 継続企業の前提..... A30	(5) 比較情報..... 99	(1) 限定的保証—十分かつ適切な証拠という表現の利用..... A11
(5) その他の記載内容に関連する監査人の責任..... A34	13. 調書..... 109	4. 本報告書に準拠した期中レビュー業務の実施..... A13
(6) 比較情報..... A35	III 適用指針	5. 経営者及び監査役等とのコミュニケーション..... A14
5. 期中レビュー調書..... A36	1. 本実務指針の範囲..... A1	(1) 期中レビュー業務に関してコミュニケーションを行う事項.. A21
6. 期中レビューに際してのその他の留意事項..... A38	(1) グループ財務諸表の監査における構成単位の財務情報のレビュー業務..... A3	(2) 第三者への提示..... A23
(1) 審査..... A38	(2) 品質管理基準報告書第1号「監査事務所における品質管理」との関係..... A4	6. 期中レビュー業務の実施..... A24
V 適用	2. 財務諸表のレビュー業務..... A6	(1) 期中レビュー業務における重要性..... A24
付録1 中間財務諸表に対する期中レビュー報告書の文例	3. 本実務指針の目的..... A8	(2) 内部統制を含む、企業及び企業環境の理解..... A30
付録2 経営者確認書の記載例	4. 定義..... A11	(3) 手続の立案及び実施..... A35
	5. 本実務指針に準拠したレビュー業務の実施..... A13	(4) 期中財務諸表と基礎となる会計記録との調整..... A54
	6. 職業倫理に関する規定..... A14	(5) 追加的な手続の実施..... A55
	7. 職業的専門家としての懐疑心及び判断	(6) 虚偽表示の評価..... A60
	(1) 職業的専門家としての懐疑心..... A16	(7) その他の記載内容に関連する監査人の責任..... A63
	(2) 職業的専門家としての判断..... A20	7. 経営者確認書..... A66
	8. 業務レベルの品質管理..... A25	8. 実施した手続から入手した証拠の評価..... A71
	(1) 業務チームの選任..... A30	(1) 期中レビュー範囲の制約..... A72
	(2) レビュー契約の新規の締結及び更新..... A31	9. 期中財務諸表に対する監査人の結論の形成と報告..... A76
	(3) 審査..... A33	(1) 期中レビュー報告書..... A76
	9. レビュー契約の新規の締結及び更新..... A34	10. 期中レビュー調書..... A99
	(1) レビュー契約の新規の締結及び更新に影響を及ぼす要因... A35	(1) 調書の適時性..... A99
	(2) レビュー契約の新規の締結及び更新の前提条件..... A39	IV 適用
	(3) 法令等によりレビュー報告書の用語が規定されている場合の追加的な考慮事項..... A51	付録1 経営者確認書の記載例
	(4) レビュー業務の契約条件に関する合意..... A52	付録2 期中財務諸表に対する期中レビュー報告書の文例
	(5) レビュー業務の契約条件の変更の受諾..... A56	
	10. 経営者及び監査役等とのコミュニケーション..... A61	
	(1) レビュー業務に関してコミュニケーションを行う事項..... A65	
	(2) 第三者への提示..... A67	
	11. 業務の実施	
	(1) 財務諸表のレビュー業務における重要性..... A68	
	(2) 企業及び企業環境等の理解..... A74	
	(3) 手続の立案及び実施..... A78	

改正四基報第1号案	保証実 2400	レ基報第●号案
<p>※右列に合わせ、順序を入れ替えている項番には (順序) を付しています。</p> <p>《I はじめに》</p> <p>2006年6月に成立した金融商品取引法において、2008年4月1日以後開始する事業年度から、上場会社等に対して四半期報告書の提出が義務付けられ、当該報告書に掲載される四半期財務諸表については公認会計士又は監査法人の監査証明を受けることとされた。</p> <p>これを受けて、企業会計基準委員会は四半期財務諸表の作成基準である企業会計基準第12号「四半期財務諸表に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第14号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」を2007年3月14日に公表するとともに、企業会計審議会は2007年3月27日に、四半期レビュー基準を公表した。なお、四半期レビュー基準は、2005年7月に国際監査・保証基準審議会（IAASB）が年度の監査人が行う期中財務情報に係るレビューについて公表した国際レビュー業務基準（ISRE）第2410号を参考として作成されている。</p> <p>このような経緯を踏まえ、当協会は、2007年10月30日付けで本報告を公表した。</p> <p>企業会計審議会から2009年6月30日付けで継続企業の前提に関する規定の見直しを含む「中間監査基準及び四半期レビュー基準の改訂に関する意見書」が公表されたため、本報告についても必要な見直しを行い、2009年7月8日付けで改正した。</p> <p>企業会計審議会から2010年3月26日付けで監査報告書における意見</p>	<p>(4) 財務諸表と基礎となる会計記録との調整 A96</p> <p>(5) 追加的な手続の実施 A97</p> <p>12. 経営者確認書 A102</p> <p>13. 実施した手続から入手した証拠の評価 A106</p> <p> レビュー範囲の制約 A107</p> <p>14. 財務諸表に対する業務実施者の結論の形成</p> <p> (1) 適用される財務報告の枠組みに関する記述 A109</p> <p> (2) 重要な取引や会計事象が財務諸表に及ぼす影響の開示 A111</p> <p> (3) 企業の会計実務の質的側面 A114</p> <p> (4) レビュー業務の実施過程で識別された未修正の虚偽表示 .. A116</p> <p> (5) 結論の様式 A117</p> <p> (6) 業務実施者がレビュー契約を締結した後に経営者によるレビュー範囲の制約によって結論を形成することができない場合 .. A119</p> <p> (7) 継続企業 A121</p> <p>15. レビュー報告書 A123</p> <p> (1) レビュー報告書の記載事項 A124</p> <p> (2) レビュー報告書における強調事項区分及びその他の事項区分 A138</p> <p> (3) その他の報告責任 A140</p> <p> (4) レビュー報告書日 A143</p> <p> (5) 法令等によりレビュー報告書の様式又は用語が規定されている場合 A147</p> <p> (6) 本実務指針と他のレビュー基準に準拠して実施されるレビュー業務に対するレビュー報告書 A148</p> <p> (7) レビュー報告書の文例 A149</p> <p>16. 調書</p> <p> 調書の適時性 A150</p> <p>IV 適用</p> <p>付録1 経営者確認書の記載例</p> <p>付録2 独立業務実施者のレビュー報告書の文例</p>	

改正四基報第1号案	保証実 2400	レ基報第●号案
<p>表明の内容等を規定している報告基準における国際監査基準（ISA）との差異を調整等するため、「監査基準の改訂に関する意見書」が公表された。四半期レビュー基準についても、2011年6月30日付けで、同様の観点から「中間監査基準及び四半期レビュー基準の改訂に関する意見書」が公表された。</p> <p>また、企業会計基準委員会は、公益財団法人財務会計基準機構内に設けられている基準諮問会議からの提言を受け、四半期財務報告の大幅な簡素化に伴う会計基準等の見直しを行い、2011年3月25日付けで企業会計基準第12号「四半期財務諸表に関する会計基準」（以下「四半期会計基準」という。）及び企業会計基準適用指針第14号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」等の改正を行った。それに伴い、金融庁から2011年3月31日に関係する府令等の改正が公表された。</p> <p>このような経緯を踏まえ、本報告についても必要な見直しを行い、2011年7月8日付けで改正した。</p> <p>当協会は、2011年12月22日付けで明瞭性プロジェクトにより改訂された国際監査基準を参考に新起草方針に基づく監査基準報告書を公表し、これに伴い本報告についても必要な見直しを行い、2012年6月22日付けで改正した。</p> <p>2016年2月改正の本指針は、2015年9月4日付けで企業内容等開示府令及び監査証明府令が改正され、「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）」（以下「修正国際基準」という。）に従って作成された四半期連結財務諸表に係る四半期レビュー報告書の取扱いの対応が必要になったことから、所要の見直しを行ったものである。</p> <p>企業会計審議会から2018年7月5日付けで監査報告書における意見表明の内容等を規定している報告基準における国際監査基準（ISA）との差異を調整等するため、「監査基準の改訂に関する意見書」が公表された。四半期レビュー基準についても、2019年9月6日付けで、同様の観点から「四半期レビュー基準の改訂に関する意見書」が公表されたため、本報告についても必要な見直しを行い、2020年3月17日付けで改正した。</p> <p>企業会計審議会から2024年 月 日付けで四半期開示制度の見直しを受けた「四半期レビュー基準の改訂に関する意見書」が公表されたため、本報告書についても必要な見直しを行い、2024年 月 日付けで改正した。</p> <p>《Ⅱ 本報告書の範囲及び目的》 《1. 本報告書の範囲》</p>	<p>《Ⅰ 本実務指針の範囲及び目的》 《1. 本実務指針の範囲》</p>	<p>《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 《1. 本報告書の範囲》</p> <p>1. 本報告書は、国際監査・保証基準審議会（IAASB）が年度の監査人が行う期中財務情報に係るレビューについて公表した国際レビュー基準業務（ISRE）2410「事業体の独立監査人が実施する期中財務情報のレビュー」（2008年2月改訂）を基礎とし、企業会計審議会が2023年XX月XX日に公表した期中レビュー基準に準拠するように作成されている。また、本報告書の基礎としているISRE 2410は明瞭性プロジェクトによる改訂が行われていないことから、既に明瞭性プロジェクトによる改訂が行われている保証業務実務指針2400「財務諸表のレビュー業務」を参考に明瞭化を行っている。なお、本報告書は、年度の監査人が行う期中レビューに関する実務の指針であり、年度の監査人であれば年度の財務諸表監査において品質管理基準を遵守していると考えられることから、品質管理等に関連する規定等については、原則として保証業務実務指針2400における要求事項のみを取り込んでいる。また、本報告書は、期中レビュー基準の実務の指針としての位置付けとなることから、期中レビ</p>

改正四基報第1号案	保証実 2400	レ基報第●号案
<p>1. 本報告書は、金融商品取引法上の期中レビューに関する実務上の指針を提供するものである。</p> <p>2. 本報告書では、「監査人」という用語を用いているが、これは、監査人が監査機能を発揮するという意味ではなく、中間財務諸表に対して行う期中レビューは年度の財務諸表の監査人により実施されることが求められているためである。</p> <p>《2. 期中レビューの目的》</p> <p>3. 本報告書における期中レビューの目的は、経営者の作成した中間財務諸表について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかったかどうかに関し、監査人が自ら入手した証拠に基づいて判断した結果を結論として表明することにある。当該結論は、中間財務諸表に重要な虚偽表示があるときに不適切な結論を表明するリスクを適度な水準に抑えるために必要な手続を実施して表明されるものであるが、期中レビューは、財務諸表には全体として重要な虚偽表示がないということについて合理的な保証を得るために実施される年度の財務諸表の監査と同様の保証を得ることを目的とするものでない（「期中レビュー基準」第一 期中レビューの目的参照）。</p> <p>4. 期中レビューの目的と年度の財務諸表の監査の目的とは異なるものであり、期中レビューは、中間財務諸表が一般に公正妥当と認められる企</p>	<p>1. 本実務指針は、以下に関する実務上の指針を提供するものである（A1 項参照）。</p> <p>(1) 業務実施者が財務諸表のレビュー業務を実施する場合の責任</p> <p>(2) 財務諸表に対するレビュー報告書の様式及び記載内容</p> <p>2. 本実務指針は、年度の財務諸表のみならず、期中財務諸表のレビュー業務を実施する場合にも適用される。ただし、金融商品取引法の規定に基づき、四半期財務諸表について実施する四半期レビューに対しては適用しない（A2 項及び A3 項参照）。</p> <p>3. 本実務指針は、完全な一組の財務諸表以外に個別の財務表を対象としてレビュー業務を実施する場合にも適用される。その場合には、状況に応じて適宜読み替えて適用することが必要になる。ただし、本実務指針は、財務諸表項目等のレビュー業務は想定していない。また、過去財務情報以外のレビュー業務は本実務指針の適用対象ではない。</p> <p>《(1) 品質管理基準報告書第1号「監査事務所における品質管理」との関係》</p> <p>4. 監査事務所は、品質管理基準報告書第1号「監査事務所における品質管理」に基づいて、本実務指針に基づくレビュー業務に関して、品質管理システムの目的の達成についての合理的な保証を確保するために、品質管理システム並びに方針又は手続を整備し、運用する責任がある。本実務指針は、監査事務所が品質管理基準報告書第1号を遵守していることを前提にしている（A4 項及び A5 項参照）。</p> <p>《(2) 財務諸表のレビュー業務》</p> <p>5. 財務諸表のレビュー業務は、限定的保証業務である（A6 項及び A7 項参照）。</p> <p>6. 財務諸表のレビュー業務では、想定利用者の財務諸表に対する信頼性を高めるため、業務実施者は、財務諸表が、全ての重要な点において、適</p>	<p>ユー基準に別途の定めがあるものについては、期中レビュー基準に従い、所要の修正を行っている。</p> <p>2. 本報告書は、以下に関する実務上の指針を提供するものである（A1 項参照）。</p> <p>(1) 年度の財務諸表の監査人が期中レビュー業務を実施する場合の責任</p> <p>(2) 期中レビュー報告書の様式及び記載内容</p> <p>3. 本報告書は、期中レビューを実施する場合に適用される。ただし、金融商品取引法の規定に基づき、中間財務諸表に対して期中レビューを実施する場合には適用しない（A2 項及び A3 項参照）。</p> <p>4. 本報告書は、完全な一組の財務諸表以外に個別の財務諸表及び財務諸表項目等を対象として期中レビュー業務を実施する場合にも適用される。その場合には、状況に応じて適宜読み替えて適用することが必要になる。また、過去財務情報以外の期中レビュー業務は本報告書の適用対象ではない。</p> <p>《(1) 品質管理の基準との関係》</p> <p>5. 本報告書は、監査人が、期中レビューの実施に当たって、独立性を含む職業倫理に関する規定及び品質管理の基準を遵守していることを前提にしている。独立性を含む職業倫理に関する規定は、公認会計士法・同施行令・同施行規則、日本公認会計士協会が公表する会則、倫理規則及びその他の倫理に関する規定をいう。なお、「職業倫理に関する規定」と表記されることもある。品質管理の基準は、企業会計審議会により公表された「監査に関する品質管理基準」並びに日本公認会計士協会が公表した品質管理基準報告書第1号「監査事務所における品質管理」、品質管理基準報告書第2号「監査業務に係る審査」及び監査基準報告書220「監査業務における品質管理」をいう。</p> <p>《(2) 期中レビュー業務》</p> <p>6. 期中レビュー業務は、限定的保証業務である（A4 項及び A5 項参照）。</p> <p>7. 期中レビュー業務では、想定利用者の期中財務情報に対する信頼性を高めるため、監査人は、期中財務諸表が、適用される財務報告の枠組み</p>

改正四基報第1号案	保証実 2400	レ基報第●号案
<p>業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについて意見を表明するものではなく、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかったかどうかについての結論を表明するものである。したがって、期中レビュー手続は、質問、分析的な手続その他の期中レビュー手続に限定されており、年度の財務諸表の監査で要求される証拠の全てを入手する手続は求められていない。</p> <p>5. 期中レビューにおいては、通常、内部統制の運用評価手続や実査、立会、確認、証憑突合、質問に対する回答についての証拠の入手及びその他の実証手続に基づく証拠の入手は要求されていない。したがって、期中レビューは、重要な事項があれば、監査人に気付かせるものであるが、年度の財務諸表の監査であれば可能であったであろう全ての重要な事項を発見することを保証するものではない。</p>	<p>用される財務報告の枠組みに準拠して作成されていないと信じさせる事項が認められなかったかどうかに関し、結論を表明する。業務実施者の結論は、業務実施者が得た限定的保証に基づいて表明されるものであり、財務諸表監査の場合に監査人が得る合理的な保証とは異なる。このような業務実施者の結論をレビュー報告書の利用者が適切に理解できるように、レビュー報告書には、レビュー業務の性質が記載される。</p> <p>7. 業務実施者は、本実務指針の要求事項に準拠して表明される財務諸表全体に対する結論の基礎として十分かつ適切な証拠を入手するために、主として質問と分析的な手続を実施する。</p> <p>8. 業務実施者は、財務諸表に重要な虚偽表示が存在する可能性が高いと認められる事項に気付いた場合には、本実務指針に準拠して財務諸表に対する結論を表明できるように、個々の状況において必要と考える追加的な手続を立案し実施する。</p> <p>《(3) 本実務指針の構成》</p> <p>9. 本実務指針には、「本実務指針の範囲及び目的」、「要求事項」及び「適用指針」が含まれている。 本実務指針の目的は、業務実施者が本実務指針に従うことによって達成すべき目的を示しており、本実務指針に定められた要求事項の意図や背景を提供するものであり、業務実施者がレビュー業務において何を遂行する必要があるかを理解することが可能となるように定めている。</p> <p>10. 本実務指針の要求事項は、「～しなければならない」という文章で記載されている。</p> <p>11. 適用指針は、要求事項の詳細な説明及びその実施のための指針を提供している。これらの指針は、それ自体が要求事項を定めるものではないが、要求事項を適切に適用するために有用なものである。また、適用指針は、要求事項を適用する上での参考となるよう、本実務指針が扱う事項に関する背景を記載していることもある。</p> <p>《2. 本実務指針の目的》</p> <p>12. 本実務指針に準拠して実施する財務諸表のレビュー業務における業務実施者の目的は、以下のとおりである。</p> <p>(1) 全体としての財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて、主として質問と分析的な手続を実施することにより限定的保証を得て、財務諸表が、全ての重要な点において、適用される財務報告の枠組みに準拠して作成されていない（適正表示の枠組みの場合は、適正に表示さ</p>	<p>に準拠して適正に表示されていない（準拠性の枠組みの場合は、準拠して作成されていない）と信じさせる事項が、全ての重要な点において認められなかったかどうかに関し、結論を表明する。監査人の結論は、監査人が得た限定的保証に基づいて表明されるものであり、財務諸表監査の場合に年度の財務諸表の監査人が得る合理的な保証とは異なる。このような監査人の結論を期中レビュー報告書の利用者が適切に理解できるように、期中レビュー報告書には、期中レビュー業務の性質が記載される。</p> <p>8. 監査人は、本報告書の要求事項に準拠して表明される期中財務諸表全体に対する結論の基礎として十分かつ適切な証拠を入手するために、主として質問と分析的な手続を実施する。</p> <p>9. 監査人は、期中財務諸表に重要な虚偽表示が存在する可能性が高いと認められる事項に気付いた場合には、本報告書に準拠して期中財務諸表に対する結論を表明できるように、個々の状況において必要と考える追加的な手続を立案し実施する（A6 項及び A7 項参照）。</p> <p>《2. 本報告書の目的》</p> <p>10. 本報告書の目的は、監査人が被監査会社の期中レビュー業務を実施する場合における監査人の職業的専門家としての責任並びにその場合の期中レビューの報告書の様式及び内容に関する基準を定め、指針を提供することである。本報告書では一貫して「監査人」という用語を用いているが、これは、監査人が監査機能を発揮するという意味ではなく、期中レビューを年度の財務諸表の監査人が実施することを前提としていることを意味する。</p> <p>11. 本報告書が適用される期中財務諸表とは、適用される財務報告の枠組みに準拠して、適正に表示される（準拠性の枠組みの場合は、準拠して作成される）、企業の会計年期間より短い期間の完全な一組の財務諸表である。</p> <p>12. 本報告書に準拠して実施する期中レビュー業務における監査人の目的は、以下のとおりである。</p> <p>(1) 全体としての期中財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて、主として質問と分析的な手続を実施することにより限定的保証を得て、期中財務諸表が、適用される財務報告の枠組みに準拠して、適正に表示されていない（準拠性の枠組みの場合は、作成されていない）</p>

改正四基報第1号案	保証実 2400	レ基報第●号案
	<p>れていない) と業務実施者に信じさせる事項が認められないかどうかに関し、結論を表明できるようにすること。</p> <p>(2) 本実務指針の要求事項に従って、全体としての財務諸表について結論を表明するとともに、コミュニケーションを行うこと。</p> <p>13. 本実務指針は、業務実施者が限定的保証を得ることができず、かつ、レビュー報告書における限定付結論ではその状況において不十分な場合には、業務実施者に対してレビュー報告書の結論を不表明とするか、又はレビュー契約を解除することを求めている (A8 項から A10 項及び A119 項参照)。</p> <p>《3. 定義》</p> <p>14. 本実務指針における用語の定義は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 「一般目的の財務諸表」—一般目的の財務報告の枠組みに準拠して作成される財務諸表をいう。</p> <p>(2) 「一般目的の財務報告の枠組み」—広範囲の利用者に共通する財務情報に対するニーズを満たすように策定された財務報告の枠組みをいう。監査基準報告書 200「財務諸表監査における総括的な目的」の第 12 項(13)において、財務報告の枠組みには、適正表示の枠組みと準拠性の枠組みがある。</p> <p>(3) 「期中財務諸表」—会計期間において期中の一時点 (通常は中間又は四半期) に作成される財務情報 (完全な一組の財務諸表より簡略化されている場合もある。) をいう。</p> <p>(4) 「業務執行責任者」—監査事務所に選任された、専門業務 (本実務指針ではレビュー業務) の実施の責任者、すなわち、専門要員のうち、専門業務とその実施及び発行する報告書に対する責任を負う社員等をいう。</p> <p>(5) 「業務実施者」—専門業務 (本実務指針ではレビュー業務) を実施する者をいい、業務執行責任者又は業務チームの他のメンバー、場合によっては監査事務所を含めて使用される。業務執行責任者に要求される事項又は業務執行責任者の責任を特に表す場合には、業務実施者ではなく、業務執行責任者が使用される。</p> <p>(6) 「業務チーム」—個々の専門業務を実施する全ての社員等及び専門職員並びに当該業務において手続を実施する他の全ての者から構成される。業務実施者の利用する外部の専門家は含まない。</p> <p>(7) 「業務ファイル」—紙媒体、電子媒体等に記録された特定の専門業務 (本実務指針ではレビュー業務) に関する調書を取りまとめたファイルをいう。</p> <p>(8) 「限定的保証業務」—結論を表明する基礎として、業務実施者が保証業務リスクを個々の業務の状況において受入可能な水準に抑えるが、保証業務リスクの水準が、合理的保証業務に比べてより高く設定される保証業務をいう。</p> <p>財務諸表の限定的保証業務の結論は、実施した手続及び入手した証拠に基づいて、財務諸表に重要な虚偽表示があると業務実施者に信じさせる事項が認められたかどうかを記載する形式で表明される。限定的保証業務で実施される手続の種類、時期及び範囲は、合理的保証業務で必要な手続と比較して限定的であるが、業務実施者の職業的専門家としての判断において、意味のある保証水準を得るように計画される。意味のある保証水準は、想定利用者にとって、財務諸表の信頼性を少なくともある程度高める保証水準である (A11 項及び A12 項参照)。</p>	<p>と監査人に信じさせる事項が全ての重要な点において認められないかどうかに関し、結論を表明できるようにすること。</p> <p>(2) 本報告書の要求事項に従って、全体としての財務諸表について結論を表明するとともに、コミュニケーションを行うこと。</p> <p>13. 本報告書は、監査人が限定的保証を得ることができず、かつ、期中レビュー報告書における限定付結論ではその状況において不十分な場合には、監査人に対して期中レビュー報告書の結論を不表明とするか、又は期中レビュー契約を解除することを求めている (A8 項から A10 項参照)。</p> <p>《3. 定義》</p> <p>14. 本報告書における用語の定義は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 「一般目的の財務諸表」—一般目的の財務報告の枠組みに準拠して作成される財務諸表をいう。</p> <p>(2) 「一般目的の財務報告の枠組み」—広範囲の利用者に共通する財務情報に対するニーズを満たすように策定された財務報告の枠組みをいう。監査基準報告書 200「財務諸表監査における総括的な目的」第 12 項(13)において、財務報告の枠組みには、適正表示の枠組みと準拠性の枠組みがあることが示されている。</p> <p>(3) 「期中財務諸表」—会計期間において期中の一時点 (通常は中間又は四半期) に作成される財務情報 (年度の完全な一組の財務諸表より簡略化された要約財務諸表を含む。) をいう。</p> <p>(4) 「業務執行責任者」—監査事務所に選任された、専門業務 (本報告書では期中レビュー業務) の実施の責任者、すなわち、専門要員のうち、専門業務とその実施及び発行する報告書に対する責任を負う社員等をいう。</p> <p>(5) 「監査人」—年度の財務諸表の監査を実施する監査人であり、業務執行責任者又は業務チームの他のメンバー、場合によっては監査事務所を含めて使用される。業務執行責任者に要求される事項又は業務執行責任者の責任を特に表す場合には、監査人ではなく、業務執行責任者が使用される。</p> <p>(6) 「業務チーム」—個々の期中レビュー業務を実施する全ての社員等及び専門職員並びに当該業務において期中レビュー手続を実施する他の全ての者から構成される。監査人の利用する外部の専門家は含まない。</p> <p>(7) 「業務ファイル」—紙媒体、電子媒体等に記録された特定の専門業務 (本報告書では期中レビュー業務) に関する調書を取りまとめたファイルをいう。</p> <p>(8) 「限定的保証業務」—結論を表明する基礎として、監査人が保証業務リスクを個々の業務の状況において受入可能な水準に抑えるが、保証業務リスクの水準が、合理的保証業務に比べてより高く設定される保証業務をいう。</p> <p>期中財務諸表の限定的保証業務の結論は、実施した手続及び入手した証拠に基づいて、期中財務諸表に重要な虚偽表示があると監査人に信じさせる事項が認められたかどうかを記載する形式で表明される。限定的保証業務で実施される手続の種類、時期及び範囲は、合理的保証業務で必要な手続と比較して限定的であるが、監査人の職業的専門家としての判断において、意味のある保証水準を得るように計画される。意味のある保証水準は、想定利用者にとって、期中財務諸表の信頼性を少なくともある程度高める保証水準である (A11 項及び A12 項参照)。</p>

改正四基報第1号案	保証実 2400	レ基報第●号案
	<p>(9) 「質問」－レビュー手続の手法の一つ。業務実施者が財務又は財務以外の分野に精通している企業内外の関係者に情報を求める手続をいう。</p> <p>(10) 「除外事項付結論」－限定付結論、否定的結論又は結論の不表明をいう。</p> <p>(11) 「職業的専門家としての判断」－個々の専門業務の状況に応じた適切な措置について十分な情報を得た上で判断を行う際に、監査、保証業務及び会計の基準並びに職業倫理に関する規定に照らして、関連する知識及び経験を適用することをいう。</p> <p>(12) 「我が国における職業倫理に関する規定」－監査事務所並びに業務チーム及び審査担当者が従うべき職業倫理に関する規定をいい、公認会計士法・同施行令・同施行規則、日本公認会計士協会が公表する会則、倫理規則及びその他の倫理に関する規定から構成される。なお、「職業倫理に関する規定」と表記されることもある。</p> <p>(13) 「初年度レビュー業務」－業務実施者が初めて締結するレビュー契約であり、以下のいずれかの場合がある。</p> <p>① 前年度の財務諸表が監査又はレビューされていない場合</p> <p>② 前年度の財務諸表が前任者によって監査又はレビューされている場合</p> <p>(14) 「前任者」－前任監査人又は前任の業務実施者をいう。</p> <p>(15) 「前任の業務実施者」－前年度の財務諸表のレビュー報告書を提出したか、又は当年度の財務諸表のレビュー業務に着手したもののレビュー報告書を提出していない別の監査事務所に属する業務実施者のことをいう。なお、前任の業務実施者は、複数存在する場合がある。</p> <p>(16) 「調書」－実施した手続、入手した証拠及び業務実施者が到達した結論の記録をいう。</p> <p>(17) 「特別目的の財務諸表」－特別目的の財務報告の枠組みに準拠して作成される財務諸表をいう。</p> <p>(18) 「特別目的の財務報告の枠組み」－特定の利用者の財務情報に対するニーズを満たすように策定された財務報告の枠組みをいう。財務報告の枠組みには、適正表示の枠組みと準拠性の枠組みがある。</p> <p>(19) 「分析的手続」－財務データ相互間又は財務データと非財務データとの間に存在すると推定される関係を分析・検討することによって、財務情報を評価することをいう。分析的手続には、他の関連情報と矛盾する、又は業務実施者の推定値と大きく乖離する変動や関係についての必要な調査も含まれる。</p> <p>(20) 「保証業務の技能及び技法」－業務の計画、証拠の収集、証拠の評価、コミュニケーション及び結論の報告に当たって、業務実施者により発揮される技能及び技法をいい、特定の保証業務における主題又はその測定若しくは評価における専門性（本実務指針では財務報告に関する専門性）とは区別される。</p> <p>(21) 「保証業務リスク」－主題情報に重要な虚偽の表示がある場合に業務実施者が不適切な結論を報告する可能性をいう。本実務指針では、業務実施者が、財務諸表の重要な虚偽表示を看過して誤った結論を表明する可能性をいう。</p> <p>15. 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」の付録5「監査基準報告書及び関連する公表物の用語集」（以下「用語集」という。）には、監査基準報告書等の業務に関連する報告書及び実</p>	<p>(9) 「質問」－期中レビュー手続の手法の一つ。監査人が財務又は財務以外の分野に精通している企業内外の関係者に情報を求める手続をいう。</p> <p>(10) 「除外事項付結論」－限定付結論、否定的結論又は結論の不表明をいう。</p> <p>(11) 「職業的専門家としての判断」－個々の専門業務の状況に応じた適切な措置について十分な情報を得た上で判断を行う際に、監査、保証業務及び会計の基準並びに職業倫理に関する規定に照らして、関連する知識及び経験を適用することをいう。</p> <p>(12) 「初年度期中レビュー業務」－監査人が初めて締結する期中レビュー契約であり、以下のいずれかの場合がある。</p> <p>① 期中レビューの対象となる期中会計期間の直前の年度又は期中会計期間の財務諸表が監査又は期中レビューされていない場合</p> <p>② 期中レビューの対象となる期中会計期間の直前の年度又は期中会計期間の財務諸表が前任者によって監査又は期中レビューされている場合</p> <p>(13) 「前任者」－前任監査人又は前任の業務実施者をいう。</p> <p>(14) 「前任の業務実施者」－期中レビューの対象となる期中会計期間の直前の年度又は期中会計期間の財務諸表の期中レビュー報告書を提出したか、又は期中レビューの対象となる期中会計期間の財務諸表の期中レビュー業務に着手したものの期中レビュー報告書を提出していない別の監査事務所に属する当該期中レビューを実施した者のことをいう。なお、前任の業務実施者は、複数存在する場合がある。</p> <p>(15) 「調書」－実施した手続、入手した証拠及び監査人が到達した結論の記録をいう。</p> <p>(16) 「特別目的の財務諸表」－特別目的の財務報告の枠組みに準拠して作成される財務諸表をいう。</p> <p>(17) 「特別目的の財務報告の枠組み」－特定の利用者の財務情報に対するニーズを満たすように策定された財務報告の枠組みをいう。財務報告の枠組みには、適正表示の枠組みと準拠性の枠組みがある。</p> <p>(18) 「分析的手続」－財務データ相互間又は財務データと非財務データとの間に存在すると推定される関係を分析・検討することによって、財務情報を評価することをいう。分析的手続には、他の関連情報と矛盾する、又は監査人の推定値と大きく乖離する変動や関係についての必要な調査も含まれる。</p> <p>(19) 「保証業務の技能及び技法」－業務の計画、証拠の収集、証拠の評価、コミュニケーション及び結論の報告に当たって、監査人により発揮される技能及び技法をいい、特定の保証業務における主題又はその測定若しくは評価における専門性（本報告書では財務報告に関する専門性）とは区別される。</p> <p>(20) 「保証業務リスク」－主題情報に重要な虚偽の表示がある場合に監査人が不適切な結論を報告する可能性をいう。本報告書では、監査人が、期中財務諸表の重要な虚偽表示を看過して誤った結論を表明する可能性をいう。</p> <p>15. 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」の付録5「監査基準報告書及び関連する公表物の用語集」には、監査基準報告書等の業務に関連する報告書及び実務指針等の一貫した</p>

改正四基報第1号案	保証実 2400	レ基報第●号案
<p>《Ⅲ 要求事項》</p> <p>《1. 職業倫理及び独立性並びに品質管理》 6. 監査人は、期中レビューの実施に当たって、独立性を含む職業倫理に関する規定及び品質管理の基準を遵守しなければならない。独立性を含む職業倫理に関する規定は、公認会計士法・同施行令・同施行規則、日本公認会計士協会が公表する会則、倫理規則及びその他の倫理に関する規定をいう。品質管理の基準は、企業会計審議会により公表された「監査に関する品質管理基準」並びに日本公認会計士協会が公表した品質管理基準報告書第1号「監査事務所における品質管理」、品質管理基準報告書第2号「監査業務に係る審査」及び監査基準報告書220「監査業務における品質管理」をいう。</p> <p>《2. 職業的専門家としての懐疑心》（A1 項及び A2 項参照） 7. 監査人は、期中レビューにおいても、年度の財務諸表の監査と同様に職業的専門家としての正当な注意を払い、職業的懐疑心を保持しなければならない（「四半期レビュー基準の設定に関する意見書」二 1、A1 項及び A2 項参照）。</p>	<p>務指針等の一貫した適用と解釈に役立つように、本実務指針で定義された用語のほか、本実務指針で使用されるその他の用語の説明が含まれている。例えば、「経営者」及び「ガバナンスに責任を有する者」という用語は、用語集で定義されている。なお、本実務指針では、会社法の機関を前提に、原則として業務実施者のコミュニケーションの対象は監査役若しくは監査役会、監査等委員会又は監査委員会を想定しており、「ガバナンスに責任を有する者」を「監査役等」と記載している。</p> <p>《Ⅱ 要求事項》 《1. 本実務指針に準拠したレビュー業務の実施》 16. 本実務指針を適用するに当たり、業務実施者は、本実務指針の目的を理解して、要求事項を適切に適用するため、適用指針を含め、本実務指針を全体として理解しなければならない（A13 項参照）。</p> <p>《関連する要求事項の遵守》 17. 業務実施者は、本実務指針の要求事項のうち個々のレビュー業務に関連するものは全て遵守しなければならない。個々のレビュー業務に関連しているとは、特定のレビュー業務について、本実務指針の取り扱う状況が存在している場合をいう。 18. 業務実施者は、個々のレビュー業務に関連する本実務指針の全ての要求事項を遵守しない限り、業務実施者のレビュー報告書上で本実務指針に準拠した旨を記載してはならない。</p> <p>《2. 職業倫理に関する規定》 19. 業務実施者は、レビュー業務に関連する職業倫理に関する規定（独立性に関連するものを含む。）を遵守しなければならない（A14 項及び A15 項参照）。</p> <p>《3. 職業的専門家としての懐疑心及び判断》 20. 業務実施者は、財務諸表において重要な虚偽表示となる状況が存在する可能性のあることを認識し、職業的専門家としての懐疑心を保持してレビュー業務を計画し実施しなければならない（A16 項から A19 項参照）。 21. 業務実施者は、レビュー業務の実施において職業的専門家としての判断を行わなければならない（A20 項から A24 項参照）。</p> <p>《4. 業務レベルの品質管理》 22. 業務執行責任者は、十分な時間が与えられていることを含め、個々の業務の状況において、保証業務の技能及び技法並びに財務報告に係る適性及び適切な能力を有しなければならない（A25 項参照）。 23. 業務執行責任者は、以下に関して全体的な責任を負わなければならない（A26 項から A29 項参照）。 (1) 業務執行責任者が担当する個々のレビュー業務の品質の管理及び達成、並びにレビュー業務の全過程を通じた十分かつ適切な関与 (2) 職業的専門家としての基準及び適用される法令等に準拠したレビュ</p>	<p>適用と解釈に役立つように、本報告書で定義された用語のほか、本報告書で使用されるその他の用語の説明が含まれている。例えば、「経営者」及び「ガバナンスに責任を有する者」という用語は、監査基準報告書(序)で定義されている。なお、本報告書では、会社法の機関を前提に、原則として監査人のコミュニケーションの対象は監査役若しくは監査役会、監査等委員会又は監査委員会を想定しており、「ガバナンスに責任を有する者」を「監査役等」と記載している。</p> <p>《Ⅱ 要求事項》 《1. 本報告書に準拠した期中レビュー業務の実施》 16. 本報告書を適用するに当たり、監査人は、本報告書の目的を理解して、要求事項を適切に適用するため、適用指針を含め、本報告書を全体として理解しなければならない（A13 項参照）。</p> <p>《(1) 関連する要求事項の遵守》 17. 監査人は、本報告書の要求事項のうち個々の期中レビュー業務に関連するものは全て遵守しなければならない。個々の期中レビュー業務に関連しているとは、特定の期中レビュー業務について、本報告書の取り扱う状況が存在している場合をいう。 18. 監査人は、個々の期中レビュー業務に関連する本報告書の全ての要求事項を遵守しない限り、監査人の期中レビュー報告書上で本報告書に準拠した旨を記載してはならない。</p> <p>《2. 職業倫理に関する規定》 19. 監査人は、年度の財務諸表の監査に適用される職業倫理に関する規定（独立性に関連するものを含む。）を遵守しなければならない。</p> <p>《3. 職業的専門家としての懐疑心及び判断》 20. 監査人は、期中財務諸表において重要な虚偽表示となる状況が存在する可能性のあることを認識し、職業的専門家としての懐疑心を保持して期中レビュー業務を計画し実施しなければならない。 21. 監査人は、期中レビュー業務の実施において職業的専門家としての判断を行わなければならない。</p> <p>《4. 業務レベルの品質管理》 22. 業務執行責任者は、十分な時間が与えられていることを含め、個々の業務の状況において、保証業務の技能及び技法並びに財務報告に係る適性及び適切な能力を有しなければならない。 23. 業務執行責任者は、以下に関して全体的な責任を負わなければならない。 (1) 業務執行責任者が担当する個々の期中レビュー業務の品質の管理及び達成、並びに期中レビュー業務の全過程を通じた十分かつ適切な関与 (2) 職業的専門家としての基準及び適用される法令等に準拠した期中</p>

改正四基報第1号案	保証実 2400	レ基報第●号案
	<p>一業務の指示、監督、計画及び実施（A30 項参照）</p> <p>(3) 状況に応じた適切なレビュー報告書の発行</p> <p>(4) レビュー業務が、以下を含む監査事務所の品質管理の方針又は手続に準拠して実施されていること。</p> <p>① 契約の新規の締結及び更新に関する監査事務所の方針又は手続に準拠して実施されていること、及び、経営者の誠実性を検討することを含め、契約の新規の締結及び更新に関して到達した結論が適切であること（A31 項及び A32 項参照）。</p> <p>② レビュー業務を実施するための十分かつ適切な業務運営に関する資源が、業務チームに適時に割り当てられている、又は利用可能であるかについて、レビュー業務の内容及び状況、監査事務所の方針又は手続並びに業務中に発生する可能性のある変更を考慮して判断すること。</p> <p>③ 職業的専門家としての基準及び適用される法令等に準拠してレビュー業務を実施し、適切なレビュー報告書の発行が可能となるように、業務チームが全体として、レビュー業務を実施するための十分な時間を含む、保証業務の技能及び技法並びに財務報告上の専門知識を含む、適切な適性及び能力を有していること。</p> <p>④ 調書の作成及び査閲が適切に行われること。</p> <p>⑤ 監査事務所の品質管理の方針又は手続において審査が求められている場合は、審査を受けること。その場合、業務執行責任者は以下の事項を行わなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 審査担当者が選任されていることを確かめること。 ・ 審査担当者に協力すること及び業務チームの他のメンバーにその責任を伝達すること。 ・ レビュー業務中に識別した重要な事項（審査中に識別された事項を含む。）について、審査担当者と討議すること。 ・ 審査が完了した日以降をレビュー報告書日とすること。 <p>《(1) レビュー契約締結後の情報の入手》</p> <p>24. 業務執行責任者は、レビュー契約の新規の締結又は更新の前に監査事務所が認識していれば契約の締結を辞退する原因となるような情報に業務チームが気付いた場合、監査事務所及び業務執行責任者が必要な対応をとることができるように、監査事務所に当該情報を速やかに報告しなければならない。</p> <p>《(2) 職業倫理に関する規定の遵守》</p> <p>25. 業務執行責任者は、業務の全ての局面において、必要に応じて質問等を行うことにより、業務チームのメンバーが監査事務所の定める職業倫理の遵守に関する方針及び手続を遵守していない形跡がないかについて留意しなければならない。</p> <p>業務執行責任者は、監査事務所の品質管理システム等を通じて業務チームのメンバーが職業倫理に関する規定を遵守していないことに気付いたときには、適切な者へ専門的な見解の問合せを行うなどの適切な対応をとらなければならない。</p> <p>26. 業務執行責任者は、監査事務所の定める独立性の保持のための方針及び手続を遵守するとともに、業務チームのメンバーがこれを遵守していることを確かめなければならない。そのために業務執行責任者は、以下を実施しなければならない。</p> <p>(1) 独立性を阻害する状況や関係を識別して評価するために、監査事務所又は適切な場合にはネットワーク・ファームから関連する情報を入手する。</p>	<p>レビュー業務の指揮、監督、計画及び実施</p> <p>(3) 状況に応じた適切な期中レビュー報告書の発行</p> <p>(4) 期中レビュー業務が、以下を含む監査事務所の品質管理の方針又は手続に準拠して実施されていること。</p> <p>① 契約の新規の締結及び更新に関する監査事務所の方針又は手続に準拠して実施されていること、及び、経営者の誠実性を検討することを含め、契約の新規の締結及び更新に関して到達した結論が適切であること。</p> <p>② 期中レビュー業務を実施するための十分かつ適切な業務運営に関する資源が、業務チームに適時に割り当てられているか、又は利用可能であるかについて、期中レビュー業務の内容及び状況、監査事務所の方針又は手続並びに業務中に発生する可能性のある変更を考慮して判断すること。</p> <p>③ 職業的専門家としての基準及び適用される法令等に準拠して期中レビュー業務を実施し、適切な期中レビュー報告書の発行が可能となるように、業務チームが全体として、期中レビュー業務を実施するための十分な時間を含む、保証業務の技能及び技法並びに財務報告上の専門知識を含む、適切な適性及び能力を有していること。</p> <p>④ 調書の作成及び査閲が適切に行われること。</p> <p>⑤ 監査事務所の品質管理の方針又は手続において審査が求められている場合は、審査を受けること。その場合、業務執行責任者は以下の事項を行わなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 審査担当者が選任されていることを確かめること。 ・ 審査担当者に協力すること及び業務チームの他のメンバーにその責任を伝達すること。 ・ 期中レビュー業務中に識別した重要な事項（審査中に識別された事項を含む。）について、審査担当者と討議すること。 ・ 審査が完了した日以降を期中レビュー報告書日とすること。 <p>《(1) 期中レビュー契約締結後の情報の入手》</p> <p>24. 業務執行責任者は、期中レビュー契約の新規の締結又は更新の前に監査事務所が認識していれば契約の締結を辞退する原因となるような情報に業務チームが気付いた場合、監査事務所及び業務執行責任者が必要な対応をとることができるように、監査事務所に当該情報を速やかに報告しなければならない。</p> <p>《(2) 職業倫理に関する規定の遵守》</p> <p>25. 業務執行責任者は、業務の全ての局面において、必要に応じて質問等を行うことにより、業務チームのメンバーが監査事務所の定める職業倫理の遵守に関する方針及び手続を遵守していない形跡がないかについて留意しなければならない。</p> <p>業務執行責任者は、監査事務所の品質管理システム等を通じて業務チームのメンバーが職業倫理に関する規定を遵守していないことに気付いたときには、適切な者へ専門的な見解の問合せを行うなどの適切な対応をとらなければならない。</p> <p>26. 業務執行責任者は、監査事務所の定める独立性の保持のための方針及び手続を遵守するとともに、業務チームのメンバーがこれを遵守していることを確かめなければならない。そのために業務執行責任者は、以下を実施しなければならない。</p> <p>(1) 独立性を阻害する状況や関係を識別して評価するために、監査事務所又は適切な場合にはネットワーク・ファームから関連する情報を入手する。</p>

改正四基報第1号案	保証実 2400	レ基報第●号案
<p>《(3) 審査》(A38 項参照) 順序</p> <p>92. 監査人は、年度の財務諸表の監査における意見表明に係る審査と同様、期中レビューに係る結論の表明に先立ち、監査に関する品質管理の基準に基づいて定められた方針と手続に従い、自己の結論が期中レビューの基準に準拠して適切に形成されているかどうかの審査を受けなければならない(「四半期レビュー基準の設定に関する意見書」二 3 (1) 参照)。</p> <p>93. 審査は、年度の財務諸表の監査と期中レビューの目的や内容等の違いを踏まえて、監査事務所の品質管理システムに準拠して、実施されなければならない。</p>	<p>(2) 独立性の保持のための方針及び手続への違反に関する情報を入手した場合には、実施するレビュー業務にとって、当該違反が独立性を阻害する要因となっていないかどうかを判断するために、その情報を検討する。</p> <p>(3) 独立性を阻害する要因を識別した場合には、これを除去するための対応策を講じるか、又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用する。また、適切であると考えられる場合には、レビュー契約を解除する。なお、業務執行責任者は、適切な対応によっても問題を解決できないときには、監査事務所に速やかに報告する。</p> <p>《(3) 審査》</p> <p>27. 審査を実施する際には、審査担当者は以下を実施しなければならない(A33 項参照)。</p> <p>(1) 以下の情報を通読し、理解する。</p> <p>① 業務チームから提供される、レビュー業務と企業の性質及び状況</p> <p>② 監査事務所から提供される、監査事務所の品質管理システムのモニタリング及び改善プロセスにより識別された不備の情報、特に業務チームが行った重要な判断を含む領域に関する、又は影響を与える可能性のある不備</p> <p>(2) 業務執行責任者及び必要な場合には業務チームの他のメンバーと、レビュー業務の計画、実施及び報告における、重要な事項及び重要な判断を討議する。</p> <p>(3) (1) 及び(2) で得られた情報に基づき、業務チームが行った重要な判断に関する選択された調書を査閲及び評価する。</p> <p>① レビュー業務の種類に応じた重要な判断の根拠。なお、業務チームによる職業的専門家としての懐疑心が保持及び発揮されているかどうかを含む。</p> <p>② 調書は、到達した結論を裏付けるかどうか。</p> <p>③ 到達した結論が適切かどうか。</p> <p>(4) 我が国における独立性に係る職業倫理に関する規定を遵守していると業務執行者が判断した根拠を評価する。</p> <p>(5) 専門性が高く、判断に困難が伴う事項や見解が定まっていない事項又はレビュー業務上の判断の相違がある事項について必要に応じて適切な専門的な見解の問合せが行われたか、及び当該専門的な見解の問合せから生じた結論を評価する。</p> <p>(6) 業務執行責任者の重要な判断及び到達した結論が、レビュー業務の内容及び状況を踏まえて適切であるかを業務執行責任者が判断する根拠が得られるよう、業務執行責任者の関与がレビュー業務の全過程を通じて十分かつ適切であると判断した根拠を評価する。</p> <p>(7) 財務諸表及びレビュー報告書を検討する。</p> <p>《(4) レビュー業務上の判断の相違》</p> <p>28. 業務チームは、業務チーム内で、又は業務チームと審査担当者若しくは専門的な見解の問合せの助言者を含む監査事務所の品質管理システムに</p>	<p>(2) 独立性の保持のための方針及び手続への違反に関する情報を入手した場合には、実施する期中レビュー業務にとって、当該違反が独立性を阻害する要因となっていないかどうかを判断するために、その情報を検討する。</p> <p>(3) 独立性を阻害する要因を識別した場合には、これを除去するための対応策を講じるか、又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用する。また、適切であると考えられる場合には、期中レビュー契約を解除する。なお、業務執行責任者は、適切な対応によっても問題を解決できないときには、監査事務所に速やかに報告する。</p> <p>《(3) 審査》</p> <p>27. 監査人は、結論の表明に先立ち、自らの結論が一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して適切に形成されていることを確かめるため、結論の表明に関する審査を受けなければならない。この審査は、品質管理の方針及び手続に従った適切なものでなければならない。</p> <p>28. 審査を実施する際には、審査担当者は以下を実施しなければならない。</p> <p>(1) 以下の情報を通読し、理解する。</p> <p>① 監査人から提供される、期中レビュー業務と企業の性質及び状況</p> <p>② 監査事務所から提供される、監査事務所の品質管理システムのモニタリング及び改善プロセスにより識別された不備の情報、特に業務チームが行った重要な判断を含む領域に関する、又は影響を与える可能性のある不備</p> <p>(2) 監査人と、期中レビュー業務の計画、実施及び報告における、重要な事項及び重要な判断を討議する。</p> <p>(3) (1) 及び(2) で得られた情報に基づき、監査人が行った重要な判断に関する選択された調書を査閲及び評価する。</p> <p>① 期中レビュー業務の種類に応じた重要な判断の根拠。なお、監査人による職業的専門家としての懐疑心が保持及び発揮されているかどうかを含む。</p> <p>② 調書は、到達した結論を裏付けるかどうか。</p> <p>③ 到達した結論が適切かどうか。</p> <p>(4) 我が国における独立性に係る職業倫理に関する規定を遵守していると監査人が判断した根拠を評価する。</p> <p>(5) 専門性が高く、判断に困難が伴う事項や見解が定まっていない事項又は期中レビュー業務上の判断の相違がある事項について必要に応じて適切な専門的な見解の問合せが行われたか、及び当該専門的な見解の問合せから生じた結論を評価する。</p> <p>(6) 業務執行責任者の重要な判断及び到達した結論が、期中レビュー業務の内容及び状況を踏まえて適切であるかを、業務執行責任者が判断する根拠が得られるよう、業務執行責任者の関与が期中レビュー業務の全過程を通じて十分かつ適切であると判断した根拠を評価する。</p> <p>(7) 期中財務諸表及び期中レビュー報告書を検討する。</p> <p>《(4) 期中レビュー業務上の判断の相違》</p> <p>29. 業務チームは、チーム内で、又はチームと審査担当者若しくは専門的な見解の問合せの助言者を含む監査事務所の品質管理システムにおい</p>

改正四基報第1号案	保証実 2400	レ基報第●号案
<p>《3. 期中レビュー契約の締結》</p> <p>8. 期中レビューを行う監査人は、契約を締結し、業務の内容について合意しなければならない（A3 項参照）。</p> <p>9. 期中レビュー契約に関して、期中会計期間に係る期中レビュー手続開始前にその契約内容について合意しておかなければならない。</p>	<p>において活動を実施する者との間で、レビュー業務上の判断の相違が生じた場合、監査事務所の方針又は手続に従ってレビュー業務上の判断の相違に対処し、これを解決しなければならない。</p> <p>また、レビュー報告書は、レビュー業務上の判断の相違が解決しない限り、発行してはならない。</p> <p>《(5) 品質管理システムのモニタリング及び改善プロセス》</p> <p>29. 監査事務所の品質管理システムは、以下の事項に関するモニタリング及び改善プロセスを定めることを含む。</p> <p>(1) 品質管理システムの整備及び運用について、関連性及び信頼性が高くかつ適時性を有する情報を提供すること。</p> <p>(2) 不備が適時に改善されるように、識別された不備に対応する適切な措置を講じること。</p> <p>業務執行責任者は、監査事務所又は他のネットワーク・ファームから伝達された品質管理システムのモニタリング及び改善プロセスからの情報及び当該情報が担当するレビュー業務に影響を与えているかどうかを考慮しなければならない。</p> <p>《5. レビュー契約の新規の締結及び更新》</p> <p>《(1) レビュー契約の新規の締結及び更新に影響を及ぼす要因》</p> <p>30. 業務実施者は、以下のいずれかに該当する場合には、レビュー契約を新規に締結又は更新してはならない（A34 項及び A35 項参照）。</p> <p>(1) 当該レビュー業務に合理的な目的があると判断できない（A36 項参照）。</p> <p>(2) レビュー業務が状況において適切であると判断できない（A37 項参照）。</p> <p>(3) 業務実施者が、独立性を含む、関連する職業倫理に関する規定を遵守できないと考える理由がある。</p> <p>(4) 個々の業務の状況に関する業務実施者の予備的な理解の結果、レビュー業務の実施に必要な情報が入手できない、又は信頼できない可能性が高い（A38 項参照）。</p> <p>(5) 経営者の誠実性に疑念を抱かせる情報があり、レビュー業務の適切な実施に影響を及ぼす可能性がある。</p> <p>(6) 経営者がレビュー業務の契約条件において業務実施者の作業の範囲に制約を課しており、その制約により、業務実施者が財務諸表に対する結論を表明しないことになると判断している。</p> <p>《(2) レビュー契約の新規の締結及び更新の前提条件》</p> <p>31. 業務実施者は、レビュー契約を新規に締結又は更新する前に、以下の事項を実施しなければならない（A39 項参照）。</p> <p>(1) 財務諸表の作成に当たり適用される財務報告の枠組みが受入可能であるかどうかを判断すること。特別目的の財務諸表の場合は、財務諸表の作成目的と想定利用者を理解することを含む（A40 項から A46 項参照）。</p> <p>(2) 以下の責任を有することを認識し理解していることについて経営者の合意を得ること（A47 項から A50 項参照）。</p> <p>① 適用される財務報告の枠組みに準拠して財務諸表を作成するこ</p>	<p>て活動を実施する者との間で、期中レビュー業務上の判断の相違が生じた場合、監査事務所の方針又は手続に従って期中レビュー業務上の判断の相違に対処し、これを解決しなければならない。</p> <p>また、期中レビュー報告書は、期中レビュー業務上の判断の相違が解決しない限り、発行してはならない。</p> <p>《(5) 品質管理システムのモニタリング及び改善プロセス》</p> <p>30. 監査事務所の品質管理システムは、以下の事項に関するモニタリング及び改善プロセスを定めることを含む。</p> <p>(1) 品質管理システムの整備及び運用について、関連性及び信頼性が高くかつ適時性を有する情報を提供すること。</p> <p>(2) 不備が適時に改善されるように、識別された不備に対応する適切な措置を講じること。</p> <p>業務執行責任者は、監査事務所又は他のネットワーク・ファームから伝達された品質管理システムのモニタリング及び改善プロセスからの情報及び当該情報が担当する期中レビュー業務に影響を与えているかどうかを考慮しなければならない。</p> <p>《5. 期中レビュー契約の新規の締結及び更新》</p> <p>《(1) 期中レビュー契約の新規の締結及び更新に影響を及ぼす要因》</p> <p>31. 監査人は、以下のいずれかに該当する場合には、期中レビュー契約を新規に締結又は更新してはならない。</p> <p>(1) 当該期中レビュー業務に合理的な目的があると判断できない。</p> <p>(2) 期中レビュー業務が状況において適切であると判断できない。</p> <p>(3) 監査人が、独立性を含む、関連する職業倫理に関する規定を遵守できないと考える理由がある。</p> <p>(4) 個々の業務の状況に関する監査人の予備的な理解の結果、期中レビュー業務の実施に必要な情報が入手できない、又は信頼できない可能性が高い。</p> <p>(5) 経営者の誠実性に疑念を抱かせる情報があり、期中レビュー業務の適切な実施に影響を及ぼす可能性がある。</p> <p>(6) 経営者が期中レビュー業務の契約条件において監査人の作業の範囲に制約を課しており、その制約により、監査人が財務諸表に対する結論を表明しないことになると判断している。</p> <p>《(2) 期中レビュー契約の新規の締結及び更新の前提条件》</p> <p>32. 監査人は、期中レビュー契約を新規に締結又は更新する前に、以下の事項を実施しなければならない。</p> <p>(1) 期中財務諸表の作成に当たり適用される財務報告の枠組みが受入可能であるかどうかを判断すること。特別目的の期中財務情報の場合は、期中財務諸表の作成目的と想定利用者を理解することを含む。</p> <p>(2) 以下の責任を有することを認識し理解していることについて経営者の合意を得ること。</p> <p>① 適用される財務報告の枠組みに準拠して期中財務諸表を適正に</p>

改正四基報第1号案	保証実 2400	レ基報第●号案
<p>10. 期中レビュー契約書の作成に当たって、少なくとも以下の期中レビューに特有の事項を記載しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 期中レビューの目的 ・ 期中レビューの対象とする中間財務諸表の範囲（第53項参照） 	<p>と。適正表示の枠組みの場合は、財務諸表を適正に表示することを含む。</p> <p>② 不正か誤謬かを問わず、重要な虚偽表示のない財務諸表を作成するために経営者が必要と判断する内部統制を整備及び運用すること。</p> <p>③ 以下を業務実施者に提供すること。</p> <p>ア. 経営者が財務諸表の作成に関連すると認識している記録や証憑書類等の全ての情報</p> <p>イ. 業務実施者がレビュー業務の目的に関連して経営者に追加的に依頼する情報</p> <p>ウ. 業務実施者が証拠を入手するために必要と判断した、企業構成員への制限のない質問や面談の機会</p> <p>32. 業務実施者は、レビュー契約の新規の締結及び更新の前提条件として、第31項のいずれかが満たされていない場合には、経営者と当該事項を協議しなければならない。業務実施者は、第31項の前提条件が満たされない場合には、レビュー業務を新規に締結又は更新してはならない。</p> <p>33. レビュー契約の締結後、第31項の前提条件のいずれかが満たされていない状況を業務実施者が識別した場合、業務実施者は、経営者及び必要に応じて監査役等と当該事項を協議し、以下を判断しなければならない。</p> <p>(1) 当該事項を解決できるかどうか。</p> <p>(2) レビュー業務の継続が適切かどうか。</p> <p>(3) レビュー業務の継続が適切である場合、レビュー報告書において当該事項を記載するかどうか。また、記載する場合、どのように記載するか。</p> <p>《(3) 法令等によりレビュー報告書の用語が規定されている場合の追加的な考慮事項》</p> <p>34. レビュー報告書が第91項の要求事項を満たしている場合にのみ、レビュー報告書において本実務指針に準拠している旨を記載することができる。</p> <p>35. 法令等に従ってレビュー業務が実施される場合、関連する法令等により、レビュー報告書について、本実務指針の要求事項と著しく異なる様式や用語が規定されていることがある。この場合、業務実施者は、財務諸表のレビュー業務から得られる保証について誤解が生じる可能性があるかどうか、誤解が生じる可能性があるときには、レビュー報告書に追加的な説明を記載することによって、そのような可能性を軽減できるかどうかを評価しなければならない（A51項及びA147項参照）。</p> <p>36. 業務実施者は、このような誤解が生じる可能性を、レビュー報告書に追加的な説明を記載することによっても軽減できないと判断した場合、法令等により要求されていない限り、レビュー契約を締結してはならない。このような法令等に準拠して実施されるレビュー業務は、本実務指針に準拠したものではない。したがって、業務実施者は、レビュー報告書に、本実務指針に準拠して実施されたレビュー業務であることを示すような記載を行ってはならない（A51項及びA147項参照）。</p> <p>《(4) レビュー業務の契約条件に関する合意》</p> <p>37. 業務実施者は、レビュー業務の実施に先立ち、レビュー業務の契約条件について経営者と合意しなければならない。</p> <p>38. レビュー業務の契約条件の合意された内容として、以下の事項をレビュー契約書又は他の適切な形式による合意書に記載しなければならない（A52項からA54項参照）。</p>	<p>表示すること。準拠性の枠組みの場合は、期中財務諸表を作成すること。</p> <p>② 不正か誤謬かを問わず、重要な虚偽表示のない期中財務諸表を作成するために経営者が必要と判断する内部統制を整備及び運用すること。</p> <p>③ 以下を監査人に提供すること。</p> <p>ア. 経営者が期中財務諸表の作成に関連すると認識している記録や証憑書類等の全ての情報</p> <p>イ. 監査人が期中レビュー業務の目的に関連して経営者に追加的に依頼する情報</p> <p>ウ. 監査人が証拠を入手するために必要と判断した、企業構成員への制限のない質問や面談の機会</p> <p>33. 監査人は、期中レビュー契約の新規の締結及び更新の前提条件として、第32項のいずれかが満たされていない場合には、経営者と当該事項を協議しなければならない。監査人は、第32項の前提条件が満たされない場合には、期中レビュー業務を新規に締結又は更新してはならない。</p> <p>34. 期中レビュー契約の締結後、第32項の前提条件のいずれかが満たされていない状況を監査人が識別した場合、監査人は、経営者及び必要に応じて監査役等と当該事項を協議し、以下を判断しなければならない。</p> <p>(1) 当該事項を解決できるかどうか。</p> <p>(2) 期中レビュー業務の継続が適切かどうか。</p> <p>(3) 期中レビュー業務の継続が適切である場合、期中レビュー報告書において当該事項を記載するかどうか。また、記載する場合、どのように記載するか。</p> <p>《(3) 法令等により期中レビュー報告書の用語が規定されている場合の追加的な考慮事項》</p> <p>35. 期中レビュー報告書が第88項の要求事項を満たしている場合にのみ、期中レビュー報告書において本報告書に準拠している旨を記載することができる。</p> <p>36. 法令等に従って期中レビュー業務が実施される場合、関連する法令等により、期中レビュー報告書について、本報告書の要求事項と著しく異なる様式や用語が規定されていることがある。この場合、監査人は、期中レビュー業務から得られる保証について誤解が生じる可能性があるかどうか、誤解が生じる可能性があるときには、期中レビュー報告書に追加的な説明を記載することによって、そのような可能性を軽減できるかどうかを評価しなければならない（A95項参照）。</p> <p>37. 監査人は、このような誤解が生じる可能性を、期中レビュー報告書に追加的な説明を記載することによっても軽減できないと判断した場合、法令等により要求されていない限り、期中レビュー契約を締結してはならない。このような法令等に準拠して実施される期中レビュー業務は、本報告書に準拠したものではない。したがって、監査人は、期中レビュー報告書に、本報告書に準拠して実施された期中レビュー業務であることを示すような記載を行ってはならない（A95項参照）。</p> <p>《(4) 期中レビュー業務の契約条件に関する合意》</p> <p>38. 監査人は、期中レビュー業務の実施に先立ち、期中レビュー業務の契約条件について経営者と合意しなければならない。</p> <p>39. 期中レビュー業務の契約条件の合意された内容として、以下の事項を期中レビュー契約書又は他の適切な形式による合意書に記載しなければならない。</p>

改正四基報第1号案	保証実 2400	レ基報第●号案
<ul style="list-style-type: none"> ・ 中間財務諸表の作成責任が経営者にあること。 ・ 中間財務諸表を作成するための内部統制を整備及び運用する責任が経営者にあること。 ・ 期中レビューの実施に必要な会計記録及び資料を全て提示する責任が経営者にあること。 ・ 監査人が期中レビューの実施に当たり口頭で説明を受けた事項及び会計記録等に内在するアサーションを確認するために、経営者確認書を提供することに合意すること。 <p>《(1) 期中レビュー計画》 (A4 項から A6 項参照) 順序</p> <p>11. 期中レビュー計画の策定は、前事業年度の財務諸表の監査結果を踏まえ、新たな事象や状況の変化等を考慮する。年度の財務諸表の監査計画と同様、期中レビュー計画も連続的、反復的なプロセスであるので、期中レビュー終了まで必要に応じて、見直し、修正しなければならない。</p> <p>12. 期中レビュー計画の策定に当たり、重要性の基準値、重要な虚偽表示リスクの識別と評価、期中レビュー手続、構成単位に対する期中レビュー手続、構成単位の監査人の利用、継続企業的前提等について考慮しなければならない。</p>	<p>(1) 期中財務情報の想定される用途と配布先、及び該当する場合には利用又は配布制限</p> <p>(2) 期中財務情報の作成において適用される財務報告の枠組み</p> <p>(3) レビュー業務の目的及び範囲</p> <p>(4) 監査人の責任</p> <p>(5) 第 31 項 (2) に記載されている内容を含む、経営者の責任 (A47 項から A50 項まで参照)</p> <p>(6) レビュー業務は監査でない旨、及び監査人は期中財務情報に対する監査意見を表明しない旨</p> <p>(7) レビュー報告書の想定される様式及び内容並びに状況により想定された様式及び内容と異なる場合がある旨</p> <p>《(5) 継続的レビュー業務》</p> <p>39. 毎期継続的に実施されるレビュー業務において、業務実施者は、業務の契約条件の変更を必要とする状況が生じているかどうか、及び業務の現行の契約条件の再確認を経営者に求める必要があるかどうかを評価しなければならない (A55 項参照)。</p> <p>《(6) レビュー業務の契約条件の変更の受諾》</p> <p>40. 業務実施者は、正当な理由がない限り、レビュー業務の契約条件の変更に合意してはならない (A56 項から A58 項参照)。</p> <p>41. 業務実施者は、レビュー業務の完了前に、業務を保証業務以外の業務に変更することを依頼された場合、正当な理由があるかどうかを判断しなければならない (A59 項及び A60 項参照)。</p> <p>42. レビュー業務の契約条件がレビュー業務の実施過程で変更された場合、業務実施者と経営者は、変更後の契約条件について合意し、それをレビュー契約書において記載しなければならない。</p>	<p>(1) 期中財務諸表の想定される用途と配布先及び該当する場合には利用又は配布制限</p> <p>(2) 期中財務諸表の作成において適用される財務報告の枠組み</p> <p>(3) 期中レビュー業務の目的及び範囲</p> <p>(4) 監査人の責任</p> <p>(5) 第 32 項 (2) に記載されている内容を含む、経営者の責任</p> <p>(6) 期中レビュー業務は監査でない旨、及び監査人は期中財務諸表に対する監査意見を表明しない旨</p> <p>(7) 期中レビュー報告書の想定される様式及び内容並びに状況により想定された様式及び内容と異なる場合がある旨</p> <p>(8) 監査人が期中レビュー業務の実施に当たり口頭で説明を受けた事項及び会計記録等に内在するアサーションを確認するために、経営者確認書を提供することに合意すること。</p> <p>《(5) 期中レビュー業務の契約条件の変更の受諾》</p> <p>40. 監査人は、正当な理由がない限り、期中レビュー業務の契約条件の変更に合意してはならない。</p> <p>41. 監査人は、期中レビュー業務の完了前に、業務を保証業務以外の業務に変更することを依頼された場合、正当な理由があるかどうかを判断しなければならない。</p> <p>42. 期中レビュー業務の契約条件が期中レビュー業務の実施過程で変更された場合、監査人と経営者は、変更後の契約条件について合意し、それを期中レビュー契約書において記載しなければならない。</p> <p>《6. 期中レビュー計画》</p> <p>43. 監査人は、期中レビュー計画を、年度の財務諸表の監査の監査計画の中で策定することができる。年度の財務諸表の監査を実施する過程において、期中レビュー計画の前提とした重要な虚偽表示リスクの評価を変更した場合や特別な検討を必要とするリスクがあると判断した場合には、その変更等が期中レビュー計画に与える影響を検討し、必要であれば適切な修正をしなければならない。</p>

改正四基報第1号案	保証実 2400	レ基報第●号案
<p>《5. 経営者への伝達と対応及び監査役等とのコミュニケーション》 順序</p> <p>43. 期中レビューの結果、中間財務諸表について一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を重要な点において適正に表示していないと信じさせる事項が認められる場合には、監査人は、適切な階層の経営者に速やかに報告し、改善を求めなければならない。経営者が合理的な期間内に適切に対処しない場合は、監査人は監査役等に報告しなければならない。また、合理的な期間内に適切に対処しない場合は、監査人は、限定付結論とするかどうかの検討に加え、年度の財務諸表の監査及び期中レビュー契約の継続の可否等についても検討しなければならない。</p> <p>44. 第43項の報告は、適時に、口頭若しくは書面又は電磁的記録で行わなければならない。いずれの方法によるかは、内容、影響度や重要性等、又は報告の時期によっても異なる。口頭で報告が行われた場合にも、監査人はその内容を期中レビュー調書に記録しなければならない</p> <p>45. 期中レビューの結果、不正や違法行為等の存在に気が付いた場合にも、監査人は、適切な階層の経営者及び監査役等に速やかに報告し、改善を求めなければならない。どの階層の経営者に報告するかは、共謀の可能性や経営者の関与等にも留意して決定しなければならない。</p> <p>46. 監査人は、期中レビューに関連する監査人の責任、計画した期中レビューの範囲とその実施時期の概要、期中レビュー上の重要な発見事項及び監査人の独立性について、監査役等とコミュニケーションを行わなければならない。</p> <p>47. 監査人は、想定されるコミュニケーションの手段、実施時期及び内容について、監査役等とコミュニケーションを行わなければならない。</p> <p>(1) 監査人は、職業的専門家としての判断により、口頭によるコミュニケーションが適切ではないと考える場合には、監査役等と書面又は電磁的記録によりコミュニケーションを行わなければならない。</p> <p>(2) 監査人は、監査役等とのコミュニケーションを適時に行わなければならない。</p> <p>(3) 監査人は、口頭でコミュニケーションを行った場合には、いつ、誰と、どのような内容についてコミュニケーションを行ったかを期中レビュー調書に記載しなければならない。また、書面又は電磁的記録でコミュニケーションを行った場合、その写しを期中レビュー調書として保存しなければならない。</p> <p>48. 期中レビューの過程において、財務報告プロセスに対する監査役等による監視にとって重要と判断した事項に監査人が気付いた場合には、監査役等に報告しなければならない。</p> <p>49. 監査人は、期中レビュー報告書において除外事項付結論の表明若しくは強調事項区分又はその他の事項区分を設けることが見込まれる場合、当該文言の草案等について、監査役等に報告しなければならない。</p> <p>《4. 期中レビュー手続》 《(2) 重要性の基準値》 (A7 項参照)</p>	<p>《6. 経営者及び監査役等とのコミュニケーション》</p> <p>43. 業務実施者は、経営者及び必要に応じて監査役等の注意を喚起するのに値する全ての重要な事項について、職業的専門家としての判断に基づき、レビュー業務の実施過程で経営者及び必要に応じて監査役等と適時にコミュニケーションを行わなければならない (A61 項から A67 項参照)。</p> <p>《7. 業務の実施》 《(1) 財務諸表のレビュー業務における重要性》</p>	<p>《7. 経営者及び監査役等とのコミュニケーション》</p> <p>44. 監査人は、期中レビューの過程において、職業的専門家として経営者及び監査役等の注意を喚起するのに値すると判断した全ての重要な事項について、経営者及び監査役等に適時にコミュニケーションを行わなければならない (A14 項から A18 項及び A21 項から A23 項参照)。</p> <p>45. 期中レビューを実施した結果、期中財務諸表が、適用される財務報告の枠組みにおいて要求されている事項に照らして、全ての重要な点において、適正に表示していないと信じさせる事項が認められる場合 (準拠性の枠組みの場合には、準拠して作成していないと認められる場合) には、監査人は、適切な階層の経営者等にその事項を速やかに伝達し、適切な対応を求めなければならない。また、経営者が合理的な期間内に適切に対処しないと監査人が判断した場合には、監査人は監査役等に報告しなければならない (A19 項参照)。</p> <p>46. 経営者が合理的な期間内に適切に対処しないと監査人が判断した場合には、監査人は以下を検討しなければならない。</p> <p>(1) 除外事項付結論を表明するかどうか。</p> <p>(2) 期中レビュー契約を解除する可能性</p> <p>(3) 年度の財務諸表の監査業務を辞任する可能性</p> <p>47. 期中レビューを実施した結果、不正又は違法行為等の存在に気が付いた場合には、監査人は、適切な階層の経営者に速やかに報告しなければならない (A20 項参照)。</p> <p>《8. 期中レビュー業務の実施》 《(1) 期中レビュー業務における重要性》</p>

改正四基報第1号案	保証実 2400	レ基報第●号案
<p>13. 期中レビューは年度の財務諸表の監査を前提として実施されるものであることから、年度の財務諸表の監査に係る重要性の基準値を期中レビューにおいても適用することが合理的である。また、期中会計期間の実績数値が通年のものよりも小さいことなどにより、期中レビューに係る重要性の基準値を年度の財務諸表の監査に係る重要性の基準値よりも小さくする場合もあり得るが、少なくとも、年度の財務諸表の監査に係る重要性の基準値を上限としなければならない。</p> <p>《(3) 内部統制を含む、企業及び企業環境の理解》(A8 項から A10 項参照)</p> <p>14. 監査人は、年度の財務諸表の監査において行われる、重要な虚偽表示リスクの評価を考慮するとともに、質問や分析を行うべき事象、取引及びアサーション等を特定し、期中レビュー計画を十分に策定し、結論の表明のための基礎を得るために実施する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を選択し、選択した期中レビュー手続を実施するためには、年度の財務諸表のみならず中間財務諸表の作成に係る内部統制を含む、企業及び企業環境について十分な理解を得なければならない(「期中レビュー基準」第二 実施基準 1 参照)。</p> <p>15. 中間財務諸表の作成に係る内部統制が、例えば、中間財務諸表特有の会計処理に係る内部統制等、年度財務諸表の作成に係る内部統制とは異なる可能性があるため、監査人は中間財務諸表に係る内部統制を十分に把握し理解しなければならない。</p> <p>《(4) 質問、分析的手続その他の期中レビュー手続》</p> <p>16. 期中レビューの手続は、質問及び分析的手続等を基本とし、質問及び分析的手続の実施に当たっては、経営者等に対して、中間財務諸表の重要な項目に関する的確な質問を実施するとともに、業種の特性等を踏まえたきめ細かな分析的手続を実施しなければならない(「四半期レビュー基準の設定に関する意見書」二 2 参照)。このように期中レビューは、質問(経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者その他適切な者に対して実施)、分析的手続その他の期中レビュー手続に限定されている。当該期中レビュー手続の範囲及び種類等は、内部統制を含む、企業及び企業環境の理解に基づき、選択されることとなる。</p>	<p>44. 業務実施者は、重要性の基準値を決定し、この重要性の基準値を手続の立案及び当該手続から得た結果の評価に適用しなければならない(A68 項から A72 項参照)。</p> <p>45. 業務実施者は、レビュー業務の実施過程において、当初決定した重要性の基準値を改訂すべき情報を認識した場合には、重要性の基準値を改訂しなければならない(A73 項参照)。</p> <p>《(2) 企業及び企業環境等の理解》</p> <p>46. 業務実施者は、重要な虚偽表示が生じる可能性の高い財務諸表の領域を識別し、当該領域に関する手続を立案する基礎を得るため、企業及び企業環境並びに適用される財務報告の枠組みを理解しなければならない(A74 項から A76 項参照)。</p> <p>47. 業務実施者は、以下の事項を理解しなければならない(A77 項、A86 項及び A88 項参照)。</p> <p>(1) 企業に関連する産業、規制等の外部要因(適用される財務報告の枠組みを含む。)</p> <p>(2) 企業の事業活動等</p> <p>① 事業運営</p> <p>② 所有とガバナンスの構造</p> <p>③ 既存又は計画中の投資</p> <p>④ 組織構造や資本関係と資金調達の方法</p> <p>⑤ 企業目的と戦略</p> <p>(3) 企業の会計システム及び会計記録</p> <p>(4) 企業の会計方針の選択と適用</p> <p>《(3) 手続の立案及び実施》</p> <p>48. 業務実施者は、全体としての財務諸表に対する結論の基礎として十分かつ適切な証拠を入手するに当たり、以下が可能となるように質問及び分析的手続を立案して実施しなければならない(A78 項から A82 項、A86 項、A88 項、A94 項及び A95 項参照)。</p>	<p>48. 監査人は、重要性の基準値を決定し、この重要性の基準値を手続の立案及び当該手続から得た結果の評価に適用しなければならない(A24 項から A28 項及び A32 項参照)。</p> <p>49. 監査人は、期中レビュー業務の実施過程において、当初決定した重要性の基準値を改訂すべき情報を認識した場合には、重要性の基準値を改訂しなければならない(A29 項参照)。</p> <p>《(2) 内部統制を含む、企業及び企業環境の理解》</p> <p>50. 監査人は、重要な虚偽表示が生じる可能性の高い期中財務諸表の領域を識別し、当該領域に関する手続を立案する基礎を得るため、内部統制を含む、企業及び企業環境並びに適用される財務報告の枠組みを理解しなければならない(A30 項及び A31 項参照)。</p> <p>51. 監査人は、以下の事項を理解しなければならない(A32 項、A33 項、A44 項及び A46 項参照)。</p> <p>(1) 企業に関連する産業、規制等の外部要因(適用される財務報告の枠組みを含む。)</p> <p>(2) 企業の事業活動等</p> <p>① 事業運営</p> <p>② 所有とガバナンスの構造</p> <p>③ 既存又は計画中の投資</p> <p>④ 組織構造や資本関係と資金調達の方法</p> <p>⑤ 企業目的と戦略</p> <p>(3) 企業の会計システム及び会計記録</p> <p>(4) 企業の会計方針の選択と適用</p> <p>52. 当期において初めて監査人に選任され、過去において年度財務諸表に関する監査を実施していない監査人は、期中レビューの計画と実施のために、内部統制を含む、企業及び企業環境を理解しなければならない(A34 項参照)。</p> <p>《(3) 手続の立案及び実施》</p> <p>53. 監査人は、期中財務諸表に対する結論の基礎として十分かつ適切な証拠を入手するに当たり、以下が可能となるように、主として財務及び会計に関する事項に責任を有する者への質問及び分析的手続を立案して実施しなければならない(A35 項から A40 項、A44 項、A46 項、A49 項及び A50 項参照)。</p>

改正四基報第1号案	保証実 2400	レ基報第●号案
<p>17. 監査人は、中間財務諸表が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかったかどうかについて検討しなければならない。具体的な期中レビュー手続を第18項から第33項に示す（A11項参照）。</p> <p>18. 過去の年度の財務諸表の監査又は期中レビューにおける修正済又は未修正の虚偽表示が当期中会計期間における期中レビューに与える影響を検討し、期中レビュー手続に反映させなければならない。</p> <p>《① 過去に発生した修正済又は未修正の虚偽表示の検討》</p>	<p>(1) 開示を含む、財務諸表における全ての重要な項目に対応すること。</p> <p>(2) 重要な虚偽表示が生じる可能性の高い財務諸表の領域に重点をおくこと。</p> <p>49. 業務実施者による経営者、及び必要な場合にはその他の企業構成員への質問には、以下の事項を含めなければならない（A83項からA86-2項参照）。</p> <p>(1) 経営者が、適用される財務報告の枠組みにおいて要求される、重要な会計上の見積りを行う方法</p> <p>(2) 関連当事者及び関連当事者取引（当該取引の目的を含む。）の識別</p> <p>(3) 以下の事項を含む、財務諸表に影響を及ぼす、重要かつ通例でない取引若しくは事象、又は複雑な取引若しくは事象が存在するかどうか。</p> <p>① 企業の事業活動又は事業運営上の重要な変化</p> <p>② 財務及び借入の契約又は財務制限条項を含む、財務諸表に著しい影響を及ぼす契約条件の重要な変更</p> <p>③ 重要な仕訳入力又は財務諸表に対するその他の重要な修正</p> <p>④ 期末日近くで発生又は認識された重要な取引</p> <p>⑤ 当年度及び過年度の未修正の虚偽表示</p> <p>⑥ 関連当事者との取引又は関係が与える影響又は見込まれる影響</p> <p>(4) 以下の事実、疑い又は申立ての存在</p> <p>① 企業に影響を及ぼす不正又は違法行為</p> <p>② 例えば、税金や年金に関する法令など、財務諸表の重要な金額及び開示の決定に直接影響を及ぼすものとして一般的に認識されている法令への違反</p> <p>(5) 期末日の翌日からレビュー報告書日までの間に発生し、財務諸表の修正又は財務諸表における開示が要求される事象を、経営者が識別して対応したかどうか。</p> <p>(6) 継続企業の前提に関して経営者が行った評価（A87項参照）</p> <p>(7) 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在するかどうか。</p> <p>(8) 財務諸表（開示を含む。）に影響を及ぼす、又は影響を及ぼす可能性のある重要な約定、契約上の義務又は偶発債務</p> <p>(9) 会計期間における金銭的対価を伴わない重要な取引又は重要な無償取引</p> <p>(10) 重要な会計方針又は表示方法の変更（会計基準等の改正に伴う会計方針又は表示方法の変更を含む。）があるか（変更がある場合には、その内容、理由及び適切に遡及適用されているか等）。</p> <p>(11) 財務諸表に重要な影響を及ぼすと認められる事項に気が付いた場合には、当該事項の内容が財務諸表において適切に会計処理及び開示されているか。</p> <p>(12) 訴訟事件等の有無</p>	<p>(1) 開示を含む、期中財務諸表における全ての重要な項目に対応すること。</p> <p>(2) 重要な虚偽表示が生じる可能性の高い期中財務諸表の領域に重点を置くこと。</p> <p>54. 監査人による経営者、及び必要な場合にはその他の企業構成員への質問には、以下の事項を含めなければならない（A41項からA45項参照）。</p> <p>(1) 経営者が、適用される財務報告の枠組みにおいて要求される、重要な会計上の見積りを行う方法</p> <p>(2) 関連当事者及び関連当事者取引（当該取引の目的を含む。）の識別</p> <p>(3) 以下の事項を含む、期中財務諸表に影響を及ぼす、重要かつ通例でない取引若しくは事象、又は複雑な取引若しくは事象が存在するかどうか。</p> <p>① 企業の事業活動又は事業運営上の重要な変化</p> <p>② 財務及び借入の契約又は財務制限条項を含む、期中財務諸表に著しい影響を及ぼす契約条件の重要な変更</p> <p>③ 重要な仕訳入力又は期中財務諸表に対するその他の重要な修正</p> <p>④ 期中会計期間末日近くで発生又は認識された重要な取引</p> <p>⑤ 当年度及び過年度の未修正の虚偽表示</p> <p>⑥ 関連当事者との取引又は関係が与える影響又は見込まれる影響</p> <p>(4) 以下の事実、疑い又は申立ての存在</p> <p>① 企業に影響を及ぼす不正又は違法行為</p> <p>② 税金や年金に関する法令など、期中財務諸表の重要な金額及び開示の決定に直接影響を及ぼすものとして一般的に認識されている法令への違反</p> <p>(5) 期中会計期間末日の翌日から期中レビュー報告書日までの間に発生し、期中財務諸表の修正又は期中財務諸表における開示が要求される事象を、経営者が識別して対応したかどうか。</p> <p>(6) 継続企業の前提に関して経営者が行った評価</p> <p>(7) 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在するかどうか。</p> <p>(8) 期中財務諸表（開示を含む。）に影響を及ぼす、又は影響を及ぼす可能性のある重要な約定、契約上の義務又は偶発債務</p> <p>(9) 期中会計期間における金銭的対価を伴わない重要な取引又は重要な無償取引</p> <p>(10) 重要な会計方針又は表示方法の変更（会計基準等の改正に伴う会計方針又は表示方法の変更を含む。）があるか（変更がある場合には、その内容、理由及び適切に遡及適用されているか等）。</p> <p>(11) 期中財務諸表に重要な影響を及ぼすと認められる事項に気が付いた場合には、当該事項の内容が期中財務諸表において適切に会計処理及び開示されているか。</p> <p>(12) 訴訟事件等の有無</p>

改正四基報第1号案	保証実 2400	レ基報第●号案
<p>《② 議事録の閲覧等》 19. 株主総会議事録、取締役会議事録及びその他の重要な会議の議事録又は重要な決裁文書を開覧し、重要な意思決定及び中間財務諸表に重要な影響を与える事象の発生の有無を確かめ、また、議事録等に記載されていない重要な事実の有無について質問しなければならない。</p> <p>《③ 経営者とのディスカッション》 20. 少なくとも、以下のような事象がある場合には、監査人は、経営者とのディスカッションの実施を検討しなければならない。 ・ 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合 ・ 重要な未修正の虚偽表示が存在する場合 ・ 重要な後発事象が存在する場合 ・ 中間財務諸表に重要な影響を与える不正等がある場合</p> <p>《④ 質問及び分析的手続》 (A12 項及び A13 項参照) 21. 監査人は、議事録の閲覧や分析的手続の結果を踏まえて、的確な質問を実施しなければならない。期中レビューにおいては、通常、質問に対する回答について、分析的手続・証票突合等の追加的な手続以外の手続を実施することにより、質問に対する回答を裏付ける証拠を入手することは要求されていない。したがって、質問に対する回答が合理的であり、かつ、整合的であるかについて十分注意を払わなければならない。</p> <p>(A12 項参照)</p>	<p>(A84 項参照)</p> <p>50. 業務実施者は、分析的手続を立案する際に、会計システムと会計記録からのデータが、分析的手続を実施する目的において適切かどうかを考慮しなければならない (A88 項から A90 項参照)。</p> <p>《特定の状況に対する手続》 《関連当事者》 51. 業務実施者は、レビュー業務期間中、経営者が従来識別していない又は業務実施者に開示していない関連当事者との関係又は関連当事者との取引を示唆する可能性がある契約又はその他の情報に留意しなければならない。 52. 業務実施者は、レビュー業務の実施過程で企業の通常取引過程から外れた重要な取引を識別した場合には、以下の事項について経営者に質問しなければならない。 (1) 当該取引の内容 (2) 関連当事者が関与し得るかどうか。 (3) 当該取引の事業上の合理性 (又はその欠如)</p> <p>《不正及び違法行為》 53. 業務実施者は、不正若しくは違法行為又はそれらの疑いを示唆する情報が存在する場合には、以下を実施しなければならない。 (1) 法令により禁止されていない限り、適切な階層の経営者又は必要な場合には監査役等に当該事項を報告する (A90-2 項参照)。 (2) 経営者に財務諸表に及ぼす影響の評価を要請する。 (3) 上記の経営者の評価が、業務実施者の結論及び報告書に及ぼす影響を考慮する。 (4) 以下に該当するかどうかを判断する (A91 項から A91-5 項参照)。 ① 法令により、適切な規制当局に報告することが業務実施者に求められていること。</p>	<p>(A42 項参照)</p> <p>55. 監査人は、分析的手続を立案する際に、会計システムと会計記録からのデータが、分析的手続を実施する目的において適切かどうかを考慮しなければならない (A46 項から A48 項参照)。</p> <p>《① 特定の状況に対する手続》 《ア. 関連当事者》 56. 監査人は、期中レビュー業務期間中、経営者が従来識別していない又は監査人に開示していない関連当事者との関係又は関連当事者との取引を示唆する可能性がある契約又はその他の情報に留意しなければならない。 57. 監査人は、期中レビュー業務の実施過程で企業の通常取引過程から外れた重要な取引を識別した場合には、以下の事項について経営者に質問しなければならない。 (1) 当該取引の内容 (2) 関連当事者が関与し得るかどうか。 (3) 当該取引の事業上の合理性 (又はその欠如)</p>

改正四基報第1号案	保証実 2400	レ基報第●号案
<p>《⑧ 継続企業の前提に係る期中レビュー手続》 (A18 項から A20 項参照) 《順序》</p> <p>26. 監査人は、前事業年度の決算日において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在し、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められた場合と、前事業年度の決算日において、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められなかったものの、当中間会計期間において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を認めた場合に、適切な期中レビュー手続を実施しなければならない（「期中レビュー基準」第二 実施基準 10 参照）。</p> <p>(1) 前事業年度の決算日において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在し、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められた場合、監査人は、当中間会計期間における事象又は状況の変化並びにこれらに係る経営者の評価及び対応策の変更について質問等を行わなければならない。その結果、前事業年度の決算日において識別された継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況並びにこれらに係る経営者の評価及び対応策のいずれにおいても大きな変化がない場合には、前事業年度の開示を踏まえた開示が行われているかどうかを検討しなければならない。これに対して、前事業年度の決算日において識別された継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況並びにこれらに係る経営者の評価又は対応策のいずれかに大きな変化がある場合には、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかについて慎重に検討しなければならない。</p> <p>(2) 前事業年度の決算日において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在したものの、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められなかった場合、監査人は、当中間会計期間における事象又は状況の変化並びにこれらに係る経営者の評価及び対応策の変更について質問等を行わなければならない。その結果、前事業年度の決算日において識別された継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況並びにこれらに係る経営者の評価及び対応策のいずれにおいても大きな変化がない場合には、前事業年度と同様に、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められないものとして取り扱うこととなる。これに対して、前事業年度の決算日において識別された継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況並びにこれらに係る経営者の評価又は対応策のいずれかに大きな変化がある場合には、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるかどうかについて慎重に検討しなければならない。特に、経営者が継続企業の前提に関する注記を行っていない場合は、対応策が当該事象又は状況を解消し、又は改善するものであるかどうか、及びその実行可能性について、なお一層慎重に検討しなければならない。</p> <p>(3) 前事業年度の決算日において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しなかったものの、当中間会計期間において実施した質問、議事録等の閲覧及び分析的手続等の期中レビュー手続の結果、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を認めた場合は、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるかどうかについて慎重に検討しなければならない。</p> <p>27. 監査人は、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関し、合理的な期間について経営者が行った評価及び対応策について検討しなければならない。</p>	<p>② 職業倫理規程により、追加的な対応として、適切な規制当局に報告することが例示されていること。</p> <p>《継続企業》</p> <p>54. 財務諸表のレビュー業務には、継続企業の前提の検討が含まれる。業務実施者は、継続企業の前提に関して経営者が行った評価の検討に当たって、経営者の評価期間と同じ期間を対象としなければならない。この場合、経営者の評価期間は、適用される財務報告の枠組みで要求される期間又は法令に規定される期間となる（A92 項参照）。</p> <p>55. 業務実施者は、レビュー業務の実施過程で、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に気付いた場合には、以下を実施しなければならない（A93 項参照）。</p>	<p>《イ. 継続企業》 (A51 項及び A52 項参照)</p> <p>58. 期中レビュー業務には、継続企業の前提の検討が含まれる。監査人は、継続企業の前提に関して経営者が行った評価の検討に当たって、経営者の評価期間と同じ期間を対象としなければならない。この場合、経営者の評価期間は、適用される財務報告の枠組みで要求される期間又は法令に規定される期間となる。</p> <p>59. 監査人は、経営者が継続企業の前提についての評価を前会計期間（期中レビューの対象となる期中会計期間の直前の年度又は期中会計期間をいう。）から変更したかどうかを質問しなければならない。監査人は、</p>

改正四基報第1号案	保証実 2400	レ基報第●号案
<p>28. 合理的な期間については、第26項(1)で大きな変化がない場合には、監査人は経営者に、当期中会計期間の決算日の翌日から、前事業年度における評価の対象となった期間の末日までの評価を求め、かつ、少なくとも当期中会計期間の事業年度の末日までの対応策を求めなければならない。ただし、前事業年度末に重要な不確実性が認められた場合で、当期中会計期間において大きな変化がないときには、前事業年度において1年間の評価及び対応策が求められていることから、期中会計期間においてこれらを引き継ぎ、当期中会計期間が属する事業年度の末日までの評価及び対応策を求めなければならない。</p> <p>29. 第26項(1)で大きな変化がある場合、同(2)では大きな変化の有無にかかわらずこれに該当する場合、又は同(3)に該当する場合には、監査人は経営者に対し、当該期中会計期間末から1年間の経営計画の提出までは必ずしも求める必要はないが、当期中会計期間の決算日の翌日から少なくとも1年間の期間における評価を求め、かつ、少なくとも当期中会計期間の事業年度の末日までの対応策を求めなければならない。このため、経営者により示された対応策の対象期間と経営者による評価期間との間には差異が生じることがあるが、経営者により示された対応策の期間が経営者による評価期間より短い場合には、継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在すると判断することもあり、対応策が提示されていない期間が長ければ長いほど事業活動の継続性に関する判断が難しくなることに留意しなければならない(A18項参照)。</p> <p>30. 監査人は、経営者による対応策が、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を解消し、又は改善するものであるかどうか、及びその実行可能性について検討し、また、経営者から具体的に対応策が提示されていない期間について、経営者はどのように対応する意向があるかについて質問等を行わなければならない。これらの手続の結果として、継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在するか否かを総合的に判断しなければならない(A19項参照)。</p>	<p>(1) 継続企業の前提の評価に関連する経営者の対応策、その実行可能性、及びその対応策が当該事象又は状況を解消し、又は改善するものであるかどうかについて、経営者に質問する。</p> <p>(2) 経営者の回答が、以下に対して十分な基礎を提供しているかを検討する。</p> <p>① 継続企業の前提の評価が、適用される財務報告の枠組みにおいて要求されている場合は、継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか。</p> <p>② 継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるかどうか。認められる場合は、適用される財務報告の枠組みにおいて要求されている事項に照らして、財務諸表に重要な虚偽表示が存在するか、又は財務諸表利用者の判断を誤らせることになるかどうかについて結論付ける。</p> <p>(3) レビュー業務の結果として気付いた全ての関連する情報を踏まえて、経営者の回答を検討する。</p>	<p>期中レビュー業務の実施過程で、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に気付いた場合には、合理的な期間について経営者が行った評価及び対応策並びにその内容の検討に際し、以下を実施しなければならない。</p> <p>なお、合理的な期間や評価方法については会計基準等によることが原則であり、適用される会計基準等の中でこれらが明示されていない場合については、例えば、期中レビュー基準報告書第1号第26項から第30項の考え方が参考になる。</p> <p>(1) 継続企業の前提の評価に関連する経営者の対応策、その実行可能性、及びその対応策が当該事象又は状況を解消し、又は改善するものであるかどうかについて、経営者に質問する。</p> <p>(2) 経営者の回答が、以下に対して十分な基礎を提供しているかを検討する。</p> <p>① 継続企業の前提の評価が、適用される財務報告の枠組みにおいて要求されている場合は、継続企業を前提として期中財務諸表を作成することが適切であるかどうか。</p> <p>② 継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるかどうか。認められる場合は、適用される財務報告の枠組みにおいて要求されている事項に照らして、期中財務諸表に重要な虚偽表示が存在するか、又は期中財務諸表利用者の判断を誤らせることになるかどうかについて結論付ける。</p> <p>(3) 期中レビュー業務の結果として気付いた全ての関連する情報を踏まえて、経営者の回答を検討する。</p> <p>60. 監査人は、前会計期間の決算日において、継続企業の前提に重要な疑</p>

改正四基報第1号案	保証実 2400	レ基報第●号案
<p>《(8) 構成単位の監査人の利用》 順序</p> <p>41. 監査人は、構成単位の財務情報に関する作業の実施を構成単位の監査人に依頼する場合には、グループ監査人及び構成単位の監査人それぞれの責任並びにグループ監査人の期待について、構成単位の監査人とコミュニケーションを行うことが求められている（監査基準報告書 600「グループ監査における特別な考慮事項」第 29 項参照）ため、以下の事項を理解しなければならない（A25 項参照）。</p> <p>(1) 構成単位の監査人が、中間財務諸表の期中レビューに関連する職業倫理に関する規定を理解し遵守しているか。特に独立性に問題がないか。</p> <p>(2) 構成単位の監査人が、職業的専門家としての能力を有しているか。</p> <p>(3) 監査人が、中間財務諸表の期中レビュー手続を実施するに当たり必要な程度まで構成単位の監査人の作業に関与することができるか。</p> <p>(4) 構成単位の監査人が、適切に監督される規制環境の下で業務を行っているか。</p> <p>42. 監査人は、構成単位の監査人に、中間財務諸表の期中レビューにおいて要求する事項として、実施すべき作業、その作業結果の利用目的並びに構成単位の監査人の報告の様式及び内容を適時に伝達しなければならない。また、監査人は、構成単位の監査人に対して、中間財務諸表の期中レビューについての監査人の結論に関連する事項を報告するように依頼しなければならない。</p> <p>《(5) 会計記録に基づく作成》（A14 項参照）</p> <p>22. 監査人は、中間財務諸表が、年度の財務諸表の作成の基礎となる会計記録に基づいて作成されているか確認しなければならない（「期中レビュー基準」第二 実施基準 7 参照）。</p> <p>《(6) 追加的な手続》（A15 項及び A16 項参照）</p> <p>23. 監査人は、中間財務諸表に企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を重要な点において適正に表示していない事項が存在する可能性が高いと認められる場合には、追加的な質問や関係書類の閲覧</p>	<p>《他の業務実施者又は専門家の業務の利用》</p> <p>56. レビュー業務の実施に当たり、業務実施者は、他の業務実施者の実施する業務又は専門家（会計や保証業務以外の分野において専門知識を有する個人又は組織）の業務を利用することが必要になる場合がある。レビュー業務の実施過程において他の業務実施者又は専門家の実施する業務を利用する場合には、業務実施者は、他の業務実施者又は専門家により実施された業務がレビュー業務の目的に照らして適切であることを確かめるための手続を実施しなければならない（A79 項参照）。</p> <p>《(4) 財務諸表と基礎となる会計記録との調整》</p> <p>57. 業務実施者は、財務諸表とその基礎となる会計記録との一致又は調整に関する証拠を入手しなければならない（A96 項参照）。</p> <p>《(5) 重要な虚偽表示が存在する可能性が高いと認められる事項に気付いた場合の追加的な手続》</p> <p>58. 業務実施者は、財務諸表に重要な虚偽表示が存在する可能性が高いと認められる事項に気付いた場合には、全体としての財務諸表について、以下のいずれかの結論を導くために十分な追加的な手続を立案し実施しな</p>	<p>義を生じさせるような事象又は状況が存在し、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められた場合には、当該事象又は状況の変化並びにこれらに係る経営者の評価及び対応策の変更について質問しなければならない。</p> <p>61. 監査人は、前会計期間の決算日において、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められなかったものの、当期中会計期間において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を認めた場合には、経営者に対し、経営者による評価及び対応策を含め継続企業の前提に関する開示の要否について質問しなければならない。</p> <p>62. これらの質問の結果、監査人は、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められると判断した場合には、継続企業の前提に関する事項について、期中財務諸表において、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていない（準拠性の枠組みの場合は、作成されていない）と信じさせる事項が認められないかどうかに関し、追加的な質問や関係書類の閲覧等の追加的な手続を実施して、検討しなければならない。</p> <p>《ウ. 構成単位の監査人の利用》（A53 項参照）</p> <p>63. 監査人は、構成単位の監査人によって行われた期中レビュー等の結果を利用する場合には、当該構成単位の監査人が関与した期中財務諸表等の重要性及び構成単位の監査人の品質管理の状況等に基づく信頼性の程度を勘案して、構成単位の監査人の実施した期中レビュー等の結果を利用する程度及び方法を決定しなければならない（「期中レビュー基準」第二 実施基準 13 参照）。構成単位の監査人の実施した期中レビュー等の重要な事項について、その結果を利用できない場合がある。この場合において、更に当該事項について、重要な期中レビュー手続を追加して実施できなかった場合には、重要な期中レビュー手続が実施できなかった場合に準じて、結論の表明の適否を判断しなければならない（「期中レビュー基準」第三 報告基準 10 参照）。</p> <p>《(4) 期中財務諸表と基礎となる会計記録との調整》（A54 項参照）</p> <p>64. 監査人は、期中財務諸表とその基礎となる会計記録との一致又は調整に関する証拠を入手しなければならない。</p> <p>《(5) 重要な虚偽表示が存在する可能性が高いと認められる事項に気付いた場合の追加的な手続》</p> <p>65. 監査人は、期中財務諸表に重要な虚偽表示が存在する可能性が高いと認められる事項に気付いた場合には、以下のいずれかの結論を導くために、追加的な手続を立案し実施しなければならない（A55 項から A59 項</p>

改正四基報第1号案	保証実 2400	レ基報第●号案
<p>等の追加的な手続を実施して当該事項の有無を確かめ、その事項の結論への影響を検討しなければならない（「期中レビュー基準」第二 実施基準 8 参照）。</p> <p>《(5) 虚偽表示の評価》（順序）</p> <p>34. 監査人は、気が付いた未修正の虚偽表示について、中間財務諸表全体に対し、個別に又は集計して重要であるかどうかについて評価しなければならない（A21 項参照）。</p> <p>35. 監査人は、虚偽表示に気が付いたが修正されない場合は、職業的専門家として当該未修正の虚偽表示について評価を行わなければならない。この評価に際して、金額的影響のみならず、質的影響についても考慮しなければならない。したがって、虚偽表示の原因、過去に発生した事象に基づくものか、期中レビューの対象となっている中間会計期間に発生したものか、また期中レビューの対象となっている中間会計期間より前の中間会計期間及び年度の財務諸表、並びに期中レビューの対象となっている中間会計期間を含む年度の財務諸表に影響を及ぼす事項かどうか等、当該虚偽表示の意味するところを検討しなければならない。監査人は、当該虚偽表示の意味するところを十分に考慮した上で、その金額的影響について、期中レビューに係る重要性の基準値（改訂されているときは改訂後の基準値）を基礎として決定した重要性の基準値又は中間財務諸表の実績数値に照らして検討しなければならない。この場合、虚偽表示を評価するに当たっての判断基準は、年度の財務諸表の監査における重要性の基準値を基礎とするが、期中会計期間の実績数値が通年のものよりも小さいことなども考慮して判断しなければならない（A22 項参照）。</p> <p>《(7) その他の記載内容に関連する監査人の責任》（順序）</p> <p>79. 監査人は、期中レビューを行った中間財務諸表との重要な相違を識別するため、その他の記載内容を通読しなければならない。</p> <p>80. 監査人は、その他の記載内容を通読することにより重要な相違を識別した場合、期中レビューを行った中間財務諸表又はその他の記載内容を修正する必要があるかどうかを判断しなければならない。</p> <p>81. 期中レビューを行った中間財務諸表に修正が必要であるが、経営者が修正することに同意しない場合、監査人は、除外事項付結論を表明しなければならない。</p> <p>82. その他の記載内容に修正が必要であるが、経営者が修正することに同意しない場合、監査人は、監査役等に当該事項を報告するとともに、以下のいずれかを行わなければならない。</p> <p>(1) 期中レビュー報告書にその他の事項区分を設け、重要な相違について記載する。</p> <p>(2) 期中レビュー報告書を発行しない。</p> <p>(3) 可能な場合、期中レビュー契約を解除する。</p> <p>83. 監査人は、重要な相違を識別するためにその他の記載内容を通読する際に、明らかな事実の重要な虚偽記載に気付いた場合、経営者と当該事項について協議しなければならない。</p> <p>84. 監査人は、その他の記載内容に事実の重要な虚偽記載が存在すると判断したが経営者がそれを修正又は訂正することに同意しない場合、監査役等にその他の記載内容に関する監査人の懸念を知らせるとともに、適</p>	<p>ければならない（A97 項から A101 項参照）。</p> <p>(1) 当該事項により財務諸表に重要な虚偽表示が存在する可能性は高くない。</p> <p>(2) 当該事項により財務諸表に重要な虚偽表示が存在する。</p>	<p>参照）。</p> <p>(1) 当該事項により期中財務諸表に重要な虚偽表示が存在する可能性は高くない。</p> <p>(2) 当該事項により期中財務諸表に重要な虚偽表示が存在する。</p> <p>《(6) 虚偽表示の評価》（A60 項から A62 項参照）</p> <p>66. 監査人は、気が付いた未修正の虚偽表示について、期中財務諸表に対し、個別に又は集計して重要であるかどうかを評価しなければならない。</p> <p>《(7) その他の記載内容に関連する監査人の責任》（A63 項から A65 項参照）</p> <p>67. 監査人は、期中レビューを行った期中財務諸表との重要な相違を識別するため、その他の記載内容を通読しなければならない。</p> <p>68. 監査人は、その他の記載内容を通読することにより重要な相違を識別した場合、期中レビューを行った期中財務諸表又はその他の記載内容を修正する必要があるかどうかを判断しなければならない。</p> <p>69. 期中レビューを行った期中財務諸表に修正が必要であるが、経営者が修正することに同意しない場合、監査人は除外事項付結論を表明しなければならない。</p> <p>70. その他の記載内容に修正が必要であるが、経営者が修正することに同意しない場合、監査人は、監査役等に当該事項を報告するとともに、以下のいずれかを行わなければならない。</p> <p>(1) 期中レビュー報告書にその他の事項区分を設け、重要な相違について記載する。</p> <p>(2) 期中レビュー報告書を発行しない。</p> <p>(3) 可能な場合、期中レビュー契約を解除する。</p> <p>71. 監査人は、重要な相違を識別するためにその他の記載内容を通読する際に、明らかな事実の重要な虚偽記載に気付いた場合、経営者と当該事項について協議しなければならない。</p> <p>72. 監査人は、その他の記載内容に事実の重要な虚偽記載が存在すると判断したが、経営者がそれを修正又は訂正することに同意しない場合、監査役等にその他の記載内容に関する監査人の懸念を知らせるとともに、</p>

改正四基報第1号案	保証実 2400	レ基報第●号案
<p>切な措置を講じなければならない（A34 項参照）。</p> <p>《⑦ 後発事象等に係る期中レビュー手続》（A17 項参照）</p> <p>24. 監査人は、中間財務諸表において修正又は開示すべき後発事象があるかどうかについて、経営者に質問しなければならない（「期中レビュー基準」第二 実施基準 9 及び A17 項参照）。</p> <p>25. 監査人は、期中レビュー報告書日後に、中間財務諸表に関していかなる期中レビュー手続を実施する義務を負わない。</p> <p>なお、監査人は、期中レビュー報告書日後に、もし期中レビュー報告書日現在に気付いていたとしたら、期中レビュー報告書を修正する原因となった可能性のある事実（事後判明事実）を知るところとなった場合には、必要な手続等を実施しなければならない（監査基準報告書560「後発事象」参照）。</p> <p>《⑨ 比較情報に係る期中レビュー手続》</p> <p>31. 監査人は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準で要求されている比較情報が中間財務諸表に含まれているかどうか、並びに当該情報が適切に表示及び分類されているかどうかを判断しなければならない。</p> <p>監査人は、この判断に当たって、以下の事項を検討しなければならない。</p> <p>(1) 比較情報が、前事業年度の期中会計期間及び前事業年度に表示された金額並びにその他の開示（訂正報告書が提出されている場合には、訂正後の金額及びその他の開示）と一致しているかどうか、又は、修正再表示された場合、修正再表示された金額及びその他の開示が妥当かどうか。</p> <p>(2) 比較情報に適用した会計方針又は表示方法が当期中会計期間に適用した会計方針又は表示方法と一致しているかどうか、また、会計方針又は表示方法の変更があった場合には、当該変更が適切に処理され、その表示及び開示が妥当かどうか。</p> <p>32. 前事業年度の期中会計期間において期中会計期間に係る期中損益計算書等又は期中キャッシュ・フロー計算書の開示が行われず、当事業年度の期中会計期間より開示される場合、前事業年度における期中会計期間に係る開示は要しないとされている（中間財務諸表に関する会計基準第7－4 項参照）。ただし、前事業年度の期中会計期間において開示されていない期中損益計算書等及び期中キャッシュ・フロー計算書（以下「前事業年度に開示されていない財務情報」という。）については、監査人</p>	<p>《8. 後発事象》</p> <p>59. 業務実施者は、期末日の翌日からレビュー報告書日までの間に発生し、財務諸表の修正又は財務諸表における開示が要求される事象に気付いた場合には、経営者に財務諸表の修正又は財務諸表における開示を行うように要請しなければならない。</p> <p>60. 業務実施者は、レビュー報告書日後に、財務諸表に関していかなるレビュー手続を実施する義務も負わない。しかしながら、レビュー報告書の翌日から財務諸表の発行日までの間に、もしレビュー報告書日現在に気付いていたとしたら、レビュー報告書を修正する原因となった可能性のある事実を知るところとなった場合には、業務実施者は以下の手続を実施しなければならない。</p> <p>(1) 経営者と当該事項について協議すること。</p> <p>(2) 財務諸表の修正又は財務諸表における開示が必要かどうか判断すること。</p> <p>(3) 財務諸表の修正又は財務諸表における開示が必要な場合、当該事項について財務諸表でどのように扱う予定であるか経営者に質問すること。</p> <p>61. 業務実施者が財務諸表の修正又は財務諸表における開示が必要であると判断する状況において、経営者が財務諸表の修正又は開示を行わず、業務実施者が既にレビュー報告書を企業に提出している場合には、業務実施者は、経営者及び監査役等に、必要な財務諸表の修正又は財務諸表における開示を行うまでは、財務諸表を第三者に対して発行しないよう通知しなければならない。</p> <p>それにもかかわらず、必要な修正又は開示を行う前の財務諸表が発行された場合、業務実施者は、財務諸表の利用者によるレビュー報告書への依拠を防ぐための適切な措置を講じなければならない。</p>	<p>適切な措置を講じなければならない。</p> <p>《9. 後発事象》</p> <p>73. 監査人は、期中財務諸表において、修正又は開示すべき後発事象があるかどうかについて経営者に質問しなければならない。</p> <p>74. 監査人は、期中レビュー報告書日後に、期中財務諸表に関していかなる期中レビュー手続を実施する義務も負わない。しかしながら、期中レビュー報告書の翌日から期中財務諸表の発行日までの間に、もし期中レビュー報告書日現在に気付いていたとしたら、期中レビュー報告書を修正する原因となった可能性のある事実を知るところとなった場合には、監査人は以下の手続を実施しなければならない。</p> <p>(1) 経営者と当該事項について協議すること。</p> <p>(2) 期中財務諸表の修正又は期中財務諸表における開示が必要かどうか判断すること。</p> <p>(3) 期中財務諸表の修正又は期中財務諸表における開示が必要な場合、当該事項について期中財務諸表でどのように扱う予定であるか経営者に質問すること。</p>

改正四基報第1号案	保証実 2400	レ基報第●号案
<p>によるレビュー手続を経た上で、任意に開示することが許容されている（同第 37－3 項参照）。</p> <p>会社が前事業年度に開示されていない財務情報を当事業年度の期中会計期間より比較情報として開示する場合には、監査人は当該財務情報に対して当事業年度の期中損益計算書等及び期中キャッシュ・フロー計算書に対する期中レビュー手続と同様の手続を実施しなければならない。したがって、期中レビュー契約の締結に当たっては、事前に上記の期中レビュー手続を実施することが可能であるかどうかを検討しなければならない。なお、監査人が交代した場合には、通常、監査人が前事業年度に開示されていない財務情報に対して期中レビュー手続を実施することが困難であると考えられるため、監査人は、より慎重に検討しなければならない。</p> <p>33. 監査人は、期中レビューの実施の過程において比較情報に重要な虚偽表示が存在する可能性があることに気付いた場合、追加的な質問等の期中レビュー手続を実施しなければならない。</p> <p>《(6) 経営者からの書面による確認》</p> <p>36. 監査人は、経営者に対して、期中レビュー契約書に記載されたとおり、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示する責任を果たした旨の経営者確認書を提出するように要請しなければならない。</p> <p>37. 監査人は、経営者に、以下の事項について記載した経営者確認書を提出するように要請しなければならない。</p> <p>(1) 期中レビュー契約書において合意したとおり、経営者が中間財務諸表の作成に関連すると認識している又は期中レビューに関連して監査人が依頼した全ての情報及び情報を入手する機会を監査人に提供した旨</p> <p>(2) 全ての取引が記録され、中間財務諸表に反映されている旨</p> <p>(3) 不正を防止し発見する内部統制を整備及び運用する責任は、経営者にあることを承知している旨</p> <p>(4) 不正による中間財務諸表の重要な虚偽表示の可能性に対する経営者の評価を監査人に示した旨</p> <p>(5) 以下の企業に影響を与える不正又は不正の疑いがある事項に関する情報が存在する場合、当該情報を監査人に示した旨</p> <p>① 経営者による不正又は不正の疑い</p> <p>② 内部統制において重要な役割を担っている従業員による不正又は不正の疑い</p> <p>③ 上記以外の者による中間財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性がある不正又は不正の疑い</p> <p>(6) 従業員、元従業員、投資家、規制当局又はその他の者から入手した中間財務諸表に影響する不正の申立て又は不正の疑いがある事項に関</p>	<p>《9. 経営者確認書》</p> <p>62. 業務実施者は、経営者に対して、レビュー契約書において記載されたとおり、その責任を果たした旨の経営者確認書を提出するように要請しなければならない。経営者確認書には、以下の事項を含めなければならない（A102 項から A104 項参照）。</p> <p>(1) レビュー契約書において合意したとおり、経営者が、適用される財務報告の枠組みに準拠して財務諸表を作成する責任（適正表示の枠組みの場合、作成し適正に表示する責任）を果たした旨、及び財務諸表の作成に関連すると認識している又はレビュー業務に関連して業務実施者が依頼した全ての情報及び情報を入手する機会を業務実施者に提供した旨</p> <p>(2) 全ての取引が記録され、財務諸表に反映されている旨</p> <p>(3) 経営者が、未修正の虚偽表示の与える影響が個別にも集計しても全体としての財務諸表に対して重要性がないと判断している旨</p> <p>経営者確認書には、未修正の虚偽表示の要約を記載するか又は添付することを求めなければならない。</p> <p>63. 業務実施者は、経営者が以下の事項を業務実施者に開示した旨を経営者確認書に記載するように要請しなければならない（A103 項参照）。</p> <p>(1) 関連当事者の名称、並びに認識された全ての関連当事者との関係及び関連当事者との取引</p> <p>(2) 企業に影響を及ぼす不正又は不正の疑いがある事項に関する全ての情報</p> <p>(3) 財務諸表等を作成する場合にその影響を考慮すべき違法行為又は違法行為の疑いに関して認識している全ての事実</p> <p>(4) 財務諸表における継続企業の前提に関連する全ての情報（該当する場合）</p> <p>(5) 期末日の翌日から本確認書の日付までに発生した財務諸表に重要な影響を及ぼす事象を全て計上又は注記している旨</p> <p>(6) 財務諸表（開示を含む。）に影響を及ぼす、又は影響を及ぼす可能性のある重要な約定、契約上の義務又は偶発債務</p> <p>(7) 会計期間における金銭的対価を伴わない重要な取引又は重要な無償取引</p> <p>付録 1 には、経営者確認書の文例を記載している。</p>	<p>《10. 経営者確認書》</p> <p>75. 監査人は、経営者に対して、期中レビュー契約書において記載されたとおり、その責任を果たした旨の経営者確認書を提出するように要請しなければならない。経営者確認書には、以下の事項を含めなければならない（A66 項から A68 項参照）。</p> <p>(1) 期中レビュー契約書において合意したとおり、経営者が、適用される財務報告の枠組みに準拠して期中財務諸表を作成し適正に表示する責任（準拠性の枠組みの場合、作成する責任）を果たした旨、及び期中財務諸表の作成に関連すると認識している又は期中レビュー業務に関連して監査人が依頼した全ての情報及び情報を入手する機会を監査人に提供した旨</p> <p>(2) 全ての取引が記録され、期中財務諸表に反映されている旨</p> <p>(3) 経営者が、未修正の虚偽表示の与える影響が個別にも集計しても全体としての期中財務諸表に対して重要性がないと判断している旨</p> <p>経営者確認書には、未修正の虚偽表示の要約を記載するか又は添付することを求めなければならない。</p> <p>76. 監査人は、経営者が以下の事項を監査人に開示した旨を経営者確認書に記載するように要請しなければならない（A67 項参照）。</p> <p>(1) 期中レビュー契約書において合意したとおり、経営者が期中財務諸表の作成に関連すると認識している又は期中レビューに関連して監査人が依頼した全ての情報及び情報を入手する機会を監査人に提供した旨</p> <p>(2) 全ての取引が記録され、期中財務諸表に反映されている旨</p> <p>(3) 不正を防止し発見する内部統制を整備及び運用する責任は、経営者にあることを承知している旨</p> <p>(4) 不正による期中財務諸表の重要な虚偽表示の可能性に対する経営者の評価を監査人に示した旨</p> <p>(5) 以下の企業に影響を与える不正又は不正の疑いがある事項に関する情報が存在する場合、当該情報を監査人に示した旨</p> <p>① 経営者による不正又は不正の疑い</p> <p>② 内部統制において重要な役割を担っている従業員による不正又は不正の疑い</p> <p>③ 上記以外の者による期中財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性がある不正又は不正の疑い</p> <p>(6) 従業員、元従業員、投資家、規制当局又はその他の者から入手した期中財務諸表に影響する不正の申立て又は不正の疑いがある事項に</p>

改正四基報第1号案	保証実 2400	レ基報第●号案
<p>する情報を監査人に示した旨</p> <p>(7) 中間財務諸表を作成する場合にその影響を考慮すべき、既に認識されている違法行為又はその疑いを全て監査人に示した旨</p> <p>(8) 未修正の虚偽表示の与える影響が個別にも集計しても全体としての中間財務諸表に対して重要性がないと判断している旨（当該未修正の虚偽表示の要約は経営者確認書に記載するか又は添付することを求めなければならない。）</p> <p>(9) 中間財務諸表を作成する場合にその影響を考慮すべき、既に認識されている又は潜在的な訴訟事件等を、全て監査人に示した旨及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して適正に処理し開示した旨</p> <p>(10) 会計上の見積りを行う際に使用した重要な仮定が合理的であると判断している旨</p> <p>(11) 関連当事者の名称、認識している全ての関連当事者との関係及び関連当事者との取引を監査人に示した旨並びに当該関係及び取引を一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して適切に処理している旨</p> <p>(12) 期中決算日後に発生し、かつ、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準により中間財務諸表の修正又は中間財務諸表における開示が要求される全ての事象を、適切に修正又は開示した旨</p> <p>38. 前項に掲げた事項に加えて、その他の事項について経営者確認書を入手する必要があると判断した場合、当該確認事項についての経営者確認書を提出するように要請しなければならない（A23 項参照）。</p>	<p>64. 業務実施者が確認を要請した事項の全部又は一部について経営者から確認を得られない場合、業務実施者は以下の事項を実施しなければならない（A102 項参照）。</p> <p>(1) 当該事項について経営者と協議すること。</p> <p>(2) 経営者の誠実性を再評価し、口頭、書面又は電磁的記録による陳述の信頼性及び証拠全体の証明力に及ぼす影響を評価すること。</p> <p>(3) 本実務指針に従って、レビュー報告書の結論への影響を判断することを含め、適切な措置を講じること。</p> <p>65. 業務実施者は、以下のいずれかに該当する場合には、財務諸表に対する結論を不表明とするか、又は現実的な対応として可能であれば、レビュー契約を解除するか、いずれかを選択しなければならない。</p> <p>(1) 業務実施者が、経営者の誠実性について深刻な疑義があり、経営者確認書に信頼性がないと判断した場合</p> <p>(2) 第62 項により要求される事項について経営者から確認が得られない場合</p> <p>《経営者確認書の日付及び経営者確認書が対象とする期間》</p> <p>66. 経営者確認書の日付は、レビュー報告書日より後であってはならない。経営者確認書は、レビュー報告書が対象とする全ての期間に対する全ての財務諸表を対象とするものでなければならない（A105 項参照）。</p> <p>《10. 実施した手続から入手した証拠の評価》</p> <p>67. 業務実施者は、実施した手続から十分かつ適切な証拠を入手したかどうかを評価しなければならない。十分かつ適切な証拠を入手していない場合には、業務実施者は財務諸表に対する結論を形成できるよう、個々の状況に照らして業務実施者が必要と判断するその他の手続を実施しなければならない（A106 項参照）。</p> <p>68. 業務実施者が結論の形成のための十分かつ適切な証拠を入手できない</p>	<p>関する情報を監査人に示した旨</p> <p>(7) 期中財務諸表を作成する場合にその影響を考慮すべき、既に認識されている違法行為又はその疑いを全て監査人に示した旨</p> <p>(8) 未修正の虚偽表示の与える影響が個別にも集計しても全体としての期中財務諸表に対して重要性がないと判断している旨（当該未修正の虚偽表示の要約は経営者確認書に記載するか又は添付することを求めなければならない。）</p> <p>(9) 期中財務諸表を作成する場合にその影響を考慮すべき、既に認識されている又は潜在的な訴訟事件等を、全て監査人に示した旨及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して適正に処理し開示した旨</p> <p>(10) 会計上の見積りを行う際に使用した重要な仮定が合理的であると判断している旨</p> <p>(11) 関連当事者の名称、認識している全ての関連当事者との関係及び関連当事者との取引を監査人に示した旨並びに当該関係及び取引を一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して適切に処理している旨</p> <p>(12) 期中会計期間末日後に発生し、かつ、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準により期中財務諸表の修正又は期中財務諸表における開示が要求される全ての事象を、適切に修正又は開示した旨</p> <p>77. 監査人が確認を要請した事項の全部又は一部について経営者から確認を得られない場合、監査人は以下の事項を実施しなければならない（A66 項参照）。</p> <p>(1) 当該事項について経営者と協議すること。</p> <p>(2) 経営者の誠実性を再評価し、口頭、書面又は電磁的記録による陳述の信頼性及び証拠全体の証明力に及ぼす影響を評価すること。</p> <p>(3) 本報告書に従って、期中レビュー報告書の結論への影響を判断することを含め、適切な措置を講じること。</p> <p>78. 監査人は、以下のいずれかに該当する場合には、期中財務諸表に対する結論を不表明とするか、又は現実的な対応として可能であれば、期中レビュー契約を解除するか、いずれかを選択しなければならない。</p> <p>(1) 監査人が、経営者の誠実性について深刻な疑義があり、経営者確認書に信頼性がないと判断した場合</p> <p>(2) 第76 項により要求される事項について経営者から確認が得られない場合</p> <p>《(1) 経営者確認書の日付及び経営者確認書が対象とする期間》</p> <p>79. 経営者確認書の日付は、期中レビュー報告書日より後であってはならない。経営者確認書は、期中レビュー報告書が対象とする全ての期間に対する全ての期中財務諸表を対象とするものでなければならない（A69 項参照）。</p> <p>《11. 実施した手続から入手した証拠の評価》</p> <p>80. 監査人は、実施した手続から十分かつ適切な証拠を入手したかどうかを評価しなければならない。十分かつ適切な証拠を入手していない場合には、監査人は期中財務諸表に対する結論を形成できるよう、個々の状況に照らして監査人が必要と判断するその他の手続を実施しなければならない（A71 項参照）。</p> <p>81. 監査人が結論の形成のための十分かつ適切な証拠を入手できない場合</p>

改正四基報第1号案	保証実 2400	レ基報第●号案
<p>《(7) 構成単位に対する期中レビュー手続》 (A24 項参照)</p> <p>39. 監査人は、期中レビューの特質及び重要性並びに重要な虚偽表示リスクを考慮した上で、年度のグループ監査における監査の作業を実施する構成単位から、期中レビュー手続を実施すべき構成単位を決定しなければならない。監査人は、当該構成単位に往査するか又は構成単位の監査人に依頼して、質問、分析的手続その他期中レビュー手続を実施しなければならない。この場合、当該構成単位の内部統制を含む、企業及び企業環境を理解するためには相応の手続を要すると考えられるため、構成単位の監査人に依頼せず往査することのみで期中レビュー手続を実施するかどうかについて、特に、重要な海外子会社等について留意しつつ慎重に検討しなければならない。</p> <p>40. 監査人は、期中レビュー手続を実施すべき構成単位に該当しない構成単位については、グループの内部統制システムを理解し、グループ・レベルで分析的手続及び質問を中心とする期中レビュー手続を実施しなければならない。更に追加で期中レビュー手続を行うことが必要と判断した場合、当該構成単位に往査するか又は構成単位の監査人に依頼して追加の期中レビュー手続を実施しなければならない。</p>	<p>場合には、業務実施者は、経営者及び必要な場合には監査役等と当該制約がレビュー業務の範囲に及ぼす影響について協議しなければならない (A107 項及び A108 項参照)。</p> <p>《レビュー報告書に及ぼす影響の評価》</p> <p>69. 業務実施者は、レビュー報告書に及ぼす影響を判断するために、実施した手続から入手した証拠を評価しなければならない (A106 項参照)。</p> <p>《11. 財務諸表に対する業務実施者の結論の形成》</p> <p>《(1) 財務諸表に適用される財務報告の枠組みの考慮》</p> <p>70. 財務諸表に対する結論を形成する際に、業務実施者は以下を実施しなければならない。</p> <p>(1) 財務諸表において、適用される財務報告の枠組みについて適切に記述されているかどうかを評価する (A109 項及び A110 項参照)。</p> <p>(2) 適用される財務報告の枠組みの要求事項及び実施した手続の結果と照らし、以下の事項を検討する。</p> <p>① 財務諸表の名称を含め、財務諸表で使用されている用語は適切であるかどうか。</p> <p>② 経営者が採用した重要な会計方針が、財務諸表において適切に開示されているかどうか。</p> <p>③ 経営者が採用した会計方針が、適用される財務報告の枠組みに準拠しており、かつ適切であるかどうか。</p> <p>④ 経営者の行った会計上の見積りが合理的であるかどうか。</p> <p>⑤ 財務諸表において表示された情報が目的適合性、信頼性及び比較可能性を有し、かつ理解可能なものであるかどうか。</p> <p>⑥ 重要な取引や会計事象が財務諸表に及ぼす影響について、財務諸表の利用者が理解するために適切な開示がなされているかどうか (A111 項から A113 項参照)。</p> <p>71. 業務実施者は、以下の影響を考慮しなければならない。</p> <p>(1) レビュー業務の実施過程で識別された当年度及び過年度の未修正の虚偽表示の全体としての財務諸表に対する影響 (A116 項参照)</p> <p>(2) 経営者の判断に偏向が存在する兆候等、企業の会計実務の質的側面 (A114 項及び A115 項参照)</p> <p>72. 財務諸表が適正表示の枠組みに準拠して作成されている場合、業務実</p>	<p>には、監査人は、経営者及び必要な場合には監査役等と当該制約が期中レビュー業務の範囲に及ぼす影響について協議しなければならない (A72 項及び A73 項参照)。</p> <p>《(1) 期中レビュー報告書に及ぼす影響の評価》</p> <p>82. 監査人は、期中レビュー報告書に及ぼす影響を判断するために、実施した手続から入手した証拠を評価しなければならない (A71 項参照)。</p> <p>《12. 期中財務諸表に対する監査人の結論の形成と報告》</p> <p>《(1) 期中財務諸表に適用される財務報告の枠組みの考慮》</p> <p>83. 期中財務諸表に対する結論を形成する際に、監査人は以下を実施しなければならない。</p> <p>(1) 期中財務諸表において、適用される財務報告の枠組みについて適切に記述されているかどうかを評価する。</p> <p>(2) 適用される財務報告の枠組みの要求事項及び実施した手続の結果と照らし、以下の事項を検討する。</p> <p>① 期中財務諸表の名称を含め、期中財務諸表で使用されている用語は適切であるかどうか。</p> <p>② 経営者が採用した重要な会計方針が、期中財務諸表において適切に開示されているかどうか。</p> <p>③ 経営者が採用した会計方針が、適用される財務報告の枠組みに準拠しており、かつ適切であるかどうか。</p> <p>④ 経営者の行った会計上の見積りが合理的であるかどうか。</p> <p>⑤ 期中財務諸表において表示された情報が目的適合性、信頼性及び比較可能性を有し、かつ理解可能なものであるかどうか。</p> <p>⑥ 重要な取引や会計事象が期中財務諸表に及ぼす影響について、期中財務諸表の利用者が理解するために適切な開示がなされているかどうか (A77 項参照)。</p> <p>84. 監査人は、以下の影響を考慮しなければならない。</p> <p>(1) 期中レビュー業務の実施過程で識別された当年度及び過年度の未修正の虚偽表示の全体としての期中財務諸表に対する影響</p> <p>(2) 経営者の判断に偏向が存在する兆候等、企業の会計実務の質的側面</p> <p>85. 期中財務諸表が適正表示の枠組みに準拠して作成されている場合、監</p>

改正四基報第1号案	保証実 2400	レ基報第●号案
<p>《6. 期中レビュー報告書》</p> <p>《(1) 全般的事項》 (A26 項参照)</p> <p>50. 期中レビュー報告書は、書面又は電磁的記録によらなければならない、基本的に「監査人の結論」、「結論の根拠」、「経営者及び監査役等の責任」、「監査人の責任」という四つの区分に分けて記載し（「期中レビュー基準」第三 報告基準「3 期中レビュー報告書の記載」参照）、それぞれ見出しを付けなければならない。これらの区分に分けて記載される事項以外に表題、日付、宛先、監査事務所の所在地及び署名等も期中レビュー報告書に記載しなければならない（監査基準報告書 700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」第 43 項参照）。</p> <p>51. 期中レビュー報告書の日付は、関連する審査を完了した日以降としなければならない（監基報 220 第 36 項参照）。</p> <p>《① 監査人の結論》</p> <p>52. 監査人は、期中レビューの対象とした中間財務諸表の範囲、及び経営者の作成した中間財務諸表が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかったことを記載しなければならない（「期中レビュー基準」第三 報告基準 5 無限定の結論 (1)参照）。</p> <p>53. 「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」については、年度の財務諸表の監査と同様の考え方で、「我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」という表現を用いなければならない。</p> <p>《② 結論の根拠》</p> <p>54. 監査人は、期中レビュー報告書に、一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行ったこと、期中レビューの結果として入手した証拠が結論の表明の基礎を与えるものであることを記載しなければならない（「期中レビュー基準」第三 報告基準 5 無限定の結論 (2)参照）。また、これらに加えて、監査人の責任に関し、</p>	<p>施者は以下の影響も考慮しなければならない（A112 項参照）。</p> <p>(1) 適用される枠組みに準拠した財務諸表の全体的な表示、構成及び内容</p> <p>(2) 関連する注記を含む財務諸表が、全体として、基礎となる取引や会計事象を適正に表しているかどうか。</p> <p>《(2) 結論の様式》</p> <p>73. 財務諸表に対する業務実施者の結論は、無限定の結論か除外事項付結論であるかを問わず、財務諸表に適用される財務報告の枠組みに応じた適切な様式で表明されなければならない。</p>	<p>査人は以下の影響も考慮しなければならない。</p> <p>(1) 適用される枠組みに準拠した期中財務諸表の全体的な表示、構成及び内容</p> <p>(2) 関連する注記を含む期中財務諸表が、全体として、基礎となる取引や会計事象を適正に表しているかどうか。</p> <p>《(2) 期中レビュー報告書》</p> <p>86. 期中財務諸表に対する監査人の結論は、無限定の結論か除外事項付結論であるかを問わず、期中財務諸表に適用される財務報告の枠組みに応じた適切な様式で表明されなければならない。</p> <p>《① 全般的事項》 (A74 項から A76 項及び A95 項から A97 項参照)</p> <p>87. 期中レビュー報告書は、書面又は電磁的記録によらなければならない、基本的に「監査人の結論」、「結論の根拠」、「経営者及び監査役等の責任」、「監査人の責任」という四つの区分に分けて記載し（「期中レビュー基準」第三 報告基準「3 期中レビュー報告書の記載」参照）、それぞれ見出しを付けなければならない。これらの区分に分けて記載される事項以外に表題、日付、宛先、監査事務所の所在地及び署名等も期中レビュー報告書に記載しなければならない（監査基準報告書 700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」第 43 項参照）。</p> <p>付録 2 には、期中レビュー報告書の文例を示している。</p> <p>《ア. 監査人の結論》</p> <p>88. 監査人は、適正性に関する結論を表明する場合には、経営者の作成した期中財務諸表について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかったかどうかに関する結論を表明しなければならない（「期中レビュー基準」第三 報告基準 5 無限定の結論 (1)参照）。なお、特別の利用目的に適合した会計の基準により作成される期中財務諸表については、当該期中財務諸表が当該会計の基準に準拠して、上記と同様に適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかったかどうかに関する結論を表明しなければならない。</p> <p>89. 監査人は、準拠性に関する結論を表明する場合には、作成された期中財務諸表が、当該期中財務諸表の作成に当たって適用された会計の基準に準拠して作成していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかったかどうかに関する結論を表明しなければならない。</p> <p>監査人は、準拠性に関する結論を表明する場合には、適正性に関する結論の表明に準じて行うものとする。</p> <p>《イ. 結論の根拠》</p> <p>90. 監査人は、期中レビュー報告書に、一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行ったこと、期中レビューの結果として入手した証拠が結論の表明の基礎を与えるものであることを記載しなければならない（「期中レビュー基準」第三 報告基準 5 無限定の結論 (2)参照）。また、これらに加えて、監査人の責任に関し、</p>

改正四基報第1号案	保証実 2400	レ基報第●号案
<p>期中レビュー報告書の「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」の区分に記載がある旨、及び監査人は我が国における職業倫理に関する規定に従って会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている旨を記載しなければならない。</p> <p>「一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準」の表現については、前項で述べたことと同様の趣旨により、「我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準」という表現を用いる。</p> <p>《③ 経営者及び監査役等の責任》</p> <p>55. 経営者には、中間財務諸表の作成責任があること、中間財務諸表に重要な虚偽表示がないように内部統制を整備及び運用する責任があること、継続企業の前提に関する評価を行い必要な開示を行う責任があること、監査役等には、財務報告プロセスを監視する責任があることを記載しなければならない（「期中レビュー基準」第三 報告基準 5 無限定の結論 (3)参照）。</p> <p>56. 継続企業の前提に関する評価を行い必要な開示を行う責任としては、経営者は、継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、財務報告の枠組みに基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合は当該事項を開示する責任を有する旨を記載しなければならない（監基報 700 第 31 項(2)参照）。</p> <p>57. 監査役等には財務報告プロセスを監視する責任があることについては、監査役等の責任として、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役（監査委員会の場合は執行役員及び取締役）の職務の執行を監視する旨を記載しなければならない（監基報 700 第 32 項参照）。</p> <p>《④ 監査人の責任》</p> <p>58. 監査人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにあること、期中レビューは質問、分析的手続その他の期中レビュー手続からなり、年度の財務諸表の監査に比べて限定的な手続となること、継続企業の前提に関する経営者の評価を検討すること、監査役等と適切な連携を図ることを記載しなければならない（「期中レビュー基準」第三 報告基準 5 無限定の結論 (4)参照）。</p> <p>59. 継続企業の前提の評価に関する監査人の責任としては、以下を記載しなければならない（監基報 700 第 36 項(2)④参照）。</p> <p>(1) 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付けること。</p> <p>(2) 継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項を付した限定付結論又は否定的結論を表明すること。</p> <p>(3) 監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性があること。</p> <p>60. 監査役等と適切な連携を図ることに係る監査人の責任については、以下を記載しなければならない。</p> <p>(1) 監査人は、監査役等に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行うこと（監基報 700 第 37 項(1)参照）。</p>		<p>期中レビュー報告書の「期中財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」の区分に記載がある旨、及び監査人は我が国における職業倫理に関する規定に従って会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている旨を記載しなければならない。</p> <p>「一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準」の表現については、前項で述べたことと同様の趣旨により、「我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準」という表現を用いる。</p> <p>《ウ. 経営者及び監査役等の責任》</p> <p>91. 経営者には、期中財務諸表の作成責任があること、期中財務諸表に重要な虚偽表示がないように内部統制を整備及び運用する責任があること、継続企業の前提に関する評価を行い必要な開示を行う責任があること、監査役等には、財務報告プロセスを監視する責任があることを記載しなければならない（「期中レビュー基準」第三 報告基準 5 無限定の結論 (3)参照）。</p> <p>92. 継続企業の前提に関する評価を行い必要な開示を行う責任としては、経営者は、継続企業を前提として期中財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、財務報告の枠組みに基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合は当該事項を開示する責任を有する旨を記載しなければならない（監基報 700 第 31 項(2)参照）。</p> <p>93. 監査役等には財務報告プロセスを監視する責任があることについては、監査役等の責任として、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役（監査委員会の場合は執行役員及び取締役）の職務の執行を監視する旨を記載しなければならない（監基報 700 第 32 項参照）。</p> <p>《エ. 監査人の責任》</p> <p>94. 監査人の責任は独立の立場から期中財務諸表に対する結論を表明することにあること、期中レビューは質問、分析的手続その他の期中レビュー手続からなり、年度の財務諸表の監査に比べて限定的な手続となること、継続企業の前提に関する経営者の評価を検討すること、監査役等と適切な連携を図ることを記載しなければならない（「期中レビュー基準」第三 報告基準 5 無限定の結論 (4)参照）。</p> <p>95. 継続企業の前提の評価に関する監査人の責任としては、以下を記載しなければならない（監基報 700 第 36 項(2)④参照）。</p> <p>(1) 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、期中財務諸表において、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていない（準拠性の枠組みの場合は、作成されていない）と信じさせる事項が認められないかどうか結論付けること。</p> <p>(2) 継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合、期中レビュー報告書において期中財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する期中財務諸表の注記事項が適切でない場合は、期中財務諸表に対して除外事項を付した限定付結論又は否定的結論を表明すること。</p> <p>(3) 監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性があること。</p> <p>96. 監査役等と適切な連携を図ることに係る監査人の責任については、以下を記載しなければならない。</p> <p>(1) 監査人は、監査役等に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行うこと</p>

改正四基報第1号案	保証実 2400	レ基報第●号案
<p>(2) 上場企業の期中レビューの場合、監査人は、監査役等に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行うこと（A27 項参照。監基報 700 第 37 項(2)参照）。</p> <p>61. 監査人の責任としては、更に以下を記載しなければならない。</p> <p>(1) 監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して実施する期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持すること（監基報 700 第 36 項(1)参照）。</p> <p>(2) 表示及び注記事項の検討 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価すること（監基報 700 第 36 項(2)⑤参照）。</p> <p>(3) 第 39 項から第 42 項に記載されている構成単位に対する期中レビュー手続を実施する場合の監査人の責任（監基報 700 第 36 項(3)参照）</p> <p>① グループ中間財務諸表に対する結論を表明するための、グループ内の構成単位の財務情報に関する証拠を入手すること。</p> <p>② グループ中間財務諸表の期中レビューの指揮、監督及び査閲をすること。</p> <p>③ グループ監査責任者として単独で結論の表明を行うこと。</p> <p>《⑤ 利害関係》</p> <p>62. 公認会計士法の規定（第 25 条第 2 項及び第 34 条の 12 第 3 項参照）により期中レビュー報告書に利害関係の有無を記載することが求められているため、期中レビュー報告書の末尾に「利害関係」という見出しを付した上で利害関係の有無について記載しなければならない。</p> <p>なお、中間連結財務諸表の期中レビューの場合には、当該利害関係の記載に連結子会社を含めなければならない。</p>	<p>《無限定の結論》</p> <p>74. 業務実施者は、財務諸表が、適用される財務報告の枠組みに準拠して作成されていないと業務実施者に信じさせる事項が全ての重要な点において認められないと結論付ける限定的保証を得た場合には、財務諸表全体に対する業務実施者のレビュー報告書において無限定の結論を表明しなければならない。</p> <p>75. 適正表示の枠組みに準拠して作成された財務諸表に対して無限定の結論を表明する場合、業務実施者は、「実施したレビューにおいて、財務諸表が、[適用される財務報告の枠組み] に準拠して、…を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった」と記載しなければならない（A117 項参照）。</p> <p>準拠性の枠組みに準拠して作成された財務諸表に対して無限定の結論を表明する場合、業務実施者は、「実施したレビューにおいて、財務諸表が、[適用される財務報告の枠組み] に準拠して作成されていないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった」と記載しな</p>	<p>(監基報 700 第 37 項(1)参照)。</p> <p>(2) 上場企業の期中レビューの場合、監査人は、監査役等に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行うこと（A84 項参照。監基報 700 第 37 項(2)参照）。</p> <p>97. 監査人の責任としては、更に以下を記載しなければならない。</p> <p>(1) 監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して実施する期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持すること（監基報 700 第 36 項(1)参照）。</p> <p>(2) 表示及び注記事項の検討 期中財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた期中財務諸表の表示、構成及び内容、並びに期中財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していない（準拠性の枠組みの場合は、作成していない）と信じさせる事項が認められないかどうかを評価すること（監基報 700 第 36 項(2)⑤参照）。</p> <p>(3) 構成単位に対する期中レビュー手続を実施する場合の監査人の責任（監基報 700 第 36 項(3)参照）</p> <p>① グループ期中財務諸表に対する結論を表明するための、グループ内の構成単位の財務情報に関する証拠を入手すること。</p> <p>② グループ期中財務諸表の期中レビューの指揮、監督及び査閲をすること。</p> <p>③ グループ監査責任者として単独で結論の表明を行うこと。</p> <p>《オ. 利害関係》</p> <p>98. 公認会計士法の規定（第 25 条第 2 項及び第 34 条の 12 第 3 項参照）により期中レビュー報告書に利害関係の有無を記載することが求められているため、期中レビュー報告書の末尾に「利害関係」という見出しを付した上で利害関係の有無について記載しなければならない。なお、当該利害関係の記載に連結子会社を含めなければならない。</p>

改正四基報第1号案	保証実 2400	レ基報第●号案
<p>《(2) 結論に関する除外》(A28 項参照)</p> <p>63. 監査人は、経営者の作成した中間財務諸表について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を重要な点において適正に表示していないと信じさせる事項が認められ、その影響が無限定の結論を表明することができない程度に重要ではあるものの、中間財務諸表全体に対して否定的結論を表明するほどではないと判断したときには「限定付結論」の区分において除外事項を付した限定付結論を表明し、「限定付結論の根拠」の区分において、修正すべき事項、可能であれば当該事項が中間財務諸表に与える影響及びこれらを踏まえて除外事項を付した限定付結論とした理由を記載しなければならない（「期中レビュー基準」第三 報告基準 6 参照）。</p> <p>上記、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を重要な点において適正に表示していないと信じさせる事項が認められるかどうかの判断に当たっては、年度の財務諸表の監査と同様、①経営者が採用した会計方針が、企業会計の基準に準拠して継続的に適用されているかどうか、②経営者の採用した会計方針の選択及び適用方法が会計事象や取引を適切に反映するものであるかどうか、③中間財務諸表の表示方法が適切であるかどうか、について検討しなければならない。</p> <p>修正すべき事項が中間財務諸表に与える影響額の記載を行う場合は、年度の財務諸表の監査における影響額の記載に準じて記載しなければならない。</p> <p>また、除外した不適切な事項及び財務諸表に与えている影響を踏まえて除外事項を付した限定付結論とした理由も併せて記載しなければならない。</p> <p>《(3) 否定的結論》(A29 項参照)</p> <p>64. 監査人は、経営者の作成した中間財務諸表について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を重要な点において適正に表示していないと信じさせる事項が認められる場合において、その影響が中間財務諸表</p>	<p>ればならない。</p> <p>《除外事項付結論》</p> <p>76. 業務実施者は、財務諸表全体に対するレビュー報告書において、以下のいずれかに該当する場合には除外事項付結論を表明しなければならない（A118 項参照）。</p> <p>(1) 業務実施者が、実施した手続及び入手した証拠に基づいて、財務諸表に重要な虚偽表示があると判断する場合</p> <p>(2) 業務実施者が、全体としての財務諸表における重要な項目に関する十分かつ適切な証拠を入手できない場合</p> <p>77. 業務実施者は、財務諸表に対して除外事項付結論を表明する場合には、状況に応じて「限定付結論」、「否定的結論」、又は「結論の不表明」という見出しを結論区分に付して記載しなければならない。また、業務実施者は、除外事項付結論を表明する原因となる事項を記載する区分（これを結論の根拠区分という。）をレビュー報告書の結論区分の直前に設け、状況に応じて「限定付結論の根拠」、「否定的結論の根拠」、又は「結論の不表明の根拠」という見出しを付して記載しなければならない。</p>	<p>《② 除外事項付結論》</p> <p>99. 期中財務諸表が、全ての重要な点において、適用される財務報告の枠組みに準拠して、適正に表示される（準拠性の枠組みの場合は、作成される）ために、期中財務諸表に重要な修正を要請する事項を識別したが経営者が期中財務諸表を修正しない場合には、監査人は、限定付結論又は否定的結論を表明しなければならない。</p> <p>《ア. 結論に関する除外》(A79 項参照)</p> <p>100. 監査人は、経営者の作成した期中財務諸表について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を重要な点において適正に表示していない（準拠性の枠組みの場合は、作成していない）と信じさせる事項が認められ、その影響が無限定の結論を表明することができない程度に重要ではあるものの、期中財務諸表全体に対して否定的結論を表明するほどではないと判断したときには「限定付結論」の区分において除外事項を付した限定付結論を表明し、「限定付結論の根拠」の区分において、修正すべき事項、可能であれば当該事項が期中財務諸表に与える影響及びこれらを踏まえて除外事項を付した限定付結論とした理由を記載しなければならない（「期中レビュー基準」第三 報告基準 6 参照）。</p> <p>上記、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を重要な点において適正に表示していない（準拠性の枠組みの場合は、作成していない）と信じさせる事項が認められるかどうかの判断に当たっては、年度の財務諸表の監査と同様、①経営者が採用した会計方針が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して継続的に適用されているかどうか、②経営者の採用した会計方針の選択及び適用方法が会計事象や取引を適切に反映するものであるかどうか、③期中財務諸表の表示方法が適切であるかどうか、について検討しなければならない。</p> <p>当該影響額の記載を行う場合は、年度の財務諸表の監査における影響額の記載に準じて記載しなければならない。</p> <p>また、除外した不適切な事項及び財務諸表に与えている影響を踏まえて除外事項を付した限定付結論とした理由も併せて記載しなければならない。</p> <p>限定付結論が表明された期中レビュー報告書の例は本報告書の付録 2 に示している。</p> <p>《イ. 否定的結論》(A80 項参照)</p> <p>101. 監査人は、経営者の作成した期中財務諸表について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を重要な点において適正に表示していない（準拠性の枠組みの場合は、作成していない）と信じさせる事項が認</p>

改正四基報第1号案	保証実 2400	レ基報第●号案
<p>全体として虚偽表示に当たるとするほどに重要であると判断したときには、否定的結論を表明し、「結論の根拠」の区分に、その理由を記載しなければならない（「期中レビュー基準」第三 報告基準 7参照）。</p>	<p>《財務諸表に重要な虚偽表示がある場合》</p> <p>78. 業務実施者は、財務諸表に重要な虚偽表示があると判断した場合には、以下のいずれかの結論を表明しなければならない。</p> <p>(1) 除外事項の影響が、財務諸表にとって重要であるが広範ではないと結論付ける場合には、限定付結論を表明しなければならない。</p> <p>(2) 除外事項の影響が、財務諸表にとって重要かつ広範であると結論付ける場合には、否定的結論を表明しなければならない。</p> <p>79. 適正表示の枠組みに準拠して作成された財務諸表に対して、財務諸表の重要な虚偽表示により限定付結論を表明する場合、業務実施者は、「実施したレビューにおいて、財務諸表が、限定付結論の根拠に記載した事項の及ぼす影響を除き、[適用される財務報告の枠組み]に準拠して、…を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった」と記載しなければならない。</p> <p>準拠性の枠組みに準拠して作成された財務諸表に対して、財務諸表の重要な虚偽表示により限定付結論を表明する場合、業務実施者は、「実施したレビューにおいて、財務諸表が、限定付結論の根拠に記載した事項の及ぼす影響を除き、[適用される財務報告の枠組み]に準拠して作成されていないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった」と記載しなければならない。</p> <p>80. 適正表示の枠組みに準拠して作成された財務諸表に対して、否定的結論を表明する場合、業務実施者は、「実施したレビューにおいて、財務諸表が、否定的結論の根拠に記載した事項の及ぼす影響の重要性に鑑み、[適用される財務報告の枠組み]に準拠して、…を重要な点において適正に表示していないと信じさせる事項が認められた」と記載しなければならない。</p> <p>準拠性の枠組みに準拠して作成された財務諸表に対して、否定的結論を表明する場合、業務実施者は、「実施したレビューにおいて、財務諸表が、否定的結論の根拠に記載した事項の及ぼす影響の重要性に鑑み、重要な点において、[適用される財務報告の枠組み]に準拠して作成されていないと信じさせる事項が認められた」と記載しなければならない。</p> <p>81. 結論の根拠区分において、限定付結論又は否定的結論の根拠となった重要な虚偽表示に関して、業務実施者は以下の事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 定量的な注記情報を含め、財務諸表の特定の金額に関連する重要な虚偽表示が存在する場合には、金額的な影響額を算定することが困難でない限り、当該虚偽表示による金額的な影響額（金額的な影響額を算定することが困難な場合、その旨）とそれに関する説明</p> <p>(2) 財務諸表に、金額以外の文章による記述に重要な虚偽表示が存在する場合には、当該虚偽表示の内容</p> <p>(3) 財務諸表に開示することが必要な情報が開示されていない場合には、開示されていない情報の内容</p> <p>なお、法令等で禁止されている場合を除いて、実務的に困難でない限り、業務実施者は、財務諸表において開示されていない情報を記載しなければならない。</p>	<p>められる場合において、その影響が期中財務諸表全体として虚偽表示に当たるとするほどに重要であると判断したときには、否定的結論を表明し、「結論の根拠」の区分に、その理由を記載しなければならない（「期中レビュー基準」第三 報告基準 7参照）。</p> <p>否定的結論が表明された期中レビュー報告書の文例は本報告書の付録2に示している。</p>

改正四基報第1号案	保証実 2400	レ基報第●号案
	<p>《十分かつ適切な証拠を入手できない場合》</p> <p>82. 業務実施者は、十分かつ適切な証拠を入手できないため、財務諸表に対する結論を形成できない場合には、以下に従って、その取扱いについて判断しなければならない。</p> <p>(1) 業務実施者が、未発見の虚偽表示がもしあるとすれば、それが財務諸表に及ぼす可能性のある影響が、重要であるが広範ではないと判断する場合には、限定付結論を表明する。</p> <p>(2) 業務実施者が、未発見の虚偽表示がもしあるとすれば、それが財務諸表に及ぼす可能性のある影響が、重要かつ広範であると判断する場合には、結論を表明しない。</p> <p>83. 業務実施者は、以下のいずれにも該当する場合には、現実的な対応として可能であれば、レビュー契約を解除しなければならない（A119 項及び A120 項参照）。</p> <p>(1) 業務実施者がレビュー契約を締結した後に、経営者によるレビュー範囲の制約によって、財務諸表に対する結論を形成するのに十分かつ適切な証拠が入手できない。</p> <p>(2) 業務実施者は、未発見の虚偽表示が財務諸表に及ぼす可能性のある影響が、重要かつ広範であると判断している。</p> <p>84. 適正表示の枠組みに準拠して作成された財務諸表に対して、無限定の結論の基礎となる十分かつ適切な証拠を入手できないために限定付結論を表明する場合、業務実施者は、「実施したレビューにおいて、財務諸表が、限定付結論の根拠に記載した事項の及ぼす可能性のある影響を除き、[適用される財務報告の枠組み]に準拠して、…を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった」と記載しなければならない。</p> <p>準拠性の枠組みに準拠して作成された財務諸表に対して、無限定の結論の基礎となる十分かつ適切な証拠を入手できないために限定付結論を表明する場合、業務実施者は、「実施したレビューにおいて、財務諸表が、限定付結論の根拠に記載した事項の及ぼす可能性のある影響を除き、[適用される財務報告の枠組み]に準拠して作成されていないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった」と記載しなければならない。</p> <p>85. 業務実施者は、財務諸表に対する結論を表明しない場合、結論区分に以下を記載しなければならない。</p> <p>(1) 業務実施者は、結論の不表明の根拠区分に記載した事項の及ぼす可能性のある影響の重要性に鑑み、財務諸表に対する結論を形成するための十分かつ適切な証拠を入手できなかった旨</p> <p>(2) したがって、業務実施者は、財務諸表に対して結論を表明しない旨</p> <p>86. 十分かつ適切な証拠を入手できないために限定付結論を表明する場合又は結論を表明しない場合には、業務実施者は、結論の根拠区分に、十分かつ適切な証拠を入手できない理由を記載しなければならない。</p>	<p>《③ 期中レビュー範囲の制約》</p> <p>102. 監査人が重要な期中レビュー手続が実施できない場合には、監査人は、書面又は電磁的記録により、適切な階層の経営者及び監査役等に期中レビューが完了できない理由を伝えるとともに、結論の表明の適否を検討しなければならない（A81 項参照）。</p> <p>《ア. 経営者による期中レビュー範囲の制約》</p> <p>103. 経営者が、期中レビュー範囲の制約を課しており、その制約により監査人が期中レビューを完了できないことになる可能性について監査</p>

改正四基報第1号案	保証実 2400	レ基報第●号案
<p>《(4) 期中レビュー範囲の制約及び結論の不表明》</p> <p>65. 監査人は、中間財務諸表に対して行う期中レビューの結論の表明に当たり、当該結論を表明するための基礎を得るために期中レビュー計画を策定し、期中レビュー手続を実施するが、期中レビューの状況によっては、重要な期中レビュー手続を実施できない場合がある。この場合、監査人は期中レビュー範囲の制約を受けたことになる。</p> <p>監査人は、重要な期中レビュー手続を実施できなかったことにより、無限定の結論を表明できない場合において、その影響が中間財務諸表全体に対する結論の表明ができないほどではないと判断したときは、除外事項を付した限定付結論を表明し、「結論の根拠」の区分に、実施できなかった期中レビュー手続、当該事実が影響する事項及びこれらを踏まえて除外事項を付した限定付結論とした理由を記載しなければならない（「期中レビュー基準」第三 報告基準 8参照）。</p> <p>66. 監査人は、重要な期中レビュー手続を実施できなかったことにより、無限定の結論の表明ができない場合において、その影響が中間財務諸表全体に対する結論の表明ができないほどに重要であると判断したときは、結論を表明してはならず、別に区分を設けて、中間財務諸表に対する結論を表明しない旨及びその理由を記載しなければならない（「期中レビュー基準」第三 報告基準 9参照）。</p> <p>67. 期中レビュー範囲の制約を受け、重要な期中レビュー手続を実施できない場合には、無限定の結論を表明することはできないが、その影響が中間財務諸表全体に対する結論の表明ができないほどではないと判断したときには、「限定付結論」の区分に除外事項を付した限定付結論を表明し、期中レビュー範囲の制約に係る除外事項として、次の事項を「限定付結論の根拠」の区分に記載しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施できなかった期中レビュー手続 ・ 中間財務諸表に対する結論において当該事実が影響する事項 ・ 上記を踏まえて除外事項を付した限定付結論とした理由 		<p>人に予備的知識がある場合には、監査人は期中レビュー契約を受け入れてはならない。</p> <p>104. 期中レビュー契約を受け入れた後で、経営者が期中レビューの範囲に制約を課した場合には、監査人はその制約を取り除くように要請しなければならない。それを経営者が拒否した場合には、監査人は期中レビューを完了できず、結論を表明することはできない。その場合には、監査人は、書面又は電磁的記録により、適切な階層の経営者及び監査役等に期中レビューを完了できない理由を報告しなければならない。その場合であっても、監査人は、期中財務諸表が、全ての重要な点において、適用される財務報告の枠組みに準拠して、適正に表示される（準拠性の枠組みの場合は、作成される）ために重要な修正を要請する事項を識別した場合には、監査人は第45項及び第46項の指針に従って、その事項を報告しなければならない。</p> <p>105. 監査人は、監査人に期中レビュー報告書を発行する要請があるかどうかを含め、法律及び規則上の責任について考慮しなければならない。こうした要請がある場合には、監査人は結論を表明せず、期中レビューを完了できない理由を期中レビュー報告書に記載しなければならない。ただし、期中財務諸表が、全ての重要な点において、適用される財務報告の枠組みに準拠して、適正に表示される（準拠性の枠組みの場合は、作成される）ために重要な修正を要請する事項を識別した場合には、監査人はその事項についても期中レビュー報告書上で報告しなければならない。</p> <p>《イ. その他の範囲の制約》 《期中レビュー範囲の制約》</p> <p>106. 監査人は、期中財務諸表に対して行う期中レビューの結論の表明に当たり、当該結論を表明するための基礎を得るために期中レビュー計画を策定し、期中レビュー手続を実施するが、期中レビューの状況によっては、重要な期中レビュー手続を実施できない場合がある。この場合、監査人は期中レビュー範囲の制約を受けたことになる。</p> <p>監査人は、重要な期中レビュー手続を実施できなかったことにより、無限定の結論を表明できない場合において、その影響が期中財務諸表全体に対する結論の表明ができないほどではないと判断したときは、除外事項を付した限定付結論を表明し、「結論の根拠」の区分に、実施できなかった期中レビュー手続、当該事実が影響する事項及びこれらを踏まえて除外事項を付した限定付結論とした理由を記載しなければならない（「期中レビュー基準」第三 報告基準 8参照）。</p> <p>107. 監査人は、重要な期中レビュー手続を実施できなかったことにより、無限定の結論の表明ができない場合において、その影響が期中財務諸表全体に対する結論の表明ができないほどに重要であると判断したときは、結論を表明してはならず、別に区分を設けて、期中財務諸表に対する結論を表明しない旨及びその理由を記載しなければならない（「期中レビュー基準」第三 報告基準 9参照）。</p> <p>108. 期中レビュー範囲の制約を受け、重要な期中レビュー手続を実施できない場合には、無限定の結論を表明することはできないが、その影響が期中財務諸表全体に対する結論の表明ができないほどではないと判断したときには、「限定付結論」の区分に除外事項を付した限定付結論を表明し、期中レビュー範囲の制約に係る除外事項として、次の事項を「限定付結論の根拠」の区分に記載しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施できなかった期中レビュー手続 ・ 期中財務諸表に対する結論において当該事実が影響する事項 ・ 上記を踏まえて除外事項を付した限定付結論とした理由

改正四基報第1号案	保証実 2400	レ基報第●号案
<p>ここでいう当該事実が影響する事項については、除外事項に係る中間財務諸表に計上されている項目の金額又は注記事項の金額は分かるが、期中レビュー範囲の制約によりその適正性を判断する基礎が入手できないことから、最終的な金額的影響額を算定することは通常困難である。したがって、期中レビュー範囲の制約の事実が影響する事項の金額的影響額の記載は、中間財務諸表に計上されている項目の金額又は注記事項の金額を記載しなければならない。</p> <p>また、実施できなかった期中レビュー手続及び中間財務諸表に与えている影響を踏まえて除外事項を付した限定付結論とした理由も併せて記載しなければならない。</p> <p>68. 中間財務諸表に計上されていない事項又は注記されていない事項で、何らかの会計処理又は開示が必要と判断されるものについて期中レビュー範囲の制約があるため、当該取扱いの判断ができない場合は、その旨を記載しなければならない。</p> <p>69. 重要な期中レビュー手続を実施できないことにより期中レビュー範囲の制約を受けた場合に、その影響が中間財務諸表全体に対する結論の表明ができないほどに重要と判断したときは、結論を表明しない旨を「結論の不表明」の区分に記載し、結論を表明しない理由を「結論の不表明の根拠」の区分に記載しなければならない。この場合であっても、「結論の不表明」の区分において、中間財務諸表について期中レビューを行った旨を記載しなければならない。</p> <p>また、「監査人の責任」の区分において、以下の事項を記載しなければならない。</p> <p>「監査人の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。</p> <p>しかしながら、本報告書の「結論の不表明の根拠」に記載されているとおり、当監査法人は、中間財務諸表に対する結論の表明の基礎となる証拠を入手することができなかった。」</p> <p>70. 監査人は、構成単位の監査人によって行われた期中レビュー等の結果を利用する場合には、当該構成単位の監査人が関与した中間財務諸表等の重要性及び構成単位の監査人の品質管理の状況等に基づく信頼性の程度を勘案して、構成単位の監査人の実施した期中レビュー等の結果を利用する程度及び方法を決定しなければならない（「期中レビュー基準」第二 実施基準 13 参照）。期中レビューの計画策定段階、期中レビューの実施過程において構成単位の監査人の期中レビュー等の結果を利用しようとする場合でも、当該構成単位の監査人が実施した期中レビュー手続を実施すべき構成単位についての期中レビュー等の結果が、期中レビュー日程の変更などにより利用できない場合など、構成単位の監査人の実施した期中レビュー等の重要な事項について、その結果を利用できないケースがある。この場合において、更に当該事項について、重要な期中レビュー手続を追加して実施できなかった場合には、重要な期中レビュー手続が実施できなかった場合に準じて、結論の表明の適否を判断しなければならない（「期中レビュー基準」第三 報告基準 10 参照）。</p> <p>71. 前項のほか、①経営者から、期中レビューの範囲について制約を課さ</p>		<p>ここでいう当該事実が影響する事項については、除外事項に係る期中財務諸表に計上されている項目の金額又は注記事項の金額は分かるが、期中レビュー範囲の制約によりその適正性又は準拠性を判断する基礎が入手できないことから、最終的な金額的影響額を算定することは通常困難である。したがって、期中レビュー範囲の制約の事実が影響する事項の金額的影響額の記載は、期中財務諸表に計上されている項目の金額又は注記事項の金額を記載しなければならない。</p> <p>また、実施できなかった期中レビュー手続及び期中財務諸表に与えている影響を踏まえて除外事項を付した限定付結論とした理由も併せて記載しなければならない。</p> <p>限定付結論が表明された期中レビュー報告書の文例は本報告書の付録2に示している。</p> <p>109. 期中財務諸表に計上されていない事項又は注記されていない事項で、何らかの会計処理又は開示が必要と判断されるものについて期中レビュー範囲の制約があるため、当該取扱いの判断ができない場合は、その旨を記載しなければならない（A82 項参照）。</p> <p>《④ 結論の不表明》</p> <p>110. 重要な期中レビュー手続を実施できないことにより期中レビュー範囲の制約を受けた場合に、その影響が期中財務諸表全体に対する結論の表明ができないほどに重要と判断したときは、結論を表明しない旨を「結論の不表明」の区分に記載し、結論を表明しない理由を「結論の不表明の根拠」の区分に記載しなければならない。この場合であっても、「結論の不表明」の区分において、期中財務諸表について期中レビューを行った旨を記載しなければならない。</p> <p>また、「監査人の責任」の区分において、以下の事項を記載しなければならない。</p> <p>「監査人の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から期中財務諸表に対する結論を表明することにある。</p> <p>しかしながら、本報告書の「結論の不表明の根拠」に記載されているとおり、当監査法人は、期中財務諸表に対する結論の表明の基礎となる証拠を入手することができなかった。」</p> <p>結論の不表明の期中レビュー報告書の文例は本報告書の付録2に示している。</p> <p>111. 期中レビュー業務の実施において、①経営者から、期中レビューの</p>

改正四基報第1号案	保証実 2400	レ基報第●号案
<p>れた場合、②質問事項について十分な知識を有し、責任をもって回答できる適切な役職者が不在等により、十分な質問が実施できなかった場合、③火災等による焼失又は司法当局による証拠資料の押収等によって、重要な会計帳簿や会計記録を閲覧できなかった場合、又は十分な分析的手続を実施できなかった場合においても、前項と同様に結論の表明の適否を判断しなければならない。</p> <p>72. 重要な偶発事象等の将来の帰結が予測し得ない事象又は状況について、中間財務諸表に与える当該事象又は状況の影響が複合的かつ多岐にわたる場合には、重要な期中レビュー手続を実施できなかった場合に準じて、結論の表明ができるか否かを慎重に判断しなければならない（「期中レビュー基準」第三 報告基準 11 参照）。</p> <p>《(5) 継続企業の前提》（A30 項から A33 項参照）</p> <p>73. 監査人は、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合には、次のとおり結論の表明及び期中レビュー報告書の記載を行わなければならない（「期中レビュー基準」第三 報告基準 12 参照）。</p> <p>(1) 継続企業の前提に関する事項が中間財務諸表に適切に記載されていると判断して、無限定の結論を表明する場合には、当該継続企業の前提に関する事項について期中レビュー報告書に記載しなければならない。</p> <p>(2) 継続企業の前提に関する事項が中間財務諸表に適切に記載されていないと判断した場合は、当該不適切な記載についての除外事項を付した限定付結論又は否定的結論を表明し、その理由を記載しなければならない。</p> <p>74. 前項の継続企業の前提に関する手続の記載の前提となる注記において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策が記載されることとなっているが、対応策の期間が経営者の評価期間より短い場合、具体的に対応策が提示されていない期間において、なぜ事業活動を継続することができると評価</p>	<p>《(3) 継続企業》 《継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるが重要な不確実性が認められる場合》</p> <p>87. 業務実施者は、その状況において継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるが、重要な不確実性が認められると結論付ける場合に、以下について判断しなければならない。</p> <p>(1) 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況、及び当該事象又は状況に対する経営者の対応策について、財務諸表における注記が適切であるかどうか。</p> <p>(2) 通常の事業活動において資産を回収し負債を返済することができない可能性があり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関する重要な不確実性が認められることについて、財務諸表に明瞭に注記されているかどうか。</p> <p>88. 財務諸表における注記が適切な場合、業務実施者は、無限定の結論を表明し、以下のためにレビュー報告書に強調事項の区分を設けなければならない（A121 項及び A122 項参照）。</p> <p>(1) 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関する重要な不確実性が認められることを強調する。</p> <p>(2) 第 87 項に記載されている財務諸表における注記に注意を喚起する。</p> <p>89. 財務諸表における注記が適切でない場合、業務実施者は、状況に応じて限定付結論又は否定的結論を表明しなければならない。業務実施者は、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる旨をレビュー報告書に記載しなければならない。</p>	<p>範囲について制約を課された場合、②質問事項について十分な知識を有し、責任をもって回答できる適切な役職者が不在等により、十分な質問が実施できなかった場合、③火災等による焼失又は司法当局による証拠資料の押収等によって、重要な会計帳簿や会計記録を閲覧できなかった場合、又は十分な分析的手続を実施できなかった場合は、結論の表明の適否を判断しなければならない。</p> <p>112. 重要な偶発事象等の将来の帰結が予測し得ない事象又は状況について、期中財務諸表に与える当該事象又は状況の影響が複合的かつ多岐にわたる場合には、重要な期中レビュー手続を実施できなかった場合に準じて、結論の表明ができるか否かを慎重に判断しなければならない（「期中レビュー基準」第三 報告基準 11 参照）。</p> <p>《(5) 継続企業の前提》（A83 項から A85 項参照）</p> <p>113. 監査人は、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合には、次のとおり結論の表明及び期中レビュー報告書の記載を行わなければならない（「期中レビュー基準」第三 報告基準 12 参照）。</p> <p>(1) 継続企業の前提に関する事項が期中財務諸表に適切に記載されていると判断して、無限定の結論を表明する場合には、当該継続企業の前提に関する事項について期中レビュー報告書に記載しなければならない。</p> <p>(2) 継続企業の前提に関する事項が期中財務諸表に適切に記載されていないと判断した場合は、当該不適切な記載についての除外事項を付した限定付結論又は否定的結論を表明し、その理由を記載しなければならない。</p> <p>114. 前項の継続企業の前提に関する手続の記載の前提となる注記において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策が記載されることとなっているが、対応策の期間が経営者の評価期間より短い場合、具体的に対応策が提示されていない期間において、なぜ事業活動を継続することができると評価</p>

改正四基報第1号案	保証実 2400	レ基報第●号案
<p>したのかについての具体的な評価内容等が記載されているかどうか検討しなければならない。</p> <p>75. 極めてまれな状況ではあるが、重要な不確実性が複数存在し、それが中間財務諸表に及ぼす可能性のある影響が複合的かつ多岐にわたる場合には、監査人は、結論を表明しないことが適切と考えることがある。この場合、監査人は、結論の表明ができるか否かを慎重に判断しなければならない。また、経営者の対応策及び具体的に対応策が提示されていない期間についての経営者の評価内容等が、注記の内容として不十分と考えられる場合、監査人は、限定付結論又は否定的結論を表明することについて慎重に検討しなければならない。</p> <p>76. 重要な不確実性について財務諸表に適切な注記がなされている場合、監査人は無限定の結論を表明し、中間財務諸表における注記事項について注意を喚起するために、期中レビュー報告書に「継続企業の前提に関する重要な不確実性」という見出しを付した区分を設け、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる旨及び当該事項は監査人の結論に影響を及ぼすものではない旨を記載しなければならない。</p> <p>77. 監査人は、継続企業の前提が成立していないことが一定の事実をもって明らかな場合で、中間財務諸表が継続企業の前提に基づいて作成されているときは、否定的結論を表明しなければならない。</p>	<p>《継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切でない場合》</p> <p>90. 業務実施者は、継続企業を前提として財務諸表が作成されている場合に、継続企業を前提として経営者が財務諸表を作成することが適切でないと判断したときには、否定的結論を表明しなければならない。</p> <p>《12. レビュー報告書》 《(1) レビュー報告書の記載事項》</p> <p>91. レビュー業務に対するレビュー報告書は、書面又は電磁的記録によらなければならない。また、以下の事項を記載しなければならない（A123 項から A126 項、A147 項及び A149 項参照）。</p> <p>(1) 独立業務実施者のレビュー報告書であることを明瞭に示す表題</p> <p>(2) 契約内容に応じた宛先</p> <p>(3) レビュー業務の対象</p> <p>① レビュー対象である財務諸表を作成している企業の名称</p> <p>② 財務諸表の名称、財務諸表が対象とする日付及び期間</p> <p>③ 財務諸表に関連する注記（重要な会計方針の要約及びその他の説明情報に関する事項）</p> <p>④ 財務諸表がレビューされている旨</p> <p>(4) 財務諸表に対する経営者の責任。経営者の責任の記載には以下が含まれる（A127 項から A129 項参照）。</p> <p>① 適用される財務報告の枠組みに準拠して財務諸表を作成する責任（適正表示の枠組みの場合は、財務諸表を適正に表示する責任を含む。）を有すること。</p> <p>② 不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表の作成に必要な内部統制を整備及び運用する責任を有すること。</p> <p>(5) 財務諸表が特別目的の財務諸表の場合には、以下の事項を含める。</p> <p>① 財務諸表の作成目的及び想定利用者（作成目的の記載によって想定利用者が明確である場合を除く。）又はこれらの情報について記載している特別目的の財務諸表の注記への参照</p> <p>② 経営者が、特別目的の財務諸表の作成において財務報告の枠組みの選択肢を有する場合、財務諸表に対する経営者の責任の区分において、経営者は適用される財務報告の枠組みが状況に照らして受入</p>	<p>したのかについての具体的な評価内容等が記載されているかどうか検討しなければならない。</p> <p>115. 極めてまれな状況ではあるが、重要な不確実性が複数存在し、それが期中財務諸表に及ぼす可能性のある影響が複合的かつ多岐にわたる場合には、監査人は、結論を表明しないことが適切と考えることがある。この場合、監査人は、結論の表明ができるか否かを慎重に判断しなければならない。また、経営者の対応策及び具体的に対応策が提示されていない期間についての経営者の評価内容等が、注記の内容として不十分と考えられる場合、監査人は、限定付結論又は否定的結論を表明することについて慎重に検討しなければならない。</p> <p>116. 重要な不確実性について期中財務諸表に適切な注記がなされている場合、監査人は無限定の結論を表明し、期中財務諸表における注記事項について注意を喚起するために、期中レビュー報告書に「継続企業の前提に関する重要な不確実性」という見出しを付した区分を設け、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる旨及び当該事項は監査人の結論に影響を及ぼすものではない旨を記載しなければならない。</p> <p>117. 監査人は、継続企業の前提が成立していないことが一定の事実をもって明らかな場合で、期中財務諸表が継続企業の前提に基づいて作成されているときは、否定的結論を表明しなければならない。</p>

改正四基報第1号案	保証実 2400	レ基報第●号案
<p>《(6) 追記情報》</p> <p>78. 監査人は、監査人が中間財務諸表の記載を前提に当該記載を強調することが適当であると判断して追記する強調事項と、監査人が投資者等に対して説明することが適当であると判断して追記する説明事項とを区分して記載しなければならない（「四半期レビュー基準の改訂に関する意見書 四半期レビュー基準の改訂について」（2011年6月30日 企業会計審議会）参照）。</p>	<p>可能なものであることを判断する責任を有する旨</p> <p>(6) 財務諸表に対して結論を表明する業務実施者の責任の記載。この記載には、本実務指針及び関連する法令等（適用される法令等がある場合に準拠してレビュー業務を実施した旨を含む（A130項、A131項及びA148項参照））。</p> <p>(7) 財務諸表のレビュー業務の内容及びその限界並びに以下の記載（A132項参照）</p> <p>① 本実務指針に従ったレビュー業務は、限定的保証業務であること。</p> <p>② 業務実施者の手続は、主として経営者及び必要に応じて企業内の適切な者への質問、分析的手続からなること、及び業務実施者は入手した証拠を評価すること。</p> <p>③ レビュー業務で実施される手続は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査で実施される手続より相当程度限定された手続であり、業務実施者は、財務諸表に対して監査意見を表明しないこと。</p> <p>(8) 「結論」という見出しを付した区分には以下を記載する。</p> <p>① 第73項から第90項までに従った、全体としての財務諸表に対する業務実施者の結論</p> <p>② 財務諸表の作成に用いられた適用される財務報告の枠組みの特定。一般目的の財務諸表の場合、適用される財務報告の枠組みが国際会計基準審議会が公表する国際会計基準ではないときには、財務報告の枠組みを設定している国を特定する（A133項及びA134項参照）。</p> <p>(9) 財務諸表に対する業務実施者の結論が除外事項付結論となる場合には、それぞれ適切な見出しの区分を設け、以下の記載を行う。</p> <p>① 第73項、第76項から第86項まで、第89項及び第90項に従った業務実施者の除外事項付結論</p> <p>② 除外事項付結論の原因となった事項（A135項参照）</p> <p>(10) 関連する職業倫理に関する規定を遵守する、本実務指針における業務実施者の責任</p> <p>(11) レビュー報告書の日付（A143項からA146項参照）</p> <p>(12) 業務実施者の署名（A136項参照）</p> <p>(13) 業務実施者の監査事務所の所在地（A137項参照）</p> <p>《強調事項区分》</p> <p>92. 業務実施者は、結論の類型にかかわらず、財務諸表に表示又は開示されている事項について、利用者が財務諸表を理解する基礎として重要であるため、当該事項を強調し利用者の注意を喚起する必要があると判断することがある。そのような場合、業務実施者が、当該事項について財務諸表の重要な虚偽表示が含まれる可能性が高くないという十分かつ適切な証拠を入手したときは、レビュー報告書に強調事項区分を設けなければならない。当該区分は、財務諸表に表示又は開示された情報のみを記載するものでなければならない。</p>	<p>《⑥ 追記情報》（A86項及びA87項参照）</p> <p>118. 監査人は、次に掲げる強調すること又はその他説明することが適当と判断した事項は、期中レビュー報告書にそれらを区分した上で、情報として追記しなければならない。</p> <p>(1) 会計方針の変更</p> <p>(2) 重要な偶発事象</p> <p>(3) 重要な後発事象</p> <p>(4) 監査人が結論を表明した期中財務諸表を含む開示書類における当該期中財務諸表の表示とその他の記載内容との重要な相違</p> <p>《ア. 強調事項区分》</p> <p>119. 監査人は、結論の類型にかかわらず、期中財務諸表に表示又は開示されている事項について、利用者が期中財務諸表を理解する基礎として重要であるため、当該事項を強調し利用者の注意を喚起する必要があると判断することがある。そのような場合、監査人が、当該事項について期中財務諸表の重要な虚偽表示が含まれる可能性が高くないという十分かつ適切な証拠を入手したときは、期中レビュー報告書に強調事項区分を設けなければならない。当該区分は、期中財務諸表に表示又は開示された情報のみを記載するものでなければならない。</p>

改正四基報第1号案	保証実 2400	レ基報第●号案
	<p>93. 特別目的の財務諸表に対するレビュー報告書には、レビュー報告書の利用者の注意を喚起するため、強調事項区分を設け、財務諸表は特別目的の財務報告の枠組みに準拠して作成されており、したがって、他の目的には適合しないことがある旨を記載しなければならない（A138 項参照）。</p> <p>94. 業務実施者は、業務実施者の結論区分の次に、「強調事項」又は他の適切な見出しを付して強調事項区分を設けなければならない。その場合には、以下に従って記載しなければならない。</p> <p>(1) 当該区分に、財務諸表における記載箇所と関連付けて、強調する事項を明瞭に記載する。</p> <p>(2) 強調事項は業務実施者の結論に影響を及ぼすものではないことを記載する。</p> <p>《その他の事項区分》</p> <p>95. 業務実施者は、財務諸表に表示又は開示されていない事項について、レビュー業務、業務実施者の責任又はレビュー報告書についての利用者の理解に関連するためレビュー報告書において説明する必要があると判断した場合、「その他の事項」又は他の適切な見出しを付した区分を設けて、当該事項を記載しなければならない。ただし、法令等によってレビュー報告書に記載することが禁止されていない事項でなければならない。</p> <p>《配布又は利用制限》</p> <p>96. 特別目的の財務諸表のレビュー業務の場合、業務実施者は、第 93 項で要求されている注意喚起に加えて、レビュー報告書が特定の利用者のみを想定しており、レビュー報告書に配布又は利用の制限を付すことが適切であると判断する場合には、適切な見出しを付してその旨を記載しなければならない（A139 項参照）。</p> <p>《(3) その他の報告責任》</p> <p>97. 業務実施者は、財務諸表に対するレビュー報告書において、本実務指針に基づく業務実施者の責任に加えて、その他の報告責任についても記載することが求められることがある。そのような場合には、その他の報告責任については、「法令等が要求するその他の事項に対する報告」又はその区分の内容から見て適切な他の見出しを付して、レビュー報告書上、「財務諸表のレビュー」の見出しを付した区分の次に別の区分を設けなければならない（A140 項から A142 項参照）。</p> <p>《(4) レビュー報告書日》</p> <p>98. レビュー報告書には、業務実施者が、財務諸表に対する結論表明の基礎となる十分かつ適切な証拠を入手した日よりも前の日付を付してはならない。なお、以下の点について、財務諸表に対する結論表明の基礎となる</p>	<p>120. 特別目的の期中財務諸表に対する期中レビュー報告書には、期中レビュー報告書の利用者の注意を喚起するため、「強調事項」区分を設け、期中財務諸表は特別目的の財務報告の枠組みに準拠して作成されており、したがって、他の目的には適合しないことがある旨を記載しなければならない。</p> <p>121. 監査人は、監査人の結論区分の次に、「強調事項」又は他の適切な見出しを付して強調事項区分を設けなければならない。その場合には、以下に従って記載しなければならない。</p> <p>(1) 当該区分に、期中財務諸表における記載箇所と関連付けて、強調する事項を明瞭に記載する。</p> <p>(2) 強調事項は監査人の結論に影響を及ぼすものではないことを記載する。</p> <p>《イ. その他の事項区分》</p> <p>122. 監査人は、期中財務諸表に表示又は開示されていない事項について、期中レビュー業務、監査人の責任又は期中レビュー報告書についての利用者の理解に関連するため期中レビュー報告書において説明する必要があると判断した場合、「その他の事項」区分を設けなければならない。ただし、法令等によって期中レビュー報告書に記載することが禁止されていない事項でなければならない。</p> <p>《ウ. 配布又は利用制限》</p> <p>123. 特別目的の期中レビュー業務の場合、監査人は、第 122 項で要求されている注意喚起に加えて、期中レビュー報告書が特定の利用者のみによる利用を想定しており、当該期中レビュー報告書に配布又は利用の制限を付すことが適切であると判断する場合には、適切な見出しを付してその旨を記載しなければならない。</p> <p>《エ. 特別目的の期中財務諸表に対する期中レビューの場合の追記情報》</p> <p>124. 監査人は、特別の利用目的に適合した会計の基準により作成される期中財務諸表に対する期中レビュー報告書には、会計の基準、期中財務諸表の作成の目的及び想定される主な利用者の範囲を記載するとともに、当該期中財務諸表は特別の利用目的に適合した会計の基準に準拠して作成されており、他の目的には適合しないことがある旨を記載しなければならない。</p> <p>また、期中レビュー報告書が特定の者のみによる利用を想定しており、当該期中レビュー報告書に配布又は利用の制限を付すことが適切であると考える場合には、その旨を記載しなければならない。</p> <p>《⑦ その他の報告責任》</p> <p>125. 監査人は、期中財務諸表に対する期中レビュー報告書において、本報告書に基づく監査人の責任に加えて、その他の報告責任についても記載することが求められることがある。そのような場合には、その他の報告責任については、「法令等が要求するその他の事項に対する報告」又はその区分の内容から見て適切な他の見出しを付して、期中レビュー報告書上、「期中財務諸表の期中レビュー」の見出しを付した区分の次に別の区分を設けなければならない（A88 項から A90 項参照）。</p> <p>《⑧ 期中レビュー報告書日》</p> <p>126. 期中レビュー報告書には、監査人が、期中財務諸表に対する結論表明の基礎となる十分かつ適切な証拠を入手した日よりも前の日付を付してはならない。なお、以下の点について、期中財務諸表に対する結論</p>

改正四基報第1号案	保証実 2400	レ基報第●号案
<p>《(8) 比較情報》</p> <p>85. 比較情報が対応数値として表示される場合、監査基準報告書 710「過年度の比較情報－対応数値と比較財務諸表」に準じて中間財務諸表に対する結論を記載することとなるが、第 86 項及び第 87 項に記載されている場合を除き、中間財務諸表に対する結論において対応数値に言及してはならない (A35 項参照)。</p> <p>86. 以前に発行した前事業年度の期中会計期間の期中レビュー報告書において除外事項付結論 (すなわち、限定付結論、否定的結論又は結論の不表明) が表明されている場合又は以前に発行した前事業年度の監査報告書において貸借対照表関連の項目を原因とする除外事項付意見が表明されている場合で、かつ当該期中レビュー報告書における除外事項付結論又は当該監査報告書における除外事項付意見の原因となった事項が未解消のとき、監査人は、当期中に係る中間財務諸表に対して除外事項付結論を表明しなければならない。</p> <p>この場合、監査人は、期中レビュー報告書の除外事項付結論の根拠区分において、以下のいずれかを記載しなければならない。</p> <p>① 当該事項が当期中の数値に及ぼす影響又は及ぼす可能性のある影響が重要である場合、除外事項付結論の原因となった事項の説明において、当期中の数値と比較情報の両方に及ぼす影響について記載する (<文例 2-2>参照)。</p> <p>② 上記以外の場合には、当期中の数値と比較情報との比較可能性の観点から、未解消事項が及ぼす影響又は及ぼす可能性のある影響を勘案した結果、除外事項付結論が表明されている旨を記載する (<文例 2-3>参照)。</p> <p>87. 監査人は、以前に無限定の結論が表明されている中間財務諸表や無限定適正意見が表明されている前事業年度の貸借対照表に重要な虚偽表示が存在するという証拠を期中レビュー手続により入手したが、比較情報が適切に修正再表示されていない又は開示が妥当ではない場合、中間財務諸表に対する結論において、当該中間財務諸表に含まれる比較情報について限定付結論又は否定的結論を表明しなければならない。</p>	<p>十分かつ適切な証拠を入手しなければならない (A143 項から A146 項参照)。</p> <p>(1) 適用される財務報告の枠組みに準拠して、関連する注記を含む全ての財務諸表が作成されていること。</p> <p>(2) 認められた権限を持つ者が、当該財務諸表に対して責任を認めたこと。</p> <p>《(5) 比較情報》 《対応数値》</p> <p>99. 比較情報が対応数値として表示される場合、業務実施者は、第 100 項、第 101 項及び第 103 項に記載されている場合を除き、結論において対応数値に言及してはならない。</p> <p>100. 以前に発行した前年度のレビュー報告書又は監査報告書において除外事項付結論又は意見が表明されており、かつ当該除外事項付結論又は意見の原因となった事項が未解消の場合、業務実施者は、当年度の財務諸表に対して除外事項付結論を表明しなければならない。</p> <p>業務実施者は、レビュー報告書の除外事項付結論の根拠区分において、以下のいずれかを記載しなければならない。</p> <p>(1) 当該事項が当年度の数値に及ぼす影響又は及ぼす可能性のある影響が重要である場合、除外事項付結論の原因となった事項の説明において、当年度の数値と対応数値の両方に及ぼす影響について記載する</p> <p>(2) 上記以外の場合には、当年度の数値と対応数値の比較可能性の観点から、未解消事項が及ぼす影響又は及ぼす可能性のある影響を勘案した結果、除外事項付結論が表明されている旨を記載する。</p> <p>101. 業務実施者は、以前に無限定の結論又は意見が表明されている前年度の財務諸表に重要な虚偽表示が存在するという証拠を入手したが、対応数値が適切に修正再表示されていない又は開示が妥当ではない場合、当年度の財務諸表に対するレビュー報告書において、当該財務諸表に含まれる対応数値に関する除外事項付結論として、限定付結論又は否定的結論を表明しなければならない。</p> <p>《前年度の財務諸表を前任者がレビュー又は監査している場合》</p> <p>102. 前年度の財務諸表を前任者がレビュー又は監査しており、レビュー報告書において前任者が対応数値をレビュー又は監査している旨及びその結論又は意見を記載することが法令等によって禁止されておらず、かつ業務実施者がそれを記載することにした場合、業務実施者は、レビュー報告書のその他の事項区分に、以下の事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 前年度の財務諸表は、前任者によりレビュー又は監査された旨</p> <p>(2) 前任者が表明した結論又は監査意見の類型、及び、除外事項付結論又は意見が表明されていた場合にはその理由</p>	<p>表明の基礎となる十分かつ適切な証拠を入手しなければならない (A91 項から A94 項参照)。</p> <p>(1) 適用される財務報告の枠組みに準拠して、関連する注記を含む全ての期中財務諸表が作成されていること。</p> <p>(2) 認められた権限を持つ者が、当該期中財務諸表に対して責任を認めたこと。</p> <p>《(9) 比較情報》 《ア. 対応数値》</p> <p>127. 比較情報が対応数値として表示される場合、監査基準報告書 710「過年度の比較情報－対応数値と比較財務諸表」に準じて期中財務諸表に対する結論を記載することとなるが、第 128 項、第 129 項及び第 131 項に記載されている場合を除き、期中財務諸表に対する結論において対応数値に言及してはならない (A98 項参照)。</p> <p>128. 以前に発行した前事業年度の同期中会計期間の期中レビュー報告書において除外事項付結論 (すなわち、限定付結論、否定的結論又は結論の不表明) が表明されている場合又は以前に発行した前事業年度の監査報告書において貸借対照表関連の項目を原因とする除外事項付意見が表明されている場合で、かつ当該期中レビュー報告書における除外事項付結論又は当該監査報告書における除外事項付意見の原因となった事項が未解消のとき、監査人は、当期中に係る期中財務諸表に対して除外事項付結論を表明しなければならない。</p> <p>この場合、監査人は、期中レビュー報告書の除外事項付結論の根拠区分において、以下のいずれかを記載しなければならない。</p> <p>① 当該事項が当期中の数値に及ぼす影響又は及ぼす可能性のある影響が重要である場合、除外事項付結論の原因となった事項の説明において、当期中の数値と比較情報の両方に及ぼす影響について記載する。</p> <p>② 上記以外の場合には、当期中の数値と比較情報との比較可能性の観点から、未解消事項が及ぼす影響又は及ぼす可能性のある影響を勘案した結果、除外事項付結論が表明されている旨を記載する。</p> <p>129. 監査人は、以前に無限定の結論が表明されている期中財務諸表や無限定適正意見が表明されている前事業年度の貸借対照表に重要な虚偽表示が存在するという証拠を期中レビュー手続により入手したが、比較情報が適切に修正再表示されていない又は開示が妥当ではない場合、期中財務諸表に対する結論において、当該期中財務諸表に含まれる比較情報について限定付結論又は否定的結論を表明しなければならない。</p> <p>130. 前年同期中会計期間に係る期中財務諸表について前任者が期中レビューしている又は前事業年度の財務諸表について前任者が監査をしており、期中レビュー報告書において前任者により比較情報の期中レビュー又は監査が行われている旨及びその結論又は意見を記載することが法令等によって禁止されておらず、かつ監査人がそれを記載することにした場合、監査人は、期中レビュー報告書のその他の事項区分に、以下の事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 前年同期中会計期間に係る期中財務諸表が前任者により期中レビューされた旨又は前事業年度の財務諸表が前任者により監査された旨</p> <p>(2) 前任者が表明した期中財務諸表に対する結論の類型及び除外事項付結論が表明された場合にはその理由、又は前任者が表明した監査意</p>

改正四基報第1号案	保証実 2400	レ基報第●号案
<p>88. 前事業年度の期中会計期間に係る中間財務諸表について前任監査人が期中レビューをしており、又は前事業年度の財務諸表について前任監査人が監査をしている場合に、監査人が期中レビュー報告書において、前任監査人により比較情報の期中レビュー又は監査が行われている旨及びその結論又は意見を記載することとしたときは、監査人は、追記情報（その他の事項区分）として以下の事項を記載しなければならない（＜文例7-2＞参照）。</p> <p>① 前事業年度の期中会計期間に係る中間財務諸表が前任監査人により期中レビューされた旨又は前事業年度の財務諸表が前任監査人により監査された旨。ただし、比較情報について、期中会計基準第37-3項なお書きに基づき前事業年度における期中会計期間の期中損益計算書及び期中包括利益計算書等又は期中キャッシュ・フロー計算書の開示が行われている場合には、当該前期中損益計算書及び前期中包括利益計算書等又は前期中キャッシュ・フロー計算書が前任監査人により期中レビューされていない旨を併せて記載する（＜文例7-3＞参照）。</p> <p>② 前任監査人が表明した中間財務諸表に対する結論の類型及び除外事項付結論が表明された場合にはその理由、又は前任監査人が表明した監査意見の類型及び除外事項付意見が表明された場合にはその理由</p> <p>③ 前任監査人の期中レビュー報告書又は監査報告書の日付</p>	<p>(3) 前任者のレビュー報告書又は監査報告書の日付</p> <p>《前年度の財務諸表がレビュー又は監査のいずれも実施されていない場合》</p> <p>103. 前年度の財務諸表がレビュー又は監査のいずれも実施されていない場合、業務実施者は、レビュー報告書のその他の事項区分に、その旨を記載しなければならない。</p> <p>《比較財務諸表》</p> <p>104. 比較情報が比較財務諸表として表示される場合、業務実施者は、財務諸表の表示期間に含まれるそれぞれの年度に関して結論を表明しなければならない。</p> <p>105. 当年度のレビュー業務に関連して前年度の財務諸表に対して結論を表明する場合において、前年度の財務諸表に対する結論が、以前に表明した結論と異なる場合には、業務実施者は、その他の事項区分で、結論が異なる理由を記載しなければならない。</p> <p>《前年度の財務諸表を前任者がレビュー又は監査している場合》</p> <p>106. 前年度の財務諸表を前任者がレビュー又は監査している場合、前年度の財務諸表に対する前任者のレビュー報告書又は監査報告書が当年度の財務諸表とともに再発行される場合を除き、業務実施者は、当年度の財務諸表に対する結論に加えて、その他の事項区分に、以下の事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 前年度の財務諸表は、前任者によりレビュー又は監査された旨</p> <p>(2) 前任者が表明した結論又は監査意見の類型及び除外事項付結論又は意見が表明されていた場合にはその理由</p> <p>(3) 前任者のレビュー報告書又は監査報告書の日付</p> <p>107. 業務実施者は、前任者が以前に無限定の結論又は無限定意見を表明した前年度の財務諸表に影響を及ぼす重要な虚偽表示が存在すると判断する場合、当該虚偽表示について適切な階層の経営者及び必要に応じて監査役等に報告するとともに、前任者を含め三者間で協議するよう求めなければならない。</p> <p>前年度の財務諸表が訂正され、前任者が、訂正された前年度の財務諸表に対して新しいレビュー報告書又は監査報告書を発行することに同意する場合、監査人は、当年度の財務諸表のみに結論を表明しなければならない。</p> <p>《前年度の財務諸表がレビュー又は監査のいずれも実施されていない場合》</p>	<p>見の類型及び除外事項付意見が表明された場合にはその理由 (3) 前任者の期中レビュー報告書又は監査報告書の日付</p> <p>《前事業年度の財務諸表が期中レビュー又は監査のいずれも実施されていない場合》</p> <p>131. 前事業年度の財務諸表が期中レビュー又は監査のいずれも実施されていない場合、監査人は、期中レビュー報告書のその他の事項区分に、その旨を記載しなければならない。</p> <p>《イ. 比較期中財務諸表》</p> <p>132. 比較情報が比較期中財務諸表として表示される場合、監査人は、期中財務諸表の表示期間に含まれるそれぞれの年度に関して結論を表明しなければならない。</p> <p>133. 当事業年度の期中レビュー業務に関連して前事業年度の財務諸表に対して結論を表明する場合において、前事業年度の財務諸表に対する結論が、以前に表明した結論と異なる場合には、監査人は、その他の事項区分で、結論が異なる理由を記載しなければならない。</p> <p>《前事業年度の財務諸表を前任者が期中レビュー又は監査している場合》</p> <p>134. 前事業年度の同期中会計期間に係る期中財務諸表について前任者が期中レビューしている又は前事業年度の財務諸表について前任者が監査をしている場合、前事業年度の財務諸表に対する前任者の期中レビュー報告書又は監査報告書が当事業年度の期中財務諸表とともに再発行される場合を除き、監査人は当事業年度の期中財務諸表に対する結論に加えて、その他の事項区分に、以下の事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 前事業年度の財務諸表は、前任者により期中レビュー又は監査された旨</p> <p>(2) 前任者が表明した結論又は監査意見の類型及び除外事項付結論又は意見が表明されていた場合にはその理由</p> <p>(3) 前任者の期中レビュー報告書又は監査報告書の日付</p> <p>135. 監査人は、前任者が以前に無限定の結論又は無限定意見を表明した前事業年度の財務諸表に影響を及ぼす重要な虚偽表示が存在すると判断する場合、当該虚偽表示について適切な階層の経営者及び必要に応じて監査役等に報告するとともに、前任者を含め三者間で協議するよう求めなければならない。前事業年度の財務諸表が訂正され、前任者が、訂正された前事業年度の財務諸表に対して新しい期中レビュー報告書又は監査報告書を発行することに同意する場合、監査人は、当事業年度の期中財務諸表のみに結論を表明しなければならない。</p> <p>《前事業年度の財務諸表が期中レビュー又は監査のいずれも実施されていない場合》</p>

改正四基報第1号案	保証実 2400	レ基報第●号案
<p>《7. 期中レビュー調書》 (A36 項及び A37 項参照)</p> <p>89. 監査人は、期中レビューに当たり、一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを実施したこと及び結論を表明するための基礎に基づいて中間財務諸表に対する結論を表明したことを明らかにするための資料として、十分かつ適切に期中レビュー調書を作成しなければならない。</p>	<p>108. 前年度の財務諸表がレビュー又は監査のいずれも実施されていない場合、業務実施者は、レビュー報告書のその他の事項区分に、その旨を記載しなければならない。</p> <p>《13. 調書》</p> <p>109. 調書は、レビュー業務が本実務指針及び関連する法令等の要求事項に準拠して実施された証拠を提供するとともに、レビュー報告書を発行するための基礎を得たことを示す十分かつ適切な記録となる。業務実施者は、経験豊富な業務実施者が、以前に当該レビュー業務に関与していなくとも以下の事項を理解できるように、適時に調書を作成しなければならない (A150 項参照)。</p> <p>(1) 本実務指針及び適用される法令等に準拠して実施した手続の種類、時期及び範囲</p> <p>(2) 手続を実施した結果、及び当該結果に基づいて形成された業務実施者の結論</p> <p>(3) レビュー業務の実施過程で生じた重要な事項、その結論及びその際になされた職業的専門家としての重要な判断</p> <p>(4) 職業倫理に関する規定の遵守に関して識別された問題及びその問題の解決方法</p> <p>(5) レビュー業務に適用される独立性の遵守に関する結論及びそれらの結論を裏付ける監査事務所の適切な者との討議</p> <p>(6) レビュー契約の新規の締結及び更新に関して到達した結論</p> <p>(7) レビュー業務の期間中に行われた専門的な見解の問合せの内容及び範囲並びに得られた見解</p> <p>110. 業務実施者は、本実務指針に準拠して実施した手続の種類、時期及び範囲の文書化において、以下の事項を記録しなければならない。</p> <p>(1) 手続を実施した者及びその完了日</p> <p>(2) 査閲をした者、査閲日及び査閲の対象</p> <p>111. 業務実施者は、レビュー業務の実施過程で生じた重要な事項の内容、当該事項に対するレビュー手続の実施に関して、経営者、監査役等及びその他の者と実施した協議についても文書化しなければならない。</p> <p>112. 業務実施者は、レビュー業務の実施過程において、財務諸表に影響を及ぼす重要な事項に関する発見事項と矛盾した情報を識別した場合には、業務実施者がどのようにその矛盾した情報に対応したかについて、文書化しなければならない。</p> <p>113. 審査担当者は、審査を実施したレビュー業務に関して、以下の事項を文書化しなければならない。</p> <p>(1) 審査に係る監査事務所の方針で求められる手続が実施されたこと。</p> <p>(2) レビュー報告書日以前に審査が完了したこと。</p> <p>(3) 審査担当者が、業務チームが行った重要な判断とその結論が適切でないと判断した事項がなかったこと。</p> <p>114. 業務実施者は、業務実施者のレビュー報告書日後、適切な期限内に、業務ファイルにおける調書を整理し、業務ファイルの最終的な整理についての事務的な作業を完了しなければならない (A150 項参照)。</p> <p>115. 業務実施者は、業務ファイルの最終的な整理が完了した後、その保存期間が終了するまで、いかなる調書であっても、削除又は廃棄してはならない。</p> <p>116. 業務ファイルの最終的な整理が完了した後、既存の調書の修正又は新たな調書の追加が必要となった場合には、その修正や追加の内容にかかわらず、業務実施者は、以下の事項を文書化しなければならない。</p> <p>(1) 修正又は追加が必要となった具体的理由</p>	<p>136. 前事業年度の財務諸表が期中レビュー又は監査のいずれも実施されていない場合、監査人は、期中レビュー報告書のその他の事項区分に、その旨を記載しなければならない。</p> <p>《13. 期中レビュー調書》</p> <p>137. 期中レビュー調書は、本報告書及び関連する法令等の要求事項に準拠して期中レビューを実施した証拠を提供するとともに、期中レビュー報告書を発行するための基礎を得たことを示す十分かつ適切な記録となる。監査人は、経験豊富な監査人が、以前に当該期中レビュー業務に関与していなくとも以下の事項を理解できるように、適時に調書を作成しなければならない (A99 項参照)。</p> <p>(1) 本報告書及び適用される法令等に準拠して実施した手続の種類、時期及び範囲</p> <p>(2) 手続を実施した結果、及び当該結果に基づいて形成された監査人の結論</p> <p>(3) 期中レビュー業務の実施過程で生じた重要な事項、その結論及びその際になされた職業的専門家としての重要な判断</p> <p>(4) 職業倫理に関する規定の遵守に関して識別された問題及びその問題の解決方法</p> <p>(5) 期中レビュー業務に適用される独立性の遵守に関する結論及びそれらの結論を裏付ける監査事務所の適切な者との討議</p> <p>(6) 期中レビュー契約の新規の締結及び更新に関して到達した結論</p> <p>(7) 期中レビュー業務の期間中に行われた専門的な見解の問合せの内容及び範囲並びに得られた見解</p> <p>138. 監査人は、本報告書に準拠して実施した手続の種類、時期及び範囲の文書化において、以下の事項を記録しなければならない。</p> <p>(1) 手続を実施した者及びその完了日</p> <p>(2) 査閲をした者、査閲日及び査閲の対象</p> <p>139. 監査人は、期中レビュー業務の実施過程で生じた重要な事項の内容、当該事項に対する期中レビュー手続の実施に関して、経営者、監査役等及びその他の者と実施した協議についても文書化しなければならない。</p> <p>140. 監査人は、期中レビュー業務の実施過程において、期中財務諸表に影響を及ぼす重要な事項に関する発見事項と矛盾した情報を識別した場合には、監査人がどのようにその矛盾した情報に対応したかについて、文書化しなければならない。</p> <p>141. 審査担当者は、審査を実施した期中レビュー業務に関して、以下の事項を文書化しなければならない。</p> <p>(1) 審査に係る監査事務所の方針で求められる手続が実施されたこと。</p> <p>(2) 期中レビュー報告書日以前に審査が完了したこと。</p> <p>(3) 審査担当者が、業務チームが行った重要な判断とその結論が適切でないと判断した事項がなかったこと。</p> <p>142. 監査人は、監査人の期中レビュー報告書日後、適切な期限内に、業務ファイルにおける調書を整理し、業務ファイルの最終的な整理についての事務的な作業を完了しなければならない (A99 項参照)。</p> <p>143. 監査人は、業務ファイルの最終的な整理が完了した後、その保存期間が終了するまで、いかなる調書であっても、削除又は廃棄してはならない。</p> <p>144. 業務ファイルの最終的な整理が完了した後、既存の調書の修正又は新たな調書の追加が必要となった場合には、その修正や追加の内容にかかわらず、監査人は、以下の事項を文書化しなければならない。</p> <p>(1) 修正又は追加が必要となった具体的理由</p>

改正四基報第1号案	保証実 2400	レ基報第●号案
<p>《8. 期中レビューに際してのその他の留意事項》 《(1) 監査人の責任及び期中レビュー手続》 90. 期中レビューは、公認会計士又は監査法人が中間財務諸表に対して行う監査証明（金融商品取引法第193条の2第1項参照）であるので、監査人は、期中レビューに当たり、年度の財務諸表の監査と同様にその手続の実施において職業的専門家としての正当な注意を払わなければならない。</p> <p>《(2) 監査人の交代》 91. 「期中レビュー基準の設定に関する意見書」二 2なお書きにおいて、監査人が交代した場合には、後任の監査人は、前任の監査人から適切な引継ぎを行うとともに、年度の財務諸表の監査計画を踏まえ、期中レビューが的確に行われるように計画しなければならない。監査人の交代に当たっては監査基準報告書900「監査人の交代」に従わなければならない。特に、期中レビューにおいては交代の適時性が要求されるので、適切に引き継ぐよう注意が必要である。なお、期中レビューにおいて留意が必要な点は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前任監査人と後任監査人は適時に引継ぎを行うとともに、特に前任監査人は当該趣旨に鑑み、十分な協力を行わなければならない。 ・ 後任監査人は、適時に引継ぎを受けなければならない。引継ぎに当たっては、期中レビューにおいては内部統制を含む企業及び企業環境の理解が不可欠であるので、期中及び年度の財務諸表に係る内部統制を含む企業及び企業環境の十分な理解に努める必要がある。 ・ 引継ぎにおいては、質問を行うとともに、監査調書の閲覧を行うこととされているが、当該監査調書には、期中レビュー調書も含まれることに留意する。 ・ 監査人が期中で交代する場合、後任監査人は、前任監査人の期中レビュー手続の実施結果を利用できるか否かを慎重に検討しなければならない。その結果を利用した場合においても、期中レビューの結論の表明についての責任は後任監査人が負うものであり、後任監査人は、自らの判断によって期中レビューの結論を表明しなければならない。 <p>《IV 適用指針》</p>	<p>(2) 修正又は追加を実施した者及び実施日並びにそれらを査閲した者及び査閲日</p> <p>《III 適用指針》 《1. 本実務指針の範囲》（第1項及び第2項参照） A1. 財務諸表のレビュー業務の実施に当たって、業務実施者は、法令等により、本実務指針に規定された要求事項とは異なる事項を遵守するよう要求されることがある。そのような状況において、本実務指針が有用であることもあるが、その場合でも、関連する法令上の義務又は職業的専門家としての義務のいずれも全て遵守する責任が業務実施者にはある。 A2. 本実務指針は、年度の財務諸表は監査されていないが、期中財務諸表のみレビュー業務を実施する場合や、年度の財務諸表の監査人が期中財務諸表のレビュー業務を任意で実施する場合にも適用する。</p> <p>なお、四半期財務諸表に対して任意で実施するレビュー業務については、金融商品取引法に基づく四半期報告制度と同様の状況の下で実施さ</p>	<p>(2) 修正又は追加を実施した者及び実施日並びにそれらを査閲した者及び査閲日</p> <p>(第10項参照)</p> <p>《III 適用指針》 《1. 本報告書の範囲》（第2項及び第3項参照） A1. 期中レビュー業務の実施に当たって、監査人は、法令等により、本報告書に規定された要求事項とは異なる事項を遵守するよう要求されることがある。そのような状況において、本報告書が有用であることもあるが、その場合でも、関連する法令上の義務又は職業的専門家としての義務のいずれも全て遵守する責任が監査人にはある。 A2. 本報告書は、年度の財務諸表の監査人による期中レビューについて適用される。</p> <p>ただし、本報告書は、監査人が、被監査会社の期中財務諸表以外の過去財務諸表を期中レビューする場合に、必要に応じて適宜読み替えて適用される。</p>

改正四基報第1号案	保証実 2400	レ基報第●号案
	<p>れる場合には、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準又は本実務指針のいずれかを適用することができる。通常、以下の全ての事項を満たす場合が該当する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前年度の財務諸表が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」に基づいて作成されており、当年度の財務諸表も同規則に基づき作成予定である。 ・ 前年度の財務諸表について、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査が実施されており、当年度の財務諸表も監査予定である。 ・ 四半期財務諸表が、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」に基づいて作成されている。 <p>《(1) グループ財務諸表の監査における構成単位の財務情報のレビュー業務》</p> <p>A3. グループ財務諸表の監査に際して、グループ監査チームより、適切な財務情報のレビュー基準として本実務指針に準拠したレビュー業務が構成単位の監査人に依頼されることがある(監基報 600 の A50 項参照)。また、グループ監査チームから、本実務指針に準拠したレビュー業務とともに、グループ監査の状況に応じて追加の作業又は手続の実施を依頼されることがある。</p> <p>《(2) 品質管理基準報告書第1号「監査事務所における品質管理」との関係》 (第4項参照)</p> <p>A4. 品質管理基準報告書第1号では、レビュー業務を含む、保証業務の品質管理システムの運用及び整備する監査事務所の責任について規定しており、さらに、審査を要求するための方針又は手続を整備する監査事務所の責任についても規定している。</p> <p>また、品質管理基準報告書第2号「監査業務に係る審査」では、審査担当者の選任及び適格性、並びに審査の実施及び文書化についての審査担当者の責任に関する実務上の指針を提供している。</p> <p>品質管理システムは、以下の9項目の構成要素を対象としている。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 監査事務所のリスク評価プロセス (2) ガバナンス及びリーダーシップ (3) 職業倫理及び独立性 (4) 契約の新規の締結及び更新 (5) 業務の実施 (6) 監査事務所の業務運営に関する資源 (7) 情報と伝達 (8) モニタリング及び改善プロセス (9) 監査事務所間の引継ぎ <p>監査事務所は、品質管理システムの構成要素を説明するために、異なる用語又は枠組みを用いることがある。</p>	<p>A3. 監査人は、年度の財務諸表の監査を実施することにより、内部統制を含む、企業及び企業環境を理解する。監査人が期中レビューを実施する場合には、この理解は期中レビューの過程で行われる質問により更新され、監査人が行うべき質問と適用すべき分析的手続及びその他の期中レビュー手続に重点をおくことが可能になる。監査人でない業務実施者が期中財務諸表のレビューを実施する場合には、保証業務実務指針 2400 に準拠してレビューを実施する。当該業務実施者は、通常、監査人と同様には内部統制を含む、企業及び企業環境を理解していないため、業務実施者は、レビューの目的達成のために、異なる質問と手続を行う場合がある。</p>

改正四基報第1号案	保証実 2400	レ基報第●号案
	<p>A5. 品質管理基準報告書第1号では、レビュー業務の品質を合理的に確保するため、以下の事項に関する品質管理システムを整備及び運用する監査事務所の目的について規定している。</p> <p>(1) 監査事務所及び専門要員が、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に従って自らの責任を果たすとともに、当該基準及び法令等に従ってレビュー業務を実施すること。</p> <p>(2) 監査事務所又は業務実施者が状況に応じた適切なレビュー報告書を発行すること。</p> <p>《2. 財務諸表のレビュー業務》 (第5項から第8項参照)</p> <p>A6. 財務諸表のレビュー業務は、種類、規模又は財務報告の複雑性の程度が異なる様々な企業の財務諸表を対象に実施されることがある。</p> <p>A7. 財務諸表のレビュー業務は、様々な状況で実施される。例えば、契約の条件に基づいて行われる財務報告や資金調達のために行われる財務報告について、レビュー業務が任意で要請されることもある。</p> <p>《3. 本実務指針の目的》 (第13項参照)</p> <p>A8. 業務実施者は、以下のいずれにも該当する場合には、レビュー報告書において財務諸表に対する結論を表明しないこととされている。</p> <p>(1) 現実的な対応として、レビュー契約を解除できない場合</p> <p>(2) 業務実施者が、十分かつ適切な証拠を入手できないために、財務諸表に対する結論を形成できず、かつ未発見の虚偽表示がもしあるとすれば、それが財務諸表に及ぼす可能性のある影響が、重要かつ広範であると業務実施者が判断する場合</p> <p>A9. レビュー業務においては、以下を原因として、十分かつ適切な証拠を入手できない場合がある。(レビュー範囲の制約)</p> <p>(1) 企業の管理の及ばない状況</p> <p>(2) 業務実施者の作業の種類又は実施時期に関する状況</p> <p>(3) 経営者によるレビュー範囲の制約</p> <p>A10. 本実務指針は、業務実施者が、業務契約を締結する前又は業務の実施中にレビュー範囲の制約に気付いた場合の要求事項と指針を提供している。</p> <p>《4. 定義》 《限定的保証—十分かつ適切な証拠という表現の利用》 (第14項(8)参照)</p> <p>A11. 限定的保証業務における保証水準は、一般的に幅があり、想定利用者の情報の信頼性を高める程度が低いものから、合理的な保証にほぼ近いものまで様々なものがある。特定の業務における保証水準は、想定利用者が必要とする情報等を含む業務の状況に基づいた職業的専門家としての判断による。</p>	<p>《(1) 期中レビュー業務》 (第6項から第9項参照)</p> <p>A4. 期中レビュー業務は、種類、規模又は財務報告の複雑性の程度が異なる様々な企業の期中財務諸表を対象に実施されることがある。</p> <p>A5. 期中レビュー業務は、様々な状況で実施される。例えば、契約の条件に基づいて行われる財務報告や資金調達のために行われる財務報告について、レビュー業務が任意で要請されることもある。</p> <p>A6. 期中レビュー業務の目的は監査基準に準拠して実施される年度の財務諸表監査の目的とは異なる。期中レビューは、監査意見を表明するための基礎を提供するものではない。</p> <p>A7. 期中レビューは、監査とは異なり、期中財務諸表には重要な虚偽表示がないという合理的な保証を得ることを目的とするものではない。期中レビューは主として財務及び会計に関する事項に責任を有する者への質問と分析的手続及びその他の期中レビュー手続から構成されている。期中レビューにより期中財務諸表に影響する重要な事項を識別する可能性はあるが、監査において必要となる全ての証拠を提供するものではない。</p> <p>《2. 本報告書の目的》 (第13項参照)</p> <p>A8. 監査人は、以下のいずれにも該当する場合には、期中レビュー報告書において期中財務諸表に対する結論を表明しないこととされている。</p> <p>(1) 現実的な対応として、期中レビュー契約を解除できない場合</p> <p>(2) 監査人が、十分かつ適切な証拠を入手できないために、期中財務諸表に対する結論を形成できず、かつ未発見の虚偽表示がもしあるとすれば、それが期中財務諸表に及ぼす可能性のある影響が、重要かつ広範であると監査人が判断する場合</p> <p>A9. 期中レビュー業務においては、以下を原因として、十分かつ適切な証拠を入手できない場合がある(期中レビュー範囲の制約)。</p> <p>(1) 企業の管理の及ばない状況</p> <p>(2) 監査人の作業の種類又は実施時期に関する状況</p> <p>(3) 経営者による期中レビュー範囲の制約</p> <p>A10. 本報告書は、監査人が、業務契約を締結する前又は業務の実施中に期中レビュー範囲の制約に気付いた場合の要求事項と指針を提供している。</p> <p>《3. 定義》 《(1) 限定的保証—十分かつ適切な証拠という表現の利用》 (第14項(8)参照)</p> <p>A11. 限定的保証業務における保証水準は、想定利用者が必要とする情報等を含む業務の状況に基づいた職業的専門家としての判断による。</p>

改正四基報第1号案	保証実 2400	レ基報第●号案
<p>《1. 職業的専門家としての懐疑心》（第7項参照）</p> <p>A1. 監査人は、期中レビュー計画の策定から、その実施、結論を表明するための基礎の入手及び評価、結論の表明に至るまで、中間財務諸表が一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成されていないと信じさせる事項が存在するおそれに常に注意を払う。</p> <p>A2. 監査人は、中間財務諸表に関する重要な虚偽表示の可能性に常に注意し、質問、分析的手続その他の期中レビュー手続の結果や経営者の陳述が相互に矛盾していないかどうかについて批判的に評価し、更にそれらの信憑性に疑念を抱かせることになる期中レビュー手続の結果にも注意を払う。</p>	<p>A12. 十分かつ適切な証拠は、業務実施者の結論を裏付ける限定的保証を得るために必要である。証拠の十分性とは、証拠の量的尺度をいい、必要とされる証拠の量は、重要な虚偽表示が生じる可能性及び証拠の質によって影響を受ける。証拠の適切性とは、証拠の質的尺度をいい、結論の表明の基礎となる証拠の適合性と証明力をいう。</p> <p>証拠は、累積的な性質のものであり、主としてレビュー業務の実施過程で実施したレビュー手続から入手する。</p> <p>《5. 本実務指針に準拠したレビュー業務の実施》（第16項参照）</p> <p>A13. 本実務指針は、財務諸表のレビュー業務に関する法令等に優先するものではない。法令等の規定が本実務指針と異なる場合において、法令等のみ準拠して実施されたレビュー業務は、本実務指針に準拠したものにはならないことがある。</p> <p>《6. 職業倫理に関する規定》（第19項参照）</p> <p>A14. 職業倫理に関する規定に含まれる倫理規則では、倫理上の基本原則を以下のとおり規定している。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 誠実性 (2) 客観性 (3) 職業的専門家としての能力及び正当な注意 (4) 守秘義務 (5) 職業的専門家としての行動 <p>倫理上の基本原則は、職業的専門家に期待される行動の基準を定めている。</p> <p>倫理規則の概念的枠組みは、職業的専門家が基本原則を遵守する上での阻害要因を識別及び評価し、これに対処する際に適用することが求められているアプローチを定めている監査、レビュー及びその他の保証業務においては、倫理規則が、それらの業務に関連する独立性の阻害要因について、概念的枠組みの適用により対処することを意図している。</p> <p>A15. 財務諸表のレビュー業務の場合、公共の利益の観点から、業務実施者は、レビュー対象である企業に対して監査人と同様の独立性を保持することが職業倫理に関する規定によって要求されている（倫理規則第8項参照）。倫理規則は、精神的独立性と外観的独立性の双方の保持を規定している。業務実施者は、企業に対して独立性を保持することにより、他の者からの不当な影響を受けることなく結論を形成することができる。また、業務実施者は、独立性を保持することにより、誠実に行動し、客観性と職業的専門家としての懐疑心を保持することができる。</p> <p>《7. 職業的専門家としての懐疑心及び判断》</p> <p>《(1) 職業的専門家としての懐疑心》（第20項参照）</p> <p>A16. 職業的専門家としての懐疑心は、レビュー業務における証拠を批判的に評価するために必要である。職業的専門家としての懐疑心には、証拠の矛盾や、記録や証憑書類の信頼性、又は経営者や監査役等から入手した質問への回答又はその他の情報の信頼性について、鵜呑みにしないことが含まれている。また、個々の状況に照らして、入手した証拠の十分性と適切性について検討することが含まれる。</p> <p>A17. 職業的専門家としての懐疑心は、例えば、以下について注意を払うことを含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入手した他の証拠と矛盾する証拠 ・ 証拠として利用する記録や証憑書類又は質問に対する回答の信頼性に疑念を抱かせるような情報 ・ 不正の可能性を示す状況 	<p>A12. 十分かつ適切な証拠は、監査人の結論を裏付ける限定的保証を得るために必要である。証拠の十分性とは、証拠の量的尺度をいい、必要とされる証拠の量は、重要な虚偽表示が生じる可能性及び証拠の質によって影響を受ける。証拠の適切性とは、証拠の質的尺度をいい、結論の表明の基礎となる証拠の適合性と証明力をいう。</p> <p>証拠は、累積的な性質のものであり、主として期中レビュー業務の実施過程で実施した期中レビュー手続から入手する。</p> <p>《4. 本報告書に準拠した期中レビュー業務の実施》（第16項参照）</p> <p>A13. 本報告書は、期中レビュー業務に関する法令等に優先するものではない。法令等の規定が本報告書と異なる場合において、法令等のみ準拠して実施された期中レビュー業務は、本報告書に準拠したものにはならないことがある。</p>

改正四基報第1号案	保証実 2400	レ基報第●号案
	<p>・ 追加的な手続を実施する必要があることを示唆する状況</p> <p>A18. レビュー業務の実施過程を通じて職業的専門家としての懐疑心を保持することは、例えば、業務実施者が以下のリスクを抑えるために必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通例でない状況を見落とすリスク ・ 入手した証拠について十分な検討をせずに一般論に基づいて結論を導いてしまうリスク ・ 実施するレビュー手続の種類、時期及び範囲の決定並びにその結果の評価において不適切な仮定を使用するリスク <p>A19. 業務実施者が、過去の経験に基づいて、経営者及び監査役等は信頼が置ける、又は誠実であると認識していたとしても、それによって職業的専門家としての懐疑心を保持する必要性が軽減されるわけではなく、また、レビュー業務の目的を達成するのに不十分な証拠に依拠することが許容されるわけでもない。</p> <p>《(2) 職業的専門家としての判断》 (第21項参照)</p> <p>A20. 職業的専門家としての判断は、レビュー業務の適切な実施に必要不可欠なものである。これは、関連する職業倫理に関する規定及び本実務指針の要求事項を解釈し、レビュー業務の実施過程を通じて要求される十分な情報に基づく判断を行う際に、関連する知識と経験を事実と状況に対して適用することが必要なためである。</p> <p>職業的専門家としての判断は、特に、以下において必要になる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重要性の決定 ・ 本実務指針の要求事項を満たし、証拠を収集するために実施する手続の種類、時期及び範囲の決定 ・ 実施された手続から入手した証拠により、個々の業務の状況において受け入れることができる程度に保証業務リスクを抑えられるかどうかの評価 ・ 適用される財務報告の枠組みを適用する際の経営者の判断の考慮 ・ 入手した証拠に基づく財務諸表に対する結論の形成（財務諸表の作成において経営者が行う見積りの合理性の考慮を含む。） <p>A21. 業務実施者に期待される職業的専門家としての判断は、研修及び経験を通じて、合理的な判断を行うのに必要な能力や知識（保証業務の技能及び技法を含む。）を身に付けた業務実施者により行われる。専門性が高く、判断に困難が伴う事項や見解が定まっていない事項に関して、業務の実施中に業務チーム内及び業務チームと監査事務所内外の適切な者との間で専門的な見解の問合せを実施することは、業務実施者が十分な情報を得た上で合理的な判断を行うのに役立つ。</p> <p>A22. 業務実施者は、個々の業務において、自身が知っている事実と状況に基づいて、職業的専門家としての判断を行う。事実と状況には以下が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業の過年度の財務諸表に対して実施した業務から得られた知識（該当する場合） ・ 会計システムを含む企業及び企業環境と、企業の属する産業において適用される財務報告の枠組みの適用に関する業務実施者の理解 ・ 財務諸表の作成と表示において経営者の判断を必要とする程度 <p>A23. 職業的専門家としての判断は、本実務指針及び会計の基準（適用される財務報告の枠組み）を適切に適用し、レビュー報告書日までに業務実施者が認識した事実と状況に照らして適切かつ整合的に行われる。</p> <p>A24. 職業的専門家としての判断は、レビュー業務の過程を通じて行われることが必要であり、また、本実務指針の要求事項に準拠して適切に調書に記載されることが必要である。職業的専門家としての判断は、事実や状況</p>	

改正四基報第1号案	保証実 2400	レ基報第●号案
	<p>又は入手した証拠による裏付けのない判断を正当化するために利用されるものではない。</p> <p>《8. 業務レベルの品質管理》（第22項及び第23項参照）</p> <p>A25. 保証業務の技能及び技法には、以下が含まれている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報システム並びに内部統制の役割及び限界を理解すること。 ・ 重要性及び保証業務リスクの検討と、レビュー手続の種類、時期及び範囲を関連付けること。 ・ 質問及び分析的手続に加え、必要に応じて、他の種類の手続をレビュー業務に適用すること。他の種類の手続には、書面や電磁的記録の閲覧、再計算、再実施、観察、確認などが含まれることがある。 ・ 体系的な調書の作成 ・ レビュー報告書の作成能力 <p>A26. 監査事務所の品質管理システムにおいて、業務チームは、個々のレビュー業務に関連する品質管理の方針又は手続を適用するとともに、品質管理システムを支援するために監査事務所の方針又は手続によって伝達することが求められるレビュー業務から生じた情報を監査事務所に提供する責任を有する。</p> <p>A27. 個々のレビュー業務の品質の管理と達成に全体的な責任を負う業務執行責任者の行動及び業務チームのメンバーへの適切なメッセージでは、以下の事項が強調される。</p> <p>(1) 以下の事項に関するレビュー業務の品質の重要性</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 職業的専門家としての基準及び法令等を遵守してレビュー業務を実施すること。 ② 監査事務所の品質管理の方針又は手続を遵守すること。 ③ 状況に応じた適切なレビュー報告書を発行すること。 ④ 業務チームが不服と疑義の申立てを行う場合でも不当な取扱いを受けないこと。 <p>(2) レビュー業務の実施において品質が重視されること。</p> <p>A28. 業務チームは、通常、以下の場合を除き、監査事務所の品質管理システムに依拠することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務チームの理解又は実務上の経験により、監査事務所の方針又は手続が、業務の内容及び状況に効果的に対処しないことが示される場合 ・ 監査事務所又は第三者から当該方針又は手続が有効ではない旨の通知がある場合 <p>例えば、業務チームは、以下に関して、監査事務所の品質管理システムに依拠できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 専門要員の適性及び能力を確保するための採用及び研修 ・ 独立性を評価するための独立性に関する情報の蓄積や伝達 ・ 関与先との契約を締結又は更新するための契約の締結及び更新に関する監査事務所の方針又は手続 ・ 法令等を遵守するための監査事務所のモニタリング及び改善プロセス <p>監査事務所の品質管理システムの識別された不備が、レビュー業務に影響を与える可能性を検討する場合、業務執行責任者は、当該不備に対処するために監査事務所が講じた是正措置を考慮することがある。</p> <p>A29. 監査事務所が定めた品質管理システムに不備が存在した場合であっても、レビュー業務が職業的専門家としての基準及び適用される法令等を遵守して実施されなかったこと、又はレビュー報告書が適切ではなかったことを必ずしも示すものではない。</p>	

改正四基報第1号案	保証実 2400	レ基報第●号案
<p>《6. 期中レビューに際してのその他の留意事項》(順序)</p> <p>《(1) 審査》(第92項及び第93項参照)</p> <p>A38. 期中レビュー業務の品質が合理的に確保される範囲において、期中レビュー業務に係る審査の方法、内容等を柔軟に定めることができる。</p> <p>《2. 期中レビュー契約の締結》(第8項参照)</p> <p>A3. 期中レビュー契約は、文書をもって行うこととなるが、期中レビューは、年度の財務諸表の監査人と同一の監査人が行うこととなり、また金融商品取引法上監査証明として規定されていることから、監査契約と同時に一体として締結することも可能である。</p>	<p>《(1) 業務チームの選任》(第23項(2)参照)</p> <p>A30. 業務チームに期待される適切な適性及び能力を検討する場合、業務執行責任者は、以下の事項を考慮することがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務の内容と複雑さの程度が類似したレビュー業務への従事及び適切な訓練を通じて得られたレビュー業務の理解の程度並びにこれまでの実務経験 ・ 職業的専門家としての基準及び適用される法令等についての理解 ・ ITの知識及び会計又は保証業務の特定の領域を含む専門的知識 ・ 関与先が属する産業に関する知識 ・ 職業的専門家としての判断能力 ・ 監査事務所の定める品質管理に関する方針及び手続についての理解 <p>《(2) レビュー契約の新規の締結及び更新》(第23項(4)①参照)</p> <p>A31. 品質管理基準報告書第1号は、レビュー契約の新規の締結及び更新に対処する品質目標を設定することを監査事務所に求めている。 業務執行責任者が関与先とレビュー契約の新規の締結又は更新に関する監査事務所の方針又は手続に従ったこと及び到達した結論が適切であるかどうか判断する際に有用となる情報には、以下が含まれることがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主な株主、主な経営者及び監査役等の誠実性 ・ 当年度又は過年度におけるレビュー業務の実施中に生じた重要な事項と、それらが契約の更新の判断に与える影響 <p>A32. 経営者の誠実性に疑念を抱かせる情報があり、業務執行責任者がレビュー業務の適切な実施に影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合には、そのような状況にある関与先の財務諸表に關与することは不適切となるおそれ(倫理規則の誠実性の原則を遵守できないおそれ)があるため、当該レビュー契約の新規の締結は、適切でない。</p> <p>《(3) 審査》(第27項参照)</p> <p>A33. 審査において、審査担当者は、以下の事項を検討することがある。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 独立性に関する業務チームの評価 (2) レビュー業務上の判断の相違、又は専門性が高く判断に困難が伴う事項や見解が定まっていない事項について適切な専門的な見解の問合せが行われたかどうか、及び専門的な見解の問合せから得られた結論 (3) 重要な判断に関する調書には、実施した手続とその結論が適切に記載されているかどうか。 <p>《9. レビュー契約の新規の締結及び更新》(第30項参照)</p> <p>A34. 業務実施者は、レビュー期間中、状況の変化に応じて、レビュー契約の新規の締結並びに更新の可否及び独立性を含む関連する職業倫理に関する規定により要求される事項を検討する。レビュー契約の新規の締結及び更新並びに独立性を含む関連する職業倫理に関する規定についてレビュー業務の開始時に検討することで、他の重要なレビュー手続の実施に先立って、業務実施者はその判断や行動に有用な情報を入手する。特</p>	

改正四基報第1号案	保証実 2400	レ基報第●号案
	<p>に、初年度レビュー業務で前任者が存在する場合には、業務実施者の交代に際して倫理規則R320.8項に基づいて適切に業務の引継を行うことにより、レビュー契約の締結の可否の判断及びレビュー業務を実施する上で有用な情報を入手する。前任者の調書を閲覧するかどうかは職業的専門家としての判断による。</p> <p>《(1) レビュー契約の新規の締結及び更新に影響を及ぼす要因》 (第30項参照)</p> <p>A35. レビュー業務を含め、保証業務は、業務実施者の目的の達成につながる以下の要件を満たす場合にのみ受嘱できる。</p> <p>(1) 倫理規則 (例えば独立性や業務チームの専門能力) が遵守されていること。</p> <p>(2) 実施する保証業務が以下の要件を全て満たしていること。</p> <p>① 主題が適格性を有していること。</p> <p>② 主題を評価又は測定するための適切な規準が存在し、その規準は想定利用者が利用可能であること。</p> <p>③ 業務実施者が結論の裏付けとなる十分かつ適切な証拠を入手できる状況であること。</p> <p>④ 業務実施者の結論が書面又は電磁的記録により報告されること。</p> <p>⑤ 業務実施者の実施する手続が合理的に遂行されるものであること (もし実施する手続の範囲に重要な制限がある場合は、合理的に遂行されるものとはいえない。)</p> <p>《業務の合理性》 (第30項(1)参照)</p> <p>A36. 例えば、以下の場合には、通常、当該レビュー業務に合理的な目的があるとは判断できない。</p> <p>(1) 業務実施者の作業の範囲に重大な制約がある。</p> <p>(2) 業務実施者の名称と財務諸表が不適切な方法で結び付けられる疑念がある。</p> <p>(3) 業務は、関連する法令等の遵守を目的としているが、当該法令等は、財務諸表が監査されることを要求している。</p> <p>《レビュー業務を選択する適切性》 (第30項(2)参照)</p> <p>A37. 業務実施者の予備的な理解の結果、レビュー業務が状況において適切でないと判断した場合、業務実施者は、別の種類の業務の提案を検討することがある。状況に応じて、例えば、業務実施者は監査業務の実施がレビュー業務より適切であると判断することがある。また、保証業務が実施できない場合には、必要に応じて、業務実施者は調製業務やその他の業務を提案することもある。</p> <p>《レビュー業務の実施に必要な情報》 (第30項(4)参照)</p> <p>A38. 例えば、分析的手続を実施するために必要な会計記録が、相当程度、不正確又は不完全であると疑われる場合、レビュー業務の実施に必要な情報が入手できないか、信頼できない可能性がある。ただし、レビュー業務の実施過程で経営者の作成する財務諸表を確定するために修正仕訳を要求する必要があることがあるが、そのような状況は、レビュー業務の実施に必要な情報が入手できないか、信頼できない可能性がある状況には通常該当しない。</p> <p>《(2) レビュー契約の新規の締結及び更新の前提条件》 (第31項参照)</p> <p>A39. 本実務指針に従い、業務実施者は、レビュー契約を新規に締結又は更</p>	

改正四基報第1号案	保証実 2400	レ基報第●号案
	<p>新する前に、企業が管理する事項で、経営者との合意が必要となる事項（又は前提条件）について確かめることが求められている。</p> <p>《適用される財務報告の枠組み》（第31項(1)参照）</p> <p>A40. 保証業務の契約を締結するためには、主題（関連する場合、表示及び開示を含む。）の評価又は測定の規準が適切であり、想定利用者に利用可能である必要がある。本実務指針においては、適用される財務報告の枠組みが、業務実施者が財務諸表をレビューするために用いる規準となる。財務報告の枠組みは、適正表示の枠組みであることもあれば、準拠性の枠組みであることもある。財務諸表の様式と内容（完全な一組の財務諸表の構成を含む。）は、適用される財務報告の枠組みにより決定される。</p> <p>《適用される財務報告の枠組みの受入可能性》（第31項(1)参照）</p> <p>A41. 財務報告の枠組みが受入可能なものでなければ、経営者は財務諸表の作成に対する適切な基礎を、業務実施者は財務諸表のレビュー業務のための適切な規準を有しないことになる。</p> <p>A42. 財務諸表に適用される財務報告の枠組みの受入可能性に関する業務実施者の判断は、誰が想定される財務諸表の利用者であるかに関する業務実施者の理解を踏まえて行われる。業務実施者は、特に想定利用者の他にレビュー報告書を入手し得る者が多数存在する場合には、当該報告書の全ての読者を識別できないことがある。</p> <p>A43. 多くの場合は、業務実施者は、反証がない限り、適用される財務報告の枠組みについて受入可能なものであると推定できる。例えば、法令等で企業の一般目的の財務諸表の作成において利用することが規定されている財務報告の枠組みは受入可能なものであると推定できる。</p> <p>A44. 財務諸表の作成において適用される財務報告の枠組みが受入可能なものかどうかについて業務実施者が判断する際に、以下のような要素を考慮することがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業の特長（例えば、企業は営利企業か非営利組織か。） ・ 財務諸表の目的（例えば、広範囲の利用者に共通する財務情報に対するニーズを満たすことを目的として作成される財務諸表であるか、又は特定の利用者の財務情報に対するニーズを満たすことを目的として作成される財務諸表であるか。） ・ 財務諸表の特長（例えば、完全な一組の財務諸表であるか、個別の財務表（例えば貸借対照表）であるか。） ・ 適用される財務報告の枠組みが法令等に規定されているかどうか。 <p>A45. 財務諸表の作成に用いられる財務報告の枠組みが財務諸表の目的から考えて受入可能でなく、業務実施者が受入可能と判断した財務報告の枠組みを利用することに経営者が同意しない場合には、業務実施者は、本実務指針に従い、レビュー契約を新規に締結又は更新しないことが求められる。</p> <p>A46. 業務実施者は、レビュー契約の締結後、適用される財務報告の枠組みについて受入可能なものでないことを示す不備を発見することがある。当該枠組みを利用することが法令等に規定されていない場合、経営者は、受入可能な他の財務報告の枠組みの採用を決定することがある。経営者が他の財務報告の枠組みの採用を決定する場合、業務実施者は、本実務指針に従って、適用される財務報告の枠組みの変更を反映するため、レビュー業務の契約条件の変更について経営者と合意する。</p> <p>《経営者の責任》（第31項(2)及び第38項(5)参照）</p> <p>A47. レビュー業務の対象である財務諸表は、会社法における一般的な機関設計を前提とすると、取締役会による監督及び監査役等による監査の下</p>	

改正四基報第1号案	保証実 2400	レ基報第●号案
	<p>で、経営者が作成するものである。本実務指針は、経営者及び監査役等の責任を定めるものではなく、また経営者及び監査役等の責任を規定する法令等に優先するものではない。ただし、本実務指針に準拠したレビュー業務は、経営者がレビュー実施の基礎となる経営者の責任を認識しているという前提に基づいて実施される。財務諸表のレビュー業務は、経営者及び監査役等のこれらの責任を軽減するものではない。</p> <p>A48. 財務諸表の作成に対する責任の一環として、経営者は状況に応じた合理的な会計上の見積りを行い、適切な会計方針を選択及び適用する必要があるが、この際、経営者には判断が要求される。これらの判断は、適用される財務報告の枠組みに照らして行われる。</p> <p>A49. 財務諸表のレビュー業務実施の基礎となる経営者の責任に関する前提は重要であるため、業務実施者は、本実務指針に従って、レビュー契約を新規に締結する前に、経営者がその責任を理解していることについて、経営者と合意することが求められる。業務実施者は、口頭、書面又は電磁的記録で経営者と合意することがあるが、当該合意内容は契約条件に記載される。</p> <p>A50. 経営者が財務諸表に関する責任を認識していない場合には、レビュー契約を新規に締結又は更新することは適切ではない。</p> <p>《(3) 法令等によりレビュー報告書の用語が規定されている場合の追加的な考慮事項》（第35項及び第36項参照）</p> <p>A51. 本実務指針は、レビュー業務に関する本実務指針の全ての要求事項を遵守しない限り、本実務指針に準拠した旨を記載してはならないことを業務実施者に要求している。</p> <p>以下のような場合は法令で要求されない限り、通常であれば業務実施者が業務を辞退することになる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務実施者が、法令等が規定する財務報告の枠組みが受入可能でないと考える場合 ・ 規定されたレビュー報告書の様式や用語が、本実務指針が要求する様式や用語と著しく異なる場合 <p>このような場合に法令等に準拠して実施されるレビュー業務は、本実務指針に準拠したものではないため、業務実施者は、レビュー報告書に、本実務指針に準拠して実施されたレビュー業務であることを示すような記載を行うことはできない。ただし、そのような場合であっても、業務実施者は、実施可能な限り、本実務指針を適用することが奨励される。業務実施者は、誤解を避けるために、レビュー報告書にレビュー業務が本実務指針に準拠して実施されたものではない旨の記載を行うことを検討することがある。</p> <p>《(4) レビュー業務の契約条件に関する合意》 《業務契約書又は他の形式による合意書》（第38項参照）</p> <p>A52. レビュー業務の開始前に契約書を締結することは、レビュー業務に対する誤解を避ける上で、企業及び業務実施者の双方にとって有益である。</p> <p>《レビュー契約書の様式及び内容》（第38項参照）</p> <p>A53. レビュー契約書の様式及び内容は、契約によって異なる場合がある。契約書には、本実務指針により要求される事項に加えて、例えば、以下の事項を記載することがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ レビュー業務に、他の業務実施者や専門家を関与させることに関する取決め ・ 初年度レビュー業務で前任者が存在する場合、前任者との業務の引 	

改正四基報第1号案	保証実 2400	レ基報第●号案
	<p>継に関する取決め</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ レビュー業務は、法定監査を代替するものではない旨 ・ 経営者確認書の入手が予定されている旨 ・ 経営者がレビュー報告書の翌日から財務諸表の発行日までの間に知るところとなった、財務諸表に影響を及ぼす可能性のある事実を業務実施者に通知することについての経営者の同意 <p>《グループ監査における構成単位の財務情報のレビュー》（第38項参照）</p> <p>A54. グループ監査において、グループ監査チームは、構成単位の財務情報に対するレビューの実施を業務実施者に対し依頼することがある。グループ監査チームは、構成単位の財務情報に対して本実務指針に準拠してレビューを実施することを指示することもあれば、本実務指針に準拠して実施するレビュー業務に追加的な手続を指定して作業を指示することもある。また、各国の実務や構成単位の監査等の状況に応じて、本実務指針のほかに、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準や国際的なレビュー基準（国際監査・保証基準審議会が公表している国際レビュー業務基準（ISRE）2400「財務諸表のレビュー業務」及び国際レビュー業務基準（ISRE）2410「独立監査人が実施する期中財務情報のレビュー」）等に準拠して実施する場合がある。</p> <p>《継続的レビュー業務》（第39項参照）</p> <p>A55. 業務実施者は、事業年度ごとに新規のレビュー契約書を取り交わすことにより、契約条件を見直し、現行の契約条件を経営者との間で再確認することができるため、事業年度ごとに新規のレビュー契約書を取り交わすことが適切であるが、場合によっては、業務実施者は、事業年度ごとに新規のレビュー契約書を取り交わさないことがある。</p> <p>しかし、以下の要因がある場合には、レビュー業務の契約条件を変更すること又は現行の契約条件の再確認を企業に求めることが適切である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業がレビュー業務の目的及び範囲を誤解している兆候 ・ レビュー業務の契約条件の変更又は特約 ・ 上級経営者の交代 ・ 株主等の重要な異動 ・ 事業内容又は規模の重要な変化 ・ 法令等の変更 ・ 適用される財務報告の枠組みの変更 <p>《(5) レビュー業務の契約条件の変更の受諾》</p> <p>《レビュー業務の契約条件の変更の要請》（第40項参照）</p> <p>A56. 企業による業務実施者に対するレビュー業務の契約条件変更の要請は、レビュー業務の必要性に影響を及ぼす状況の変化、当初依頼したレビュー業務の性質に関する誤解、又は経営者若しくは他の状況によるレビュー範囲の制約の要因から生じることがある。</p> <p>A57. 企業の遵守すべき要求事項に影響を及ぼす状況の変化や、当初依頼したレビュー業務の性質に関する誤解は、レビュー業務の契約条件の変更を要請する合理的な根拠と判断できることがある。</p> <p>A58. 一方、情報が不正確、不完全又は不十分であることによる契約条件の変更は、合理的であるとは言えないことがある。例えば、業務実施者が全体としての財務諸表における重要な項目に関して十分かつ適切なレビュー証拠を入手できない場合において、業務実施者が除外事項付結論を表明することを避けるため、経営者がレビュー業務から合意された手続業務又は財務諸表等の調製業務に変更するよう求めることが挙げられる。</p>	

改正四基報第1号案	保証実 2400	レ基報第●号案
<p>《3. 期中レビュー手続》 《(1) 期中レビュー計画》 (第 11 項及び第 12 項参照)</p> <p>A4. 監査人は、中間財務諸表に係る投資家の判断を損なうような重要な虚偽表示を看過することなく、期中レビューを効果的かつ効率的に実施するため、期中レビューと年度の財務諸表の監査の関係を考慮し、年度の財務諸表の監査計画の一環として期中レビュー計画を策定できる。</p> <p>A5. 期中レビュー手続は、中間財務諸表作成後だけでなく、中間財務諸表の作成時又は作成前に多くの期中レビュー手続を行うことができると考えられる。例えば、内部統制を含む、企業及び企業環境についての理解についての手続や、株主総会や取締役会等の議事録の閲覧については、期中会計期間の末日以前から期中レビュー手続を実施することが考えられる。このように期中レビュー手続を早期に実施することにより、中間財務諸表に影響を与える重要な会計上の問題を含む重要な着眼点等を認識し、検討を開始することができる。</p> <p>A6. 期中レビューは、年度の財務諸表の監査を前提として実施されるものであるため、年度の財務諸表の監査の実効性の向上のため、監査人は期中レビュー手続と同時に一部の監査手続を行い、年度の財務諸表の監査と適切に組み合わせて期中レビューを効果的かつ効率的に実施することとなる。例えば、期中レビュー手続として実施した取締役会議事録の閲覧の結果及び閲覧の結果実施した追加的な手続があればその結果についても、年度の財務諸表の監査で利用することができる。また、期中会計期間に発生した重要な取引又は非経常的な取引、例えば、企業結合、組織変更、事業セグメント等の売却や巨額の収益計上に係る監査手続を期中レビューの対象となる期中会計期間における期中レビュー手続の実施と同時期に実施することも年度の財務諸表の監査の実効性の向上のため適切であると考えられる。</p>	<p>《業務内容を変更することの要請》 (第 41 項参照)</p> <p>A59. 本実務指針に準拠したレビュー業務を実施する契約を締結した業務実施者は、レビュー業務から合意された手続業務又は財務諸表等の調製業務等他の種類の業務に変更することに合意する前に、本実務指針に記載されている事項に加えて、変更による法令等又は契約上の影響を評価しなければならない場合がある。</p> <p>A60. 業務実施者が、レビュー業務を合意された手続業務又は財務諸表等の調製業務等他の種類の業務に変更する正当な理由があると判断した場合において、変更の日までに実施したレビュー手続が変更後の業務にも関連していることがある。しかし、実施される手続及び発行される報告書は、変更後の業務にとって適切なものでなければならない。</p> <p>利用者の混乱を避けるため、合意された手続実施結果報告書又は財務諸表等の調製業務の報告書等の業務の結果報告書には、以下のいずれの事項も記載してはならない。</p> <p>(1) 当初のレビュー契約</p> <p>(2) 当初のレビュー契約において実施された手続。ただし、レビュー業務から合意された手続業務に変更され、実施した手続についての記述が合意された手続実施結果報告書の当然の一部となる場合は除く。</p> <p>《10. 経営者及び監査役等とのコミュニケーション》 (第 43 項参照)</p> <p>A61. 本実務指針に基づいて行われる監査役等とのコミュニケーションは、監査役等とレビュー対象となる財務諸表との関係、特に、監査役等が当該財務諸表の作成を監視する責任を有するかどうかを勘案して行われる。</p>	<p>《5. 経営者及び監査役等とのコミュニケーション》 (第 44 項から第 47 項参照)</p> <p>A14. 本報告書に基づいて行われる監査役等とのコミュニケーションは、監査役等と期中レビュー対象となる期中財務諸表との関係、特に、監査役等が当該期中財務諸表の作成を監視する責任を有するかどうかを勘</p>

改正四基報第1号案	保証実 2400	レ基報第●号案
	<p>A62. レビュー業務では、業務実施者は以下の方法により経営者及び監査役等とコミュニケーションを行う。</p> <p>(1) 業務実施者がレビュー手続を実施する過程で行う質問</p> <p>(2) レビュー業務に関連した事項を理解し、効果的な連携をもたらすような関係を構築するための有効な双方向のコミュニケーション</p> <p>A63. コミュニケーションの適切な時期は、個々の業務の状況によって様々であり、コミュニケーションを行う事項の重要性とその内容、並びに経営者及び監査役等が講じることが予想される措置により影響を受ける。例えば、レビュー期間中に直面した困難な状況に対処するために経営者及び監査役等が業務実施者を支援できる場合には、速やかにコミュニケーションを行うことが適切なことがある。</p> <p>A64. 国によっては、法令等により、業務実施者が一定の事項について統治責任者にコミュニケーションを行うことが制限されている場合がある。例えば、法令等により、違法行為又はその疑いのある行為について、適切な機関による調査を害するおそれのあるコミュニケーションやその他の行為の実施を明確に禁止していることがある。そのような業務実施者の守秘義務とコミュニケーションの義務の間に複雑な対立がある状況においては、業務実施者は法律専門家に助言を求めることを検討することがある。</p> <p>《(1) レビュー業務に関してコミュニケーションを行う事項》</p> <p>A65. 本実務指針により経営者及び必要に応じて監査役等にコミュニケーションを行う事項には、以下が含まれることがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ レビュー契約書又はその他の適切な形式による合意書に記載されているレビュー業務における業務実施者の責任 ・ 例えば以下のようなレビュー業務上の重要な発見事項 <ul style="list-style-type: none"> － 会計方針、会計上の見積り及び財務諸表の開示を含む、企業の会計実務の質的側面のうち重要なものについての業務実施者の見解 － 実施した手続に基づく重要な発見事項。これには、業務実施者が本実務指針に基づき追加的な手続の実施が必要と判断した状況が含まれる。 <p>業務実施者は、特定の取引又は事象に関連する事実と状況について監査役等に質問し、監査役等の理解が業務実施者と同じであると</p>	<p>案して行われる。</p> <p>A15. 期中レビュー業務では、監査人は以下の方法により経営者及び監査役等とコミュニケーションを行う。</p> <p>(1) 監査人が期中レビュー手続を実施する過程で行う質問</p> <p>(2) 期中レビュー業務に関連した事項を理解し、効果的な連携をもたらすような関係を構築するための有効な双方向のコミュニケーション</p> <p>A16. コミュニケーションの適切な時期は、個々の業務の状況によって様々であり、コミュニケーションを行う事項の重要性とその内容、並びに経営者及び監査役等が講じることが予想される措置により影響を受ける。例えば、期中レビュー期間中に直面した困難な状況に対処するために経営者及び監査役等が監査人を支援できる場合には、速やかにコミュニケーションを行うことが適切なことがある。</p> <p>A17. 国によっては、法令等により、監査人が一定の事項をガバナンスに責任を有する者にコミュニケーションすることが制限されている場合がある。例えば、法令等により、違法行為又はその疑いのある行為について、適切な機関による調査を害するおそれのあるコミュニケーションやその他の行為の実施を明確に禁止していることがある。そのような監査人の守秘義務とコミュニケーションの義務の間に複雑な対立がある状況においては、監査人は法律専門家に助言を求めることを検討することがある。</p> <p>A18. 一組の要約財務諸表から構成される期中財務諸表は、完全な一組の年度の財務諸表に含まれる全ての情報を含んでいるとは限らないが、年度の報告書日以後の財政状態と経営成績の変化を理解するための重要な事象や変化についての説明を提示する場合がある。これは、上場している企業の場合のように、期中財務諸表の利用者が直近の監査済財務諸表を入手できることを前提としている。そうでない状況では、監査人は、期中財務諸表は直近の監査済財務諸表とあわせて読むべきであるという記述を期中財務諸表にする必要性について経営者と協議する。こうした記述がない場合、監査人は、直近の監査済財務諸表への言及がないという状況において期中財務諸表の利用者の判断を誤らせるかどうか及び期中レビュー報告書に与える影響を検討する。</p> <p>A19. 監査役等への報告は、適時に行われる必要があり、口頭若しくは書面又は電磁的記録で行われる。いずれの方法によるかは、内容、影響度や重要性等、又は報告の時期によっても異なる。口頭で報告が行われる場合にも、監査人はその内容を記録する。</p> <p>A20. どの階層の経営者に報告するかは、共謀の可能性や経営者の関与等にも留意して決定する必要がある。監査人は監査役等に報告する必要性を検討するとともに、期中レビューに与える影響を検討する。</p> <p>《(1) 期中レビュー業務に関してコミュニケーションを行う事項》</p> <p>A21. 本報告書により経営者及び必要に応じて監査役等にコミュニケーションを行う事項には、以下が含まれることがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 期中レビュー契約書又はその他の適切な形式による合意書に記載されている期中レビュー業務における監査人の責任 ・ 例えば以下のような期中レビュー業務上の重要な発見事項 <ul style="list-style-type: none"> － 会計方針、会計上の見積り及び財務諸表の開示を含む、企業の会計実務の質的側面のうち重要なものについての監査人の見解 － 実施した手続に基づく重要な発見事項。これには、監査人が本報告書に基づき追加的な手続の実施が必要と判断した状況が含まれる。 <p>監査人は、特定の取引又は事象に関連する事実と状況について監査役等に質問し、監査役等の理解が監査人と同じであるという確認</p>

改正四基報第1号案	保証実 2400	レ基報第●号案
<p>《(2) 重要性の基準値》 (第13項参照)</p> <p>A7. 期中レビューに係る重要性の基準値が年度の財務諸表の監査に係る重要性の基準値を超えると、年度の財務諸表の監査において期中会計期間の取引や勘定について行うべき監査手続を適時にかつ効果的に実施することを計画できない、又は、年度の財務諸表の監査において検討すべき重要な着眼点等を十分に検討できないことを考慮している。</p>	<p>いう確認が必要になることがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> － 除外事項付結論につながる可能性のある事項 － レビュー業務期間中に直面した以下のような困難な状況 <ul style="list-style-type: none"> ① 想定していた情報又は証拠が入手できないこと。 ② 経営者が業務実施者に制約を課すこと。 <p>これらの困難な状況は、経営者及び監査役等が対処しなかった場合には、レビュー範囲の制約となり、除外事項付結論の表明又はレビュー契約の解除につながる可能性がある。</p> <p>A66. 経営者は、ガバナンスに関する事項について監査役等から報告を求められることがある。経営者による報告は、業務実施者が監査役等とのコミュニケーションを行うかどうかの判断には影響を与えないが、コミュニケーションの方法や時期に影響を与えることがある。</p> <p>《(2) 第三者への提示》</p> <p>A67. 監査役等は、業務実施者からのコミュニケーションのための書面又は電磁的記録の写しを、例えば、銀行や規制当局等の第三者に提示しようとする場合があるが、第三者への提示は、不適切となるか又は制限されていることがある。</p> <p>監査役等とのコミュニケーションのために作成した書面又は電磁的記録が第三者に提示される場合、業務実施者は、例えば、当該書面又は電磁的記録に以下の事項を記載することにより、それが第三者を念頭に置いて作成されていないことを当該第三者に知らせることが重要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 書面又は電磁的記録によるコミュニケーションは、監査役等及び該当する場合にはグループ経営者とグループ監査チームによる利用のみのために作成されており、第三者が依拠すべきものではないこと。 (2) 業務実施者は第三者に対して何ら責任を負わないこと。 (3) 第三者への提示又は配布は制限されていること。 <p>《11. 業務の実施》</p> <p>《(1) 財務諸表のレビュー業務における重要性》 (第44項参照)</p> <p>A68. 財務諸表の作成と表示における重要性の概念については、一般的には、以下のように考えられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 脱漏を含む虚偽表示は、個別に又は集計すると、当該財務諸表の利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。 ・ 重要性の判断は、それぞれの状況を考慮して行われ、虚偽表示の金額又は内容による影響を受ける。 ・ ある事項に関する重要性の判断は、財務諸表の一般的な利用者が有する財務情報に対する共通のニーズを勘案して行われる。財務情報の利用者には様々なニーズがあるものの、ごく限られた特定の利用者には影響を及ぼさないであろう事項に関する虚偽表示は考慮されない。 <p>A69. 適用される財務報告の枠組みにおいて重要性の概念が説明されている場合には、業務実施者がレビュー業務の重要性の基準値を決定する際に参考となる。説明がされていない場合には、A68項に記載された一般的な説明が参考となる。</p> <p>A70. 業務実施者の重要性の決定は、職業的専門家としての判断事項であり、想定される財務諸表の利用者が有する財務情報に対するニーズについての業務実施者の認識によって影響を受ける。</p>	<p>が必要になることがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> － 除外事項付結論につながる可能性のある事項 － 期中レビュー業務期間中に直面した以下のような困難な状況 <ul style="list-style-type: none"> ① 想定していた情報又は証拠が入手できないこと。 ② 経営者が監査人に制約を課すこと。 <p>これらの困難な状況は、経営者及び監査役等が対処しなかった場合には、期中レビュー範囲の制約となり、除外事項付結論の表明又は期中レビュー契約の解除につながる可能性がある。</p> <p>A22. 経営者は、ガバナンスに関する事項について監査役等から報告を求められることがある。経営者による報告は、監査人が監査役等とのコミュニケーションを行うかどうかの判断には影響を与えないが、コミュニケーションの方法や時期に影響を与えることがある。</p> <p>《(2) 第三者への提示》</p> <p>A23. 監査役等は、監査人からのコミュニケーションのための文書の写しを、例えば、銀行や規制当局等の第三者に提示しようとする場合があるが、第三者への提示は、不適切となるか又は制限されていることがある。</p> <p>監査役等とのコミュニケーションのために作成した文書が第三者に提示される場合、監査人は、例えば、当該文書に以下の事項を記載することにより、それが第三者を念頭に置いて作成されていないことを当該第三者に知らせることが重要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 書面又は電磁的記録によるコミュニケーションは、監査役等及び該当する場合にはグループ経営者とグループ監査チームによる利用のみのために作成されており、第三者が依拠すべきものではないこと。 (2) 監査人は第三者に対して何ら責任を負わないこと。 (3) 第三者への提示又は配布は制限されていること。 <p>《6. 期中レビュー業務の実施》</p> <p>《(1) 期中レビュー業務における重要性》 (第48項参照)</p> <p>A24. 期中財務諸表の作成と表示における重要性の概念については、一般的には、以下のように考えられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 脱漏を含む虚偽表示は、個別に又は集計すると、当該期中財務諸表の利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。 ・ 重要性の判断は、それぞれの状況を考慮して行われ、虚偽表示の金額又は内容による影響を受ける。 ・ ある事項に関する重要性の判断は、期中財務諸表の一般的な利用者が有する財務情報に対する共通のニーズを勘案して行われる。財務情報の利用者には様々なニーズがあるものの、ごく限られた特定の利用者には影響を及ぼさないであろう事項に関する虚偽表示は考慮されない。 <p>A25. 適用される財務報告の枠組みにおいて重要性の概念が説明されている場合には、監査人が期中レビュー業務の重要性の基準値を決定する際に参考となる。説明がされていない場合には、A68項に記載された一般的な説明が参考となる。</p> <p>A26. 監査人の重要性の決定は、職業的専門家としての判断事項であり、想定される期中財務諸表の利用者が有する財務情報に対するニーズについての監査人の認識によって影響を受ける。</p>

改正四基報第1号案	保証実 2400	レ基報第●号案
<p>《(3) 内部統制を含む、企業及び企業環境の理解》(第14項及び第15項参照)</p>	<p>業務実施者は、通常、財務諸表の利用者として以下を想定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業活動、経済活動及び会計に関する合理的な知識を有し、真摯に財務諸表上の情報を検討する意思を有している。 ・ 財務諸表が重要性を考慮して作成、表示及びレビューされることを理解している。 ・ 見積り、判断及び将来事象の考慮に基づく金額の測定には、不確実性が伴うものであることを認識している。 ・ 財務諸表上の情報に基づいて合理的な経済的意思決定を行う。 <p>特別目的の財務諸表のレビュー業務の場合、このような重要性の判断は、想定される財務諸表の利用者の財務情報に対するニーズを勘案して行われることになる。</p> <p>A71. 財務諸表全体において何が重要であるかに関する業務実施者の判断は、提供する保証水準が合理的保証であるか限定的保証であるかにかかわらず、同一である。</p> <p>《期中財務諸表のレビュー業務における重要性》</p> <p>A72. 期中財務諸表が利用される状況には様々なケースがあることから、期中財務諸表のレビュー業務における重要性の決定は、年度の財務諸表のレビュー業務よりも複雑となる場合がある。期中財務諸表が単独で利用される場合は、期中財務諸表のレビュー業務における重要性の基準値は、対象とする期中財務諸表の数値を用いて決定する。一方、期中財務諸表が年度の財務諸表との関連で利用されている場合には、年度の財務諸表の数値を用いて期中財務諸表のレビュー業務における重要性を決定することが適切な場合がある。</p> <p>《レビュー業務の進捗に伴う改訂》(第45項参照)</p> <p>A73. 業務実施者が決定した重要性の基準値は、以下のような事項の結果として、レビュー業務の実施過程において改訂が必要になることがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ レビュー業務の実施過程において生じた状況の変化(例えば、企業の主要な事業を処分する決定など) ・ 新たな情報又は本実務指針に準拠したレビュー手続を実施した結果更新された企業及び企業環境に関する業務実施者の理解(例えば、レビュー業務の実施過程において、企業の実績が、重要性の基準値を当初決定する際に利用した期末の業績予測と大幅に乖離する可能性が高まった場合など) <p>《(2) 企業及び企業環境等の理解》(第46項及び第47項参照)</p> <p>A74. 業務実施者は、本実務指針に準拠して、企業の財務諸表のレビュー業務を実施するために必要となる企業及び企業環境の理解の程度を職業的専門家としての判断に基づいて決定する。業務実施者が主として検討することは、その理解が、レビュー業務の目的に適合する十分なものであるかどうかである。業務実施者に求められる全体的な理解の程度は、経営者の理解の程度よりも低いものとなる。</p> <p>A75. 企業及び企業環境の理解は、レビュー業務の実施過程を通じた継続的かつ累積的な情報の収集、更新及び分析のプロセスである。業務実施者は、レビュー業務の実施過程を通じて企業及び企業環境を理解し、それに基づき手続を実施し、状況の変化に応じて理解を更新する。</p> <p>レビュー契約の新規の締結及び更新に関する当初の検討は、企業及び業務の状況に関する業務実施者の予備的理解に基づいて行われる。既存</p>	<p>監査人は、通常、期中財務諸表の利用者として以下を想定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業活動、経済活動及び会計に関する合理的な知識を有し、真摯に期中財務諸表上の情報を検討する意思を有している。 ・ 期中財務諸表が重要性を考慮して作成、表示及び期中レビューされることを理解している。 ・ 見積り、判断及び将来事象の考慮に基づく金額の測定には、不確実性が伴うものであることを認識している。 ・ 期中財務諸表上の情報に基づいて合理的な経済的意思決定を行う。 <p>特別目的の期中財務諸表の期中レビュー業務の場合、このような重要性の判断は、想定される期中財務諸表の利用者の財務情報に対するニーズを勘案して行われることになる。</p> <p>A27. 期中財務諸表全体において何が重要であるかに関する監査人の判断は、提供する保証水準が合理的保証であるか限定的保証であるかにかかわらず、同一である。</p> <p>A28. 期中財務諸表が利用される状況には様々なケースがあることから、期中レビュー業務における重要性の決定は、年度の財務諸表のレビュー業務よりも複雑となる場合がある。期中財務諸表が単独で利用される場合は、期中レビュー業務における重要性の基準値は、対象とする期中財務諸表の数値を用いて決定する。一方、期中財務諸表が年度の財務諸表との関連で利用されている場合には、年度の財務諸表の数値を用いて期中レビュー業務における重要性を決定することが適切な場合がある。</p> <p>《① 期中レビュー業務の進捗に伴う改訂》(第49項参照)</p> <p>A29. 監査人が決定した重要性の基準値は、以下のような事項の結果として、期中レビュー業務の実施過程において改訂が必要になることがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 期中レビュー業務の実施過程において生じた状況の変化(例えば、企業の主要な事業を処分する決定など) ・ 新たな情報又は本報告書に準拠した期中レビュー手続を実施した結果更新された企業及び企業環境に関する監査人の理解(例えば、期中レビュー業務の実施過程において、企業の実績が、重要性の基準値を当初決定する際に利用した期末の業績予測と大幅に乖離する可能性が高まった場合など)

改正四基報第1号案	保証実 2400	レ基報第●号案
<p>A8. 年度の財務諸表の監査における内部統制を含む、企業及び企業環境についての理解は、監査基準報告書 315「重要な虚偽表示リスクの識別と評価」に従い、年度の監査計画を作成する上で求められている。期中レビューにおいて、期中会計期間における内部統制の変更の有無、企業の属する業界及び企業の事業の現状と今後の動向に関する事項を、質問等によって理解する。</p> <p>A9. 前事業年度に財務諸表の監査を行っている場合における期中レビューにおいては、前事業年度の財務諸表の監査における理解を更新することにより、企業及び企業環境を理解する。監査基準報告書 315 III 3には、企業及び企業環境を理解するに当たって監査人が検討する事項が列挙されており、期中レビューにおいても参考となる。</p>	<p>の関与先についての業務実施者の理解には、企業の財務諸表及びその他の財務情報に関して業務実施者が実施した、過去の業務から得た知識が含まれる。</p> <p>A76. 企業及び企業環境の理解は、業務実施者がレビュー業務を計画し実施する際、また、レビュー業務の実施過程を通じて職業的専門家としての判断を下す際の枠組みとなるものである。具体的には、業務実施者が、重要な虚偽表示が生じる可能性の高い財務諸表の領域を識別し、当該領域に関する手続の立案と実施に関するアプローチの基礎とするのに十分な理解を得ることが必要になる。</p>	<p>《(2) 内部統制を含む、企業及び企業環境の理解》(第 50 項から第 52 項参照)</p> <p>A30. 監査基準報告書 315「重要な虚偽表示リスクの識別と評価」で求められているように、財務諸表を1年又はそれ以上の年度にわたり監査している監査人は、年度財務諸表の作成に係る内部統制を含む、企業及び企業環境を監査の実施のために十分な程度に理解している。期中レビューの計画に際し、監査人はこの理解を更新する。監査人はまた、期中財務諸表の作成に係る内部統制は、年度財務諸表に係る内部統制とは異なる可能性があるため、当該内部統制を十分に把握し理解する。</p> <p>A31. 監査人は、内部統制を含む、企業及び企業環境の理解を活用して質問、分析的手続及びその他の期中レビュー手続を決定し、質問の対象又は分析的手続及びその他の期中レビュー手続の実施対象となる特定の事象、取引若しくはアサーションを識別する。</p>

改正四基報第1号案	保証実 2400	レ基報第●号案
<p>A10. 内部統制を含む、企業及び企業環境についての理解に係る手続を以下に例示する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 前事業年度の監査調書及び当該期中会計期間以前の期中レビュー調書を閲覽し、内部統制及び企業環境についての理解を更新する。 前事業年度の財務諸表、前年同期の中間財務諸表から、企業の現状及び今後の動向、並びに季節的変動を理解する。 前事業年度における修正済の虚偽表示及び未修正の虚偽表示の内容を吟味し、重要な虚偽表示リスクがあるかどうか検討する。 内部統制の重要な不備（監査人が職業的専門家として、監査役若しくは監査役会、監査等委員会又は監査委員会（以下「監査役等」という。）の注意を促すに値するほど重要と判断した内部統制の不備又は不備の組合せをいう。）の存在など、継続的に重要な虚偽表示が生じる可能性のある重要な会計及び開示上考慮・判断すべき事項について検討する。 当事業年度中に実施した監査手続の結果が期中レビューに与える影響を検討する。 企業の事業活動の重要な変化の有無、その影響について、経営者に質問する。 内部監査の結果及びそれに対する経営者の対応について、内部監査の担当者に質問する。 内部統制の重要な変更、及びその変更が中間財務諸表の作成に与える影響に関して経営者に質問する。 不正により重要な虚偽表示が発生する可能性に対する経営者の評価結果について経営者に質問する。 中間財務諸表の作成プロセス及び中間財務諸表の基礎となった会計記録の信頼性について経営者に質問する。 特別な検討を必要とするリスクについて検討する（過去に経営者が内部統制を無視したことによるリスクを含む。）。 	<p>A77. 企業及び企業環境並びに適用される財務報告の枠組みを理解するに当たり、業務実施者はまた、以下の事項についても考慮することがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業が企業グループの構成単位か、それとも他の企業の関連企業か。 財務報告の枠組みの複雑性 企業の財務報告上の義務又は要求される事項 <p>これらの義務又は要求される事項は、法令等によるものか、又は他の財務報告の取決め（例えば、ガバナンス上の要請から定款に定めた規定や、第三者との契約上の取決めなど）によるものか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 財務諸表の作成の基礎となる企業の会計記録及び財務報告システムに対する管理と監視に関する、企業の経営と統治の構造の整備の程度 小規模企業は、従業員が少数のため、経営者の監視方法に影響を及ぼすことがある。例えば、職務の分離は実務上困難なことがある。しかし、オーナー経営の小規模企業では、オーナー経営者（企業の所有者であり、かつ、日々の事業運営に関与している者）は、大規模企業に比べより効果的に監督することが可能な場合があり、限られた職務の分離を補完することがある。 企業が財務報告に関係するリスク及び財務報告上の義務の遵守に対処するための経営者の意向及び姿勢並びに企業の統制環境 会計記録及び関連情報を保持するための企業の財務報告システム及び関連する内部統制の整備及び複雑性の程度 財務諸表及び関連する開示に含める情報を蓄積するために、取引を記録、分類及び集約する企業の手続 企業の過年度の財務諸表において会計上の修正が求められた事項の種類 <p>《(3) 手続の立案及び実施》（第 48 項及び第 56 項参照）</p> <p>A78. 業務実施者が、全体としての財務諸表に対する結論の基礎として十分かつ適切な証拠を得るために必要であると考えて計画する手続の種類、時期及び範囲は、以下の事項によって影響を受ける。</p> <p>(1) 本実務指針の要求事項</p>	<p>A32. 内部統制を含む、企業及び企業環境の理解を更新するために監査人が実施する手続には、通常以下が含まれる（第 48 項参照）。</p> <ul style="list-style-type: none"> 当期の期中財務諸表に影響する可能性のある事項を監査人が識別できるように、必要な範囲で、前年度の監査に関する監査調書並びに当年度の期中会計期間及びそれに対応する前年度の期中会計期間の期中レビューに関する期中レビュー調書を閲覽する。 前年度の財務諸表監査において識別された、経営者による内部統制の無効化のリスクを含む特別な検討を必要とするリスクを考慮する。 直近の年度の財務諸表及び比較可能な前期の期中財務諸表を通読する。 実施すべき手続の内容と範囲を決定し、虚偽表示を評価するのに役立つように、期中財務諸表に適用される財務報告の枠組みを参照して、重要性の基準値を検討する。この重要性の基準値の決定に当たっては、期中レビューが年度の監査を前提として実施されるものであるため、年度の監査に係る重要性の基準値を上限とする。 前年度の財務諸表について、修正された重要な虚偽表示及び識別されたが未修正の重要でない虚偽表示の内容を検討する。 内部統制の重要な不備など、継続的に重要となる可能性のある重要な会計及び開示上の事項を検討する。 当年度の財務諸表に関して実施された監査手続の結果を検討する。 内部監査の結果及びそれに対する経営者の対応を検討する。 不正により期中財務諸表に重要な虚偽表示が発生する可能性に関し、経営者に評価結果を質問する。 企業の事業活動の変化による影響に関して経営者に質問する。 内部統制の重要な変更及びその変更が期中財務諸表に与える潜在的な影響に関して経営者に質問する。 期中財務諸表の作成プロセス、及び期中財務諸表と一致又は調整後に一致し作成の基礎となる会計記録の信頼性について経営者に質問する。 <p>A33. 監査人は、必要に応じて期中レビュー手続を構成単位ごとに立案し、期中レビューを依頼する構成単位の監査人に伝達する場合がある。検討すべき要因には、構成単位の期中財務諸表における重要性及び虚偽表示リスク並びに財務諸表の作成に係る内部統制が集中化又は分散化されている程度に関する監査人の理解が含まれる。</p> <p>A34. 過去において年度財務諸表に関する監査を実施していない監査人は、本報告書に準拠して期中レビューを実施するに当たり、内部統制を含む、企業及び企業環境の理解をすることにより、質問と分析的手続及びその他の期中レビュー手続の実施に重点を置くことが可能になる。監査人は、これらを理解する一環として、通常、前任者に質問を行い、実務的に可能である場合には、前年度の監査及び前任者が実施した当年度の期中レビューの調書を査閲する。その際、監査人は、修正された重要な虚偽表示及び前任者が集計した未修正の虚偽表示の内容、経営者による内部統制の無効化のリスクを含む特別な検討を必要とするリスク、内部統制の重要な不備などの継続的に重要となる可能性のある重要な会計及び開示上の事項を検討する。</p> <p>《(3) 手続の立案及び実施》（第 53 項参照）</p> <p>A35. 監査人が、全体としての期中財務諸表に対する結論の基礎として十分かつ適切な証拠を得るために必要であると考えて計画する手続の種類、時期及び範囲は、以下の事項によって影響を受ける。</p> <p>(1) 本報告書の要求事項</p>

改正四基報第1号案	保証実 2400	レ基報第●号案
<p>(2) 適用される法令等が要求する追加の報告責任</p> <p>A79. 業務実施者がグループ財務諸表のレビュー業務を行う場合は、レビュー業務において実施する手続の種類、時期及び範囲は、グループ財務諸表レベルで本実務指針に記載されたレビュー業務の目的が達成されるように計画される。</p> <p>A80. 質問及び分析的手続並びに特定の状況に対応する手続の立案と実施に関連する本実務指針の要求事項は、業務実施者が本実務指針に明記された目的を達成できるように設定されている。 レビュー業務は様々な状況で実施されるため、業務実施者が、その他の手続の立案と実施が効果的又は効率的であると判断することがある。例えば、業務実施者は、企業を理解する過程で重要な契約に気付いた場合には、当該契約書の通読を実施することがある。</p> <p>A81. 業務実施者がその他の手続の実施が必要であると考えたとしても、全体としての財務諸表に関して限定的保証を得るという業務実施者の目的は変わるものではない。</p> <p>《重要な又は通例でない取引》</p> <p>A82. 業務実施者は、レビュー業務で特に留意を必要とする、重要な又は通例でない取引を識別するために、会計記録の閲覧の実施を検討することがある。</p> <p>《(4) 質問、分析的手続その他の期中レビュー手続》 (第17項参照)</p> <p>A11. 中間財務諸表に重要な虚偽表示が存在する可能性が高いと認められる場合には、第18項から第33項に掲げている手続以外の追加的な手続が必要となることも考えられる。</p> <p>(19項参照)</p>	<p>(2) 適用される法令等が要求する追加の報告責任</p> <p>A79. 業務実施者がグループ財務諸表のレビュー業務を行う場合は、レビュー業務において実施する手続の種類、時期及び範囲は、グループ財務諸表レベルで本実務指針に記載されたレビュー業務の目的が達成されるように計画される。</p> <p>A80. 質問及び分析的手続並びに特定の状況に対応する手続の立案と実施に関連する本実務指針の要求事項は、業務実施者が本実務指針に明記された目的を達成できるように設定されている。 レビュー業務は様々な状況で実施されるため、業務実施者が、その他の手続の立案と実施が効果的又は効率的であると判断することがある。例えば、業務実施者は、企業を理解する過程で重要な契約に気付いた場合には、当該契約書の通読を実施することがある。</p> <p>A81. 業務実施者がその他の手続の実施が必要であると考えたとしても、全体としての財務諸表に関して限定的保証を得るという業務実施者の目的は変わるものではない。</p> <p>《重要な又は通例でない取引》</p> <p>A82. 業務実施者は、レビュー業務で特に留意を必要とする、重要な又は通例でない取引を識別するために、会計記録の閲覧の実施を検討することがある。</p> <p>《質問》 (第47項から第49項参照)</p> <p>A83. レビュー業務において、質問は、業務実施者がその状況において適切と考える場合、経営者及びその他の企業構成員に情報を求める手続を含んでいる。業務実施者は、適切な場合には、質問を非財務データの入手にまで広げることがある。経営者の回答を評価することは、質問のプロセスにおいて不可欠である。</p> <p>A84. 質問は、個々の業務の状況に応じて、以下に関する質問を含むことがある。 ・ 財務諸表に含まれる情報と開示に影響を及ぼす、株主総会、取締役会及び監査役会の決議と、該当する場合にはその他の会議の議事録 ・ 既に実施した又は実施が予定されている規制当局とのコミュニケーション ・ その他のレビュー手続の実施過程で生じている事項 業務実施者は、識別した矛盾に関する追加の質問を実施する際に、その他のレビュー手続の結果と、企業及び企業が属する産業の知識と理解を踏まえ、経営者の回答の合理性と整合性を考慮する。</p> <p>A85. 質問を通じて入手した証拠は、経営者の意思に関する証拠の主要な情報源となることが多い。一方、経営者の意思を裏付ける利用可能な情報は限られていることがある。このような場合、経営者がその意思を実行に移した過去の実績、特定の行動方針の選択に関して経営者が説明した理由、</p>	<p>(2) 適用される法令等が要求する追加の報告責任</p> <p>A36. 期中レビューにおいては、通常、実査、観察又は確認による会計記録の検証は求められていない。期中レビューにおいて実施する手続は、通常、財務及び会計に関する事項に責任を有する者への質問と分析的手続及びその他の期中レビュー手続に限定されており、期中財務諸表に関連する重要な会計上の問題に関して入手した情報を裏付ける関連情報を入手することは要求されていない。内部統制を含む、企業及び企業環境に関する監査人の理解、前年度の監査に関するリスク評価、及び重要性に関する監査人の検討は、期中財務諸表にも関係するため、行うべき質問と適用すべき分析的手続及びその他の期中レビュー手続の内容及び範囲に影響する。</p> <p>A37. 監査人がグループ期中財務諸表の期中レビューを行う場合は、実施する手続の種類、時期及び範囲は、グループ期中財務諸表レベルで本報告書に記載された期中レビューの目的が達成されるように計画される。</p> <p>A38. 質問及び分析的手続並びに特定の状況に対応する手続の立案と実施に関連する本報告書の要求事項は、監査人が本報告書に明記された目的を達成できるように設定されている。 期中レビュー業務は様々な状況で実施されるため、監査人が、その他の手続の立案と実施が効果的又は効率的であると判断することがある。例えば、監査人は、企業を理解する過程で重要な契約に気付いた場合には、当該契約書の通読を実施することがある。</p> <p>A39. 監査人がその他の手続の実施が必要であると考えたとしても、全体としての期中財務諸表に関して限定的保証を得るという監査人の目的は変わるものではない。</p> <p>《① 重要な又は通例でない取引》</p> <p>A40. 監査人は、期中レビュー業務で特に留意を必要とする、重要な又は通例でない取引を識別するために、会計記録の閲覧の実施を検討することがある。</p> <p>《② 質問》 (第51項、第53項及び第54項参照)</p> <p>A41. 期中レビュー業務において、質問は、監査人がその状況において適切と考える場合、経営者及びその他の企業構成員に情報を求める手続を含んでいる。監査人は、適切な場合には、質問を非財務データの入手にまで広げることがある。経営者の回答を評価することは、質問のプロセスにおいて不可欠である。</p> <p>A42. 質問は、個々の業務の状況に応じて、以下に関する質問を含むことがある。 ・ 期中財務諸表に含まれる情報と開示に影響を及ぼす、株主総会、取締役会及び監査役会の決議と、該当する場合にはその他の会議の議事録 ・ 既に実施した又は実施が予定されている規制当局とのコミュニケーション ・ その他の期中レビュー手続の実施過程で生じている事項 監査人は、識別した矛盾に関する追加の質問を実施する際に、その他の期中レビュー手続の結果と、企業及び企業が属する産業の知識と理解を踏まえ、経営者の回答の合理性と整合性を考慮する。</p> <p>A43. 質問を通じて入手した証拠は、経営者の意思に関する証拠の主要な情報源となることが多い。一方、経営者の意思を裏付ける利用可能な情報は限られていることがある。このような場合、経営者がその意思を実行に移した過去の実績、特定の行動方針の選択に関して経営者が説明し</p>

改正四基報第1号案	保証実 2400	レ基報第●号案
<p>《① 質問及び分析的手続》（第 21 項参照）</p> <p>A12. 「期中レビュー基準」第二 実施基準 5 において、監査人は、中間財務諸表の重要な項目に関して、それらの項目が一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成されているかどうか、及び、会計方針の変更や新たな会計方針の適用があるかどうか等について、経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者その他適切な者に質問を実施することが求められている。この質問に際しては、質問事項について十分な知識を有し、責任をもって回答できる適切な経営者又は役職者等に対して実施する必要があることに留意する。</p> <p>質問の例示は、次のとおりである。</p> <p>(1) 期中レビュー対象となる中間財務諸表について、以下の事項を質問する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中間財務諸表が一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して適正に作成されているか。 ・ 重要な会計方針又は表示方法の変更（会計基準等の改正に伴う会計方針又は表示方法の変更を含む。）があるか（変更がある場合には、その内容、理由及び適切に遡及適用されているか等）。 ・ 新たに会計方針を採用又は適用すべき重要な新規事象、取引等はあるか。 ・ 中間財務諸表における会計方針の適用に当たって経営者が設けた仮定や見積り計算方法などに変更があるか。 ・ 簡便的な会計処理又は期中特有の会計処理を採用しているか（簡 	<p>及び特定の行動方針を遂行するための経営者の能力を理解することにより、質問により入手した証拠を裏付ける関連情報を入手できることがある。</p> <p>経営者の回答の評価における職業的専門家としての懐疑心の保持は、業務実施者が財務諸表に重要な虚偽表示が存在する可能性が高いと認められる事項があるかどうかを評価する上で重要である。</p> <p>A86. 質問の実施は、業務実施者が企業及び企業環境を理解し又はそれを更新する際に有用である。これにより、重要な虚偽表示が生じる可能性の高い財務諸表の領域を識別することができる。</p> <p>A86-2. 業務実施者は、不正を含む、企業の違法行為について、法令や職業倫理に関する規定による追加の責任を有することがある。例えば、倫理規則では、以下の要求事項が定められている。</p> <p>(1) 違法行為又はその疑いに対処すること。これには以下を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営者や監査役等との当該事項についてのコミュニケーション ・ 追加的な対応が必要かどうかの検討 <p>(2) 違法行為又はその疑いを監査人（例えば、グループ監査責任者）に伝達すること（倫理規則 R360. 31 項から第 360. 35 A1 項参照）。</p> <p>(3) 違法行為又はその疑いについて文書化すること。</p> <p>これらの追加の責任を遵守することによって、業務実施者は、本報告書に準拠した業務に関連する詳細な情報（例えば、経営者や監査役等の誠実性に関する情報）を入手することができる。</p> <p>《継続企業の前提に関する質問》（第49項(6)参照）</p> <p>A87. 小規模企業の経営者は、継続企業の前提について特段の詳細な評価を行っていないことが多いが、事業についての十分な知識や将来見通しに基づいて評価を行っていることがある。このような状況では、経営者の評価が業務実施者の企業についての理解と矛盾しないかどうかの考慮を含め、企業の中長期の見通し及び資金調達について経営者と協議するのが適切なことがある。</p> <p>《分析的手続》（第 47 項、第 48 項及び第 50 項参照）（第 53 項参照）</p>	<p>た理由、及び特定の行動方針を遂行するための経営者の能力を理解することにより、質問により入手した証拠を裏付ける関連情報を入手できることがある。</p> <p>経営者の回答の評価における職業的専門家としての懐疑心の保持は、監査人が期中財務諸表に重要な虚偽表示が存在する可能性が高いと認められる事項があるかどうかを評価する上で重要である。</p> <p>A44. 質問の実施は、監査人が企業及び企業環境を理解し又はそれを更新する際に有用である。これにより、重要な虚偽表示が生じる可能性の高い期中財務諸表の領域を識別することができる。</p> <p>A45. 監査人は、不正を含む、企業の違法行為について、法令や職業倫理に関する規定による追加の責任を有することがある。例えば、倫理規則では、以下の要求事項が定められている。</p> <p>(1) 違法行為又はその疑いに対処すること。これには以下を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営者や監査役等との当該事項についてのコミュニケーション ・ 追加的な対応が必要かどうかの検討 <p>(2) 違法行為又はその疑いを監査人（例えば、グループ監査責任者）に伝達すること（倫理規則 R360. 31 項から第 360. 35 A1 項参照）。</p> <p>(3) 違法行為又はその疑いについて文書化すること。</p> <p>これらの追加の責任を遵守することによって、監査人は、本報告書に準拠した業務に関連する詳細な情報（例えば、経営者や監査役等の誠実性に関する情報）を入手することができる。</p> <p>《③ 分析的手続》（第 51 項、第 53 項及び第 55 項参照）（第 58 項参照）</p>

改正四基報第1号案	保証実 2400	レ基報第●号案
<p>便的な会計処理又は期中特有の会計処理を採用している場合には、その内容及び簡便的な会計処理又は期中特有の会計処理を採用することの合理性)。</p> <ul style="list-style-type: none"> 偶発債務等の重要な会計事象又は状況が発生したか(重要な偶発債務又は偶発損失が存在した場合には、その内容並びに会計処理及び開示の方針)。 その他、中間財務諸表の作成に係る重要な事項があるか。 <ul style="list-style-type: none"> 未修正の虚偽表示があるか(未修正の虚偽表示がある場合には、その内容)。 企業結合や事業セグメントの売却などの中間財務諸表に重要な影響を与える可能性のある非定型的又は複雑な事象や取引があるか。 関連当事者との取引が適切に計上されているか。 重要な契約が締結されているか。重要な契約又はそれに伴う契約債務に重大な変更がないか。 <p>(2) 不正による中間財務諸表の重要な虚偽表示の可能性に対する経営者の評価について質問する。</p> <p>(3) 次の者が関与する企業に影響を及ぼす不正又は不正の疑いがある事項に関する情報の有無について質問する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 経営者 内部統制において重要な役割を担っている従業員 中間財務諸表に重要な影響を及ぼすような不正に関与している者 <p>(4) 従業員、元従業員、投資家、規制当局又はその他の者から入手した中間財務諸表に影響を及ぼす不正の申立て又は不正の疑いに関する情報の有無について質問する。</p> <p>(5) 中間財務諸表に重要な影響を与える違法行為の有無について質問する。</p> <p>(6) 中間財務諸表に重要な影響を及ぼすと認められる事項に気が付いた場合には、当該事項の内容が中間財務諸表において適切に会計処理及び開示されているかについて質問する。</p> <p>(7) 社債、借入金等に係る契約条項を遵守しているかについて質問する。</p> <p>(8) 期中会計期間末日近くに重要な取引が発生したか否かについて質問する。</p> <p>(9) 簿外資産・負債の有無について質問する。</p> <p>(10) 訴訟事件等の有無について質問する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 偶発債務、後発事象等の検討において訴訟事件の有無(今後の発生可能性の有無を含む。)及びその会計処理、開示の適正性について質問を行うこととなるが、通常期中レビューにおいては、弁護士への確認等の実証手続の実施を要しない。しかしながら、中間財務諸表に係る会計処理や開示に疑義があり、顧問弁護士が関連する情報を有していると考えられる場合は、顧問弁護士と協議を行うことを検討する。 <p>A13. 分析的手続は、中間財務諸表について企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項の有無を検討することを目的として、重要な項目間の関連性の矛盾、異常変動の有無及び異常性のある特定の事項等を識別するため、期中レビュー計画において策定され実施されるものである。分析的手続の実施に当たっては、単純な比較から統計的手法まで多様な手法が用いられるが、趨勢分析、比率分析、回帰分析等が含まれる。</p> <p>「期中レビュー基準」第二 実施基準 6において、監査人は、中間財務諸表と過去の年度の財務諸表や中間財務諸表の比較、及び、重要な</p>	<p>A88. 財務諸表のレビュー業務においては、分析的手続の実施は、以下の事項に関して有用である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 重要な虚偽表示が生じる可能性が高い財務諸表の領域を識別可能にすることを含む、業務実施者による企業及び企業環境の理解又はその更新 財務諸表において、想定される傾向、推定値又は一般的な状況との不整合又は不一致の識別(例えば、財務諸表と主要な業績評価指標を含む主要データとの整合性の程度) 既に実施したその他の質問又はその他の分析的手続を補強する証拠 	<p>A46. 期中レビュー業務においては、分析的手続の実施は、以下の事項に関して有用である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 重要な虚偽表示が生じる可能性が高い期中財務諸表の領域を識別可能にすることを含む、監査人による企業及び企業環境の理解又はその更新 期中財務諸表において、想定される傾向、推定値又は一般的な状況との不整合又は不一致の識別(例えば、期中財務諸表と主要な業績評価指標を含む主要データとの整合性の程度) 既に実施したその他の質問又はその他の分析的手続を補強する証

改正四基報第1号案	保証実 2400	レ基報第●号案
<p>項目の趨勢分析等、財務数値の間や財務数値と非財務数値等の間を確かめるために設計された分析的手続を、業種の特性等を踏まえて実施することが求められている。分析的手続の実施に際しては、監査人は、当該企業が属する業種の特性等の企業及び企業環境を理解した上で、適切に実施する。また、分析的手続を実施した結果、矛盾又は異常な変動等がある場合には追加的な質問を実施し、その原因を確かめる必要があることに留意する。</p> <p>なお、期中レビュー手続において分析的手続は重要な手続であるが、年度の財務諸表の監査における分析的手続と特段異なる手法を用いるものではない。ただし、期中レビューにおいて、実証手続は求められていないので、実証手続として分析的手続を行うわけではないこと、対象とするデータは監査済データであることを要しないこと、年度の財務諸表の監査に比し精度の高い推定値は必ずしも必要ないこと、及び、矛盾又は異常な変動の調査において質問を行った結果に対して回答の合理性を確かめるために証憑突合を行う必要がないこと等において監査手続とは異なる点に留意する。</p> <p>分析的手続には、「期中レビュー基準」第二 実施基準 6に示されている例示に加え、監査人が実施する手続として次のようなものが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中間財務諸表と経営者が予測した中間財務諸表（例えば、計画、予算、見込等）との比較 ・ 監査人による推定値（金額・比率、傾向等）との比較（なお、監査人は企業及びその企業が属する業種についての理解に基づき合理的に推定を行うことに留意する。） <p>分析的手続においては、総括的な分析に加え、事業セグメント（又は、更に細かい事業区分）ごとの期間比較（期中、月次、週次等）、所在地別期間比較、取引の属性別期間比較等きめ細やかな分析的手続を行うことに留意する。</p> <p>また、分析的手続には、比率分析、趨勢分析の他回帰分析などの統計的手法が用いられる場合もあり、これらは手作業又はコンピュータを利用して実施されるものと考えられる。</p>	<p>の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務実施者が財務諸表に重要な虚偽表示が存在する可能性が高いと認められる事項に気付いた場合の追加的な手続。 <p>これには、例えば、財務諸表の表示科目又は開示に含まれる財務情報に関する証拠を入手するために実施する、事業部、支店又は他の構成単位との間の、月次収益と月次原価の比較分析がある。</p> <p>A89. 多様な手法が分析的手続を実施するために利用される。これらの手法は、単純な比較の実施から統計的手法を用いた複雑な分析の実施まで多岐にわたる。</p> <p>業務実施者は、例えば、財務データ相互間又は財務データ以外のデータと財務データとの間に存在すると推定される関係を分析すること、並びに、異常な、又は想定される傾向や推定値と異なる関係及び個別項目を識別する観点から推定値との整合性を評価することによって、財務諸表の基礎となる財務情報を評価するために、分析的手続を適用することがある。</p> <p>業務実施者は、計上された金額又は当該金額から算定された比率と、関連する情報源から入手した情報から業務実施者が算定した推定値とを比較する。個々の業務の状況に応じて、業務実施者が推定値を算定するため用いることが多い情報の情報源には、例えば以下が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既知の変化を考慮に入れた、比較可能な過年度の財務情報 ・ 予測された営業及び財務成績に関する情報、例えば、予算や見込み（期中又は年次のデータに基づく推定を含む。） ・ 期中における財務情報の要素間関係 ・ 企業が属する業界の情報（例えば、売上総利益の情報、又は企業の売掛金回転率についての業界平均や同程度の規模の同業他社との比較） ・ 財務情報と、関連する非財務情報との関係（例えば、給与と従業員数） <p>A90. 業務実施者は、企業及び企業環境の理解に基づいて、分析的手続に利用されるデータが、当該手続の目的のために適切かどうかを考慮する。これは、データの性質及び情報源、並びにデータを入手する状況によって影響を受ける。以下の考慮事項が関連することがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用可能な情報の情報源 例えば、情報は、企業外部の独立した情報源から入手される場合、より信頼できることがある。 ・ 利用可能な情報の比較可能性 例えば、市場に関する一般的なデータは、特定領域の製品を生産して販売する企業のデータと比較できるようにするため、調整が必要となることがある。 ・ 利用可能な情報の性質及び目的適合性 例えば、予算が達成すべき目標ではなく予想される結果として策定されているかどうか。 ・ 情報の作成に関する知識と経験、並びに、網羅性、正確性及び正当性を確保するように整備された関連する内部統制 例えば、予算情報の編成、実績との比較検討及び見直しについての内部統制 <p>《初年度レビュー業務の期首残高》（第48項参照）（順序）</p> <p>A94. 初年度レビュー業務の場合、業務実施者は、期首残高に関して以下を目的として質問及び分析的手続を行うことになる。通常は、財務諸表に對</p>	<p>抛の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査人が期中財務諸表に重要な虚偽表示が存在する可能性が高いと認められる事項に気付いた場合の追加的な手続。 <p>これには、例えば、期中財務諸表の表示科目又は開示に含まれる財務情報に関する証拠を入手するために実施する、事業部、支店又は他の構成単位との間の、月次収益と月次原価の比較分析がある。</p> <p>A47. 多様な手法が分析的手続を実施するために利用される。これらの手法は、単純な比較の実施から統計的手法を用いた複雑な分析の実施まで多岐にわたる。</p> <p>監査人は、例えば、財務データ相互間又は財務データ以外のデータと財務データとの間に存在すると推定される関係を分析すること、並びに、異常な、又は想定される傾向や推定値と異なる関係及び個別項目を識別する観点から推定値との整合性を評価することによって、期中財務諸表の基礎となる財務情報を評価するために、分析的手続を適用することがある。</p> <p>監査人は、計上された金額又は当該金額から算定された比率と、関連する情報源から入手した情報から監査人が算定した推定値とを比較する。個々の業務の状況に応じて、監査人が推定値を算定するため用いることが多い情報の情報源には、例えば以下が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既知の変化を考慮に入れた、比較可能な過年度の財務情報 ・ 予測された営業及び財務成績に関する情報、例えば、予算や見込み（期中又は年次のデータに基づく推定を含む。） ・ 期中における財務情報の要素間関係 ・ 企業が属する業界の情報（例えば、売上総利益の情報、又は企業の売掛金回転率についての業界平均や同程度の規模の同業他社との比較） ・ 財務情報と、関連する非財務情報との関係（例えば、給与と従業員数） <p>A48. 監査人は、企業及び企業環境の理解に基づいて、分析的手続に利用されるデータが、当該手続の目的のために適切かどうかを考慮する。これは、データの性質及び情報源、並びにデータを入手する状況によって影響を受ける。以下の考慮事項が関連することがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用可能な情報の情報源 例えば、情報は、企業外部の独立した情報源から入手される場合、より信頼できることがある。 ・ 利用可能な情報の比較可能性 例えば、市場に関する一般的なデータは、特定領域の製品を生産して販売する企業のデータと比較できるようにするため、調整が必要となることがある。 ・ 利用可能な情報の性質及び目的適合性 例えば、予算が達成すべき目標ではなく予想される結果として策定されているかどうか。 ・ 情報の作成に関する知識と経験、並びに、網羅性、正確性及び正当性を確保するように整備された関連する内部統制 例えば、予算情報の編成、実績との比較検討及び見直しについての内部統制 <p>《④ 初年度期中レビュー業務の期首残高》（第53項参照）</p> <p>A49. 初年度期中レビュー業務の場合、監査人は、期首残高に関して以下を目的として質問及び分析的手続を行うことになる。通常は、期中財務</p>

改正四基報第1号案	保証実 2400	レ基報第●号案
	<p>する質問及び分析的手続の一環として行うことが多い。</p> <p>(1) 期首残高に当年度の財務諸表に重要な影響を及ぼす虚偽表示が含まれているかどうか。</p> <p>(2) 期首残高に適用した適切な会計方針が当年度の財務諸表に継続して適用されているかどうか、又は会計方針の変更が適用される財務報告の枠組みに準拠して適切に処理され、その表示及び開示が妥当かどうか。</p> <p>A95. 前年度の財務諸表が前任監査人によって監査されており、前任監査人の監査意見が除外事項付意見の場合（又は前年度の財務諸表が前任の業務実施者によってレビューされており、前任の業務実施者の結論が除外事項付結論の場合）、業務実施者は、通常、本実務指針の第 46 項及び第 47 項に従って当年度の重要な虚偽表示が生じる可能性の高い財務諸表の領域を識別する際、除外事項付意見（又は除外事項付結論）の原因となった事項の及ぼす影響を考慮する。</p> <p>《特定の状況に対処する手続》 《不正及び違法行為》（第 53 項(1)及び(4)参照） 《経営者及び監査役等とのコミュニケーション》</p> <p>A90-2. 国によっては、法令等により、業務実施者が一定の事項について経営者や統治責任者にコミュニケーションを行うことが制限されている場合がある。法令等により、違法行為又はその疑いのある行為について、企業に注意喚起することを含め、適切な規制当局による調査を害するおそれのあるコミュニケーションやその他の行為を明確に禁止していることがある。例えば、マネー・ローンダリングに関する法令に従って、業務実施者が適切な規制当局に違法行為又はその疑いを報告することが求められている場合がある。このような状況では、業務実施者が検討する事項は複雑であり、業務実施者が法律専門家に助言を求めることが適切と考えることがある。</p> <p>《適切な規制当局への違法行為又はその疑いの報告》</p> <p>A91. 状況によっては、適切な規制当局に違法行為又はその疑いを報告することが、以下の理由により、要求されている、又は適切である場合がある。</p> <p>(1) 法令が業務実施者に報告を要求している場合</p> <p>(2) 職業倫理規程に基づき違法行為又はその疑いに対処するために、追加的な対応として、適切な規制当局に報告することが例示されている場合（A91-2 項参照）</p> <p>(3) 法令又は職業倫理規程により、業務実施者が報告する権利を有している場合（A91-3 項参照）</p> <p>A91-2. 倫理規則 R360. 36 項から第 360. 36 A2 項においては、業務実施者が違法行為又はその疑いに対処するために追加的な対応を行うことが必要かどうかを検討することが求められている。</p> <p>A91-3. 法令や職業倫理規程において、業務実施者が違法行為又はその疑いを報告することを要求する規定を含んでいない場合であっても、業務実施者が不正や違法行為又はその疑いを適切な規制当局に報告する権利を有している場合がある（倫理規則 R114. 1 項から第 114. 1 A1 項参照）。</p> <p>A91-4. このほか、法令や職業倫理規程に基づく業務実施者の守秘義務により、違法行為又はその疑いを適切な規制当局に報告することが禁止されている国もある。</p> <p>A91-5. 第 53 項(4)で要求される判断には、複雑な検討事項や職業的専門家としての判断を含むことがある。したがって、業務実施者が事務所内やネットワーク内で協議することを検討することがある。業務実施者は、どの</p>	<p>諸表に対する質問及び分析的手続の一環として行うことが多い。</p> <p>(1) 期首残高に当年度の期中財務諸表に重要な影響を及ぼす虚偽表示が含まれているかどうか。</p> <p>(2) 期首残高に適用した適切な会計方針が当年度の期中財務諸表に継続して適用されているかどうか、又は会計方針の変更が適用される財務報告の枠組みに準拠して適切に処理され、その表示及び開示が妥当かどうか。</p> <p>A50. 前年度の財務諸表が前任者によって監査されており、前任者の監査意見が除外事項付意見の場合（又は前年度の期中財務諸表が前任者によって期中レビューされており、前任者の結論が除外事項付結論の場合）、監査人は、通常、本報告書の第 50 項及び第 51 項に従って当年度の重要な虚偽表示が生じる可能性の高い財務諸表（又は期中財務諸表）の領域を識別する際、除外事項付意見（又は除外事項付結論）の原因となった事項の及ぼす影響を考慮する。</p> <p>《⑤ 特定の状況に対する手続》</p>

改正四基報第1号案	保証実 2400	レ基報第●号案
<p>《⑤ 継続企業の前提に係る期中レビュー手続》（第 26 項から第 30 項参照）（順序）</p> <p>A18. 対応策の対象とならない期間に返済期限が到来する債務の返済に関して継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在している場合、経営者は期中レビュー時においては対応策を策定していないことがある。このような場合に、監査人は経営者に対して具体的な資金的手当に関する対応策の提示を求めるところまでは実施する必要はないが、具体的な資金的手当に関する対応策が未定であれば、経営者から具体的に対応策が提示されていない期間においてどのように対応する意向であるかを確認できたとしても、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められないとまでは判断できないこともある（第 29 項参照）。</p> <p>A19. 前事業年度の決算日において識別された事象又は状況並びに経営者の評価又は対応策のいずれかに大きな変化がある場合には、前事業年度の決算日において識別された事象又は状況に関する大きな変化だけではなく、それらに対する対応策が計画どおり実施されなかった場合や、追加対応策が必要となった場合も含まれる点に留意する。これは、対応策が計画どおりに実施されなかったときや想定した効果が得られずに追加対応策が必要となったときは、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象並びに状況の新たな発生又は変化を示唆していることがあり、それらの更なる変化が識別された事象又は状況並びにこれらに係る経営者の評価及び対応策を含めて継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるか否かを判断する必要があるためである（第 30 項参照）。</p> <p>A20. 期中レビューは、質問と分析的手続を基本とした限定された手続であることから、積極的に継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるか否かを確かめることまでは求められていない（「四半期レビュー基準の改訂に関する意見書 四半期レビュー基準の改訂について」（2009年6月30日 企業会計審議会）二 1 参照）。これは、監査人はあくまで、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められると判断した場合に、質問や関係書類の閲覧等の追加的な手続により、継続企業の前提に関する開示の要否として、注記が一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうかについて検討することとされており、実証手続を行うことまでは求められていないことを明記したものである。したがって、通常、継続企業の前提に関する開示の要否や注記の根拠となる証拠資料及び対応策の合理性等に関する証拠資料を入手する必要はない。</p>	<p>ような追加的な対応を取り得るか及び特定の対応を講じることによる職業的又は法的影響を理解するために法律専門家に助言を求めることを検討することもある。</p> <p>《継続企業の前提に関する評価》（第 54 項参照）</p> <p>A92. 継続企業の前提の下では、企業は予測し得る将来にわたって事業を継続することが想定されている。一般目的の財務諸表は、経営者に当該企業の清算若しくは事業停止の意図があるか、又はそれ以外に現実的な代替案がない場合を除いて、継続企業の前提に基づき作成される。特別目的の財務諸表は、継続企業の前提が関連する財務報告の枠組みに準拠して作成されることもあれば、そうでない場合もある（例えば、一部の国においては、税務目的で作成された財務諸表には継続企業の前提が必ずしも関係しないこともある。）。継続企業の前提に基づくことが適切な場合、企業の資産及び負債は、通常の事業活動において回収又は返済できるものとして計上されている。</p> <p>経営者による評価を明示的に要求している財務報告の枠組みの多くは、経営者に入手可能な全ての情報を検討することを要求する期間について規定している。例えば、国際会計基準（IAS）第 1 号「財務諸表の表示」は、少なくとも報告期間の末日から 12 か月の期間だが、12 か月に限定されないと定義している。我が国においては、財務諸表の表示に関する規則に従って、少なくとも期末日の翌日から 1 年間評価することになる。</p> <p>《継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況》（第 55 項参照）</p> <p>A93. 以下の事項は、単独で又は複合して継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を例示したものである。ただし、これらは網</p>	<p>《ア. 継続企業の前提に関する評価》（第 58 項参照）</p> <p>A51. 継続企業の前提の下では、企業は予測し得る将来にわたって事業を継続することが想定されている。一般目的の期中財務諸表は、経営者に当該企業の清算若しくは事業停止の意図があるか、又はそれ以外に現実的な代替案がない場合を除いて、継続企業の前提に基づき作成される。特別目的の期中財務諸表は、継続企業の前提が関連する財務報告の枠組みに準拠して作成されることもあれば、そうでない場合もある（例えば、一部の国においては、税務目的で作成された期中財務諸表には継続企業の前提が必ずしも関係しないこともある。）。継続企業の前提に基づくことが適切な場合、企業の資産及び負債は、通常の事業活動において回収又は返済できるものとして計上されている。</p> <p>A52. 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況は、前事業年度末において既に存在している場合や、経営者への質問若しくは他の期中レビュー手続の結果、識別される場合もある。これらの事象又は状況を識別した場合には、監査人は、資産の流動化、借入、債務の見直し、支出の削減又は延期、増資などの行動計画について経営者に質問する。また、監査人は経営者の対応策の実行可能性、及びこれらの対応策が状況を改善するものであるかどうかについて経営者に質問する。しかしながら、経営者の対応策の実行可能性やこれらの対応策が状況を改善するものであるかどうかの裏付けとなる情報を入手することは、通常、監査人には要求されない。</p>

改正四基報第1号案	保証実 2400	レ基報第●号案
<p>《(8) 構成単位の監査人の利用》(第 41 項参照) (順序) A25. 第 41 項に掲げる事項を理解するに当たり、年度の財務諸表の監査において理解した事項に変更があるかどうかについて質問等により確かめることができると考えられる。</p>	<p>羅的に列挙したものではなく、また以下の事項のうちの一つ以上が存在する場合に、必ずしも企業の継続に関して重要な不確実性が存在していることを意味するわけではない。</p> <p>財務関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 債務超過、又は流動負債が流動資産を超過している状態 ・ 返済期限が間近の借入金があるが、借換え又は返済の現実の見通しがない、又は長期性資産の資金調達を短期借入金に過度に依存している状態 ・ 債権者による財務的支援の打切りの兆候、又は債務免除の要請の動き ・ 過去の財務諸表又は予測財務諸表におけるマイナスの営業キャッシュ・フロー ・ 主要な財務比率の著しい悪化、又は売上高の著しい減少 ・ 重要な営業損失 ・ 資産の価値の著しい低下、又は売却を予定している重要な資産の処分の困難性 ・ 配当の遅延又は中止 ・ 支払期日における債務の返済の困難性 ・ 借入金の契約条項の不履行 ・ 仕入先からの与信の拒絶 ・ 新たな資金調達の困難性、特に主力の新製品の開発又は必要な投資のための資金調達ができない状況 <p>営業関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営者による企業の清算又は事業停止の計画 ・ 主要な経営者の退任、又は事業活動に不可欠な人材の流出 ・ 主要な得意先、フランチャイズ、ライセンス若しくは仕入先、又は重要な市場の喪失 ・ 労務問題に関する困難性 ・ 重要な原材料の不足 ・ 強力な競合企業の出現 <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法令に基づく重要な事業の制約、例えば自己資本規制その他の法的要件への抵触 ・ 巨額な損害賠償の履行の可能性 ・ 企業に不利な影響を及ぼすと予想される法令又は政策の変更 ・ 付保されていない又は一部しか付保されていない重大な災害による損害の発生 ・ ブランド・イメージの著しい悪化 <p>上記の事象又は状況が及ぼす影響の程度は、他の要因によって軽減されることが多い。例えば、通常の債務返済が滞った場合、資産の処分、借入金の返済期限の延長又は増資等の代替的な方法によって十分なキャッシュ・フローを維持しようとする経営者の対応策によって、解消されることがある。同様に、主要な仕入先を喪失した場合、それに代替する仕入先が利用できることによりその影響が軽減されることがある。</p>	<p>《イ. 構成単位の監査人の利用》(第 63 項参照) A53. 監査人がグループ期中レビュー業務を行う場合は、期中レビュー業務において実施する手続の種類、時期及び範囲は、グループ期中財務諸表レベルで本報告書に記載された期中レビュー業務の目的が達成されるように計画される。</p>

改正四基報第1号案	保証実 2400	レ基報第●号案
<p>《② 会計記録に基づく作成》（第 22 項参照）</p> <p>A14. 第 22 項は、監査人が、中間財務諸表について証憑や関連資料等の原始資料との突合等の実証手続を行うことを意図しているものではないことに留意する。すなわち、監査人は、中間財務諸表と総勘定元帳、連結精算表等との突合を行い両者が一致又は調整後一致することにより、中間財務諸表が、年度の財務諸表の作成の基礎となる会計記録に基づいて作成されているか否かを確かめる必要はあるが、当該会計記録の適切性について証拠を入手することは求められていない。</p> <p>《③ 追加的な手続》（第 23 項参照）</p> <p>A15. 第 23 項の追加的な手続は、質問及び分析的手続等の期中レビュー手続を行った結果、監査人が中間財務諸表について、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を重要な点において適正に表示していない事項が存在する可能性が高いと認められる場合、又は疑義が生じた場合に行う。</p> <p>A16. 中間財務諸表について、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を重要な点において適正に表示していない事項が存在する可能性が高いと認められる場合又は疑義が生じた場合とは、例えば、重大な売上取引に関して一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかについて疑義が認められた場合が該当し、この場合監査人は、財務及び会計に関する事項に責任を有する者、営業、売上、会計担当者等の適切な者に取引内容や取引条件等について質問、売買契約書の閲覧等の追加的な手続を実施し、重要な虚偽表示の有無、及び結論への影響を検討する。</p>	<p>《(4) 財務諸表と基礎となる会計記録との調整》（第 57 項参照）</p> <p>A96. 業務実施者は、通常、財務諸表の金額を以下の資料と照合することで、財務諸表がその基礎となる会計記録と一致するか又は当該記録との調整の証拠を入手する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総勘定元帳などの関連する会計記録 ・ 基礎となる会計記録（例えば、試算表など）と財務諸表金額の一致又は調整の記録若しくは明細表 <p>《(5) 追加的な手続の実施》（第 58 項参照）</p> <p>A97. 業務実施者が、財務諸表に重要な虚偽表示が存在する可能性が高いと認められる事項に気付いた場合には、本実務指針に従って追加的な手続が要求される。</p> <p>A98. 財務諸表に重要な虚偽表示が存在する可能性が高いと認められる事項に関して実施する追加的な手続は、状況に応じて様々であり、業務実施者の職業的専門家としての判断に係る事項である。</p> <p>A99. 追加的な手続によって、重要な虚偽表示の可能性は高くないと結論付けるか、それとも重要な虚偽表示が存在すると判断するための証拠の入手が求められる。追加的な手続の種類、時期及び範囲に関する業務実施者の判断は、以下が指針となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務実施者が既に実施した手続の結果に関する評価から得られた情報 ・ レビュー業務の実施過程全体にわたって得られた企業及び企業環境に関する業務実施者の最新の理解 ・ 財務諸表に重要な虚偽表示が存在する可能性が高いと認められる事項に対処するため必要となる、証拠により形成される心証の程度に関する業務実施者の見解 <p>A100. 追加的な手続は、財務諸表に重要な虚偽表示が存在する可能性が高いと認められる事項に関して、業務実施者が結論を形成できるようにするための、十分かつ適切な証拠の入手に重点を置く。追加的な手続は、以下が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 追加の質問又は分析的手続 例えば、より詳細に実施したり、影響を受けた勘定や取引の金額又は開示に重点を置いて、質問又は分析的手続を実施する。 ・ その他の種類の手続 例えば、詳細テスト又は確認 <p>A101. 以下は、追加的な手続の必要性の評価及び追加的な手続が必要であると認められる場合の対応例を示している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ レビュー業務における質問と分析的手続の実施過程で、売掛金に関する分析の結果、重要な金額の滞留売掛金について、貸倒引当金が設定されていないことが判明した。 	<p>《(4) 期中財務諸表と基礎となる会計記録との調整》（第 64 項参照）</p> <p>A54. 監査人は、期中財務諸表を以下の資料と照合することで、期中財務諸表がその基礎となる会計記録と一致するか又は当該記録との調整の証拠を入手する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 総勘定元帳などの関連する会計記録 (2) 基礎となる会計記録（例えば、試算表など）と期中財務諸表金額の一致又は調整の記録若しくは明細表 <p>《(5) 追加的な手続の実施》（第 65 項参照）</p> <p>A55. 監査人が、期中財務諸表に重要な虚偽表示が存在する可能性が高いと認められる事項に気付いた場合には、本報告書に従って追加的な手続が要求される。</p> <p>A56. 期中財務諸表に重要な虚偽表示が存在する可能性が高いと認められる事項に関して実施する追加的な手続は、状況に応じて様々であり、監査人の職業的専門家としての判断に係る事項である。</p> <p>A57. 追加的な手続によって、重要な虚偽表示の可能性は高くないと結論付けるか、それとも重要な虚偽表示が存在すると判断するための証拠の入手が求められる。追加的な手続の種類、時期及び範囲に関する監査人の判断は、以下が指針となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査人が既に実施した手続の結果に関する評価から得られた情報 ・ 期中レビュー業務の実施過程全体にわたって得られた企業及び企業環境に関する監査人の最新の理解 ・ 期中財務諸表に重要な虚偽表示が存在する可能性が高いと認められる事項に対処するため必要となる、証拠により形成される心証の程度に関する監査人の見解 <p>A58. 追加的な手続は、期中財務諸表に重要な虚偽表示が存在する可能性が高いと認められる事項に関して、監査人が結論を形成できるようにするための、十分かつ適切な証拠の入手に重点を置く。追加的な手続は、以下が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 追加の質問又は分析的手続 例えば、より詳細に実施したり、影響を受けた勘定や取引の金額又は開示に重点を置いて、質問又は分析的手続を実施する。 ・ その他の種類の手続 <p>A59. 以下は、追加的な手続の必要性の評価及び追加的な手続が必要であると認められる場合の対応例を示している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 期中レビュー業務における質問と分析的手続の実施過程で、売掛金に関する分析の結果、重要な金額の滞留売掛金について、貸倒引当金が設定されていないことが判明した。

改正四基報第1号案	保証実 2400	レ基報第●号案
<p>《(5) 虚偽表示の評価》（第 34 項及び第 35 項参照）（順序）</p> <p>A21. 第 34 項に記載のとおり虚偽表示の評価を行うのは、期中レビューは、財務諸表には全体として重要な虚偽表示がないということについて合理的な保証を得るために実施される年度の財務諸表の監査と同様の保証を得ることを目的とするものでないものの、虚偽表示に気が付いたが修正されない場合に、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を全ての重要な点において適正に表示していないと信じさせる事項と認められるかどうかについて判断するためである。</p> <p>A22. 第 35 項において、ごく少額の虚偽表示でそれが集計しても中間財務諸表全体に重要な影響を及ぼさないことが明らかな場合には、当該虚偽表示を気が付いた未修正の虚偽表示の集計から除外することができる。</p> <p>《(5) その他の記載内容に関連する監査人の責任》（第 84 項参照）（順序）</p>	<p>その結果、財務諸表上の売掛金残高に重要な虚偽表示が存在する可能性が高いと認められるため、業務実施者は、貸倒引当金の設定の必要がある回収不能の売掛金の有無について、経営者に質問を行う。</p> <p>経営者の回答に応じて、当該回答に関する業務実施者の評価は、以下となることがある。</p> <p>(1) 売掛金残高に重要な虚偽表示が存在する可能性が高くないと業務実施者が結論付けることができる。この場合、これ以上の追加的な手続は必要ない。</p> <p>(2) 当該事項により、財務諸表に重要な虚偽表示が存在すると業務実施者が判断できる。</p> <p>これ以上の追加的な手続は必要なく、業務実施者は、全体としての財務諸表に重要な虚偽表示があるという結論を形成する。</p> <p>(3) 売掛金残高に実際に虚偽表示が存在すると業務実施者が判断する十分かつ適切な証拠はないが、依然として業務実施者は売掛金残高に重要な虚偽表示が存在する可能性が高いと認めている。この場合、追加的な手続の実施が必要である。例えば、回収不能の売掛金を識別するために、貸借対照表日後に当該勘定に対して受領した金額の分析を経営者に要請する。追加的な手続の結果を評価することで、業務実施者は上記の(1)又は(2)の状態になり得ることがある。そうでない場合、業務実施者は、以下のいずれかが求められる。</p> <p>① 業務実施者が上記の(1)か(2)に到達するまで、追加的な手続の実施を継続する。</p> <p>② 業務実施者が、当該事項により全体としての財務諸表に重要な虚偽表示が存在する可能性が高くないと結論付けるか、それとも当該事項により全体としての財務諸表に重要な虚偽表示があると判断することができなかった場合は、レビュー範囲の制約が存在し、業務実施者は、財務諸表に対する無限定の結論を形成できない。</p>	<p>その結果、期中財務諸表上の売掛金残高に重要な虚偽表示が存在する可能性が高いと認められるため、監査人は、貸倒引当金の設定の必要がある回収不能の売掛金の有無について、経営者に質問を行う。</p> <p>経営者の回答に応じて、当該回答に関する監査人の評価は、以下となることがある。</p> <p>(1) 売掛金残高に重要な虚偽表示が存在する可能性が高くないと監査人が結論付けることができる。この場合、これ以上の追加的な手続は必要ない。</p> <p>(2) 当該事項により、期中財務諸表に重要な虚偽表示が存在すると監査人が判断できる。</p> <p>これ以上の追加的な手続は必要なく、監査人は、全体としての期中財務諸表に重要な虚偽表示があるという結論を形成する。</p> <p>(3) 売掛金残高に実際に虚偽表示が存在すると監査人が判断する十分かつ適切な証拠はないが、依然として監査人は売掛金残高に重要な虚偽表示が存在する可能性が高いと認めている。この場合、追加的な手続の実施が必要である。例えば、回収不能の売掛金を識別するために、貸借対照表日後に当該勘定に対して受領した金額の分析を経営者に要請する。追加的な手続の結果を評価することで、監査人は上記の(1)又は(2)の状態になり得ることがある。そうでない場合、監査人は、以下のいずれかが求められる。</p> <p>① 監査人が上記の(1)か(2)に到達するまで、追加的な手続の実施を継続する。</p> <p>② 監査人が、当該事項により全体としての期中財務諸表に重要な虚偽表示が存在する可能性が高くないと結論付けるか、それとも当該事項により全体としての期中財務諸表に重要な虚偽表示があると判断することができなかった場合は、期中レビュー範囲の制約が存在し、監査人は、期中財務諸表に対する無限定の結論を形成できない。</p> <p>《(6) 虚偽表示の評価》（第 66 項参照）</p> <p>A60. 第 66 項に記載のとおり虚偽表示の評価を行うのは、期中レビューは、監査業務とは異なり、期中財務諸表には重要な虚偽表示がないという合理的な保証を得ることを目的とするものでないものの、虚偽表示に気が付いたが修正されない場合に、期中財務諸表が、適用される財務報告の枠組みに準拠して、適正に表示されていない（準拠性の枠組みの場合は、作成されていない）と信じさせる事項が、全ての重要な点において認められなかったかどうかについて判断するためである。</p> <p>A61. 監査人は、虚偽表示が修正されない場合は、職業的専門家として当該未修正の虚偽表示の重要性について評価する。監査人は、虚偽表示の内容、原因及び金額、その虚偽表示が過年度又は当年度の期中のいずれの期間に発生したものか並びにその虚偽表示が将来の期中財務諸表又は年度の財務諸表に与える潜在的な影響などの事項を検討する。</p> <p>A62. 監査人は、期中財務諸表情報に重要な影響を与えないことが明らかであると想定されるため集計する必要がないと判断する虚偽表示の金額を定める場合がある。その際、監査人は、重要性の基準値の決定には金額的及び質的な検討を伴うとともに、ごく少額の虚偽表示であっても期中財務諸表に重要な影響を与える場合があることを考慮する。</p> <p>《(7) その他の記載内容に関連する監査人の責任》（第 67 項から第 72 項参照）</p> <p>A63. 経営者が期中財務諸表よりも財務的な業績をよく見せる利益の業績</p>

改正四基報第1号案	保証実 2400	レ基報第●号案
<p>A34. 第 84 項の適切な措置には、監査人の顧問弁護士に助言を求めることが含まれる。</p> <p>《④ 後発事象等に係る期中レビュー手続》(第 24 項参照)</p> <p>A17. 後発事象等について、経営者、財務及び会計に関する責任を有する者その他適切な者に質問するとともに、株主総会、取締役会等の議事録の閲覧を行うこと等が考えられるが、A12 項 (10)に記載したように弁護士に対する確認等の実証手続を行う必要はない。</p> <p>《(6) 経営者からの書面による確認》(第 38 項参照)</p> <p>A23. 第 38 項におけるその他の確認事項には、例えば、以下に関する陳述が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会計方針の選択及び適用が適切であるかどうか。 ・ 以下の事項が一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して認識、測定、表示又は開示されているかどうか。 <ul style="list-style-type: none"> － 資産及び負債の帳簿価額又は分類に影響を及ぼす可能性のある経営計画又は経営者の意思 － 負債（偶発債務を含む。） － 資産の所有権又は支配、資産に対する制約及び担保に供されている資産 － 中間財務諸表に影響を及ぼす可能性のある法令及び契約上の合意事項（違法行為、契約不履行を含む。） ・ 継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を識別した場合、経営者の対応策及び当該対応策の実行可能性 ・ 財務諸表（中間財務諸表を含む。）の作成に係る内部統制の不備に関して、経営者が気付いた全ての事項を監査人に伝達した旨 	<p>《12. 経営者確認書》(第 62 項から第 66 項まで参照)</p> <p>A102. 経営者確認書はレビュー業務における証拠の重要な情報源となることから、業務実施者が要請した確認事項に経営者が変更を加える、又は経営者からの確認が得られない場合、一つ又は複数の重要な問題が存在する可能性があることに対して業務実施者の注意を喚起することがある。また、口頭ではなく書面又は電磁的記録による陳述を要請することによって、多くの場合、当該事項をより厳密に検討することを経営者に促すことになり、結果として陳述の質が高まる。</p> <p>A103. 業務実施者は、本実務指針で要求される確認事項に加えて、財務諸表に関するその他の確認事項を要請することが必要と判断することがある。例えば、業務実施者が、財務諸表に対する結論（無限定か又は除外事項付かを問わない。）を形成する際に、財務諸表に含まれる一定の項目又は開示に関する十分な証拠を入手するために、経営者確認書において確認することが重要と考える場合である。</p> <p>A104. 経営者は、経営者確認書に、経営者が知り得る限りにおいて確認したという旨の記述を含めることがある。業務実施者は、経営者確認書に含まれる事項についての適切な責任と知識を有する者によって陳述が行われているという心証を得ている場合、そのような文言を受け入れるのは合</p>	<p>評価指標に言及している場合があるが、こうした業績評価指標は、過度に強調されていたり、明確に定義されず期中財務諸表との間の調整内容が曖昧であることがあるため、利用者に誤解を生じさせる可能性がある。</p> <p>A64. 監査人は、経営者と協議するに際し、その他の記載内容及び監査人の質問に対する経営者の回答の妥当性、判断又は意見の相違が合理的であるか、並びに明らかな事実の虚偽記載を解決するために、適切な資格のある第三者（例えば、経営者の利用する専門家又は顧問弁護士）と相談するように経営者に依頼するかどうかを検討する。</p> <p>A65. 第 72 項の適切な措置には、法律専門家に助言を求めることが含まれる。</p> <p>《7. 経営者確認書》(第 75 項から第 79 項参照)</p> <p>A66. 経営者確認書は期中レビュー業務における証拠の重要な情報源となることから、監査人が要請した確認事項に経営者が変更を加える、又は経営者からの確認が得られない場合、一つ又は複数の重要な問題が存在する可能性があることに対して監査人の注意を喚起することがある。また、口頭ではなく書面又は電磁的記録による陳述を要請することによって、多くの場合、当該事項をより厳密に検討することを経営者に促すことになり、結果として陳述の質が高まる。</p> <p>A67. 監査人は、本報告書で要求される確認事項に加えて、期中財務諸表に関するその他の確認事項を要請することが必要と判断することがある。例えば、監査人が、期中財務諸表に対する結論（無限定か又は除外事項付かを問わない。）を形成する際に、期中財務諸表に含まれる一定の項目又は開示に関する十分な証拠を入手するために、経営者確認書において確認することが重要と考える場合である。</p> <p>A68. 経営者は、経営者確認書に、経営者が知り得る限りにおいて確認したという旨の記述を含めることがある。監査人は、経営者確認書に含まれる事項についての適切な責任と知識を有する者によって陳述が行われているという心証を得ている場合、そのような文言を受け入れるのは</p>

改正四基報第1号案	保証実 2400	レ基報第●号案
<p>《(7) 構成単位に対する期中レビュー手続》(第39項及び第40項参照)</p> <p>A24. 期中レビュー手続を実施すべき構成単位を決定するに当たっては、期中レビューの目的に照らして監査基準報告書 600 を参考にすることが適当である。</p> <p>《4. 期中レビュー報告書》 《(1) 全般的事項》(第50項参照)</p>	<p>理的である。</p> <p>A105. 経営者確認書は必要な証拠である。したがって、経営者確認書の日付より前に結論を表明することはできず、その結果、レビュー報告書日を経営者確認書の日付より前にすることはできない。さらに、業務実施者は、レビュー報告書日までに発生した財務諸表の修正又は財務諸表での開示を要する可能性のある事象を考慮するため、経営者確認書の日付は、通常、レビュー報告書の日付とする。</p> <p>《13. 実施した手続から入手した証拠の評価》(第67項から第69項まで参照)</p> <p>A106. 業務実施者は、主な手続である質問及び分析的な手続と特定の状況に対応する手続から入手予定であった証拠を入手できないことがある。このような場合、業務実施者は、実施した手続から入手した証拠は財務諸表に対する結論を形成するには十分かつ適切ではないと考え、以下を行うことがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施する作業を拡大する。 ・ 状況に照らして業務実施者が必要と判断する他の手続を実施する。 <p>上記の方法がいずれも実務的でない場合、業務実施者は、結論を形成できる十分かつ適切な証拠を入手することができない。この場合、業務実施者は、本実務指針に準拠して、結論への影響の検討を行うか、又は、レビュー業務の実施時に重要な事項に関する業務実施者の質問に対する経営者の回答が入手できないような場合には、レビュー業務の継続の検討を行う。</p> <p>このような状況は、業務実施者が、財務諸表に重要な虚偽表示が存在する可能性が高いと認められる事項に気付いている場合(第58項参照)以外においても、生じることがある。</p> <p>《レビュー範囲の制約》</p> <p>A107. 業務実施者が特定の手続を実施できない場合においても、その他の手続の実施により十分かつ適切な証拠を入手できる場合には、レビュー範囲の制約とはならない。</p> <p>A108. 経営者によるレビュー範囲の制約により、例えば、重要な虚偽表示が生じる可能性の高い財務諸表の領域やレビュー契約の更新についての検討など、他に検討すべき事項が生じる場合がある。</p>	<p>合理的である。</p> <p>A69. 経営者確認書は必要な証拠である。したがって、経営者確認書の日付より前に結論を表明することはできず、その結果、期中レビュー報告書日を経営者確認書の日付より前にすることはできない。さらに、監査人は、期中レビュー報告書日までに発生した期中財務諸表の修正又は期中財務諸表での開示を要する可能性のある事象を考慮するため、経営者確認書の日付は、通常、期中レビュー報告書の日付とする。</p> <p>A70. 監査人は企業の事業又は産業に特有の事項に関連する、適切なその他の確認事項が含まれた経営者確認書を手に入れる。経営者確認書の記載例は本報告書の付録1に示している。</p> <p>《8. 実施した手続から入手した証拠の評価》(第80項から第82項参照)</p> <p>A71. 監査人は、主な手続である質問及び分析的な手続と特定の状況に対応する手続から入手予定であった証拠を入手できないことがある。このような場合、監査人は、実施した手続から入手した証拠は期中財務諸表に対する結論を形成するには十分かつ適切ではないと考え、以下を行うことがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施する作業を拡大する。 ・ 状況に照らして監査人が必要と判断する他の手続を実施する。 <p>上記の方法がいずれも実務的でない場合、監査人は、結論を形成できる十分かつ適切な証拠を入手することができない。この場合、監査人は、本報告書に準拠して、結論への影響の検討を行うか、又は、期中レビュー業務の実施時に重要な事項に関する監査人の質問に対する経営者の回答が入手できないような場合には、期中レビュー業務の継続の検討を行う。</p> <p>このような状況は、監査人が、期中財務諸表に重要な虚偽表示が存在する可能性が高いと認められる事項に気付いている場合(第65項参照)以外においても、生じることがある。</p> <p>《(1) 期中レビュー範囲の制約》</p> <p>A72. 監査人が特定の手続を実施できない場合においても、その他の手続の実施により十分かつ適切な証拠を入手できる場合には、期中レビュー範囲の制約とはならない。</p> <p>A73. 経営者による期中レビュー範囲の制約により、例えば、重要な虚偽表示が生じる可能性の高い期中財務諸表の領域や期中レビュー契約の更新についての検討など、ほかに検討すべき事項が生じる場合がある。</p> <p>《9. 期中財務諸表に対する監査人の結論の形成と報告》 《(1) 期中レビュー報告書》 《① 全般的事項》(第87項参照)</p> <p>A74. 適用される財務報告の枠組みが国際会計基準審議会が公表する国際会計基準ではないときには、財務報告の枠組みを設定している国を特定する。</p> <p>A75. 国によっては、法令等により、監査人の結論に記載の要求事項とは異なる監査人の結論に関する記載方法を定めている場合がある。法令等</p>

改正四基報第1号案	保証実 2400	レ基報第●号案
A26. 監査事務所の所在地については、我が国の場合、監査事務所の所在地として、例えば、監査責任者が執務する事業所の都市名又は登記されている事業所名を記載する（監基報 700 の A56 項参照）。		により定められた記載をする場合であっても、本報告書に記載された監査人の結論に至る責任が変わるものではない。 A76. 監査事務所の所在地については、我が国の場合、監査事務所の所在地として、例えば、監査責任者が執務する事業所の都市名又は登記されている事業所名を記載する（監基報 700 の A56 項参照）。

改正四基報第1号案	保証実 2400	レ基報第●号案
	<p>《14. 財務諸表に対する業務実施者の結論の形成》</p> <p>《(1) 適用される財務報告の枠組みに関する記述》 (第70項(1)参照)</p> <p>A109. 財務諸表における適用される財務報告の枠組みの記述は、財務諸表の利用者に対し財務諸表が準拠している財務報告の枠組みを伝えるために重要である。</p> <p>特別目的の財務諸表の場合、財務諸表は、レビュー契約の当事者と業務実施者のみに利用可能な特別目的の財務報告の枠組みに従って作成されていることがある。特別目的の財務諸表は、想定した用途以外の利用には適合しないことがあるため、特別目的の財務報告の枠組みに関する記述は重要である。</p> <p>A110. 例えば、「財務諸表は国際会計基準におおむね準拠している」等、適用される財務報告の枠組みの記述において不明瞭又は限定的な表現が含まれている場合は、財務諸表の利用者に誤解を生じさせる可能性があるため適切ではない。</p> <p>《(2) 重要な取引や会計事象が財務諸表に及ぼす影響の開示》 (第70項(2)⑥及び第72項参照)</p> <p>A111. 本実務指針に基づき、業務実施者は、想定利用者が、重要な取引や会計事象が企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に及ぼす影響について理解するための適切な開示がなされているかどうか評価することが求められている。</p> <p>A112. 適正表示の枠組みにより求められる事項に準拠して作成される財務諸表の場合、経営者は、財務諸表において適正な表示を行うために、財務報告の枠組みにおいて具体的に要求されている以上の追加的な開示を行うか、又は、極めてまれな状況において、財務報告の枠組みにおいて要求されている事項から離脱することが必要になること（財務報告の枠組みが離脱を認めている場合）がある。</p> <p>《準拠性の枠組みが利用される場合の考慮事項》</p> <p>A113. 本実務指針に基づき、業務実施者が、業務の新規契約の締結時に準拠性の枠組みが受入可能であると判断した場合には、当該準拠性の枠組みに準拠して作成された財務諸表が利用者に誤解を与えると業務実施者が判断することは極めてまれである。</p> <p>《(3) 企業の会計実務の質的側面》 (第71項(2)参照)</p> <p>A114. 業務実施者は、企業の会計実務の質的側面の検討において、経営者の判断に偏向が存在する可能性に気付くことがある。業務実施者は、経営者の判断における中立性の欠如の累積的な影響を明らかな未修正の虚偽表示の影響に加味した場合、全体としての財務諸表に対して重要な虚偽表示を生じさせていると判断することがある。全体としての財務諸表に重要な虚偽表示が存在する可能性が高いかどうかについての業務実施者の判断に影響を及ぼす経営者の中立性の欠如を示す兆候としては、以下のようなものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ レビュー業務の実施過程で経営者に報告した明らかな虚偽表示を、経営者が選択的に修正している場合（例えば、利益が増加する効果のある虚偽表示は修正するが、利益が減少する効果のある虚偽表示は修正しない場合など） ・ 会計上の見積りを行う際に経営者の偏向が存在する可能性 	<p>《ア. 準拠性の枠組みが利用される場合の考慮事項》 (第83項参照)</p> <p>A77. 本報告書に基づき、監査人が、期中レビュー業務の新規契約の締結時に準拠性の枠組みが受入可能であると判断した場合には、当該準拠性の枠組みに準拠して作成された財務諸表が利用者に誤解を与えると業務実施者が判断することは極めてまれである。</p>

改正四基報第1号案	保証実 2400	レ基報第●号案
<p>《① 監査人の責任》 A27. 上場企業の場合に適用される監査人の独立性に関するコミュニケーションについての要求事項は、その他の企業、特に、事業内容、事業規模又は事業体の属性により利害関係者が広範囲に及ぶため、社会的影響度が高い事業体にも適用される場合がある。上場企業ではないが、監査人の独立性に関するコミュニケーションが適切となることのある企業の例示としては、金融機関及び保険会社等を挙げることができる（第 60 項参照。監基報 260 の A28 項参照）。</p> <p>《(2) 結論に関する除外》（第 63 項参照） A28. 第 63 項の影響の記載について、「可能であれば記載しなければならない」とされているのは、期中レビュー手続が質問、分析的手続その他の期中レビュー手続に限定されていること、及び 半期報告書について期中会計期間終了後 45 日以内に提出することが義務付けられており、適時性が求められていることに鑑み、場合によっては、影響の算出が困難な場合があることが想定されるための配慮であるものと考えられる。</p> <p>《(3) 否定的結論》（第 64 項参照） A29. 第 64 項で規定する否定的結論を表明する場合には、「否定的結論」</p>	<p>A115. 個々の会計上の見積りの合理性に関して結論付ける際に、経営者の偏向が存在する兆候があったとしても、それだけでは必ずしも虚偽表示があることを意味しない。しかし、財務諸表に全体として重要な虚偽表示がある可能性が高いかどうかについての業務実施者の考慮に影響を及ぼすことがある。</p> <p>《(4) レビュー業務の実施過程で識別された未修正の虚偽表示》（第 71 項（1）参照） A116. 業務実施者は、レビュー業務の実施過程で識別された未修正の虚偽表示の影響を考慮する際に、明らかに僅少なものを除くことができる。「明らかに僅少」とは、「重要性がない」ということではなく、第 44 項により決定される重要性の基準値よりごく少額な水準をいう。また、「明らかに僅少」とは、個別にも集計しても、金額、内容又は状況のいずれにおいても、明らかに些細なことをいう。ある虚偽表示について、「明らかに僅少」であるかどうかについて何らかの疑義がある場合は、「明らかに僅少」ではないと判断する。</p> <p>《(5) 結論の様式》 《財務諸表が表示する情報についての記述》（第 75 項参照） A117. 適正表示の枠組みに準拠して作成される財務諸表の場合、業務実施者の結論は、財務諸表が、適用される財務報告の枠組みに準拠して適正に表示していないと信じさせる事項は、全ての重要な点において認められなかった旨を記載する。 多くの一般目的の財務報告の枠組みの場合、例えば、財務諸表は、企業の年度末における財政状態並びに同日をもって終了する年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示することが求められる。レビュー報告書において法令等により異なる文言を使用することが求められていたとしても、適正表示の枠組みに準拠して作成された財務諸表が適正に表示されているかどうか評価することを求める本実務指針の要求事項を実施する。</p>	<p>《イ. 監査人の責任》 A78. 上場企業の場合に適用される監査人の独立性に関するコミュニケーションについての要求事項は、その他の企業、特に、事業内容、事業規模又は事業体の属性により利害関係者が広範囲に及ぶため、社会的影響度が高い事業体にも適用される場合がある。上場企業ではないが、監査人の独立性に関するコミュニケーションが適切となることのある企業の例示としては、金融機関及び保険会社等を挙げることができる（第 96 項参照。監査基準報告書 260「監査役等とのコミュニケーション」の A28 項参照）。</p> <p>《② 除外事項付結論》 《ア. 結論に関する除外》（第 100 項参照） A79. 第 100 項の影響の記載について、「可能であれば記載しなければならない」とされているのは、期中レビュー手続が質問、分析的手続その他の期中レビュー手続に限定されていること、及び適時性の要請による時間的制約に鑑み、場合によっては、影響の算出が困難な場合があることが想定されるための配慮であるものと考えられる。</p> <p>《イ. 否定的結論》（第 101 項参照） A80. 第 101 項で規定する否定的結論を表明する場合には、「否定的結論」</p>

改正四基報第1号案	保証実 2400	レ基報第●号案											
<p>の区分において、当該不適切な事項の中間財務諸表に与える影響の重要性に鑑み、中間財務諸表は適正に表示していないと信じさせる事項が認められた旨を記載し、また、「否定的結論の根拠」の区分において、否定的結論の理由を記載する。当該理由には、除外した不適切な事項に加え、もし影響額の算定が可能である場合においては、当該事項が中間財務諸表に与えている影響の記載が含まれることに留意する。当該事項が中間財務諸表に与えている影響の記載については、期中レビューの性格、適時性の要請による時間的制約を考慮し、算定が可能である場合のみ記載を求めることとした。</p>	<p align="center">《除外事項付結論の類型》（第76項参照）</p> <p>A118. 以下の表は、除外事項付結論を表明する原因の性質と、それが財務諸表に及ぼす影響の範囲、又は及ぼす可能性のある影響の範囲が広範かどうかという業務実施者の判断が、業務実施者の表明する結論の類型に対しどのように影響を及ぼすかを示している。</p> <table border="1" data-bbox="1026 751 1938 1165"> <tr> <td data-bbox="1026 751 1391 970" rowspan="2">除外事項付結論を表明する原因の性質</td> <td colspan="2" data-bbox="1391 751 1938 898">除外事項付結論を表明する原因となる事項が財務諸表に及ぼす影響の範囲、又は及ぼす可能性のある影響の範囲が広範なものであるかどうかという業務実施者の判断</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1391 898 1668 970">重要だが広範ではない</td> <td data-bbox="1668 898 1938 970">重要かつ広範である</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1026 970 1391 1056">財務諸表に重要な虚偽表示がある</td> <td data-bbox="1391 970 1668 1056">限定付結論</td> <td data-bbox="1668 970 1938 1056">否定的結論</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1026 1056 1391 1165">財務諸表における重要な項目に関する十分かつ適切な証拠を入手できない</td> <td data-bbox="1391 1056 1668 1165">限定付結論</td> <td data-bbox="1668 1056 1938 1165">結論の不表明</td> </tr> </table> <p>《(6) 業務実施者がレビュー契約を締結した後に経営者によるレビュー範囲の制約によって結論を形成することができない場合》（第13項及び第83項参照）</p> <p>A119. レビュー契約の解除が現実的に可能かどうかは、経営者によりレビュー範囲が制約された時点でレビュー業務がどの程度完了しているかによって決まることがある。業務実施者は、レビュー業務のほとんどが完了しているような場合には、実施可能な範囲でレビュー業務を完了し、レビュー報告書の結論の不表明の根拠区分においてレビュー範囲の制約について説明した上で、結論の不表明とすることもある。</p> <p>A120. 業務実施者が、レビュー範囲の制約によりレビュー契約の解除が必要であると判断する場合、職業的専門家としての基準、法令等の規定又は契約に基づきレビュー契約の解除に関する事項を出資者や監査役等に報告することがある。</p>	除外事項付結論を表明する原因の性質	除外事項付結論を表明する原因となる事項が財務諸表に及ぼす影響の範囲、又は及ぼす可能性のある影響の範囲が広範なものであるかどうかという業務実施者の判断		重要だが広範ではない	重要かつ広範である	財務諸表に重要な虚偽表示がある	限定付結論	否定的結論	財務諸表における重要な項目に関する十分かつ適切な証拠を入手できない	限定付結論	結論の不表明	<p>の区分において、当該不適切な事項の期中財務諸表に与える影響の重要性に鑑み、期中財務諸表は適正に表示していない（準拠性の枠組みの場合は、作成していない）と信じさせる事項が認められた旨を記載し、また、「否定的結論の根拠」の区分において、否定的結論の理由を記載する。当該理由には、除外した不適切な事項に加え、もし影響額の算定が可能である場合においては、当該事項が期中財務諸表に与えている影響の記載が含まれることに留意する。当該事項が期中財務諸表に与えている影響の記載については、期中レビューの性格、適時性の要請による時間的制約を考慮し、算定が可能である場合のみ記載を求めることとした。</p> <p>《③ 期中レビュー範囲の制約》</p> <p>A81. 期中レビュー範囲の制約は、通常、監査人が期中レビューを完了する妨げとなる（第102項参照）。</p> <p>A82. 監査人は、監査範囲の制約により、直近の年度の財務諸表監査に限定付適正意見を表明している場合がある。監査人は、範囲の制約が存在しているかどうか、存在している場合にはそれが期中レビュー報告書に与える影響を検討する（第109項参照）。</p>
除外事項付結論を表明する原因の性質	除外事項付結論を表明する原因となる事項が財務諸表に及ぼす影響の範囲、又は及ぼす可能性のある影響の範囲が広範なものであるかどうかという業務実施者の判断												
	重要だが広範ではない	重要かつ広範である											
財務諸表に重要な虚偽表示がある	限定付結論	否定的結論											
財務諸表における重要な項目に関する十分かつ適切な証拠を入手できない	限定付結論	結論の不表明											

改正四基報第1号案	保証実 2400	レ基報第●号案
<p>《(4) 継続企業の前提》(第73項及び第77項参照)</p> <p>A30. 第74項の記載は、具体的に対応策が提示されていない期間が生じている場合に重要な不確実性が認められる場合もあることから、重要な不確実性が認められる理由において記載されることになると考えられる。</p> <p>A31. 「期中レビュー基準」には、監査基準及び期中監査基準の報告基準における継続企業の前提の項に規定されている「意見の不表明」に相当する規定は置かれていない。これについては、「四半期レビュー基準の改訂に関する意見書 四半期レビュー基準の改訂について」(2009年6月30日 企業会計審議会) 二 2に記載されているとおり、理論的には、経営者が評価及び対応策を示さないときには、監査人は、重要な期中レビュー手続を実施できなかったとして結論の表明ができない場合があり得るが、質問及び分析的手続等を基本とする限定されたレビュー手続に基づく消極的形式による結論の表明であること、及び開示の要否や注記の根拠となる証拠資料及び対応策の合理性等に関する証拠資料を入手する必要がないこと等を踏まえ、結論の不表明となる場合が非常に限定されることになるということを示していると考えられる。したがって、通常は、中間財務諸表に経営者の対応策及び具体的に対応策が提示されていない期間についての経営者の評価内容等が、重要な不確実性を反映し適切に注記される場合には、期中レビュー報告書に継続企業の前提に関する事項を記載し、無限定の結論が表明されることとなる。</p> <p>A32. 期中会計基準 第19項(15)においては、事業の性質上営業収益又は営業費用に著しい季節的変動がある場合には、その状況についての注記が求められている。これは同第39項に記載されているように、企業会計の基準が実績主義を採用していることにより、各期中における実績数値が事業の性質によっては一事業年度内において大きく変動することがあることから、業績予測に資する情報の提供の観点から季節変動性についての十分な定性的情報を開示することにより、中間財務諸表利用者を誤った判断に導く可能性を回避するために求められている注記である。このように半期毎に大きく業績が変動するような事業の性格等を有する企業においては、一時的に業績が大きく悪化することにより、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が発生する可能性がある。特に一時的に業績が大きく悪化したことにより債務超過になった場合には、著しい季節的変動等による一時的な悪化であったとしても、継続企業の前提に関する事項の注記が原則として求められているので、監査人は適切な注記がなされているかどうかについて検討する。</p> <p>A33. 注記が適切に行われているか否かの監査人の判断は、いわゆる二重責任の原則に基づくとともに、中間財務諸表に記載されているものを対象に行うことになる。また、中間財務諸表に重要な後発事象として記載された事項が継続企業の前提に関する事項である場合、監査人は、当該後発事象としての開示の適正性に加え、継続企業の前提についての開示が適正に行われているか否かの判断も行わなければならないことに留意する。</p>		<p>《(4) 継続企業の前提》(第113項から第117項参照)</p> <p>A83. 第113項の記載は、具体的に対応策が提示されていない期間が生じている場合に重要な不確実性が認められる場合もあることから、重要な不確実性が認められる理由において記載されることになると考えられる。</p> <p>A84. 「期中レビュー基準」には、監査基準及び期中監査基準の報告基準における継続企業の前提の項に規定されている「意見の不表明」に相当する規定は置かれていない。これについては、「四半期レビュー基準の改訂に関する意見書 四半期レビュー基準の改訂について」(2009年6月30日 企業会計審議会) 二 2に記載されているとおり、理論的には、経営者が評価及び対応策を示さないときには、監査人は、重要な期中レビュー手続を実施できなかったとして結論の表明ができない場合があり得るが、質問及び分析的手続等を基本とする限定された期中レビュー手続に基づく消極的形式による結論の表明であること、及び開示の要否や注記の根拠となる証拠資料及び対応策の合理性等に関する証拠資料を入手する必要がないこと等を踏まえ、結論の不表明となる場合が非常に限定されることになるということを示していると考えられる。したがって、通常は、期中財務諸表に経営者の対応策及び具体的に対応策が提示されていない期間についての経営者の評価内容等が、重要な不確実性を反映し適切に注記される場合には、期中レビュー報告書に継続企業の前提に関する事項を記載し、無限定の結論が表明されることとなる。</p> <p>A85. 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関する重要な不確実性について、過去の監査又は期中レビュー報告書に「継続企業の前提に関する重要な不確実性」区分を設けて記載している場合がある。重要な不確実性が引き続き認められ、期中財務諸表における注記が適切な場合、監査人は引き続き「継続企業の前提に関する重要な不確実性」区分を設けて継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関する重要な不確実性について当期中財務諸表に係る期中レビュー報告書に記載する。</p>

改正四基報第1号案	保証実 2400	レ基報第●号案
	<p>《(7) 継続企業》 (第 88 項参照)</p> <p>A121. 継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるが、重要な不確実性が認められる場合には、レビュー報告書の強調事項区分に次の事項を記載する。</p> <p>(1) 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する旨及びその内容</p> <p>(2) 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策</p> <p>(3) 継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる旨及びその理由</p> <p>(4) 財務諸表は継続企業を前提として作成されており、当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映していない旨</p> <p>なお、(2)の対応策及び(3)のうち継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる理由については、内容を記載する方法に代え、財務諸表における該当部分を参照する方法によることができる。</p> <p>A122. 極めてまれな状況ではあるが、重要な不確実性が複数存在し、それが財務諸表に及ぼす可能性のある影響が複合的かつ多岐にわたる場合には、業務実施者は、強調事項区分の記載に代えて結論を表明しないことが適切と考えることがある。この場合、業務実施者は、結論の表明ができるか否かを慎重に判断しなければならない。</p> <p>《15. レビュー報告書》 (第 91 項から第 98 項参照)</p> <p>A123. レビュー報告書は、書面又は電磁的記録で発行される。</p> <p>《(1) レビュー報告書の記載事項》 (第91項参照)</p> <p>A124. 独立業務実施者の報告書であることを示す「独立業務実施者のレビュー報告書」の表題は、業務実施者が独立性についての職業倫理に関する規定の全てを満たしていることを表明するものであり、それにより、独立業務実施者のレビュー報告書を独立業務実施者以外の者が発行する報告書と区別している。</p> <p>A125. レビュー報告書の宛先は、法令等において規定されていることがある。レビュー対象となる財務諸表を作成する企業の機関設計に応じて、レビュー報告書の提出先を宛先とする。我が国の場合、取締役会となることが多い。</p> <p>A126. 業務実施者は、レビューした財務諸表を含む開示書類においてレビュー対象外の情報が含まれている場合、財務諸表の利用者がレビュー報告書の対象となる財務諸表の記載場所を特定できるように、レビュー報告書上、レビューした財務諸表が記載されている箇所又は頁番号を記載することを検討することが適切な場合がある。</p> <p>《財務諸表に対する経営者の責任》 (第91項(4)参照)</p> <p>A127. 財務諸表の作成及びレビュー業務の両方に関して、経営者がその責任を認識し理解していることを確かめなければならないとする本実務指針の要求事項は、レビュー業務の実施と報告の基礎となる。レビュー報告書に経営者の責任を記載することにより、実施されたレビュー業務と経営者の責任との関係をレビュー報告書の利用者に対して知らせることができる。</p> <p>A128. 業務実施者は、企業の特性等に照らして、財務諸表の作成に関連する追加的な責任を明示するため、本実務指針に記載されている経営者の責任に関して追加の記載を行うことが適切な場合がある。</p> <p>A129. 経営者の責任について規定する法令等において、会計帳簿と会計記録、又は会計システムの妥当性に対する経営者の責任について明記され</p>	

改正四基報第1号案	保証実 2400	レ基報第●号案
	<p>ている場合があるが、会計帳簿、会計記録及び会計システムは内部統制と不可分であるため、本実務指針では、それらを個別に記載することは求められていない。</p> <p>《業務実施者の責任》（第91項(6)参照） A130. レビュー報告書には、業務実施者の責任を経営者の財務諸表の作成責任と区別するため、業務実施者の責任は、実施したレビュー業務に基づき財務諸表に対する結論を表明することである旨を記載する。</p> <p>《レビュー基準の明記》（第91項(6)参照） A131. 業務実施者は、準拠したレビュー基準をレビュー報告書に明記することにより、当該レビュー業務が広く認知されている基準に準拠して行われたことを、レビュー報告書の利用者に対して示している。</p> <p>《財務諸表のレビュー業務の性質に関するコミュニケーション》（第91項(7)参照） A132. レビュー報告書におけるレビュー業務の性質に関する記載は、レビュー報告書の利用者のために実施した業務の範囲と限界を説明している。この説明によって、レビュー業務が監査ではなく、業務実施者が財務諸表に対して監査意見を表明しないことが明確になる。</p> <p>《適用される財務報告の枠組みについての記載と業務実施者の結論に与える影響》（第91項(8)②参照） A133. 業務実施者の結論において、適用される財務報告の枠組みを明記するのは、レビュー報告書の利用者に、結論表明の判断基準について知らせるためであり、適用される財務報告の枠組みは、「××国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して…」又は「国際会計基準に準拠して…」等の表現で記載される。なお、この記載は、本実務指針の第31項(1)の要求事項（適用される財務報告の枠組みの受入可能性に関する判断の責任）を限定しようとするものではない。 A134. 適用される財務報告の枠組みに、財務報告の基準と法令等で要求される事項が含まれる場合、例えば、財務報告の枠組みは、「財務報告の基準及び××法の規定に準拠して…」等の表現で記載される。</p> <p>《除外事項付結論である場合の結論の根拠区分》（第91項(9)②参照） A135. 除外事項付結論の根拠区分に記載した特定の事項に関連して、否定的結論を表明する、又は結論の不表明とする場合であっても、除外事項付結論の表明が必要となるその他の事項を識別した場合には、当該事項に関する記載も行わなければならない。これは、業務実施者が識別した当該その他の事項に関する開示が、財務諸表の利用者の理解に資する場合があるためである。</p> <p>《業務実施者の署名》（第91項(12)参照） A136. レビュー報告書には、その国に応じて、監査事務所名、業務実施者の個人名又はその両方のいずれかの署名がなされる。また、一部の国では、レビュー報告書において、業務実施者の署名に加えて、業務実施者が職業的専門家として当該国の適切な許認可を受けていることについて明示することが求められることがある。 我が国の場合、会社その他の者の財務書類について証明をする場合には、当該証明に係る業務を執行した者は、当該証明書にその資格を表示して署名しなければならないとされている。</p>	

改正四基報第1号案	保証実 2400	レ基報第●号案
	<p>《業務実施者の監査事務所の所在地》(第91項(13)参照) A137. 一般目的の財務諸表のレビュー報告書は、国又は地域を越えて流通することがあるため、主として業務を行った監査事務所の所在地を記載することが求められている。監査事務所の所在地として、例えば、業務実施者が執務する事業所の都市名又は登記されている事業所名を記載する。</p> <p>《(2) レビュー報告書における強調事項区分及びその他の事項区分》(第93項及び第96項参照) A138. 特別目的の財務諸表は、想定されていない目的に利用されることがある。例えば、規制当局は、特定の企業に対して、特別目的の財務諸表を公表することを要求することがある。業務実施者は、想定されていない利用者の誤解を避けるため、財務諸表が特別目的の財務報告の枠組みに準拠して作成されており、したがって、他の目的には適合しないことを旨をレビュー報告書に記載し、その利用者に対する注意を喚起することが重要である。さらに、一般目的の財務報告の枠組み(例えば、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準)と異なる旨を記載する場合もある。</p> <p>A139. 一般目的の財務諸表が、特定の利用者の財務情報に対するニーズを満たすと特定の利用者が判断する場合には、一般目的の財務報告の枠組みに準拠して作成された財務諸表が特定の目的に利用される場合がある。この場合のレビュー報告書は特定の利用者を想定しているため、業務実施者は、その他の事項区分を設け、レビュー報告書は特定の利用者のみを対象としており、当該レビュー報告書が特定の利用者以外に配布又は利用されてはならない旨を記載する必要があると判断することがある。</p> <p>《(3) その他の報告責任》(第97項参照) A140. 国によっては、業務実施者は、本実務指針における業務実施者の報告責任に加え、その他の事項について報告責任を有する場合がある。例えば、業務実施者は、財務諸表のレビュー業務の実施中に特定の事項に気付いた場合、当該事項を報告することが求められている場合がある。また、業務実施者は、特定の事項(会計帳簿と会計記録の適切性など)について追加的に特定の手続を実施し報告することが求められていたり、結論を表明することが求められていたりすることがある。特定の国における財務諸表のレビュー業務の基準は、その国における特定の追加的な報告責任に関する業務実施者の責任に関する指針を提供していることがある。</p> <p>A141. 関連する法令等により、これらのその他の報告責任について、財務諸表に対するレビュー報告書の中で報告することを業務実施者に要求又は容認していることもあれば、別の報告書で報告することを要求又は容認していることもある。</p> <p>A142. これらのその他の報告責任は、本実務指針に基づく財務諸表に対する業務実施者の報告責任から明確に区分するため、レビュー報告書において別個の区分を設けて記載する。この区分には、その他の報告責任の区分の内容を示す見出しを付すことがある。国によっては、追加の報告責任は、財務諸表のレビュー業務におけるレビュー報告書とは別の報告書において記載されることがある。</p> <p>《(4) レビュー報告書日》(第91項(11)及び第98項参照) A143. レビュー報告書日は、業務実施者がその日付までに気づき、かつその日付までに発生した事象や取引の影響を検討したことを、利用者に知らせるものである。</p>	<p>《⑤ 追記情報》(第118項から第124項参照) A86. 特別目的の期中財務諸表は、想定されていない目的に利用されることがある。例えば、規制当局は、特定の企業に対して、特別目的の期中財務諸表を公表することを要求することがある。監査人は、想定されていない利用者の誤解を避けるため、期中財務諸表が特別目的の財務報告の枠組みに準拠して作成されており、したがって、他の目的には適合しないことを旨を期中レビュー報告書に記載し、その利用者に対する注意を喚起することが重要である。さらに、一般目的の財務報告の枠組み(例えば、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準)と異なる旨を記載する場合もある。</p> <p>A87. 一般目的の期中財務諸表が、特定の利用者の財務情報に対するニーズを満たすと特定の利用者が判断する場合には、一般目的の財務報告の枠組みに準拠して作成された期中財務諸表が特定の目的に利用される場合がある。この場合の期中レビュー報告書は特定の利用者を想定しているため、監査人は、その他の事項区分を設け、期中レビュー報告書は特定の利用者のみを対象としており、当該期中レビュー報告書が特定の利用者以外に配布又は利用されてはならない旨を記載する必要があると判断することがある。</p> <p>《⑥ その他の報告責任》(第125項参照) A88. 国によっては、監査人は、本報告書における監査人の報告責任に加え、その他の事項について報告責任を有する場合がある。例えば、監査人は、期中レビュー業務の実施中に特定の事項に気付いた場合、当該事項を報告することが求められている場合がある。また、監査人は、特定の事項(会計帳簿と会計記録の適切性など)について追加的に特定の手続を実施し報告することが求められていたり、結論を表明することが求められていたりすることがある。特定の国における期中レビュー業務の基準は、その国における特定の追加的な報告責任に関する監査人の責任に関する指針を提供していることがある。</p> <p>A89. 関連する法令等により、これらのその他の報告責任について、期中レビュー報告書の中で報告することを監査人に要求又は容認していることもあれば、別の報告書で報告することを要求又は容認していることもある。</p> <p>A90. これらのその他の報告責任は、本報告書に基づく期中財務諸表に対する監査人の報告責任から明確に区分するため、期中レビュー報告書において別個の区分を設けて記載する。この区分には、その他の報告責任の区分の内容を示す見出しを付すことがある。国によっては、追加の報告責任は、期中レビュー業務における期中レビュー報告書とは別の報告書において記載されることがある。</p> <p>《⑦ 期中レビュー報告書日》(第126項参照) A91. 期中レビュー報告書日は、監査人がその日付までに気づき、かつその日付までに発生した事象や取引の影響を検討したことを、利用者に知らせるものである。</p>

改正四基報第1号案	保証実 2400	レ基報第●号案
	<p>A144. 業務実施者の結論は財務諸表を対象としており、財務諸表に対する責任は経営者にある。業務実施者は、関連する注記を含む全ての財務諸表が作成され、認められた権限を持つ者が、当該財務諸表に対して責任を受け入れたという証拠を入手するまでは、十分かつ適切な証拠を入手したと判断することはできない。</p> <p>A145. 国によっては、法令等によって、関連する注記を含む全ての財務諸表が作成されたと判断する責任を有する個人又は機関（例えば、取締役）が定められ、必要な承認プロセスが規定されている場合がある。その場合、当該承認に関する証拠を、財務諸表に対するレビュー報告書日以前の日付において入手することになり、当該日付が財務諸表の承認日となる。</p> <p>一方、承認プロセスが法令等によって規定されていない国もある。その場合、業務実施者は、関連する注記を含む全ての財務諸表が作成されたと判断する権限を有する特定の個人又は機関を識別するため、企業の経営と統治の構造を考慮して、企業が財務諸表の作成及び確定に当たって従う手続を検討することになる。</p> <p>A146. 我が国では、株主総会又は取締役会による財務諸表の最終承認が要求されていることがあるが、そのような最終承認は、業務実施者が財務諸表に対する結論を表明するために必要なものではない。本実務指針においては、財務諸表の承認日は、経営者確認書において、認められた権限を持つ者が、関連する注記を含む全ての財務諸表が作成されたと判断し、当該財務諸表に対して責任を認めた日付をいう。</p> <p>《(5) 法令等によりレビュー報告書の様式又は用語が規定されている場合》（第 35 項、第 36 項及び第 91 項参照）</p> <p>A147. 本実務指針に準拠してレビュー業務が実施されている場合のレビュー報告書の様式や用語に一貫性が保たれていることにより、レビュー業務が本実務指針に準拠して実施されていることを容易に認識でき、レビュー業務の信頼性を高める。</p> <p>法令等により要求される事項と本実務指針との間の差異が、レビュー報告書の様式又は文言のみに関連しており、最低限、本実務指針の第 91 項に記載された事項がレビュー報告書に含まれる場合には、レビュー報告書において、本実務指針に準拠している旨を記載することができる。したがって、この場合、業務実施者は、レビュー報告書で使用する様式や文言が、法令等によりレビュー報告書に関して要求される事項によって規定されている場合であっても、本実務指針の要求事項を遵守したと判断される。</p> <p>法令等により要求される事項と本実務指針が整合している場合、本実務指針において使用されるレビュー報告書の様式と文言を採用することにより、レビュー報告書の利用者は、本実務指針に準拠して実施されているレビュー業務のレビュー報告書であることを容易に認識することができる。</p> <p>法令等が、本実務指針の要求事項と著しく異なるレビュー報告書の様式又は文言を記載している場合の状況は、本実務指針における関与先とのレビュー契約の新規の締結及び更新に関する要求事項で扱われている。</p> <p>《(6) 本実務指針と他のレビュー基準に準拠して実施されるレビュー業務に対するレビュー報告書》（第 91 項(6)参照）</p> <p>A148. 業務実施者が、本実務指針の要求事項に加えて、他のレビュー基準（国際レビュー業務基準や特定の国のレビュー基準。ただし、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準を除く。）を遵守</p>	<p>A92. 監査人の結論は期中財務諸表を対象としており、期中財務諸表に対する責任は経営者にある。監査人は、関連する注記を含む全ての期中財務諸表が作成され、認められた権限を持つ者が、当該期中財務諸表に対して責任を受け入れたという証拠を入手するまでは、十分かつ適切な証拠を入手したと判断することはできない。</p> <p>A93. 国によっては、法令等によって、関連する注記を含む全ての期中財務諸表が作成されたと判断する責任を有する個人又は機関（例えば、取締役）が定められ、必要な承認プロセスが規定されている場合がある。その場合、当該承認に関する証拠を、期中レビュー報告書日以前の日付において入手することになり、当該日付が期中財務諸表の承認日となる。</p> <p>一方、承認プロセスが法令等によって規定されていない国もある。その場合、監査人は、関連する注記を含む全ての期中財務諸表が作成されたと判断する権限を有する特定の個人又は機関を識別するため、企業の経営と統治の構造を考慮して、企業が期中財務諸表の作成及び確定に当たって従う手続を検討することになる。</p> <p>A94. 我が国では、株主総会又は取締役会による期中財務諸表の最終承認が要求されていることがあるが、そのような最終承認は、監査人が期中財務諸表に対する結論を表明するために必要なものではない。本報告書においては、期中財務諸表の承認日は、経営者確認書において、認められた権限を持つ者が、関連する注記を含む全ての期中財務諸表が作成されたと判断し、当該期中財務諸表に対して責任を認めた日付をいう。</p> <p>《⑧ 法令等により期中レビュー報告書の様式又は用語が規定されている場合》（第 36 項、第 37 項及び第 87 項参照）</p> <p>A95. 本報告書に準拠して期中レビュー業務が実施されている場合の期中レビュー報告書の様式や用語に一貫性が保たれていることにより、期中レビュー業務が本報告書に準拠して実施されていることを容易に認識でき、期中レビュー業務の信頼性を高める。</p> <p>法令等により要求される事項と本報告書との間の差異が、期中レビュー報告書の様式又は文言のみに関連しており、本報告書第 87 項に記載の事項が期中レビュー報告書に含まれる場合には、期中レビュー報告書において、本報告書に準拠している旨を記載することができる。したがって、この場合、監査人は、期中レビュー報告書で使用する様式や文言が、法令等により期中レビュー報告書に関して要求される事項によって規定されている場合であっても、本報告書の要求事項を遵守したと判断される。</p> <p>法令等により要求される事項と本報告書が整合している場合、本報告書において使用される期中レビュー報告書の様式と文言を採用することにより、期中レビュー報告書の利用者は、本報告書に準拠して実施されている期中レビュー業務の期中レビュー報告書であることを容易に認識することができる。</p> <p>法令等が、本報告書の要求事項と著しく異なる期中レビュー報告書の様式又は文言を記載している場合の状況は、本報告書における関与先との期中レビュー契約の新規の締結及び更新に関する要求事項で扱われている。</p> <p>《⑨ 本報告書と他のレビュー基準に準拠して実施される期中レビュー業務に対する期中レビュー報告書》（第 87 項参照）</p> <p>A96. 監査人が、本報告書の要求事項に加えて、他のレビュー基準（国際レビュー業務基準や特定の国のレビュー基準。ただし、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準を除く。）を遵守する</p>

改正四基報第1号案	保証実 2400	レ基報第●号案
<p>《(6) 比較情報》(第85項参照)</p> <p>A35. 中間財務諸表の比較情報には、前事業年度に対応する期中会計期間に係る期中損益計算書並びに前事業年度に対応する期中会計期間に係る期中キャッシュ・フロー計算書(以下「前年同期中に係る中間財務諸表」という。)及び前事業年度に係る貸借対照表が含まれる。</p> <p>《5. 期中レビュー調書》(第89項参照)</p> <p>A36. 監査人が期中レビュー調書に記録する内容の範囲と詳細の程度を決定するに際しては、当該期中レビューに関与していない別の監査人に対して当該期中レビュー業務を説明するために必要な情報、すなわち、どのような期中レビュー手続を、いつ、どの程度実施し、それによりどのような情報からどのような結果が得られたのか、また検討した重要な事項は何であったか、その経過及び結果等、当該情報について理解させるためにはどの程度の文書化が必要かを考慮することが有益である。</p> <p>A37. 期中レビューに関する調書のファイルは、年度監査の監査ファイルとは別のファイルにして整理することとなるが、期中レビュー調書作成においては、期中レビュー調書間の関連性に留意するとともに、期中レビューが年度の財務諸表の監査と適切に組み合わせて実施されることを踏まえ、それぞれの期中レビューと年度の財務諸表の監査の調書との関連性にも留意する。</p> <p>《V 適用》</p> <ul style="list-style-type: none"> 本報告は、2008年4月1日以後開始する連結会計年度又は事業年度に係る四半期連結財務諸表又は四半期財務諸表の四半期レビューから適用する。 「監査・保証実務委員会報告第83号「四半期レビューに関する実務指針」の改正について」(2009年7月8日)は、2009年6月30日以後終了する四半期会計期間に係る四半期財務諸表の四半期レビューから適用する。 	<p>する場合には、レビュー報告書において、本実務指針と他のレビュー基準の両方に準拠してレビュー業務を実施した旨を記載することができる。</p> <p>しかしながら、本実務指針と他のレビュー基準の要求事項の間に不整合があり、それにより、業務実施者が異なる結論を形成する、又は、本実務指針では強調事項区分として記載することが要求されている特定の状況において、他のレビュー基準では強調事項区分として記載しないことになる場合には、本実務指針と他のレビュー基準の両方に言及するのは適切ではない。この場合、レビュー報告書は、準拠した関連する基準(本実務指針又は他のレビュー基準のいずれかの基準)のみに準拠している旨を記載する。</p> <p>《(7) レビュー報告書の文例》(第91項参照)</p> <p>A149. 本実務指針の付録2は、本実務指針に基づくレビュー報告書の文例を示している。</p> <p>《16. 調書》</p> <p>《調書の適時性》</p> <p>A150. 品質管理基準報告書第1号では、監査事務所に、調書をレビュー報告書提出日後に適時に整理するという品質目標を設定することを要求している。調書の最終的な整理を完了する期限は、通常、レビュー報告書の日付から、60日程度を超えないものとされている(品基報第1号のA83項参照)。</p> <p>《IV 適用》</p> <ul style="list-style-type: none"> 本実務指針(2016年1月26日)は、2017年1月1日以後に契約するレビュー業務から適用する。ただし、本実務指針の全ての要求事項が適用可能である場合には、2016年1月26日以後に契約するレビュー業務から適用することができる。 本実務指針(2018年10月19日)は、2019年4月1日以後に開始する事業年度に係るレビュー業務から適用する。 本実務指針(2021年6月9日)は、2021年4月1日以後に開始する 	<p>場合には、期中レビュー報告書において、本報告書と他のレビュー基準の両方に準拠して期中レビュー業務を実施した旨を記載することができる。</p> <p>しかしながら、本報告書と他のレビュー基準の要求事項の間に不整合があり、それにより、監査人が異なる結論を形成する、又は、本報告書では強調事項区分として記載することが要求されている特定の状況において、他のレビュー基準では強調事項区分として記載しないことになる場合には、本報告書と他のレビュー基準の両方に言及するのは適切ではない。この場合、期中レビュー報告書は、準拠した関連する基準(本報告書又は他のレビュー基準のいずれかの基準)のみに準拠している旨を記載する。</p> <p>A97. 本報告書の付録2は、本報告書に基づく期中レビュー報告書の文例を示している。</p> <p>《⑩ 比較情報》(第127項参照)</p> <p>A98. 期中財務諸表の比較情報には、前事業年度に対応する期中会計期間に係る期中損益計算書並びに前事業年度に対応する期中会計期間に係る期中キャッシュ・フロー計算書及び前事業年度に係る貸借対照表が含まれる。</p> <p>《10. 期中レビュー調書》</p> <p>《(1) 調書の適時性》(第137項及び第142項参照)</p> <p>A99. 品質管理基準報告書第1号では、監査事務所に、調書を期中レビュー報告書提出日後に適時に整理するという品質目標を設定することを要求している。調書の最終的な整理を完了する期限は、通常、期中レビュー報告書の日付から、60日程度を超えないものとされている(品基報第1号のA83項参照)。</p> <p>《IV 適用》</p> <ul style="list-style-type: none"> 本報告書(2023年 月 日)は、2024年4月1日以後開始する会計期間に係る期中財務諸表の期中レビューから適用する。

改正四基報第1号案	保証実 2400	レ基報第●号案
<ul style="list-style-type: none"> 「監査・保証実務委員会報告第 83 号「四半期レビューに関する実務指針」の改正について」（2011 年 7 月 8 日）は、2011 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度又は事業年度に係る四半期連結財務諸表又は四半期財務諸表の四半期レビューから適用する。 「監査・保証実務委員会報告第 83 号「四半期レビューに関する実務指針」の改正について」（2012 年 6 月 22 日）は、2012 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度又は事業年度に係る四半期連結財務諸表又は四半期財務諸表の四半期レビューから適用する。 「監査・保証実務委員会報告第 83 号「四半期レビューに関する実務指針」の改正について」（2016 年 2 月 26 日）は、2016 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表の四半期レビューから適用する。 「監査・保証実務委員会報告第 83 号「四半期レビューに関する実務指針」の改正について」（2020 年 3 月 17 日）は、2020 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度又は事業年度に係る四半期連結財務諸表又は四半期財務諸表の四半期レビューから適用する。 なお、米国証券取引委員会に登録している会社においては、2020 年 1 月 1 日以後開始する連結会計年度又は事業年度に係る四半期連結財務諸表又は四半期財務諸表の四半期レビューから適用することができる。 「監査・保証実務委員会報告第 83 号「四半期レビューに関する実務指針」の改正について」（2021 年 4 月 7 日）は、2021 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度又は事業年度に係る四半期連結財務諸表又は四半期財務諸表の四半期レビューから適用する。 「監査・保証実務委員会報告第 83 号「四半期レビューに関する実務指針」の改正について」（2021 年 9 月 16 日）は、2021 年 9 月 1 日以後に提出する四半期レビュー報告書から適用する。 「監査・保証実務委員会報告第 83 号「四半期レビューに関する実務指針」の改正について」（2021 年 12 月 7 日）は、2021 年 12 月 31 日以後終了する四半期連結会計期間又は四半期会計期間に係る四半期連結財務諸表又は四半期財務諸表の四半期レビューから適用する。 なお、《付録 2》の会計上の見積りの監査に関連する事項は、2023 年 3 月に終了する連結会計年度又は事業年度に係る四半期連結財務諸表又は四半期財務諸表の四半期レビューから適用する。ただし、それ以前の連結会計年度又は事業年度に係る四半期連結財務諸表又は四半期財務諸表の四半期レビューから適用することを妨げない。 本報告書（2022 年 10 月 13 日）のうち、倫理規則に関する事項は、2023 年 4 月 1 日以後開始する四半期連結会計期間又は四半期会計期間に係る四半期連結財務諸表又は四半期財務諸表の四半期レビューから適用する。ただし、本報告書を、倫理規則（2022 年 7 月 25 日変更）と併せて 2023 年 4 月 1 日以後終了する連結会計年度又は事業年度の四半期連結会計期間又は四半期会計期間に係る四半期連結財務諸表又は四半期財務諸表の四半期レビューから早期適用することを妨げない。 本報告書（2023 年 3 月 16 日）は、2023 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の四半期連結会計期間又は四半期会計期間に係る四半期連結財務諸表又は四半期財務諸表の四半期レビューから適用する。ただし、本報告書を、2023 年 4 月 1 日以後終了する連結会計年度及び事業年度の四半期連結会計期間又は四半期会計期間に係る四半期連結財務諸表又は四半期財務諸表の四半期レビューにおいて、倫理規則（2022 年 7 月 25 日変更）と併せて早期適用することを妨げない。また、品質管理に関する事項は、2023 年 7 月 1 日以後開 	<p>事業年度に係るレビュー業務から適用する。ただし、2021 年 3 月 31 日以前に開始する事業年度に係るレビュー業務であっても、2021 年 4 月 1 日以後に発行するレビュー報告書から適用することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 本実務指針（2021 年 9 月 16 日）は、2021 年 9 月 1 日以後に提出するレビュー報告書に係る業務から適用する。 本実務指針（2022 年 10 月 13 日）のうち、倫理規則に関する事項は、2023 年 4 月 1 日以後開始する事業年度に係るレビュー業務から適用する。ただし、本実務指針を、倫理規則（2022 年 7 月 25 日変更）と併せて 2023 年 4 月 1 日以後終了する事業年度に係るレビュー業務から早期適用することを妨げない。 本実務指針（2023 年 3 月 16 日）は、2023 年 4 月 1 日以後開始する事業年度に係るレビュー業務から適用する。ただし、本実務指針を、2023 年 4 月 1 日以後終了する事業年度に係るレビュー業務において、倫理規則（2022 年 7 月 25 日変更）と併せて早期適用することを妨げない。また、品質管理に関する事項は、2023 年 7 月 1 日以後開始する事業年度に係るレビュー業務から適用する。なお、公認会計士法上の大規模監査法人以外の監査事務所においては、2024 年 7 月 1 日以後開始する事業年度に係るレビュー業務から適用する。ただし、全ての監査事務所において、品質管理基準報告書第 1 号「監査事務所における品質管理」（2023 年 1 月 12 日）及び品質管理基準報告書第 2 号「監査業務に係る審査」（2023 年 1 月 12 日）と併せて、2024 年 6 月 30 日以前に開始する事業年度に係るレビュー業務から早期適用することを妨げない。 	

改正四基報第1号案	保証実 2400	レ基報第●号案
<p>始する連結会計年度及び事業年度の四半期連結会計期間又は四半期会計期間に係る四半期連結財務諸表又は四半期財務諸表の四半期レビューから適用する。なお、公認会計士法上の大規模監査法人以外の監査事務所においては、2024年7月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の四半期連結会計期間又は四半期会計期間に係る四半期連結財務諸表又は四半期財務諸表の四半期レビューから適用する。ただし、全ての監査事務所において、品質管理基準報告書第1号「監査事務所における品質管理」(2023年1月12日)及び品質管理基準報告書第2号「監査業務に係る審査」(2023年1月12日)と併せて、2024年6月30日以前に開始する連結会計年度及び事業年度の四半期連結会計期間又は四半期会計期間に係る四半期連結財務諸表又は四半期財務諸表の四半期レビューから早期適用することを妨げない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 本報告書(2023年 月 日)は、2024年4月1日以後開始する会計期間に係る中間財務諸表の期中レビューから適用する。また、2023年11月に成立した金融商品取引法の一部を改正する法律附則第3条第2項に規定する、改正後の金融商品取引法第24条の5第1項に表の第1号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書に含まれる中間財務諸表の期中レビューについては、本報告書を適用する。ただし、改正後の金融商品取引法第24条の5第1項の表の第2号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書又は同表の第3号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書に含まれる中間財務諸表については、本報告書は適用しない。 		

以 上

監査・保証基準委員会有識者懇談会

2024/1/29

配付資料No.897

改正四半期レビュー基準報告書第1号（公開草案）及び 期中レビュー基準報告書（公開草案） の概要



目次

1. 経緯
2. 改正四半期レビュー基準報告書第1号（公開草案）の概要
3. 期中レビュー基準報告書「独立監査人が実施する期中財務諸表に対するレビュー」（公開草案）の概要
4. 適用

1. 経緯

四半期開示制度見直しの経緯

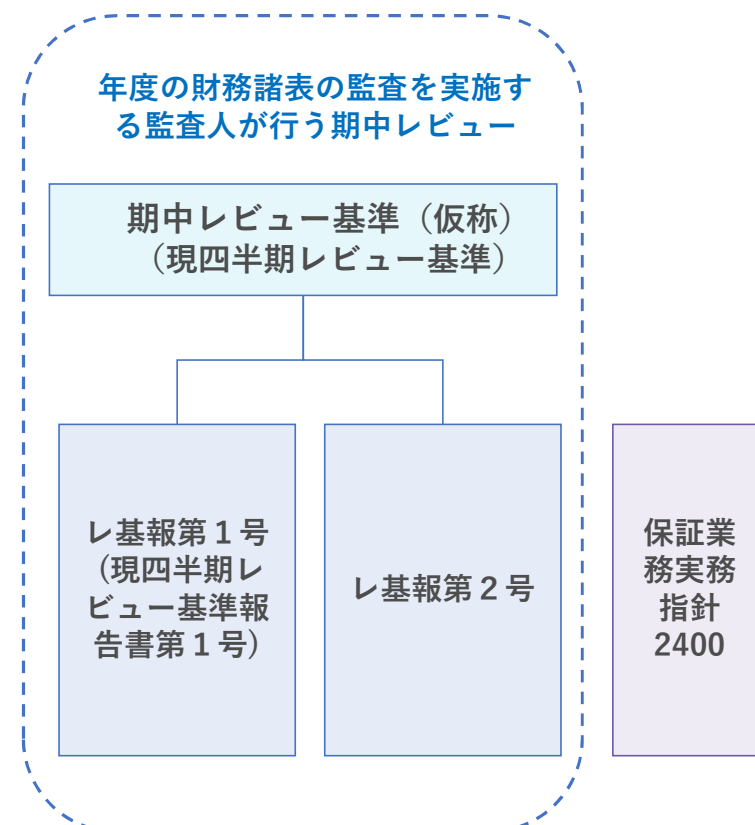
- 四半期開示に関しては、金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告を受け、関係各所において法令整備、四半期決算短信の見直し、会計基準の見直し、四半期レビュー基準の見直し等が行われている。
- 企業会計審議会監査部会からは、「四半期レビュー基準の期中レビュー基準への改訂及び監査に関する品質管理基準の改訂について（公開草案）」が公表され、準拠性に関する結論などに言及されている。
- 株式会社東京証券取引所からは、「四半期開示の見直しに関する実務の方針」や「金融商品取引法改正に伴う四半期開示の見直しに関する上場制度の見直し等について」が公表され、四半期決算短信におけるレビューを実施する場合は、年度の監査人と同一の監査人が実施することや準拠性に関するレビューを基本とすることなどが示されている。
- 上記を踏まえ、四半期レビュー基準報告書第1号「四半期レビュー」を改正し、また、任意の期中レビューを想定した期中レビュー基準報告書「独立監査人が実施する期中財務諸表に対するレビュー」を新設することとした。

(※) 協会ウェブサイト（四半期開示制度の見直し）：https://jicpa.or.jp/about/activity/activities/assurance_aup/quarterly-disclosure/

適用範囲

業務の種類	業務実施者	適用される報告書等	
		現行	制度見直し後
金融商品取引法に基づく期中レビュー	年度の監査人	四半期レビュー基準報告書第1号 「四半期レビュー」	期中レビュー基準報告書第1号 「独立監査人が実施する中間財務諸表に対するレビュー」 (以下「レ基報第1号」という。) 改正
金融商品取引法に基づく期中レビュー以外の期中レビュー	年度の監査人	保証業務実務指針2400 「財務諸表のレビュー業務」	期中レビュー基準報告書(第2号) 「独立監査人が実施する期中財務諸表に対するレビュー」 (以下「レ基報第2号」という。) 新規
	年度の監査人以外		保証業務実務指針2400 「財務諸表のレビュー業務」 ※今後適宜改正予定

[制度見直し後]



2. 改正四半期レビュー基準報告書第1号（公開草案） の概要

主な改正内容

(1) 企業会計審議会から公表された「四半期レビュー基準の期中レビュー基準への改訂及び監査に関する品質管理基準の改訂について（公開草案）」を受けた改正

- 報告書の名称を変更

現行 : **四半期**レビュー基準報告書第1号「**四半期**レビュー」(**四**基報第1号)

改正後 : **期中**レビュー基準報告書第1号「**独立監査人が実施する中間財務諸表**に対するレビュー」

(**レ**基報第1号)

- 用語の置換え（主な用語の置換え）

四半期レビュー  期中レビュー

四半期財務諸表  中間財務諸表

前会計期間  前事業年度

(2) 新起草方針（監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」）に基づく、所要の改正（要求事項と適用指針の明確化等）

3. 期中レビュー基準報告書「独立監査人が実施する期中財務諸表に対するレビュー」（公開草案）の概要

本報告書の概要

- 「期中レビュー基準（仮称）」の実務の指針である。
- 年度の財務諸表の監査を実施する監査人が行う、金融商品取引法における中間財務諸表に対するレビュー以外の期中レビューを対象としている。
- 国際監査・保証基準審議会（IAASB）の国際レビュー業務基準第2410号「事業体の独立監査人が実施する期中財務情報のレビュー」（ISRE 2410 “Review of Interim Financial Information Performed by the Independent Auditor of the Entity”）を基礎としている。
ただし、ISRE 2410は2008年2月改訂以降改訂がなされていないため、必要と思われる修正（11ページ参照）を実施している。
- レ基報第1号に基づく期中レビューを実施する場合も、本報告書に基づく期中レビューを実施する場合も保証水準（限定的保証）は同じとなる。

レ基報第1号との異同

	レ基報書第1号	レ基報第2号（本報告書）
共通	<ul style="list-style-type: none"> ● 「期中レビュー基準（仮称）」の実務の指針である。 ● 年度の財務諸表の監査を実施する監査人が行う期中レビュー業務である。 ● 質問、分析的手続を中心としたレビュー手続であり、保証水準（限定的保証）は同じである。 	
相違	金融商品取引法における中間財務諸表に対するレビューに適用する報告書	左記以外の期中レビューに適用する報告書
	一般目的の財務報告の枠組みを対象	一般目的及び特別目的の財務報告の枠組みを対象
	適正表示の枠組みを対象	適正表示及び準拠性の枠組みを対象

ISRE 2410との相違点

- ISRE 2410の最終改訂（2008年2月）以降の他の国際監査基準又は国際レビュー業務基準の改訂を踏まえ修正が必要と考えられる事項

- 今後、ISRE 2410の改訂がなされた場合は、改正予定

《主な内容》

- 要求事項と適用指針に分類
 - その他
- 「期中レビュー基準（仮称）」を踏まえた主な日本固有の事項
 - 継続企業的前提に関する手続
 - 期中レビュー報告書の記載事項

保証業務実務指針2400との相違点

- ベースとなる国際基準が異なる
 - 本報告書：ISRE 2410
 - 保証実2400：ISRE 2400「財務諸表に対するレビュー業務」
- 本報告書は、年度の監査人が期中レビュー業務を実施することが前提
 - 各項の主語は「監査人」（保証実2400は「業務実施者」）
 - 年度の財務諸表監査において独立性を含む職業倫理に関する規定及び品質管理の基準を遵守していると考えられることから、これらに関連する規定等については、本報告書では、適用指針等の詳細は品質管理基準を参照することとし、保証業務実務指針2400における要求事項のみを取り込んでいる。

期中レビュー報告書の文例

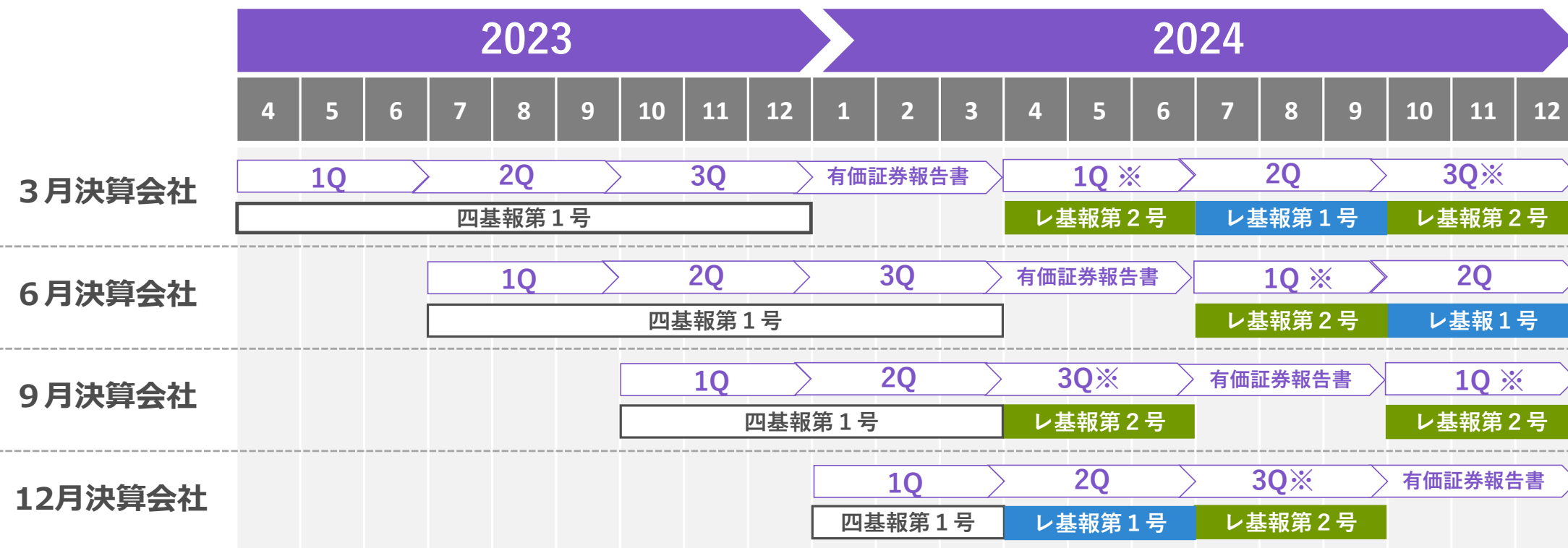
- 本報告書には以下の文例を収録している。
 - 経営者確認書
 - 無限定の結論が表明された期中レビュー報告書
 - 限定付結論が表明された期中レビュー報告書
 - 経営者による範囲の制約ではない限定付結論が表明された期中レビュー報告書
 - 否定的結論が表明された期中レビュー報告書
 - 結論の不表明の場合の期中レビュー報告書
- 四半期決算短信に含まれる四半期財務諸表等の期中レビュー報告書の文例については、四半期財務諸表等の期中レビューに関する留意事項と併せて別途実務ガイダンスを公表する予定

4. 適用

適用

- 2024年4月1日以後開始する会計期間に係る期中財務諸表の期中レビューから適用する。

※は任意レビュー



監査・保証基準委員会有識者懇談会

2024/1/29

配付資料No.900

IAASBの活動状況

－ 2023年12月ボード会議の活動状況 －

第68回 監査・保証基準委員会有識者懇談会

2024年1月29日



目次

- 1 IAASBのスケジュール（2023年～2025年）
- 2 IAASB 2023年12月ボード会議
- 3 不正（ISA 240）プロジェクト
- 4 2024年～2027年の戦略及び作業計画

1. IAASBの主なスケジュール*1 (2023年~2025年)

プロジェクト名	2023年			2024年			2025年				
	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月
LCE (複雑でない企業) の監査基準		承認	PIOB 12月公表								
監査証拠 (ISA 500)				監査証拠及びリスク対応の統合アプローチ参照*2							
不正 (ISA 240)			ED					承認	PIOB		
継続企業 (ISA 570)							承認	PIOB			
上場企業及びPIE (社会的 影響度の高い事業体)	トラック1	承認	PIOB 10月公表								
	トラック2			ED				承認	PIOB		
サステナビリティ報告の保証	ED 8月公表						承認	PIOB			

(※) ED: IAASBボードでの公開草案の承認予定 承認: IAASBボードでの最終承認予定 PIOB: PIOBによる最終承認予定

*1 2024年1月24日時点の[IAASB Work Plan](#)を基に作成

*2 「監査証拠及びリスク対応の統合アプローチ」は、「2024年~2027年戦略及び作業計画」参照

2. IAASB 2023年12月ボード会議

- 開催日：2023年12月11日～14日
- 主な議題：
 - ▶ 不正（ISA 240*¹）・・・公開草案承認審議（スライド5～11参照）
 - ▶ 上場企業とPIE*²（トラック2）・・・公開草案承認審議（【資料No.901】参照）
 - ▶ 2024年～2027年戦略及び作業計画・・・承認審議（スライド12～14参照）
 - ▶ 監査証拠（ISA 500*³）
 - ▶ サステナビリティ

*1 国際監査基準（ISA）240「財務諸表監査における不正に関する監査人の責任」

*2 Public Interest Entity（社会的に影響度の高い事業体）

*3 国際監査基準（ISA）500「監査証拠」

3. 不正（ISA 240）プロジェクト (1) 2023年12月ボード会議の概要

- 国際監査・保証基準審議会（IAASB）は、2023年12月ボード会議において、ボードメンバー18名中、17名賛成、1人反対で、以下の公開草案の公表を承認した。
 - ▶ 国際監査基準（ISA）240（改訂）「財務諸表監査における不正に関する監査人の責任」
- 2024年2月初旬に公開草案が公表される予定である。

《今後のスケジュール》

2024年2月初旬：公開草案公表予定

2024年6月初旬：コメント期限予定（コメント募集期間：120日）

2024年9月：公開草案に対するコメントの審議開始

2025年3月：最終基準の承認予定

3. 不正 (ISA 240) プロジェクト

(2) 本改訂の背景等

■ 改訂の背景

- 近年、様々な大型会計不正事件が起こったことから、一部の国では財務諸表監査における不正に関する監査人の役割及び責任についても疑問が呈され、独自の対応が進められている。一部の国における独自の対応は、各国又は地域間の実務の一貫性を損なう可能性がある。IAASBはこのような背景を踏まえ、ディスカッション・ペーパー等による情報収集活動を経て、ISA 240「財務諸表監査における不正に関する監査人の責任」及び関連する他の基準の改訂に関するプロジェクトを開始した。

■ 主な改訂項目

- 主な改訂項目は次のとおりである。特筆すべき項目について次スライド以降で説明する。
 - ▶ 監査人の責任
 - ▶ 職業的専門家としての懐疑心 (スライド7参照)
 - ▶ 経営者及びガバナンスに責任を有する者とのコミュニケーション
 - ▶ リスクの識別と評価
 - ▶ 不正又は不正の疑いが識別された際の対応 (スライド8及び9参照)
 - ▶ 監査報告書における透明性の確保 (スライド10参照)
 - ▶ 文書化

3. 不正 (ISA 240) プロジェクト

(3) 主な改訂内容 (1/4)

■ 職業的専門家としての懐疑心－記録と文書の真正性

- 不正関連の手続を実施するに当たり、職業的専門家としての懐疑心をより発揮するための要求事項及び適用指針の強化が提案されている。
- 例えば、改訂ISA 240案では、現行ISA 240第14項の1文目の「監査人は、記録や証憑書類の真正性に疑いを抱く理由がある場合を除いて、通常、記録や証憑書類を真正なものとして受け入れることができる。」を削除する案が提案されている。
- 提案の主な理由は、2文目（下線部分）の要求事項を希薄化させる可能性があるためである。

- 《現行ISA 240より抜粋（仮訳）》 ※下線はJICPAが加筆

14. 監査人は、記録や証憑書類の真正性に疑いを抱く理由がある場合を除いて、通常、記録や証憑書類を真正なものとして受け入れることができる。監査人は、監査の過程で把握した状況により、ある記録や証憑書類が真正ではないと疑われる場合、又は文言が後から変更されているが監査人に開示されていないと疑われる場合には、更に調査しなければならない。

3. 不正 (ISA 240) プロジェクト

(3) 主な改訂内容 (2/4)

■ 不正又は不正の疑いが識別された際の対応

- 不正又は不正の疑いが識別された際の対応に関するセクションを新たに設け、以下の要求事項を含めることが提案されている。
- 監査人は、不正又は不正の疑いが識別された場合には、監査業務に及ぼす影響を判断するため、当該事項について理解しなければならない。その際、以下の事項を行わなければならない。
 - ▶ 当該事項について、少なくとも一つ上のレベルの経営者に質問を実施し、状況に応じて必要な場合においてガバナンスに責任を有する者にも質問を実施する。
 - ▶ 企業が当該事項を調査するプロセスを有している場合には、それが適切であるかを評価する。
 - ▶ 企業が当該事項に対応するための是正措置を実施している場合には、それが適切であるかを評価する。
 - ▶ 識別された不正又は不正の疑いに関する不正の防止又は発見に関する統制の不備が存在するか（内部統制の重要な不備を含む。）を判断する。

3. 不正 (ISA 240) プロジェクト (3) 主な改訂内容 (3/4)

*1 ISA 315 (2019年改訂) 「重要な虚偽表示のリスクの識別と評価」

*2 ISA 330 「評価したリスクに対応する監査人の手続」

*3 ISA 250 「財務諸表監査における法令及び規制の検討」

■ 不正又は不正の疑いが識別された際の対応 (続き)

- 監査人は、不正又は不正の疑いに関して得た理解に基づき、以下を判断しなければならない。
 - ▶ ISA 315 (2019年改訂) *¹に従い、不正による重要な虚偽表示のリスクを識別し評価するための適切な基礎を提供するために、追加のリスク評価手続を実施するか
 - ▶ ISA 330*²に従って、不正による重要な虚偽表示のリスクに適切に対応するための追加的な監査手続を立案し、実施するか
 - ▶ ISA 250 (改訂) *³に従い、法令や職業倫理に関する規定による、企業の違法行為についての追加の責任があるかどうか
- 監査人は、不正による虚偽表示を識別した場合には、以下の事項を行わなければならない。
 - ▶ 虚偽表示の原因となる質的又は量的な状況の性質を考慮し、識別した虚偽表示が重要であるかどうかの判断
 - ▶ 経営者が当該不正に関与していると信じられる場合を含め、当該虚偽記載が監査の他の側面に及ぼす影響の判断
 - ▶ 虚偽表示の原因となった状況が、従業員、経営者又は第三者の共謀の可能性を示している場合には、経営者の表明及び以前入手した監査証拠の信頼性の再検討

3. 不正 (ISA 240) プロジェクト

(3) 主な改訂内容 (4/4)

■ 不正関連の手続の監査報告書における透明性

- 不正に関連する監査上の主要な検討事項 (KAM) についての要求事項を強化するため、国際監査基準 (ISA) 701「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な検討事項の報告」※を基に以下の要求事項を追加することが提案されている。
- ISA 701を適用する際に、ガバナンスに責任を有する者とコミュニケーションを行った事項の中から、監査を実施する上で監査人が特に注意を払った不正に関連する事項を決定しなければならない。その際、監査人は以下の項目を考慮しなければならない。
 - ▶ 識別及び評価された不正による重要な虚偽表示リスク
 - ▶ 不正及び不正の疑いの識別
 - ▶ 不正の防止及び発見に関連する内部統制の重要な不備の識別
- 監査人が特に注意を払った不正に関連する事項のうち、今期の財務諸表の監査において特に重要と判断した事項をKAMとする。
- 監査報告書のKAMの見出しを「不正に関連する事項を含めた監査上の主要な検討事項」と変更（下線部分を追加）し、さらに、適切な小見出しを付して不正リスクに関連するKAMであることを明確にする。
- 企業及び監査の実態並びに状況より、伝えるべき不正に関連するKAMがないと監査人が判断した場合は、その旨を監査報告書のKAMに記載する。

(※) 上場企業とPIE（トラック2）に関する公開草案において、KAMの適用範囲をPIEに拡大することが提案されている（【資料No.901】参照）。

3. 不正 (ISA 240) プロジェクト (4) ご意見をいただきたい事項

- IAASBボード会議において承認されたISA 240 (改訂) 案について、特に以下の点についてご意見いただきたい。
 1. 不正関連の手続の監査報告書における透明性 (スライド10参照) に関する提案についてどのように考えるか。

(補足：JICPAの問題意識)

- ▶ 監査報告書に記載する識別した不正による重要な虚偽表示リスクの選定は、ISA 701のKAMの選定の仕組みと同様が好ましい。
- ▶ 伝えるべき不正に関連するKAMがないと監査人が判断した場合には、その旨を監査報告書に記載することが提案されている。そのため、多くの企業の監査報告書で、従来記載していたKAMに加え、何かしらの不正に関連するKAMが記載されることが想定される。その結果、収益認識又は内部統制の無効化リスクといった事項について、具体性に乏しい又はボイラープレートなKAMの記載が多く行われる可能性があることを懸念する。

4. 2024年～2027年の戦略及び作業計画 (1/2)

- 2023年12月14日のIAASBボード会議において、全会一致で「2024年～2027年の戦略及び作業計画」が承認された。
- 公益監視委員会(PIOB)の承認を経て、2024年3月に公表される予定である。

《戦略》

《4つの戦略的目的》

公共の利益に最も資する領域において我々の基準を強化することにより監査及びレビュー業務の一貫した品質とその実施を支援する。

グローバルに受け入れられるサステナビリティ報告の保証基準を設定する。

我々のゴール

IESBA及び他の主要な基準設定主体及び規制当局との連携を強化し、公共の利益に資する集団的活動にレバレッジを効かせる。

モニタリンググループの改革ビジョンと整合するより機敏で革新的な活動方法を創造する。

IAASBのゴール

外部報告の信頼を高めるとともに急速に変化する公益ニーズを満たすためにタイムリーに進化する一貫した高品質な業務を可能とする、世界で受け入れられリードする監査、レビュー及びその他の保証業務基準を開発することにより公共の利益に資すること。

《3つの戦略的ドライバー》

基準に対するより多様な需要

グローバルな基準の適用に対する「逆風」対応

活動に対する需要の変化

4. 2024年～2027年の戦略及び作業計画 (2/3)

《作業計画》

● 2024年～2027年のIAASB作業計画の要約

- ▶ 2024年開始時点において既に進行中のプロジェクトについては、継続して取り組み完了させる。
- ▶ 監査証拠プロジェクトは、今後、リスク対応と合わせた統合プロジェクトとして、テクノロジー及び内部統制に焦点をあてた取組みとなる。
- ▶ 予想されるボードのキャパシティ、スタッフのリソース、2024年開始時点で進行中の作業の進捗状況等に基づき、現在進行中のプロジェクト完了後に、新規プロジェクトを開始する。
- ▶ 適時な初度適用支援資料の必要性に留意する。
- ▶ 伝統的な領域である「監査及びレビュー基準の開発及び改訂等」に全リソースの約70パーセントを充てる。

既存及び新規のプロジェクト	目標時期			
	2024年	2025年	2026年	2027年
テクノロジーのビジョン及びロードマップ	見解			
監査及びレビュー				
継続企業（ISA 570（改訂）の改訂）	最終基準			
上場企業及びPIE（トラック2）	最終基準			
不正（ISA 240の改正）	継続	最終基準		
監査証拠及びリスク対応の統合アプローチ（テクノロジー及び内部統制に焦点を当てた対応を含む。）	プロジェクト提案	公開草案	最終基準又は 継続（範囲による）	
IESBA倫理規程の「専門家の利用」改訂に伴う狭い範囲の修正	開始可能	最終基準又は 継続（範囲による）		

4. 2024年～2027年の戦略及び作業計画 (3/3)

● 2024年～2027年のIAASB作業計画の要約 (続き)

既存及び新規のプロジェクト	目標時期			
	2024年	2025年	2026年	2027年
監査及びレビュー (続き)				
期中財務情報のレビュー (ISRE 2410の改訂)		プロジェクト提案	公開草案	最終基準
重要性		プロジェクト提案	公開草案	最終基準
ISA 500「監査証拠」シリーズの他の特定の基準の現代化 (テクノロジーに焦点を当てた対応を含む。)			開始可能	継続
ISA 540 (改訂)「会計上の見積りと関連する開示の監査」の適用後レビュー			情報収集	プロジェクト提案
ISA 315 (2019年改訂)「重要な虚偽表示リスクの識別及び評価」の適用後レビュー			情報収集	プロジェクト提案
監査 - LCEの監査基準				
LCEの監査基準	導入支援			
LCEの監査基準のメンテナンス		開始可能	最終基準	
サステナビリティ及びその他の保証業務				
サステナビリティ報告に対する包括的な保証基準 (ISSA 5000)	最終基準			
ISSA 5000の導入支援及び他の関連する活動	導入支援	導入支援		
サステナビリティに関連する追加基準の設定			開始可能	継続

(出典：Appendix 3, 2023年12月IAASBボード会議資料 Agenda Item 4D, Appendix 3 を参考にJICPAが作成)

監査・保証基準委員会有識者懇談会

2024/1/29

配付資料No.901

IAASBの活動状況

－ 上場企業とPIE（トラック2）－

（公開草案の概要）

第68回 監査・保証基準委員会有識者懇談会

2024年1月29日



目次

- 1 公開草案の概要・背景
- 2 主な改訂内容
- 3 公開草案に対する質問の概要
- 4 ご意見をお伺いしたい事項

1. 公開草案の概要・背景 (1/3)

- IAASBは、2023年12月ボード会議において全会一致で以下の公開草案の公表を承認し、[2024年1月8日付けで公表](#)した（コメント募集期限：2024年4月8日）。
 - ▶ IESBA倫理規程における「上場企業（Listed Entity）」と「社会的影響度の高い事業体（Public Interest Entity: PIE）」の定義の改訂に伴う狭い範囲の改訂案（ISQM・ISA・ISRE 2400（改訂））
- 本公開草案における改訂対象の基準はスライド11参照

《本プロジェクトのスケジュール》

2023年12月：IAASBボード会議－公開草案承認

2024年1月8日：公開草案公表

2024年4月8日：コメント期限

2024年12月：IAASBボード会議－最終基準承認予定

2025年1Q：公益監視委員会（PIOB）－最終基準承認予定

1. 公開草案の概要・背景 (2/3)

■ IESBAによる上場事業体とPIEの定義プロジェクトの概要

- IESBAは、IESBA倫理規程における「上場事業体 (Listed Entity)」及び「社会的影響度の高い事業体 (Public Interest Entity : PIE)」という用語の定義を検討するプロジェクトに取り組み、2022年4月11日付けで「IESBA倫理規程における上場事業体および社会的影響度の高い事業体の定義の改訂」(以下「改訂IESBA倫理規程」という。)を公表した。
- 改訂IESBA倫理規程に含まれる主な内容
 - ▶ PIEの財務諸表監査に対する独立性に関する要求事項の包括的な目的を明示
 - ▶ 「上場事業体 (Listed Entity)」という用語を「公に取引されている事業体 (Publicly Traded Entity)」という新たな用語に置き換え、後者の定義を規定
 - ▶ PIEの監査に対する差異のある独立性の要求事項を適用している場合、その旨を公に開示することを会計事務所を求める要求事項

1. 公開草案の概要・背景 (3/3)

■ IAASBによるプロジェクトの検討方針

- IAASBは、前述の改訂IESBA倫理規程が、IAASBの基準等へ与える影響等を検討するためのプロジェクトを立ち上げ、トラック1とトラック2の二つに分けて検討を進めることとした。
- 今般の改訂対象は、トラック2である。

トラック1： 特定の事業体の監査に関する独立性の要求事項を適用している旨を公に開示に関する要求事項への対応として、監査報告書における開示が適切かどうかを検討する。
(※) 2023年10月に[最終基準](#)が公表されている。

本公開草案の対象

トラック2： PIE等の定義や主要な概念のIESBAとの収斂、特定の種類の企業に対する差異のある要求事項設定に関する指針の確立など、トラック1以外の項目を検討する。

(参考) 我が国の倫理規則における上場事業体及びPIEの定義

- 当協会では、改訂IESBA倫理規程を踏まえた倫理規則等の改正の検討を行っており、2024年1月24日付けで「[倫理規則](#)」の改正に関する公開草案を公表している。

倫理規則の改正（公開草案）の定義	倫理規則（現行）の定義
<p>公に取引されている事業体（Publicly traded entity） 公開市場メカニズム（金融商品取引所における上場を含む。）を通して取引されている譲渡可能な金融商品を発行している事業体 関連する証券法令等により定義された上場事業体は、公に取引されている事業体の一例である。 なお、公に取引されている事業体に該当する事業体は、R400.22 項(1)で定められている。</p> <p style="text-align: center;">（削る）</p> <p>社会的影響度の高い事業体（Public Interest Entity）（※） パート 4A を適用する上で、事業体が、次の種類のいずれかに該当する場合には、その事業体は、社会的影響度の高い事業体として取り扱われる。 (1) 公に取引されている事業体 これには、次が該当する。 ① 公認会計士法上の大会社等に該当する、金融商品取引所に上場している金融商品を発行する事業体 ② 公認会計士法上の大会社等に該当する、日本証券業協会の公社債店頭売買参考統計値発表制度に基づき債券の価額が公表され、店頭で取引される債券を発行している事業体（金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項に基づく財務諸表監査の対象となる事業体であり、最終事業年度に係る資本金が 100 億円以上又は負債の部の合計額が 1,000 億円以上の事業体に限る。） (2) 主たる機能の一つが公から預金を受け入れることである事業体 これには、公認会計士法上の大会社等に該当する預金等受入を事業とする金融機関が該当する。 (3) 主たる機能の一つが公に保険を提供することである事業体 これには、公認会計士法上の大会社等に該当する保険会社が該当する。 (4) 第400.15項で規定されている目的を達成するものとして、法令等又は本規則によって社会的に影響度の高い事業体として取り扱われる事業体 これには、(1)から(3)までに該当する公認会計士法上の大会社等以外の公認会計士法上の大会社等が該当する。</p>	<p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>上場事業体（Listed Entity） 広く認められている証券取引所において、その株式若しくは債券の値付けが行われている、若しくは上場している事業体、又はその株式若しくは債券が広く認められている証券取引所若しくは同等の機関の規則に従って売買されている事業体</p> <p>社会的影響度の高い事業体（Public Interest Entity）（※）</p> <p>(1) 全ての上場事業体 (2) 法令等により、監査を実施するに当たり、上場事業体と同じ独立性に関する要求事項が求められる事業体 (3) 第 400.8 項で規定されているとおり、追加的に社会的影響度の高い事業体と同様に扱うこととした事業体 上記(1)及び(2)について、我が国においては、公認会計士法上の大会社等がこれらの要件を満たしている。</p> <p style="text-align: center;">（※）品質管理基準報告書、監査基準報告書及び保証業務実務指針等における定義規定に記載のある用語</p>

2. 主な改訂内容 (1/4)

(1) PIEに差異のある要求事項を設ける目的

- ▶ IAASBの基準とIESBA倫理規程に共通の特定の企業に対する差異のある要求事項を設定するための包括的な原則として、改訂IESBA倫理規程における目的をISQM 1及びISA 200に取り入れる。
- ▶ ISQM1 と ISA 200の記載の修正に当たっては、各基準の文脈において適切な記載となるように、最小限の調整としている。

2. 主な改訂内容 (2/4)

(2) PIE及び「公に取引されている事業体」の定義

- ▶ ISQM 1 及び ISA 200 の定義のセクションにおいて、改訂IESBA倫理規程におけるPIE及び「公に取引されている事業体」の定義を採用する。

PIE (ISQM1改訂案第16項参照) *

(p)A 社会的影響度の高い事業体—次のカテゴリーのいずれかに該当する場合、社会的影響度の高い事業体となる。

(i) 公に取引されている事業体

(ii) 主要な機能の一つが公から預金を受け入れることである事業体

(iii) 主要な機能の一つが公に保険を提供することである事業体、又は、

(iv) 事業体の財政状態に係る公共の利益の重要性に関する法令等又は職業的専門家としての要求事項により認定されている事業体

法令等又は職業的専門家としての要求事項により、上記(i)～(iii)の事業体のカテゴリーをより明確に定義されている場合もある。

公に取引されている事業体 (ISQM改訂案第16項参照) *

(p)B 公に取引されている事業体—譲渡可能であり、かつ、証券取引所における上場を含む公開市場メカニズムを通して取引される金融商品を発行している事業体。関連する証券法令等により定義された上場事業体は、公に取引されている事業体の一例である。

* いずれもJICPA作成の仮訳

2. 主な改訂内容 (3/4)

(3) ISQM及びISAにおける差異のある要求事項

- ▶ 現行基準の上場企業に対する差異のある要求事項ごとにPIEに拡大すべきかの分析（ケースバイケース分析）を実施した結果、項目1～5について**上場企業からPIEへの拡大**を提案する。
- ▶ 項目6（※）については、**上場企業から公に取引されている事業体への変更**を提案する。

	項目	公開草案の該当箇所
1	審査の対象となる業務	ISQM 1 第34項(f)
2	ガバナンスに責任を有する者との品質管理システムに関するコミュニケーション	ISQM 1 第 34 項(e)
3	監査人の独立性	ISA 260（改訂）第17項、第17A項 ISA 700（改訂）第40項(b)
4	監査上の主要な検討事項（KAM）の伝達	ISA 700（改訂）第30項から31項、第40項(c) ISA 701 第 5 項
5	監査責任者の氏名	ISA 700（改訂）第46項及び第50項(l)
6	その他の記載内容の透明性（※）	ISA 720（改訂）第21項から第22項(b)

2. 主な改訂内容 (4/4)

(4) ISRE 2400 (改訂) の改訂

- ▶ 改訂IESBA倫理規則では、特定の事業体に関する独立性の要求事項を適用している場合にその旨を公に開示する要求事項 (R400.20項) は、監査だけでなくレビュー業務にも適用される。
- ▶ これを受け、トラック 2 の一部として、特定の事業体に関する独立性の要求事項を適用している場合のレビュー報告書上における透明性に関してISRE 2400 (改訂) の改訂を提案する。
- ▶ なお、本改訂は、トラック 1 における ISA 700 (改訂) 第 28 項(c)及び適用指針の修正と整合している。

(参考) 改訂対象基準一覧

国際マネジメント基準 (ISQM)	ISQM1「財務諸表の監査若しくはレビュー又はその他の保証若しくは関連サービス業務を行う事務所の品質マネジメント」 ISQM2「審査」
国際監査基準 (ISA)	ISA 200「独立監査人の総括的な目的及び国際監査基準に準拠した監査の実施」 ISA 210「監査契約の約定項目の合意」 ISA 220 (改訂)「財務諸表監査の品質マネジメント」 ISA 240「財務諸表監査における不正に関する監査人の責任」 ISA 260 (改訂)「ガバナンスに責任を有する者とのコミュニケーション」 ISA 265「ガバナンスに責任を有する者及び経営者への内部統制の不備のコミュニケーション」 ISA 315 (2019年改訂)「重要な虚偽表示のリスクの識別と評価」 ISA 510「初年度監査－期首残高」 ISA 570 (改訂)「継続企業」 ISA 600 (改訂)「特別な考慮事項－グループ財務諸表の監査（構成要素の監査人の業務を含む。）」 ISA 700 (改訂)「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」 ISA 701「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な検討事項の報告」 ISA 705 (改訂)「独立監査人の監査報告書における監査意見の修正」 ISA 706 (改訂)「独立監査人の監査報告書における強調事項区分とその他の事項区分」 ISA 710「比較情報－対応数値と比較財務諸表」 ISA 720 (改訂)「その他の記載内容に関連する監査人の責任」 ISA 800 (改訂)「特別な考慮事項－特別目的の枠組みに準拠して作成された財務諸表の監査」 ISA 805 (改訂)「特別な考慮事項－単独の財務諸表及び財務諸表の特定の要素、勘定又は項目に対する監査」 ISA 810 (改訂)「要約財務諸表に対する報告業務」
国際レビュー業務基準 (ISRE)	ISRE 2400 (改訂)「過去財務諸表のレビュー業務」

3. 公開草案に対する質問の概要

No.	質問概要
	(具体的な質問)
1	PIEに対する差異のある要求事項の包括的な目的を設定することに同意するか。
2	PIE及び「公に取引されている事業体」の定義をISQM1及びISA 200に導入することに同意するか。
3	ISQMs及びISAsにおける現行の差異のある要求事項をPIEに適用するよう拡張するIAASBの提案に同意するか。
4	ISA 720 (改訂) における上場企業に対する差異のある要求事項の適用を「公に取引されている事業体」に修正するIAASBの提案に同意するか。
5	改訂IESBA倫理規程のPIEに対する独立性に関する要求事項などの、特定の企業に適用される独立性に関する倫理規則について、業務実施者のレビュー報告書において透明性を提供する新たな要求事項及び適用指針に同意するか。
6	そのほか、公開草案に対するコメントはあるか。
	(全般的な質問)
7	翻訳－翻訳上の潜在的な問題点はあるか。
8	適用日－公益監視委員会 (PIOB) による最終基準の承認から約18～24か月後に開始する財務報告期間から適用する提案に同意するか。

4. ご意見をお伺いしたい事項

- 本公開草案について、特に以下の点についてご意見をいただきたい。
 1. 改訂IESBA倫理規程におけるPIE及び「公に取引されている事業体」の定義をISQM1及びISA 200に導入することについてどのように考えるか。
 2. ISQMs及びISAsにおける現行の差異のある要求事項をPIE又は公に取引されている事業体に適用するよう拡張するIAASBの提案についてどのように考えるか（拡大提案されている項目はスライド9参照）。

（補足：JICPAの問題意識）

- ▶ 我が国では、KAMに関する要求事項は、上場企業等の監査にのみ適用されているため、今後の適用対象について影響が生じる可能性があるのではないか。

IAASB 公開草案「国際サステナビリティ保証基準（ISSA） 5000 「サステナビリティ保証業務の一般的要求事項」」に対するコメント

パート A：回答者の詳細と属性情報

組織名（個人で提出する場合は氏名）	日本公認会計士協会
提出責任者の氏名（上記と同じ場合は空欄可）	常務理事 結城 秀彦
回答に関する担当者の氏名（複数可）（上記と同じ場合は空欄可）	業務本部 監査グループ
連絡先（メールアドレス）	kansa@sec.jicpa.or.jp
回答者の状況を最もよく表す地理的属性（ED-5000 に対するフィードバックを提供する観点での地理的属性）。最も適切な選択肢を選択してください。	Asia Pacific
	「その他」を選択した場合に具体的に記入してください。
回答者が所属するステークホルダー・グループ（ED-5000 に対するフィードバックを提供する観点でのグループ）。最も適切な選択肢を選択してください。	Jurisdictional/ National standard setter
	「その他」を選択した場合に具体的に記入してください。
希望する場合、回答者の組織（又は回答者個人）に関する情報を含めることができます。	該当なし

回答者が希望する場合には、回答に関する全般的な見解や追加の背景を記入することができます。この項目は任意です。IAASBは、回答者が全ての見解を質問に対する全てのコメントに記入することを推奨しています（また、パートBの最後の質問では、ED-5000に関連するその他の問題を提起することができます。）。

パート B 及びパート C の質問への回答に含まれていない情報がある場合：

特になし。

パート B : ED-5000 の説明文書に記載された質問に対する回答

各質問について、質問の下にあるドロップダウンリストの項目から一つを選択し、全般的な回答を記入してください。また、詳細なコメントがある場合は、以下に記載してください。

全般的な質問

1. ED-5000は、包括的な基準として、本説明文書の第14項の各項目に適用され、サステナビリティ保証業務の国際的なベースラインを提供することに同意しますか。同意しない場合、もし意見があれば、その意見に関連する第14項の具体的な項目を挙げてください（関連する各項目の見出しを使用してください。）。

(説明文書 セクション1-A及び第14項参照)

全般的な回答: [Agree, with comments below](#)

詳細コメント (もしあれば) :

ISSA 5000 公開草案 (以下「ED-5000」という。) が包括的な基準として、サステナビリティ保証業務の国際的なベースラインを提供することに同意する。

ただし、包括基準だけでは実務上対処が困難な場合、各国又は地域で独自の実務ガイダンスを出すことが想定され、これらのガイダンスにバラつきが生じると、各国又は地域間の実務の一貫性が担保されない可能性がある。特に、グローバルに活動する企業がバリューチェーンを含むグループとしてサステナビリティ報告を行い、それに保証を付す場合、各国又は地域間の差異の調整が必要となる可能性も想定される。

グローバルに高品質の保証を提供する上で、基準適用の一貫性を保つよう、ISSA 5000 シリーズの個別基準 (質問 3 及び 18 に対する回答参照) 及び IAASB によるガイダンス等 (質問 18 及び 21 に対する回答参照) の早期開発が望まれる。

公共の利益への対応

2. ED-5000の提案は、プロジェクト・プロポーザルにおける基準設定の質的特性及び基準設定の行動を鑑み、公共の利益に対応しているという点に同意しますか。同意しない場合、その理由は何ですか。

(説明文書 セクション1-B及び付録参照)

全般的な回答: [Agree \(with no further comments\)](#)

詳細なコメント (もしあれば) :

コメントなし。

具体的な質問

ED-5000の適用可能性及びISAE 3410との関係性

3. ED-5000ではなくISAE 3410を適用すべき状況を含め、ED-5000の範囲及び適用可能性は明確ですか。明確でない場合、どのようにすれば範囲をより明確にできますか。

(説明文書 セクション1-C参照)

全般的な回答: [Yes, with comments below](#)

詳細なコメント（もしあれば）:

ED-5000 第2項では、温室効果ガス（GHG）報告について別個の結論を表明する場合を除き、全てのサステナビリティ情報に対する保証業務に ISSA 5000 を適用する旨が記載されている。しかし、ED-5000（例：第110L項）と国際保証業務基準（ISAE）3410「温室効果ガス報告に対する保証業務」（例：第33L項）では、限定的保証のリスク手続などにおいて要求事項が異なる箇所がある。このため、同じGHG排出量に関する情報について保証業務を行う場合であっても、GHG報告に別個の結論を表明する場合と、GHG報告と同等の情報に別の情報も含まれるサステナビリティ情報全体について結論を表明する場合とで、適用する保証基準が異なり、実施する手続が異なる点に懸念がある。

一方で、包括基準であるISSA 5000に、個別基準であるISAE 3410と同じ粒度の詳細な規定を書き込むことが困難であることも承知している。

そこで、ISAE 3410を早期にISSA 5000シリーズの個別基準（「ISSA 5410」と呼ぶこととする。）に移動し、両者の手続の不整合を解消することを提案する。それにより、GHG報告に関しては、結論の表明の仕方にかかわらず同じ手続が実施されるように整理され、メソドロジーが整合すると考えられる。なお、ISSA 5410は、早期適用の利用によりISSA 5000の発効と同時に適用できるように開発されることが望ましい（ISAE 3410は同時に廃止することを想定している。）。

質問17への回答も同様の趣旨である。

関連する職業倫理に関する規定及び品質マネジメント基準

4. ED-5000は、保証業務の職業倫理に関する規定に関してIESBA倫理規程と「少なくとも同程度に厳しい」、及びファームの品質管理システムに対する当該ファームの責任に関してISQM 1と「少なくとも同程度に厳しい」という概念について十分に明確ですか。明確でない場合、より明確にするための追加的な適用指針として、何を提案しますか。

(説明文書 セクション1-D参照)

全般的な回答: [Yes, with comments below](#)

詳細なコメント（もしあれば）:

保証業務実施者が適用する倫理規程及び品質マネジメントの規定は、監査法人、その関係会社、公認会計士以外の保証業務実施者の別にかかわらず、国際会計士倫理基準審議会（IESBA）の「職業会計士のための国際倫理規程（国際独立性基準を含む。）」（IESBA 倫理規程）や国際品質マネジメント基準（ISQM）1若しくは、少なくともこれらと同程度に厳しい（at least as demanding）水準のものを求めるというED-5000の要求事項を強く支持する。

ISSA 5000 に準拠した保証業務は、職業にかかわらず、一貫して適用され、高品質な保証を提供する必要があると考える。同一の国又は地域内において、会計士等と、それ以外の業務実施者間で、要求される独立性を含む職業倫理や品質マネジメントの規定の水準に差異があることも望ましくない。サステナビリティ保証業務の全ての担い手が、高品質なサービスを提供するような基準とすべきである。

サステナビリティ情報及びサステナビリティ事項の定義

5. ED-5000のサステナビリティ情報及びサステナビリティ事項の定義を支持しますか。支持しない場合、定義をより明確にするために、何を提案しますか。

(説明文書 セクション1-E 第27項から第32項参照)

全般的な回答: [Yes, with comments below](#)

詳細なコメント (もしあれば) :

ED-5000 第 17 項(vv)の定義の中で「文化 (culture)」に言及しているが、A32 項の例示の中に「文化」に該当するものが無いように見受けられる。A32 項にある「人権及び地域社会との関係 (地域社会への関与、影響評価及び開発プログラムなど)」が該当するのであれば、一般的にはそのような項目は「社会 (society)」に包含されるように思われるため、A32 項の「人権及び地域社会との関係」の括弧書き such as 以降の例示の中で「地域文化への影響」等の形で言及し、例えば以下の下線部のように「文化」にも関連する例であることを明示してはどうか。

Human rights and community relations, such as local community engagement, impact assessments and development programs as well as impact on local culture.

6. ED-5000におけるサステナビリティ事項、サステナビリティ情報及び開示情報の関係性は明確ですか。明確でない場合、より明確にするために、何を提案しますか。

(説明文書 セクション1-E 第35項から第36項参照)

全般的な回答: [Yes, with comments below](#)

詳細なコメント (もしあれば) :

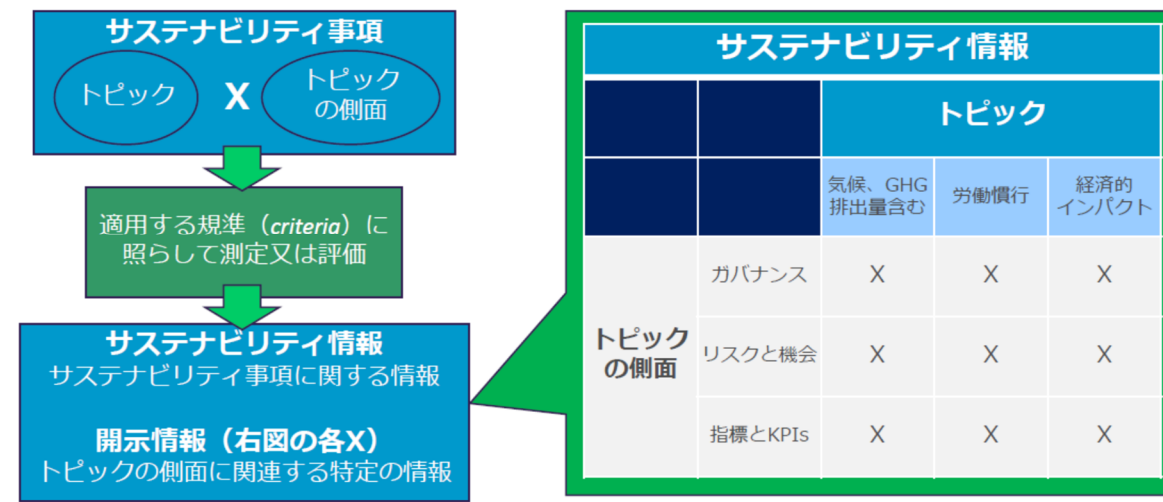
付録 1 の図は分かり難いため、左下の箱を詳細に表したのが右側の箱であることがより伝わるように工夫することが望まれる。例えば、次のように修正してはどうか。

- ・ 右上の「開示情報 (disclosures)」を「サステナビリティ情報」に置き換える。
- ・ 左から右に伸びる矢印が「トピックの側面 (Aspects of Topics)」だけでなく右側の箱全体を示すように変更する。
- ・ 第 4 項の説明にあるそれぞれの “X” が「開示情報 (disclosure)」であることを図の中で明示してはどうか。

また、左上の「サステナビリティ事項」の箱の中の「トピック」と「トピックの側面」の一部が重なり合っているように見える。これらがマトリックスの関係にあることが分かるように、重なり部分をなくして、「トピック」×「トピックの側面」といった表記にしてはどうか。

参考のために、図の修正案を添付する。

「サステナビリティ事項」、 「サステナビリティ情報」 及び「開示情報」 の関係



限定的保証と合理的保証の差別化

7. ED-5000は、保証業務の関連事項について、限定的保証と合理的保証の作業 (work effort) に適切に対処し差別化することで、限定的保証業務と合理的保証業務の双方を実施する上での適切な基礎を提供していますか。同意しない場合、何を提案しますか。またその理由は何ですか。

(説明文書 セクション1-F 第45項から第48項参照)

一般的な回答: No, with comments below

詳細なコメント (もしあれば) :

ED-5000の「情報システム及びコミュニケーション」に関する第106項は、限定的保証と合理的保証の双方に対する要求事項となっている。しかしながら、限定的保証業務においても「事業体の情報システムがサステナビリティ情報の適用される規準に準拠した作成を適切に支援しているかどうかを評価 (evaluate) する」とする要求事項の必要性に疑問がある。本要求事項は、統制環境 (第103R項) や企業のリスク評価プロセス (第104R項) などの他の内部統制の構成要素と同様に、合理的保証業務のみに対する要求事項とすべきではないか。

業務範囲を含む、業務の状況に関する予備的知識

8. ED-5000は、報告を予定しているサステナビリティ情報及び提案されている保証業務の範囲に関する予備知識を入手する業務実施者の責任について十分に明確ですか。明確でない場合、どのようにすれば要求事項をより明確にできますか。

(説明文書 セクション1-F 第51項参照)

全般的な回答: [Yes, with comments below](#)

詳細なコメント (もしあれば) :

ED-5000のA161項の例示において、「業務をコンサルティング業務として実施する」と記載されている点についてコメントする。

業務をコンサルティング業務として実施することは、各国の法令や倫理規程により禁止される場合もあると考える。したがって、例えば、下線部を追加してはどうか。

修正文案 :

Conducting the engagement as a consulting engagement, unless otherwise prohibited.

また、A189項でも、A161項と同様にコンサルティング業務について記載しており、上記と同様の変更が必要と考える。

ED-5000の最終化に当たっては、A161項及びA189項が、IESBAのサステナビリティ保証業務の倫理・独立性基準と整合した内容であることを確かめることを提案する。

9. ED-5000は、業務実施者が、事業体が報告すべきトピック及びトピックの側面を識別するための「マテリアリティ・プロセス」を考慮することについて適切に対処していますか。対処していない場合、どのようなアプローチを提案しますか。またその理由は何ですか。

(説明文書 セクション1-F 第52項から第55項参照)

全般的な回答: [Yes \(with no further comments\)](#)

詳細なコメント (もしあれば) :

コメントなし。

規準 (criteria) の適合性と利用可能性

10. ED-5000は、サステナビリティ情報を作成する上で事業体を使用した規準の適合性及び利用可能性に対する業務実施者の評価について適切に対処していますか。同意しない場合、何を提案しますか。またその理由は何ですか。

(説明文書 セクション1-F 第56項から第58項参照)

全般的な回答: [Yes \(with no further comments\)](#)

詳細なコメント (もしあれば) :

コメントなし。

11. ED-5000は、業務実施者による重要性の考慮 (consideration) 又は決定 (determination) との相違点を含め、フレームワークに中立な形で「ダブル・マテリアリティ」の概念に適切に対処していますか。同意しない場合、何を提案しますか。またその理由は何ですか。

(説明文書 セクション1-F 第59項から第60項 及び第68項参照)

全般的な回答: [Yes \(with no further comments\)](#)

詳細なコメント (もしあれば) :

コメントなし。

重要性

12. 業務実施者が、定性的な開示情報については重要性を考慮し、定量的な開示情報については重要性 (手続実施上の重要性を含む。) を決定するというED-5000のアプローチに同意しますか。同意しない場合、何を提案しますか。またその理由は何ですか。

(説明文書 セクション1-F 第 65項から第74項)

全般的な回答: [Agree \(with no further comments\)](#)

詳細なコメント (もしあれば) :

コメントなし。

事業体の内部統制システムの理解

13. 限定的保証業務及び合理的保証業務における事業体の内部統制システムの理解について、ED-5000の差異のあるアプローチに同意しますか。同意しない場合、より明確に差別化するために、何を提案しますか。またその理由は何ですか。

(説明文書 セクション1-F 第 75項から第81項参照)

全般的な回答: [Disagree, with comments below](#)

詳細なコメント (もしあれば) :

質問7に対するコメントを参照

業務実施者の利用する専門家又は他の業務実施者の作業の利用

14. 業務実施者の所属ファーム以外のファームの作業が必要であると業務実施者が決定した場合において、ED-5000は、そのような外部のファーム及びその人員が業務チームの構成員に該当する状況、又は「他の業務実施者 (another practitioner)」であり業務チームの構成員に該当しない状況を明確に示していますか。明確でない場合、より明確にするために、何を提案しますか。

(説明文書 セクション1-G 第 82項から第87項参照)

一般的な回答: [Yes, with comments below](#)

詳細なコメント (もしあれば) :

1. Other practitioners (Engagement Team Member 又は Another practitioner) の説明は明確だが、更に明確にするため、説明文書第 87 項の図表 2 を ED-5000 の付録に含めることを提案する。
2. ED-5000 第 17 項(p)Engagement Team の定義には以下の記載があるが、これでは「Another practitioner」も「any other individuals who perform procedures on the engagement」に含まれると解され、Engagement Team に含まれる。

定義の文言を以下のとおり修正する必要があるのではないかと (下線部追加)。

修正文案 :

… excluding a practitioner’ s external expert and another practitioner.

第 17 項 (p) 引用 :

Engagement team - The engagement leader and other personnel performing the engagement, and any other individuals who perform procedures on the engagement, excluding a practitioner’ s external expert. (Ref: Para. A22)

15. 業務実施者が利用する外部の専門家又は他の業務実施者の作業の利用に関するED-5000の要求事項は、明確であり、一貫性のある実施が可能ですか。明確でない場合、どのようにすれば要求事項をより明確にできますか。

(説明文書 セクション1-G 第 88項から第93項参照)

一般的な回答: [Yes \(with no further comments\)](#)

詳細なコメント (もしあれば) :

コメントなし。

見積り及び将来予測情報

16. ED-5000の見積り及び将来予測情報に関する要求事項へのアプローチに同意しますか。同意しない場合、何を提案しますか。またその理由は何ですか。

(説明文書 セクション1-G 第94項から第97項参照)

全般的な回答: [Agree, with comments below](#)

詳細なコメント (もしあれば) :

1. ED-5000 第 134L 項(a) (ii) は、限定的保証業務における見積り又は将来関連情報の方法に関して評価する要求事項を定めているが、第 134R 項(a) (i)の合理的保証業務では要求されていない見積り又は将来関連情報の方法自体が適切かどうかの評価を求めており、より高い要求事項のようにも見受けられる。そのような意図が無いのであれば、第 134R 項(a)との平仄をとるように第 134L 項(a)の要求事項の記載を見直し、要求されている手順をより明確にすることを提案する。
2. 第 134L 項では、見積りの方法についてのみ評価が求められており、仮定やデータについては(b)で必要に応じて追加の手続を行うことが求められていると理解している。更なる明確化のために、ISAE 3410 の A104 項 (その中で参照している ISAE 3410 第 45R 項を ED-5000 第 134R 項に読み替える) を、ED-5000 の適用指針に追加してはどうか。

第 134L 項の適用指針追加文案 :

一部の限定的保証業務では、業務実施者が、第 134R 項で特定された手順を一項目以上行うことが適切である。

限定的保証業務のリスク手続

17. 限定的保証業務において、合理的保証業務で行われるような重要な虚偽表示のリスクを識別・評価するのではなく、重要な虚偽表示が生じる可能性のある開示を識別するのに十分なリスク手続を立案・実施することを業務実施者に要求する ED-5000のアプローチを支持しますか。支持しない場合、どのようなアプローチを提案しますか。またその理由は何ですか。

(説明文書 セクション1-G 第98項から第101項参照)

全般的な回答: [Yes, with comments below](#)

詳細なコメント (もしあれば) :

1. ED-5000 第 96 項では、業務チーム・メンバーに加えて業務実施者の利用する主要な外部の専門家とも討議することが求められている。主要な外部の専門家も討議に参加することは重要であると考えているが、全ての状況において参加が求められる必要も無いと考えられるため、「必要に応じて (if necessary)」という用語を追加することで、必ずしも要求されない旨を明確にしてはどうか (下線部追加)。

修正文案 :

…and if necessary, any key practitioner’s external experts, shall discuss the susceptibility of the disclosures to material misstatement, …

2. 限定的保証業務のリスク手続に関しては、温室効果ガス報告に係る ISAE 3410 と ED-5000 の要求事項の差異（質問 3 へのコメント参照）に懸念がある。質問 3 への回答に記載のとおり、ED-5000 を適用する温室効果ガス報告の保証業務の場合であっても、ISAE 3410 と同じ手続を要求することにより、よりスムーズな現行実務（ISAE 3000（改訂）及び ISAE 3410 に準拠した保証業務）からの移行が実現できるのではないかと懸念がある。

グループ及び「連結」サステナビリティ情報

18. ED-5000が包括的な基準であることを認識した上で、ED-5000の原則主義に基づく要求事項が、グループのサステナビリティ情報に対する保証業務、又は事業体が「連結」サステナビリティ情報を表示するその他の状況の保証業務に適用できる点に同意しますか。同意しない場合、何を提案しますか。またその理由は何ですか。

(説明文書 セクション1-G 第102項から第107項参照)

全般的な回答: [Agree, with comments below](#)

詳細なコメント（もしあれば）:

包括基準だけでは不十分と考えるため、ISSA 5000 の下に設定する個別基準として、グループ及び連結に関する保証基準及びガイダンスを設定することが望まれる。

不正

19. ED-5000は、不正であるか誤謬であるかにかかわらず、サステナビリティ情報が重要な虚偽表示の生じやすさに与える影響に重点を置くことで、不正（グリーンウォッシュを含む）のトピックに適切に対処している点に同意しますか。同意しない場合、不正に更なる重点を置くために何を提案しますか。またその理由は何ですか。

(説明文書 セクション1-G, 第108項から第110項参照)

全般的な回答: [Agree, with comments below](#)

詳細なコメント（もしあれば）:

ED-5000 の A296 項（第 97 項の適用指針）と A406 項（第 138 項の適用指針）に重複感がある。適用指針の元になる要求事項により結びつくように、A296 項の記載を不正が生じやすい状況や要因に焦点を当てるなど、重複を削減するための工夫をしてはどうか。

ガバナンスに責任を有する者とのコミュニケーション

20. 経営者、ガバナンスに責任を有する者、その他の関係者とのコミュニケーションに関するED-5000のハイレベルな要求事項、及び伝達することが適切である可能性のある事項に関連する適用指針を支持しますか。同意しない場合、何を提案しますか。またその理由は何ですか。

(説明文書 セクション1-G 第111項から第112項参照)

全般的な回答: [No, with comments below](#)

詳細なコメント (もしあれば) :

ED-5000 第 62 項及び関連する適用指針では不足する場合があると考えている。ED-5000 は全てのサステナビリティ情報の保証業務に対応する包括基準として位置付けられているため、原則主義の要求事項になっていることは理解している。

一方で、各国又は地域において制度化された保証業務において ED-5000 が使用される場合を想定すると、財務諸表の監査と比較してコミュニケーションが求められる事項が不十分であると考えられる。ISA 260 (改訂)「ガバナンスに責任を有する者とのコミュニケーション」でコミュニケーションが求められているもののうち ED-5000 で要求事項となっていない事項 (例えば、業務実施者の責任、保証業務の計画、業務実施者の独立性) について、上場会社等 (listed entities) など一定の条件を満たした場合についてガバナンスに責任を有する者とのコミュニケーションを必須とするなど、条件付の要求事項を追加してはどうか。

報告に関する要求事項及び保証報告書

21. ED-5000の要求事項は、利用者の情報ニーズを満たす保証報告を促進するものですか。促進するものでない場合、保証報告書に含めることを要求すべきでない事項、又は保証報告書に含めるべき追加事項を具体的に示してください。

(説明資料 セクション1-G 第116項から第120及び第124項から第130項参照)

全般的な回答: [Yes, with comments below](#)

詳細なコメント (もしあれば) :

限定的保証業務の保証報告書の文例について、規範性のないガイダンス等を通じて、実施した手続の概要 (Summary of Work Performed) の記載例を充実させてはどうか。限定的保証の場合、実施した手続の内容が保証水準に影響することから、例示を示すことにより、どの程度の手続を実施することが期待されるのかを業務実施者が理解することにつながると考えられる。また、同様の状況下において一貫した実施した手続の概要の記載がなされることにつながり、保証報告書の多様性やそれに伴う利用者の混乱を避けるのに役立つのではないかと考える。

22. サステナビリティ保証業務に関して「監査上の主要な検討事項（KAM）」という概念には対処せず、IAASBが将来のISSAにおいてこの点を検討するというED-5000のアプローチに同意しますか。同意しない場合、何を提案しますか。またその理由は何ですか。

(説明資料 セクション1-G 第121項から第123項参照)

全般的な回答: [Agree \(with no further comments\)](#)

詳細なコメント（もしあれば）:

コメントなし。

23. 限定的保証業務における保証報告書の「結論の根拠」の区分に記載される、実施した作業の範囲と内容が合理的保証業務よりも著しく少ないという説明は、十分に強調されていますか。同意しない場合、何を提案しますか。またその理由は何ですか。

(説明文書 セクション1-G 第131項参照)

全般的な回答: [Yes, with comments below](#)

詳細なコメント（もしあれば）:

同様の適合修正を ISAE 3410 の文例 (Illustration 2) についても行う必要があるのではないかと。

その他の事項

24. ED-5000で対処すべき公共部門に関する考慮事項はありますか。

(説明文書 セクション1-I 第135項参照)

全般的な回答: [No \(with no further comments\)](#)

詳細なコメント（もしあれば）:

コメントなし。

25. ED-5000に関して、他に指摘したい事項はありますか。

全般的な回答: [Yes, as further explained below](#)

詳細なコメント（もしあれば）:

1. 経営者への質問 (ED-5000 第 131L 項及び第 131R 項)

ED-5000 第 131L 項及び第 131R 項では、分析的手続について、経営者 (management) に質問することになっている。第 17 項 (y) では、経営者は「事業体の業務執行について執行責

任を有する者をいう。一部の国又は地域における一部の事業者については、経営者には、ガバナンスに責任を有する者（例えば、ガバナンス委員会の役員又はオーナー経営者）の一部又は全部が含まれる。」と定義されており、状況によっては、実務上は経営者以外の適切な者に質問をすることも考えられる。実務を考慮し、また、ISAE 3410 第 48L 項及び第 43L 項と整合するように、「企業に質問」、又は ISA 315 (2019 年改訂) 第 14 項(a)に合わせて「適切な企業構成員に質問」という表現に変えてはどうか。

2. 保証業務の範囲 (ED-5000 第 74 項(c)、A198 項)

保証業務の範囲の適切性に関する ED-5000 の A198 項は、「適用される規準 (criteria)」が許容する場合は、一部分のサステナビリティ情報についてのみ保証を付す状況があることを示唆している。この点、国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB) が公表する IFRS S1 号及び IFRS S2 号 (以下「ISSB 基準」という。) 等の包括的な開示基準に基づく開示が行われる場合において、その一部の情報を保証業務の対象にする場合の考え方について、明瞭化が必要と考える。

例えば、IFRS S1 号第 72 項では、同基準への準拠表明に当たって全ての要求事項の遵守を求めている (注) が、一部の国又は地域の制度において、企業に対し、ISSB 基準に準拠した開示を求める一方で、保証対象範囲は特定のトピック又は側面に限定することが考えられる。また、包括基準にもとづくサステナビリティ開示が制度上要求されている場合に、任意保証の対象範囲を特定の指標情報等に限定することも考えられる。

これらのケースでは、ED-5000 の A198 項によれば、ISSB 基準等の包括的な開示基準 (の一部) を規準とする形での保証業務は認められず、会社が独自に設定した基準等が「適用される規準」である保証業務とすることは可能であるという理解している。しかしながら、ED-5000 からは不明瞭であり、この点明瞭化が必要と考える。

また、こうした保証対象範囲を限定する業務において、保証報告書における「適用される規準」の記載について、留意すべき事項についても明確化が図られることを望む。

(注) IFRS S1 基準第 72 項には以下の記載がある。「準拠表明—サステナビリティ関連財務開示が、IFRS サステナビリティ開示基準の全ての関連する要求事項に準拠する企業は、その準拠の旨の明示的かつ無限定の記述を含めなければならない。企業は、IFRS サステナビリティ開示基準の全ての要求事項に準拠していない限り、サステナビリティ関連財務開示が IFRS サステナビリティ開示基準に準拠していると表現してはならない。」

3. 参照先項番号

ED-5000 における以下の参照先項番号について、基準の最終化において再確認が必要と思われる。

- 第 102L 項(c) : 「A329 項～A332 項」ではなく、「A333 項～A336 項」ではないか。
- 第 134R 項(a) (ii) : 「A394R 項、A388R、A396 項」ではなく、「A394R 項及び A396 項」ではないか。
- A433 項 : 「第 3 項」ではなく「第 4 項」ではないか。

パート C：一般的なコメントの要請

IAASB は以下に示す事項についての意見も募集しています。

26. 翻訳—多くの回答者が最終版のISSAを翻訳してそれぞれの環境で適用することを意図していることを認識し、IAASBは、回答者がED-5000をレビューする過程で気づいた潜在的な翻訳上の問題についての意見を歓迎します。

全般的な回答: No response

詳細なコメント (もしあれば) :

コメントなし。

27. 適用日 – セクション1-I 「その他の事項」の第138項で説明しているとおり、本基準の適切な適用日は、最終基準の承認から約18カ月後に開始する期間、又は当該承認から約18か月後の特定の時点について報告されるサステナビリティ情報に係る保証業務だとIAASBは考えています。早期適用も認められ、奨励されます。ISAの有効な適用を支援するための十分な期間が提供されている点について同意しますか。同意しない場合、何を提案しますか。またその理由は何ですか。

全般的な回答: Agree (with no further comments)

詳細なコメント (もしあれば) :

コメントなし。

以 上

日本公認会計士協会における周知活動

監査・保証基準委員会有識者懇談会


2024/1/29

配付資料No.903

国際関係

- ▶ [10分でわかる！2023年9月ボード会議](#)
- ▶ [サステナビリティ保証 特設ページ](#)
 - ◆ [【Sustainability Assurance Insights】_Vol.1~5](#)

国内関係

- ▶ 四半期開示制度の見直し関連 ([特設ページ](#))
 - ◆ [公開草案](#) (コメント期限：2024年1月22日)
 - ・ 四半期レビュー基準報告書第1号「四半期レビュー」の改正 (公開草案)
 - ・ 期中レビュー基準報告書「独立監査人が実施する期中財務諸表に対するレビュー」 (公開草案)
 - ◆ [【四半期開示制度の見直しに関する留意点 Vol. 1】レビュー編](#)
 - ◆ [【四半期開示制度の見直しに関する留意点 Vol. 2】後発事象、レビュー時間編](#)
- ▶ [内部統制報告制度の見直しに関するパネルディスカッション](#) (アーカイブ配信期限：2025年3月31日)
- ▶  JICPA_監査・保証関連情報 ([@jicpa_audit](#))

